裾野市史

第三巻　資料編　近　世

題字　市川　武



1　裾野市域全景

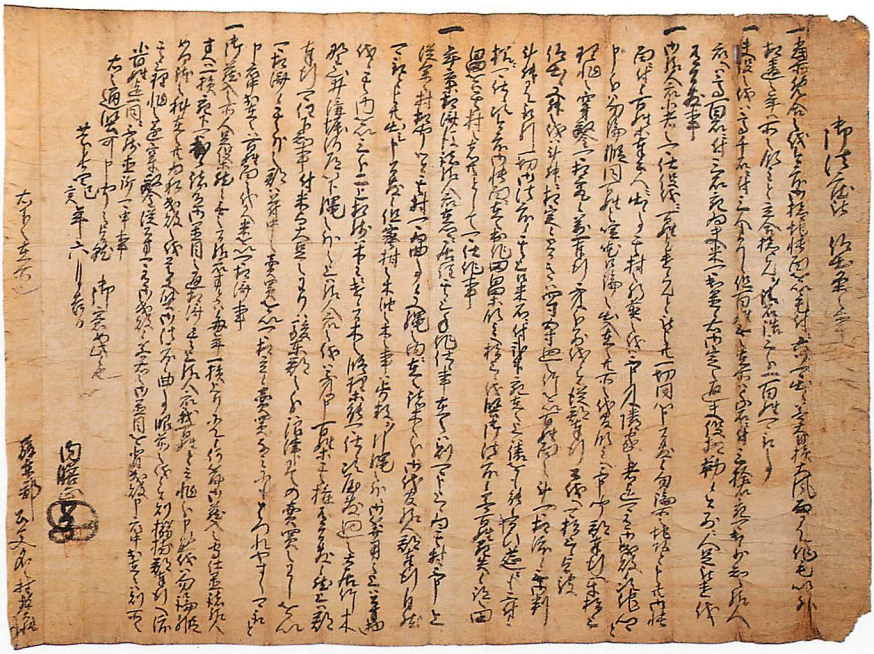

2　横田村詮法度



3　定輪寺領門前諸役免除井出正次手形

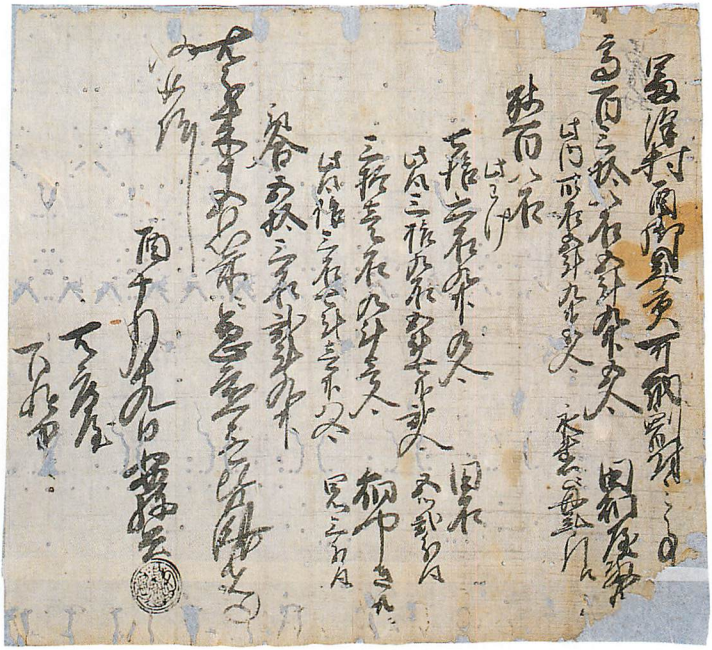

4　富沢村年貢割付状

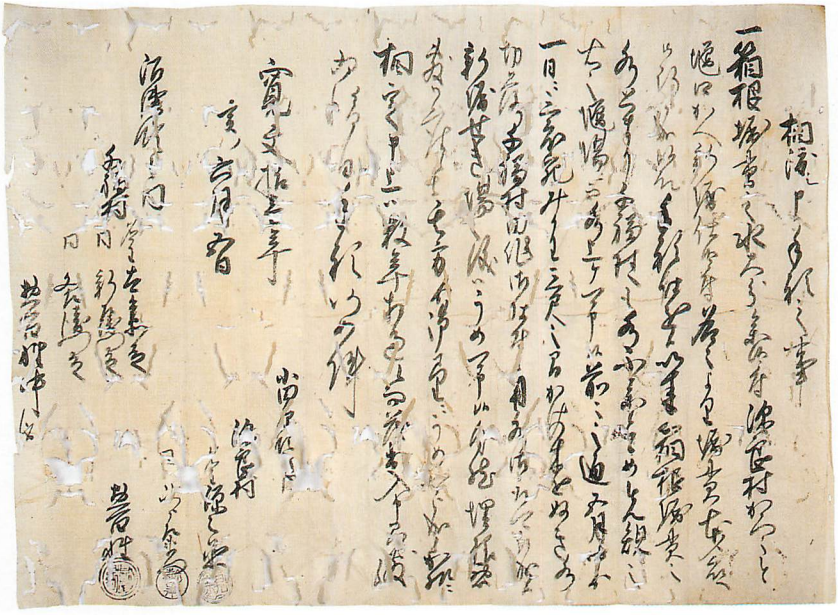

5　深良村かろうと堰口替新堀につき名主源之丞らより千福村へ通水保証手形



6　富士郡六七ヵ村と須山村の境論裁許状絵図



7　柏木家屋敷跡



8　下湯山家長屋門



9　上湯山家表門・居屋敷

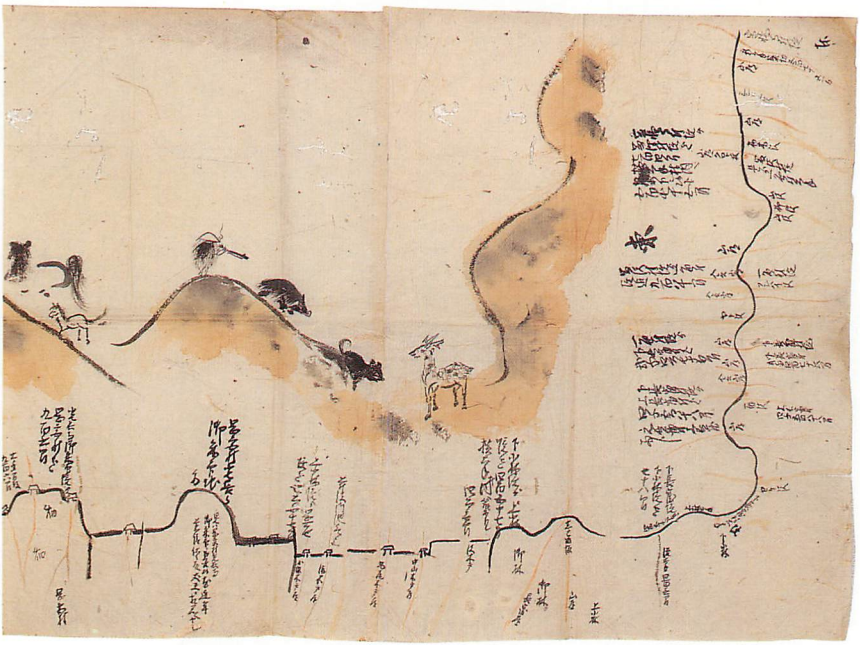

10　拾六ヵ村猪鹿除囲土手麓絵図(部分)

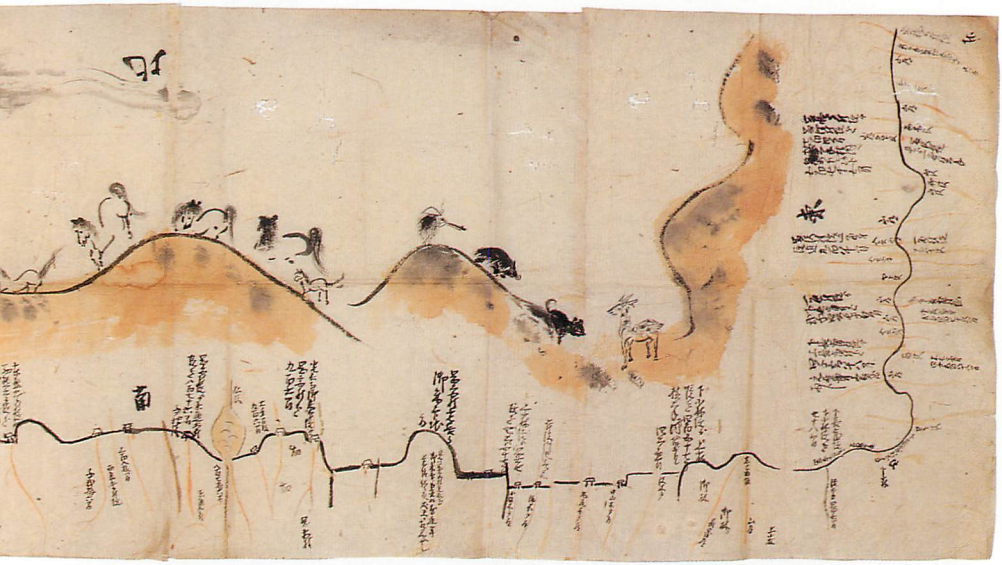

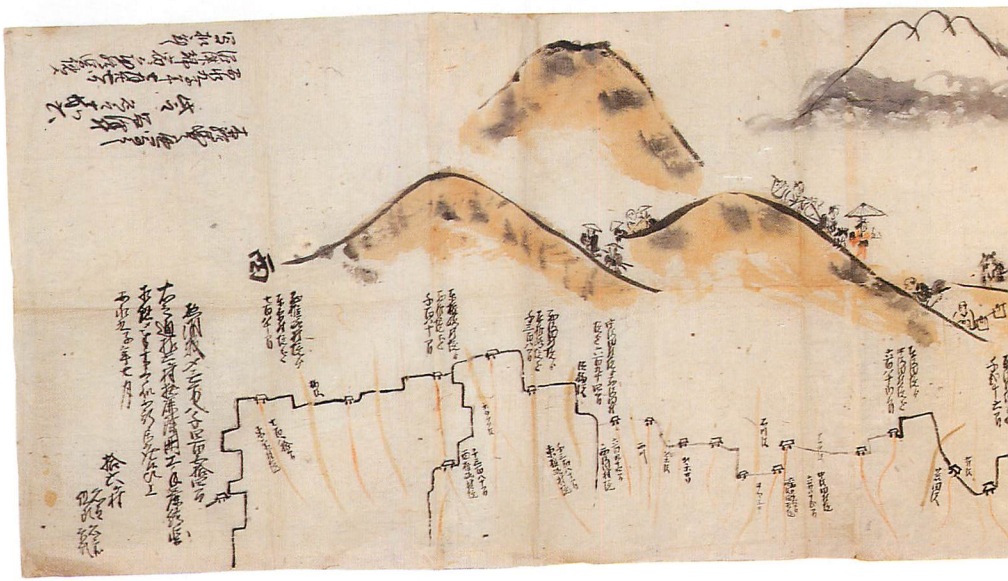

11　拾六ヵ村猪鹿除囲土手麁絵図(全体)



12　定輪寺宗祇墓苑

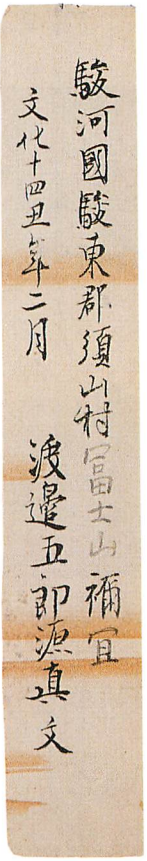

13　須山村禰宜渡邉真文国学者竹村茂雄へ入門につき名簿



14　須山村御師土屋正澄国学者竹村茂雄へ入門につき名簿



15　須山村御師渡邉隼人祐辞世

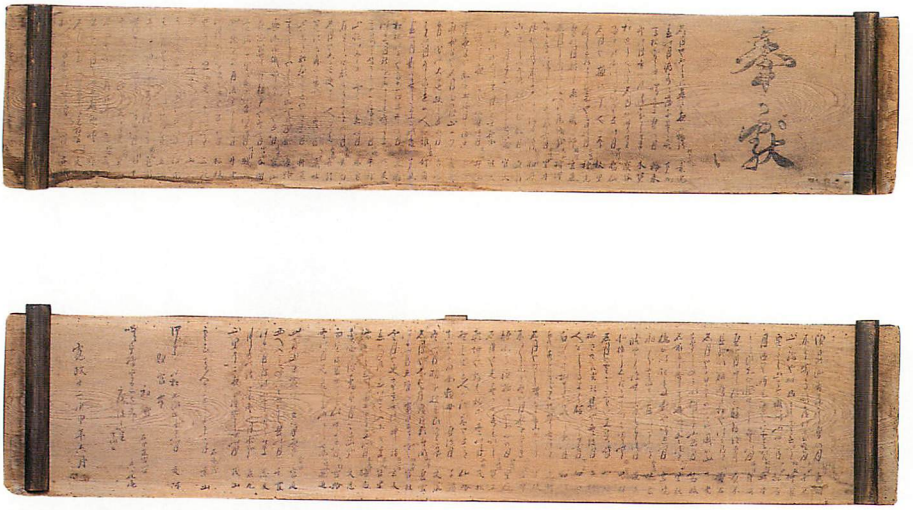

16　須山村富士浅間社奉納句額

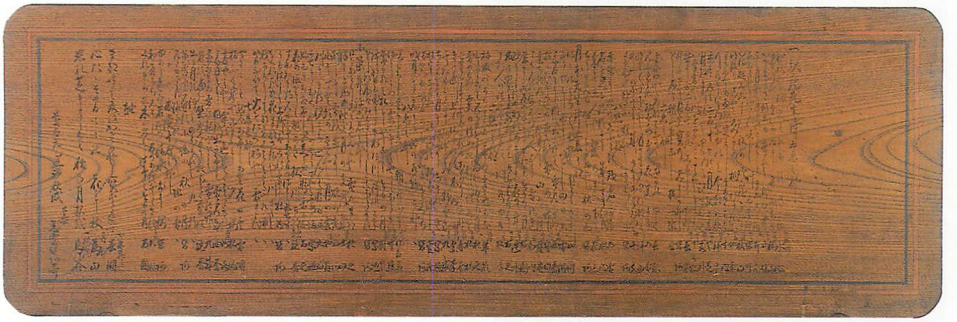

17　今里村浄土院奉納句額



18　二ツ屋村菅沼家墓地



20　柳澤文溪教本

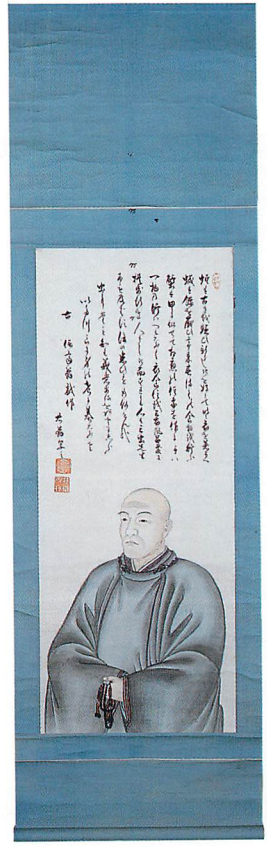

19　柳澤文溪肖像



21　御宿村相役名主入札

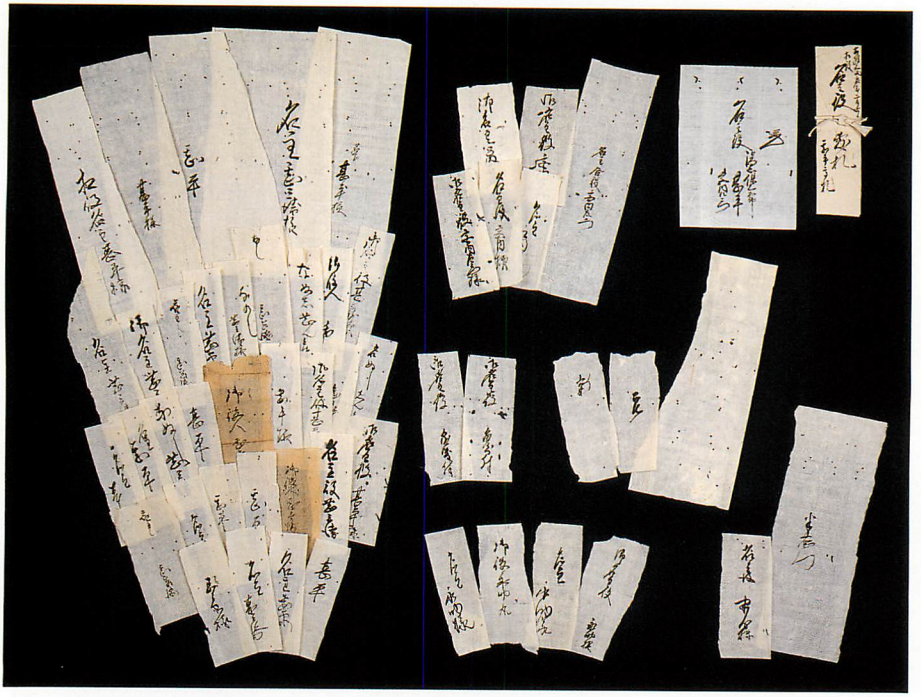



22　須山村富士浅間社



23　須山村富士浅間社棟札



24　茶畑村滝頭順礼供養塔群



25　茶畑村他二十二ヵ村建立唯念名号碑(願生寺)

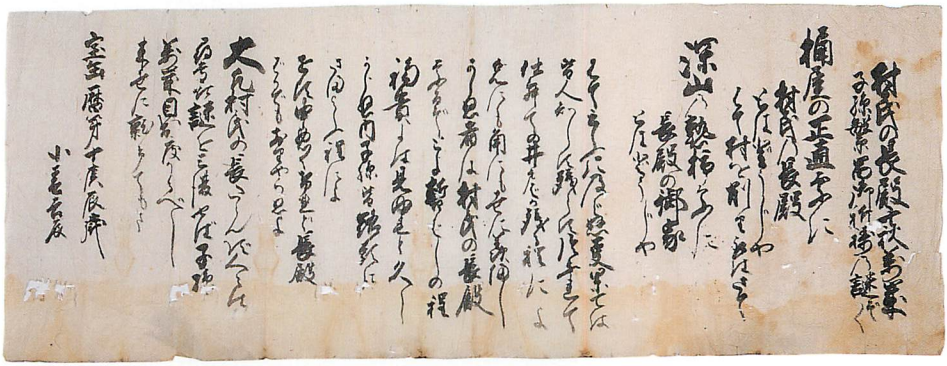

26　白隠慧鶴「長殿の謎々」(写)

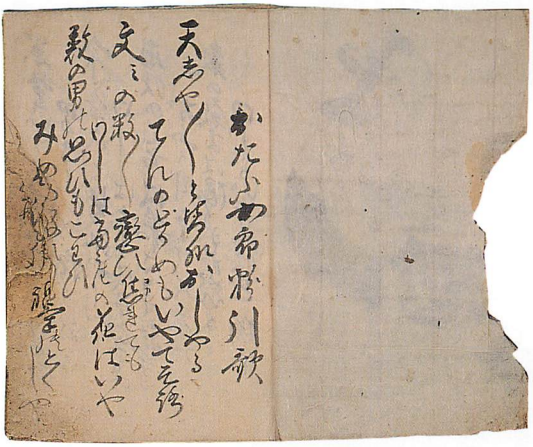

28　白隠慧鶴「おたふく女郎粉引歌」(写)



27　白隠慧鶴「おたふく女郎粉引歌」(写)　表紙

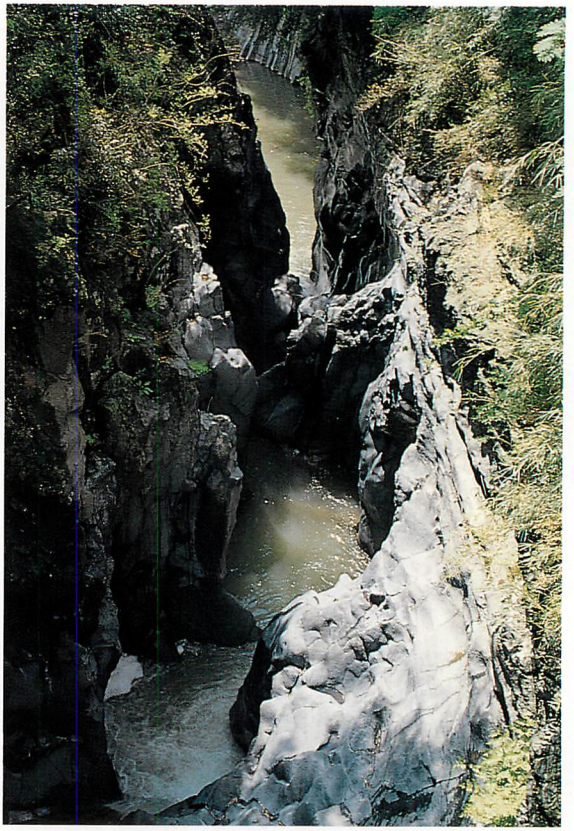

29　地方霊場景ケ島



30　依京寺

発刊のことば



裾野市長　大橋俊二

裾野市史編さん事業発足以来、関係各位の多大なご尽力により、すでに刊行されている「資料編　深良用水」「資料編　考古」「資料編　近現代Ⅰ」「資料編　古代・中世」に引き続いて、第五巻目となる「資料編　近世」が発刊するはこびとなりました。

本巻は天正十八年より明治四年の資料編であり、近世資料といたしましては、「深良用水」に続くものであります。掲載資料は三七三点であり、内容は、村を中心とした構成になっております。

当時の庶民の趣味や娯楽などの暮らしぶりが庶民の観点から書かれたものになっているなど、民俗学的にも大変、興味深いものではないかと思っております。

市史は全部で十巻が発刊される予定であります。当巻は五巻目であり、これにより半分が編さんされたことになります。残りの発刊は民俗、近現代Ⅱ、通史二冊、図説の五巻となります。

市史が市民や研究者等、多くの方々に幅広く活用され、郷土に対する理解が深まり、更には郷土を愛する気持ちにつながっていくことができれば、これ以上の喜びはありません。今後とも市史編さん事業に対し、より一層のご協力、ご支援をお願いするものであります。

終わりにあたり、貴重な資料を快く提供していただいた所蔵者の皆様や、多忙な中、資料調査・編集にご尽力いただきました委員をはじめ関係者の方々に厚く、お礼申し上げます。

『裾野市史 資料編 近世』の刊行にあたって

裾野市史編さん専門委員　高橋　敏

『裾野市史資料編近世』は、第三巻として平成二年度の資料編「深良用水」に引き続き近世部会の編集によって刊行されます。

裾野市史の近世は、天正十八年（一五九〇）から明治四年（一八七一）までの二八二年を取り扱っています。

近世は、江戸時代と呼ばれ、親しまれておりますように、今日でも身近な日常生活の中に生きつづけている「村」や「家」が誕生し、定着した時代でありました。

地域の変貌が激しかったにもかかわらず、今日なお、裾野市域には往時の人々が生活していた村や家の面影を残す光景や佇いに事欠きません。

かつて近世、そして村といえば、幕府、大名、旗本などの武士が村々の農民を支配していたという制度の歴史で述べられるのが通例でありました。ここからは、支配した武士と支配された村の役人や戸主の関係は明らかになっても、村に生きた人々の実像は見えて来ません。女性や若者、子供、老人の姿が

見えないのです。そして農民も余所行きの顔したものばかりです。

裾野市史の「資料編近世」は、支配・制度を掌握した上に、出来うる限り裾野地域の村々に生きた人々の実像が見えて来るような編集を心がけました。家と家族に注目した構成案の下に、衣食住等の生活の実態が明らかとなるような私文書を努めて収録することにしました。資料編であるために、一般には難解な個所がありますが、熟読していただければ、往時の人々の様々な表情や暮らしぶりが彷彿として来るような資料の選択に努めたつもりであります。そのため、文書資料のみならず、石造物、扁額の調査・収集も行いました。

それにしても、本書の収載限度からくる制約は厳しいものがありました。裾野市史近世部会が収集した資料の量は膨大でありました。文書資料だけでも一万四千余点、金石文その他を加えれば一万五千点に近い点数でありました。裾野市史編さん準備室以来の故大庭景申先生はじめ先人の血と汗の結晶です。三次にわたった選択作業は難行苦行の連続でありました。誠に残念ですが、最終的には僅か三七三点の資料しか収録することが出来ませんでした。このため、多くの貴重な資料の掲載を断念せざるを得ませんでした。

このように課題が残されましたが、本書を通して裾野市域の近世の村と家、そしてこの地域に生きた人々の生活の一端を知っていただけるものと確信しています。

最後に、御援助、御協力をいただいた関係各位に深甚の謝意を表したいと存じます。かつてない不況

の中、苦しい逼迫した市財政にもかかわらず市史編さんに熱意を傾けつづける市長はじめ市当局に対し心底より敬意を表します。また、いつも乍ら、市史編さんに絶大な協力を惜しまれない資料所蔵者各位に厚く御礼申し上げます。

本書の刊行は、多くの人々の共同作業によって成就しました。資料の調査・整理・筆写・撮影・印刷等、それぞれの過程でお力添えをいただいた皆さんに感謝を捧げたいと思います。

なお、鈴木芳子裾野市立鈴木図書館名誉館長には、裾野市域にのこる近世の面影をスケッチした扉絵の制作をお願いしました。快く御引き受け下さり本編各章の扉を飾ることが出来ました。往時の裾野の村と人々の暮らしに思いをはせるきっかけになればと思います。付記して御労苦に担当者一同深甚なる謝意を表したいと思います。

凡例

一　本資料編は、近世を対象に慶長四年（一五九九）から明治十八年（一八八五）までの三七三点の関係資料を収録した。

一　本書は七章から構成され、資料には検索上の便宜をはかるため通し番号を付した。

一　字体は常用漢字にあるものはこれを使用し、異体字、変体仮名は正字に改めた。但し、者、江、而、茂、ゟ、〆等は例外として残した。また、人名、地名等の固有名詞については、原文書通りとした。

一　本文には読みやすさを考え、読点（、）および並列点（・）を付した。

一　本文中の敬語のための欠字には一字、平出、台頭は二字あけとした。

一　本文の文字については原則として誤字、文意不明の個所については（ママ）、敷衍の個所には（衍）、脱字とおもわれる個所には（脱カ）を付した。

一　本文中の欠損・汚損・虫喰・判読不能等による不明の個所については字数の明らかな部分は字数により□□であらわし、字数不明の場合には┌　┘等で示した。

一　本文中の抹消部分は〳〵で示し、訂正の部分についてはその文字を傍記した。

一　本文中に端裏書・奥書・裏書・朱筆・朱印・付箋等のある場合は「　」で記し、（　）で肩書に注記した。

一　冊子の表紙は□で囲み、右肩に（表紙）と注記した。

例　凡

一　繰り返し記号として漢字一字は「々」、二字は「〳〵」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」を用いた。

一　印記の記載は、印が捺印されているものは㊞とし、捺印なく印と記したものは印とのみ記した。また花押についても花押の署記あるものは(花押)とし、ただ花押とのみ記したものは花押とした。

一　収録資料には各資料の末尾に所蔵者名、出典等を明記した。

一　そのほか編者が注記したものは「注」として記載した。

近　世　総目次

口　　絵
発刊のことば　　裾野市長　大橋俊二　一
『裾野市史　資料編　近世』の刊行にあたって　　裾野市史編さん専門委員　高橋　敏　三
凡　　例……七
資料目次……一三
扉絵目次……四〇
口絵目次……四一
第一章　近世裾野の成立……四三
　第一節　近世初期の裾野……四五
　第二節　深良用水……九一

第二章　村々の概況……九
第三章　村々の支配……二〇五
第四章　村の政治と経済……二八三
第一節　村の政治……二八五
1　村役人……二八五
2　村議定……三一〇
3　村の訴訟……三一七
4　入会争論……三五六
5　村の事件……三六七
第二節　村の経済……三七三
1　村入用……三七三
2　村の諸負担……三八〇
3　村の産業……三九八
4　村の金融……四三〇
5　村の災害……四四〇

6　愛鷹牧……四七七
第五章　村の生活と文化……五〇三
第一節　村の人々……五〇五
1　身分・階層……五〇五
2　村　役……五一三
3　職　人……五二三
4　若　者……五二五
5　子供と老人……五三七
6　女　性……五四二
第二節　村の教育と文化……五六三
1　村の教育……五六三
2　村の文化……五八一
第三節　村の信仰……六〇三
1　村の信仰……六〇三
2　富士山をめぐる信仰……六二四

第六章　家と家族……六六五
第一節　家の相続……六八七
第二節　家の経営……七一〇
第三節　家産と消費……七二九
第四節　家族と儀礼……七七七
第五節　家の信仰……八三三
第七章　幕末維新の裾野……八六九
解　説……八八五
掲載資料所蔵者別一覧……九九五
あとがき……一〇一五
裾野市史編さん関係者……一〇一七

近　世　資料目次

第一章　近世裾野の成立

第一節　近世初期の裾野

一　慶長　四年（一五九九）　六月　吉日　横田村詮法度 …… 四五
　　七月　吉日　「横田村詮法度」の異同部分のみ抄出 …… 四五
二　〔慶長四年（一五九九）〕　八月二七日　年貢納入につき横田村詮折紙 …… 四七
三　〔慶長四年（一五九九）〕　八月二七日　上田村肝煎交替につき横田村詮折紙 …… 四八
四　〔慶長四年（一五九九）〕　九月二九日　上田村肝煎任命につき横田村詮折紙 …… 四八
五　慶長　六年（一六〇一）　一一月二三日　定輪寺領・門前諸役免除并出正次手形 …… 四八
六　慶長　七年（一六〇二）　一二月一〇日　定輪寺への徳川家康寄進状写 …… 四九
七　慶長　九年（一六〇四）　八月　御宿村永荒帳 …… 五〇
八　〔慶長一九年（一六一四）〕　四月　九日　定輪寺村諸役免除につき長野清定手形写 …… 五三
九　〔元和五年（一六一九）〕　九月一三日　定輪寺村諸役免除につき今宮惣左衛門手形写 …… 五三
一〇　〔元和六年（一六二〇）〕　九月二四日　茶畑村指出 …… 五三
一一　〔元和七年（一六二一）〕　一〇月一九日　富沢村年貢割付状 …… 五四

一三　〔元和八年（一六二二）〕　九月一一日　茶畑村指出……一四
一三　〔元和八年（一六二二）〕　九月一二日　茶畑村指出覚……一五
一四　寛永　八年（一六三一）　一〇月二八日　須山村年貢割付状……一七
一五　寛永一〇年（一六三三）　一一月二一日　富沢村年貢割付状……一七
一六　寛永一九年（一六四二）　七月二六日　御宿村、代官より法度請書……一八
一七　寛永一九年（一六四二）　一一月一〇日　富沢村年貢割付状……一九
一八　〔正保二年（一六四五）〕　二月二三日　茶畑村小物成請取状……二〇
一九　〔正保二年（一六四五）〕　二月二九日　茶畑村小物成請取状……二〇
二〇　正保　二年（一六四五）　一二月二九日　茶畑村家次代納金請取状……二一
二一　正保　五年（一六四八）　四月一四日　御宿村宮内左衛門隠田一件につき訴状……二一
二二　慶安　元年（一六四八）　八月　九日　御宿村宮内左衛門隠田一件につき手形……二三
二三　慶安　三年（一六五〇）　一〇月二六日　深良村指出……二三
二四　慶安　五年（一六五二）　正月一四日　千福村五人組手形……二四
二五　承応　二年（一六五三）　二月二五日　御宿村、代官より法度請書……二五
二六　承応　二年（一六五三）　三月一一日　御宿村、代官より法度請書……二七
二七　承応　二年（一六五三）　七月　二日　御宿村新田夫殺し一件につき手形……二九
二八　承応　二年（一六五三）　一二月二二日　御宿村、代官より法度請書……三〇

二九　明暦　三年（一六五七）　三月一一日　御宿村惣百姓役高名寄帳……七三
三〇　万治　二年（一六五九）　八月　御宿村上野原新田六右衛門家寺請証文……七四
三一　寛文　二年（一六六二）　一一月一三日　御宿村宗門改帳……七五
三二　寛文　七年（一六六七）　一〇月　石脇村年貢割付状……八三
三三　寛文　九年（一六六九）　一一月一二日　富士郡六七ヵ村と須山村の境論裁許状……八三
三四　寛文一一年（一六七一）　正月一六日　御宿村五人組手形……八四
三五　延宝　二年（一六七四）　三月二三日　御宿村検地につき起請文前書……八七
三六　延宝　二年（一六七四）　一一月　千福村、代官より年貢皆済以前の米売買禁止法度請書……八八
三七　延宝　五年（一六七七）　四月　四日　茶畑村検地色付相違につき一札……八九
三八　年未詳　千福村検地後の石盛変更等につき一ツ書……九〇

第二節　深良用水

三九　寛文一一年（一六七一）　六月　五日　深良村かろうと堰口替新堀につき名主源之丞らより千福村へ通水保証手形……九一
四〇　延宝　七年（一六七九）　六月二八日　富沢村勘兵衛ら沼津代官領辰之御撰米金納請負手形……九二
四一　延宝　七年（一六七九）　七月　二日　富沢村勘兵衛沼津代官領辰之御撰米上納金目録……九三
四二　貞享　四年（一六八七）　一〇月　御宿村箱根水掛畑田成上穀米出反歩帳……九五

第二章　村々の概況

四三　延宝　五年（一六七七）　七月　下和田村明細帳……一〇一
四四　延宝　五年（一六七七）　一一月　茶畑村明細帳……一〇四
四五　貞享　三年（一六八六）　四月一五日　須山村指出帳……一一三
四六　貞享　三年（一六八六）　四月一六日　佐野村・二本松新田指出帳……一一九
四七　貞享　三年（一六八六）　四月一六日　今里村指出帳……一二六
四八　貞享　三年（一六八六）　四月一七日　公文名村・稲荷村差出帳……一三〇
四九　元禄一一年（一六九八）　七月　千福村差出帳……一三六
五〇　延享　二年（一七四五）　六月　岩波村明細帳……一四二
五一　延享　二年（一七四五）　七月　水窪村書上銘細帳……一四九
五二　安永　五年（一七七六）　七月　大畑村戸口・馬数書上……一五五
五三　安永　五年（一七七六）　七月　富沢村戸口・馬数書上……一六五
五四　安永　六年（一七七七）　八月　葛山村明細帳……一六六
五五　寛政　九年（一七九七）　三月　御宿村明細帳……一七五
五六　文化一三年（一八一六）　平松新田書上帳……一七九
五七　文政一一年（一八二八）　九月　葛山・上ヶ田・金沢三ヵ村見分書上帳……一八一

五八　天保　七年（一八三六）　四月　金沢村銘細書上帳……一八四
五九　慶応　四年（一八六八）　七月　石脇村差出帳……一九一
六〇　慶応　四年（一八六八）　七月　麦塚村指出帳……一九六
六一　慶応　四年（一八六八）　七月　深良村明細帳……二〇〇

第三章　村々の支配

六二　元禄　二年（一六八九）　正月二九日　生類憐みの令茶畑村請書……二〇七
六三　元禄　九年（一六九六）　正月　火の用心配符触茶畑村請書……二一一
六四　元禄一一年（一六九八）　七月一〇日　葛山村松平大八郎知行につき申渡書……二一四
六五　正徳　二年（一七一二）　八月　代官伊奈半左衛門宛巡見使派遣触書……二一四
六六　寛延　二年（一七四九）　駿東郡小田原藩領村々歩中間勤高割賦帳……二一七
六七　明和　三年（一七六六）　正月　旗本松平氏江戸賄金割賦帳……二一九
六八　安永　八年（一七七九）　一二月　村方取締りにつき茶畑村請書……二二三
六九　天明　五年（一七八五）　四月　小田原藩領村々松尾佐久太支配継続願……二二八
七〇　天明　八年（一七八八）　三月　巡見使通行につき下郷村々など賄一体願……二三〇
七一　寛政　三年（一七九一）　九月一〇日　小田原藩領村々質素倹約令……二三一
七二　享和　元年（一八〇一）　七月一七日　博奕御禁制につき茶畑村・平松新田請書……二三五

一三　文政　五年（一八二二）　九月　旗本松平氏知行所村々国役金取立帳……二四三
一四　天保一四年（一八四三）　一一月　旗本稲葉氏御陣屋勝手控帳……二四八
一五　嘉永　元年（一八四八）　九月　荻野山中藩江戸屋敷賄金千両の内御宿村割合帳……二五七
一六　嘉永　二年（一八四九）　八月　荻野山中藩家老巡村諸用留……二六五

第四章　村の政治と経済

第一節　村の政治

1　村役人

一七　明暦　三年（一六五七）　八月一〇日　千福村庄屋、年貢割本宿につき取極証文……二八五
一八　元禄一〇年（一六九七）　六月一九日　茶畑村組頭・百姓代任命願……二八五
一九　享保一九年（一七三四）　六月　深良村跡名主へ諸帳面・書付引渡証文……二八六
二〇　明和　二年（一七六五）　一一月　茶畑村名主諸帳面・書物請取帳……二八九
二一　寛政一〇年（一七九八）　九月一八日　大畑村名主諸帳面・書物引継ぎ覚……二九三
二二　文化　八年（一八一一）　四月一一日　茶畑村名主見習任命願書……二九四
二三　文化一〇年（一八一三）　正月　吉日　御宿村組頭年中御用出勤控……二九五
二四　文政　八年（一八二五）　七月　佐野村名主大借用欠落一件片付方取極め一札……三〇〇
二五　文政一一年（一八二八）　正月　吉日　小田原藩領名主惣代順番帳……三〇三

八六　安政　三年(一八五六)　二月　六日　御宿村相役名主入札……二〇四
八七　安政　三年(一八五六)　御宿村村方組親出会着到帳……二〇六
八八　年未詳　御宿村水帳村役人へ引渡しにつき願書……二〇九

2　村議定

八九　元禄一三年(一七〇〇)　二月一五日　茶畑村村議定……二一〇
九〇　宝暦　三年(一七五三)　九月　旗本稲葉氏申渡深良村百姓請書帳……二一三
九一　天明　二年(一七八二)　一二月　富沢村年貢納方などにつき取極連印一札……二一七
九二　天明　六年(一七八六)　一〇月　富沢村不埒者入札開札封印につき連判証文……二一九
九三　文化　五年(一八〇八)　一二月　大凶作につき山方十ヵ村申合に富沢村惣百姓連印……二二一
九四　文化　七年(一八一〇)　三月　博奕・強訴・飲酒禁制につき葛山村中定書……二二三
九五　文化　八年(一八一一)　正月　葛山村年貢未進多人数につき名主役継続のため村方倹約取極め証文……二二五

3　村の訴訟

九六　正徳　五年(一七一五)　正月　金沢村組頭諸事私欲につき罷免願……二二七
九七　享保　元年(一七一六)　一二月　五日　深良村貸金出入裁許状……二三〇
九八　享保一九年(一七三四)　一一月　深良村名主不埒金一件訴状……二三二

九九　寛保　二年（一七四二）　八月　御宿村・千福村村境定書……三四
一〇〇　明和　三年（一七六六）　二月　深良村名主諸事不埒につき吟味願……三四
一〇一　明和　四年（一七六七）　四月　深良村村役人残らず退役後、組頭入札につき連印一札……三四
一〇三　嘉永　七年（一八五四）　五月　二日　久根村取締役・名主役不正一件につき小前惣代より役儀罷免願……三五
一〇三　嘉永　七年（一八五四）　五月　役儀不正一件につき久根村取締役返答書……三五
一〇四　安政　六年（一八五九）　正月　葛山村村役につき村方一同詫入証文……三五

4　入会争論

一〇五　慶安　五年（一六五二）　二月二四日　山論につき御宿村より小田原藩へ下知願……三五
一〇六　承応　三年（一六五四）　三月一一日　深良村持山境書上手形……三五
一〇七　承応　三年（一六五四）　三月一一日　山境につき佐野村他三ヵ村連判手形……三五
一〇八　承応　三年（一六五四）　三月一五日　水窪村他三ヵ村入会山につき差上書……三五
一〇九　万治　二年（一六五九）　三月一六日　入会山通行につき金沢村他二ヵ村訴状……三五
一一〇　寛文一二年（一六七二）　七月二六日　大畑村・佐野村と山境出入につき千福村訴状……三六
一一一　寛文一二年（一六七二）　九月　五日　千福村と山境出入につき佐野村訴状……三六
一一三　寛文一二年（一六七二）　一二月一八日　千福村・佐野村山出入につき済口証文……三六

一一三　元禄一一年（一六九八）　一一月二二日　佐野村と山出入につき久根村詫状……三六二
一一四　元禄一二年（一六九九）　四月　印野村と大野山争論につき下筋村々訴状……三六三
一一五　正徳　三年（一七一三）　六月　四日　平松新田他三新田・佐野村と富沢村他二ヵ村入会山論につき裁許状……三六五

5　村の事件

一一六　安永　九年（一七八〇）　二月　六日　茶畑村山火事失火の者より村役人へ書付……三六七
一一七　天明　三年（一七八三）　二月　九日　茶畑村出火者始末口上書……三六七
一一八　天明　八年（一七八八）　九月　茶畑村願称寺住職博奕詫状……三六九
一一九　文政　八年（一八二五）　六月　箱根宿の者深良村山内不法薪刈取一件につき訴状……三七〇
一二〇　文政　八年（一八二五）　八月　箱根宿の者深良村山内不法薪刈取一件詫状……三七二

第二節　村の経済

1　村入用

一二一　元禄一四年（一七〇一）　一二月　御宿村諸役諸入用割帳……三七三
一二二　嘉永　六年（一八五三）　六月二一日　茶畑村村入用金借用覚……三七七
一二三　嘉永　七年（一八五四）　正月　富沢村村入用控帳……三七八

2　村の諸負担

一二四　万治　元年（一六五八）　一二月二五日　茶畑村炭十分一税受取手形……三八〇
一二五　元禄　七年（一六九四）　七月二一日　小田原藩領村々柿渋代上納覚……三八〇
一二六　宝暦　七年（一七五七）　一二月　小田原藩領村々借用金出入雑用帳……三八一
一二七　明和　六年（一七六九）　一二月　小田原藩領四ヵ村駿府町奉行所御貸付金借用手形……三八七
一二八　弘化　三年（一八四六）　一二月　沼津藩江戸屋敷御小人奉公人請状……三八九
一二九　嘉永　四年（一八五一）　一一月　入牢者賄方につき富沢村請書……三八九
一三〇　安政　七年（一八六〇）　二月　五日　葛山村村内暮方並に内借金高書出帳……三九一
一三一　安政　七年（一八六〇）　三月　葛山村上納金借用証文……三九六
一三二　文久　元年（一八六一）　一二月　葛山村村方賄金借用証文……三九七

3　村の産業

一三三　寛文一三年（一六七三）　六月一六日　拾分一出し物、三島へ隠通り間敷旨茶畑村百姓連印手形……三九八
一三四　享保二〇年（一七三五）　一二月　小竹上方廻し分取り扱い、沼津町人覚……四〇〇
一三五　元文　五年（一七四〇）　六月一三日　甲州往来商人荷物継送の口銭取につき水窪村他三ヵ村訴訟熟談一札……四〇一

一三六　天明　元年（一七八一）　五月　郡内鹿留村種屋蚕種売弘めにつき証文一札……四〇六
一三七　〔天明二年（一七八二）〕　五月一三日　拾分一番所建替につき二ツ屋新田・平松新田百姓家借用願……四〇八
一三八　寛政　二年（一七九〇）　三月二〇日　茶畑村諸品引下げ売買値段書上……四〇八
一三九　寛政　二年（一七九〇）　三月　茶畑村諸色値段引下げの触につき承知一札……四一〇
一四〇　寛政　五年（一七九三）　一一月　富沢村薩摩芋当年作方大積……四一〇
一四一　寛政　七年（一七九五）　一〇月　佐野村酒造仕込改につき届……四一一
一四三　寛政　九年（一七九七）　一一月　愛鷹山炭焼出しにつき山付村々願書……四一二
一四三　寛政一一年（一七九九）　一〇月　茶畑村炭山、湯ヶ島村百姓へ売渡につき証文……四一三
一四四　寛政一一年（一七九九）　一二月一二日　茶畑村炭山入札控帳……四一四
一四五　文化　三年（一八〇六）　四月　茶畑村水車持主、田地用水につき水下の者へ差障りなき旨一札……四一五
一四六　文化　七年（一八一〇）　一〇月　継場口銭一件につき水窪村・佐野村・神山村取替一札…四一六
一四七　文政　九年（一八二六）　九月　金沢村百姓、生国近江へ引取につき酒売掛取り扱い願…四一六
一四八　文政一〇年（一八二七）　六月　江戸問屋と荷物滞り訴訟につき内済議定書取交わし証文……四一八
一四九　文政一〇年（一八二七）　九月　二日　甲州往来荷物継送の口銭につき評定所掛り一件……四一九

一五〇　天保　元年（一八三〇）　一二月　御宿村半七酒造高諸道具御改御請印帳……四三
一五一　嘉永　三年（一八五〇）　二月　六日　茶畑村職人鑑札の威光を借り故障申掛一件につき願書…四三五

4　村の金融

一五二　延享　三年（一七四六）　二月二六日　定輪寺村伊兵衛無尽定証文……四三〇
一五三　天保　五年（一八三四）　一一月　定輪寺無尽深良村文明寺落札につき一札……四三〇
一五四　天保　八年（一八三七）　三月　今里村報徳米拝借証文……四三一
一五五　天保一〇年（一八三九）　六月　荻野山中藩殿様利運講連名控帳……四三三
一五六　嘉永　四年（一八五一）　一一月　頼母子講連名帳……四三五
一五七　万延　元年（一八六〇）　三月　小田原難村講連名帳……四三六

5　村の災害

一五八　宝永　四年（一七〇七）　一一月　須山村土屋伊太夫富士山噴火事情書……四四〇
一五九　元文　三年（一七三八）　九月　富沢村風損につき年貢米二五俵免除願……四四一
一六〇　延享　二年（一七四五）　八月　富沢村麦作違作につき定免願……四四二
一六一　明和　八年（一七七一）　九月　大畑村旱魃につき年貢用捨願……四四三
一六二　天明　四年（一七八四）　正月　富沢村飢人改書上帳……四四四
一六三　天明　八年（一七八八）　一一月　富沢村不作につき金三〇両拝借願……四四六

一六四　文化　四年（一八〇七）　八月　富沢村愛鷹山牧場狼防の儀免除願……四四七
一六五　文化一〇年（一八一三）　七月　大畑村竹の実結につき書上……四四八
一六六　文化一三年（一八一六）　九月　葛山・上ヶ田・金沢三ヵ村風損につき年貢免除願……四四九
一六七　文化一四年（一八一七）　一一月　下郷村々郷蔵囲籾高書上……四五〇
一六八　文政　三年（一八二〇）　二月　葛山村疫病流行による潰れ百姓相続につき拝借金願書…四五一
一六九　〔天保七年（一八三六）〕　御宿村施金米覚帳……四五三
一七〇　天保　九年（一八三八）　一一月　葛山村潰れによる引上地の下げ渡しにつき願書……四五四
一七一　天保一〇年（一八三九）　九月　葛山村手余り荒所開発人控帳……四五五
一七三　嘉永　七年（一八五四）　一一月　四日　葛山村大地震につき御救割合帳……四五八
一七三　嘉永　七年（一八五四）　一一月　茶畑村地震潰家御見分書上案内帳……四六一
一七四　安政　元年（一八五四）　一二月二三日　神山村他七ヵ村大地震につき拝借金雑用控……四六七
一七五　安政　二年（一八五五）　八月　麦塚村安政元年地震荒反畝歩取調書上帳……四六九
一七六　安政　二年（一八五五）　一〇月　葛山村安政元年地震による困窮につき助郷役免除願……四七一
一七七　安政　三年（一八五六）　九月　御宿村風荒破損書上帳……四七三
一七八　明治　三年（一八七〇）　二月一〇日　下和田村焼失帳……四七四

6　愛鷹牧

一七九　宝暦　四年（一七五四）　三月　葛山村牛馬毛色年附改帳 …… 四七七
一八〇　安永　三年（一七七四）　一〇月　今里村鉄砲改帳 …… 四八〇
一八一　安永　九年（一七八〇）　七月　拾六ヵ村猪鹿除囲土手麁絵図 …… 四八二
一八二　寛政　八年（一七九六）　一一月　愛鷹山牧場取立につき駿東・富士郡村々請書 …… 四八二
一八三　寛政　八年（一七九六）　一二月　牧場大込土手仕立につき請負手形 …… 四八三
一八四　寛政一一年（一七九九）　二月　愛鷹牧場付村々勢子人足幸人足宥免願 …… 四八三
一八五　享和　三年（一八〇三）　二月　愛鷹山牧、狼・山犬防のため百姓所持鉄砲書上 …… 四八五
一八六　文化　元年（一八〇四）　富沢村百姓、猪鹿威しのため鉄砲代金借用証文 …… 四八五
一八七　文政　元年（一八一八）　一〇月　三牧払馬代金并残馬附帳 …… 四八六
一八八　文政一二年（一八二九）　正月　愛鷹牧士任命につき起請文 …… 四九一
一八九　天保　二年（一八三一）　三月　神山村鉄砲師代金受取りにつき一札 …… 四九三
一九〇　〔天保二年（一八三一）〕　四月　七日　神山村鉄砲師より鉄砲・小道具その他受領の書簡 …… 四九四
一九一　弘化　二年（一八四五）　五月　愛鷹牧士役儀心掛けにつき請書 …… 四九四
一九二　弘化　四年（一八四七）　六月　愛鷹牧野犬打留玉薬代渡方帳 …… 四九六
一九三　安政　四年（一八五七）　正月二四日　愛鷹山牧場へ鉄砲御免外の者入込まざるよう村々請書 … 四九九
一九四　年未詳　野馬掛交代につき廻文 …… 四九九

一九五　年未詳　牧見廻のため役人派遣につき廻章……五〇〇

第五章　村の生活と文化

第一節　村の人々

1　身分・階層

一九六　正保　四年（一六四七）　正月一八日　御宿村欠落人につき一札……五〇五
一九七　貞享　三年（一六八六）　四月一一日　定輪寺門前者寺内法度等につき請書……五〇五
一九八　元禄　四年（一六九一）　一二月　晦日　御宿村百姓家来暇につき一札……五〇六
一九九　天明　六年（一七八六）　一二月　岩波村平七奉公人請状……五〇七
二〇〇　天明　七年（一七八七）　七月一七日　奉公人平七欠落につき若者共連名一札……五〇七
二〇一　天明　七年（一七八七）　七月　奉公人平七欠落につき親類一札……五〇八
二〇二　寛政　三年（一七九一）　二月　茶畑村欠落無田百姓帰参につき一札……五〇九
二〇三　寛政　八年（一七九六）　一二月　三日　二ッ屋新田開発者菅沼四郎左衛門墓碑……五〇九
二〇四　寛政一〇年（一七九八）　三月　茶畑村門屋一色村へ引越につき一札……五一〇
二〇五　寛政一二年（一八〇〇）　三月　葛山村福寿院僧侶宗旨証文……五一〇
二〇六　文政　三年（一八二〇）　一二月　大畑村百姓清助奉公人請状……五一一
二〇七　文政　九年（一八二六）　正月　茶畑村無田、小百姓仰付けにつき一札……五一一

2　村役

二〇八　貞享　三年（一六八六）　四月　茶畑村脇筒書上……五一三
二〇九　文化　四年（一八〇七）　九月　沼津藩領分村々鉄砲郷筒の者へ申渡し……五一五
二一〇　天保一四年（一八四三）　一二月　御宿村定使役につき請書……五一二
二一一　嘉永　三年（一八五〇）　正月　御宿村定使役につき請書……五一三

3　職人

二一二　正徳　六年（一七一六）　二月　鍛冶頭就任願いにつき御宿村平左衛門一札……五一三
二一三　正徳　六年（一七一六）　二月　御宿村平左衛門鍛冶頭任命願書……五一三
二一四　天明　五年（一七八五）　三月　吉日　伊豆島田村ぬしや茶畑村御宮塗上仕方書上……五一四

4　若者

二一五　寛政　七年（一七九五）　七月二八日　茶畑村地先角力興行、若者喧嘩内済証文……五一五
二一六　寛政　七年（一七九五）　八月一〇日　角力興行若者喧嘩請元詫状……五一八
二一七　文化　九年（一八一二）　正月一一日　葛山村若者取極め一札……五二〇
二一八　文政　五年（一八二二）　八月　深良村南堀八幡宮祭礼の狂歌楽書につき詫状……五二一
二一九　文政　五年（一八二二）　一〇月　喧嘩口論禁止等につき公文名・稲荷村惣百姓・若者取究書……五二三

二二〇　慶応　三年（一八六七）　七月　下和田村若者心得違につき取替証文……五三五
二二一　年　未　詳　茶畑村若者条目……五三六

5　子供と老人

二二二　元禄一〇年（一六九七）　八月　九日　観秋童女・冷性童子墓碑……五三七
二二三　元禄一二年（一六九九）　二月　富沢村三助年季奉公につき請書……五三八
二二四　天明　二年（一七八二）　一一月　茶畑村甚左衛門長寿につき下賜米請取状……五三八
二二五　天保一二年（一八四一）　一二月二一日　麦塚村捨子病死の始末につき申上……五三九

6　女性

二二六　元禄　五年（一六九二）　六月一〇日　茶畑村女二人関所通行手形……五四二
二二七　享保　四年（一七一九）　六月二五日　御宿村茶摘価払帳……五四三
二二八　文化一二年（一八一五）　七月二三日　御宿村娘・若者不儀一件内済勘定帳……五四七
二二九　嘉永　五年（一八五二）　御宿村湯山いゑ覚書……五五三
二三〇　文久　元年（一八六一）　九月　晦日　御宿村湯山せい勝手賄帳……五五八

第二節　村の教育と文化

1　村の教育

二三一　安永　四年（一七七五）　正月大吉祥日　「童児教訓書」……一五三
二三二　寛政　六年（一七九四）　三月　二ッ屋村菅沼佐五兵衛門人奉納灯籠……一五五
二三三　寛政一〇年（一七九八）　八月　上浣　「商売往来・翰墨蒙訓並ニ国尽」……一五六
二三四　文政　元年（一八一八）　八月一五日　二ッ屋村菅沼藤蔵筆子塚……一七〇
二三五　安政　六年（一八五九）　正月　柳澤清継案述「挙善禁悪箇条」……一七一
二三六　安政　六年（一八五九）　一二月　六日　二ッ屋村菅沼佐兵衛墓碑……一七六
二三七　万延　元年（一八六〇）　一二月　六日　二ッ屋村菅沼佐兵衛門人奉納灯籠……一七六
二三八　明治一八年（一八八五）　二月一〇日　柳澤文溪師墓表……一七七
二三九　年未詳　茶畑村柏木今女「御手本」……一七八
二四〇　年未詳　富沢村渡邉倶吉「御手本名頭」……一八〇

2　村の文化

二四一　元禄年間（一六八八～一七〇四）　笠付勝句写……一八一
二四二　寛政　四年（一七九二）　七月二九日　宗祇翁三百遠忌手向吟……一八七
二四三　寛政　四年（一七九二）　七月二九日　宗祇翁三百遠忌奉納灯籠……一九一

二四四　寛政一二年（一八〇〇）　六月　須山村富士浅間社奉納句額……五九一
二四五　享和　元年（一八〇一）　宗祇翁三百遠忌記念碑……五九五
二四六　文化　八年（一八一一）　一一月一六日　茶畑村俳人柏木官里辞世……五九六
二四七　文化　九年（一八一二）　七月一九日　富沢村俳人渡邉虎杖辞世……五九七
二四八　文化一四年（一八一七）　二月　須山村禰宜渡邉真文国学者竹村茂雄へ入門につき名簿……五九七
二四九　文化一四年（一八一七）　二月　須山村御師土屋正澄国学者竹村茂雄へ入門につき名簿……五九八
二五〇　文化一四年（一八一七）　一一月二四日　須山村御師渡邉隼人祐辞世……五九八
二五一　慶応　元年（一八六五）　初秋　今里村浄土院奉納句額……五九九

第三節　村の信仰

1　村の信仰

二五二　寛文　四年（一六六四）　一〇月　吉日　御宿村源広寺奉加覚帳……六〇三
二五三　元禄　五年（一六九二）　七月一五日　葛山村西国三十三所順礼供養塔……六〇五
二五四　正徳　三年（一七一三）　五月吉祥日　岩波村坂東秩父横道順礼供養塔……六〇六
二五五　享保一七年（一七三二）　一〇月一八日　駿州御厨三筋道三十三所順礼歌……六〇七
二五六　享保一八年（一七三三）　三月二九日　落書「（江戸市中寺社）開帳」（写）……六一〇
二五七　元文　四年（一七三九）　一一月　吉日　久根村駿豆順礼供養塔……六一三

二五八　宝暦一〇年（一七六〇）　小春　吉辰　白隠慧鶴「長殿の謎々」（写）……六二
二五九　天明　六年（一七八六）　一〇月　吉日　公文名村横道順礼供養塔……六三
二六〇　寛政　七年（一七九五）　三月　茶畑村滝ヶ頭不動堂再建の覚……六四
二六一　文化　八年（一八一一）　一二月　吉日　御宿村秋葉山灯籠……六五
二六三　文化　八年（一八一一）　一二月　御宿村秋葉山灯籠建立地先につき一札……六六
二六三　文政　二年（一八一九）　三月二一日　石脇村木食観正碑……六六
二六四　文政一〇年（一八二七）　八月　麦塚村西国四国横道善光寺秩父坂東二百二十二番順礼
供養塔……六七
二六五　文政一三年（一八三〇）　六月　四日　十（十一）ヵ村吉田宮祭礼当番引継札……六七
二六六　天保　九年（一八三八）　一二月　瞽女泊り仕役覚帳……六九
二六七　天保一四年（一八四三）　八月　吉日　茶畑村他二二ヵ村建立唯念名号碑……六二
二六八　天保一五年（一八四四）　六月　西国順礼者病死につき一札……六三
二六九　嘉永　三年（一八五〇）　三月二〇日　深良村町田講中念仏供養塔建立につき諸入用覚帳……六四
二七〇　嘉永　三年（一八五〇）　春　穀日　深良村町田唯念名号碑……六七
二七一　安政　五年（一八五八）　八月一六日　三峯山行諸入用帳……六七
二七二　安政　五年（一八五八）　八月　吉旦　深良村吉田宮勧請寄進名細控帳……六八〇
二七三　安政　五年（一八五八）　八月　御宿村村高家数人数書上帳……六三

2　富士山をめぐる信仰

二七四　慶長一六年（一六一一）　一一月吉祥日　須山村富士浅間社棟札……六三四
二七五　元禄　五年（一六九二）　九月　吉日　茶畑村浅間社「富士大縁起」……六三四
二七六　安永　五年（一七七六）　七月　富士山道再開につき深山村願書……六四一
二七七　安永　五年（一七七六）　八～一二月　富士山道再開につき深山村出入控書……六四三
二七八　安永　八年（一七七九）　一二月　五日　富士山八合目支配等出入につき裁許状……六五〇
二七九　安永　九年（一七八〇）　二月　富士導者道筋普請につき深山村願書……六五四
二八〇　安永　九年（一七八〇）　四月　富士山須山口参詣道石室道筋、修繕につき深山村申上書……六五五
二八一　安永　九年（一七八〇）　四月　富士山裁許絵図面につき深山村願書……六五七
二八二　天明　八年（一七八八）　二月　富士山御師株売渡証文……六五八
二八三　寛政　元年（一七八九）　正月　吉日　神職渡邉隼人へ富士本宮浅間社前案主より相伝箇条授与状……六五九
二八四　寛政　八年（一七九六）　二月一四日　神職渡邉隼人へ六根清浄太祓授与状……六六〇
二八五　寛政　八年（一七九六）　五月二八日　富士山須山口掟取極連判帳……六六一
二八六　寛政一二年（一八〇〇）　三月　深山村「富士山一件日記」……六六五
二八七　文化　三年（一八〇六）　一〇月一五日　須山村富士浅間社神官職分仮免状……六七一

二八八　文化　八年（一八一一）　九月一〇日　仙洞御所御膳水頂戴につき上申書……六七一
二八九　文化一〇年（一八一三）　四月一一日　深（須）山村富士浅間社神主渡邉對馬正神道裁許状……六七二
二九〇　文化一四年（一八一七）　正月　須山村富士浅間社御師杉山幸太夫四組木綿手繦懸用免許状……六七三
二九一　弘化　二年（一八四五）　一一月　須山村富士浅間社太々神楽執行許可状……六七三
二九二　安政　六年（一八五九）　富士山開帳の引札……六七四
二九三　安政　七年（一八六〇）　三月　渡邉隼人祐「富士山御縁年記録」……六七五

第六章　家と家族

第一節　家の相続

二九四　元和　二年（一六一六）　正月　吉日　御宿村百姓三座の覚……六七七
二九五　明暦　二年（一六五六）　二月　御宿村名主家につき申上書……六七七
二九六　寛文　二年（一六六二）　二月一六日　五郎右衛門跡につき相定申証文……六八九
二九七　寛文一〇年（一六七〇）　三月　御宿村本名主につき口上書……六八九
二九八　延宝　二年（一六七四）　三月　御宿村水帳につき証文……六九〇
二九九　延宝　二年（一六七四）　一一月一七日　御宿村名主退役につき口上書……六九〇
三〇〇　延宝　三年（一六七五）　御宿村名主役預り証文……六九一

二〇一　元禄　八年（一六九五）　二月一七日　富沢村はつ家産相続につき一札……六九二
二〇二　元禄　八年（一六九五）　一二月一七日　茶畑村甚右衛門、又四郎へ相渡し田畑反別帳……六九三
二〇三　元禄一四年（一七〇一）　八月二〇日　茶畑村甚右衛門隠居扶持田畑山林書付覚帳……六九五
二〇四　元禄一四年（一七〇一）　一二月二三日　御宿村名主役につき覚……六九七
二〇五　宝永　四年（一七〇七）　二月二七日　御宿村開闢より数代の名主筋安右衛門家の事……六九八
二〇六　宝永　六年（一七〇九）　二月　伊豆佐野村百姓跡式につき手形……六九九
二〇七　享保　元年（一七一六）　八月二〇日　大畑村百姓聟遺跡貰いにつき証文……七〇〇
二〇八　文政一一年（一八二八）　正月　千福村大番振舞席書覚……七〇一
二〇九　天保一四年（一八四三）　三月　御宿村百姓縁付手形……七〇二
二一〇　天保一五年（一八四四）　一一月二二日　隠居扶持米仕分証文……七〇三
二一一　弘化　三年（一八四六）　八月　水窪村百姓縁付貰返し一札……七〇三
二一二　嘉永　二年（一八四九）　一二月　御宿村百姓養子相続につき一札……七〇四
二一三　安政　三年（一八五六）　八月　葛山村、家内嫁姑騒動につき一札……七〇四
二一四　安政　三年（一八五六）　一〇月　茶畑村養子不埒につき歎願書……七〇五
二一五　安政　五年（一八五八）　一一月　荻野山中藩領主御主法金御請につき脇差免状……七〇六
二一六　安政　六年（一八五九）　一二月二〇日　久根村分家弥三郎居宅普請諸入用并家財諸道具代金取調控帳……七〇七

二七　文久　元年（一八六一）　九月　葛山村百姓庄七不心得につき一札……七一八
二八　元治　元年（一八六四）　一一月　御宿村半七郎西洋筒献納につき名主格免許状……七一八
二九　慶応　二年（一八六六）　一二月　御宿村半七郎西洋筋入筒献上につき脇差免状……七一九

第二節　家の経営

三〇　文化一三年（一八一六）　正月　吉日　御宿村下湯山家田地反別預ヶ口覚帳……七二〇
三一　天保　三年（一八三二）　正月　吉日　茶畑村柏木家年々奉公人給金覚帳……七二三
三二　天保一〇年（一八三九）　九月一一日　御宿村湯山保三郎へ四百石積船売渡証文……七二四
三三　天保一〇年（一八三九）　九月　保三郎他三社丸船一艘買入につき最合持出金取替せ書付帳……七二五
三四　天保一二年（一八四一）　一一月　七日　富沢村米屋用助蔵米購入につき手付金差出証文……七二七
三五　嘉永　元年（一八四八）　一〇月　御宿村百姓沼津出店人別送りにつき一札……七二八

第三節　家産と消費

三六　寛文　二年（一六六二）　一二月　葛山村田畑永代売買証文……七二九
三七　元禄一五年（一七〇二）　一二月　吉日　富沢村百姓嫁私金につき一札……七二九
三八　元禄一六年（一七〇三）　二月一一日　富沢村百姓嫁私金借用につき一札……七三〇

三二九　享保一八年（一七三三）　一〇月　御宿村下湯山家下女家普請につき貰物控帳 …… 七三
三三〇　文政　二年（一八一九）　三月　百姓分算につき書上 …… 七三三
三三一　天保　五年（一八三四）　七月　御宿村平治郎家財払物代付帳 …… 七三四
三三三　天保　五年（一八三四）　八月　御宿村平治郎田畑山林家財諸道具売払借財配分割合帳 … 七三八
三三三　天保一五年（一八四四）　一二月　八日　御宿村利七家財取調代附帳 …… 七五三
三三四　弘化　四年（一八四七）　二月　九日　久根村きく家普請諸入用掛覚 …… 七五八
三三五　嘉永　六年（一八五三）　四月二〇日　御宿村湯山唫右衛門伊豆山入湯諸入用帳 …… 七六三
三三六　嘉永　七年（一八五四）　二月　四日　茶畑村柏木家借用金取調覚帳 …… 七六七
三三七　安政　三年（一八五六）　七月　茶畑村甚太郎家財諸道具払物取調帳 …… 七六九
三三八　年未詳　茶畑村柏木家借財返済割合帳 …… 七七三
三三九　年未詳　富沢村服部家献立表 …… 七七五

第四節　家族と儀礼

三四〇　安永　六年（一七七七）　二月　茶畑村へ入聟につき縁付手形 …… 七七七
三四一　文化　五年（一八〇八）　二月　水窪村渡邉おいせ子初雛祝儀万覚帳 …… 七七八
三四二　文化　七年（一八一〇）　正月　吉日　御宿村湯山仙輔参宮見舞受納帳 …… 八〇一
三四三　文化一三年（一八一六）　正月　下和田村ちよ縁付手形 …… 八〇六

二四四　文政　九年（一八二六）　八月　深良村松井おちか婚礼につき諸色覚……七七七
二四五　嘉永　二年（一八四九）　三月　朔日　茶畑村柏木熊次郎大山参詣祝儀帳……七八八
二四六　嘉永　二年（一八四九）　一二月　七日　久根村勝亦市太郎誕生祝儀覚帳……七九九
二四七　嘉永　四年（一八五一）　正月　吉日　御宿村湯山半七婚礼諸入用控帳……八〇八
二四八　安政　三年（一八五六）　五月一三日　久根村勝又市太郎葬式入用控帳……八〇六
二四九　安政　五～六年（一八五八～一八五九）　御宿村百姓乳児養育願……八一四
二五〇　文久　二年（一八六二）　三月　朔日　御宿村湯山よし葬式諸事控……八一五
二五一　文久　三年（一八六三）　一一月一五日　公文名村市川喜代女七歳日待祝儀受納臨時入用帳……八二七
二五二　元治　元年（一八六四）　一一月　千福村横山健吾七歳祝々儀受納控……八二八
二五三　明治　三年（一八七〇）　一一月一四日　御宿村湯山柳太郎元服御祝儀受納帳……八三〇

第五節　家の信仰

二五四　正徳　三年（一七一三）　五月　三日　御宿村下湯山家七福神御誓願……八三三
二五五　享保一六年（一七三一）　一二月　御宿村下湯山家月牌証文……八三五
二五六　寛政　八年（一七九六）　正月　四日　茶畑村覚左衛門西国・金毘羅山・善光寺参詣につき往来手形……八三五
二五七　享和　三年（一八〇三）　富沢村渡邉虎杖「ちょぼくれ」（写）……八三六

三五八　文化　二年（一八〇五）　九月　吉日　渡邉虎杖「高皇延命十句観音経」（写）……八三七
三五九　文化　七年（一八一〇）　三月　葛山村治郎左衛門善光寺・秩父観音参詣につき往来手形……八四一
三六〇　文政　二年（一八一九）　孟春　中旬　白隠慧鶴「おたふく女郎粉引歌」（写）……八四一
三六一　天保　七年（一八三六）　正月一〇日　千福村横山文左衛門伊勢大々講道中日記……八五〇
三六二　弘化　二年（一八四五）　三月二五日　御宿村湯山式右衛門母善光寺参詣諸事控帳……八五八
三六三　弘化　四年（一八四七）　正月　伊勢参宮金不足につき茶畑村柏木家へ借金証文……八六二
三六四　弘化　五年（一八四八）　正月　御宿村政吉旅先で死去につき一札……八六三
三六五　嘉永　三年（一八五〇）　二月　五日　御宿村湯山式右衛門母駿州両国横道参詣見舞控帳……八六三
三六六　安政　四年（一八五七）　正月一五日　伊豆佐野村百姓伊勢参宮金不足につき借金証文……八六五
三六七　慶応　二年（一八六六）　五月　今里村安養山浄土院祠堂金証文……八六六

第七章　幕末維新の裾野

三六八　嘉永　七年（一八五四）　一〇月　吉日　茶畑村異国船来航につき夫役金取立帳……八七一
三六九　慶応　四年（一八六八）　二月一九日　下郷組合農兵取立村々割合帳……八七六
三七〇　慶応　四年（一八六八）　二月二八日　佐野村・二本松新田に親征先勢二〇〇名余宿泊につき廻状……八七九

三七一　慶応　四年（一八六八）　二月　農兵取立につき一札……八〇
三七二　慶応　四年（一八六八）　二月　富沢村非常取極規定書……八〇
三七三　年未詳　旗本稲葉氏より異国船取計方につき書状……八三

扉絵目次

第一章　扇面画　富嶽
第二章　田のある風景
第三章　用水と村
第四章　愛鷹山と里村
第五章　双体道祖神
第六章　民家のある風景
第七章　蔵のある風景

裾野市立鈴木図書館名誉館長　鈴木芳子

口絵目次

一　裾野市域全景
二　横田村詮法度
三　定輪寺領門前諸役免除井出正次手形
四　富沢村年貢割付状
五　深良村かろうと堰口替新堀につき名主源之丞らより千福村へ通水保証手形
六　富士郡六七ヵ村と須山村の境論裁許状絵図
七　柏木家屋敷跡
八　下湯山家長屋門
九　上湯山家表門・居屋敷
一〇　拾六ヵ村猪鹿除囲土手亀絵図（部分）
一一　拾六ヵ村猪鹿除囲土手亀絵図（全体）
一二　定輪寺宗祇墓苑
一三　須山村禰宜渡邉真文国学者竹村茂雄へ入門につき名簿
一四　須山村御師土屋正澄国学者竹村茂雄へ入門につき名簿
一五　須山村御師渡邉隼人祐辞世
一六　須山村富士浅間社奉納句額
一七　今里村浄土院奉納句額
一八　二ッ屋村菅沼家墓地

一九　柳澤文溪肖像（小林義生氏所蔵）
二〇　柳澤文溪教本「挙善禁悪箇条」大庭和彦氏所蔵・「御評定御目安記」「天満天神御宝訓并村号墨鑑」一之瀬和雄氏所蔵）
二一　御宿村相役名主入札
二二　須山村富士浅間社
二三　須山村富士浅間社棟札
二四　茶畑村滝頭順礼供養塔群
二五　茶畑村他二二ヵ村建立唯念名号碑（願生寺）
二六　白隠慧鶴「長殿の謎々」（写）
二七　白隠慧鶴「おたふく女郎粉引歌」（写）表紙
二八　白隠慧鶴「おたふく女郎粉引歌」（写）
二九　地方霊場景ヶ島
三〇　依京寺

第一章　近世裾野の成立



第一節　近世初期の裾野

一　慶長四年（一五九九）六月吉日　横田村詮法度

御法度被　仰出条々事

一当所免合之儀、今度御検地帳面を以、毛付ニ六ツ可出候、若大日損・大風雨にて作毛以外相違之年ハ、所之領主と立合、検見ヲ請、石詰三分一百姓可取事

一夫役之儀ハ高千石ニ付三人たるへし、但百姓無之在所ハ千石ニ付三拾石宛可出候、少知之給人衆へハ高百石ニ付三石宛為夫米可出置候、右御定之通夫役相勤候者、別ニ人足被遣儀有間敷事

一御給人衆小者之可仕役儀ニ百姓を遣候ハんと被申候共、一切同心申間敷候、勿論所之地頭と申候共、御帳面ニ付候百姓等奉公人ニ出候事、其村之肝煎之儀ハ不申及、

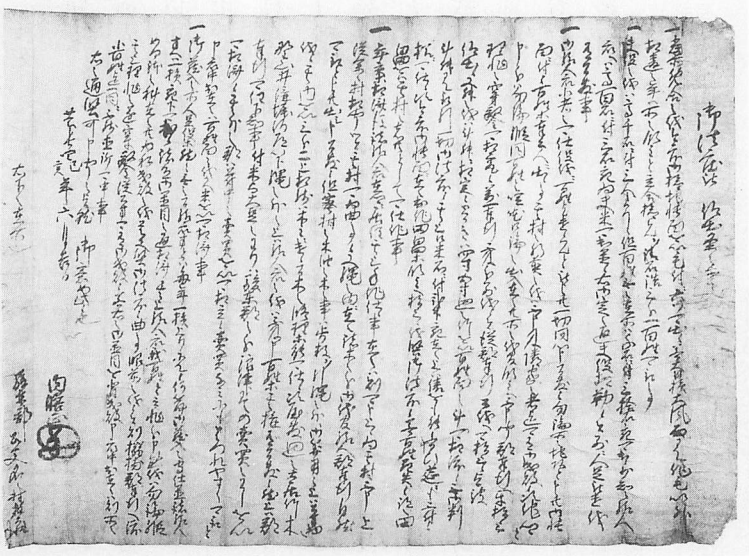

隣家之者迄可有御成敗候、次他郷と申分ハ勿論、縦同百姓と喧咙口論之出入在之共、所之代官・領主へ不申聞、郡奉行へ互指上、理非之穿鑿可相究候、万一奉行不及分別儀候者、従郡奉行公儀へ可指上候旨被　仰出候、又舛之儀ハ斗舛ニ相定候、とかきハ四寸五寸廻之竹を以、百姓面々計可相渡候、無御判斗舛にて取引一切御法度候、其上口米石ニ付弐升宛在之上ハ、俵をも能ふるひ、莚ニも不付候様ニ可仕候、次今度御帳面ニ在之出作田畠等、領主へ指上候儀堅御法度候、若百姓死失候跡之田畠をハ其村之者共として可仕作事

一　年貢等相済後諸給人衆在郷ニ居住、其上手作仕候事在之ハ則可申上候、為其村不申上従余之村相聞候者、其村可為曲事候、又縄之内ニ在之諸木之分、御代官・給人・郡奉行自然可取と申候共出シ申間敷候、但蜜柑之木・油之木之事ハ、歩数ヲ引、縄之外ニ御算用之上ハ、公方物之儀候、其内を以三分二上、相残ハ木主ニ遣候間、木之修理等能可仕候、次屋敷廻之土居・竹木・野山・井溝・堀・河・道以下縄之外之上ハ、給人衆之儀ハ不及申、百姓等其構有間敷候、然上ハ郡奉行可任下知事、付、米与大豆之わりハ、駿東郡之分ハ沼津にての売買之わし(和市)を以可相済候、其外之郡ハ府中之売買を以可相立候、売買なミにもはつれ、やすく可取と申衆中於在之ハ、百姓面々代かへ米を以可相済事

一　御蔵入之所人足役等然々無之間、給衆方とハ毎年一損上りにて候、何篇御蔵入之守仕置、諸給人方へハ一損宛下可出候、諸色御置目之通相済、其上給人衆我百姓と云、非分申懸儀ハ勿論、縦如何体之科在之共、為私成敗之儀是又堅御法度候、曲事眼前之儀候者、則搦捕、郡奉行へ渡、其上理非之遂穿鑿、従公方可有御成敗候、若右之御置目を背成敗申衆中於在之ハ、則所之小百姓迄一同ニ不残直訴可申事

右之通堅可申聞之旨就　御意如此候也

慶長四己亥年六月吉日　　内膳正(花押)朱印

駿東郡公文名之村惣百性中

右下之在所也

（口絵参照）

（裾野市公文名　有井陽一氏所蔵）

※七月吉日発給「横田村詮法度」の異同部分のみ抄出

一（第三条）所之地頭と申候共、御帳面ニ付候百性等奉公人ニ出候事、其村肝煎之儀ハ不及申、隣家之者迄可有御成敗候、并御代官衆・御給人衆にても小者之可仕役儀ニ百性を遣候ハんと申候共、一切同心申ましく候、次ニ他郷と申分ハ勿論、縦同百性と喧咙口論之出入有之共、所之代官・領主へ不申聞、郡奉行へ互ニ指上、理非之穿鑿可相究候（以下同文）

（第四条の付以下）付、米与大豆之わりハ沼津町之売買之次を以可算用候、売買なミにもはつれ（以下同文）

慶長四己亥年七月吉日　　内膳正（花押）朱印

此所府中衆知行所ニ成候者、年貢米沼津まてハ可相届候也

右下ノ在所也

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

駿東郡上田村惣百性中

二　（慶長四年）（一五九九）八月二七日　年貢納入につき横田村詮折紙

以上

御知行割無之以前ニ、先給人衆年貢のふる未進・夫銭なとゝ号、当米を以可取と申共、一切出間敷候、若牛馬・女子共人質ニ取候者、百姓共出合可取返者也

（慶長四年）八月廿七日　　内膳正

御宿村　　村詮（花押）

肝煎中

上田村

肝煎中

千福村

肝煎中

三　（慶長四年）（一五九九）八月二七日　上田村肝煎交替につき横田村詮折紙

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

尚以此書中□□□則此宮内左衛門方へ相渡し以来の証文に持度候由候間如此候、已上

急度申遣候、駿東内上田村肝煎之事、此前者新七郎と申者仕来候由候へ者小百性共めいわく仕候由申候間、自今以後者御宿宮内左衛門其村之肝煎ニ仕度由小百性共のそミ候間、得其意候而、宮内左衛門ニ上田村之公方役等之可申付候、為其如此候也

（慶長四年）亥
八月廿七日　　内膳正
　　村詮（花押）

□□衛門とのへ

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

四　（慶長四年）（一五九九）九月二九日　上田村肝煎任命につき横田村詮折紙

以上

上田村之肝煎、自今以後者其方ニ申付候間、可成其意候、御宿村ニ抱候田地者出作分ニ可仕候、為其如此候也

（慶長四年）亥
九月廿九日　　内膳正
　　村詮（花押）

上田村
宮内左衛門

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

五　慶長六年一一月二三日　定輪寺領・門前諸役免除并出正次手形

（一六〇一）

以上

桃薗定輪寺領之事、御寺内ニおゐて五石之所引、御公方ゟ被進候間、重而　御朱印取可進候、并門前諸役令免除

候者也、仍如件

慶長六年
丑
霜月廿三日

井志摩守
正次（花押）

定輪寺

（口絵参照）

（裾野市桃園　定輪寺所蔵）

慶長七年十二月十日

内大臣

御朱印

（裾野市桃園　定輪寺所蔵）

六　慶長七年（一六〇二）一二月一〇日　定輪寺への徳川家康寄進状

写

（端裏書）
「慶長七年十二月十日

家康公朱印之義ハ本書者明治二年二月上旬、西之原へ差出候、　三　是ハ写也」

桃薗定輪寺領　寄附状

駿河国駿東郡大畠郷定輪寺寺内五石之事、全可寺納、寺中竹木并諸役等令免許畢、者守此旨仏事勤行不可有怠慢者也、仍如件

七　慶長九年八月　御宿村永荒帳（竪）

（一六〇四）



（表紙）

駿州御宿村永荒帳
慶長九年
甲辰八月廿一日

宿畑 永荒畑	十七間 十三間	七畝拾壱歩	宮内左衛門	（表紙裏）「持主　治左衛門」
当荒畑	十七間 五間	弐畝廿五歩	高西寺	
永荒畑	廿四間 廿間	壱反六畝歩	無主	
かすもり 子荒畑	十八間 十四間	八畝拾弐歩	与兵衛	
同所 永荒畑	廿 十六間	壱反廿歩	無主	
たきの上 永荒畑	十七間 八間	四畝拾六歩	善左衛門	
同所 永荒畑	十四間 四間	壱セ廿六歩	同人	
同所 永荒畑	八間 六間	壱セ拾八歩	同人	
まつは 永荒畑	廿五間 十壱間	九畝五歩	同人	

| | | |

上ノ原かミあらいとうこうそうり共ニ
永荒七町八反九畝拾弐歩半　五ツ
　此石三十九石四斗七升四夕
以上荒合九町五反三セ九歩半
　此石四拾七石六斗六升五合四夕
□□合相済申候、以上

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

八　（一六一四）（慶長一九年）四月九日　定輪寺村諸役免除につき長野清定手形写

い上
定林（輪）寺村之事、如前々　御公方役之儀郷次其外人足役指置申候間、田畠被入御念可被仰付候、仍如件
（慶長一九年）寅卯月九日　長野九左衛門清定　判
定輪寺
御納所参

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

九　（一六一九）（元和五年）九月一三日　定輪寺村諸役免除につき今宮惣左衛門手形写

桃薗定輪寺村之事、前々任証文ニ　御公方役并郷次諸役以下さし置申候間、田畑之儀被入御念（ママ）候可被仰付候、仍如件
（元和五年）未ノ九月十三日　今宮惣左衛門判
定輪寺
御納所

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

一〇　（一六二〇）（元和六年）九月二四日　茶畑村指出

（端裏書）「御指出ミくりやにてあけ申候あとかき」

駿東郡茶畑村御指出し事
一高四百拾八石弐斗壱升五合

此内八斗五升八合ハ　巳ノ皆川成
　此わけ
上田五町九反壱畝拾歩　十三
中田七町弐反七畝拾四歩　十弐
下田九町七反五畝拾壱歩　十
上畠九町五反八畝廿七歩　八ツ
中畠七町八反三畝九歩　七ツ
下畠拾壱町八反四畝拾九歩　四ツ
屋敷壱町九反三畝廿七歩　十
田畑屋敷合五拾四町壱反四セ廿七歩
　此内ニ而夫免あり

　此納方
一米六百弐十七俵壱斗九升　未ノ年納
　此はらい
九拾三俵　金子ニ而十二月中ニ納
　此金子十五両弐分　但壱両ニ付六俵つゝ
三十表(俵)　五わり　本米たねかり

弐拾弐俵壱斗七升五合　(宇佐美)うさひゑこし申候
　但壱俵ニ付三斗七升廻、四月十日
　是ハ細井金五郎殿以て□□辻権三郎殿へ渡る
七拾八俵ハ　網代へこし申候
　但壱俵ニ付三斗六升五合まわし
　是ハ岡元殿へ渡し申候、六月廿日
七拾九俵壱升五合　いとうゑこし申候
　但壱俵ニ付三斗六升弐合廻
　是ハ長十郎殿へ渡し申候、七月十日
三百弐拾五俵ハ　御蔵御改被成候而米御くらニあり

　以上

一米三十四俵弐斗七合　未　進
　以上
一山手　無御座候
一うき役　無御座候
一小物成　無御座候

一種借之外御代官御手代衆御かしかた無御座候
右何にても無隠有様ニ書上申候、若横合ゟ訴人御座候ハヽ、
御法度ニ可被仰付候、以上
（元和八年）申九月廿四日　新四郎（花押）
御奉行様に御指出候跡書也　角蔵
久右衛門尉
又左衛門尉
右分ミくりやにてあけ申候跡かき也　長右衛門尉
三郎右衛門尉
（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二　（一六二一）（元和七年）一〇月一九日　富沢村年貢割付状

富沢村酉御年貢可納割付之事
高百三拾八石五斗九升五合　田畑屋敷共
此内卅石五斗九升五合　永荒ニ毎年引候
残百八石
此わけ
七拾六石九升九合　田石
此取三拾九石五斗七升弐合　五ツ弐分取
三拾壱石九斗壱合　畑やしき共ニ
此取拾三石七斗壱升八合　四ツ三分取
取合五拾三石弐斗九升
右分米十五日以前ニ急度可有皆済者也、仍如件
（元和七年）酉十月十九日
（安藤弥兵衛）安弥兵衛㊞
右庄屋
百姓中
（口絵参照）
（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三　（一六二二）（元和八年）九月一一日　茶畑村指出

□□駿東郡茶□
□□百拾□石弐斗壱升五合　田畑屋敷共
内八斗五升八合ハ　ミノ皆川成

上田五町九反壱ヶ拾歩　十三
中田七町弐反七畝拾四歩　十弐
下田九町七反五畝拾七歩　十
以上
上畠九町五反八ヶ弐拾七歩　八ツ
中畠七町八反三畝九歩　七ツ
下畠拾壱町八反四ヶ拾八歩　四ツ
屋敷壱町九反三畝廿七歩　十
田畑屋敷合五拾四町壱反五畝弐歩
此内ニ而夫免あり
一弐百三拾七石八合　酉之御年貢可納分
此内
百三拾五俵五升ハ　金ニ而納
五百四拾弐俵八合ハ　米ニ而納
四拾六俵壱斗弐升五合ハ　本りたねかり納
以上
一山手　無御座候
一うきやく　無御座候
一小物成　無御座候
右何にてもうきやく少成共無之候、若横合ゟ訴人御座候ハヽ御法度ニ可被仰付候、少も御うらミと有間敷候、為後日仍如件
戌九月十一日（元和八年）　茶畑村之　新四郎（花押）
同　角蔵（花押）
同　久右衛門（花押）
同　与惣左衛門尉㊞
同　又左衛門尉（花押）
三郎右衛門尉㊞
文右衛門（花押）
七右衛門（花押）
（宛所なし）
（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三　（一六二二）（元和八年）九月一二日　茶畑村指出覚

（端裏書）「権右衛門様へ指上申さしいたしのあとかき」

戌年之指出しおほへ茶畑村之分

上田五丁九反壱セ十歩（町）　十三

内五反三セ廿二歩　夫免引

〆五丁三反七セ十八歩

分米六十九石八斗九升五合

中田七丁弐反七セ十四歩　十弐

内六反六セ四歩　夫免ニ引

内七セ五歩　かい川成ニ引

〆六町六反壱セ十歩

五反四セ五歩

分米七十九石三斗六升

内八斗五升八合ハ　ミノ皆川成ニ引

下田九丁七反五セ十一歩　十

内八反八セ廿歩　夫免引

〆八丁八反六セ廿一歩

分米八十八石六斗七升

夫免引〆田以上弐十町八反五セ十九歩

内七セ五歩　かい川成引

田石合弐百卅七石九斗弐升

内八斗五升八合　ミノ皆川成引

〆弐百廿七石六升弐合　有高

上畠九丁五反八セ廿七歩　八ツ

内八反七セ五歩　夫免ニ引

〆八丁七反壱セ廿弐歩

分米六十九石七斗三升九合

中畠七丁八反三セ九歩　七ツ

内七反壱セ六歩　夫免ニ引

〆七丁壱反弐セ三歩

分米四十九石八斗四升七合

下畠十一町八反四セ十九歩　四ツ

内壱丁七セ廿歩　　夫免ニ引
〆十町七反六セ廿九歩
分米四十三石七升九合
○畠石合百六拾弐石六斗五升三合
や敷壱丁九反三セ廿七歩　　十
内壱反七セ十八歩　夫免ニ引
〆壱丁七反六セ九歩
分米拾七石六斗三升
夫免引
畑屋敷合弐拾八町三反七セ三歩
畑石合百八十石弐斗九升五合
石高合四百拾八石弐斗一升五合
此内八斗五升八合　ミノ皆川成
残四百拾七石三斗五升七合　有　高
（元和八年）戌九月十二日　新　四　郎（花押）
久　右　衛　門（花押）
山田権右衛門様へ
指出し跡かきおほへ

（付箋位置不明）「元和七（八カ）戌年之事也」

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一四　寛永八年（一六三一）一〇月二八日　須山村年貢割付状

可納須山村未ノ御年貢米之事
高八拾五石四斗五升四合
内分
七石五斗五升八合　永荒道代
七拾七石八斗九升六合　有　高
取拾四石弐升弐合（割印）
右之通霜月中ニ急度可皆済者也
寛永八年十月廿八日　村上三右衛門（村上三右衛門）㊞
庄屋百姓中

（裾野市須山　渡邉徳逸氏保管）

一五　寛永一〇年（一六三三）一一月二一日　富沢村年貢割付状

酉歳御年貢割付之事

一百三拾八石五斗九升五合　高
　此分ヶ
田方百四石弐斗五升壱合
　内
弐拾九石四斗壱升四合　永　荒
壱石八斗八升　検見捨
七拾弐石九斗五升七合　残　石
四ツ取　此取弐拾九石壱斗八升弐合
畑方三拾壱石弐斗六升八合
　内
壱石六斗六升四合　永　荒
三ツ弐分　弐拾九石六斗四合　残　石
　此取九石四斗七升三合
屋敷三石七升六合
　内
七斗八升　永　荒
五ツ　弐石弐斗九升六合　残　石

　此取壱石壱斗四升八合
右取合三拾九石八斗三合
　外
一米五斗九合　見　取
一米弐斗　山手役
右之分庄屋百姓寄合致勘定、極月十五日以前ニ急度皆済可申者也、仍如件
寛永十年
　十一月廿一日　長谷川藤右衛門㊞
　冨沢村
　庄屋
　百性中

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一六　寛永一九年（一六四二）七月二六日　御宿村、代官より法度請書

覚
□(一)此以前被仰付候男女衣類之事、庄屋ハ絹紬布もめん、

其外百性共ハ何も布もめん□□袖□帯ニも仕間敷□□
□若相背□□見合ニ御はき取候、本人ハ籠舎、庄屋・
五人与(組)過銭ニ可被仰付候事
一不似合家作、自今以後仕間敷候事
一よめ取仕候共、乗物用申間敷候事
一荷鞍ニもうせんをかけ乗申間敷候事
右之条々堅可相守旨被仰付候、右上御口上□(ニ而)組頭ニ□(被)仰
聞候、是ハ面々為身尤くツろきためニて候間、少も違背
申間敷候、若右之条相背申もの御座候ハヽ、見合聞出次
第五人与中□□急度可申上候、隠置脇ゟ訴人御座候者、
本人並五人与中ハ不及申上、庄や・組頭共ニ如何□(様)之御
法度ニも可被仰付候、少も御恨□存間敷候、仍如件

寛永十九年　　御宿村
午七月廿六日　善左衛門㊞　八郎兵衛㊞
喜左衛門㊞　弥右衛門㊞
御代官様　七左衛門㊞　市郎兵衛㊞
喜兵衛㊞　七兵衛㊞

惣左衛門㊞　八郎右衛門㊞
理兵衛㊞　太郎兵衛㊞
清左衛門㊞

（後欠）

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

一七　寛永一九年（一六四二）一一月一〇日　富沢村年貢割付状

午年富沢村御年貢可納割付之事
一高百三拾八石五斗九升五合　田畑辻
此分ヶ
田方百四石弐斗五升壱合
内
弐拾三石八斗八升四合　永荒
拾弐石四斗　午ノ検見捨
六拾七石九斗六升七合　残石
此取弐拾石五斗壱合
畑方三拾四石三斗四升四合

内
弐石弐斗九升六合　屋敷
此取壱石三升三合
三拾弐石四升八合　残石
此取拾石七斗壱升四合
取合三拾弐石弐斗四升八合
外
一米弐斗　山手役
一高五石五斗七升　見取辻
此取弐斗五升
右之通大小之百姓立合、高下無之様ニ内割致、来る極月廿日以前ニ可致皆済、若其過於無沙汰者急度可申付者也
寛永拾九
午ノ霜月十日　（野村彦太夫）野彦太印
冨沢村
（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一八　（一六四五）（正保二年）二月二三日　茶畑村小物成請取状
請取申申ノ薪ぬかわら代金ノ事
金子合弐両弐分九百三拾六文者
（割印）
右者申ノ年分ニ請取所也
（正保二年）酉ノ二月廿三日　渡部平左衛門㊞
奥住新左衛門
茶畑村
孫　兵　衛との
六郎右衛門との
権　右　衛　門との
（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一九　（一六四五）（正保二年）二月二九日　茶畑村小物成請取状
請取申ぬかわら縄莚代納ノ事
鐚合百七拾文者
（割印）
右者申ノ年分ニ請取所也

（正保二年）
酉ノ二月廿九日　　渡部平左衛門㊞
　　奥住新左衛門
　　茶畑村名主中

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二〇　正保二年一二月二九日　茶畑村家次代納金請取状

（一六四五）

酉ノ年ノ分家次之代納事
一　莚弐拾三枚　　割印
　　此代三百八拾文
一　縄弐百七房　　割印
　　此代金弐分五百八拾四文
一　ぬかわら　　割印
　　此代壱分八百四拾文
〆金壱両八百拾弐文
　　新田分
一　縄七房七りん　　割印
　　此代八拾五文
一　莚八分五りん　　割印
　　此代拾三文
一　ぬかわら　　割印
　　此代六拾八文
〆百七拾文
二口合壱両九百八拾二文
右納所也
正保二年酉ノ十二月廿九日　　奥住新左衛門㊞
　　茶畑村　六郎右衛門
　　権右衛門殿
　　孫　兵　衛（まいる）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二一　正保五年四月一四日　御宿村宮内左衛門隠田一件につき訴状

（一六四八）

（前欠）
明ル六月も高引申事罷成間敷と申候へ者、訴人仕候か

と申候ニ付指置申候、申之年より戌ノ年まて三ヶ年引申候高壱人まいニ而何ほとかかと小帳御座候間、御尋次第指上ヶ可申候事

一　去年御改御座候時、我々共右之引高荒間ニ立御検地うけ申候所ニ、宮内左衛門手前三反四畝歩残し置申ニ付、反別名寄指上ヶ申時弐反弐畝十八歩あらわれ候而指上ヶ申候、残而壱反壱セ拾弐歩ハ野屋敷坪ヲ去年之御指出しニ宮内左衛門下畑なミニいたし書上申候上ハ、尓今隠田御座候事

一　跡々上畑弐反三畝三歩永荒ニ罷成御指出し仕候所ニ、亥ノ御改荒発帳ニ壱反九セ十三歩御座候、残三セ廿歩荒起帳ニのせ不申候間、是も宮内左衛門こんもう仕候かと存候事

一　永荒之内上ノ原新田ニ立申度由ニ而七左衛門戌ノ年より我々共ヲ頼ミ宮内左衛門方へさま〳〵申候へ共、合点不致候、彼七左衛門申様ニ、上ノ原三拾九石余之永荒うけ取御役等仕候へ者、郷中百姓之たすかり、殊ニ御公儀様へ御年貢かけ候も上り申儀ニ候間、さま〳〵申候へとも、我々共申事一円きゝ不申候上ハ、掠御公儀様ヲ申我かまゝものニ而御座候、其上彼七左衛門御前様へ罷出、三拾九石余之御役儀可仕と申うけ、只今新田ヲ立罷有候へ者、我々共跡々申候儀実儀ニ罷成候御事

右之条々被為分ヶ聞召、御勘定可被仰付候、以上

正保五年　　理兵衛
子ノ卯月十四日　　御宿村　太郎兵衛
　　次左衛門
御代官様　　半右衛門

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三　慶安元年（一六四八）八月九日　御宿村宮内左衛門隠田一件につき手形

手形之事

一　酉（寛永十年）ノ年長谷川藤右衛門様御代ゟ戌（正保三年）之年まで、田高七石

壱斗弐升隠田仕候ニ付而、去五月十□□□只今迄籠舎仕候所ニ、何れも御訴訟ニ付而当御代午ノ年（寛永十九年）ゟ戌之年迄五年之御勘定相済、我等儀者御預りニ被成、籠舎御上ケ被成候義過分至極ニ存候、此上少も申分無御座候、半右衛門・理兵衛・次左衛門・太郎兵衛四人之者ニも少も恨申間敷候、殊ニ御中御年貢御役等何ニ而も万事勘定割り我等家ニ而手懸ケ仕間敷候、為後日手形如此ニ候、以上

慶安元年　　御宿村　宮内左衛門　印

子ノ八月九日

三枚橋　弥惣兵衛殿
　　十郎兵衛殿
上ケ土　惣左衛門殿
千福村　文左衛門殿
　　太兵衛殿
上ケ田村　五兵衛殿
金　沢　半兵衛殿
葛　山　伝右衛門殿
　　平衛門殿
大畑　九郎右衛門殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三　慶安三年（一六五〇）一〇月二六日　深良村指出

深良村御指出シ之事

一今高千三百拾四石四斗九升壱合　田畑屋敷共

内高四石八斗六升　間違

残テ帳面高千三百九石六斗三升壱合

此分ケ

田石八百拾六石三斗四升

畑石四百九拾三石弐斗九升壱合

外ニ

一野畑八町九反弐畝拾三歩

内

野畑弐町四反八畝弐歩

山畑六町四反四畝拾壱歩

右之外

一高拾四石五斗　　興禅寺領

一高拾石六斗　　西安寺領
一高壱石三斗四升三合　　神　領
以上
慶安三年　　深良村
寅ノ十月廿六日　　二郎左衛門㊞
段左衛門㊞
縫殿右衛門
御奉行様

（裾野市深良　大庭重一氏所蔵）

二四　慶安五年正月一四日　千福村五人組手形

（一六五二）

（端裏書）「慶安五年辰正月十四日御代官へ差出控　千福村取定書」

千福村五人組手形之事
一毎年如被仰付候、田畑壱畝壱歩之所成共無荒間様仕付可申候、若少之所成共荒シ申ニ付而ハ、其者之義ハ不及申ニ、庄や・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候事
一行衛不知不点成者、一夜之宿成共借シ申間敷候、并手負之者参候者、留置急度御披露可申上候事
一郷中井堀セき川除堤并道橋普請ニ庄や申付候、我かまゝ致不出者有之候者、郷中払可申事
一御年貢米江戸へ納申上乗之義ハ、如御仕置之郷中相談ニていかにも慥成者を仕立越可申候、他所之者ニ渡切ニ仕間敷候事
一郷中ニ而牛馬買申候ハヽ、盗馬なと買不申候様ニ馬之出所を聞届、其上早々庄屋・五人組ニしらセ買可申候、左なく候而買申候者、いか様之曲事ニも可被仰付候事
一郷中ニはくろう（馬喰）いたし候者置申間敷候事
一作人ニも不付、商人ニも不付、すきあひの道も不定、むさと罷有者、所ニ一日も置申間敷候事
一盗・はくち・ふひき・かけの双六、此外何ニ而も諸勝負仕者御座候ハヽ、急度御披露可仕候事
一郷中ニ而喧咙口論致、其上庄や・組頭之下知ニも不随、

我かまゝ成者郷中ニ置申間敷候事
一御鷹場へ罷出諸鳥取申間敷候、并御鷹場ニ而鉄鉋(砲)打申間敷候事
一竹木自身之林ニ而もむさと伐申間敷候、縦家作仕候共、致御披露御指図を請伐可申候、左なく候而伐申ニ付而ハ何様之曲事ニも可被仰候事(付脱カ)
一他所ゟ之牢人者郷中ニ置申間敷候、縦親類なとニ而も他国へ参、年月を隔立帰度なとゝ申候ハヽ、様子聞届、所之庄や・組頭ニ相談ニ而置可申事
一従御　公儀様被仰付候諸役、少もため置申間敷候、若遅々仕候ニおゐてハ、何様之御仕置ニも可被仰付候事
一所々堂・宮之林むさと荒シ申間敷候事、たとへ其堂・宮之建立ニ遣候共、神主・別当・所之者共相談ニて伐可申候、左なく候而、むさときりとり申間敷候事
右之通庄屋・五人組成程致吟味、如此手形指上ヶ申候、若此上被仰付候旨違背仕候者、其者之儀ハ不及申ニ、名主・五人組迄何様之御仕置ニも可被仰付候、仍如件

慶安五年
辰ノ正月十四日
御代官様

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

三五　承応二年二月二五日　御宿村、代官より法度請書

（一六五三）

（端裏書）「御宿村御法度御手形」

指上ヶ申手形之事
一はてれん・いるまん・きりしたん宗旨之者、毎度御法度堅被仰付候間、無油断吟味仕候ニ付、所ニ左様之もの無御座候、若御法度之宗旨之もの御座候とわきゟ訴人御座候者、其者之儀ハ不及申ニ、庄や・五人組迄何様之御仕置ニも可被仰付候事
一男女抱申年記(季)之儀ハ、如御法度之拾ヶ年切ニ抱可申候、拾ヶ年過候ハヽ、何様之御仕置にも可被仰付候事
一百姓中間ニ而徒を企、近所隣郷之庄や・百姓をすゝめ、

惣別何事ニよらす悪事たくミ一れつニ加判なと仕間敷候、若左様成儀たくミ申者御座候ハヽ早々御注進可申上候事

一兼而御法度ニ被仰付候牢人もの、行衛不知もの、又ハ出家・こもそう・山伏・びくに其外壱人ものニ一夜之宿成共借申間敷候事

一百姓中間ニ而出入之公事有之候時、親類縁者又ハ念比（懇）之者とて取持すゝめ為致申間敷候、近郷他領之儀ハ猶以取持申間敷候、若左様ニ仕候と脇ゟ申もの御座候ハヽ、如何様之御仕置ニも可被仰付候、惣而出入六ヶ敷儀所ニ御座候者、毎度被仰付候通り三ヶ郷之庄や立合扱、急度済可申候事

一所ニ火事なとゝ申候者、火消し之道具持早々出合可申候事

一御手代衆私欲被成何事ニよらす百姓ニ御非分儀ハ不及申ニ、依怙贔屓成儀少も無御座候、有体ニ被成候、若御非分之義御座候ハヽ、早々可申上候、相のひ申上候者我等共越度ニ可被仰付候事

右前書之通り少も相背仕間敷候、若於猥ニ者何様之御仕置ニも可被仰付候、為後日庄や・組頭判形致手形指上ヶ申候、小百姓方へ右御法度之趣申きかセ、其上拙者共方へ此如文言之手形取置可申候、以上

承応弐年　　御宿村
巳二月廿五日　　長左衛門㊞
　　善左衛門㊞
御代官様　　徳右衛門㊞
　　兵　四　郎㊞
　　六右衛門㊞
　　徳左衛門㊞
　　理右衛門㊞
　　兵　三　郎㊞
　　九右衛門㊞
　　七　兵　衛㊞
　　八　兵　衛㊞

甚　　蔵㊞　　伝左衛門㊞　清左衛門㊞
弥右衛門㊞　　小　兵　衛㊞　孫　十　郎㊞
八郎右衛門㊞
（後欠）

文　四　郎㊞
権　十　郎㊞
長　兵　衛㊞
与左衛門㊞
助次右衛門㊞
与右衛門㊞
五郎兵衛㊞
甚右衛門㊞
七左衛門㊞
太郎兵衛㊞
甚　兵　衛㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三六　承応二年（一六五三）三月一一日　御宿村、代官より法度請書

（端裏書）「御法度手形」

上野原新田
七左衛門㊞
小右衛門㊞
清左衛門㊞

彦　十　郎㊞
三　太　郎㊞
宮内左衛門㊞

指上ケ申手形之事

一郷中ニ而徒成百姓中間ニ而公事を仕候て名主なとへ申分、又はかに立不申候儀御訴訟申候とて小百姓手前ゟ指銭を取、江戸へ参、けいせい（傾城）くるい・はくち・物見遊山・湯女くるい仕申間敷候、若左様成もの御座候者、毎度申上所ヲ払可申候、たとへ参候共指銭致申間敷候、百姓何事ニよらす一れつ仕申間敷候事

一他所ゟ郷中へ参、うたい・つゝミ・たいこ・小うた諸けいおし（芸）へニ参候共置申間敷候、勿論仏法なとおしへ

候もの一円置申間敷候事
一田畑荒間なく念ヲ入作り可申候、郷中ニ御田地なと悪作り商内計ニ掛り候て、作等不念作り候者、何ものゝ子共ニよらす急度御披露仕、所ヲ払可申候事
一御城米納才料、郷中ニ而りちきニ而慥成ものニ能請立指越可申候、渡切ニ仕才料商内ニ為致申間敷候、尤買納当年ゟ堅御法度被仰付候、愈々買納ニ仕間敷候事
一舟并舟道具念ヲ入、古つな舟頭・かこ(水主)なと吟味仕、御城米積立廻可申候、古舟ニつみ申間敷候事
右之通少も違輩(背)仕間敷候、若相背申候ハヽ、何様の仕置ニも可被仰付候、為後日手形如此指上ケ申候、以上

承応弐年　　御宿村百姓
巳三月十一日　　長左衛門㊞　　徳左衛門㊞
　　善左衛門㊞　　理右衛門㊞
野村彦大夫様　　徳右衛門㊞　　兵三郎㊞
　　兵四郎㊞　　孫十郎㊞
　　六右衛門㊞　　七兵衛㊞
　　九右衛門㊞
　　八郎兵衛㊞
　　甚蔵㊞
　　弥右衛門㊞
　　八郎右衛門㊞
　　文四郎㊞
　　権十郎㊞
　　長兵衛㊞
　　与左衛門㊞
　　助次右衛門㊞
　　与右衛門㊞
　　五郎兵衛㊞

甚右衛門㊞
七左衛門㊞
太郎兵衛㊞
甚兵衛㊞
彦十郎㊞
三太郎㊞
宮内左衛門㊞
清左衛門㊞
半右衛門㊞
平左衛門㊞
次左衛門㊞

上野原新田　頭
七左衛門㊞
小右衛門㊞
清左衛門㊞
伝左衛門㊞
小兵衛㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二七　承応二年（一六五三）七月二日　御宿村新田夫殺し一件につき手形

□（さ）し上ヶ申手形之事

□夫婦之もの日々ニいさかひ仕候義も□分徒ものニ御座候而、おつとおころし□たくミ仕候ニ付、小右衛門義も此度上ヶ田村□所へ立のき離別可仕由申候ニ付、上ヶ田村□（庄）屋・組頭中あつかひ御座候得共相済不申候

□本郷御宿村庄屋中立合ニ而如此御済□□被下候、此上ハ夫婦中間ニ而も随事又ハ□而も此新田つふれ申候様成悪事□諸々之罪此て（手形）かたを以何様之御□ニも可被仰付候、為後日手形本郷へ□上ヶ申候、為後日、以上

承応弐年
巳七月二日　　御宿新田
からうと

（御）□宿村
本郷庄屋中
参

主　小右衛門㊞
同　内　儀㊞
証人　七左衛門㊞
同　清左衛門㊞
同　伝左衛門㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二八　承応二年（一六五三）一二月二二日　御宿村、代官より法度請書

□ヶ申手形之事

□之通、かるた・けんねんじ□かけのすころく・はくち・ふひき其外何成共勝負一切仕間敷候、但町方在々共ニ五人組として中間吟味可仕、并面々之子共・下人等ニ至迄日夜罷出先々をせんき致、何も右御法度之旨大切ニ相守可申候、自然我まゝ成もの候て下知不承はくち致ニおいてハ、何も立合相談之上おさへ置、急度御注進可申候、若面々家々無仕置ニ仕、悪事致候か又ハ横合ゟ左様之儀申上ニおいてハ、当人之儀ハ申ニ不及、庄や・組頭・其者之主人・親等ニ至迄何様之御法度ニも可被仰付候

一町方之儀ハ不及申ニ、在々迄火之用心成程念ヲ入大切ニ可仕候、自然御蔵本（元）近辺ニ火事有之ニおいてハ、火消之道具調、壱人つゝかけ付、御蔵かこい可申候

一於御鷹場ニ何鳥成共一切取申間敷候、手前せかれ共迄堅仕置可仕候、并郷中之儀ハ不及申ニ、近所之村々ニ而夜うち・盗人となりを立候ハヽ、急可罷出候、日比用心掛（心掛カ）、あやしき者来り候者様子承、先ニ送届ケ可申候

右之通庄や・組頭沼津へ被召寄、具ニ被仰渡、其上如此手形指上ケ申候、只今ゟ正・二月迄ハ弥時分柄ニ而候間、別而きひしく被仰付候、承届ケ申候、少も相背申間敷候、若致油断此旨相背ニおいてハ、御せんさく之上御　公儀へ御披露被遊、一村として御法度ニ被仰付候共少も御恨ニ存間敷候、為後日三ケ郷にて手形指上ケ申候、以上

承応弐年　　甚右衛門㊞

巳十二月廿二日

御代官様

七左衛門㊞
五郎兵衛㊞
助次右衛門㊞
太郎兵衛㊞
甚　兵　衛㊞
彦　十　郎㊞
忠右衛門㊞
宮内左衛門㊞
庄左衛門㊞
与左衛門㊞
権　　十㊞
長　兵　衛㊞
甚　　蔵㊞
八郎兵衛㊞
八郎右衛門㊞
七　兵　衛㊞
九右衛門㊞

弥右衛門（ママ）
善左衛門㊞
長左衛門㊞
徳右衛門㊞
兵　四　郎㊞
六右衛門㊞
理右衛門㊞
清左衛門㊞
半右衛門㊞
孫　十　郎㊞
次左衛門㊞
兵　三　郎㊞
平左衛門㊞
徳左衛門㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二九　明暦三年（一六五七）三月一一日　御宿村惣百姓役高名寄帳（竪）

（表紙）

明暦三年

御宿村惣百姓役高名寄帳

酉ノ三月十一日

高合弐百弐拾七石三斗三升八合

○一高七石弐升七合　甚右衛門
一高三石四斗七升六合　佐右衛門
一高三石弐斗弐升弐合　甚兵衛
一高六石五斗六升弐合　平十郎
一高五石壱斗八升九合　五郎兵衛
一高弐石弐斗弐升　長兵衛

小以廿七石六斗九升六合

○一高五石八斗四升九合　孫兵衛
一高三石八斗八升　与左衛門
（付箋　位置不明）「子ノ年ゟ
一高七石九斗五合　半右衛門」
（付箋　位置不明）「酉ノ年霜月ゟ
高弐石四斗三升四合　忠兵衛
高壱石九升六合　忠二郎」
一高三石弐斗九升九合　次兵衛
一高四斗九升　半兵衛
一高壱石壱斗九升　七左衛門

一高五拾石八斗　平左衛門組
一高四拾九石五斗四升八合　半右衛門組
一高弐拾七石六斗九升六合　甚右衛門組
一高弐拾五石弐斗五升七合　孫兵衛組
一高弐拾九石八斗七升五合　新田
一高四拾四石壱斗六升弐合　治□（左衛門組カ）

一高九斗九升八合　久左衛門
一高七石三斗七升五合　庄左衛門
一高弐石壱斗七升六合　五右衛門
小以廿五石弐斗五升七合
○一高四拾四石弐斗五升七合　平左衛門
（付箋　位置不明）「亥ノ年ゟ
高壱石壱斗六升四合　久左衛門」
（付箋　位置不明）「高五石四斗壱升　半右衛門」
（付箋　位置不明）「高七石弐斗九合　庄左衛門」
一高六石五斗四升三合　八郎右衛門
小以五拾石八斗
○一高五石弐斗五升　半右衛門
一高三拾石八斗壱升三合　宮内左衛門
一高五石三斗七升八合　文右衛門
一高三石五斗三升　忠兵衛
（内壱石九升六合　忠二郎分
一高三石弐斗九升七合　徳右衛門

一高壱石弐斗八升　平兵衛
小以四拾九石五斗四升八合
○一高五石七斗壱合　長左衛門
一高四斗七合　六右衛門
一高七石五合　徳左衛門
一高四石壱斗六升　九郎左衛門
一高三石弐斗八升三合　彦右衛門
一高六石三升　九右衛門
一高六石三斗六升四合　八郎兵衛
一高九斗壱升七合　弥右衛門
一高弐石八斗弐合　七郎右衛門
一高七石四斗九升三合　治左衛門
小以四拾四石壱斗六升弐合
小以百九拾七石四斗六升三合　本郷分　但新田除
小以合弐百弐拾七石三斗三升八合　新田共

明暦三年
酉ノ三月十一日

半右衛門
平左衛門
治左衛門

（裏表紙）

（花押）

明暦三年酉ノ三月十一日

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三〇　万治二年（一六五九）八月　御宿村上野原新田六右衛門家寺請証文

伊豆佐野村禅洞家宗耕月寺旦那
御宿村分上野原新田　六右衛門
同　女房
同　女子　たん

右之通り今度宗門人数何人御改ニ付、耕月寺□書上ヶ□
□少も相違之儀無御座候、若御法度之宗門ニ御座候者拙僧罷出可申分ヶ候、為後日□□（如件）

万治弐年
亥八月

伊豆佐野村
耕月寺㊞
□□
住寺□

野村彦太夫様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三　寛文二年（一六六二）一一月一三日　御宿村宗門改帳（横）

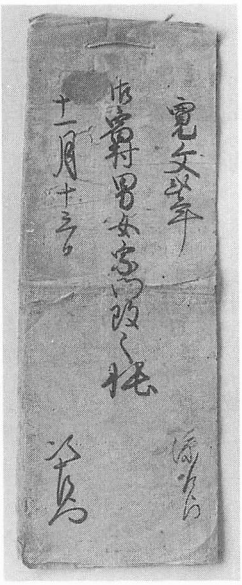

（表紙）

寛文弐年
御宿村男女宗門改之帳
十一月十三日　源左衛門
次左衛門

御宿村宗門改之帳
同所
浄土宗源広寺（印なしママ）
同寺　宮内左衛門㊞

同寺　同女房
同断　子伊助
同断　下男兵右衛門
同所　下女はな
同寺　庄大夫㊞
同断　女房
同断　子やす
同断　下男作兵衛
同断　下女はつ
同断　下女はま
同寺　西専㊞
同断　女房
同断　子はつ
同寺　忠兵衛㊞
同断　女房

同断　子　はな
同断　子　やう
同断　弟　平右衛門
同寺　源二郎㊞
同断　母
同寺　長四郎㊞
同断　母
同寺　次左衛門㊞
同断　女　房
同断　子　源左衛門
同断　子　ひめ
同断　下男　四郎左衛門
同断　同　十　蔵
同断　同　とら蔵
同断　下女　まつ

千福村

禅洞家宗普明寺㊞

同断　同　しも
同寺　半右衛門㊞
同　（断脱）　女　房
同断　子　主馬之助
同断　同　介之丞
同断　同　おとまつ
同断　同　まん
同断　同　るす
同断　下男　半　十
同断　下女　なつ
同断　同　こぢよ
同断　同　ぢやう

権兵衛㊞
同寺　女　房

同断　同弟　三之丞
同断　子　おせん
同断　下男　二郎左衛門
同断　同　次郎兵衛
同断　下男　久兵衛
同断　同　女房
同断　下女　くに
同断　同　たけ
同寺　権兵衛門　与兵右衛門㊞
同　母　女房
子　吉蔵
同　佐平
同　たつ助
弟　加兵衛
下女　せん

同寺　権兵衛門　清左衛門㊞
女房
子　兵左衛門
同　九蔵
同　なへ
同寺　八郎右衛門㊞
女房
子　二郎右衛門
同　女房
子　七郎兵衛
同寺　金左衛門㊞
女房
子　あき
下男　勘太
同寺　弥兵衛印

母　女房

同寺　彦右衛門㊞　子　あき　女房

同寺　九郎左衛門㊞　子　三太　同　かな　女房

同寺　徳左衛門㊞　子　とら松　同　だい　女房

同寺　徳右衛門㊞　女房

子　三郎兵衛

同　三九郎

同　右門　同　たけ

同寺　平兵衛㊞　子　ちゝ　女房

子　いぬ

同寺　長左衛門㊞　女房

子　八十

同　せん

同　こざ

同　すわ

下女　いたいけ

同寺　伝右衛門㊞
母　下女　かめ
同寺　文左衛門㊞
母　女房
子　六
同　すけ
普明寺㊞旦那　惣兵衛㊞
同寺　母　同子　ねい
弟　九十
下男　久助
下女　やす
上野原新田

同寺　佐兵衛㊞
母　子　すけ
同寺　徳右衛門㊞
女房
浄土宗仙年寺　旦那　惣左衛門㊞
新田
同寺　女房
子　甚太
法華宗㊞光長寺旦那　半右衛門
女房
子　いと
葛山村
浄土宗仙年寺　旦那　庄左衛門㊞

同寺　女房
子　藤三郎
同　まん
同寺　久左衛門㊞　母
弟　三左衛門
同寺　五右衛門印　女房
子　とら之助
同　ぢん
同寺　兵助㊞　母
同子　きな
同寺　次兵衛㊞　女房

同寺　甚兵衛㊞　女房
子　てご
下女　松
同寺　伝兵衛㊞　女房
子　すけ（ママ）
同　六郎兵衛㊞
同寺　佐右衛門㊞　女房
子　伝
子　百助
同　勘蔵
同　平

同　勘蔵
同　りき
同寺　甚右衛門㊞
母　女房
子　伝十郎
同　長松
同　くに
同　つる
同寺　五郎兵衛㊞
女房
子　忠左衛門
同　つる
同寺　小右衛門㊞

水久保村
一向宗長京寺㊞旦那
八郎兵衛㊞
女房
同寺　八左衛門
子　女房
同　いね
同　くに
同　はな
同寺㊞　七郎右衛門㊞
女房
子　きわ
同寺㊞　九右衛門㊞
女房
子　物（惣カ）十
同　いち

上ヶ田村
浄土宗浄念寺旦那
上野原新田
七左衛門㊞
同寺　女房
子　きた
下女　けさ
同寺　与兵衛㊞
女房
子　たん
同寺　庄右衛門㊞
女房
子　ぢやう
同　長命
同　はつ

同寺　彦兵衛㊞
母
女房
弟　七蔵
子　くら
弟　弥市

右之通り此度宗門御改ニ付而、郷中大小之百姓召遣(使)之者ニ至迄不残銘々相改如此ニ御座候、若無念成儀も御座候而御法度之宗門壱人も御座候とわきゟ申人御座候ハヽ、其五人組之義ハ不及申ニ、庄屋・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候、以上

寛文弐年
寅之十一月十三日

御宿村
庄や　権兵衛㊞
同　半右衛門㊞

同　次左衛門㊞
組頭　甚右衛門㊞

野村彦太夫様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三　寛文七年（一六六七）一〇月　石脇村年貢割付状

（端裏書）「寛文七未年分」

石脇村定免御物成可納一年分書出之事

一　米六拾石弐斗
一　永五貫六百六拾四文

右之通当未年ゟ亥年迄五年定免被仰付候間、毎年霜月廿日以前皆済可仕者也

寛文七年未十月日

井上権兵衛㊞
石田庄兵衛㊞
渡部郷左衛門㊞
右之村名主

百姓中

（裾野市石脇　大庭和彦氏所蔵）

三　寛文九年（一六六九）一一月一二日　富士郡六七カ村と須山村の境論裁許状

駿州富士郡神原領拾六ヶ村・加嶋領弐拾四ヶ村・吉原領拾ヶ村・東泉院領七ヶ村・沼津領拾ヶ村与駿河郡御厨領須山村境論之事、令糺明之処、拾壱年以来富士郡之内三倉村・比奈村・一色村・久沢村・中野村之者須山村江遣候証文数通有之上者、須山村より申所証拠分明候、富士郡より証文数通差出といへとも、巣鷹之儀ニ付御厨領之者巣鷹山守黒田村助兵衛方江遣候手形ニ而境之証文には難成候、然間須山村申出候境を相立候条向後堅可守此旨、仍為後証絵図之面境目に加印判双方江下置之間、不可違失者也

寛文九己酉年十一月十二日　伊右衛門㊞
内蔵允㊞

□(豊)　前㊞
出　雲㊞
大　隅㊞
甲　斐㊞
山　城㊞
但　馬㊞

（口絵参照）

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

三四　寛文一一年（一六七一）正月一六日　御宿村五人組手形（竪）

（表紙）

寛文拾壱年
亥之歳御宿村五人組手形之事
正月十六日

指上ヶ申五人組手形之事

一　毎年如仰付(被脱カ)候、田畑壱畝壱歩之所成共無荒間様ニ仕付ヶ可申候、若少之処成共荒シ申ニ付而ハ、其者之儀ハ不及申ニ、庄屋・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候事

一　行衛不知不隠之者并ニ坊主・山伏とも、僧・比丘尼・乞食・非人・さゝらすりニ到ル迄、一夜之宿成共借し申間敷候、并ニ手負之者参候ハヽ、留置急度御被露可申上候事

一　御年貢済シ兼、致欠落左右成もの御座候ハヽ、毎度御被露可申上候、若致油断欠落仕候百姓御座候ハヽ、御年貢之義ハ不及申ニ、郷中ニ而弁、御蔵江納メ可申候事

一　郷中井堀せき川除ヶ堤并ニ道普請ニ庄屋申付ヶ候ニ致、我カ儘不出もの有之候ハヽ、郷中を払可申候事

一　御年貢米江戸江納申上乗之儀者、如御仕置之相談ニ而如何ニも慥成者ヲ仕立越可申候、他所之者ニ渡シ切ニ仕間敷候事

一郷中ニ而牛馬買申候ハヽ、盗馬等買不申候様ニ馬之出所ヲ聞届ケ、其上庄屋・五人組知せ買可申候、無左候而買申候者如何様之曲事ニも可被仰付候事

一郷中ニ馬喰致候者置申間敷候事

一作人ニも不付、商人ニも不付、すきあいの道も不立むさと罷有者、一日も置申間敷候事

一盗・ばくち・ふびき・かけの双六、此外何ニ而も諸勝負仕候もの御座候ハヽ、急度御披露可仕候事

一郷中ニ喧咄口論、其上庄屋・組頭下知にも不随、我儘成者郷中ニ置申間敷候事

一御鷹場へ罷出諸鳥取申間敷候、并ニ御鷹場ニ而鉄砲打申間敷候事

一竹木御　公儀様御林之義ハ不及申ニ、自身之林ニ而もむさと伐り申間敷候、縦江家作など仕候共致御披露、御指図ヲ請伐り可申候、無左候而伐り申ニ付而ハ何様之曲事ニも可被仰付候事

一他所ゟ牢人もの郷中ニ置申間敷候、縦江親類等ニ而も他国へ参、年月を隔立帰り度なとゝ申候ハヽ、様子聞届ケ庄屋・組頭相談ニ而置可申候、付たり、行衛不知者参俄か坊主ニ成度なとゝ申候者、寺方ハ不及申ニ、所之一せんずりにも堅くすらせ申間敷候、若猥ニおいて者庄屋・組頭迄如何様之曲事ニも可被仰付候事

一従御　公儀様被仰付候諸役、少しもつめ遅申間敷候事

一所之堂宮之林むさと荒し申間敷候、たとへ其堂宮之建立ニ遣候とも、神主別当所之者共相談ニ而伐り可申候、無左候而伐り申間敷候事

右之通り庄屋・五人組成程致吟味、如此手形仕差上ケ申候、若此上被仰付候趣違背仕候者、其者之儀ハ不及申ニ、名主・五人組迄何様之御仕置ニも可被仰付候、仍如此ニ御座候、以上

寛文拾壱年　　御宿村
亥ノ正月十六日　　頭「宮内左衛門㊞
　　伊左衛門㊞
　　伝　兵　衛㊞

御代官様

甚　兵　衛㊞
権左衛門㊞

頭
八左衛門㊞
八郎兵衛㊞
九右衛門㊞
弥　兵　衛㊞
与三右衛門㊞

頭
甚右衛門㊞
惣　兵　衛㊞
金　兵　衛㊞
五郎兵衛㊞
与右衛門㊞

頭
文右衛門㊞
九郎左衛門㊞
長左衛門㊞
徳右衛門㊞
勘　兵　衛㊞

頭
庄左右衛門㊞
太郎左衛門㊞
源　一　郎㊞
三左衛門㊞

頭
忠　兵　衛㊞
徳左衛門㊞
平左衛門㊞
小右衛門㊞
平　兵　衛㊞

頭
金左衛門㊞
次郎右衛門㊞
七郎兵衛㊞
彦右衛門㊞

上ノ原新田

七　兵　衛㊞
忠　兵　衛㊞
彦　兵　衛㊞
新　兵　衛㊞
作　兵　衛㊞
八左衛門㊞
角　兵　衛㊞

同所

与　兵　衛㊞
庄　兵　衛㊞
助左衛門㊞
勘左衛門㊞
徳右衛門㊞
上ノ原七左右衛門㊞

右之通り五人組手形指上ヶ申候、判形之義ハ庄屋所ニ而銘々改為致申候、少も相違之儀無御座候、若五人組ニはづれ申者郷中ニ御座候ハヽ、拙者共越度可被仰付候、以上

庄や　半右衛門㊞
同　権　兵　衛㊞
同　治左衛門㊞

組頭　甚右衛門㊞

上野原新田　七左衛門㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三五　延宝二年（一六七四）三月二三日　御宿村検地につき起請文前書

起請文前書之事

一今度当村御検地ニ付、私共御案内仕候壱歩之所成共無隠地引可仕候、御帳出来次第ニ田畑銘細ニ引合、若不成心少之所成共落地御座候ニおゐてハ早々可申上候、并ニ寺社領之儀者前々従御　公儀様御付置被成候田畑之外、少之所成共まきらかし申間敷候事

一隣郷地境少も無紛有体ニ申上御案内可仕候、殊ニ当村之義ハ古検ヲ以地引仕候へ由被仰付候ニ付而、先御水帳ヲ以古検之場所引違不申、銘細古検ニ引合御案内可仕候

一今度御検地ニ而御引被下候溝代・道代之分、以来せは

め申間敷候、被仰付候通道代・溝代急度作置可申候事

一百姓中間意趣遺恨之者ニ御座候共、非分なる御案内仕間敷候事

一御内衆背御法度ヲ、何成共悪事被成候ハヽ、即時ニ可申上候、隠置申間敷候事

延宝弐年

寅ノ三月廿三日

御宿村　源左衛門

諸星庄兵衛様　半右衛門

野村彦太夫様　権　兵　衛

甚右衛門

宮内左衛門

伝左衛門

庄左衛門

八左衛門

金左衛門

惣　兵　衛

文右衛門
忠　兵　衛
上野原　七左衛門

庄屋・組頭・百姓不残加判仕手形指上ヶ申候、以上

延宝二年　千福村
寅十一月　名主　長　四　郎㊞

野村彦太夫様

同　新左衛門㊞
同　文左衛門㊞
組頭　忠左衛門㊞
同　太右衛門（ママ）㊞
同　□右衛門㊞

同　□㊞
同　権左衛門㊞
同　長左衛門㊞
□右衛門㊞
弥　兵　衛㊞
文右衛門㊞
惣　兵　衛㊞
□㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三六　延宝二年（一六七四）一一月　千福村、代官より年貢皆済以前の米売買禁止法度請書

指上ヶ申手形之事

一当御年貢皆済不仕之内村中米売買一切仕間敷候、勿論他所へ少成共米出不申候様ニ大小百姓へ堅御法度之段可申渡候、若御法度を相背かくし候而米売買仕候もの御座候ハヽ、其当人は不及申ニ、庄屋・五人くミ何様之法度ニも可被仰付候、就夫沼津みなとニ而も米買船御法度ニ可被仰付候、他所ゟ米買船壱艘も御入不被成候義御尤奉存候、我等共村ニ而御年貢皆済前米売買致候とワきより申人□（歟）加又御聞出被成候ハヽ、御僉義の上連判之ものまて急度曲事ニ可被仰付候、為其

（中　欠）

兵左衛門㊞　　七郎兵衛㊞　　市左衛門㊞　　八郎左□㊞

□㊞　　□㊞　　八郎右衛門㊞

長兵衛㊞　　□㊞　　（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

三左衛門㊞　　□㊞　　金兵衛㊞

□㊞　　□九郎㊞　　六郎□㊞

□㊞　　□㊞

六右衛門㊞

□㊞　　新□㊞

半右衛門（ママ）　　太郎□㊞

七兵衛㊞　　勘□㊞

四郎兵衛㊞　　九郎□㊞

兵三郎㊞　　□㊞

三七　延宝五年四月四日（一六七七）　茶畑村検地色付相違につき一札

指上申一札之事

一今度当村御検地被遊候時分、色付相違之所御座候由申上候ニ付、色付相違之所有体ニ書出シ可申候、高下無之候様ニ被成可被下由被仰付候へ共、何れも村中之者神文を以詮儀仕候故少も相違無御座候処ニ、私卒（ママ）入少成儀不図申上迷惑仕、色付相違之所少も無御座候ニ付、書出申儀不罷成候ニ付、名主中頼入御佗言仕候得者御免被成被下難有奉存候、各様毛頭御依怙贔屓無御座有体ニ被仰付候、自今以後何様之訴人御座候共私罷出急度可申分候、為後日別紙手形指上申候、仍如件

茶畑村

覚左衛門

延宝五年
巳ノ四月四日

永野次郎大夫様
今岸半右衛門様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

左衛門様へ相渡り申候、其刻千福ニ而も御指出シ指上ケ申候、九左衛門様御わり付御座候を太兵衛方へ渡シ置申候

九月廿日　千福村
土左（印）

御代官様

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

三八　年未詳　千福村検地後の石盛変更等につき一ツ書

一ツ書ニて申上候

一大久保次右衛門様御代、千福村へ御検地御入被成候ニ付而高大分ニふゑ申候間、庄屋・百姓様々御訴訟申上候へハ、又候哉検地入候義者罷成間敷候間、上中を以少つゝなおし候様ニと被仰付候間、文左衛門百姓立合少つゝなおし申候事

一右之なおし之通りニて御指出シ指上ケ申候、次右衛門様御カハリめ長野九左衛門様御代官被成候ニ、則次右衛門様御家老山中勘兵衛殿ゟ惣村中之御指出シ之本九

第二節　深良用水

三元　寛文一一（一六七一）年六月五日　深良村かろうと堰口替新堀につき名主源之丞らより千福村へ通水保証手形

相渡シ申手形之事

一箱根堀貫之水大分参候ニ付、深良村かろうと堰口かへ新堀仕候ニ付、各々より堀貫本（元）〆衆へ御断被成候故手形仕進候、以来箱根堀抜之水とまり千福村へも水不参候ハヽ如先規之右之堰場ニ而水上ケ可申候、前々之通五月中ゟ一日ニ三度宛みかわ三尺之間かけの木をぬき水切落、千福村田作御仕付候用水御取可被成候、新堀せき場之儀ハうめ可申候、自然埋様悪敷御座候者其方ゟ御望ニうめ可被成候、か様ニ相定申上ハ、数年相過

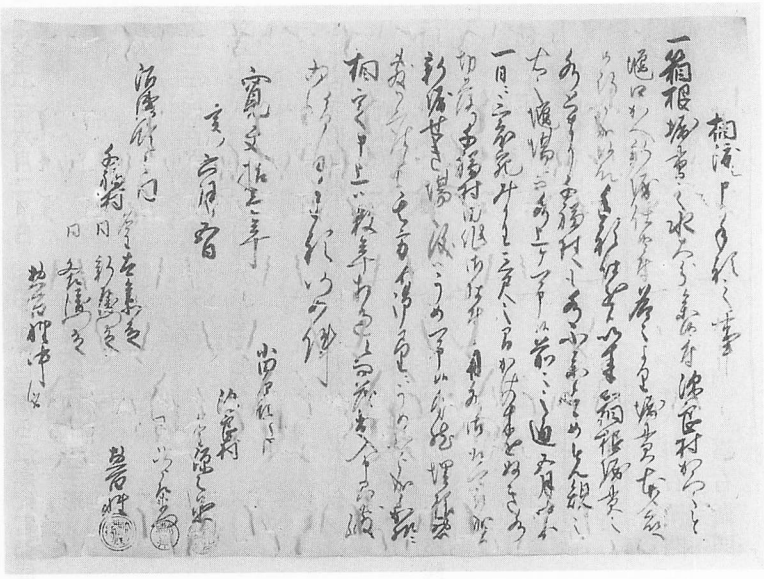

候而茂出入申間敷候、為後日手形依如件

寛文拾三年
亥ノ六月五日　　小田原領之内
深良村
名主　源之丞㊞
同　次郎左衛門㊞
惣百性㊞

沼津領之内
千福村
名主　太兵衛殿
同　新左衛門殿
同　久左衛門殿
惣百性中（まいる）

（口絵参照）
（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

四　延宝七年（一六七九）六月二八日　富沢村勘兵衛ら沼津代官領辰之御撰米金納請負手形

（前欠）
米合三千四百弐拾九表（ママ）九升五合
金合千百八拾三両三分永八拾壱文七分
内
千百弐拾三両三分永六拾八文七分　米代金
六拾両永拾三文　運賃
右之通辰之御撰出し米金納ニ被仰付候米辻如此ニ御座候、
以上

延宝七年
未六月廿八日　　駿州沼津領
香貫村
米請人　利右衛門
同　嘉右衛門
沼津冨沢村

一米六拾九表弐斗五升九合　柳下源八郎殿分
是ハ納不足ニ付如件ニ候
此代金弐拾弐両三分永九拾壱文七分
一米拾表三斗六升五合　藤田八右衛門殿分
右同断
此代金三両弐分永百文四分
一米弐拾六表三升六合　香貫村利右衛門分
是ハ勘定違申故如此ニ候
此代金八両弐分永五拾弐文四分七厘
金壱分永弐百六文七分　運賃
米合百六表弐斗九升
此代金三拾四両三分永弐百四拾八文壱分七リン　米代金
金壱分永弐百六文七分　運賃
右之通辰之御年貢米之内納さかり又勘定違之分米辻如此ニ御座候、我等共請負参候、金納ニ奉願候、以上

延宝七年
未六月廿八日　駿州沼津領
香貫村
利右衛門

証人　勘兵衛㊞
同　冨沢村
勘兵衛㊞

野村彦太夫様

（裾野市冨沢　渡邉武彦氏所蔵）

四　延宝七年（一六七九）七月二日　富沢村勘兵衛沼津代官領辰之御撰米上納金目録

（端裏書）「□子有之処書出候目録指上申候下書也」

辰之御撰米御上納金目録
一金千百弐拾三両三分永六拾八文七分
但米三千四百弐拾九表（俵）九升五合之代
一金六拾両永拾三文　右之運賃
一金八両弐分永五拾弐文四分七厘（利右衛門分勘定違申候故如此候）
但米弐拾六表三升六合之代
一金壱分永弐百六文七分　右之運賃
金合千百九拾弐両三分永九拾壱文

内
弐百八拾三両永三拾文（香貫御蔵利右衛門分
内
弐百拾両　唯今指上ヶ申候
四拾壱両　山友手前ニ有
三拾弐両永三拾文
（是ハ当八月十日以前ニ御上納可申候、八月十日迄御待可被下候、奉願候
九百九両三分永四拾壱文六分
内
弐百六拾四両　唯今指上ヶ申候
内七拾両長沢村分
弐拾両三分　地払米千百八拾六表之運賃
残而六百弐拾五両永四拾壱文六分
内
三百九拾三両永四拾壱文六分　山友手前ニ有
弐百三拾弐両　勘兵衛ニ有
内
壱両　手形有　岡之宮村
弐両弐分　中土狩村
弐両三分永六拾文　木瀬川村
四両壱分永百五拾文　長沢村
拾七両弐分永九拾五文　畑中村
四拾四両三分永百文　玉川村
弐両壱分　納米里村
弐両三分　一色村
拾両　八幡蔵組
但当年御城米相廻し不足米之金子出し申候、御蔵組村々ニ有
四両　玉川藤右衛門
拾壱両壱分手形有（柳沢村金右衛門椎路村三左衛門
五月ゟ拾六両　手形有　惣ヶ原文右衛門
同断三拾両　手形有　石脇平左衛門
同断弐拾八両壱分　冨沢村
同断三拾弐両弐分　冨沢村仁右衛門

同断
七両　　中土狩村七右衛門

拾五両永百五拾五文　勘兵衛

〆弐百三拾弐両

右弐百三拾弐両之金子如此駿州ニ御座候、少も偽り不申上候、沼津江被仰遣御せんさく可被遊候、右之金子之儀当八月十五日以前ニ急度指上ヶ可申候、其内御待被下候様ニ奉願候、以上

延宝七年　　沼津領
未七月二日　　冨沢村
勘兵衛㊞

一金弐拾六両壱分永百九拾弐文壱分　柳下源八郎殿
但米八拾表弐斗五升四合代　藤田八右衛門殿方

右之通辰之御年貢米納さかり如此ニ御座候、我等請負申候間金納ニ奉願候

冨沢村
延宝七年　　勘兵衛㊞

未七月二日
野村彦太夫様

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

四三　貞享四年（一六八七）一〇月　御宿村箱根水掛畑田成上穀米出反歩帳（横）

（表紙）
貞享四年
御宿村箱根水掛畑田ニ成上穀出反歩帳
卯十月

四せ十三歩之内
宿畑　弐せ十歩　三郎兵衛
西上畑四せ十三歩　同　人
同所右之内
丑上畑弐せ三歩　清水　平次郎
丑下畑弐せ七歩　同　人
酉下畑六せ五歩

（まとは）丑下畑四せ三歩　壱升壱合　米弐斗七升壱合　善兵衛
（こまかた）丑下畑三せ廿歩　壱斗五升四合　忠右衛門
三反畑　戌下畑三せ十三歩　壱斗三合　兵左衛門
酉　戌中畑五せ壱歩　三斗弐合　伝兵衛
土橋壱反七畝廿一歩之内　戌上畑五せ廿壱歩　壱斗八升八合　権兵衛
丑中畑四せ十四歩　壱斗四升七合　同人
丑下畑壱せ十八歩　五升三合　同人
（かなや）戌中畑六せ廿弐歩　三斗六升四合　才三郎
丑中畑壱せ廿三歩　権左衛門
酉中畑壱せ廿八歩　平四郎
丑下畑三せ歩　平二郎
丑中畑弐せ四歩　八升三合　次左衛門

（まとは）下畑壱せ十三歩　卯ノ年田ニ成候分　善兵衛
月屋敷　下畑四せ廿歩　七兵衛
上畑三せ十八歩　八左衛門
上畑三せ十六歩　付荒　伝兵衛
中畑弐せ十五歩　同人
上畑廿六歩　長右衛門
〆七反三せ歩　内壱反六せ十八歩当田ニ成入
内
三せ十六歩　付荒
六反九せ十四歩　合付

前畑壱せ廿八歩之内　酉　戌中畑壱せ十四歩　平四郎
三反畑　中畑四せ弐歩　伝兵衛
そり畑　中畑三せ十弐歩　兵十郎
（かなや）中畑壱せ廿弐歩　才三郎

三反畑
下畑壱せ十八歩
屋敷そへ八せ廿弐歩之内
上畑弐歩
月屋敷
下畑七歩
清水六せ五歩之内
下畑三せ廿歩
宿畑四せ十三歩之内
上畑弐せ十歩
三反畑
戌下畑壱せ廿五歩
そり畑　六せ廿五歩之内
中畑弐せ廿五歩
土はし
上畑五せ廿一歩
かなや
中畑壱せ廿八歩
丑中畑十四歩
宿畑
上畑弐せ三歩
下畑弐せ七歩
まとは
下畑四せ三歩
こまかた
下畑三せ廿歩
中畑弐せ四歩
土橋
下畑壱せ十八歩
中畑四せ十四歩

兵左衛門
文左衛門
七　兵　衛
平　次　郎
三郎兵衛
兵左衛門
平　次　郎
権　兵　衛
才　三　郎
平　四　郎。
三郎兵衛
平　次　郎
善　兵　衛。
忠右衛門。
次左衛門。
権　兵　衛。
同　　人。

中畑壱せ廿三歩
下畑三せ歩

権左衛門。
平　次　郎。

（裾野市御宿　湯山　悦氏所蔵）

第二章　村々の概況

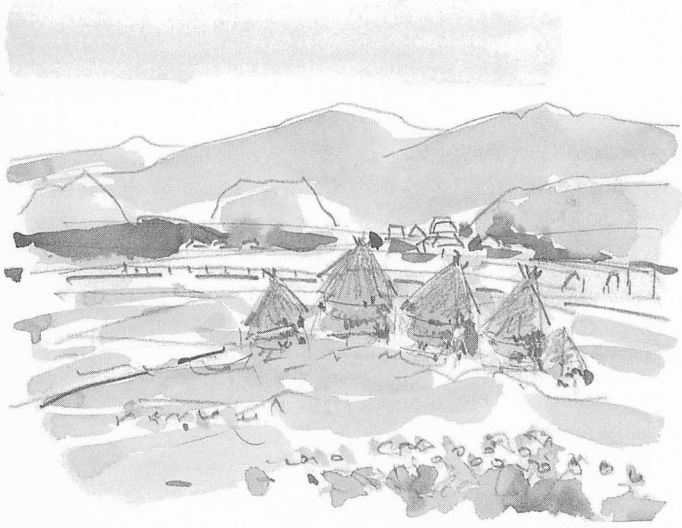

四三　延宝五年（一六七七）七月　下和田村明細帳（竪）

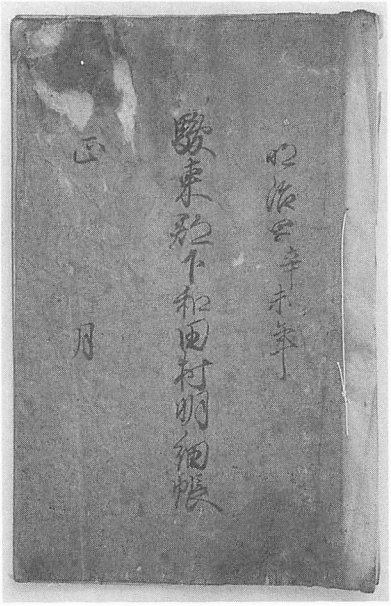

（表紙）
明治四辛未年
駿東郡下和田村明細帳
正　月

御殿場御札場迄三里五拾八間
駒門村迄壱里拾町
須山村迄壱里弐間
今里村迄弐拾町拾弐間
佐野村御高札場迄弐里三町拾弐間
水窪御拾分一場迄弐里三拾五丁拾弐間
当村ゟ沼津御高札場迄五里半余御座候
三嶋迄四里余御座候

一当村ゟ道法
北南江弐百拾間・西東江百六拾間
一下和田村之内　村中ニ三間之橋御座候
当村之用水村中ニ御座候
一百姓家積（続）　村家ニ而御座候
一百姓家数合三拾八軒
内
壱　軒　御鳥見
弐　軒　村足軽
七　軒　本百姓
弐拾弐軒　小百姓

五軒　無田
壱軒　名主

一田畑反別拾八町七反四畝壱歩
　内壱反八畝歩　寺免
一田方九畝歩　寅新田
一畑方拾八町四反七畝壱歩
高九拾三石七斗九升八合
一山畑壱町五反七畝弐拾歩
一馬数合百壱疋
一下和田村ゟ山之峠迄壱里弐拾五町十六間横弐拾壱町、此山村ゟ西ニ御座候、槻・杉茂立申候、其外雑木何木ニよらず竹・萱迄沼津・三嶋江取出シ売、百姓共家職ニ仕候、先年者御拾分一も出し不申候、拾弐三年以前ゟ御十分一指上ヶ取出し売申候、先年ゟ余村之もの壱人茂入不申、当村計ニ而支配仕候
一野山草苅場、当村ゟ北江須山境迄拾五六町・東江今里境迄拾七八丁、此野之内ニ山畑も御座候、右下和田村分之境、北ハ棚之沢・西ハまこ岩峠・南ハしやくし小屋嶽・東ハ石沢迄、境之廻り五里弐拾五町三間御座候
一山役之御米五斗毎年納申候
一薪弐拾壱駄、此金三分銀七匁五分、年ニゟ替儀御座候
一莚三枚七分七リン、銀九分四リン毎年納申候
一縄三拾三房九分三リン、銀六匁三分毎年納申候
一ぬかわら銀四匁五分弐リン毎年納申候
一殿様江御礼銭毎年出し申候
一正月殿様御礼、御厨惣代ニ参上致候路金出し申候
一御殿場御蔵番給六升九合七夕毎年出し申候
一御用之柿渋、御配符次第ニ毎年納申候
一御用之薯蕷、御配符次第毎年納申候
一御用之鳥持(綱)、御配符次第毎年納申候
一御用之漆葉、御配次(符欠)第毎年納申候
一御用之蕨、御配符次第毎年納申候
一御用之枸榑、御配符次第毎年納申候
一鵜明(松明)松萱、御配符次第毎年出し申候

一御殿場御屋敷御普請萱納申候
一御殿場・下土狩御蔵普請木萱納申候
一御拾分一場御普請木萱、御配符次第納申候
一御鷹匠衆御掛(飼)指之賄人足、御配符次第出し申候
一箱根仙石原矢倉沢川村御番所之柵木、御配符次第相勤申候
一御厨領之内堀川除普請人足、御配符次第出し申候、但し人足一人ニ御扶持米弐合五夕被下候
一御厨領之内橋引人足、御配符次第出し申候
一須山中畑ゟ槻材木又ハ木地くれ御出し被成候節ハ、御配符次第ニ人足出し申候儀も御座候
一当村椚炭竹之下村迄付出し、金子壱両ニ付八拾俵之御直段ニ金子被下候
一紙かぞ金子一分ニ五尺廻拾弐抱之御直段ニ金子請取申候
一当村氏神三社立　神明　高サ九尺
　浅間宮　横　六尺
　足高
但し板造ニ御座候、此宮村初ゟ御座候申伝候
　森　北南へ四十間　但し九尺廻樫木一本
　　西東へ十八間　外ニハ小木計御座候
一愛宕森　北南四間　壱丈五尺廻こなら
　　西東三間　神木　壱本外ニ小木計御座候
　宮立無御座候
一山之神宮立　高サ壱尺五寸　此宮村初より御座候与申伝候
　横　壱尺
　森　北南へ十弐間　壱本七尺廻りこなら木外ニ
　　西東へ八　間　但し小木計御座候
一大六天宮立　高さ壱尺二寸
　横　八寸　但し此村初より御座候与申伝候
　森　北南へ二十六間　一本七尺廻り之槻御座候
　　西東へ十八間　但し外ニ小木計御座候
一辻堂本尊観音、木仏御長壱尺三寸座仏ニ而御座候、御作何れ共しれ不申候、此堂弐間四面何年以前ニ立申候儀も不存候
一浄土宗無量山仙寿院、本尊阿弥陀座仏御長壱尺八寸新

木仏ニ而御座候、此寺何年以前ニ立申候儀もしれ不申候、本寺ハ武州江戸増上寺ニ而御座候
一寺内ニ薬師堂弐間四面、本尊木仏御長弐尺弐寸立仏ニ而御作何れ共しれ不申候、村初ゟ御座候と申伝候
（半丁欠カ）
御知行所ニ弐年程罷成、其後御領所ニ罷成、其以後駿河大納言様御知行所ニ九年程罷成、其以後御領所ニ壱年罷成、其以後稲葉美濃守様・同姓丹後守様三年罷成、其後殿様御知行所ニ罷成申候
延宝五年
巳ノ七月
右明細帳御調ニ付、古録写奉書上候通相違無御座候、以上
明治四辛未年
正　月
下和田村
百姓代　弥惣治㊞
組頭　伴蔵㊞
同　甚四郎㊞
名主　平次郎㊞
沼津
御役所

（裾野市下和田　杉本清住氏所蔵）

四　延宝五年（一六七七）一一月　茶畑村明細帳（竪）

（表紙）
延宝五年
御厨下筋茶畑村
巳十一月

御殿場御札場迄四里拾弐町弐拾弐間
下土狩御蔵場迄壱里拾弐町弐拾六間

村ゟ巳午ノ方麦塚村迄七町拾六間
村ゟ未申ノ方水窪村迄廿壱町五拾弐間
村ゟ戌亥ノ方佐野村迄拾九町五拾六間
村ゟ子丑ノ方公文名村迄拾弐町廿弐間
村ゟ辰巳ノ方伊豆佐野村迄七八町
豆州三嶋宮之前御札場迄壱里弐拾町四拾九間
駿州沼津三枚橋御札場迄弐里弐拾町四拾七間

一茶畑村之内　東西千三百五拾七間　南北七百六拾六間

一百姓家続五通りニ罷有候

わけ

中尾組	東西へ百弐拾四間 南北へ百五拾弐間	家数弐拾壱軒	
滝頭組	東西へ六拾壱間 南北へ弐百五拾八間	家数弐拾五軒	
中丸組	東西へ百拾弐間 南北へ弐百間	家数弐拾八軒	
茶畑組	東西へ九拾四間 南北へ五拾八間	家数拾八軒	
平松新田	東西へ弐拾三間 南北へ四拾間（峰）	家数七軒	

右之外伊豆境ニみの下并市ノ瀬と申居村弐ヶ所御座候

一百姓家数合百弐拾壱軒

内		
弐軒	名主	
三拾七軒（内四軒組頭）	本百姓	
弐拾三軒	中百姓	
四拾壱軒	柄在家	
壱軒	本百姓之内 村足軽	
壱軒	本百姓之内 白楽	
壱軒	中百姓之内 白楽	
壱軒	柄在家之内 白楽	
壱軒	柄在家之内 医者	
壱軒	柄在家之内 桶屋	
壱軒	柄在家之内 定使	
九軒	草切	
壱軒	平松新田 組頭	
壱軒	草切之内 桶屋	

一田畑反別百拾町六反拾歩

内田畑四反七畝拾壱歩　寺社免

田方五拾壱町九反壱畝歩
内拾五町八反余箱根堀貫水掛り畑成田
わけ
九畝廿三歩　亥年川成并丑年溝代
壱畝廿六歩　寅年屋敷ニ成
拾九町六反五畝拾弐歩　水田ニ而麦作不仕候
拾町九反八畝廿八歩　麦作仕候分
畑方三拾八町三反五畝廿壱歩
わけ
拾三町八反壱畝廿歩　箱根堀貫水ニ而亥子両年畑成
田
四畝廿三歩　子年地水ニ而畑成田
壱反弐畝五歩　亥子両年堰溝代
残弐拾四町三反七畝三歩
一畑反別弐拾五町八反五畝廿四歩　平松分
わけ
壱反弐畝廿歩　亥年ゟ年々堰代
拾三町九反四畝三歩　箱根堀貫水ニ而年々畑成田分
残拾壱町七反九畝壱歩
一高五百弐拾九石四斗弐升七合　先高
内五拾弐石三斗　平松新田分
一高七百拾四石七斗弐升八合　今高
内百六石八斗七升七合　平松新田分
一野畑三町壱反九畝廿八歩　本村分
一野畑九反壱畝拾七歩　子年見出し
一下々田八畝廿九歩　子年見出し
一野畑三反廿七歩　平松新田分
一下畑九反三畝拾六歩　子年見出し
一馬数合百弐疋　内弐疋牛
一当村用水、此水本公文名村境瀧頭堰ゟ取申候、但瀧頭・中丸・茶畑・中尾ニ而遣申候、此道法弐三町、又者七八町程も御座候、則本田壱町弐反余□□畑成田三町余へかけ申候、右之本川段々公文名村□参、茶畑村田地中を通り、伊豆境之川へ落合申候、此川筋ニ高

サ五丈余之瀧壱ヶ所御座候、但箱根堀貫水も少落合通り申川ニ而御座候

一当村本田仕付申水、東山大谷川其外谷々水落合申候

此水わけ

一高　堰　長五間半　かこ五間付芝　壱町四反余へかけ申候

一すゝあら堰　長九間　かこ堰　山入并向田川東本田八町余へかけ申候

一宮下堰　長五間半　かこ堰　向田川西本田五町余へかけ申候

一柿木田堰　樋前つめゟかませき迄百五間、樋ゟむかい五間　まち長九間　前ノ田本田六町四反歩程へかけ申候

但せき道法中程ニ長五間余之樋壱ヶ所御座候、右之樋木先年御公儀様ゟ被下候并山出人足村々へ被仰付、尤御奉行被仰付候

一山入三町余へかけ申井堰、かにか窪并菅沢あふミ沢かね引場と申ニ、自分之小せき共御座候

右五ヶ所之井堰、此水本東山大谷并此川筋ニ毎年川除場御座候

一伊豆境峰下ニ而之用水、伊豆・駿河境之川ゟ峰下せきニ而取申候、則本田弐町余へかけ申候

一同市之瀬ニ而之用水、伊豆境大沢ゟ市之瀬せきニて取申候、則本田九反余へかけ申候

一伊豆・駿河境川、此水本東山大沢そぶと申ゟ茶畑村之内市之瀬・峰下本村名主甚右衛門前ゟ麦塚村・伊豆嶋田村脇へ通り申候、但そぶより麦塚村境迄、此道法弐里拾弐三丁御座候、此川筋ニ毎年川除場御座候、右之井堰川除普請仕人足弐百四五拾人程宛毎年入申候、年ニゟ人足多少御座候

一畑成田仕付申水、三間新川ゟ取申候、此水箱根堀貫水深良村之内かろう戸ニ而木瀬川へ落合参候川、石脇村之上佐野せきゟ取申候、則ゆるき橋久根村・公文名村・茶畑村通り伊豆嶋田村之内堰原せきへ落申候、此道法佐野堰ゟ堰原迄壱里四五丁程御座候、此水茶畑村畑成田拾町余へかけ申候、佐野堰ゟ道法弐拾二三町程

参茶畑村之内八幡脇ニて三間川之水取申候、八幡脇ゟ段々道法弐三町又ハ六七町程参、茶畑村分畑成田へかけ、茶畑村之内平松新田畑成田拾三町余へかけ申水、佐野堰ゟ道法弐拾四五町又ハ三拾丁も参、三間堀よりかけ申候、則平松新田用水ニも遣申候

一佐野堰場所、長五拾六間皆石岩之上ニ而籠せきニ仕候、水節々出申度籠押なかし日数五十日之内五度も三度も人足出し仕直し申候、右何茂井堰普請之儀御　公儀様より御奉行人被仰付、御配符次第村々ゟ人足出普請仕候、但人足壱人ニ付一日ニ御扶持米弐合五夕宛被下候

一平松新田、居村ゟ西之方三間川通り申候、則川ゟ西ニ座頭之供養塚石塔壱つ御座候并川ゟ東之方平松と申九尺廻り之松壱本御座候

一茶畑村なかに山壱ツ御座候、此山大サ東西へ八拾□□、南北へ百弐拾六間、則山之上ニ畑御座候

一公文名村境茶畑村之内長五間半之橋壱ヶ所、先年御公儀様ゟ被下候并引人足村々江被仰付、御奉行人も被仰付被下候

一馬之草苅場、当村ゟ東山公文名村境かるとう坂・あいしやう原・神なり松・はたほこ・大谷・もぢり杉・しんなし・かにが窪・ごさの尾・いち場・たいら・牛坂・まごめ・うしろ山・丸塚・瀧之沢ゟ市之瀬筋迄、此道法当村ゟ壱里又ハ壱里拾四五町程御座候、右之山ニ而草・かり敷・かやもかり申候

一薪取申場、当村東山、北ハはたほこ・大谷ゟ南ハ伊豆境大沢迄、東ハいもたいら・山伏峠・りうのふか嶽并そぶ迄、西ハ右之草山境ふとか尾筋迄、此□□当村ゟ壱里半又ハ弐里余も御座候

一右之内もちり杉・はたほこ・大谷・しんなし・ごさの尾、此筋へ公文名村入込ニ参候

一同はたほこ・大谷筋へ久根村之内横道長尾之者入込ニ参候、久根村之内下村之者ハ公文名村一所ニも入申候

一同大谷筋へ佐野村入込ニ参薪計取申候

一同大谷筋へ伊豆嶋田村之者薪取申儀も御座候

一同市之瀬道筋へ麦塚村入込ニ参、薪・かや・苅敷・草かり申候
一同市之瀬道筋へ伊豆嶋田村之内堰原二ツ屋新田之者参、薪計取申候
一当村之内中丸之者、佐野下原ニ而馬之草かり申儀も御座候
一当村之者、伊豆佐野山江参、馬草苅敷かり申儀□□□
一平松新田之者、沼津領富沢村并定輪寺西山へ参、馬草・苅敷・かやかり申儀ニ御座候、此道法壱里又ハ壱里半も御座候
一当村百姓、作之間ニ右之当村山ニ而薪伐、三嶋・沼津へ付出し売申候、近年ハ伐荒シ能木無御座候
一御蔵米払馬、御配府(符)次第馬ヲ出し、三嶋・沼津へ付届ケ申候
一箱根御番所御扶持方米参候節ハ、御配府次第付届ケ申候
一御殿場へ御米御用之節、御配符次第下土狩御蔵より付届ケ申候
一井堰川除人足御割付次第毎年出し申候、但人足壱人ニ付一日ニ御扶持米弐合五夕宛被下候
一下土狩御蔵普請之節ハ、御割付次第竹木萱縄人足出し申候
一同御蔵柵木并繕人足共ニ出し申候
一水窪・伊豆嶋田御拾分一場御普請之節、竹木か□(や)縄人足出し申候
一薪諸色三嶋・沼津へ出シ申節ハ、御拾分一指上ケ通り申候
一箱根御関所柵木并繕人足共ニ御配符次第出シ申候
一御殿場御屋敷御破損普請之節、縄竹人足御配符次第出シ申候
一神山村大橋懸り申節、御配符次第人足出し申候
一村々橋木引人足、御配符次第出し申候
一御鷹匠衆御厨下筋ニ被成御座候節ハ、御宿ニて入用之人足御配符次第出し申候

一御用之鳥もち、御配符次第毎年納申候
一御用之山枡(椒カ)、御配符次第ニ毎年納申候、但山枡弐升五合ニ付代百文ツヽ、被下候
一御用之渋し柿、御配符次第毎年納申候
一富士山麓ゟ槻御材木出申節、引人足御配府(符)次第下筋ゟ出し申候、則此人足山本ニて牛ヲ雇、日用金勘定次第出申候、則　御公儀様ゟ御扶持方被下候、牛壱疋ニ付一日ニ大豆壱升、牛方壱人ニ付一日ニ御ふち方七合五タツヽ、被下候
一御用之山芋、御配府次第毎年納申候
一山手役米、壱石宛毎年御蔵へ納申候
一家並薪之代金弐両余、毎年納申候、但家数ふゑへりニて相違之義も御座候
一ぬかわら縄莚之代金壱両三分余、毎年納申候
一御国廻り衆、十年以前寛文七年未ノ年御通被成候覚

溝口源右衛門様
山形孫四郎様

堀主膳様

右三人衆、豆州三嶋ゟ伊豆嶋田・佐野通り神山ニて馬□御殿場・竹之下通り相州へ御通り被成候、則人馬神山村へ相詰、荷物諸事竹下(ママ)迄付送り申候
一箱根筋道橋造り人足出シ申儀も御座候
一酒包(勾)舟橋懸り申節、人足出し申儀も御座候
一朝鮮人御通り被成候節、人馬小田原相詰、登り小田原ゟ三嶋迄、下りハ小田原ゟ藤沢迄、御朱印之人馬駄賃伝馬其外小田原ニ而御用之人足出し相勤申候
一御　上洛被為遊候節、御登りハ小田原ゟ三嶋迄、御下りハ小田原ゟ藤沢迄人馬相立、其外小田原ニて御用之人足并名主共小田原へ罷越相勤申候
一冨士浅間　宮立高サ七尺横四尺　但板葺ニ而御座候
　此宮村始ゟ御座候様ニ申伝候

七尺廻り松九本
五尺七八寸廻杉壱本
森東西弐拾間
南北六拾壱間　但五尺八寸廻り檜壱本
七尺五寸廻りいてう壱本
外ニ小木共御座候

下々田三畝拾歩、右之宮免御指置

一八幡　宮立高サ三尺　横壱尺六寸　但板葺ニ御座候
右之八幡村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん(縁起)ぎも無御座候
五六尺廻り松弐本
森東西五間　南北弐拾五間　但五尺廻り杉壱本
外ニ小木共御座候

下畑弐畝廿歩、右之宮免御指置

一八幡　宮立高サ弐尺八寸　横三尺六寸　但板葺ニ御座候
右之八幡村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん義も無御座候
但神之木七尺廻り之杉壱本御座候

一十二天　宮立高四尺三寸　横弐尺八寸　但板葺ニ而御座候
右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん義も無御座候
七八尺廻り松四本
森東西拾間　南北拾五間　但七尺廻りしい壱本
外ニ小木共御座候

一神明　宮立高弐尺三寸　横壱尺弐寸　但板葺ニ而御座候
右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん義も無御座候
森東西四間　南北七間　但七八尺廻り松三本
外ニ小木共御座候

一大日堂　よこ弐間　立三間　但かや葺ニ而御座候
右之堂村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候、
則大日如来御長三尺壱寸立像にて古仏ニ御座候得共、
何之御作共知レ不申候
森東西八間　南北拾五間　但六七尺廻り松弐本
外ニ小木共御座候

一駒方　宮立高弐尺　横壱尺弐寸　但板葺ニ而御座候
右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候
森東西拾間　南北八間　但六七尺廻り松四本
外ニ小木共御座候

一不動堂　内ニ宮立高三尺弐寸　横弐尺五寸　但板葺ニ而御座候
右之堂村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候
壱丈五尺廻り槻壱本
森東西拾四間　南北四拾間　但五尺七八寸廻り松四本
五尺廻り杉壱本
外ニ小木共竹も御座候

一天神　宮立高弐尺六寸　横壱尺六寸　但板葺ニ而御座候
右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候
森東西拾三間　南北弐間　但小木共御座候

一　金山　　宮立高三尺弐寸　横弐尺　　但板葺ニ而御座候

右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候

森東西拾間　南北八間　　但六七尺廻り松弐本　外ニ小木共御座候

一　舎護神　　宮立高三尺　横壱尺八寸　　但板葺ニ而御座候

右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候

森東西五間　南北拾三間　　但小木共御座候

一　御座之尾　山神　　宮立高壱尺八寸　横壱尺　　但板葺ニ而御座候

右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候

森東西弐拾八間　南北　拾四間　　但七八尺廻りしいの木弐本　外ニ小木共御座候

一　宮内　山神　　宮立高壱尺八寸　横壱尺　　但板葺ニ而御座候

右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候

森東西　八間　南北弐拾間　　但三尺四尺廻り松四本　外ニ小木共御座候

一　見おろし　山神　　宮立高弐尺壱寸　横壱尺壱寸　　但板葺ニ而御座候

右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候

森東西拾間　南北拾弐間　　但六尺四五寸廻松(り)三本　外ニ小木とも御座候

一　市之瀬　山神　　宮立高弐尺　横壱尺　　但板葺ニ而御座候

右之宮村始ゟ御座候様ニ申伝候、ゑん儀も無御座候

森東西四間　南北八間　　但六尺廻り松弐本　外ニ小木共御座候

一　時宗遊行派南長山願称寺、本尊座(像)脇之弥陀御長三尺、木仏ニ而春日之御作ニ御座候、此寺開山豆州三嶋西福寺ゟ但阿弥と申沙門参、延文元丙(年)申□開闢仕候、当年迄三百弐拾壱年之寺ニ而御座□(候)、開山ゟ当住迄拾九世、本寺相州藤沢清浄光寺ニ而御座候

延宝五年

巳十一月

茶畑村

名主　甚右衛門

同　三之丞

組頭　留兵衛

同　惣左衛門

同　傳左衛門

組頭　新兵衛

同　文左衛門

同　佐右衛門
平松新田
組頭　徳右衛門

安田勘左衛門様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

豆　貞享三年（一六八六）四月一五日　須山村指出帳

（表紙共一巻に写す）

貞享三年
駿州駿河郡御厨領須山村御指出帳
寅ノ四月十五日

駿州駿河郡　御厨領須山村

一高百四拾九石弐斗九升壱合
此反別弐拾六町四反九畝拾歩
此訳
上畑六町壱反八畝弐歩
内弐反三畝六歩　子ノ年屋敷ニ成
分米四拾三石弐斗六升五合　石盛七ツ
中畑七町弐畝拾七歩
内壱反壱畝弐拾弐歩　子ノ年屋敷ニ成
分米四拾弐石壱斗五升四合　石盛六ツ
下畑拾壱町四反九畝弐拾九歩
内七畝拾歩　子年屋敷成
分米四拾五石九斗九升九合　石盛四ツ
屋敷壱町七反八畝弐拾弐歩
内五畝歩　名主被下
分米拾七石八斗七升三合　石盛拾ヲ
高合百四拾九石弐斗九升壱合
外屋敷三畝拾五歩　子年見出シ　石盛無御座候
野畑拾七町四反八畝弐拾七歩　石盛無御座候
野畑三反九歩　子年見出シ　石盛無御座候
一上納□壱俵ニ付本升三斗七升入
但シ、五年以前戌年迄三斗五升ニ上納仕候へ共、

亥年御用捨三斗七升之勘定御立被下、御廻
(しか)り三斗九升五六合迄
一口米本石壱石ニ付三升宛
一口永本永壱貫文ニ付三拾文宛
但シ、五年以前戌年迄ハ三斗五升ニ上納仕候得
共、亥年御用捨三斗七升之勘定御立被下、
御廻シ三斗九升五六合ゟ四斗迄
一大豆八石五升
此代永壱貫六百拾文　但シ、永壱貫文ニ五石替
右大豆毎年小田原御蔵江買納仕候
一山役本米壱石三斗宛毎年御殿場御蔵江買納仕候
一家並薪四拾弐駄
但シ、本百姓四拾五軒ニ而三拾二駄、子年新屋
敷之者弐拾壱軒ニ而九駄
此金壱両三分宛毎年納申候、直段金壱両ニ付弐拾四
駄替
一莚七枚壱分八厘
高百石ニ付五枚、金壱両ニ付弐百四拾枚買
此銀壱匁七分九厘宛毎年納申候
一縄六拾四房六分七厘
高百石ニ付四拾五房、金壱両ニ付三百弐拾房買
此銀拾弐匁壱分弐厘宛毎年納申候
一糠藁、高千石ニ付金壱両宛
此銀八匁六分弐厘宛毎年納申候
一浮役村足軽壱人ニ付高拾石宛、拾石ゟ内ハ持高有次第
御引被下
一名主之儀、高役三拾石御引被下候、三拾石ゟ内有次第
御引被下、浮役出分
一御年貢米、本石拾石ニ付五升宛、五厘引と申名主ニ被
下候
一永本永壱貫ニ付五文宛、五厘引と申名主ニ被下候
一御用之つけわらひ弐束四分宛、毎年納申候、但三尺廻
り
一鵜たいまつ、すゝき五尺廻り五束宛毎年納申候

一御殿御屋敷破損御入用之道具、被　仰付次第納申候
一仙石原御番所柵木、御割附次第納申候
一水窪・伊豆島田両所御拾分一場道具、被　仰付次第納申候
一御役人様方御通り之節、人馬御用次第相立申候、御泊り被成候得ハ、薪・野菜為持、賄人足相立出申候
一柿渋京升壱斗八升五合宛、毎年御配府(符)次第御屋敷江納申候
一御鷹匠衆・御犬引衆・御餌指御越之節、御指図次第薪・野菜為持賄人足出申候、尤鳥之儀村ニ而被遣候義も御座候
一殿様江御厨惣代之御礼、毎年正月下筋壱人上筋壱人江戸江罷越候、仕銭ハ御厨中ゟ出シ申候
一井堰川除人足被　仰付次第出シ申候
一殿様御殿場江御着被為遊候節ハ、被　仰付次第賄人足出申候
一御巡見衆様御通り之節、人馬被　仰付次第出シ申候
一朝鮮人御通り之節、箱根道作人足被　仰付次第出シ申候
一殿様御用木御取遊(被欠カ)候節、牛引杣日用賃銭商人并(並)被下候、牛方壱人御扶持方米七合五夕、牛壱疋ニ御扶持大豆壱升五合宛被下置候、牛壱疋ニ付銭三百文宛百姓前ゟ出シ申候
一百姓家作仕候節、槻材木願申上候得ハ被下置候、尤臼木馬舟も申請候并内林居戴弐拾弐年以前巳年ゟ御免ニ而御座候
一寺社ニ杉・檜御座候而払木仕度節、奉願候得ハ被下置候
一百姓地之内ニ御座候杉・檜・槻、家作仕候節奉願申請候
一村次人馬被　仰付次第出シ申候、次申村ハ印野村・板妻村・下和田村ニ而御座候
一駒出来仕候得ハ、弐歳年御見分被成、代金被下売上申候

一当村分之山十里木富士郡之境御座候、富士山長岸あさ木塚檜石流尾岩水十里木愛鷹山花之木尾しほ若嶽のこきり嶽、此筋富士郡と境ニ而御座候、拾八年以前酉ノ年富士郡と境論仕候得共、富士郡ゟ数通之証文此方江取置御座候間、差上申候得ハ理分ニ被　仰付候

一当村分之山、大沢入と申所ゟ杉丸太小田原御用ニ数度取被成候、同檜御木も杉ニ而御取被成候

一当村と下和田村と山境、南沢之嶽ゟほうきわらの岸、下和田村之上棚ノ坂迄

一村境、東ハ駒門村、西ハ富士郡、南ハ下和田村、北ハ印野村・板妻村・神場村ニ而御座候

一薪・萱・すゝき・馬草、当村分之山ニ而取申候

一百姓諸作耕作之間ニ薪伐、沼津・三島江付出シ売買仕候、拾分一水窪村ニ而出シ申候、十里木之者之儀ハ富士郡之内瀬古・吉原江薪出シ売申候、御拾分一ハ無御座候

一当村之儀ハ先年ゟ富士山南方寺と申、駿州・豆州之内ゟ富士山参詣之導者賄宿仕来申候付、右両国之内ニ旦那場少々宛御座候而、毎年旦那廻り仕候

一鳥もち、先年ハ納申候得共、六年以前酉年ゟ御免ニ而納不申候

一薯蕷、先年ハ納申候得共、五年已前戌年ゟ御免ニ而納不申候

一御売付木、願次第年々御借被遊候、直段之儀ハ其年之相場ニゟ被　仰付候

一箱根小田原町御伝馬金壱両

六年割利足壱割半ニ年々御借り仕候、済残御借仕罷在候

一御殿場御蔵番給米、八升八合弐夕宛毎年出シ申候、但本升

一百姓内林之内ニ而椚少々御座候、炭ニ焼、二三入ニ而金壱両ニ八拾俵替、竹下村出シ売上申候

一椴板、長六尺幅壱尺壱寸厚並五分　金壱両ニ四拾間替、但シ壱間ニ五枚、本五分と申ハ金壱両ニ三拾弐間替、長サ幅同

断、右之板も竹ノ下村出シニ而売上申候
一先年丹後守様日光江御供被遊候節、歩金と申高百石ニ付金壱分宛出シ申候
一真綿ハ納不申候
一麻・紅花無御座候
一大工・木挽・桶屋無御座候
一浪人・医師・外科無御座候
一当村ゟ小田原札之辻迄道法拾壱里、但シ足軽通り
一橋数三ヶ所、木橋損申候得ハ槻申請前々ゟ掛来申候
一鉄砲拾弐挺之内三挺村筒残脇筒

男三百八拾七人
一人数七百五人　内女三百拾六人
出家弐人内住持壱人
隠居壱人

内
四拾七人　内男弐拾四人
女弐拾三人　十里木新田分

一馬数　百四拾疋　三疋　十里木新田分
一牛数　三拾疋　三疋　十里木新田分

名主　弐軒
組頭　弐軒
一当村家数百弐拾軒（ママ）之内　本百姓　六拾四軒
村足軽　三軒
無田之者　四拾軒

内
拾壱軒之者　無田　十里木新田分

前々御検地ニ而御座候得共、御証文ハ所持不仕候
一高弐石　御除地　天嶽寺
屋敷弐反歩　石盛拾ヲ

前々御検地ニ而御座候得共、御証文ハ所持不仕候
一高六斗弐升四合　御除地　浅間
下畑壱反五畝拾八歩　石盛四ツ

同断
一高弐斗四升　右同断　拾弐社権現
下畑六畝歩　同　四ツ

一辻堂壱軒　長三間　横弐間　但かや葺

一宮九社

内

富士山室丹生大明神宮立高サ七尺

金山権現宮立高サ三尺長弐尺横壱尺三寸　横五尺大□（板葺）

大六天宮立高サ三尺五寸長弐尺壱寸横七尺□　大板□（葺）

神明宮立高サ三尺弐寸長弐尺横壱尺三寸　大板□（葺）

子ノ神宮立高サ三尺壱寸長弐尺横壱尺弐寸　大板葺

山ノ神宮立高弐尺長弐尺横壱尺三寸　大板葺

十里木新田

八幡ほこら高壱尺六寸長弐尺横壱尺六寸　大板葺

同

水神ほこら高壱尺五寸長壱尺八寸横壱尺五寸　大板葺

同

山神ほこら高壱尺五寸長壱尺九寸横壱尺五寸　大板葺

同

愛鷹大明神宮立無御座候　大板葺

右之通水帳之奥書畑反別并諸色書附、少も無偽前々之通書上申候、若脇ゟ相違之段申出候ハヽ、何様之曲事ニも可被仰付候、為其名主・組頭・惣百姓代判形仕指上申候、為後日仍如件

貞享三年　須山村

寅四月十五日　名主　太兵衛

組頭　孫右衛門

同　茂右衛門

十里木新田

名主　九郎左衛門

組頭　傳左衛門

惣百姓代　七郎左衛門

右者、此度村差出書上候様被仰付候付、則貞享三寅年奉差上候通写書、少も相違無御座候、以上

文化十四丁丑年二月　深山村

名主　一太夫

与頭　佐次郎

同　与左衛門
同　林右衛門
百姓代　和　七

地方御役所様

（裾野市須山　渡邉徳逸氏保管）

四　貞享三年（一六八六）四月一六日　佐野村・二本松新田指出帳（竪）

（表紙）

貞享三丙寅年

駿州駿河郡小泉庄御厨領佐野村二本松新田共

四月十六日

駿州駿河郡佐野村二本松新田共

一　高五百六拾三石弐斗五升弐合

此反別六拾四町四反七畝弐拾五歩

上田拾壱町四反九畝弐拾五歩　石盛十四
分米百六拾石九斗七升七合
中田拾町五反五畝弐拾三歩　石盛十二
分米百弐拾六石六斗九升弐合
下田九町七反弐畝弐拾六歩　石盛十
内五歩　酉ノ年新道代
分米九拾七石弐斗八升七合
下々田弐町五畝三歩　石盛八
分米拾六石四斗八合
二本松新田
下田壱町九反四畝弐拾四歩　石盛十
分米拾九石四斗八升
同所
下々田五反五畝壱歩　石盛八
分米四石四斗三合
上畑弐町弐反壱畝弐歩　石盛九
内壱反六畝拾九歩　酉戌子上田ニ成箱根水懸り
分米拾九石九斗四升六合
中畑壱町八反六畝弐拾弐歩　石盛七

内壱反七畝弐拾五歩　酉子ノ年中田ニ成箱根水懸り
分米拾三石七升弐合
下畑拾弐町弐畝弐拾九歩　石盛五
内三反四畝六歩　酉戌子ノ年下田ニ成箱根水懸り
分米六拾石壱斗四升八合
下々畑六町七反三畝拾七歩　石盛三
内九畝拾六歩　酉戌年下々田ニ成箱根水懸り
分米弐拾石弐斗七合
屋鋪壱町三反壱畝弐拾五歩　石盛十
内壱反弐拾歩　名主弐人ニ御年貢御免
分米拾三石壱斗八升四合
二本松新田
下畑弐町六反六畝拾弐歩　石盛三
内壱反四畝拾弐歩　酉ノ年下田ニ成箱根水懸り
分米七石九斗八升弐合
同所
下々畑壱町弐反壱畝六歩　石盛二
内六畝六歩　酉ノ年下々田ニ成箱根水懸り
分米弐石四斗弐升四合

屋鋪壱反拾弐歩　石盛十
分米壱石四升
高合五百六拾三石弐斗五升弐合
田数合三拾六町三反三畝拾弐歩
内五歩　酉年新道代
畑数合弐拾八町壱反四畝拾三歩
内九反八畝弐拾四歩　酉戌子ノ年畑成田
外ニ
一野畑弐町九反四畝七歩　巳ノ年御改盛無御座候
一屋鋪壱畝歩　申ノ年御改盛無御座候
一御年貢米俵三斗七升入但　五年已前戌年迄ハ三斗五升ニ上納仕候得共、亥ノ年御用捨、石ニ三斗七升之勘定ニ御立被下候、廻シ三斗九升五六合
一口米本米壱石ニ付三升宛
一口永本永壱貫文ニ付三拾文宛
一大豆拾六俵壱斗弐升四合八夕但御用捨之上三斗七升之勘定ニ御定被下候、廻シ四斗迄　五年已前戌年迄ハ三斗五升ニ上納仕候得共、亥年

此代永壱貫弐百九文　但壱貫文ニ付五石替

一糠・藁・縄・莚之代金壱両壱分銀六匁八分差上申候
一家並薪三拾四駄　但壱駄ニ付銀弐匁五分宛差上申候
　代八拾五匁
一山役米本升壱石弐斗七升　御年貢並ニ口米共指申候(上脱カ)
　長木貫板ハ五拾年以前ゟ
一御拾分一出様　薪ハ弐拾五年以前より
　萱ハ拾五年以前より
一御買山升(山椒)三升五合宛納申候、代物百三拾八文被下候、
　但シ壱升ニ付三拾八文
一柿渋京升五升宛納申候
一種元米弐拾三俵　但元米ハ丹後守様御借付被成被召置候、利足計三割ニ仕差上申候
一夫食米壱割半之利足ニ而二・三月時分拝借仕、元利共壱斗切指上申候
一箱根御伝馬金弐拾六両壱歩(分)銀五匁、利足壱割半ニ而六年割ニ拝借仕候済残り
一名主給五厘引　本米百石ニ五斗
　本永壱貫文ニ五文
一村中江村継御伝馬高三拾石御引被下候、但浮役差上申候
一持高之内六拾石、諸役名主弐人ニ御引被下候、但糠・藁・縄・莚代懸り申候
一持高之内壱石五斗、二本松新田組頭壱人ニ御引被下候、
　但糠・藁・縄・莚代懸り申候
一持高之内拾石、村足軽壱人ニ諸役御引被下候
一田地囲用水普請下筋拾弐ヶ村組合ニ而仕候、当村普請人足壱年ニ大分入申候得ハ、昼御扶持被下候儀も御座候
　木橋壱ヶ所、是ハ先年槻被下懸来申候、
　但引人足御割付ニ而村々ゟ被下候
一橋数拾弐ヶ所内石橋五ヶ所村中ニ而仕候
　土橋五ヶ所同断
　木橋壱ヶ所同断
一村ニ而田地囲用水人足三拾人余も入申候
一佐野堰地水、先年ハ石脇村・佐野村・稲葉主水様御領分久根村三ヶ村ニ而堰仕水取申候、前々ゟ堰杭槻被下候、但シ長三間四尺丸木五六尺廻、但箱根堀貫之水拾

六年以前亥年ゟ木瀬川江落参候ニ付、村々畑成田仕、堰之儀公文名村・茶畑村・麦塚村・伊豆嶋田村右之村共ニ七ヶ村ニ而堰仕候、御奉行様願申候得者被仰付被下候

一下筋拾弐ヶ村之内ニ而堰川除其村々ニ而成兼申時分者、御指図次第人足出申候

一富士山ゟ槻御材木小田原江御取被遊候節ハ、山ゟ花戸迄御指図次第引人足出申候、御扶持被下候、少々之節ハ不被下候儀も御座候、

一江戸御屋鋪様江御礼ニ御厨惣代名主弐人罷越候、上筋ゟ壱人下筋ゟ壱人毎年正月参候、入目銭村々ゟ極月出申候

一御殿御屋敷御普請之節、縄屋祢(屋根葺)ふき御指図次第出申候

一水窪・伊豆嶋田両所御拾分一場御普請之節、諸道具人足御指図次第出申候

一下土狩御蔵御普請之節、諸道具人足御指図次第出申候、竹木之儀神山村・下和田村山ニ而取出申候

一下土狩御蔵添番人弐人、下筋拾弐ヶ村ニ而抱置申候、但シ給米村ニ而京升四斗八升出申候

一御厨米下土狩御蔵江参候節ハ、三嶋・沼津江御払之節、役ニ而人馬出申候

一箱根御番所柵并結人足先年ハ遣申候、近年ハ不被仰付候、去丑ノ年御急之御用ニ而結人足高弐百石ニ壱人出申候

一稲葉丹後守様下土狩御一宿被遊候節ハ賄人足薪野菜出申候、御伝馬箱根迄相立申候、御厨江御通被遊候得ハ神山村迄相立申候

一御国廻御奉行様之御通被為遊候節、佐野村ゟ沼津迄御伝馬人足出申候

一朝鮮人御通之節ハ、箱根道作り人足出申候

一御鷹匠衆・御飼(餇)指衆之神山村江御越之節者、薪野菜賄人足出申候

一薪取申山ハ東山江六ヶ村入込ニ而参申候

一村ゟ西ニ沼津領大畑村山ニ而薪草かりしき苗代草取申

候

一当村ゟ北ニ大野山之内神山村野・駒門野・印野村野・須山村野・下和田村野・今里村野、右野ニ而草かりしき薪取申候

一二本松新田ハ沼津領冨沢村山江参、草かりしき薪取申候

一槻之儀堅御法度ニ被　仰付候、但シ家作仕候節ハ奉願候得者被下候

一鳥もち六年以前酉ノ年御免

一内林居久根之竹木弐拾弐年以前巳ノ年御免

一水窪・伊豆嶋田両所御拾分一衆、小田原江御金納ニ御越之節者、毎月御配府(符)次第人馬相立申候

一当村御札場地形　但シ長壱丈壱尺七寸横五尺、高弐尺五寸

一毎年甲府様御家中衆御通之節ハ駄賃伝馬出申候

一毎年郡内秋本摂津守様ゟ駿府久野江御茶壺通り申候時分ハ、人足五拾人・馬六疋出申候、松明御用次第出申候

一毎年郡内秋本摂津守様御家中衆御通節ハ、駄賃伝馬出申候

一当村ゟ小田原迄箱根道法九里弐拾八町余

一当村ゟ御殿場御札場迄道法三里三拾壱町四間

一当村ゟ神山村名主前迄道法壱里拾七町拾四間

一当村ゟ岩波村名主前迄道法壱里四拾間

一当村ゟ水窪名主前迄道法弐拾九町拾九間

一当村ゟ下土狩御蔵場迄道法壱里拾壱町五拾八間

一当村ゟ三嶋御札場迄道法壱里弐拾八町拾三間

一当村ゟ北稲葉主水様御領分深良村境

一当村ゟ東稲葉主水様御領分久根村境

一当村ゟ西沼津領大畑村境

一当村ゟ東御領分之内公文名村境、但シ道法拾弐町四拾九間

一当村ゟ北御領分之内石脇村境、但シ道法九町五拾七間

一当村ゟ南御領分之内伊豆嶋田村境、但シ道法弐拾六町九間

一当村ニ本道医者三好玄意与申者罷有候
一塗師壱人罷有候
一紺屋壱人、但シ本瓶壱ツ脇瓶壱ツ御役金弐朱宛、二枚橋玄正所納申候
一鍛冶三人罷有候、但シ神山村橋かけ申節ハ、釘御用御役相勤申候
一大工・木挽・桶屋無御座候
一酒屋壱軒、石高七石四斗造り申候
一当村家数七拾弐軒　内隠居六軒　無田弐拾八軒　医者壱軒　定使壱軒
　名主弐軒　組頭四軒　本百姓三拾四軒　村足軽壱軒　鍛冶三軒　紺屋壱軒　塗師壱軒　酒屋壱軒　糀屋壱軒
　男弐百弐拾九人
一当村男女数合四百五拾七人　内女弐百拾九人
　出家八人
　組頭壱軒
　百姓七軒
一当村之内二本松新田家数拾弐軒　内　無田三軒
一当村牛馬之数五拾六疋　内　馬四拾弐疋　牛拾四疋
一高壱石壱斗四升　正八幡　壱社
　中田弐畝歩　石盛十二　除地
　下田九畝歩　同　十
一二本松新田高弐斗六升五合　浅間　壱社
　下畑八畝弐拾五歩　石盛三ツ　除地
一高壱石弐升七合　本寺京東本願寺一向宗　法雲寺
　屋敷壱反八歩　石盛十　除地
一高四石三斗弐升　本寺相州藤沢清浄光寺時宗　蓮光寺
　屋敷四反三畝六歩　石盛十　除地
　〆六石七斗五升弐合
右何れ茂証文ハ無御座候、先年ゟ御除地ニて御座候、御水帳ニ者相見江申候

一神明　壱社　ほこら板ふき　高弐尺五寸　横壱尺弐寸
一山神　壱社　ほこら板ふき　高弐尺弐寸　横壱尺

右之通水帳奥書田畑反別并諸色書付、少シ茂無偽前々之通書上申候、若脇ゟ相違之段申出候ハヽ、何様之曲事ニ茂可被　仰付候、為其名主・組頭・惣百姓代判形仕差上申候、為後日仍如件

貞享三丙寅年四月十六日

佐野村
名主　惣左衛門印
同　次郎兵衛印
組頭　忠右衛門印
同　惣右衛門印
同　長兵衛印
同　加兵衛印

二本松新田
組頭　加左衛門印
百姓代　四郎左衛門印

佐野村・二本松新田共ニ村指出帳先年焼失致候由、依願兼而指出置候書面ヲ以相渡之者也

安永乙未年正月十七日　地方御役所　御印

村方差出帳先年焼失仕候ニ付、　御上様江差上置候村差出帳御写被下置候様奉願上候処、今般写被仰付、私共立合之上御引合被遊御渡被下置相違無御座、難有奉請取候、以上

安永四未正月　駿州駿東郡御厨佐野村
名主　平左衛門
同　幾左衛門
組頭　長右衛門
同　源右衛門
組頭　九兵衛

二本松新田
組頭　利左衛門
百姓代　太郎左衛門

（裾野市佐野　岩崎達生氏所蔵）

四七　貞享三年（一六八六）四月一六日　今里村指出帳（竪）

（表紙）

貞享三年

駿河国駿河郡御厨領今里村指出シ之帳

寅ノ四月十六日

小田原

大久保賀加（ママ）守御智行（知）所

駿東郡御厨今里村

駿河国駿河郡御厨領　今里村

一高九拾三石壱斗四升壱合　田畑辻

此反別拾六町七反弐拾九歩

内

一上畑三町八反六畝拾四歩内弐反弐拾三歩戌年屋敷成

分米弐拾七石五升三合　石盛七ツ

一中畑六町弐反三畝拾八歩

分米三拾七石四斗壱升六合　石盛六ツ

一下畑六町弐反三畝拾九歩

分米弐拾四石九斗四升五合　石盛四ツ

一屋敷三反七畝八歩内六畝廿八歩名主壱人ニ被下

分米三石七斗弐升七合　石盛拾

高合九拾三石壱斗四升壱合

畑数合拾六町七反弐拾九歩

高外ニ

野畑弐町壱反弐畝拾九歩

高弐石九斗弐升弐合　此反別三反九畝拾四歩　寺免

一山役米六斗　俵本升三斗七升納

京升ニ三斗九升三合

先年ハ本升三斗五升納ニ御座候へ共、四年（廿五）以前亥ノ年より本升三斗七升納ニ御直シ被下候

右者御殿場御蔵御売米ニ而買納ニ仕候

一口米本米壱石ニ付三升
一口永壱貫ニ付三拾文ツヽ
一御年貢反取永御勘定ニ而被召上候
一本永壱貫文ニ永五文宛、五厘と申名主ニ被下候
一村足軽壱人ニ御役高拾石宛御引被下候、拾石ゟ内ハ持
高有次第御引被下候
一名主之儀ハ御役高三拾石御引被下候、三拾石ゟ内ハ持
高有次第御引被下候
一御買大豆拾六俵三升
〃〃〃〃〃〃
大豆五石九斗五升
俵納三斗七升　是ハ入不申
先年ハ納三斗五升ニ御座候へ共、廿五
京升ニならし四斗以前亥年ゟ三斗七升ニ御直シ被下候　四年
此石五石九斗五升
〃〃〃〃〃
代永壱貫百九拾文
高百石付六石三斗八升
〃〃〃〃〃〃
金壱両ニ五石替ニ代金御年貢金ニ而御引被下候
〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
永壱貫文ニ五石替

右ハ毎年小田原御蔵へ買納ニ仕候

一家並薪拾四駄　金壱両ニ弐拾四駄かへニ金子納申候
但小百姓ハ弐三軒宛組合壱軒分納申候
此金弐分銀五匁
一莚三枚八歩(分)六厘　高百石付五枚、但金壱両ニ弐百
四拾枚かへ
此銀九分六リン
一縄三拾四房七分四厘　高百石付四拾五房
但金壱両ニ三百弐拾房かへ
此銀六匁五分壱リン
一糠藁　高百石付銀六匁
此銀四匁六分三厘
一鵜たいまつすゝき五尺廻り弐束　毎年納申候
一御用之わらび三尺廻り壱束　毎年納申候
一正月御かさり楳葉(譲カ)三尺廻り六束　毎年納申候
一御用之柿渋弐斗弐升三合　毎年納申候
代銀何程
一正月殿様へ御礼ニ御厨惣名代名主両人参上致候、使銭
御割次第出し申候
一御殿場御屋敷破損御普請御入用之竹かやすゝき、御配
符次第相勤申候

一水窪・伊豆嶋田両所御拾分一場破損御普請之節、御用之道具御配符次第相勤申候
一仙石原矢倉沢御番所柵木御配符次第相勤申候
御割次第出し申候
一井堰川除人足御配符次第相勤申候
一御厨之内橋挽人足御配符次第相勤申候
一冨士山ゟ槻御材木御取被遊候節ハ、牛挽ニ被仰付、牛壱疋ニ日用銭三百文之極メ、但従殿様牛方壱人ニ扶持方米七合五夕、牛壱疋ニ大豆弐升御扶持ニ被下候、右日用銭三百文之内ニ而御扶持米大豆指次、残ル日用銭牛方へ払申候
一殿様御殿場へ御着被為遊候節ハ、賄人足被仰付次第相勤申候儀も御座候
一御役人様方御通之節ハ、人馬御用次第相立申候、御泊り之節ハ野草薪出し申候
「一助郷勤高五拾八石内「蒲原宿助郷勤申候」」

是ハ本高之内ニ而宿々加助郷・代助郷等前々ゟ勤来申候、残高之儀者御免ニ相成居申候」
一御鷹匠御餌指衆此筋へ御越之時分ハ、御配符次第賄人足出シ申候
一殿様此以前日光へ御成被遊候節、分金と申高百石ニ金壱分宛出し申候
一御巡見衆様御通之節、人馬被仰付次第出シ申候
一朝鮮人御通之節ハ、箱根道作人足被仰付次第出シ申候
一寺社方ニ御座候杉檜木、払木ニ仕度節奉願候へハ被下候
一御売付米願次第御借シ被遊候、直段之儀ハ其年之相場ニより被仰付候
一箱根・小田原町伝馬金四両銀拾匁六年割壱割半之利分ニ而御借仕、済残御借り仕罷在候
一御殿場御蔵番給六升九合弐夕毎年出シ申候
一当村ニ弐歳駒御座候年ハ、御殿場ニ而御見分之上被召上、駒次第段々御金被下売上ケ申候
一百姓内林ニ而椚炭やかせ御買被遊候、表弐箕入ニ而竹

下村迄付届ケ、金壱両ニ八拾表かへニ代金被下候、く
ぬきやき仕廻拾三年此方やき不申候
一百姓内林居くね之内ニ御座候杉・檜木・槻、弐拾弐年
以前ニ御免被下候、家作抔仕候節ハ御断申上使申候
一此以前鳥もち納申候得共、六年以前酉ノ年御免被下候
一此以前薯蕷納申候得共、五年以前戌ノ年ゟ御免被下候

北ハ下和田境、水越・花向尾・馬込・檜木沢・下
荒倉・上荒倉・しゆくし小や
一当村山境　南ハ沼津領葛山境、ませ口・大平・ゆすり葉立・
壱つばし
東ハ野境沼津領金沢村境、三ツ辻・龍ケ窪、御宿
境おい平

此山之内槻立申候、村ニ而寺社方又ハ百姓家作臼馬舟
橋木等願書指上ケ申請候而仕申候、此山当村計支配仕
脇ゟ入申義ハ不罷成候
一百姓作之間ニ薪取沼津・三嶋へ付出シ売申候、先年ハ
御拾分一も不被召上候得共、（四十六七年）弐拾四五年此方御拾分一
被召上候

一当村ゟ村次下和田村・神山村・石脇村・佐野村
一当村ゟ小田原迄之道法拾里三拾弐丁　但足柄通
一当村橋数弐ケ所何れも木橋ニ而御座候
一鉄砲六挺　内三挺村筒
三挺脇筒

名主　壱軒
組頭　四軒
内壱軒ハ村足軽ニ而御座候
村足軽　三軒
一当村家数三拾九軒　本百姓　拾八軒
水呑　六軒
門屋　八九軒
（後筆）「右之内□六軒」

男百四拾六人
女百三拾五人
一人数合弐百八拾六人内　大工壱人（後筆）「無御座候」
出家四人（後筆）「無御座候」

馬数六拾壱疋

外ニ
一寺壱ケ所　浄土宗　安養山浄土院
本寺武州江戸増上寺

一堂壱ヶ所　薬師堂三間四面　但かや葺ニ而御座候
宮五社
内
浅間壱社　宮　高サ五尺五寸　横三尺弐寸　但板葺ニ而御座候
天神壱社　宮　高サ弐尺七寸　横壱尺八寸　但板葺ニ而御座候
大六天壱社　宮　高サ三尺　横壱尺八寸　但板葺ニ而御座候
舎後神壱社　宮　高サ壱尺弐寸　横八寸　但板葺ニ而御座候
山ノ神壱社　宮　高サ三尺　横壱尺八寸　但板葺ニ而御座候

右之通水帳之奥書畑屋敷并諸色書付少茂偽なく前之通書付指上ヶ申候、若脇より相違之段申出候ハヽ如何様之曲事に茂可被仰付候、為其名主・組頭・惣百姓代加判仕指上ヶ申候、為後日仍而如件

貞享三年　　今里村
寅ノ四月十六日　　名主　六右衛門
　　組頭　太郎左衛門
同　　同　与右衛門
　　同　九兵衛
　　同　太兵衛
　　惣百姓代　文左衛門

（裾野市今里　今里区有文書）

四八　貞享三年四月一七日　公文名村・稲荷村差出帳（竪）

（一六八六）

（表紙）
貞享三年
寅四月十七日
駿州駿東郡御厨
公文名村
稲荷村
御差出帳

宝永五年
子ノ二月　伊奈半左衛門様へ差上ヶ申候

駿州駿東郡御厨公文名村

一高三百三拾七石弐升弐合　田畑辻

此反別

上田九町五反弐畝拾弐歩　石盛十四

分米百三拾三石三斗三升六合

中田六町弐反四畝廿七歩　石盛十弐

分米七拾四石九斗八升八合

下田三町八反九畝拾歩　石盛十

分米三拾八石九斗三升三合

下々田弐町三反壱畝拾四歩　石盛八

分米拾八石五斗壱升七合

下地分新田延宝五巳年村々開発

下々田弐反三畝七歩　石盛八

分米壱石八斗五升九合

上畑四町三反八畝廿壱歩　石盛九

分米三拾九石四斗八升三合

中畑弐町五反七畝拾九歩　石盛七

内壱反三畝五歩　午未戌年畑成田

分米拾八石三升四合

下畑五反八畝拾三歩　石盛五

分米弐石四斗弐升弐合

屋敷八反九畝拾五歩　石盛十

内五畝歩　名主屋敷御年貢御免

分米八石九斗五升

高合三百三拾七石弐升弐合

田数合弐拾弐町弐反壱畝拾歩

分米弐百六拾七石六斗壱升三合

畑数合八町四反四畝八歩

分米六拾九石三斗八升九合

右之外

山畑七町八反八畝九歩　石盛壱ツ

分米七石八斗八升三合

下地分

下々田壱畝九歩　石盛四ツ

分米五升弐合

新田三畝九歩　石盛三ツ

分米九升九合

新畑六畝廿歩　石盛弐ツ
分米壱斗三升三合
山畑壱反壱畝廿五歩　石盛壱ツ
分米壱斗壱升八合
高合八石弐斗八升五合
内七石九斗三升五合　稲葉丹後守様御代
三斗五升　大久保加賀守様御代
田合四畝拾八歩
分米壱斗五升壱合
畑数合八町六畝廿四歩
分米八石壱斗三升四合

一高百四拾弐石三斗壱升九合　稲荷村田畑辻
此反別
上田弐町壱反壱畝廿五歩　石盛十四
分米弐拾九石六斗五升七合
中田四町壱反四畝廿弐歩　石盛十二
分米四拾九石七斗六升八合

下田三町三反九畝廿弐歩　石盛十
分米三拾三石九斗七升三合
上畑壱町壱反弐畝拾四歩　石盛七ツ
分米七石八斗七升三合
中畑壱町五反廿七歩　石盛五ツ
内壱反三畝拾六歩　午申酉畑成田
分米七石五斗四升五合
下畑四町壱反四畝廿三歩　石盛三ツ
内壱反七畝廿八歩　申酉畑成田
分米拾弐石四斗四升三合
屋敷壱反拾八歩　石盛十
分米壱石六升
高合百四拾弐石三斗壱升九合
田数合九町六畝九歩
分米合百拾三石三斗九升八合
畑数合六町八畝弐拾弐歩
分米合弐拾八石九斗弐升壱合

二口合四百七拾九石三斗四升壱合
　田数合三拾壱町八反七畝拾九歩
　　分米合三百八拾壱石三升壱合
　畑数合拾五町三反三畝歩
　　分米合九拾八石三斗壱升
高八石弐斗八升五合　　新高
一御年貢米三斗七升入　但し廻し三斗九升五六合
一口米　本米壱石ニ付三升宛　廻同断
一口永　本永壱貫文ニ付永三拾文宛
一大豆七俵六升弐合　但し三斗七升入、廻し三斗九升五
　　六合
　代永五百三拾文六分　　公文名村
一大豆三俵弐斗八升弐合　廻し同断
　代永弐百七拾八文六分　　稲荷村
一山手役米七斗　但し御年貢御上納仕候　公文名村
一山手役米八升　右同断　　稲荷村
一ぬか・わら・縄・莚代金、壱両壱分銀壱分九厘
一家并薪拾九駄　壱駄ニ付銀弐匁五分
　代金三分銀弐匁五分
一村ニ而井堰人足百五拾人余、村ニ而人足出し申候
一村之内堤三ヶ所、毎年砂入さらい人足三百人余遣(使)申候、
右ハ下郷拾三ヶ村ゟ人足被仰付、御奉行様御付被遊普
請被　仰付候、自然大水ニ而破損ハ、御見分之上何百
人ニ而茂御遣被遊候
一堤槻樋木八本　長弐間・幅壱尺四寸・厚サ壱尺
右之木、神山村之山ニ而御役人足ニ而引届ヶ申候、拾
年程ニ而取替申候、是茂御奉行様御附被遊候
一下筋拾三ヶ村之内ニ而堰川除ヶ其村ニ而成兼申時分ハ、
御差図次第ニ人足出し申候、人足ニ御夫(扶)持米被下候儀
も御座候
一御役人様方在々御通り之節、村継伝馬人足御用次第出
し申候、御泊り之節ハ薪・やさい御賄人足出し申候
一柿渋壱斗弐升六合　　毎年納申候
一水窪・伊豆嶋田両御拾分一場御普請之節、縄人足御用

次第出申候、竹木ハ神山村・下和田村之山ニ而取出し申候

一下土狩村御蔵御普請諸道具人足出申候、竹木ハ神山村・下和田村山ニ而取出し申候

一下土狩村御蔵添番弐人、下筋拾三ヶ村ニ而抱置申候

一冨士山ゟ槻御材木小田原江御取被遊、商人并ニ御買被下候

長木板横、七拾年以前ゟ差上ヶ申候

一御拾分一出シ様　薪ハ四拾年以前ゟ差上ヶ申候
萱ハ三拾年以前ゟ差上ヶ申候

一朝鮮人御通り之節、箱根山道作人足出し申候

一箱根御番衆様方御夫持(扶)米、下土狩村御蔵ゟ箱根迄付届ヶ申候

一五厘引　本米百石ニ五斗
本永拾貫文ニ五拾文　名主被下候

一村高之内三拾石、名主壱人ニ諸役御引被下候

但し、ぬか・わら・なわ・莚之代懸り申候

一春夫食願上ヶ申候節ハ、壱割半利足ニ三月時分拝借仕、壱年切元利共指上ヶ申候、近年ハ正月拝借仕候ニ付、弐割ニ而上納仕候

一内林居くね竹木御捨免ニ而惣百姓勝手次第伐り取申候

一箱根御柵木并片竹被下、繕人足出し申候

北之方久根村、稲葉紀伊守様御領分、但作境ニ御座候
西之方佐野村作境ニ而御座候、名主所迄道法拾壱町
南之方茶畑村作境ニ而御座候、名主所迄拾六町四拾間
小田原江箱根通り九里廿七町
御殿場御札場迄四里
下土狩村御蔵場迄壱里廿三町廿弐間
三嶋御札場迄壱里廿七町
沼津御札場迄弐里三拾町

一当村ゟ境

一当村ゟ道法

一当村馬之茅(草)・薪并かや苅場、東山之内北ハ大谷、此筋江道法弐拾四五町、又ハ壱里半余も御座候

一同茅かや・薪苅場もじり杉しんなし、此筋江道法壱里余御座候

一当村茅かや・薪苅場こさの尾筋、道法壱里半余御座

候

一同茅かや・薪苅場、南ハ南沢一場平牛坂筋道法壱里、
又ハ壱里半余も御座候
一大野原ニ而馬之茅苅場道法弐里余御座候
一当村伯楽・木挽・紺屋・桶屋・いしや・浪人無御座候
一当村伯楽・木挽・紺屋・桶屋・いしや・浪人無御座候
四ヶ所石橋、村ニ而かけ申候
一橋九ヶ所　内壱ヶ所土橋、村ニ而かけ申候
四ヶ所木橋、雑木ニ而懸申候
一槻橋三ヶ所　長四間半・幅壱尺三寸・厚壱尺、但し壱
ヶ所ニ弐本宛懸申候
右之木神山村之山ニ而被下、御役人足ニ而御奉行様御
付被遊、御引届ヶ被下候
一鉄炮壱挺　猟師筒　但し玉目三匁
一脇筒弐挺　壱挺ハ威シ筒　玉目弐匁三分
壱挺ハ同　玉目三匁五分
壱軒名主　三拾三軒無田
一当村家数五拾七軒　内弐軒組頭　弐軒ハ借家

拾九軒小百姓

男百三拾壱人
一当村人数弐百九拾六人　内　女百五拾八人
山伏四人
出家三人

一当村牛馬数三拾六疋　内馬三拾弐疋
牛四疋

中田三反五畝拾歩　石盛拾弐
四石弐斗三升九合六夕
一禅宗寺壱ヶ所　中畑弐反四畝八歩　御除地光明寺
壱石六斗九升八合七夕
屋敷壱反六畝歩　石守(盛)十
壱石六斗
高〆七石五斗三升八合三夕

宮数七社
一鹿嶋大明神　向五尺壱軒社　大板ふき
下畑壱反三畝歩　御除地
高六斗五升

一八幡宮　向弐尺壱軒社　大板ふき
下田六畝拾弐歩　御除地
高六斗四升
一伊勢神明　向壱尺　板ほこら
下畑七畝廿八歩　御差置
高三斗九升六合七夕
一天神　向四尺　大板葺
下畑弐反五畝弐歩御差置
高壱石弐斗五升三合四夕
一稲荷（いなり）新田大明神　向壱尺八寸　板ほこら
下畑六反四畝歩　御差置
高壱石九斗弐升
一山之神二ヶ所　向壱尺弐寸　板ほこら
一堂弐軒　内壱軒　庚申堂　三間ニ弐間、但しかやふき
壱軒　釈迦堂　三間ニ弐間、但しかやふき
右之通り水帳奥書田畑反別并諸色書付少も無偽前々之通り書上ヶ申候、若脇ゟ相違之段申出候ハヽ、何様之曲事ニも可被仰付候、為其名主・組頭・惣百姓加判仕差上ヶ申候、為後日仍而如件

貞享三年
寅四月十七日

公文名村
名主　弥七
組頭　助右衛門
同　権右衛門
惣百姓代　喜兵衛
同　与左衛門

（裾野市公文名　市川逸朗氏所蔵）

四九　元禄一一年（一六九八）七月　千福村差出帳（竪）

（表紙）
元禄拾壱年
千福村差出帳
寅ノ七月　青山㊞

駿河国駿東郡千福村
一米百五拾五石七斗九升七合　去丑之年田畑相納辻

此表(俵)四百四拾五表四升七合　但三斗五升入
　此わけ
百三石八斗六升五合　　三分二米納
　此表弐百九拾六表弐斗六升五合　但三斗五升入
五拾壱石九斗三升弐合　　三分一金納
　此表(此延)米弐石九斗六升七合
合五拾四石八斗九升九合　但斗立九斗替御直段
　此表百四十八表弐斗九升九合　但三斗七升入
　此代金六拾両三分永弐百四拾八文八分八厘
一米壱石五升　　山手役
　此延米六升
合壱石壱斗壱升　斗立
　此代金壱両永弐百三拾三文三分　但斗立九斗替
一米三升　是ハ右山手役御口米　但米納
一米拾弐表弐斗五升壱合　去丑之年御口米　但米納
御割付面之御米高百五拾五石七斗九升七合之御口米、
但本石三拾五表ニて壱表宛之勘定を以右之御口米相納
申候、加米之儀ハ右本石壱表江弐升宛之加米ニて三斗
七升入ニ而御納所仕候、則御払米ニて入札ニ被仰付、
其上払之儀郷御蔵ゟ道法御定三里ツヽ払仕候、此外差
米無御座候
一土之儀、田方ハ黒ぼくニてされ土ニ御座候、畑土之義
ハ炭土・黒ほくニ御座候事
一見取場之儀ハ、御割付之面ニ新畑と御座候ゟ外ハ少シ
も無御座候、勿論田方ニも無御座候事
一御割付御免状之外ニ、大豆・餅惣而何ニ而茂一切相納
不申候事
一魚之猟、先規ゟ無御座候事
一蘆野、大野山相郷八合之所ニて苅取申候、但道法三里
御座候
一馬草芝野、古来ゟ村続之内野并入合(会)野ニ而苅敷馬草場
道法壱里・壱里半所ニ而苅申候、勿論大野へも参候
一百姓自林之儀、前々ゟ地続并野林壱人前ニ五ヶ所・三
ヶ所乃至壱ヶ所・二ヶ所宛所持来候、則別帳反歩ニ記

指上ヶ申候

一桑持之者、拾四五軒之百姓少シ宛持来候、其外ニ少も無御座候、并漆無御座候

一蟲之儀、右桑少シ宛持候者共蟲取仕候、尤他へ少シも出し不申候

一紙漉前々ゟ無御座候、尤楮持候者拾二三軒之百姓少シ宛所持仕候

一茶椀給茶（ママ）ほと持候百姓拾軒計御座候、其外ニハ無御座候、并たはこ分ニ応シ壱セ・弐せ宛作り申候事

一薪取場愛鷹山ニ而取申候、但道法二里・二里半御座候

一炭焼先規ゟ無御座候

一塩焼古来ゟ無御座候

一用水之堰場、当村之内ニ御座候得（ママ）而、木瀬川ゟ水取申候、則壱村せきニ而定水ハ不及申、箱根堀抜之水も取申候

一堤無御座候

一当村畑成田、箱根水掛りニて用水取候儀、伊丹左京様御知行所御宿村之内かろうとせきゟ水取申候、但村々寄合せきニて、松平大八郎様御知行所上ヶ田村・金沢村・葛山村・右御宿村并当村共ニ此五ヶ村ニ而堰仕候へ共、段々上四ヶ村水上引取、当村ハりうの末へニ御座候、年々日損仕候

一川除前々ゟ御入用おゝ以（ニて）御普請場谷津川筋も数ヶ所籠出シ・石出シ・石堤之所御座候

一溜井無御座候

一圦樋無御座候

一板橋無御座候

一当村江他村ゟ入作之者、葛山村・須走村・大畑村・上土狩村、此四ヶ村ゟ入作御座候

一当村ゟ他村へ出作之者無御座候

一海辺ニ而無御座候

一猟舟并渡舟無御座候

一川舟并川魚運上無御座候

一馬医当村ニハ無御座候

一馬喰仕候者壱人御座候
一牢人無御座候
一本道外科医者無御座候
一家大工壱人御座候
一舟大工無御座候
一鍛冶壱人御座候
一木挽無御座候
一桶屋三人御座候
一杣取無御座候
一左官無御座候
一御朱印地高拾三石弐斗余、但山林共、当村禅宗普明寺并当村中氏神十二所権現へ下畑弐反七歩御除地御座候、累年八月富士峰山伏加行相勤ニ参候に付、右御除地御座候
一郷御蔵之儀、当村ニ御蔵屋敷地下畑五畝廿六歩、則御年貢ハ御免、御役ハ相勤申候、但御蔵組之村々、大畑村・葛山村・金沢村・上ヶ田村・御宿村・当村共ニ六ヶ村にて四軒御座候、此度右五ヶ村江引取可申候
一氏神之守名主太兵衛仕候、尤神主・社人無御座候
一殺生之儀、猟師鉄炮之外殺生不仕候、勿論運上無御座候
一酒屋前々ゟ無御座候
一米収納仕、江戸御城米ニ冬春廻シニ仕、沼津湊迄道法三里半御蔵ゟ付出、湊ニ而舛目相改俵数舟主納才宰（ママ）へ相渡、則請手形取置申候、但運賃之儀ハ、御公儀様ゟ被下候上乗壱船ニ壱人宛のせ申候、賃金之儀ハ村々ゟ出申候、御米納才料ハ村々相談之上相究、其上御指図受、冬弐人・春弐人宛参候、則入用路金（指金）造用割合米高ニかけ、村々ゟ右指金出申候
一稲作、早稲少々作り申候、相残候分ハ弥六と申中稲作り申候
一畑作之儀ハ、三分二ハ大麦、三分一ハ小麦、尤夏作ハ粟・稗・芋・大豆・大角豆・小豆・茄子、尤岡穂ハ少々ツヽ作申候、夏作引取候へハ、菜・大根并蕎麦

少々作り申候

一田畑入上米之儀ハ、上中下之位ニ不構、地生之善悪を以壱反ニ付四表半・四表・三表半・三表迄之小作預ケ口ニ御座候、勿論畑儀ハ上畑壱反ニ付金壱分弐朱・中畑壱反ニ付壱分壱朱・下畑壱反ニ付壱分・下々畑壱反ニ付鐚弐百文ツヽ小作ニ預ケ申候、畑方之義ハ米ニハ少も預ケ引不仕候

一田畑累年作毛仕付之儀、田方之儀ハ毎年五月之節ニ入候を相待仕付納メ、中ニ入候を限り仕付仕廻申候、勿論苗代之儀ハ三月土用ニ入候得(ママ)而苗代仕候、日数五十日ニ而掛申候、并畑之儀ハ三月之中時分ゟ四月中時分迄ニ段々夏作仕付申候

一田方之こやし、壱反ニ付馬屋こへ十五駄・苅敷廿駄、都合壱反ニ三拾五駄積りニ入申候

一畑方こやし之儀ハ、春諸作仕付之時分ニ壱反ニ炭こへ十四五表ツヽ入申候、其上草をへ之時分上こへ両度ツヽ、仕候得(ママ)而、累年七・八月両月之内夏作引取耕候時分馬こへ壱反ニ拾五駄又ハ廿表宛入申候

一山川献上物何ニ而茂一切無御座候

一当村御伝馬相勤不申候事

一助馬之儀右同断相勤不申候

一当村ニ御鷹場前々ゟ無御座候

一当村ニ市場無御座候

一当村ニ箱根水掛りニて畑成田高拾八石余之所年々日損仕候、併当年ハ永雨降り申候上、近年に無之水沢山ニかけ引仕候上本田並作ニ御座候、但水損之儀、大水之時分谷津川并木セ川筋ニ田畑共ニ水損仕場所御座候、并谷津入細野沢と申候沢懸り弐町余之所、年ニ寄水損仕候

一当村東西江何十何間　南北へ何間　但当村分付入
　所居村之内五百六拾間　南北へ五百廿間

一男女稼之内家職ニハ田畑耕作、惣而遺(ママ)て所作仕候

一名主給ニハ、弐人ニ而役高四拾四石引諸役相除申候、但御年貢御城米入用等懸り申候、并組頭給米四表宛、

則村ゟ出シ申候事

一御年貢之外ニ高役ニ仕候義

米合九表弐斗弐升　一組頭給米四表

一升取給弐斗八升

一定遣(使)給米弐表半

一御蔵番給米壱表一升五合

一御六尺給米壱表壱斗一升

右米之外、江戸御蔵前入用高百石ニ金壱分宛、其外川除御普請人足并年中方々少竹人馬帳紙墨筆等諸事入目高わりニ仕候、尤品ニより家別割ニ仕候義も御座候、箱根水掛り入用、是ハ反別かけわり合仕候

一御用に付名主・組頭御役所へ相勤、造用其外御用ニ而何方へ参候共、諸事入目村中ゟ出シ申候

一御検見仕様、村中惣百姓入作之者迄立合、御検見引候田計見立、坪苅仕合付記帳面指上ヶ申候

一御関所無御座候

一御年貢之外ニ馬草藁糠等、先規ゟ相納不申候、勿論代銭と申議も無御座候

一絹紬一切無御座候、真綿少々蟲仕候者手前遣ニ仕、少も他へ出シ不申候

一御蔵入用之儀、御蔵普請其外修覆等之入目、村中ゟ出申候

一御金納入用之儀、江戸へ被遣候入目并右御金包代、去丑年鐚五百四拾七文相納申候

一御六尺給米割府(符)書出候通りニ御座候

一御蔵番只今迄ハ六ヶ村ニ而定番壱人ニ相定、給米高百石ニ付米壱斗宛之積りを以、則番人当村小百姓作右衛門と申者為相勤、御蔵ニ御米御座候内ハ村々ゟ夜番割合を以壱夜壱人宛加番出し申候事

一穢多・猿まわし・ゑひすおろし無御座候

一割元衆入目ちきりかけ給金何ニ而茂無御座候事

一米百表ニ付去丑御城米指金わり金三分弐朱宛出申候事

一田畑売申候儀、御定之通り拾ヶ年を限り、又ハ質物ニ入候義五年三年と相定金子指引仕候、尤二年三年之定

がり引仕候質地金元へ相渡候も御座候、又ハ五年三年之納米ニ而金子ハ借り候へ而も、質地ハ金元へ相渡し不申、借主ゟ年々利送り仕候義も御座候

右者今度御所替ニ付、千福村品々御改被遊候ニ付、委細書上申所毛頭相違無御座候、此外小物成・小役等ハ不及申上、所之様子外ニ申上儀無御座候、若隠置後日ニあらわるゝニおひてハ、私共何様之曲事ニも可被仰付候、其節一言之儀申上間敷候、為後日名主・組頭之者証文、仍而如件

元禄十一年
寅七月

庄屋
組頭

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

三〇　延享二年六月　岩波村明細帳（竪）

（一七四五）

（表紙）

延享弐乙丑年
駿州駿東郡鮎沢庄御厨岩波村
六月

一家数合弐拾四軒

壱軒　名主
内弐軒　組頭
拾三軒　百姓
八軒　借屋

一当村境之儀者

北ハ神山村迄、三町四拾間余
東ハ右同村境迄、壱町五拾六間
南ハ稲葉主水様御知行所深良村境迄、三町五拾間余

西ハ大久保直之丞様御知行所御宿村境迄、弐町

一当村之村組与申候者、御厨下郷之内御領分村方左之通
神山村・岩波村・石脇村・佐野村・公文名村・稲荷村・茶畑村・平松新田・麦塚村・伊豆嶋田・二ツ屋新田・水窪村・上土狩村・下土狩村・竹原村

一鉄炮七挺
村筒壱挺、神山村太郎左衛門組下ニ御座候
内　猟師筒弐挺御座候
威筒三挺御座候

一地水懸り高

一湖水懸り高

一御大名様・御旗本衆様御通り被遊候節ハ、神山村江人馬差出シ、村役人も罷出村継相勤申候儀も御座候、御定之賃銭被下置候

一御役人様方在々御通り之節ハ、地方御役所様ゟ御配府(符)之人馬被　仰付次第次送り申候、尤御泊り之節ハ、御賄人足薪野菜出シ申候

一山手買売之木竹薪其外諸品、御拾分水窪村・伊豆嶋田村御拾分壱所御定法之御拾分壱差出申候

一水窪村・伊豆嶋田村御拾分壱所御普請竹木諸色御入用之品并人足、御触次第差出申候、尤大工ハ御役ニ出申候、御扶持米者壱人ニ付一日壱升五合宛被下置候、釘鉄物ハ御上ゟ被下置候

一水窪村御拾分一場家壱軒長五間横二間半
但シ壱間半ニ弐間之まげあり三方ニひさしあり

一伊豆嶋田村御拾分一場家壱軒長五間横弐間
但シ九尺弐間之まげあり三方ニひさしあり

右御普請之節ハ、御厨御領分不残割合人足諸色出申候、大工之儀者一日ニ壱升五合宛御扶持米被下置、釘鉄物ハ小田原ゟ被下置候

一下土狩村御蔵并御役所共ニ御普請之儀者、郷蔵ニ御座候而竹木諸品人足御米納候村々ゟ差出申候、尤御蔵四方之垣年々結替申候、番人之儀も弐人村方ニ而抱置申候、尤御蔵へ御詰之御組衆へ者村方ゟ内歩野菜差出申

候

一下土狩村御蔵棟数五軒
　弐軒ハ長六間横三間　弐軒ハ長五間ニ横三間　壱軒ハ長五間ニ横弐間半
一下土狩村御蔵場東西四拾五間南北弐拾四間　東向惣(かこい)竹矢来積之所も御座候
右屋敷三反六畝歩、御割付之面ニ而御引被下候、御先代ゟ下郷村々御米相納申候
一御陣屋壱軒　長七間ニ横弐間弐間ニ九尺之まげ御座候
右御陣屋二間ニ仕切り、御蔵衆様・御組中衆火所弐ヶ所御座候、尤御組中御詰之内内歩弐人、薪・野菜・醤油・油・茶等村方ゟ持参仕、代ル〳〵相勤申候
一御陣屋畳拾弐畳、御台所様ゟ御敷被遊候
一高挑灯三張御紋附、是ハ楠田清次郎様御勤被遊候節ゟ御座候
一三ツ御道具、是者鶴岡太左衛門様御勤被遊候節ゟ御座候
一御帳箱壱ツ、是村瀬(者カ)喜左衛門様御勤被遊候節ゟ御座候
右之外、なべ・薬くわん(缶)・桶等御陣屋附ニ而御座候
一御蔵番屋弐軒　長五間・横弐間　御門之両脇ニ御座候
右番人弐人、前々ゟ下郷之内ゟ相勤申候、給米七表(俵)ツヽ、拾四表、村方割府(符)ニ而差出申候、近年相談之上五年替りニ相定勤申候、只今番人下土狩村利兵衛・上土狩村弥四郎相勤申候
右御蔵場御普請諸色入用共ニ御戻り地以来、下郷拾五ヶ村・上郷之内八ヶ村・中山筋八ヶ村、田高掛ヶニ割合仕候
一名主持高之内三拾石御役御免ニ御座候、但シ浮役・家並御引不被成候
一御年貢納高米金之内、年々五厘宛名主給御引被下置候
一村筒之者持高拾石御引被下置候、拾石ゟ内之持高ニ御座候得者不残御引被下置候
一当村山之儀者神山村山江入会ニ御座候
一大野原入会ニ而不依何ニ取来り申候
一年中村継人足相勤申候ニ付、村高之内三拾石之御役高御引被下候

一当村井堰川除御普請人足籠竹、御差紙下郷拾五ヶ村江被仰付、小奉行中御着被成、井堰川除年々出来仕候

一三嶋・沼津ゟ甲州江之往還道筋村内ニ御座候、橋四ヶ所

壱ヶ所ハ長六尺
但シ壱ヶ所ハ長四尺
弐ヶ所ハ長六尺

右四ヶ所、前々ゟ石橋御座候

一村継ニ而御用之御荷物大分御通り之節、御領分村方へ御代官様ゟ被仰付、他村ゟ人足被下置継送り候儀も御座候

一当村之内往還道普請仕候節、御代官様江申上、他村ゟ人足被下置候事も御座候由申伝候

右者稲葉丹後守様御代之事ニ御座候

一作場橋・山橋七ヶ所

壱ヶ所ハ大野原山江参候橋ニ御座候
内　壱ヶ所ハ東山道橋ニ御座候
弐ヶ所ハ広地作場橋ニ御座候

一当村田地用水不足之節ハ、大坂村・駒門村・中清水村堰切落シ、当村へ水引来り申候

一下郷御領分村方川除其村ニ而成兼申候節ハ、御差図次第人足差出シ申候

一箱根御関所御柵木御結替之節者、杉檜木丸太目通り壱尺弐寸廻り・長八尺木数并ニ片竹村組割合ヲ以年々差出申候ニ付、箱根御関所迄持届ケ申候、御柵控木打候釘者御上ゟ被下置候、尤御柵結人足村組割合ヲ以差出シ申候、御柵結之内世話役村方年番ニ而名主弐人宛罷出申候

一箱根御関所御用米、下土狩村御蔵ゟ箱根御蔵迄附届ケ申候、尤下土狩村御蔵御役人様方ゟ御触次第、村組申合組頭壱人才領仕候、下土狩村御詰御奉行中御差添御越候而箱根御関所御蔵預り候者へ相渡シ、受取手形下土狩村御蔵御役人中様へ差出シ申候

一下土狩村御蔵米、三嶋・沼津へ御払之節者人馬御用次第差出シ申候

一田植夫食米御願申上候節、御拝借被　仰付利足之儀ハ、年壱割半ニ而壱ヶ年切りニ元利上納仕候

一御公儀様御鷹師衆・御餌差衆御泊り之節ハ、賄人足野菜神山村へ差出申候

一朝鮮人・琉球人御通り之節ハ、箱根道作り人足地方御役所様御触次第差出シ申候、冨士川舟橋之儀者割合掛り不申候

一百姓之内若シ長病ニ而御田地仕付等ニ難儀仕候得ハ、親類之者并村中ニ而田畑仕付仕候

一村方役人共ゟ百姓共江申付之儀相用ひ不申、不届キ之儀御座候得ハ、名主・組頭吟味仕、五七日も押込申候而事ニより五人組へ預ヶ置キ候儀も御座候、内分ニ而相済事ニ御座候得者御上へ者不申上候

一近村ニ出火御座候節者相互ニ村役人人足召連火消シニ罷越シ申候

右者稲葉丹後守様御代ゟ此方様御代ニ罷成り候而も右之通ニ御座候

一年始之御祝儀、此方様御代ニ罷成り江戸御屋敷へ御厨惣代名主弐人毎年正月御礼ニ罷出候与申伝候、江戸御屋敷之儀御免被遊候、小田原へ為惣代と名主壱人毎年罷出御祝儀相勤申候

一御参府御帰城其外御祝儀之節者、村組申合名主壱人小田原江罷出申候

一稲葉丹後守様御代、箱根御関所御扶持米之御蔵御普請被　仰付候儀も御座候得共、右御代ゟ御免被遊候

一稲葉丹後守様御代、名主家作仕候節御用米被下置候得共、此方様御代ニ罷成り不被下置候

一稲葉丹後守様御代ゟ此方様御代ニ罷成り候而も、御殿場村ニ御茶屋有之候節ハ、家萱并縄御用次第差出シ申候

一稲葉丹後守様御代、冨士山御材木御取り被遊候節山ゟ竹之下川ばた迄出シ申候得者、御扶持米被下置候

一当村歩仲間之儀者（ママ）

一此方様御代ニ罷成り、宝永年中冨士山御材木為御取被

遊候

一村内ニ出火御座候節者、御役人様へ早速御注進申上、火元之者御吟味之上押込置様ニ被　仰付候得ハ、旦那寺ニ押込申候、御免被遊候節ハ、過怠ニ苗木植候様ニ被　仰付

一御公儀様御免勧化之儀、前以御役所様ゟ御触御座候得ハ、勧化相応ニ出シ申候、尤勧化人被参及暮ニ候得者、一宿被致事も御座候、殊ニ寄勧物御役所様江御取り立被遊候儀も御座候

一御公儀様川役金、其村々御割府(ママ)ヲ以差出シ申候

一九拾歳ニ罷成り候者有之、其段御注進申上候得者、御扶持米被下置候

一御年貢米俵入、稲葉丹後守様御代三斗五升ニ而相納申候所ニ、右御代天和三年亥年ゟ三斗七升之御勘定ニ而相納申候、此方様御代ニ罷成り候而も三斗七升之御勘定ニ而相納申候、尤御蔵之儀者三斗九升五六合迄之廻シニ上納仕候

一元米壱石ニ付四米(斗カ)三升ツヽ出シ申候

一元永壱貫文ニ付、口永三拾文ツヽ出シ申候

一米壱斗七升　山役米

但シ、口米御年貢並ニ出シ上納仕候

一大豆壱石弐斗六升　毎年上納仕候

代永弐百五拾弐文弐分、但シ永壱貫ニ付五石買

一家並薪九駄　右同断

代銀廿弐匁五分

一糠・藁・縄・莚　右同断

代銀廿壱匁八分四厘

一柿渋弐升五合

代銀壱匁弐分

一正月飾御用之ゆすりは、元禄弐年巳ノ年御免被下置候

右者稲葉丹後守様御代ニ上納仕候得共、此方様御代ニ罷成り御免被下置候

一悪年ニ而飢人御座候節者、飢人御扶持米被下置相助候儀も御座候

一牛馬之煩はやり候節者、殿様ゟ御薬被下置候
一享保拾八年丑ノ年御百姓相煩候節、松原大明神様ニ而御祈禱之御札村々へ被下置候
一三拾九年以前子ノ年ゟ申ノ年迄、伊奈半左衛門様御支配ニ罷成り候内、大豆浮役家並薪代共ニ御免被遊被下置候
一稲葉丹後守様御代、御しゝかり御座候由申伝候得共(ママ)、
一出火有之候節、御拝借御願申上候由申伝候得共、近年左様成ル儀無御座候
一村方ニ而無拠旅人宿頼候節者、出所吟味仕番人相添一夜ハ相留候儀も御座候
一疫病神・虫送り并人不見候節、かね大(太)鼓打候而尋候事も御座候
一はやり病有之候節者、相願候而御薬被下御医師抔被仰付候事も有之候由申伝候
一村方ニ而鷲又熊等打留メ候而差上候儀、只今迄無御座候
一当村ゟ箱根通り小田原迄拾里拾六町余
一箱根御関所御柵木結替之節、栃・杉・檜木之丸太目通り壱尺弐寸廻り・長八尺、右ハ御修覆被　仰付次第御柵持参仕、下郷組合拾五ヶ村ニ而御柵木人足高割ニ仕差出シ申候、片竹之儀者箱根山中上ニ而伐り持参仕候、尤名主弐人宛年番ニ而相勤メ御柵結替仕候、古柵之儀者其節之名主番方へ被下勝手次第相払申候
一享保年中駿府御代官小林又左衛門様へ奉願上候所ニ、水懸り村方御支配相替り、豆州三嶋宿御代官山田治右衛門様御代享保十一年午ノ年、三嶋宿御役所ニ而三筋ニ而水配役三人、壱人ニ付給分三人扶持ツゝ九人扶持、下役三人、壱人ニ付給分弐両ツゝ六両、都合六人被仰付候、尤只今勤候水配役人、上郷ニ而深良村名主源蔵・下役同村百姓彦十郎、中郷ニ而茶畑村名主文治郎、下郷ニ而新宿村名主甚五兵衛、下役相究り不申候
一箱根湖水堀抜用水筋、元禄元辰暮ゟ沼津宿御代官小長谷勘左衛門様御支配ニ罷成り、水配堰役人御料ニ而御宿村名主平次郎・下役水門番弐人、都合六人被仰付相

勤申候、右水配壱人ニ付給分四人扶持ツヽ、都合八人扶持、下役壱人給分弐両ツヽ、都合八両、水懸り村方高割、御領分村方拾五ヶ村・御他領十四ヶ村都合廿九ヶ村ニ而高割ニ被　仰付年来相勤候、段々御代官様御替り被遊候

一右水配之内、平次郎病死仕悴半右衛門代罷成り、宝永四亥ノ年水懸り下郷・中郷・上郷水論仕、同五子ノ年御評定様ニ而御裁許被下置、右水配人相止メ、三筋ニ而水配六人仕立用水引候様ニ被仰付、其節駿府御代官能勢権兵衛様御支配ニ罷成り、子ノ年三筋ニ而水配六人、壱人給分三人扶持ツヽ、拾八人扶持、下役三人、壱人ニ付金弐両ツヽ、六両、上役・下役給分水懸り村方高割ニ而差出シ申候

（裾野市石脇　大庭和彦氏所蔵）

三一　延享二年（一七四五）七月　水窪村書上銘細帳（竪）

（表紙）

延享二年

駿州駿東御厨（郡）小泉庄水窪村書上銘細帳

道法

丑七月　小田原迄九里拾弐町八間

覚

一家数合三拾軒　内五軒本百姓　壱軒名主　弐軒組頭　拾六軒無田　六軒地借

一当村東西三町五拾間　南北拾壱町

外ニ寺壱ヶ所浄土真宗

東ハ中川向、同郡伊豆嶋田村
西ハ木瀬川向、同郡大岡庄一色村
但
南ハ同郡上土狩村境広地之内ニ御座候
北ハ村頭大堰ゟ堰原境川ニ御座候

一当村村組と申候者、御厨下郷御領分左之通り
神山村・岩波村・石脇村・佐野村・公文名村・稲荷村・茶畑(村)・平松新田・麦塚村・伊豆嶋田(村)・二ツ屋新田・水窪村・上土狩村・下土狩村・竹原村、都合拾五ヶ村ニ御座候

一地水掛り田高百七拾石九斗八升三合
此反別　上田五町三反六畝廿壱歩
中田五町四反四畝八歩
下田三町五畝拾歩

一箱根湖水掛り高壱石壱斗弐升八合　延宝八申年畑成田
右地水之儀、村頭当所上大堰ゟ用水堰原境川通り御厨往来橋下三俣堰西川ゟ水取、御田地用水并惣百姓飲水等ニ仕候、水下御他領納米里村江茂箱根湖水共ニ引通シ申候、右大堰之儀、留堰ニ而外ゟ手附不申場所ニ御座候、古来者地水村方ニ而世話仕候、寛文十一亥年箱根湖水堀抜出来仕用水引通シ申候、殊ニ大高ニ候故、下土狩ニ而世話仕候、水懸り水窪・伊豆嶋田・上土狩・下土狩・竹原・御他領納米里村・中土狩村・新宿村・伏見村、都合九ヶ村ニ而堰普請人足諸色高割を以差出申候

一当村御田地、先御地頭様御代、此方様御代并伊奈半左衛門様御支配之節共、少々長町水末五畝・三畝之儀者各別目立候旱損仕義無御座候、渇水之節ハ村中申合欲水懸不申様ニ仕故、水下ゟ違論不仕候、宝永四亥年箱根湖水懸り上郷・中郷・下郷水論仕候得共、水窪村者相除キ申候、御検使様ニ茂御尋茂無御座候、御評定様御裁許ニ茂相除申候

一箱根湖水掛高壱石壱斗弐升八合　延宝八申年畑成田
此反別壱反四畝廿歩
右湖水懸り水窪村少分之儀ニ而、井掛り村方ニ順シ寄

合相談ニ茂稀ニ罷出、具之儀者不奉存候、湖水掛り諸入用水配給分共ニ水掛り弐拾九ヶ村一同高割ニ差出申候

一箱根湖水堀抜元〆之者、延宝元丑年当村野田与申所ニ而穴堰堀抜仕候、横弐間程・長拾弐間割堀仕、高サ五尺五寸・横五尺・長百四拾八間堀抜申候、内割堀拾弐間・穴八拾六間、水窪村御田地下タ堀抜、残り六拾弐間御他領同郡納米里村分堀抜、段々新川堀下シ、右穴口ゟ中川通り箱根湖水ヲ引、水掛り納米里村・上土狩村・中土狩村・下土狩村、四ヶ村用水引申候

一当村堰数大小九ヶ所　但シ村之内ニ御座候

訳

向田堰　むくの木堰　半野田堰　竹ノ下堰
寺堰　村中堰　壱町田堰　井沼堰　中川口堰

右当村堰并下郷組合井堰川除人足割合之義、下郷拾五ヶ村一同ニ割合差引相勤申候、下土狩之義者竹原村ゟ公文名村迄助郷一統ニ仕候

一当村ゟ所々道法、先御地頭様御代、延宝年中御改之由ニ御座候

一当村ゟ道法　伊豆嶋田迄　八町四拾五間
上土狩村迄　拾三町四拾九間
下土狩村迄　廿六町三拾四間
三嶋宿御札場迄　壱里拾弐町八間
沼津宿御札場迄　弐里弐町
麦塚村迄　拾六町拾四間
茶畑村迄　廿壱町五拾弐間
佐野村迄　廿九町拾九間
御殿場御札場迄　四里廿五町三拾三間
相州境竹之下村迄　五里廿九町五拾壱間
郡内境須走村迄

一当村之儀、継場ニ而御用御荷物并商人荷物継送り申候、君沢郡三嶋宿・駿州駿東郡沼津宿ゟ甲州・相州江往来ニ御座候、御武家様方御通り之節ハ、賃銭人馬・御朱印人馬共ニ御触次第相勤申候、水窪村之義、小村ニ而

村人馬不足之節ハ御注進申上、脇村加勢人馬可被下儀ニ候、先年郡内谷村御城主秋元伊賀守様豆州熱海村ゟ賃馬六拾疋・賃人足三拾人ニ而御通り、三嶋宿ゟ佐野村江継、佐野村ゟ神山村江継、神山村ゟ茱萸沢村江継、茱萸沢村ゟ須走村江継、須走村ゟ郡内山中村江継、其節脇村江加勢人馬被　仰付候由承り及候

一当村ゟ佐野村江継人馬賃銭

本馬壱疋賃銭

但　軽尾（尻）

人足

一沼津宿江継人馬賃銭

本馬

但　軽尻

人足

一右継人馬、商人荷物之儀、春冬又者田植仕付耕作秋収納時分者、少々宛賃銭増減仕候

一此方様御代、殿様方御厨筋御通被遊候節、御用人馬御触之通り、村組一同ニ差出申候、勿論御泊り米・味噌・薪・野菜・諸色共ニ御触次第相調差出申候、先御地頭様御代之儀者相知レ不申候

一御役人様方在々御通り之節、地方御役所様ゟ御配府（符）之人馬被　仰付次第継送り申候、尤御泊り之節ハ御賄人足・薪・野菜出申候

一当村・伊豆嶋田御拾分一所御普請之節、人足諸色御触次第、御領分上郷・下郷村々御入用之品々差出申候、人足之儀者、遠方之村方間ニ合不申、近村ニ而相勤申候、諸色指引勘定ニ入替申候、大工入用之義ハ御厨御領分之大工御仕（ママ）イ被遊、壱人ニ御扶持米壱升宛并御入用之釘共被下置候

一当村之内山内林無御座、御他領同郡一色村・富沢村西山愛鷹山筋江入会、馬草・苅敷・茅・薪・諸色取申候、勿論大野原入会ニ馬草・苅敷・茅・薄・諸色取申候得共、遠方ニ而多入不申候、依之御拾分一銭御免ニ而出不申候

一郷蔵之儀、先御代ゟ下土狩村ニ御蔵屋敷有之、御蔵并御役所共御普請之節ハ、人足・竹木・茅・縄・諸色入用之品、組合村々田高割を以差出申候、尤御蔵四方之垣年々繕替申候、番人之義弐人、下郷村組ゟ給米拾四俵田高割合ニ而差出申候、勿論御米納ニ付莚縄糠割合ニ而出申候、具之義者下土狩ゟ可書上申候

一右御蔵御年貢米納御用ニ付、御組中御越御逗留中内歩弐人并薪・茶・油・醤油・野菜、御米納之村方一同ニ御賄差出申候

一御拾分一場御屋敷三畝弐歩御水帳ニ有之、高附ニ者入不申、無高故御役茂掛り不申候

一御拾分一御役所之義、先御地頭様御代ゟ此方様御代迄、御役人御両人御居宅弐軒西東ニ御座候、西ハ小関清左衛門殿、東ハ鈴木程左衛門殿被成御座候処ニ、四拾三年以前元禄十六未年頃鈴木程左衛門殿小田原江御召被遊御居宅御払被遊候、右小関清左衛門殿茂小田原江御召被遊、此御居宅段々修覆被　仰付、只今御役人様方御両人御一所ニ被成御座候、御居宅長サ五間・横弐間半、三方ニ弐尺余之庇并弐間ニ九尺之曲ヶ座敷御拾分一銭御改所ニ候、外に雪隠壱軒、但三尺ニ六尺ニ御座候、右御役所東向両脇ゟ南西北惣囲小竹八、九本組ニ御座候、且又御用之小使人足年中当村ニ而差出相勤申候

一屋敷壱反七歩、先御地頭様御代ゟ名主喜与八先祖名主役仕候、以来御取箇永御引被下候、尤年数相知レ不申候

一先御地頭様御代ゟ御年貢納高米金之内五厘ツヽ、名主給ニ年々御引被下候、御年貢米壱石ニ付五合ツヽ、永壱貫文ニ五文宛ニ而年々御取箇次第増減仕候、年数相知レ不申候

一先御地頭様御代ゟ当村高六拾弐石壱斗六升三合、御拾分一御役所御用之度毎小仕（ママ）人足年中相勤候ニ付、諸役御引被下候、年数相知レ不申候

一先御地頭様御代ゟ名主持高之内三拾石、御役懸り御免

ニ御座候、年数相知レ不申候

一先御地頭様御代ゟ村高之内三拾石、年中村継御用人馬相勤候ニ付御役御引被下候、年数相知レ不申候

一元禄七戌年三嶋宿大助役人馬被　仰付候

一元禄十六未年六月雨乞被遊被下候

一享保十八・九年之頃、牛馬煩之薬井上大市兵衛殿御持参ニ而、村々江被下置、難有頂戴仕候

一当所前御厨往来橋上本川悪水払、三拾年以前享保元申年水門口弐間弐尺余り川敷ニ地覆をいたし、七寸角柱五本立、笠木七寸五六分角弐間三尺余り、戸前弐尺九寸之戸四本落シ、水口破口川面迄高六尺ニ弐間半打曲、両脇ニ而五軒程はめ、水払弐間弐尺余ニ流六尺余り板敷ニ仕候、古来者石倉四間之籠堰ニ御座候処ニ、出水之節被押崩、早速石倉籠詰成兼用水不足仕、数年之儀ニ而難義(ママ)仕、水懸り九ヶ村相談仕候、過分之入用ニ而右水門ニ仕候由、出水之節ハ昼夜ニ不限水門戸段々水ニ応シ戸を抜申候、当村ニ而番人弐人相定置申候、此給分米弐俵九ヶ村ニ而番人江相渡シ申候

一当村樋壱ヶ所、長弐間・幅壱尺余、是ハ野田与申所堀抜穴口江掛渡シ申候、当村并上土狩村両村御田地用水引申候、尤両村水掛りニ而修覆懸替仕候

一当村橋数九ヶ所

訳

一槻橋壱ヶ所、村頭当所前本川投渡シ、長四間半壱尺四五寸角三本、是ハ先年壱尺弐三寸角四本之節茂御座候得共、只今掛置候者付上申候、先御地頭様御代ゟ此方様御代共御願申上候、御厨御林ニ而被下置、只今有之候橋木神山村御林ニ而六年以前申年被下置候、水窪村之儀者小村、殊ニ御厨往来橋之義ニ付、杣取賃引人足共被下置候、下郷村組拾五ヶ村・中山村組八ヶ村・茱萸沢組拾四ヶ村、都合三拾七ヶ村引人足被　仰付被下候、勿論御小奉行様も御附被遊被下候

一槻橋壱ヶ所、木瀬川投渡シ橋、長五間余・幅壱尺

五六寸、角弐本
是ハ先年幅弐尺八寸之平物壱枚懸候得共朽損、拾五年以前享保十六亥年御願申上、神山村御林ニ而右弐本被下置候、当村并ニ上土狩村両村山入会、御他領富沢村・一色村西山愛鷹山筋江入会、馬草・苅敷・薪・茅・薄・諸色共苅取申候、山橋作橋ニ御座候、杣取入用之儀、水窪村・上土狩村ニ而差出申候、引人足之儀者下郷組合拾五ヶ村江被　仰付被下候、尤御小奉行様も御附ヶ被遊被下候
一槻橋壱ヶ所　但長弐間余壱尺四五寸角三本
是ハ御拾分一御役所下タ御厨往来橋、右木瀬川山橋当所前本川橋掛替之節、古木ニ而懸来り申候
一石橋弐ヶ所　但長三尺四五寸幅三尺
是ハ御厨往来橋、村内村下ニ古来ゟ御座候
一石橋大小四ヶ所　但長三四尺幅弐三尺
是ハ村之内諸事通用橋、古来ゟ御座候
一下郷拾五ヶ村組合之内槻橋御願申上候而被下置、村組江引人足被　仰付候節、一同之割合ニ而差出申候
一箱根御関所御柵木修覆取替片替之儀、先御地頭様御代ゟ此方様御代今以相勤申候、御柵木古来者新木ニ而木数少ク申伝候処、天和年中朝鮮人来朝ニ付御公義(儀)様御入用ニ而御改替、檜八角七寸廻り程長サ八尺余内壱尺堀立ニ被遊、木数相増三千弐百本余ニ罷成り、右八角之檜朽損候故、段々杉丸太を以取替、只今不残杉丸太ニ罷成候、片竹之儀古来より箱根道往還両脇山之内豆州山中村上小竹之内伐来申候、尤豆州三嶋宿ニ山廻り衆有之御留山ニ御座候得共、御関所御用ニ付無御構入用程伐来申候
一享保十九寅年小田原御表類火ニ付御普請御入用ニ付、御小物成之内納縄金納之積を以縄ニ而相納候様ニ被　仰付、御厨御領分三拾七ヶ村遠方之儀ニ付、人足為代縄合三千三百三拾九房之内八拾弐房九分五厘、当村

ゟ上納申候、尤箱根宿小田原町問屋方迄附送り候様被
仰付附送り申候、箱根宿ゟ段々村継ニ小田原御普請
所江相届候由ニ御座候

一先御地頭様御代ゟ此方様御代ニ罷成候而も、下土狩村
御蔵米箱根御関所御用米ニ御取被遊候節ハ、御触次第
箱根宿海浦御蔵迄附送り申候

一先御地頭様御代ゟ此方様御代ニ罷成候而も、下土狩村
御蔵米船積被遊候節者、沼津宿迄御米津出シ仕候、且
又三嶋・沼津商人方江御払之節ハ附送り申候

一享保四亥年朝鮮人帰国御泊り御用ニ付、鶏卵御厨御領
分江被　仰付相調御用ニ立申候得者、鶏壱羽代銭弐百
文・卵壱ツ代銭五文被下置候由、当村ニ者覚書無之相
知レ不申候

一享保四亥年朝鮮人役駿府御代官小林又左衛門様ゟ御尋
之由ニ付、御厨御領分村々名主・与頭壱人宛小田原江
御召御吟味被遊候、下郷村方之義箱根御柵木修覆取替
九百五拾弐本片替仕候、人足諸色入用代銭弐百九拾壱
貫百文神山村ゟ竹原村迄相勤申候、御吟味之上一村切
ニ割付御朱印高百石ニ付銭八貫三百九拾四文之割合を
以当村江茂相掛り申候、一村一枚宛ニ書上駿府御代官
小林又左衛門様御役所江享保五子三月御添状に而被遣
被下候

一諸勧進無用之札、享保三年戌十月佐野村名主藤右衛門
小田原ゟ御窺写、村々江相廻シ候

一年始町人百姓差上物御倹約中御用捨被遊候、十月被
仰出候

一村之内御田地川欠道堰崩之節、御願申上候得者村組人
足被仰付被下候、尤御小奉行御附被下候

一先御地頭様御代ゟ此方様御代ニ成り候而茂、田植夫食
米奉願候得者、壱割五分之利足ニ而御貸被遊被下候

一先御地頭様御代者井堰川除人足昼扶持米、壱人ニ付弐
合五夕宛被下置候

一宝永四亥六月西丸様ニ而若君様御誕生被為遊、殿様御
蟇目之御役御勤被遊候、惣百姓御祈禱仕御札差上申候、

殿様御意之趣廣中伊右衛門様・梅原九郎左衛門様より被仰聞難有承知仕候

一御公義様御高札之儀、前々ゟ下土狩村ニ御立被遊相守罷在候、依之御高札雨覆并行馬柵修覆諸入用、麦塚ゟ竹原迄七ヶ村高割ニ而差出申候

一木瀬川河原ニ村林壱ヶ所
　是ハ当村竹木内林無御座候ニ付、古来ゟ松木仕立道橋堰不時之村入用ニ仕候、右松木只今七八寸廻りゟ弐尺廻り余ニ御座候、外田畑囲之竹木二ヶ所有之候得共、地主居久根同前ニ所持申候

一村定使壱人給米六俵、村中高掛りニ差出申候

一御用ニ付近村壱里近所江参り候小歩行人足、惣百姓・無田・借屋等迄、番々ニ相勤申候、勿論遠方江参り候得者、相応之賃銭高割ニ而差出申候

一当村火之廻り、御年貢米取入秋収納之節ゟ惣百姓・無田・借地迄、家並番帳ニ而弐人ツヽ相勤、夜四五度宛相廻り申候、尤休所番屋弐ヶ所村之内辻合ニ造り置申候、風立候節者村役人相廻り、火之元改申付無油断仕候

一近村方出火有之候節者、村役人人足召連(ママ)欠付相働申候

一村百姓・無田・借屋共ニ諸作ニ取懸り、永煩仕候節者親類・五人組・村百姓共諸作之手伝仕候

一当村人馬入会山等江参り相煩候得者、村ゟ大勢罷越召連罷帰候、且又村之内口論高音仕候節ハ、村中欠付事相応ニ相済申候

一村百姓・無田・借地ニ不限不届者御座候得者、村役人吟味仕筋目承得心仕候迄押込置申候、事ニ寄り五人組江預ヶ置候儀も御座候、内分ニ而相済候事ニ御座候得者、御上江者不申上候

一旅人参り候而独宿申越候節者、村役人相改、慥成者ニ候得者一夜之義者木銭宿申付候、勿論胡乱成者者行先江村送り仕候

一当村之内旅人煩罷有候得者、生国古郷又ハ親類等承届、早速申通シ引取らせ申候

一元文四未春当村ニ飢人男女廿四人御座候処、村ニ而徳役ニ扶持合力仕候処ニ、小田原江名主・組頭御召御料理被下、名主ニ者御金壱分被下置難有頂戴仕候

一親甚兵衛儀、御借用金三嶋・沼津・原宿迄町人方へ罷越し、御年貢米を以御返済之儀竹原村伝左衛門と一同いたし相働、享保十六亥二月ゟ御扶持被下置、私迄段々増御扶持米被下置、右御借用金世話被　仰付

一右御借用金下郷村方御田地質入ニ仕、村役人印形仕、親甚兵衛・竹原村伝左衛門加判仕被　仰付調出候付、享保十二未年頃御代官佐藤佐次右衛門様・森岡六左衛門様下郷御給見御仕廻之節、下郷村々名主・与頭共ニ六拾人余御召、強飯・御酒被下置候、御入用餅米弐俵・御酒壱樽程之由申伝候

一右御借用ニ付、享保拾四年酉正月、下郷村々名主・与頭へ御酒代金三両被下置、壱人ニ付銭弐百三拾六文五分、名主六拾三人江相渡申候、難有村々役人頂戴仕候

一田畑御年貢皆済仕候御厨上郷・下郷村方名主・与頭、元文六年酉正月当村江御寄被遊御酒被下候、御入用之程失念仕候

一先御地頭様御代ゟ当村家並薪七駄、代金壱分銀弐匁五分納申候

一先御地頭様御代ゟ当村糠・藁代銀拾壱匁六厘納申候

一先御地頭様御代ゟ縄八拾弐房九分五厘、代金壱分ト銀五分五厘納申候

一先御地頭様御代ゟ莚九枚弐分弐厘、代銀弐匁三分納申候

一富士山砂降り御上地ニ罷成、宝永五子年伊奈半左衛門様御支配被　仰付、八、九年御料所ニ而、享保元申年御戻シ村ニ被　仰付候

一右御支配ニ成、畑方納大豆并家並薪・糠・藁・縄・莚代金御赦免被下候

一右御支配ニ成、宝永五子年砂払麦種代共ニ御救金高百石ニ付金弐両程宛、村々名主・組頭壱人ツヽ御役所江御召御渡シ被下候、寺社方江者御役人御廻り御泊りニ

而、最寄御呼銘々御渡シ被下候由ニ御座候

一右支配之節、田方御年貢米御取付、上中下共に頭免・下免二タ通ニ被　仰付候、浅草御蔵納迷惑奉存、相場被　仰付次第石代金上納奉願、年々穀代金上納仕候処、正徳三巳年之頃皆米江戸浅草御蔵納ニ被　仰付、御年貢米村拵ニ仕、御役人様方米見御召連御廻り、中札・上札俵入貫目共ニ御改被遊、沼津出シ舟積仕浅草御蔵江上納仕候、舟賃之義者伊奈半左衛門様ゟ御渡シ被下候、納名主諸入用上乗給分百姓方ゟ俵数割を以差出申候

一先御地頭様・此方様御代、御年始御祝義江戸御屋敷御厨惣代名主壱人正月御礼ニ罷出候、尤駿州・相州・豆州三筋御領分惣代弐人罷出候儀も有之候、依之御礼入用代御皆済時御代官様江上納仕候処ニ、富士山砂降御上地ニ罷成候而戻村と罷成、享保元申年ゟ江戸御礼御免被遊、小田原御礼御厨惣代ニ被　仰付候、名主壱人下郷組合并中山組・茱萸沢組三組ニ而代り〳〵年番ニ相勤申候、先御地頭様御代之儀者相知レ不申候

一此方様御代、御参府御帰城其外御祝義之儀者、下郷拾五拾(ママ)組合申合、名主壱人小田原御役所江罷出相勤申候

一先御地頭様御代ゟ此方様御代迄、御厨御殿場ニ御茶屋有之候節、御普請御用之節縄人足出申候、尤此方様御代ニ罷成御払被遊代金御領分村方江五分之利足ニ御貸被下、元利金御取立村々代り〳〵ニ拝借仕候

一此方様御代享保元申年ゟ、江戸勤・小田原勤御中間、高千石ニ付壱人六分三厘余被　仰付、御朱印高ニ而相勤申候、尤御給金被下候得者足シ金仕、江戸勤壱人銭六貫文・小田原勤銭三貫文割合ニ而差出相勤申候

一此方様御代元禄二巳年・同三午年、御厨御林ニ而槻御材木御取被遊候、牛引御厨御領分高役ニ被　仰付相勤申候、牛御扶持大豆壱疋ニ付壱升四合程被下置候、尤高掛り相知レ不申候

一此方様御代元禄十六未年、江戸本庄御屋敷御材木御厨御林ニ而御取被遊、御厨御領分沼津出シ牛引割合高割

ニ被　仰付候、三嶋宿大助役之村方ハ半役ニ被　仰付、当村之儀右大助役場ニ而牛引割高掛り拾疋六分相勤申候、御扶持方米七合五夕ニ大豆弐升宛被下置候

一此方様御代宝永二酉年、小田原御天守御城御材木冨士山麓御林ニ而御取被遊候、御林ゟ竹下村川端花戸迄牛引割合御厨御領分高割ニ被　仰付相勤申候、尤牛壱疋之賃銭百廿文ツヽ被下候

一此方様御代享保廿年卯三月、御厨下和田村御林ニ而小田原慈源寺御材木御取御厨御領分江御頼被遊、佐野村ゟ沼津出シ引人足村ニ応シ人足指出シ申候、右御材木御小奉行竹内伊助殿江人足都合之儀者書上申候

一此方様御代享保十三申年、神山村御林ニ而槻御材木御取被遊、沼津出シ請負賃銭入札仕候様ニ被　仰付、鶴岡太左衛門様ゟ御配府(符)相廻り候得共、当村ニ請負人無御座入札不仕候、其後御沙汰無御座候

一享保二年ゟ三、四年之内、御厨下和田村御林ニ而屋根板御取被遊、御厨御領分江沼津出シ馬附被　仰付候、下郷之儀佐野村ゟ沼津宿江附送り仕候、壱駄ニ付賃銭六拾文程ツヽ附送り申候、右御用ニ付御小奉行ゟ御触次第小縄壱房代銭六文・大縄壱房代銭八文・五斗入俵壱ツ代銭拾四文、御林迄届売上ヶ証文差上代銭被下置候

一此方様御代宝永三戌二・三月、相州大川通り川除御普請

此間者直ニ続て可書処、疎(粗相)走ニ而間を明申候

有之、御領分中江賃人足被仰付、御厨之義遠方越夫ニ付相州高掛り三分一ニ被仰付候処ニ、正月御配府ニ而先達而三分一之人足半分差出候様ニ被　仰付段々相勤申候、人足壱人ニ付賃銭百文被下置候、勿論町場割茂御用捨ニ而増銭取候もの茂有之候由

一御公儀様ゟ国々川役金享保年中之頃ゟ被　仰付、其年之御触之通り有高ニ而上納仕候、尤御免之年茂御座候

一伊奈半左衛門様御支配之節宝永七寅年、琉球人来朝ニ付上下継人馬役駿州吉原宿ニ而駿府御代官様より被

仰付、下り之節者吉原宿ゟ三嶋宿迄、登り之節者吉原宿ゟ江尻迄相勤申候、覚書等無御座新役ニ奉存候

一右支配之節正徳元卯年、朝鮮人来朝ニ付駿州藤川（富士）舟渡シ役被　仰付、竹原村ゟ公文名村組合七ヶ村高弐千九百廿四石九斗四合ニ掛り、人足渡役ニ仕賃金百壱両銭五百文、高百石ニ付八貫百五文ツヽ指出シ相勤申候

一右御支配正徳元卯年、朝鮮人来朝ニ付上下継人馬役豆州三嶋宿ニ而人馬御役人野田三郎左衛門様御手代山岸弥平次殿・雨宮勘兵衛様御手代白沢竹右衛門殿御両人ゟ被　仰付、下り之節者三嶋宿ゟ小田原宿迄人足五人・馬四疋、登り之節者三嶋宿ゟ江尻宿迄人足九人・馬五疋相勤申候、此諸入用竹原村ゟ御他領久根村迄大助役組合八ヶ村ニ而都合銭七百廿三貫七百拾九文之内三拾九貫九百四拾文役掛り当村差出申候

一右支配正徳四午年、琉球人来朝ニ付継人馬駿州吉原宿ニ而駿府御代官様ゟ被　仰付、下り之節ハ吉原宿ゟ三嶋迄人足拾三人・馬弐疋村立人馬ニ而相勤申候、右入用高百石ニ付銭四貫六百七拾四文宛相掛り、竹原村ゟ公文名村迄組合七ヶ村指引仕候、登り之節ハ継人馬吉原宿ゟ江尻宿迄右七ヶ村一同ニ吉原宿江渡役ニ仕、金四拾両永四拾文七分差出申候

一此方様御代ニ罷成り享保三戊年、琉球人来朝継人馬駿州吉原宿ニ而駿府御代官小林又左衛門様ゟ被　仰付、竹原村ゟ茶畑村迄組合六ヶ村一同ニ上下共吉原宿江渡シ役ニ仕候、賃金六拾七両弐朱永百廿六文六ヶ村ニ而差出申候、此節者公文名村相除六ヶ村高弐千四百三拾七石弐斗七升八合ニ掛り相勤申候

一此方様御代享保四亥年、朝鮮人往来継人馬御公義（儀）様御入用ニ而請役ニ被　仰付、高百石ニ金三分銀五匁同六年丑年御取立被遊　御公義様江御上納被下候、舟橋役勤所ハ高百石ニ金壱分弐朱被　仰付候由ニ御座候

一右六度之唐人役、古来ゟ相勤不申新役ニ奉存候、私共村方神山村ゟ竹原村迄之儀、下郷組合拾五ヶ村古来ゟ相州箱根御関所付ニ而御柵木役相勤、外御役勤不申、

依之新役与申候

一元禄七戌年、豆州三嶋宿助郷豆州ニ而高四万石余ニ而相勤候処、御割替只今高三万石余ニ被　仰付候、右戌年ゟ竹原村ゟ御他領同郡久根村迄助郷役被　仰付、下土狩村者定助役相勤、残八ヶ村大助役相勤申候、古来ゟ相勤不申新役場ニ罷成、且又享保九辰年ゟ定助・大助名目相止メ打込ニ被為　仰付大役ニ罷成候、定助相立候節者宿人馬・定助人馬ニ而往還御用人馬平生相勤候、川支并御参勤大分之人馬御用之節計大助村々相勤候、依之下土狩村之儀私共助郷組竹原村ゟ公文名村迄諸役一統ニ相勤申候、佐野・石脇・岩波・神山四ヶ村并御厨御領分割合之節者、定助役相勤候之通り下土狩村相除、助郷組合之内ニ而割合掛り申候

一元禄拾四巳年、南都大仏勧金、御朱印高百石ニ付金壱分宛被　仰付、当村金壱分永百六拾四文五分六厘、但シ銭ハ両ニ四貫百三拾文替ニ而御取立被遊御上納仕候、翌年午ノ十月も御朱印高百石ニ金壱分宛被　仰付、当村金壱分永百六拾四文五分六厘御取立上納仕候

一御由緒之寺社方御免勧化之儀、御触之通り百姓志次第

村中差出申候

一享保十八丑年、世間時節煩ニ付、小田原玉瀧坊江被仰付御祈禱御札被下置、難有村頭ニ相立申候

一元禄十四年巳五月、照続雨乞小田原玉瀧坊ニ被　仰付、難有為御礼上御厨ニ而名主両人小田原江罷出候

御巡見様御廻之覚

一宝永六年丑五月、相州・駿州降砂無開発御見分、伊奈半左衛門様・河野勘右衛門様・御徒目付様・御小人目付様、相州ゟ上御厨江御越、三四日御見分被遊下郷江御下り、伊豆嶋田通り三嶋宿江御一宿被遊御帰被遊候、御朱印人馬御支配所村々ニ而差出申候

一宝永七年寅三月、御国廻り梶四郎兵衛様・田中市左衛門様・河口藤右衛門様、相州ゟ上御厨御廻り、下郷佐野村ニ御一宿ニ而沼津江御泊り被遊候、御朱印人馬御

領・私領駿東郡近在最寄村方組合ニ而差出申候、佐野村御泊り之儀者内歩御賄諸色御一領村方ニ而相勤申候

一正徳二年辰九月、森山又左衛門様・境野六左衛門様・園部善左衛門様御三人、豆州三嶋宿ゟ御移伊豆嶋田御泊り、上御厨御見分被遊、佐野村江御帰り御一宿被遊、沼津宿江御通り被遊候

一正徳五年未十月、御普請所御巡見曾根茂右衛門様・鈴木運八様、上御厨ゟ佐野村通り、沼津宿江御通被遊候、駿州ゟ四ヶ国御廻り之由ニ候、尤御朱印人馬御一領ニ而指出申候

一正徳六申年閏二月、御領所御巡見岩出長三郎様・鈴木平十郎様・神谷伝五左衛門様御三人、豆州三嶋宿ゟ御移り伊豆嶋田ニ御泊り、上御厨八日程御見分被遊、御帰佐野村ニ御一宿、沼津宿江御通り被遊候、御朱印人馬御賄共ニ御一領ニ而相勤申候

一享保二年酉正月、御国廻り杉浦酒之丞様・渡邊郡左衛門様・山岡五郎作様御三人、相州ゟ上御厨御廻り佐野村ニ御泊り、沼津宿江御通被遊候、御朱印人馬御料・私領駿東郡近在最寄之村方差出申候、御泊り内歩御賄諸色御一領ニ而相勤申候

一享保八年卯九月、水損場御廻見伊藤喜右衛門様・天野源五兵衛様御二人、上御厨ゟ御通り、当村ニ而御朱印人馬相継沼津宿江御通り被遊候、尤御人数少く馬六疋・人足拾九人程相立申候、御先触茂無之、脇村江も御構なく、往還筋御通被遊候、往来村方村境ニ罷出御案内仕候

一享保拾六亥年五月朔日、殿様江御目見被仰付候ニ付、相州・豆州・駿州上納物、手柳壱荷壱斗入・昆布拾把一台・鰹節百節一台差上申候

一御用金相勤候ニ付、名主甚兵衛ゟ又右衛門迄御扶持米被下候訳

一御扶持弐人分　享保十六亥二月
一同　壱人分　元文三年十二月
一同　弐人分　元文五申四月

一同　弐人分　寛保三亥八月
〆七人分

横井平助様
谷川祖左衛門様

一元禄二巳年迄郡内谷村ゟ御茶壺壱ツ駿州久野山江御通り、御朱印人馬沼津宿迄差出申候、其後者相止ミ申候
一先御地頭様御代寛文五巳年ゟ、無願ニ居久根之竹木御免ニ而家作諸色ニ百姓勝手次第伐取申候
一宝永二酉年六月廿二日夜、満水ニ而当所□(前本)川土手破損仕候故、翌年戌二月十九日ゟ御他領水懸り四ヶ村并下郷之五ヶ村組合人足ニ而御普請被遊被下候、御小奉行持戸須磨右衛門殿御付被下候
右之通り当村諸色相改、其外及承り候通り委細ニ書付差上申候、以上

此主
渡邊又右衛門

延享二年丑七月　水窪村
名主　喜与八
組頭　半右衛門
同　治兵衛
百姓代　与左衛門

安永四年
是迄水論之節御検使様江上ル、但し用水并相さわり候文言等ヲ除キ、右之通りヲ写し指上ル

右之通り古書見当り候間、以後為心得写置申候、譬不用之書類与存候共、麁略ニ不相成様年々虫干等致大切ニ手置可申候、沢山ニ無之書類也、依而写置候
弘化五申年三月　水窪村
名主　治三郎　写之

（裾野市水窪　渡邊公一氏所蔵）

三　安永五年（一七七六）七月　大畑村戸口・馬数書上

（端裏書）「御普請御役
御両人様へ差上候下書　　大畑村」

秋山十右衛門知行所
駿州駿東郡大畑村

一家数合拾三軒
　但シ無田・借地共ニ
一人数合五拾三人　内　弐拾六人男
　弐拾七人女
　但シ当歳以上当年御改之分
一村中百姓持馬　三疋
　但シ何れも女馬計りニ御座候
一駿州沼津宿江道法　三里半
　但シ古来ゟ申伝計りニ而、在山家道□（御）座候
　得者、聢と相知シ（ママ）不申候
右者此度書上候様被為仰付候ニ付奉差上候所、相違無御座候、以上

安永五丙申七月

大畑村
冨沢村兼帯
名主　嘉　六
組頭　傳左衛門

高橋小兵衛様
豊田長次郎様

（裾野市冨沢　渡邉武彦氏所蔵）

三　安永五年（一七七六）七月　富沢村戸口・馬数書上

（端裏書）「高橋小兵衛様
豊田長次郎様　江差上申候控へ下書」

秋山十右衛門知行所
駿州駿東郡冨沢村

一家数合弐拾八軒

但シ無田・借地共ニ三拾九人

一　人数合百四拾五人　内　七拾三人男（七十人男・三十九人女）　七拾弐人女

但シ当歳以上当年御改之分

一　村中百姓持馬　六疋

但シ何れも女馬計りニ御座候

一　駿州沼津宿江道法　三里程

但シ古来ゟ申伝計りニ而、在山家道ニ而疎とハ相知レ不申候

右者此度奉書上候様被　仰付候ニ付奉差上候処、相違無御座候、以上

安永五丙申年七月　　冨沢村

名主　嘉　六

組頭　久　蔵

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三五　安永六年八月　葛山村明細帳（竪）（一七七七）

（表紙）

安永六酉年

駿河国駿東郡葛山村明細帳

松平内蔵允知行所　葛山村

八月日

村方控帳

八拾年以前元録（禄）十一寅年当御地頭ニ成ル

松平内蔵允知行所

駿州駿東郡　葛山村

田方　千賀三右衛門様

日　置　太　夫様

百六年已前寛文十二年

畑方　井田伊兵衛様　御検地

宇佐美市左衛門様

御水帳三冊

一高四百弐拾壱石四升四合

内　高（壱反九セ十歩　五斗七升三合三才）

内　高　三石壱斗四升

郷蔵屋鋪

内　田方永荒

酉之川欠溝代引

未之永荒引

申之永荒引

午之山崩道代引

申年御地頭改荒引

溜井地代引

宝永年中改引

酉戌亥ゟ永引

享保年中荒引

田畑屋鋪共

無地高

山手役御高ニ結

小以反別三町八反十三歩　永荒引

分米十六石三斗八升六合六夕

反別六拾三町三反弐畝九歩

内

田反別六町八反四畝廿七歩

但シ二丁(町)五反六セ一歩両毛作

此分米八拾九石四斗壱升六合六夕五才

畑反別四拾六町五反七畝歩

此分米弐百八拾六石壱斗弐升三合六夕六才

屋敷壱町六反九セ歩

此分米拾六石九斗

此訳

十四盛上田四町三反五畝十四歩

分米六拾石九斗六升五合三夕弐才

十二盛中田壱町七反八畝拾弐歩

分米廿壱石四斗八合

十ノ盛下田六反八畝壱歩

分米六石八斗三合三夕三才

八ッ盛下々田三畝歩　永荒

分米弐斗四升

八ッ盛上畑拾弐町六畝廿七歩

分米九拾六石五斗五升弐合

三ヶ十歩　郷蔵敷引

内

分米弐斗六升六合六夕

拾弐町三ヶ拾七歩

分米九拾六石弐斗八升三合六夕

七ッ盛中畑八町五反弐畝拾五歩

分米五拾九石六斗七升五合

弐反七歩　宝永二酉年

内　満水川欠溝代引

分米壱石四斗四升七合

八町三反弐畝八歩

分米五拾八石弐斗弐升八合

五ッ盛下畑弐拾五町九反七畝廿八歩

分米百廿九石八斗九升六合六夕六才

内五反九畝三歩

分米弐石九斗六升七合　未荒永引

壱反壱畝弐歩

分米七斗九升五合　申年荒引

弐反八畝七歩

分米壱石四斗三升五合　同断荒引

七畝七歩

分米三斗八升三合　午ノ山崩道代引

七反歩

分米三石五斗　申ノ年御地頭様御改之下荒永引

廿四町弐反弐畝九歩

分米百廿石八斗壱升六合

三ッ盛下々畑七町九反五畝六歩

分米廿三石八斗五升六合

内弐反七畝廿弐歩　元禄十丑年ゟ溜井地代引

分米八斗壱升七合

八反八畝六歩　宝永元申年地頭改ニ而永荒引

分米弐石六斗四升六合
五反五畝六歩
分米壱石六斗七升　酉戌亥ゟ永荒引
七畝三歩
分米弐斗弐升　享保年中寅年ゟ荒引
六町壱反六畝廿九歩
分米拾八石五斗三合
四ツ盛新見取弐反五畝廿六歩
分米壱石三升四合六夕六才
十ノ盛屋鋪壱町六反九畝歩
分米拾六石九斗

一高三石壱斗四升　五ツ四分取　山手
一田畑起返り場
一田畑水腐場
一新田畑
一米役永
一舟之儀者

当村無御座候
毎年者無御座候
当村ニ無御座候
相納不申候
当村ニ無御座候

一種物借　当村ニ無御座候
一御地頭様ゟ御物借金三拾両
是ハ去未申両年麦作違ニ付、百姓御助夫食ニ御願申上候得者被　仰付、御返済之義ハ当暮ゟ三ヶ年ニ被　仰付候
一薪山之儀　当村内ニ而取来申候
一秣苅場　大野原と申所ニ而苅来申候、入会村方七十ヶ村入会申候
当村ゟ野口迄半里余

一当村嶽山ハ愛鷹山東面ニ而
但シ山境東ハ御宿村・上ヶ田村、西ハ長久保、北ハ下和田村・今里村、南ハ千福村
一当村嶽山之内須釜入与申所、金沢村・上田村・御宿村・当村四ヶ村入会申候、尤右三ヶ村者ふき切為致不申候
一当村嶽山之内本洞入・須釜入一と申所、北境先年今里村・下和田村と及論、御検使前ニ而山八合通り江御は

り紙御座候而、御見分無御座内ニ御はり紙通り境ニ相心得罷在候、右之訳御裏書御座候御絵図被下置候

一当村嶽山之内之洞与所十五ヶ村入会ニ御座候

大畑村・冨沢村・一色村・納米里村・本宿村・水久保村・上土狩村・中土狩村・下土狩村・柿田村・新宿村・伏見村・長沢村・竹原村・八幡村

右入会村

右十五ヶ村山元葛山村千福村都合十七ヶ村

一当村嶽山之内本洞与申所、是ハ前々郷山ニ御座候

一当村嶽山之内三洞日なた平与申所葛山村千福村両村入会

右八ヶ所之山手御年貢米壱石六斗九升五合六夕

一御伝馬宿入用　当村無御座候

一六尺給米・御蔵入用　当村無御座候

一芝地野永　当村無御座候

一浜運上等　当村無御座候

一漁猟運上　当村無御座候

一御林・御地頭林　当村無御座候

一百姓持林之儀　凡反別四拾丁(町)但雑木立ニ而小竹重り相分り不申候

一苗木林　当村無御座候

一下草永・落葉永　当村無御座候

一御林守十分一　当村無御座候

一万浮役・河原役　当村無御座候

一鉄炮役・立薮　当村無御座候

一漆納　当村無御座候

一大豆小豆納　当村無御座候

一萱野者　当村入山之洞与申所ニ御座候、苅取申候

此山手之義右八ヶ所御年貢内ニ御座候

一芦野者　当村無御座候

一御年貢者四斗入　私領ニ而御船積不仕候、大方者其所ニ而御払被成候

一御年貢米金・小物成請納方日限無滞上納仕、尤例年格を以御下知以前百姓厳敷申渡仕度為致置、御日限通取立仕来り申候

一欠米諸運上　　当村無御座候

一用水堰山沢古道堰　長五間　横壱間　石堰　壱ヶ所

一用水堰山沢新元堰　長六間　横壱間　石堰　壱ヶ所

一用水堰御宿村新堰　長八間　横壱間　壱ヶ所

是ハ箱根湖水ニ而字新せ義与唱五ヶ村組合ニ而用水引取申候、尤普請之儀者年々組合自普請仕来申候

一用水溜井　　壱ヶ所

是ハ金沢村地内ニ而金沢村・葛山村両村ニ而用水引取申候、尤水門・樋口等損候節者両村ニ而御地頭様へ御願申、金壱両弐分ツヽ御地頭様ゟ被下置普請仕候

一用水溜井　下々畑弐反七畝廿弐歩　壱ヶ所

是ハ当村ニ候へ共場所悪敷故ニ水相持不申潰申候

一悪水川原　字宮川　壱ヶ所

是ハ大野原溜水　悪水川村内長十五丁　横場所ニゟ八間十間なと

一悪水堀　長五百間　巾凡三間　村中通り申候　壱ヶ所

是ハ源ハ金沢村溜井悪水払ニ而　但シ村内東西へ流申候、右土手普請之儀者御宿村・千福村・上ヶ田村・当村共四ヶ村ニ而仕候

一当村山沢　川巾凡四間　川長凡壱里余　御田地用水

源ハ三洞与申所ゟ瀬名沢江落合申候、村内ニ少々御地頭様御普請所御座候、尤石詰仕候、先年酉ノ但満水之節者御入用被下置候、只今破損償ハ自普請仕候

一川除等　只今迄ハ無御座候

一石出蛇籠等　当村無御座候

一用水入樋等　当村無御座候

一土橋　長弐ヶ所ハ弐間半、壱ヶ所弐間　横三尺四尺　三ヶ所　但自普請　山沢川

一御年貢米納方三斗五升之俵切、出目五升入、四斗入相納申候、尤御蔵米百五拾表(俵)相納り残者金納ニ而度々納申候

一延米・口米之義ハ前々ゟ相分り不申候

一当村東西ハ御宿村境ゟ山嶽長久保村境迄弐里、南北江十四丁、隣村者東者御宿村・上ヶ田村、西ハ愛鷹山、南ハ千福村、北ハ金沢村・今里村・下和田村

一富士山者戌亥ニ当り、天城山・鷲頭山ハ南ニ当、箱根山者東ニ当、海辺ハ午未ニ当ル

一当村ゟ江戸迄陸路三十里

但シ東海道者三嶋宿江出申候、甲州路之近道不奉存候

一江戸江海上沼津ゟ七拾里

一駿府迄道里拾九里

一沼津迄同四里半

一清水迄同拾七里

一沼津宿加助役相勤申候

但九月駿府御番衆様御交代之節丸高相勤申候

一村内ニ渡船・往還掃除丁場　当村無御座候

一御朱印高十三石弐斗余　浄土宗日当山仙年寺

是ハ京都知恩院末寺

富士浅間領

一御除地下畑壱反九畝廿五歩　別当修験明王寺

八幡領　高九斗九升弐合

一御除地下畑壱反弐畝歩　禰宜弥右衛門　高六斗

一仙年寺控地　依京寺

一仙年寺控地　薬師堂　壱ヶ所

一仙年寺控地　庚申堂　壱ヶ所

一山神宮　弐ヶ所

一名主壱人

是ハ給分前々ゟ高百石ニ付十石つゝ役高引ヲ仕相勤申候

一組頭三人

是ハ米弐表代ヲ三人割村之役ニ入相勤申候

一米見

是ハ組頭加役ニ相勤申候

一高札場　壱ヶ所

一郷蔵番　百姓共廻り役ニ相勤申候

一升取壱人　給分銭六百文宛村役入申候給分百ゝゝ

一定使壱人　　給分ハ百姓前石集メ仕候
一医師・浪人　　当村無御座候
一木挽壱人　　御座候
一大工弐人　　御座候
一桶屋　　当村無御座候
一瞽女・座頭　　当村無御座候
一屋ね板へき四人　　御座候
一山伏弐人　　御座候
一御貸付鉄炮ハ　　無御座候
百姓所持之
一鉄炮八挺　威筒　　持主　直右衛門　安次郎　喜右衛門　弥平治　市右衛門　定七　九右衛門　嘉左衛門　新八　彦四郎
一猟師筒弐挺　　持主
是ハ小長谷勘左衛門様御吟味之上、畜類多諸作荒候間百姓難義ニ付、右之通御免被成下候、尤御地頭様へ鉄炮帳差上ヶ置申候

一小売酒屋　　壱軒
一馬三拾疋　　御座候
一牛弐疋　　御座候
一土地ハ黒野地石まぢり
一田植ハ五月中迄ニ仕付仕候、稲作者中手(中稲)多作申候、秋ハ土用中苅入仕候
一田方種入壱反ニ付籾壱斗ツヽ、但シ上中下同断
但　田畑共麦種壱反ニ付壱斗ツヽ、小麦ハ壱反ニ付五升宛
一田畑小作入上　　米四表半
上壱反(ママ)ニ付　　右同断
中田壱反ニ付　　右同断
下田壱反ニ付　　右同断
畑方ハ上中下共山畑ニ御座候間相定り候義無御座候
一田畑屋敷質入直段　田壱反ニ付金三両位　畑壱反ニ付金三両弐分位

一畑作者大麦・小麦・粟・稗・菜・大根・芋、右之通作り申候
一稲作　ひせん・たろやらく・うづら・大やらく
　右之内ひせん・たろや楽多ク作り申候
一田畑こやし之儀者夏秋冬迄馬草苅ためこやしニ仕候
一農業之間、男ハ薪取・炭焼・小竹伐稼仕、女ハ山出シ等手伝木綿等取売代替、或は春中ハ猪鹿除仕候、山付稼在所ニ御座候
一百姓夫食之儀者年中粟・稗・麦・芋・菜・大根等を用申候
一原地・芝地・空地等無御座候
一田畑見立新田無御座候
一家数百拾四軒　但シ大小百姓惣家数
　本百姓百軒
　此訳ヶ
　無田・水呑十四軒
一人別五百拾九人　但シ大小男女下男下女共
　男弐百七拾九人
　此訳
　女弐百四拾人

右御尋ニ付今般委細相改書上申所相違無御座候、以上

松平内蔵允知行所
駿東郡葛山村
　名主　嘉左衛門
　組頭　喜右衛門
安永六酉年八月　同　勝左衛門
　同　定七
　百姓代　太兵衛

内藤源八郎様
栗原礼助様

（裾野市葛山　葛山区有文書）

壹　寛政九年（一七九七）三月　御宿村明細帳（竪）

（表紙）

寛政九巳年

駿河国駿東郡御宿村明細村差出帳

三　月

村差出手形之事

一高三百七拾弐石八斗七升六合　駿東郡　御宿村

内四石五斗五升壱合　溝代并前々引

此反別六拾七町七反三畝拾九歩

但高百石ニ付拾八町壱反六畝弐拾九歩

内弐町弐反三畝拾九歩　溝代前々引

田方百九拾九石四斗五升八合

此反別拾六町五反八畝弐拾三歩

畑方百七拾三石四斗壱升八合

此反別五拾壱町壱反四畝弐拾六歩

内訳

上田五町壱反七畝九歩　十五盛

此分米七拾七石五斗九升五合

中田三町八反五畝弐拾四歩　十二盛

此分米四拾六石弐斗九升六合

下田七町五反五畝弐拾歩　十　盛

内九歩　分米三升　溝代引

此分米七拾五石五斗六升七合

上畑四町三反八畝弐拾弐歩　八　盛

内拾四歩　分米三斗七合　溝代引
弐町三反九畝歩　分米九石壱斗弐升　田ニ成

此分米三拾五石九升九合

中畑弐町九反六畝拾六歩　七　盛

内四歩　分米九合　溝代引
弐町壱反五畝拾九歩　分米拾五石九升四合　田ニ成

此分米弐拾石七斗五升七合

下畑七町七畝拾八歩　五　盛

内弐拾歩　分米三升三合　溝代引
三町七反八畝四歩　分米拾八石九斗七合　田ニ成

此分米三拾五石三斗八升
下々畑三拾五町六反弐畝弐拾弐歩　二　盛
　内弐町弐反弐畝三歩　分米四石四斗四升弐合　前々引
　四畝弐拾弐歩　分米九升五合　田ニ成ル
此分米七拾壱石弐斗五升五合
屋鋪壱町九畝八歩　十　盛
　内五畝四歩　分米五斗壱升三合　田ニ成ル
此分米拾石九斗弐升七合
一高拾壱石弐斗九升壱合　五　盛
　此反別弐町弐反五畝弐拾五歩　新下畑
一高弐石弐斗八升三合　五　盛
　此反別四反五畝弐拾歩　新下畑
反別合七拾町四反五畝四歩　田畑屋敷共
　此高三百八拾六石四斗五升　本新共
一山手役米六斗弐升四合
一御林壱ヶ所　長三百間　横三拾間　当時堅山
一海川山猟師船役諸運上物何ニ而茂無御座候
一水　帳　四　冊
是ハ百弐拾四年以前寅年、野村彦太夫様・諸星庄兵衛様御検地
一水　帳　弐　冊
是ハ百七年以前申年、市野惣太夫様御改帳壱冊
百壱年以前、野田三郎兵衛様・大草太郎左衛門様・内山七兵衛様御三人御改帳壱冊
一御蔵屋鋪壱畝拾四歩　但五間半八間　壱ヶ所
是ハ百年以前寅年以来芝間御蔵屋敷ニ被　仰付御検地
一御朱印高無御座候
一八幡免　下田弐反弐畝拾歩
一同断　下畑弐反歩　名主　彦　三　郎控
一八幡之宮　壱社
一山之神宮　壱社　百姓　甚　四　郎控　伴右衛門控
一駒形之宮　壱社　同　留右衛門控
一東路之宮　壱社　同　源左衛門控
一寺中七畝歩　本寺京都智恩院(知)　浄土宗　荘　園　寺

一下畑七畝歩　　同寺領
一寺中弐反七畝六歩　本寺千福村普明寺　禅宗　向西寺
一地蔵堂当村荘園寺支配　　壱ヶ所
一御高札場　　壱ヶ所
一樋堰免無御座候　歳、未ゟ父市左衛門離縁ニ付相除申候処、又候帰縁いたし候ニ付書入仕候」（付箋）「未ゟ金治事去午年死去滅ス、年四十四
一百姓家数七拾壱軒　　本百姓・水呑共
一去辰年人別〆三百弐拾五人　内訳　男百七拾人　女百四拾八人　僧四人　山伏三人
一村中馬数弐拾三疋　　但女馬
一牛ハ無御座候　（付箋）「外ニ女壱人死去滅ス」
一七拾五年以前卯年ゟ沼津宿江九月駿府御番御交代之節計り往還役大々増助郷役相勤申候処、八年以前戌年ゟ相勤不申候
一郷御蔵定番壱人、給米弐斗毎年出候、此外添番一夜ニ壱人ツヽ出シ申候
一定使給米壱石弐斗、麦壱石六斗毎年出申候
一升取給米弐斗毎年出シ申候
一火廻り番人家別ニ十月ゟ三月迄昼夜仕候
一名主給高三拾九石三斗六升、諸役除申候
一名主方へ惣百姓ゟ毎年手間弐人ツヽ助合申候、田植・麦苅
一組頭給米弐俵村中ゟ出シ申候、但高割
一当村中ニ耶蘇宗門惣而疑敷宗門之もの壱人茂無御座候、若隠置候ハヽ、其者一類村中共曲事ニ被　仰付候
一鉄炮五挺　内壱挺猟師鉄炮、御運上なし　四挺おどし鉄炮、不玉込
一秣山　大野原小田原御領分之野前々ゟ村々入会　愛鷹山之内須釜入与申山四ヶ村入会、御宿村・上ヶ田村・金沢村・葛山村外三ヶ村者松平内蔵丞様御知行所地元葛山村之内山ニ御座候
一愛鷹山之内小田原御領分今里村・下和田村両村分山ヘ先年ハ六ヶ村入会ニ御座候処、百四拾三年以前未年及出入候而　御公儀様御裁許、重而御検使被遣候迄先御料所之者御とめ被遊、只今迄御検使無御座入不申候、

村組者六ヶ村山元今里・下和田両村者入申候、御宿
村・上ヶ田村・金沢村・葛山村ハ入不申候、立会絵図
弐枚御裏書被遊壱枚ハ山元下和田村ニ預申候
壱枚ハ葛山村ニ預り申候
一当村田方用水木瀬川定水ニ用来り申候処、水論ニ及、
弐拾年以前申年御裁許被　仰付、箱根水同様ニ相成申
候
　是ハ百弐拾七年以前子年箱根水取申候、木瀬川之内
一同新堰かろうと堰普請人足ハ御宿村・上ヶ田村・金沢村・
　葛山村・千福村五ヶ村用水掛合ニ而自普請ニ仕候
一川除弐ヶ所石出し弐ヶ所　御入用御普請所御座候
　長土手壱ヶ所
一悪水払弐ヶ所　右同断
一当村御年貢之儀七拾四年以前ゟ皆米納ニ被仰付候
一酒屋名代　彦三郎控
一山伏三人、本山公文名村法玉院支配　喜経院
一当村職人　桶屋壱人　大工壱人
　木挽壱人　箕作壱人
一小酒屋　壱人
一当村ゟ　江戸江道法三拾里　宗　七
　駿府へ道法拾七里
　甲府へ道法拾八里
　相州小田原江道法拾里
　箱根御関所江道法六里
　同湖堀抜水門口へ道法弐里弐拾三町
　同湖尻へ道法三里
　冨士山麓須走村へ道法五里
　豆州三嶋宿江道法弐里八丁(町)
　豆州古奈村江道法四里三拾丁
　松長村江道法四里弐拾丁
　沼津町へ道法三里七町
　同所湊江道法四里
　同所ゟ江戸江海上船道法慥ニ相知れ不申候、
　凡百五六拾里之由ニ御座候
右者此度村々諸色御改被　仰付村差出吟味仕差上申候、
本田・新田・見取場・永引・起返少々之所ニ而も無隠書
上申候、若何ニ而茂書落(失)無念有之候ハヽ御詮議之上何様
之曲事ニも可被　仰付候、仍而如件

御宿村

寛政九巳年三月

名主　彦三郎
組頭　栄助
百姓代　宗七
同　甚兵衛

松長

御役所

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三　文化一三年（一八一六）　平松新田書上帳（竪）

（表紙）

元帳

書上

駿河国駿東郡
平松新田

大久保加賀守領分
駿州駿東郡
平松新田

一高百九拾七石六斗七升七合

一家数　弐拾壱軒

一村長　東西四町三拾三間　東西江六十七間　居村
南北拾八町拾八間半　東西江三町廿六間　野間
居村百廿壱間　南北
〃　六拾七間　東西
野間南北

一村内御測量道筋拾三町三拾五間半
右之内弐百三間之場所東平松新田
西伊豆嶋田村　但シ伊豆嶋田村境ゟ佐野村境迄

一村内横道六筋
此わけ
村下野間之内
東ノ方江道壱筋　是ハ麦塚村道四丁程
右同断

東ノ方江行道壱筋　是ハ茶畑村ゟ之三嶋道六丁程
右同断
西ノ方江道壱筋　是ハ西沼津道堰原新田江之道三丁
四十弐間
右同断
東ノ方江道壱筋　是ハ麦塚江之道三丁程
右同断
西ノ方江道壱筋　是ハ沼津道二ツ屋新田江之道壱町
五拾七間
家並之内
丑寅ノ方江道壱筋　是ハ久根村迄道法凡廿四丁
〆
駿州沼津城下江凡三里
相州小田原城下江凡九里半
一居村御測量道筋ニ御座候、但シ駅馬ニ而も立場ニ而も
無御座候
但シ本村之義者東ノ方茶畑村ニ御座候、道法家居迄
拾町
一当村ゟ隣村
東茶畑村家居迄方角寅卯道法凡拾町、其間林シ
西二ツ屋新田家居迄方角申酉ノ方道法凡壱町五十間、
其間野間
南伊豆嶋田村家居迄方角午之方道法凡拾五丁程、其
間野間
北ハ佐野村家居迄方角亥子ノ方凡三町、其間野間
一三間堀川　但シ川上者同郡佐野堰ゟ流入、道法凡三拾
町当村用水ニ仕、四町四町(衍)程下り木瀬
川江落合申候
一御朱印・黒印一切無御座候
一寺一切無御座候
一社弐社
此わけ
八幡宮　壱社
山神宮　壱社

一名所一切無御座候
一旧跡
石塚壱ツ、是ハ建武年中佐野ヶ原合戦之節、二條中将為冬公御討死之場所之由申伝のみニ御座候、其外御家来中御塚之由十三程所々ニ御座候、家並之内字座頭塚、先年努都与申座頭千人之座頭ゟ勧化仕、為供養石地蔵ヲ建立仕候由、夫ゟ此辺ヲ座頭塚与申伝候由
一名産一切無御座候
一古城跡一切無御座候
一遠山見渡シ
冨士山麓深(須)山村迄方角亥凡三里程、愛鷹山麓冨沢迄方角酉ノ方凡十五丁程、箱根山麓方角卯ノ方道法凡廿七八丁程
右之通相違無御座候、以上
文化十三子年
平松新田
名主　甚蔵
組頭　幸蔵

(裏表紙)「野間之内村下三百三十八間
家並之内　三十間
家並合　弐百廿九間半
家並之内　野間　九十壱間
村上野間　百廿七間　」
(沼津市　柏木正男氏所蔵)

壱　文政一一(一八二八)年九月　葛山・上ケ田・金沢三カ村見分書上帳(竪)

(表紙)
文政十一年　葛山村
駿州駿東郡御知行所三ヶ村見分書上帳
御役所
子九　月　割元芹沢勝左衛門

一高四百弐拾壱石四升四合　葛山村　荒地高共
　此取米百三拾石壱斗三合　本途米
米拾八石五斗八升六合六夕　欠米出目米、三斗五升ニ
　付五升ツヽ延米
此米三百七拾壱俵七分三厘六毛
　内引物五口合米拾八俵弐分四厘弐毛
　　御定式御引物〆
差引残而米三百五拾七俵九分八厘四毛
　　当子年可納御年貢也
　内米百六拾壱俵弐分八厘　当子違作御損毛御引方
差引米百九拾六俵七分四毛　当子年正納米
　　葛山村
一高百九石四斗九升七合　金沢村　荒地高共〆
　此取米弐拾九石七斗五升弐夕　本途米
一米四石弐斗五升壱夕　欠米出目米、三斗五升ニ
　付五升ツヽ延米
小以米三拾四石三夕五才
　此俵米八拾五俵八才
引〆米五俵　御定式御引物〆
差引残而米八拾俵八才　当年子年可納御年貢米
　内米弐拾九俵三分四厘八毛
　　当子違作ニ付見分引方
差引残而米五拾俵六分五厘弐毛
　　当子正御上納米分
　　金沢村
一高七拾七石四斗弐升九合　上ヶ田村
　取米三拾九石弐斗　本途米
一米五石六斗　欠米出目米、三斗五升ニ付
　五升ツヽ延米
小以米四拾石八斗
　此俵米百拾弐俵

引物〆米弐俵　　御定式御引方
差引残而米百拾俵　　当酉年可納米
内米四拾八俵三分八厘八毛
当子違作御引方引
差引残而米六拾壱俵六分壱厘弐毛
当子年正可納米

三ヶ村当年引残り全納米
米〆三百八俵九分六厘八毛
内米八拾九俵五分　御普請所荒川除ヶ御手当金分引
差引残而米弐百拾九俵四分六厘八毛

当子年三ヶ村御年貢納米

右者当子年御知行所駿州駿東郡葛山村・上ヶ田村・金沢村三ヶ村大違作之趣度々願書差出し候ニ付、先達而御屋鋪様江差上申候処、其方ニ而明白之処見分可致旨被　仰付候ニ付、三ヶ村共明細見分仕候処、三ヶ村百姓願出候候(衍)程之訳ニ而茂無御座候得共、前書之書上通り位ハ全御物成相減し申候趣ニ御座候、尤御定免中故御仰之通り検見者不仕見分ニ致申候、内々見付引候処右様御物成米相減候分被為取候、格別之御物成米減之段御上様并ニ御役人衆中様方御心中ニ御叶義ニ御座候哉、御見分致義ニ候哉、御叶義ニ候ハヽ、御下知書被仰付下置候様奉願上候、万一思召難御叶候ハヽ、早速御在勤被仰御見分被成下候様奉願上候、駿東郡三ヶ村御知行所之義者全体富士山近キ場所ニ而寒気甚敷麦作仕附後置ニ相成申候得者、麦作一切根付不申候間、若難御叶御見分ニ御在勤被仰候ハヽ、一日も御差急キ被仰御見分成被下置候様奉願上候、以上

駿東郡葛山村
文政十一年子九月日　　割元　芹沢勝左衛門

江戸小川町
地頭御役所

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

五　天保七年（一八三六）四月　金沢村銘細書上帳（竪）

（表紙）

天保七年

駿東郡金沢村反別并銘細書差上ヶ帳

申ノ四月日

元録（禄）十一寅年　当地頭ニ成

松平内蔵允知行所

駿河国駿東郡　金沢村

寛文十二子年　野村彦太夫様　古郡文右衛門様　御検地

一高百九石四斗九升七合　御水帳弐冊

内高四斗六升　小物成五ツ取

内高壱畝歩　山崩引

此分米壱斗

内壱反九畝拾九歩　溜井敷地

此分米壱石九斗六升三合

内弐畝歩　水出引

此分米弐斗

内高弐石三斗弐升九合　申ゟ荒

内高壱斗　午ゟ荒

内高壱石九斗三升三合　堤敷地

内高九升　午之山崩引

此反別拾六町四反九畝拾五歩

田高中下壱町七反拾三歩　内壱反五畝歩両毛作　残壱町五反拾三歩足入

畑反別拾四町弐反弐拾四歩

此分米八拾五石三斗三升四合

屋敷五反四畝八歩　八ツ森（盛）

此分米五石四斗弐升七合　六八取

此訳ヶ

中田六反壱畝拾九歩　拾弐盛

此分米七石三斗九升六合　六ツ四分取

下田壱町八畝弐拾四歩　拾　盛

此分米拾石八斗八升　　六ツ弐分取
内壱畝歩　　山崩引
此分米壱斗
是者何年先ニ御座候哉相知不申候
壱反九畝拾九歩　是ハ溜井敷地ニ相成候
此分米壱石九斗六升三合
弐畝歩　　水出引
此分米弐斗
是者先年ゟ水出相立地所急度相分申候
残八反六畝五歩
此分米八石六斗壱升七合
上畑四町六反七畝拾四歩　　八ツ盛　弐ツ壱分取
此分米三拾七石三斗九升七合
内壱町八畝六歩　延宝八年ゟ　八ツ盛
田ニ成　六ツ八分取
此分米八石六斗六升四合
是ハ箱根湖水掛り
残三町五反九畝八歩　　畑　本　途

此分米弐拾八石七斗三升三合
中畑弐町七反壱畝拾弐歩　　七ツ盛　弐ツ壱分取
此分米拾八石九斗八合
内三反四畝拾五歩　延宝八年ゟ　七ツ盛
田ニ成　六ツ八分取
此分米弐石四斗壱升五合
是ハ箱根湖水懸り
残弐町三反六畝弐拾四歩
此分米拾六石五斗八升三合
下畑四町壱反八畝弐歩　　畑　本　途
此分米弐拾石九斗三合　　五ツ盛
内壱反拾四歩　延宝八年ゟ　弐ツ壱分取
田ニ成　五ツ盛　六ツ八分取
此分米五斗弐升三合
是ハ箱根湖水懸り
下畑四反六畝拾七歩　弐石三斗弐升九合　　申ゟ荒
下畑弐畝歩　壱斗　　午ゟ荒
是ハ何年以前之申午ニ御座候哉相知不申候
下畑三反八畝廿歩　分米壱石九斗三升三合　　堤敷地相成申候

下畑三町弐反拾壱歩
残拾六石壱升八合　　畑　本　途
下々畑弐町六反七畝弐拾三歩　　三ツ盛
　　壱ツ五分取
此分米八石三升六合
内
(付箋)
「下々畑壱町九反四畝弐拾壱歩　是ハ文政八酉年ゟ永荒ニ相成申候
分米五石八斗九升七夕六才
残七反弐畝弐拾五歩　　畑　本　途
此分米弐石四升六合弐夕四才　」
下々畑三畝歩
九升　　午ノ山崩道代引
是ハ何年以前ニ引候哉相知不申候
残弐町六反七畝拾六歩　　畑　本　途
此分米七石九斗四升六合
(付箋)
「中畑四反四畝拾四歩　是ハ文政八酉年ゟ永荒ニ相成申
候
分米三石壱斗九升四合三夕
残壱町九反弐畝拾弐歩
此分米拾三石三斗八升八合七夕　　畑　本　途」

屋敷五反四畝八歩
(付箋)
「屋敷壱畝廿七分　ひきつほ成　福寿院　天明九年」
此分米五石四斗弐升七合
内壱反弐畝歩　　延宝八年ゟ田ニ成
此分米壱石弐斗
残四反弐畝八歩
此分米四石弐斗弐升七合
一米五俵　極難渋村ニ付前々ゟ御引方被下候分
高拾六石四斗壱升壱合七夕
是ハ文政八酉年永荒ニ相成申候
一新田起返り　　当村ニ無御座候
一永　納　　当村ニ無御座候
一船　　当村ニ無御座候
一薪竹木山之儀、葛山ノ内つかね沢と申所、御宿・上ヶ田・当村前々ゟ入合(会)竹木取来り申候、先年及出入ニ御裁許之上境相究申候
一愛鷹山今里・下和田分、先年ハ入合ニ御座候所(ママ)

一萱野・芝野、大野原と申所、三里四方之原冨士横道を入合秣苅敷苗代草等苅取入合仕候、尤当村之内小あらしゐ道海草利を限り為入合申候、入合村組七拾ヶ村内野元之村ハ印野・板妻・神場・駒門・神山・御宿・深山・下和田・今里・金沢迄都合拾ヶ村御座候、尤今里村境及論御裁許之上境相究申候

一御伝馬宿入用　当村ニ無御座候

一御　林　当村無御座候

一植木林　当村無御座候

一百姓持林上納物　当村無御座候

一御十分上納物　当村無御座候

一原役　当村無御座候

一鉄炮　当村無御座候

一百姓持林少々畑くろニ分附御座候、猪・鹿多出候場所故猪かこいニ仕候得ハ、木立候場無御座候

一立薮　当村無御座候

一浅納（ママ）　当村無御座候

一餅米納之義ハ年ニより上ヶ田・金沢ニ而壱俵歟弐俵被仰付次第上納仕来り申候、尤御年貢米之内御座候

一大豆・小豆納　当村無御座候

一御年貢米納方之儀四斗入ニ而上納仕候、御払米之節沼津宿歟三島宿迄附送り仕来り申候、川下ヶ船積之義ハ只今迄相掛り不申候

一御年貢金・小物成、納方日限無滞り上納仕候、尤例年之格を以御下知以前百姓共江厳敷申渡し支度為致、御日限之通り上納仕来り申候

一用水字新堰と申所、御宿・上ヶ田・葛山・千福・金沢迄五ヶ村懸合之堰ニ御座候、是ハ箱根湖水村組弐拾ヶ村御座候、去ル六拾九年以前ゟ及出入ニ今ニ相済不申候、右用水堀筋之儀、上堀ト申千三百間余御座候、金沢村分九百間余水引、葛山村・上ヶ田村相給安藤佐兵衛様御知行上之田と申所へ用水引申候、年々堀さらい修覆高掛り仕来り申候

一当村用水溜井長五拾間横三拾間　壱ヶ所

是ハ百六拾年以前延宝六午年野村彦太夫様御支配之節ゟ溜井御普請出来申候、土手長四拾八間・敷拾弐間・馬ふみ六間之土手ニ御座候、水門・立樋・埋桶(樋)くさり候節御入用金壱両弐分宛被　仰付御普請仕来り申候、先年百壱年以前当御地頭様土手はり附御普請御座候所、同領村組七ヶ村高千八百石ニ五拾人之人足御あて被成、御入用之儀ハ御地頭様ゟ被下御普請仕立申候、水掛り村方ハ葛山村・当村計御座候、溜井敷地田畑ニて三石八斗九升六合右敷地相成申候

一当村用水、小棚と申所水出口御座候、屋敷通り少々畑成江相懸り申候、此儀ハ大野原ゟ悪水大雨之節出堰何分出来不申候場所ニ御座候、悪水堀村中を通り流末ハ葛山村へ落申候

一当村用水、田久保と申所出口御座候、当村分足入田通り相懸り、水末ハ上ヶ田村へ相懸り申候、堰普請其外相懸り不申場所ニ御座候

一外用水・川欠・石出・蛇籠・入樋等之場所ニ御座候

一石橋三ヶ所御座候得共村内少之橋ニ御座候

一御年貢米納方、本石三斗五升之俵切、出目五升入四斗入ニ而相納申候故、延米・口米前々ゟ分り不申候、田方少々御座候、畑方多ク故納米五拾俵計正米納ニ御座候、残米畑方之分買納ニ仕来り夏秋冬三納ニ上納仕候様御連印御出所被下候故、夏成分六月上納仕候

一口米・山手役　　当村ニ無御座候

一当村東西三百八拾弐間余・南北八百六拾間余、隣村東ハ御宿村、西ハ葛山村、辰巳ハ上ヶ田村、戌亥ハ今里村、北ハ大野原、海辺ハ南ニ当り、富士山ハ戌亥ニ当り、愛鷹山ハ申ニ当り、鷲頭山ハ巳ニ当り、箱根山ハ辰ニ当り、天城山ハ巳ニ当り

一当村ゟ江戸へ陸三拾里、海上ハ相知不申候

一駿府町へ　　拾九里

一清水湊へ　　拾七里

一沼津宿へ　　四　里

一甲府へ　　拾　里

一東海道江ハ下石田村歟又ハ三嶋宿へ出候場所ニ御座候
一沼津宿へ近年加助役相当り申候、勤方之儀者丸高ニて殊ニ小物成高共ニ相当り相勤申候
一掃除丁場　当村ニ無御座候
一御朱印　当村ニ無御座候
一中田六畝弐拾四歩　浅間領御除地
一中田弐拾四歩　神明領御除地
一下畑弐反拾六歩　冨士山伏免御除地
是ハ駿州富士郡村山池西坊・辻之坊・大鏡坊、右三法印天下安全御祈禱七月十六日ゟ八月十六日迄三十日之間冨士峰を行、其外三嶋大明神当村浅間江八月八日ゟ二夜三日御祈念所ニ御座候故御除被下、其内御賄仕候
一名主壱人　是ハ村高拾五石之役料ニて相勤申候
一組頭壱人　是ハ役料米半俵ニて相勤申候
一御高札　壱ヶ所
一米見升取　先年ゟ組頭・百姓代仕候
一定使壱人
是ハ拾石以下ニ而麦弐升・籾弐升、其割を以取立申候
一寺壱ヶ所　黄檗宗万念寺
是ハ宇治万福寺末寺、旦那壱人も無御座候
一医師　当村ニ無御座候
一山伏　当村ニ無御座候
一浪人　当村ニ無御座候
一大工　当村ニ無御座候
一木挽　当村ニ無御座候
一瞽女　当村ニ無御座候
一座頭　当村ニ無御座候
一鉄炮弐挺　持主　林右衛門　常左衛門
是ハ天和年中小長谷勘左衛門様御支配之節被仰付処(所)持仕候
一造酒屋　当村ニ無御座候
一馬拾壱疋　当村ニ御座候

一土地ハ黒土野土之場所ニ御座候
一田植ハ五月節ゟ中迄ニ仕附申候
　但シ稲ハ早・晩稲作り申候、尤おく多く御座候
一田方種上中下共ニ壱斗
　但シ畑方小麦ハ反ニ五升、大麦ハ壱斗ゟ壱斗壱升迄
一田畑小作入上
中壱反ニ付米三俵半、下壱反ニ付三俵ゟ半迄
畑成田壱反ニ付三俵半ゟ四俵迄
上畑壱反ニ付永四百文ゟ五拾文迄
中畑壱反ニ付永四百文
下畑壱反ニ付永三百文
下々畑ハ不残荒地ニ相成申候
一畑作、大麦・小麦・粟・稗・芋・荏・午房(蒡)・大根・菜・唐(芋脱カ)右之者作申候
一田畑こやし　　秣芝草苅取
田畑壱反ニ付三拾駄ゟ四拾駄迄入申候
一稲種之儀、早稲少々晩多く作り申候
一作之間男ハ炭・薪、沼津宿・三嶋宿へ駄賃取仕候、女ハ竹木山出シ仕候
一百姓夫喰年中粟・稗・唐芋・大根・菜・大麦・小麦遣申候、尤大麦・小麦之儀ハ山中故年々違申候
一空地上ヶ田村之上ニ少々場所御座候長三拾間余横弐拾間余
御宿村・上ヶ田村当村境ニ御座候
一田畑新田之場所　　当村無御座候
一家数弐拾七軒大小共、尤無田・水呑無御座候
　内拾壱軒潰ニ相成申候
一人別六拾六人　内男三十六人 女三拾人
右之通り御尋ニ付、今般委細相改書上ヶ申候所相違無御座候

天保七申ノ三月日

駿東郡金沢村
組頭　(付箋)名主　弥左衛門
同断　忠右衛門

御役所

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

五九　慶応四年（一八六八）七月　石脇村差出帳（竪）

（表紙）

慶応四戊辰年
駿州
駿東郡石脇村差出帳
七月

駿州駿東郡石脇村

一高百五拾七石弐斗壱升九合　田畑辻
　此反別拾五町七反五畝五歩
　上田三町三反壱畝弐拾歩　石盛拾四
　分米四拾六石四斗三升三合
　中田三町四反八畝七歩　石盛拾弐
　分米四拾壱石七斗八升八合
　（朱筆）「内四畝拾歩　享保年中ゟ畑成上畑取」
　下田三町五反六畝拾歩　石盛拾
　分米三拾五石六斗三升三合
　（朱筆）「内八畝五歩　享保年中ゟ畑作上畑並永取」
　（朱筆下札）「朱筆之分何れ茂分米ゟ上ニ入可申」
　下々田四反壱畝弐拾九歩　石盛八
　分米三石三斗五升七合
　上畑五反拾八歩
　内
　六畝三歩　亥年ゟ上田ニ成、箱水掛り（根脱カ）
　分米四石五斗五升四合
　中畑九反三畝弐拾四歩
　内
　壱反弐畝弐拾七歩　亥年ゟ中田ニ成、箱根水掛り
　分米六石五斗六升六合

下畑弐町壱反弐拾七歩
内
弐反四畝拾三歩　亥年ゟ下田ニ成、箱根水掛り
分米拾石五斗四升五合
（朱筆）「壱畝拾五歩　去酉砂入当分不起
弐畝六歩　去子ゟ郷蔵屋敷引」
下々畑八反三畝六歩
内
弐拾四歩　亥年ゟ下々田ニ成、箱根水掛り
（朱筆）「拾歩　去酉砂入当分不起」
分米弐石四斗九升六合
屋敷五反八畝拾四歩　石盛拾
内
四畝弐拾九歩
分米五石八斗四升七合
高合百五拾七石弐斗壱升九合
田数合拾町七反八畝六歩
分米百弐拾七石弐斗壱升壱合
畑数合四町九反六畝弐拾九歩
分米三拾石八合
一高弐石三斗五升壱合　元禄十六未ゟ（行）ゟ高付申候
反別弐町三反五畝四歩　石盛壱ツ
内
六畝弐拾八歩　寅新野畑
（朱筆）「壱反壱歩　去寅砂入当分不起」
一山役米壱斗　毎年納也
一御年貢米　但三斗七升入
三斗九升五六合
一口米本米壱石ニ付三升宛
一口永本永壱貫文ニ付三拾文
一大豆壱石弐斗八升九合　但五年已前戌年迄者三斗
五升ニ上納仕候処、亥
年御用捨故三斗七升ニ
被仰付、但シ三斗九升
五六合ゟ四斗
代永弐百三拾三文被下候

一糖藁縄莚之代金三分銀拾弐匁六分四厘　毎年上納仕候
一家並薪拾壱駄　本百姓壱軒ニ付壱駄宛、但小百姓者二三軒、組合壱軒分も御座候、毎年上納仕候
代永壱分銀拾弐匁五分　但壱駄ニ付銀弐匁五分
一御買山枡(椒カ)弐升五合宛ニ納申候　但壱升ニ付三拾八文宛代物被下候
貫板長木之儀者五拾年已前ゟ差上申候
薪之儀ハ弐拾四五年已前ゟ差上申候
萱之儀ハ拾五年已前ゟ差上申候
一御拾分一出様
一夫食米壱割半之利足ニ而二三月時分御借り仕、元利共壱ヶ年切ニ差上申候　(朱筆)「但当時壱割弐分之利足ニ而拝借仕候」
一名主五厘引　本米百石ニ付五斗　本永拾貫文ニ付五拾文　名主被下候
一持高之内三拾石名主壱人ニ御引被下　但糠藁縄莚掛申候　(朱筆)「但当時名主無之候ニ付帳元ニ被下置候」
一持高之内拾石村人足壱人ニ諸役御引被下候　但鉄砲壱挺玉目三匁
一田地囲用水堰普請人足、下郷拾四ヶ村御積ヲ以惣村割合ニ而普請仕候、当村堰人足四拾人程宛毎年入申候、御扶持被下候儀も御座候、堰川除共大破之時者御奉行様仕付被下、御普請被遊被下候
一御役人様方在々御通行之節、伝馬人足・薪・野菜出申候　(朱筆)「但当時差上不申候」
一水窪・伊豆嶋田両所御拾分一場御普請之節、諸道具人足出申候　(朱筆)「但右両村水野出羽守様御領分ニ相成候已来相勤不申候」
一下土狩御蔵御普請之節、諸道具人足御差図次第出シ申候、何レ茂竹木之儀者神山・下和田山ニ而取出申候　(朱筆)「但先年村々江郷蔵出来候已来差出不申候」
一下土狩御蔵添番弐人、下筋拾弐ヶ村ニ而抱置、給米遣し申候　(朱筆)「但前同断」
一箱根御番所御柵木并ニ片竹被下結人足、下郷拾四ヶ村

ニ而出申候、御栅木茂下郷十四ヶ村ニ而出申候

一箱根御番衆江下土狩御蔵ゟ御扶持米払之人馬御用次第差出申候

一当村之内佐野堰之儀、前々者自水在所石脇・佐野・他領久根村、此三ヶ所堰組ニ而御座候、箱根堀(掘)抜水已来公文名・稲荷・茶畑・平松新田・伊豆嶋田・二ツ屋村数(ママ)拾ヶ村堰組ニ而御座候

(朱筆)「但当時村々助合無之候ニ付、大破之節者御地頭所様ゟ拝借御下ヶ金被成下、無利足拾ヶ年賦ニ上納仕候」

一薪取申候山、稲葉主水様御知行所深良村山ニ而取申候、萱・薄・かりしき・馬之草・薪之儀者大野山ニ而神山村・駒門村野・今里村野・下和田村野・深山村野・印野村野・沼津領国領半兵衛様御支配所御宿村野・上ヶ田村野・金沢村野ニ而取申候、苗代草之儀も右村々野作場之久根林ニ而取申候

一槻之儀堅御法度被　仰出候、家作仕候節奉願候得者被下候事

一内林居久根竹木之儀者御免ニ而百姓勝手次第ニ伐取申候

一当村ゟ道法　小田原御札之辻迄九里弐拾七町五拾七間
御殿場御札之辻迄三里廿丁四拾九間
岩波村名主前迄廿七町廿五間
佐野村名主前迄九町五拾七間
今里村名主前迄壱里拾一町十六間

一当村ゟ北東稲葉主水様御知行所深良村境、南佐野村境、西沼津領国領半兵衛様御支配所千福村・御宿村境ニ而御座候

一麦・菜納不申候、柿渋・紅花・麻・真綿も納不申候

一浪人・医師・外科共ニ無御座候

(朱筆)「一捨子有之候節者、一日米五合雑用として銭拾六文宛被下置候
一九拾才以上之者江者年々米三俵宛被下置候事」

一紺屋壱軒　本瓶壱ツ　脇瓶壱ツ　御役金弐朱宛二枚橋村へ納申候

（朱筆）「但当時御座無候」

一鍛冶・大工・木挽・桶屋・白楽共ニ無御座候

一当村家数三拾七軒　内組頭三軒
本百姓十九軒
無田拾五軒

一当村人数合百八拾弐人　内男九拾六人
女八拾六人

一馬七疋

一宮数合三社内　明神壱社　高弐尺三寸　横壱尺三寸　但ほこら
神明壱社　高同断　横同断　但同
山之神壱社　高壱尺五寸　横壱尺　但同

木橋壱ヶ所長二間、此橋木今里村・下和田村・深山村三ヶ村ニ而出シ申候

木橋壱ヶ所長五間半、沼津領千福村境ニ掛申候、此橋木下和田山ニ而取、西之根八ヶ村ニ而掛申候

一橋六ヶ所

木橋壱ヶ所長四間、槻被下引人足下筋十二ヶ村ゟ引人足被下掛申候

木橋壱ヶ所長四間、槻被下引人足下筋十二ヶ村、尤前々ハ土橋ニ而御座候処、箱根掘抜已来土橋ニ而不相成候ニ付、先御代ゟ橋木被下候

石橋弐ヶ所、村中ニ而掛申候

右之通水帳奥書田畑反別并諸色書付、少茂無偽前々之通書上申候、尤事実相変り候分者朱書ニ而書入奉差上候、若脇ゟ相違之段申出候ハヽ何様之曲事ニ而茂可被仰付候、為其名主・組頭・惣百姓判行(形)仕差上申候、為後日仍如件

石脇村
慶応四戊辰年七月
組頭　弥四郎
同　源蔵
同　又四郎
百姓代　友蔵

地方御役所

（裾野市石脇　大庭　力氏所蔵）

六〇　慶応四年七月　麦塚村指出帳（一八六八）（竪）

（表紙）

慶応四戊辰年
駿河国駿東郡麦塚村指出帳
七　月

駿州駿東郡　麦塚村

一高弐百拾三石壱斗壱升六合
反別弐拾壱町八反三畝拾弐歩
此訳
田方拾弐町九反拾壱歩
内
上田七町壱反九畝拾弐歩　石盛十四
壱畝歩　当分土手敷ニ成
壱畝拾八歩　年々川欠
四畝拾三歩　水掛り悪敷畑作仕付上畑取
壱町五反弐畝八歩　水掛り悪敷畑作仕付上畑取
分米百石七斗壱升六合
一中田三町壱反壱畝九歩　石盛拾弐
内
壱畝壱歩　酉川欠
九反五畝八歩　水掛り悪敷畑作仕附上畑取
壱畝歩　去亥御改之処、川欠未不地
成五ヶ年御用捨
分米三拾七石三斗五升三合
一下田壱町六畝拾四歩　石盛十
内
壱反壱畝壱歩　水掛り悪敷ニ付畑作仕附中畑取
拾七歩　寅川欠
分米拾石六斗四升七合
一下々田壱町五反三畝六歩　石盛八

内

壱畝弐拾六歩　水掛り悪敷畑作仕附下畑取
（付箋）「内二畝拾五歩　二ツ
分米五石四斗壱升弐合」
拾歩　去亥御改之処、川欠未
不地成分五ヶ年御用捨
分米拾弐石弐斗五升六合

一畑方八町九反三畝壱歩

内

上畑壱町七反壱畝拾八歩　石盛九
分米拾五石四斗四升四合
中畑弐町六畝六歩　石盛七
分米拾四石四斗三升四合
下畑壱町八畝七歩　石盛五
分米五石四斗壱升弐合　屋・新田共郷蔵敷地引
下々畑三町四反弐拾壱歩　石盛三
内九畝壱歩　酉年ゟ下々田ニ成ル
分米拾石弐斗弐升壱合

屋敷六反六畝九歩　石盛拾
内六畝弐拾八歩　名主壱人ニ被下候
分米六石六斗三升

高合弐百拾三石壱斗壱升六合
田数合拾弐町九反拾壱歩
分米合百六拾石九斗七升五合
畑数合八町九反三畝壱歩
分米合五拾弐石壱斗四升壱合

一御年貢米表（俵）ニ三斗七升入、但シ廻シ三斗九升五六合
一口米本米壱石ニ付三升宛
一口永本永壱貫文ニ付三拾文ツヽ
一米五斗　山役上納
一名主給五厘引　本米百石ニ付五斗
本永拾貫文五拾文
一持高之内拾石諸役名主壱人御引被下候、但シ糠藁莚之代
一（ママ）懸り上納仕候

一田地囲用水普請、先年ハ下筋ゟ拾弐ヶ村御積りヲ以、近年ハ村切ニ被　仰付候、当村普請人足壱年ニ九拾人程ツヽ遣し申候、但シ御扶持米被下候儀茂御座候

一大水出候時分御田地破損河除時分御奉行被　仰付、御見分之上人足被下普請仕候、年ニゟ御扶持方被下候儀茂御座候

一御役人様方御通り之節、伝馬人足御用次第出し申候、御泊ニ者薪・野菜出し申候

一御殿様御一宿被　遊候節者、御賄人足・薪・野菜出し申候、御伝馬箱根迄相立申候、御厨江御通り被遊候へハ神山村へ次(継)相立申候

一御国廻り之御奉行様御通り被遊候節ハ、佐野村ゟ沼津迄伝馬人足出し申候

一薪・馬草・苅敷取申候場、村ゟ東ニ而茶畑通り草山迄道法三拾丁ゟ弐里余参り候、薪取申所者弐里より三里位参り候、但シ茶畑・麦塚壱所ニ入込申候

一馬草・苅敷・薪取ニ豆州佐野村山江参り候得共、近頃者入込不仕候

一苅敷・馬草、大野山ニ而須山・印野山・神場野・駒門野

右之内ニ而何方ニ而も参り苅申儀茂御座候

一九拾年ニ罷成候者有之候節ハ、其段御注進申上候(付箋)

得者御扶持米三俵可被　下置候

一捨子有之候節ハ、御扶持米一日ニ付米五合、雑用与して銭十六文宛之積を以年々被下置候」

一当村御田地用水之儀者、川上伊豆佐野村・茶畑村、清水川出口山沢并ニ公文名村・久根村段々川筋ニ御座候得とも、前々ゟ堰切之儀者無御座候、尤当村堰切村茂無御座候、勿論堰留ニ仕、東之方ニ而少し明置申候

一当村御田地拾弐町九反余之内拾町余、伊豆・駿河境川水掛り、残り弐町八反余堀抜懸り、字佐野堰上ゟ佐埜・久根・公文名・茶畑五ヶ村を通り道法壱里余も参(以下付箋あり)候ニ付、内々ニ而者水面(届欠カ)兼申候、其節者御奉行衆御越し水御指引被遊被下候

「参り候（付箋）ニ付水届兼申候、其節御奉行様御越、水御指
引被遊被下候処、流末故用水不足ニ付、去ル享保年
中ゟ畑作仕附ニ相成申候　」
一当村橋数拾七ヶ所、但シ石橋・土橋皆小橋ニ御座候故、
村ニ而仕候
一当村境、北者茶畑村、西者平松新田、南伊豆嶋田村、
東ハ豆州佐野村、但シ伊豆・駿河境川御座候
一真綿・紅花無御座候
一当村伯楽・大工・木挽・紺屋・桶屋・医師・鍛治・浪
人無御座候
一当村郷筒・村筒無御座候
一当村ゟ道法　当村より江戸日本橋迄弐拾九里半ニ御座候
小田原迄箱根通り九里十弐丁御座候
御殿場御札場迄四里拾九丁余御座候
伊豆嶋田御札場迄拾丁四拾間御座候
茶畑村迄五丁五拾間御座候
三嶋宮之前御札場迄壱里拾弐丁拾八間
沼津御札迄弐里拾丁（場欠カ）御座候

名主壱軒
組頭壱軒
本百姓弐拾四軒
一当村家数三拾四軒内　内壱軒明屋敷
定使壱軒
無田八軒
内弐軒明屋敷
一当村人数合百七拾壱人　内男九拾五人
女七拾六人
一当村馬数拾弐疋
一高八斗六升七合
寺内屋敷八畝弐拾歩前々ゟ御除被下候得共、証文ハ
所持不仕候　石盛十
一宮三社
内
見目明神宮壱社　高サ三尺五寸　横弐尺三寸　板葺
社地御見捨
壱畝歩

本寺駿州桃園村定輪寺末
禅宗　本光寺

神明宮壱社　高サ弐尺五寸　横壱尺五寸　板葺
社地御見捨六歩

山神宮壱社　高サ弐尺弐寸　横壱尺三寸　板葺
社地御見捨弐歩

一高壱石五斗

右三社江壱社ニ社領下々畑五反歩御除地　盛三ツ

右之通り水帳奥書田畑反別并諸色書附、少茂無偽前々之通書上申候、若脇ゟ相違之段申出候ハヽ、何様之曲事ニ茂可被　仰付候、為其名主・組頭・百姓代判形仕指上申候、為後日仍而如件

慶応四戊辰年　　駿州駿東郡麦塚村

七月　　名主　藤　蔵
与頭　太　吉
役人代　要　七
百姓代　忠　蔵

（裾野市麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

六一　慶応四年七月　深良村明細帳（竪）（一八六八）

（表紙）

慶応四辰年七月

村差出シ明細帳　写

稲葉厚一郎知行所
駿州駿東郡
深良村

一村高千四百七拾三石壱斗五升九合　深良村

此石盛　田方十四・十二・十・八
畑方九・七・五・三　屋敷十

此訳

田方九拾壱町四反四畝廿七歩

西分上田六斗七升・中田五斗九升・下田五斗一升・
下々田弐斗九升

此取米　東分上田五斗八升・中田五斗一升・下田四斗三升・下々田壱斗八升
下地中田三斗六升・下地下田弐斗九升、合十種

畑方五拾四町七畝拾歩
此取永上畑永百六十文・中畑百四十文・下畑百文
下々畑四十文・野畑廿八文・山畑弐拾五文

屋敷四町六反壱畝八歩
此取永壱反ニ付永弐百文

右村高之内
免地壱町五反拾八歩
内田方三反弐畝廿八歩
畑方壱町壱反七畝廿七歩

一家数弐百三十八軒　本百姓百五十五軒
無田百姓八十三軒
但名主弐軒・組頭六軒・神主壱軒・修験壱軒

一人数千百五人　社人弐人　修験壱人
僧　九人　医師壱人
但男五百七十七人　女五百廿八人

一地頭所林壱ヶ所　但竪七十五間・横四十間
雑木・竹類無御座候

一御高札　深良村
五枚　久根村
但正徳年中　二枚　修覆等之儀も両村掛ニ御座候
明和年中　二枚
天明年中　壱枚

一宮数三十社
弁才天　地頭所ゟ御供米弐表(俵)ツヽ年々被下置候
赤子宮　免地四斗ニ　氏子附
神明宮　免地七斗九升五合　同断
駒形宮　免地四斗三升五合　同断
八幡宮　免地壱石壱斗六升　同断
神明宮　免地無御座氏子附ニ御座候
右之外廿四社之儀者免地・氏子等も無之少社ニ御座候間、委細書上不申候

一寺　七ヶ寺
御朱印高拾四石五斗　駿東郡定輪寺末　禅宗興禅寺
御朱印高拾石六斗　江戸増上寺末　浄土宗西安寺
免地高弐石四斗四升八合　江戸増上寺末　浄土宗松寿院

免地高九石九斗弐升
興禅寺末
禅宗文明寺
免地高弐石六斗弐升弐合
同末
同宗定泉寺
無住
免地高壱石六升七合
同末
同宗養福寺
無住
免地高四石三斗分
西安寺末
浄土宗西福寺
無住

一堂　弐ヶ所　　但　庚申堂　観音堂
此外二ヶ所、地蔵堂・観音堂有之候得共、書上不申候
一堤長七百弐拾間　　御普請所
右者寛文年中箱根湖水ゟ山中堀貫用水引取申候、此用水掛井組合廿九ヶ村ニ御座候、依之深良村上江新ニ堤築立其後破損之節者其時々御国役御普請被仰付御修覆被下置候事
一御水帳　四冊　名主預ニ相成居申候
右者延宝年中稲葉美濃守様御検地帳
一御収納米　下ハ三嶋・沼津両所迄附送
上ハ竈新田迄附送申候
一右表(俵)入　四斗入ニ御座候
但本石壱石ニ付口米三升ヲ加へ三斗七升之表、尤も納方ハ四斗入ニ仕候、表捔ハ茶かゞりニ御座候
一口永ハ永壱貫文ニ付永三十文ツヽに御座候
一御取箇　破免之村方ニ付、秋土用ニ入御検見として御出立御見分之上御取箇御取極被仰付候
但御出郷之節上下御扶持方として御壱人ニ付米壱升ツヽ之積ヲ以御人数分被下置候
御役人御迎御送り共三嶋宿まで村人足差出申候
一田方用水　字黄瀬川・字西川・字箱根湖水とも三水ヲ相用流末ハ久根村江落合申候
一道法　江戸表迄凡三十里、駿府迄十八里余、沼津駅迄三里半、三嶋駅迄弐里半
一方角　冨士山戌亥之方ニ当、愛鷹山西ノ方、箱根山東ノ方ニ当り申候

一　村内竪横　南北長廿四町廿間余　佐野村境より岩波村境まで
　東西幅拾八町余　山際ゟ御宿・石脇境まで
　但し東ハ箱根山続き字駿河戸山峰通り水分境ニ御座候、此岳まで凡弐里程御座候、此峰北ハ神山村山さかひ、南ハ茶畑村山境ニ御座候
　右山中西表深良村分内六百間余、東表仙石原村分内百五十間余、都合七百五拾間余、寛文年中堀貫湖水引取申候
一　秣刈敷場　村内山中ハ勿論其余ふじ山麓大野原一円入会場ニて勝手次第刈取、御田地養申候
一　農間稼　三嶋宿・沼津宿等へ薪附売、并商人荷物附運駄賃稼等仕候
一　村役人　名主弐人　地頭所ゟ壱人ニ付米三表ツヽ、都合六表被下置候、外ニ屋敷地御年貢御免除村方ゟ高三十石ツヽ、合六十石諸役相除御座候
　組頭六人　地頭所ゟ壱人ニ付米壱俵ツヽ、六人江六表被下置候、外ニ村方ゟ高十石ツヽ、合六十石諸役相除御座候
一　酒造稼　壱株　古株六十石造天保十三寅年御改ニ而、廿四石造之御鑑札被下置候
一　百姓飢人当無御座候　難村ニ付度々地頭所ゟ御救米被下置相助り申候
一　地頭所ゟ拝借　慶応二寅年御米五十表無利足五年賦済ニ而拝借、昨卯年十表返上納相済残四ヶ年納分御座候
一　村方借用金　近年追々疲弊仕候ニ付、諸所ニ而多分之借用いたし漸御伝馬等相勤居申候
一　地頭所賄金　先年ゟ御勝手賄金として先納仕、去卯年暮ゟ月々五十両ツヽ出金、其外諸臨時金等長百姓割合上納仕年々御収納米ニ而元利差引相済申候

（裾野市深良　松井保博氏所蔵）

第三章　村々の支配



三　元禄二年（一六八九）正月二九日　生類憐みの令茶畑村請書

生類憐之儀ニ付申渡口上之覚

一従　公儀度々被仰出候牛馬・犬・猫惣而生類憐之儀ニ付、弥以無懈怠堅相守、少茂麁末成義無之様ニ可仕事

一牛馬煩候ハヽ、無油断馬医ニ見せ、薬用随分養生仕、養生不相叶落候ハヽ、名主・組頭立合相改、死切候ニ相究候ハヽ、名主所へ馬主・馬医ゟ証文取、控帳仕置代官江可致注進候、尤煩候内飼料念を入喰可申候、若飼料所持不仕百姓有之ハ家内遂吟味是又代官へ可申出之、飼料此方ゟ可遣事

一人ニより飼料所持不仕不力者牛馬・犬・猫其外生類永相煩候か又ハ衰候而用ニ不立候得ハ、人目を忍ひ生なから捨候者於有之ニハ、重科ニ被仰付候間、縦何様之長煩仕用ニ不立候共、飼料此方ゟ取せ候上ハ、持主少茂苦労ニ不成事ニ候間、此旨能々可令承知事

一村々百姓共持主牛馬仕替候ハヽ、先々ゟ証文とり長（毛）付歳迄帳面ニ記、名主所ニ召置何時ニ而も牛馬吟味有之節、無滞其帳面差出候様ニ可仕事

一他領ゟ御領分地内へ捨候牛馬生類等有之候者、見付次第名主所へ引取飼介、早々代官江可申出之候、縦人家離野山ニ捨置候共、此方御領分地崎ニ候ハヽ、其村名主所へ引取、煩申躰ニ候ハヽ、馬医ニ見せ薬抔用、是又代官へ早々可申出之、若又死切候牛馬生類捨置候儀有之見出、御領分地内ニ候ハヽ、番人付置早速代官へ申出可得差図事

一他領村境目ニ牛馬生類等煩居候共死切候共、見出候ハヽ、其侭指置境目之方之他領隣村之名主・組頭へ申通、双方立合遂吟味証文取替シ、主不知時者其生類早速此方へ引取置早々代官へ可申出之事

一御大名衆諸家中之馬、道中筋ニ而煩候ハヽ、其村名主・組頭立合馬宿申付、用事等相達此方へ早々可致注進事

一御領分道中筋ハ不及申何れ之村ニ而も、他所之牛馬牽通候節煩出候ハヽ、早々名主・組頭立合、人家へ引込馬

医を呼薬抔用、手前之牛馬同前ニ介抱可致候、若落候ハヽ、其村名主・組頭立合助抱仕候得共落候段、馬添之者方ゟ証文取其旨代官へ可致注進事

一御領分牛馬他領牽参候節、煩出落候ハヽ、其所之名主・組頭ニ見せ、死切候無紛段証文取罷帰り御代官へ可差出事

一火事有之節、家財等ニ無構牛馬生類牽出シ損不申様ニ可仕事

一面々飼置候犬・猫生類見へ不申候ハヽ、随分相尋、見へ不申候ニ相究候者代官へ可申出之、勿論死候ハヽ早々可致注進事

一鳶・鷹惣而諸鳥巣をろし候事堅令停止之候、若諸鳥痛候而居申候ハヽ、介抱可仕候、猟師之外鹿・猪・諸鳥殺生堅停止之事

一山附村々鹿・猪威鉄抱(炮)所持之者、又ハ月切に御鉄抱致借用候村之者共、申付を相背玉を込生類疵付候ハヽ、後日ニ聞候共急度曲事ニ可申付候事

右之通於度々申付候得共、弥以為無油断此旨相改、村々名主・組頭・百姓代之者召寄申渡之候、小百姓・無田・門屋之者共女童至迄此書付之趣能々可申聞候、尤毎月一両度宛村々ニ而村中之者共名主所へ相集読聞せ可申候、ケ様ニ念之入申付候上少ニ而茂相背者於有之ニハ、急度曲事ニ可申付者也

右御書付之趣、村々ニ写置惣百姓・無田・門屋・女童迄常々無油断申聞、堅相守可申候、以上

元禄弐年
巳之正月廿九日

右被為仰付候趣奉畏候、為其村中惣百性(姓)判形仕候、以上

茶畑村

文左衛門㊞　七　兵　衛㊞
五郎左衛門㊞　徳　兵　衛㊞
市右衛門㊞　長右衛門㊞
与左衛門㊞　傳左衛門㊞

武右衛門㊞　長兵衛㊞
茂左衛門㊞　安左衛門㊞
佐右衛門㊞　新右衛門㊞
利右衛門㊞　四郎兵衛㊞
善兵衛㊞　新左衛門㊞
久左衛門㊞　仁左衛門㊞
清三郎㊞　久五郎㊞
大郎兵衛㊞　甚左衛門㊞
庄左衛門㊞　与五兵衛㊞
平兵衛㊞　清九郎㊞
与右衛門㊞　十右衛門㊞
佐五平　与四右衛門㊞
又兵衛㊞　傳十郎㊞
武左衛門㊞　勘右衛門㊞
藤平㊞　㊞作（ママ）右衛門㊞
甚兵衛㊞　八十郎㊞
八左衛門㊞　佐左衛門㊞

善左衛門㊞　源左衛門㊞
傳右衛門㊞　佐兵衛㊞
次左衛門㊞　与三左衛門㊞
七右衛門㊞　庄右衛門㊞
九左衛門㊞　覚右衛門㊞
甚兵衛㊞　又兵衛㊞
新三郎㊞　作兵衛㊞
徳左衛門㊞　七兵衛
小右衛門㊞　久兵衛㊞
十郎兵衛㊞　傳右衛門㊞
次右衛門㊞　善左衛門㊞
与右衛門㊞　七郎左衛門㊞
太兵衛㊞　惣左衛門㊞
五右衛門㊞　仁左衛門㊞
市兵衛㊞　忠兵衛㊞
加兵衛㊞　金兵衛㊞
縫殿右衛門㊞　清左衛門㊞

与三右衛門㊞　次五右衛門㊞　忠左衛門㊞　仁　兵　衛㊞
五　兵　衛㊞　次　兵　衛㊞　清右衛門㊞　市右衛門㊞
加　平　次㊞　佐　平　次㊞　も右衛門㊞　市郎右衛門㊞
所左衛門㊞　藤左衛門㊞　小右衛門㊞　一郎兵衛㊞
平　三　郎㊞　縫　部㊞　甚　蔵㊞　佐五兵衛㊞
加右衛門㊞　彦左衛門㊞　清　三　郎㊞　市左衛門㊞
十　兵　衛㊞　勘左衛門㊞　彦左衛門㊞　五郎右衛門㊞
六　兵　衛㊞　権右衛門㊞　傳　四　郎㊞　喜　兵　衛㊞
九　兵　衛㊞　権　三㊞　清　三　郎㊞　半　十　郎㊞
次郎兵衛㊞　源　兵　衛㊞　惣左衛門㊞　四郎左衛門㊞
助　兵　衛㊞　又左衛門㊞　金右衛門㊞　曾右衛門㊞
三右衛門㊞　里　兵　衛㊞　惣　兵　衛㊞　長　兵　衛㊞
杢右衛門㊞　彦　兵　衛㊞　与惣兵衛㊞　長右衛門㊞
杢　兵　衛㊞　茂右衛門㊞　平松新田甚　四　郎㊞　市　兵　衛㊞
三郎左衛門㊞　勘　弥㊞　善左衛門㊞　小右衛門㊞
覚左衛門㊞　覚左衛門（ママ）㊞　庄　兵　衛㊞　彦右衛門㊞
傳　三　郎㊞　十　兵　衛㊞　権右衛門㊞

勘左衛門㊞　佐次兵衛㊞
忠右衛門㊞　久　兵　衛㊞
清　八㊞　九郎兵衛㊞
了　三㊞　甚　三　郎㊞
三右衛門㊞
願　稱　寺㊞

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

六三　元禄九年（一六九六）正月　火の用心配符触茶畑村請書

急度申触候

一村々火之用心之義、兼々堅被　仰付候へ共、御領分郷中村々火事在之候ニ付、火之廻り不沙汰ニ仕候処、出火有之候不届ニ　被思召候、就夫自今以後ハ五人組切ニ火之番仕、尤火之用心之儀相互ニ吟味仕念を入可申候、五人組ニ而五番ニ壱人ニ而一日壱夜ツヽ火之廻り可申付候、ヶ様ニ申付候上若出火仕候者本人ハ不及申、五人組之内火之廻り当番之者本人同前ノ不届ニ可被仰付候間、右之旨相究可被申候

右之通、村中惣百姓名主所へ呼よせ急度申渡シ証文判形取置可申候

一此配符村下ニ名主致印判、留り村ゟ村次ニ此方へ戻し可申候、以上

子ノ正月　　小形兵太夫
　　大西吉太夫

右御配符之趣奉畏候、火之用心前々被為仰付候へハ、随分念を入申候、此度又々被為仰付候儀御尤ニ奉存候、御配符之趣堅相守可申候、以上

元禄九年　茶畑村

子ノ正月　太郎兵衛㊞　覚左衛門㊞
庄左衛門㊞　勘　弥㊞
甚左衛門㊞　三郎左衛門㊞
平　兵　衛㊞　傳　三　郎㊞
与五兵衛㊞　覚右衛門㊞
半左衛門㊞　市左衛門㊞

忠左衛門㊞　五郎右衛門㊞
九右衛門㊞　傳　四　郎㊞
清右衛門㊞　彦左衛門㊞
茂　兵　衛㊞　権　　平㊞
市右衛門㊞　助左衛門㊞
佐右衛門㊞　清　十　郎㊞
新右衛門㊞　市郎兵衛㊞
勘　兵　衛㊞　甚　　蔵㊞
善　兵　衛㊞　佐五兵衛㊞
四郎兵衛㊞　清　三　郎㊞
十左衛門㊞　八　兵　衛㊞
武左衛門㊞　権右衛門㊞
次　兵　衛㊞　太　兵　衛㊞
善左衛門㊞　五右衛門㊞
七郎左衛門㊞　伊　兵　衛㊞
次右衛門㊞　仁左衛門㊞
与右衛門㊞　市　兵　衛㊞

文左衛門㊞　忠　兵　衛㊞
八　兵　衛㊞　ぬい右衛門㊞
太郎右衛門㊞　三　　蔵㊞
徳　兵　衛㊞　加　兵　衛㊞
善右衛門㊞　清左衛門㊞
藤左衛門㊞　留　兵　衛㊞
市　兵　衛㊞　彦左衛門㊞
平　三　郎㊞　与　　助㊞
ぬ　い　市㊞　仁　兵　衛㊞
平松 甚　四　郎㊞　勘左衛門㊞
覚右衛門㊞　七郎左衛門㊞
甚　兵　衛㊞　半　十　郎㊞
作　兵　衛㊞　金右衛門㊞
又　兵　衛㊞　惣左衛門㊞
新　三　郎㊞　四郎左衛門㊞
又左衛門㊞　徳左衛門
杢右衛門㊞　孫左衛門㊞

彦兵衛㊞　七兵衛
杢兵衛㊞　久兵衛㊞
平右衛門㊞　九兵衛㊞
平左衛門㊞　長右衛門㊞
伊左衛門㊞　二郎右衛門㊞
甚兵衛㊞　金右衛門㊞
彦兵衛㊞　常願㊞
新左衛門㊞　長右衛門㊞
仁左衛門㊞　与左衛門㊞
久左衛門㊞　佐五兵衛㊞
清三郎㊞　十右衛門㊞
久五郎㊞　伊右衛門㊞
孫兵衛㊞　武右衛門㊞
八左衛門㊞　佐五右衛門㊞
善左衛門㊞　長兵衛㊞
傳右衛門㊞　安左衛門
源左衛門㊞　忠右衛門㊞

作兵衛㊞　与三右衛門㊞
曾右衛門㊞　久蔵㊞
与三兵衛㊞　五兵衛㊞
惣兵衛㊞　作右衛門㊞
長四郎㊞　加平次㊞
う し㊞　庄兵衛㊞
与四右衛門㊞　七右衛門㊞
又兵衛㊞　九左衛門㊞
所左衛門㊞　庄右衛門㊞
五兵衛㊞　与三左衛門

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

四　元禄一一年（一六九八）七月一〇日　葛山村松平大八郎知行につき申渡書

覚

一　此度松平大八郎為御代知、当村之儀知行ニ被　仰付候、依之自今以後不依何事申付趣違背仕間鋪候、為其書付以申渡者也

元禄十一年寅七月十日

高根三郎兵衛㊞
山口弥左衛門㊞
加藤仁右衛門㊞

葛山村
名　主
組　頭
惣百性中

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

五　正徳二年（一七一二）八月　代官伊奈半左衛門宛巡見使派遣触書

一　今度国々御料所村々順見被指遣候ニ付、右面々於村々相尋之儀者有躰ニ可申達旨、御代官所中大小之百性共可被申付候、勿論百性共訴訟之事も候ハヽ少茂不差控、訴状を以右面々江申出候様ニ、是又可被申付候事

一　右之面々　御朱印員数之外ニ人馬入候者、其所定之駄賃銭有之ハ其定之通、定無之所ハ近辺之御定之割合を以駄賃銭取之人馬可出之、御朱印之外賃なし人馬壱人壱疋も不出之事

一　順見之面々相通候道筋掃除并道橋一切作り申間敷候、為馳走送迎之もの出候儀可為無用、案内之百性ハ先例之通可罷出候、其外訴詔有之ものハ可罷出、農業を止メ無用之もの堅不罷出様ニ可被申触候事

一　順見通候道筋ニ而茂百性農業之儀、少茂無遠慮いとなミ候様ニ可被申付候事

一　順見案内其外用之ためとして御代官手代罷出候儀可為

無用候、手代可相尋事有之節ハ、順見之面々ゟ旅宿江呼寄可承候間、其心得可有候

一右面々旅宿少々之小屋掛ヶ取繕事ハ不及申ニ畳替可為無用候、古ク候而茂不苦候、賄道具等も有合候を借シ可申候事

一旅宿可成家一村ニ三軒無之所ハ、寺又ハ村を隔候而成共不苦候事

一泊昼休之場所ニ而入用之飯米塩噌薪并酒肴油野菜等ハ其所之相場次第ニ売候様ニ可被申付候事

一其所ニ無之商売物脇ゟ遣置売セ申間敷候、衣類諸道具ハ勿論酒肴ニ而も持寄売候義堅可為停止事

一右面々金銀米銭衣類諸道具ハ不及申、酒肴菓子等迄一切受用不申筈ニ候間、内々ニ而茂堅音信不仕様ニ御代官所中江茂可被申付候、若内々ニ而音信仕旨於相聞ハ可為曲事候間、其旨急度可被申付候事

一右面々家来下々迄在々ニおゐて、衣類道具等買不申様ニ申渡候間、得其意商売不仕様ニ可被申付候、若右之類無拠入用有之ハ、右面々ゟ御代官江申談御代官ゟ吟味致所ニ在合候物ハ相場次第ニ売渡シ可被申候、内々ニ而一切商売不仕様ニ可被申付候事

一野道之馳走として新規ニ茶店等作候義堅可為無用候事

右者近年以来御代官所ニゟ諸事手代等ニ打まかせ不吟味之面々も有之、検見之次第堤川除其外地方ニ付候普請、或公事沙汰之事を始猥成儀共有之由相聞候ニ付順見被差遣候間、百姓等指押訴訟不申出様ニ申付候者、後日ニ相聞候共急度曲事ニ可被仰付候条、御代官中ハ不及申ニ、手代役人又者村々之者共ニも右之通申渡、書面之条々無相違様ニ先達而可被申触候、以上

辰八月

右之通御書付出候間写遣候、可被得其意候、已上

八月

萩原源左衛門

杉岡弥太郎

平岩若狭守

大久保大隅守

中山出雲守
荻原近江守

伊奈半左衛門殿

右御書出拝見仕奉畏候、村々小百姓迄申聞候、急度相守可申候、若違背仕候者名主・組頭迄何分之御科ニ茂可被仰付候、為後日証文差上申候、仍如件

正徳弐年辰八月　　駿州石脇村
名主　五右衛門
組頭　弥左衛門
同　与四左衛門

右之通御書付奉拝見候、依之村中不残連判如此御座候、以上

辰ノ九月

石脇村
惣(百)性代　宇平次
小百姓　浅右衛門㊞
利右衛門㊞

権四郎㊞
傳兵衛㊞
又七郎㊞
新兵衛㊞
長兵衛㊞
久三郎㊞
惣左衛門㊞
権左衛門㊞
源次郎㊞
孫四郎㊞
定右衛門㊞
傳右衛門㊞
喜兵衛
善兵衛㊞
平右衛門㊞
与兵衛㊞
左五兵衛㊞

伊兵衛㊞
助四郎㊞
久四郎㊞
喜平次㊞
金十郎㊞
三左衛門㊞
又十母㊞
半　七㊞
茂右衛門㊞
源右衛門㊞
助右衛門㊞
彦左衛門㊞
清三郎㊞

（裾野市石脇　植松吾一郎氏所蔵）

六六　寛延二年（一七四九）　駿東郡小田原藩領村々歩中間勤高割賦帳（竪）

（表紙）
寛延二己巳年
駿州村々歩中間勤高割賦帳

御朱印高壱万三千七百四拾七石四斗五升九合之内
一高壱万弐千三百七拾石七斗九升六合
　内七百四拾七石三斗三升四合　荒地高引
残高壱万千五百七拾石四斗六升弐合
　但村数六拾七ヶ村
　内　水土野新田・須走村
　　無開発ニ付懸高弐ヶ
　　村分引

一歩中間三拾三人五分六厘九毛
　内
江戸勤中間弐拾三人五厘

小田原勤中間拾人五分壱厘九毛

此訳

竹原村

掛高三百七拾五石四斗壱合
一江戸中間七分四厘八毛
一小田原中間三分四厘壱毛

掛高八百四拾壱石壱斗三升三合
一江戸中間壱人六分七厘六毛
一小田原中間七分六厘五毛

掛高弐百七拾八石八斗四升四合
一江戸中間五分五厘六毛
一小田原中間弐分五厘三毛

掛り高百六拾五石八斗弐升四合
一江戸中間三分三厘
一小田原中間壱分五厘壱毛

掛高六石五斗
一江戸中間壱厘三毛
一小田原中間六毛

掛高弐百七拾弐石四斗五升
一江戸中間五分四厘三毛
一小田原中間弐分四厘八毛

下土狩村

掛高百八拾八石八斗四升八合
一江戸中間三分七厘六毛
一小田原中間壱分七厘弐毛

上土狩村

掛高三拾六石八斗三升八合
一江戸中間七厘四毛
一小田原中間三厘三毛

水窪村

掛高六拾九石三斗九升六合
一江戸中間壱分三厘八毛
一小田原中間六厘三毛

二ツ屋新田

掛高六百廿二石四斗
一江戸中間壱人弐分四厘弐毛
一小田原中間五分六厘七毛

伊豆嶋田

掛高弐百八拾壱石七斗弐升
一江戸中間五分六厘壱毛
一小田原中間弐分五厘六毛

麦塚村

掛高四百四拾弐石三斗五升
一江戸中間八分八厘壱毛
一小田原中間四分弐毛

平松新田

掛高百三拾三石九斗八合
一江戸中間弐分六厘七毛
一小田原中間壱分弐厘弐毛

茶畑村

稲荷村

公文名村

佐野村

石脇村

六七　明和三年（一七六六）正月　旗本松平氏江戸賄金割賦帳（竪）

岩波村

一掛り高七拾五石六斗壱升三合
江戸中間壱分五厘壱毛
一小田原中間六厘九毛

神山村

一掛り高五百九石六斗弐升三合
江戸中間壱人壱厘五毛
一小田原中間四分六厘三毛

大坂村ゟ新領竹下村迄不残有之候

懸高合壱万五百七拾石四斗六升弐合
合中間三拾三人五分六厘九毛

内
江戸勤中間弐拾三人五厘
但江戸中間高千石ニ付壱人九分九厘弐毛壱弗
小田原勤中間拾人五分壱厘九毛
小田原中間高千石ニ付九分九毛壱弗

（裾野市石脇　大庭和彦氏所蔵）



（表紙）
明和三年
戌年江戸御賄帳
正月

覚

一金高八百弐拾四両者戌年中月並

此納訳　十二ヶ月ノ並金

正月金三拾五両三分　二月金三拾四両壱分

三月金百三拾六両壱分　四月金三十四両壱分

五月金五十弐両弐分　六月六十弐両壱分

七月金六十九両三分　八月金三十四両壱分

九月金五十弐両弐分　十月八十七両弐分

十一月金三十四両壱分　十二月百九十両弐分

十二ヶ月合金八百弐拾四両也

右者戌年中江戸御賄金月割之通り両郡十一ヶ村江被仰付奉畏御請負仕候処実正ニ御座候、然者納日無遅滞冨士郡之分ハ厚原甚左衛門方江、駿東郡之分ハ中石田縫右衛門方江村々通帳を以相納、金子江戸表江着次第御連印御請取書可被下置段奉承知候、若シ日限延引相納申候儀於有之者急度奉得其意候、且又不意成臨時御出来之節者御連印を以可被仰付条無□□定之外不及出金、□論暮ニ至り惣御賄辻出□之儀者毎々格別之筋何れ茂承知奉畏、少茂相違無御座候、為後日御請印差上申候所、仍如件

明和三年　　冨士郡厚原村

正月　　甚左衛門

傳右衛門

同　下条

伴　七

初　五郎

両稲子

組頭　小太郎

平　十郎

磯右衛門

駿東郡中石田村

縫右衛門

同　上石田

義兵衛

庄右衛門
徳倉与右衛門
本宿浅右衛門
上ヶ田善兵衛
金沢源蔵
葛山勝右衛門
嘉左衛門

戌年惣御賄方仕寄長（ママ）

一米四千三百俵　拾壱ヶ村納辻
　内米百表　諸渡引米
残而米四千弐百表　但シ廿七表ニかへ之積り
　此代金千五百五拾五両永五百五十五文五分
　払方
一金八百廿四両　戌月並元金
一同九拾六両　月並利足
一同六十六両永百文　元金三百□両弐分　前納金利足

戌ノ暮済切
一同弐拾三両　厚原請駿府金
一元金百両□り　同拾五両　上石田請駿府金利足
一元金六十五両　同五拾四両三分　駿東五ヶ村請同断
一同拾弐両ハ　両石田請三嶋金利足
一同五両　駿府金納入用
一同六両三分　上石田助成金利足
一同拾三両永弐百廿弐文　年ふ　厚原傳右衛門・庄蔵
一同拾三両弐分　厚原請寺金
一金四拾九両永八百六十六文弐分　冨士郡四ヶ村未年ゟ廿年賦
一同七両永六百文　駿東郡四ヶ村右同断
一同四拾弐両　御中間給
一同弐両ハ　源七給金
一同六両　割覚
一同弐両　江戸御茶代
一同五両三分　村方江被下分
一同十弐両弐分　村々川除入用

一同六両　　年中運賃
一同四両　　年中飛脚賃
一同永百文　　御初穂□
一同拾五両　　厚原請□□
　　百両無尽□返シ
一同拾弐両永百三十三文三分
一同五拾両ハ　　柚木源蔵口入金利足
惣〆千三百四拾四両永九百七十八文五分五リン
一金三百拾八両　　御飯米代十二ヶ月金廿六両宛
一金三両ハ　　駿河台様江御合力金十両之内
　　但シ正三五七九右五ヶ月壱分つゝ
　　盆前壱両壱分
一同八拾両ハ　　御役金
一百八拾四両　　御家中御切賦組
一拾三両弐分　　盆前御附届
一弐拾三両三分　　暮御付届
一四拾五両　　御呉服代
一廿四両三分　　若殿様御勤被遊候入用
　　但シ正六十二金三両宛
　　二三四五七八九十十一壱両三分つゝ
一三拾六両　　御飯米代直段違不足分
一四拾両　　十二ヶ月臨時
　　但シ五月十二月五両つゝ
　　□月三両つゝ
一三拾六両　　久我小林倉田□山田村乗分
　　五七九十二九両つゝ
一弐拾両　　宮田百両金利足
〆八百弐拾四両
右之通り両郡村方賄被仰付候間、致割合御請金可被差出候、以上

明和三年　　厚原村
正月　日　　役　所
　　両郡村々
　　名　主
　　組　頭

（裏表紙）
「葛山村
　名主　嘉左衛門控」
（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

六八　安永八年（一七七九）一二月　村方取締りにつき茶畑村請書

（端裏書）
「松尾佐久太様へ百姓連印」

差上申書付之事

一当秋　御掛り御代官様御出郷之上ニ而被　仰渡候ハヽ、下郷村々物事風義宜敷無之候御趣、段々御利害為仰聞奉承知、此後随分出情仕風義取直シ候様被　仰渡御請書奉差上候、右ニ付此度村組江御附添被成当村江御詰被成諸事御差図御世話被成下候趣、当九月五人組之内壱人宛御呼寄被　仰渡、右之者共〻為申聞奉承知候、右御用筋其外之御用筋段々被　仰聞候御趣、此後度々御座候ニ付、寄合之度毎ニ村中不残御呼寄可被成哉、又ハ其節五人組之内ニ而壱人宛罷出御用筋承り可申哉、大村之義ニ付寄合等之節人数多〻罷出却而相談取究り悪敷可有御座候ニ付、何れニいたし候哉可申上旨被仰渡候、私共村方大村之義ニ而寄合等之節人数多〻罷出帰（却）而物事相談相決申間敷与奉存候ニ付、此後五人組之内壱人宛ニ而相済候御用筋ハ壱人宛罷出相究可申候、且又惣寄合致候御用筋御座候ハヽ、名主方〻申触次第罷出可申候、成丈ハ五人組之内ニ而壱人宛罷出其場ニ而挨拶仕、跡残り之者江為申聞、宜敷筋合ハ罷帰り為申聞、其上相究り候趣若シ不承知者御座候ハヽ、五人組限ニ組親を以其筋申達候義宜敷可有之候、物事不相分事ハ得与相分り候様可仕候、右段々被　仰聞候趣奉畏候、大村手広義ニ御座候得ハ諸事取〆り宜敷様仕度奉存候、此後何分御差図次第可仕候、此段以連印書付差上申候、以上

安永八己亥年　　茶畑村
十二月　　滝頭
　　甚　　七㊞

新右衛門㊞
伊右衛門㊞
傳　兵　衛㊞
友　　八㊞
甚左衛門㊞
仲右衛門㊞
太　兵　衛㊞
藤　　八㊞
利左衛門㊞
源　　蔵㊞
藤　　助㊞
新左衛門㊞
源　　助㊞
権　　助㊞
源右衛門㊞
半　　内㊞
す　　わ㊞

元右衛門㊞
小　兵　衛㊞
治五右衛門㊞
新　　助㊞
彦　兵　衛㊞
と　　ら㊞
仁　兵　衛㊞
市右衛門㊞
平左衛門㊞
又右衛門㊞
甚　四　郎
惣　　内㊞

中尾組

市左衛門㊞
□左衛門㊞
藤　　内㊞
彦左衛門㊞

源　七㊞
助左衛門㊞
文右衛門㊞
市郎右衛門㊞
平　六㊞
市右衛門㊞
甚右衛門㊞
定　八㊞
勘右衛門㊞
市　兵衛㊞
岡右衛門㊞
八郎右衛門㊞
小　八㊞
次郎左衛門㊞
平　七㊞
清　三郎㊞
七郎兵衛㊞

松右衛門㊞
兵左衛門㊞
仁右衛門㊞
甚　四郎㊞
磯右衛門㊞
彦次郎㊞
八　兵衛㊞
源　助㊞
三右衛門㊞
与左衛門㊞
五　兵衛㊞
与惣左衛門
六郎左衛門㊞
喜　助㊞
か　ね㊞
浅右衛門㊞
丈右衛門㊞

中丸組

権左衛門㊞
七　兵　衛㊞
三　助
幸右衛門㊞
与右衛門㊞
彦左衛門㊞
七郎左衛門㊞
幸左衛門㊞
善左衛門㊞
忠　兵　衛㊞
平　六㊞
八右衛門㊞
庄　九　郎㊞
藤　七㊞
源　助㊞
重左衛門㊞

半左衛門㊞
三郎兵衛㊞
源　七㊞
伊右衛門㊞
甚　三　郎㊞
弥左衛門㊞
文右衛門㊞
元　八㊞
助　四　郎
五左衛門㊞
弥　七㊞
伊　八㊞
平　八㊞
徳左衛門㊞
惣左衛門㊞
与左衛門㊞
平　兵　衛㊞

与惣左衛門㊞　　久左衛門㊞

茶畑組　　権　七㊞

喜右衛門㊞　　市ノ瀬組

由右衛門㊞　　甚右衛門㊞

平左衛門㊞　　源　八㊞

又　兵　衛㊞　　伊　十㊞

与　八㊞　　政右衛門㊞

武　兵　衛㊞　　三　平㊞

伊　兵　衛㊞　　善　兵　衛㊞

庄右衛門㊞　　惣　兵　衛㊞

仙　八㊞　　甚左衛門㊞

平次右衛門㊞　　清左衛門㊞

伊　勢　松㊞　　松右衛門㊞

文左衛門㊞

権右衛門㊞　　松尾佐久太様

八左衛門㊞　　右惣百姓申上候通、村方取〆り宜敷仕度奉存候、此上何

喜　太　郎㊞　　分御差図被成下候様奉存候、依之奥印仕差上申候、以上

安永八己亥年　　茶畑村

十二月

名主　傳左衛門㊞
同　林　蔵㊞
組頭　与祖右衛門㊞
同　太郎兵衛
同　角左衛門㊞
同　新右衛門㊞
同　儀右衛門㊞
百姓代　安　兵　衛㊞

松尾佐久太様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

六九　天明五年四月　小田原藩領村々松尾佐久太支配継続願

（一七八五）

乍恐以書付御伺奉申上候御事

一当村々数年来及困窮候ニ付、拾三年以前より御趣法御役高橋所兵衛様茶畑村江御詰御付添被下、無間も小田原御表江御帰り被遊、御跡之儀者神山村ニ御詰被成候浦田愛右衛門様御付添被下、猶又塚部伊津右衛門様ニ茂愛右衛門様江御差添被成、御世話被成下置候得共、村方風気一躰不宜相直り不申候ニ付、去ル亥年森田才右衛門様・円城寺又六様御出郷之上村方御糺御呵被遊、其節愛右衛門様小田原表江御引取被成、新ニ又候鈴木群八様・松尾佐久太様亥年以来御附添被下御世話被成下置候処、段々御慈悲之御趣意茂連々相立惣百姓末々迄難有奉存、只今之仕道行形りニ而ハ幾々村方茂取〆り能連々立直り可申与奉存候、然ル処此方松尾佐久太様・鈴木群八様ニも御立身被遊、佐久太様ニも地方御手代被仰蒙小田原表江御引取被遊候由、鈴木群八様御儀開発方御役御勤被遊、其上村方御世話只今之通、佐久太様ノ掛り村分者未タ御跡役様相知れ不申、夫迄ハ諸事群八様へ御申送り被成小田原表江御引取被遊候段被　仰渡候而承知仕候、右ニ付奉申上候者先年ゟ御趣法御役人様度々御替り被遊候而者其度毎に御詰被遊候御方様之御思召御趣意新ニ相成申候、然ル処去ル亥年

ゟ御両所様御附添御世話被成下置、此節迄余程之間御世話被成下小前末々之者も御趣法段々合点仕　御上様御慈悲之程難有存はたり出情仕候処、前書之通佐久太様御掛り村々義新ニ御替り被遊候由何とも歎ケ敷奉存候、依之願上候者当村々義も何卒小田原表ゟ佐久太様御兼帯被成、只今迄御取扱被下置候御趣法筋ヲ以御世話被成下候様奉願上候、左候得者是迄御取噯被成下候仕道幾々相立、御上様ゟ数年来御厚恩ヲ以御趣法御役様御附被下置候儀後年迄相届、弥永々村為ニ可相成と小前一同難有仕合奉存候、且御跡役様御儀者御免被成下置候様奉願上候者何とも恐多御儀ニ奉存候得共、何卒御慈悲御勘弁被成下候様奉願上候

右ニ付此度村々役人并長百姓罷出御内々奉願上候、幾重ニも此段願書奉差上度奉存候ニ付、以書付奉伺候、以上

天明五乙巳年四月

茶畑村

名主　傳左衛門㊞
同　林　蔵㊞
組頭　与祖右衛門㊞
同　太郎兵衛㊞
同　覚左衛門㊞
同　儀右衛門㊞
同　新右衛門㊞
百姓代　安　兵　衛㊞

平松新田

名主　傳左衛門㊞
同　林　蔵㊞
組頭　治　兵　衛㊞
役人代　源　之　助㊞
百姓代　平左衛門㊞

表塚村

名主　源次兵衛㊞

組　頭　庄左衛門㊞
役人代　甚左衛門㊞
百姓代　茂左衛門㊞
二ツ屋新田
名　主　佐五兵衛㊞
百姓代　庄右衛門㊞

冨田与次左衛門様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

七　天明八年（一七八八）三月　巡見使通行につき下郷村々など賄一体願

（端裏書）「
御巡見一件
原方組合
八ヶ郷組合
下郷組合」

乍恐以書付奉申上候御事

一　此度御巡見様御通行被遊候ニ付、前格村方ニ而取扱之趣組合限以書付奉申上候様被　仰付奉畏候、然処宝暦十一巳年御通行之節ハ、私共三筋之儀者諸事一躰相勤申候ニ付、則別紙取調書奉差上候、且亦御入用人馬継送之儀、先年ゟ下辺御他領弐拾ヶ村并私共三筋一躰打込ニ而奉勤役来候、御休泊御賄諸入用之儀者やはり私共三筋ニ而御賄仕候、然処御領分下郷拾五ヶ村之内、水窪村・伊豆嶋田・上土狩村・下土狩村・竹原村都合五ヶ村沼津領相成候得者御他領之儀ニ付、御休泊諸御賄入用相除可申哉、左候得ハ村数相減乍恐難儀至極奉存候、尤右訳未五ヶ村江茂欠合不仕候得とも如何仕可然哉、此度茂御休泊之儀、私共村々之内江被　仰付候ハヽ何分宝暦年中之通、縦五ヶ村御上□相成候迚、御巡見様御目懸村々之儀者同用之儀と奉存候間、先年之通五ヶ村差加江御賄仕度奉存候、此段乍恐以書付御窺奉申上候、以上

下郷拾ヶ村惣代
佐野村

天明八戊申年三月

名主　源右衛門㊞
神山村
名主　権左衛門㊞
八ヶ村惣代
竈新田
名主　斧右衛門㊞
沼田村
名主　茂左衛門㊞
原方拾四ヶ村惣代
川嶋田村
名主　与右衛門㊞
永塚村
名主　九平治㊞

小倉久大夫様
森田才右衛門様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

七一　寛政三年（一七九一）九月一〇日　小田原藩領村々質素倹約令（竪）

（表紙）

寛政三亥
九月十日　小田原御役所ニ而被　仰出候控書

下郷組合惣代ニ而石脇弥四郎・神山丈右衛門・佐野村ゟ百姓壱人都合三人罷出承之参候、御条目の趣相廻り候間写取相廻し候

名主　林蔵

村役人共江

近年郷方之者銘々之勝手ニ流、一統之世風与者乍申奢り安キ風俗押移り、夫ゟ自然与身上合茂上辺計り取締り内証困窮之者多有之候段相聞候、先年ゟ度々質素倹約之義ヲ被　仰出候得共、大勢之百姓共毎度致違失農商工之差別ヲ不弁歟ニ候、此度ハ村役人共ゟ愚昧之者江者別而先

規ゟ之被仰出ヲ申含常々倹約勧農之教示ヲ加江可申事ニ候、畢竟村役人始古風取失イ勝手ニ心ヲ移候者多候故、小前者勿論一己之身前而已抱り本意不弁候歟ニ候、殊更近年御領分ニ相成候村方も有之候間、御条目ヲ始先年ゟ之被　仰出共ヲ第一相心得并五人組連判帳之趣、其外此度猶又改而被　仰出候義共、農業之隙ニ者不怠小前一統呼集、得与致合点候様読聞可申候、其内年々一度ツヽ御役方ゟ組之者ヲ立合可差出候、右度々之被　仰出者何茂村為之筋ヲ以被　仰出候儀ニ候処、村役人始小前之者共等閑ニ相心得、詰り村々困窮ヲ求候段不束与者乍申、手広之郡中難行届候哉、然レ共村役人一村限り取〆候ハヽ可相届義者役人之持前ニ付、猶又今般村為之筋ヲ以被仰出候ニ付、右之所相弁役人共平日致流通候程ニ心懸、小前之者共江茂常々申聞候上ニ茂心得違之者も有之候ハヽ、弥以教示ヲ加江村々風儀正敷取〆候様可相心得候

一前々被　仰出候趣能取守り候者共儀者郡中之規(亀)鑑ニ茂相成候義ニ付、勝レ候取扱有之役人共ハ自他村ゟ其段可申出、其次第随ひ御称美可被下置候并小前之内ニも孝人ハ不及申、耕作出情人之為ニ相成、格別之取行等有之者江ハ御称美可被下置候間、村方ゟ可致注進候、右之趣惣百姓共江不洩様可申聞候

一御用ニ而諸御役人小奉行等出勤之者共江認差出候儀ニ付、宝暦五年ニも有合之品ヲ以一汁一菜之外堅差出申間敷候旨申触候処、近頃又々致心得違馳走ヶ間敷儀有之段相聞、畢竟御用先ニ而村方之者不作法等有之相咎候様成ル儀有之候得者、村方ニ而もてなし悪敷候、右之義与相心得万端入念候処ゟゆるみ候歟ニ候得共、曾而左様之事ニハ無之、譬如何様致馳走候迚茂見逃難成義ハ相咎候事ニ候、然者無益之義ニ金銀ヲ費シ詰り小前之難儀ニ相成候ニ付、御定之通一汁一菜之外決而差出申間敷候、已来心得違之儀有之候ハヽ、相咎候間、左様可相心得候、依之御役人共江も急度今度馳走請不申候様被仰出候、若心得違之族茂有之候ハヽ、其筋々江可相届候、勿論音物等致候義ハ急度御停止之事ニ付、

御定ヲ相破候ハヽ、所役人御咎可被成候、兼而其旨相心得自今困窮之小前之者共難義厭作法宜敷厳重ニ申付、右之趣末々之百姓共まで不洩様可申渡候、安永四未年ニ茂被仰出候、右者兼々御定之趣度々被仰出候得共、心得違候村々も有之歟ニ相聞候間、已来等閑ニ相心得御定メ外之取繕等相聞候ハヽ、村役人共可為越度候、且又御役人共休泊之節、近村役人等右宅へ罷越候節、相互ニ飲喰致シ右之失費村割等為差出候風聞有之候、不風俗之至候、自今右躰之儀無之様可致候、若シ心得違之者も有之候ハヽ、急度御咎可被成候

一　諸御役人共出郷之節休泊入用、是迄正路明白ニ小前江割合為差出候村方も有之、中カニハ御役人共休泊之入用其外共ニ小前之者江多分割合為差出候村方も有之、不束之至ニ候、尤当時之村役人共不風儀計りニも無之、中カニハ村々之仕来等も有之候ニ付、此度者御用捨ヲ以其分ニ被差置候、已来別而御定之通所有合之野菜ヲ用、成丈入用不相懸様ニ取計可申候、右之外諸懸夫銭等細ニ心ヲ附、成丈入用相減候様可致候、万一過分之入用小前ゟ取立候村役人共有之候ハヽ、急度相告(ママ)メ候間、兼而左様可相心得候、諸入用夫銭帳ニ委敷留置可申候、村々江小奉行之者相廻シ諸懸り等相改させ候間、無異儀夫銭帳等差出シ小奉行之者ゟ相尋次第村入用明白ニ可申聞候

一　寺社奉行宗門改・郡奉行立毛見分之節、休泊之者畳等見苦敷分者不苦候処、中カニハ畳替致シ候村方も有之候、自今無用ニ可致候、夫共至而見苦敷宿相成兼候ハヽ、其段廻り小奉行之者江申達、見分ヲ請可任差図候

一　惣而御家中末々迄為御用出郷或者村方江逗留之節ハ、別紙之通証文差出候様可致候

一　是迄郡方組之者、其外組附之者、御用ニ而出郷之節ハ、往来共ニ見越ヲ付置村役人出迎ひ候村々も有之段相聞候、自今諸士之面々出郷之節者村役人共是迄之通相心得可申候、御番帳外以下之者共出郷之節ハ、御用之品ニより村役人江相尋候儀有之候得ハ、其村ニ至り呼出

可申候間、態々出迎候ニ不及、勿論見越抔附置候儀決而無用ニ可致候、兼而先触有之雨具抔其外之村継等之儀ハ差支無之様可致候、不益之人夫差出申間敷候

一出郷之面々、御用先ニ而何品ニ而茂調候節、代物不受取急度差出申間敷候、右之趣出郷致候御役人共并組附之者江茂被　仰付置候間、左様ニ可相心得候

一村方ゟ差出候書付帳面等、別而紙手形をも入念候ニ付而者入用茂相懸り不益之失墜ニ候、用向サヘ相弁候得者事済候義ニ付、諸願注進書其外当用之分ハ都而延紙ニ認メ、手形証文之類、後日証書ニ相成候分計り是迄之通相心得、手添之義訳サヘ相聞候得者、文言句続キニ至迄曾而吟味不及書面見苦敷分ハ不苦候間、成丈ケ村内ニ可成ニ茂認候者有之候ハヽ、村内ニ而相認差出可申候

一村方へ申付候御用向又ハ訴訟注進伺事ニ而小田原江罷出候節、御用相弁候而も致遅滞、逗留中諸入用村方小前割合ニ懸候村方も有之候段相聞不束之至ニ候、御用向相弁候得者早速帰村可致候、若自分之用向も有之逗留致候ハヽ、逐々手代迄相断自分物入ニ而可致逗留候、御用之義何れ之御役々江も成丈早ク相弁候様被　仰出候間、此段も可相心得候

一御役人共村方江休泊之節、兼而御定之外内夫人足差出申間敷候、右夫人足之義中カニ者雇立賃銭ニ而取立候村々茂有之趣ニ相聞候、以来夫人足之義ハ村役人共ヲ相除キ小前役ニ而差出候様ニ可致候、尤身元宜家来等有之者ハ家来差出候義勝手次第ニ可致候、病気差合之外者雇立決而無用可致候、組合ニ而取賄候節、村々申合候上年番ニ而入用之夫人足差出可申候、是又雇立候義者無用可致候、右者村為ヲ以被　仰付候ニ付、正直ニ相守可申候

右之通此度被　仰出候間、村役人者勿論小前末々迄不洩様可申聞候、以上

亥九月

（後略）

三　享和元年（一八〇一）七月一七日　博奕御禁制につき茶畑村・平松新田請書（竪）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

（表紙）

享和元年

博奕御制禁御請証文

七月十七日　茶畑村
平松新田

享和元酉年六月博奕御法度従御公義様御触書写

博奕之儀度々被　仰出之趣も有之処、在方抔者今以不相止段相聞不届之事ニ候、依之以来不時ニ町奉行組之者差遣シ御料・私領無差別博奕打候もの共召捕ニ而可有之候、右廻り之者召捕来候類も有之候ハヽ、御代官・領主・地頭之等閑ニ茂相当り候間、其品ニより被及御沙汰義も可有之条、猶又無油断心を附、去ル寅年相達シ候趣を以厳敷相制シ候様可致候、且又博奕を改候ニ事寄悪党之者共廻り之者与偽り候類も難計候間、能々心ヲ附、怪敷品も候ハヽ、其所ニ留置早々訴出候様可致候、右之通可相触候

酉六月

右之趣従　公義被　仰出候間、其旨可相心得候、猶又追而可相触儀茂可有之候間、是又可相心得候、以上

酉七月三日　地方御役所御判

竹ノ下村ゟ始麦塚村迄
御厨村々不残宛テ

七月十二日地方御役所ニ而被　仰渡之趣左ニ印

村役人共江

博奕御制禁之義者御定目ニ茂有之、其上前々ゟ度々従
公義茂被　仰出候義故、博奕致間敷旨之証文近村之儀者
是迄も差出候得共、間々心得違之者有之趣相聞江不届之
至りニ候、畢竟村役人共兼々申付方等閑故之儀与不束候、
然ル所今般猶亦従　公義厳重之被　仰出有之候ニ付、
殿様御為ニ不相成儀を相弁候様ニ小前之者共江能ク
申含、以来急度相守心得違無之様ニ、村役人初メ五人組
相互ニ平日無用捨相糺候様ニ取計イ可申候、万一自今心
得違之者共有之段外ゟ相聞候ハヽ、不時廻り之者差出シ、
寺院社家迄踏込、不限僧俗ニ召捕急度御咎メ可被　仰付
候間、其旨相心得常々無油断相制小前之者共毎月名主宅
江呼寄精々申付候上、銘々ゟ請印取置、月々村詰之者江
右証文見セ置候而、役人共ゟ村内ニ博奕致候者壱人も無
之旨之証文毎月正月（ママ）・六月・十一月掛り御代官江差出シ
可申候、然ル上者以来不意ニ廻り之者見附候義有之候
ハヽ、村役人共可為越度候

右被　仰渡之節一村限り村役人ゟ差上候御請証文之控

左ニ印

奉差上御請証文之事

此度従　御公義様博奕御法度之趣、猶又厳重ニ御触御
座候間、自今五人組限り平日相互ニ糺シ合、博奕之義者
不及申、惣而賭之諸勝負一切為仕申間敷旨被　仰渡候、
殿様御為ニ不相成御太切之御儀ニ御座候段、月々小前之
者共名主宅江呼寄、壱人別請印取置、村詰之御方ゟ月々
御改を請、正月・六月・十一月一ヶ年ニ三度宛被　仰出
之趣、堅相守候旨御請証文差上候様ニ被　仰付奉畏候、
万一村内ニ心得違之者御座候而博奕仕候ハヽ、当人者勿
論五人組私共迄いか様之御咎メ被　仰付候迚も一言之申
訳無御座候、依之御請印奉差上候、仍而如件

享和元酉年七月　　茶畑村

名主　林　蔵
組頭　傳　蔵

同　又四郎
同　文　蔵
同　庄兵衛
百姓代　太郎左衛門

平松新田
名主　林　蔵
組頭　源之助

佐藤勘五兵衛様
石橋久右衛門様

一ヶ年ニ三度ツヽ掛り御代官様へ村役人ゟ差上候御受証文左之通

奉差上御請証文之事

博奕御法度之儀者御定目ニも有之、其上前々ゟ度々厳敷被仰出候義ニ付、小前之者共不残月々名主宅江呼集メ、銘々印形取置申候、尤村役人共初メ五人組相互ニ平日吟味仕候処、博奕仕候者無御座候、万一以来相忍候而博奕等仕候者及御聞被遊候ハヽ、村役人共いか様之御咎ニ茂可被仰付候、依之証文奉差上候、仍而如件

茶畑村
名主　林　蔵
組頭　傳　蔵
同　又四郎
同　文　蔵
同　庄兵衛
百姓代　太郎左衛門

平松新田
名主　林　蔵
組頭　源之助

佐藤勘五兵衛様
石橋久右衛門様

享和元酉年七月始メ而印形取始メ

毎月惣百姓ゟ差上候御請証文左之通り

一札

此度従　御公義様博奕御法度之趣、猶亦厳敷御触御座候ニ付、自今五人組限り平日相互ニ糺合、博奕之義者不及申、惣而賭之諸勝負一切仕間敷旨奉畏候、然ル上者万一以来心得違之者御座候節者、当人者勿論五人組之者共迄如何様之御咎メ被　仰付候而も、一言之申訳無御座候、依之月々銘々御請印仕候、仍而如件

享和元酉年七月十七日

茶畑村惣百姓

團　蔵㊞	き　よ㊞	重左衛門㊞
重　兵　衛㊞	源　助㊞	永左衛門㊞
甚　兵　衛㊞	織右衛門㊞	佐次右衛門後家㊞
重右衛門㊞	太右衛門㊞	忠右衛門㊞
治左衛門㊞	金　蔵㊞	治郎兵衛㊞
五　兵　衛㊞	正　順㊞	磯右衛門㊞
	喜　兵　衛㊞	
	武　兵　衛㊞	
	伊　兵　衛㊞	

勝右衛門㊞
太右衛門㊞
源　助㊞
新右衛門後家㊞
奥右衛門㊞
勇右衛門㊞
与　八㊞

祖　八㊞
小右衛門㊞
彦右衛門㊞
仁　兵衛㊞

半　兵衛㊞
仁右衛門㊞
源　蔵㊞
源右衛門㊞

忠　兵衛㊞
源　助㊞
音右衛門㊞
惣　内㊞

用左衛門㊞
伊左衛門㊞
与左衛門㊞
繁右衛門㊞
五左衛門㊞
文左衛門㊞
元　七㊞

傳右衛門㊞
太左衛門㊞
直左衛門㊞
佐　兵衛㊞

仙　治㊞
源左衛門㊞
平右衛門㊞
平左衛門㊞

義　助㊞
忠左衛門㊞
兵右衛門㊞
治　助㊞
半右衛門㊞
兵左衛門㊞
源　治㊞

永左衛門㊞
七郎兵衛㊞
仁右衛門㊞
孫　七㊞

六右衛門㊞
磯右衛門㊞
七左衛門㊞

文左衛門㊞
傳右衛門㊞
治　兵衛㊞
弥右衛門㊞

仲右衛門㊞
義　兵衛㊞
増右衛門㊞
庄左衛門㊞
宇　兵衛㊞
善左衛門㊞
弥左衛門㊞

岡右衛門㊞
五右衛門㊞
助右衛門㊞
惣右衛門㊞
彦　八㊞
藤　七㊞
助　四郎㊞
伊　助㊞
傳右衛門㊞

久　蔵㊞
文右衛門㊞
つ　る㊞
伊　太　郎㊞
忠左衛門㊞
惣　七㊞
六郎左衛門㊞

惣左衛門㊞
勘右衛門㊞
武左衛門㊞
清右衛門後家㊞
幸　七㊞
惣　七㊞
久左衛門㊞
要左衛門㊞
浅右衛門㊞
源　兵　衛㊞
用右衛門㊞
平右衛門㊞
祖右衛門㊞
清右衛門㊞
甚左衛門㊞
善兵衛後家㊞

半兵衛㊞
甚兵衛㊞
仁右衛門㊞
八右衛門後家㊞
伊兵衛㊞
徳右衛門㊞
安左衛門㊞

忠七㊞
斧右衛門㊞
徳右衛門㊞
丈右衛門後家㊞
幸助㊞

孫兵衛㊞
由松㊞

与八㊞
文右衛門㊞
冨右衛門㊞
庄左衛門㊞

同所
御名主中
御組頭中
御百姓代中

平松新田
要右衛門㊞
茂助㊞
嘉兵衛㊞
権右衛門㊞
利助㊞
与兵衛㊞
七右衛門㊞

忠兵衛㊞
彦兵衛㊞
善兵衛㊞
安左衛門㊞
新蔵㊞
義左衛門㊞
由左衛門㊞
喜八㊞
助右衛門㊞
与祖右衛門㊞
安兵衛㊞
用七㊞
弥右衛門㊞
権左衛門㊞
清右衛門㊞

同村
御名主中

御組頭中

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三　文政五年（一八二二）九月　旗本松平氏知行所村々国役金取立帳（竪）

（表紙）

文政五年
川々御普請国役金取立帳
午九月　冨士・駿東拾五ヶ村

国役金高百石ニ付
銀弐拾八匁七分懸
外ニ銀壱分五厘　納之節包料并諸懸但シ百石ニ付
合弐拾八匁八分五厘掛割
一高七百三拾弐石壱斗九升七合　厚原村上組
此銀弐百拾壱匁弐分四厘

一高三石六斗七升八合　　曾我宮除地
　此銀壱匁六厘
一高拾三石壱斗壱升　　樋役人屋敷共
　此銀三匁七分八厘
三口〆銀弐百拾六匁八厘
　此金三両弐分ト永百壱文三分三厘三毛
　　内金弐両　　九月十五日入
　　内金壱両弐分端永共九月十七日入
一高五百三拾五石六斗八升　　厚原下組
　此銀百五拾四匁五分四厘
　此金弐両弐分ト永七拾五文六分六厘七毛
一高五拾九石四斗壱升弐合　　大岩村
　此銀拾七匁壱分四厘
一高四石　　出水寺除地
　此銀壱匁壱分五厘
二口〆銀拾八匁弐分九厘
　此金壱分ト永五拾四文八分三厘三毛

一高百拾弐石五斗七合　　九月十二日納
　此銀三拾弐匁四分六厘　　粟倉村
　此金弐分ト永四拾壱文
一高八百八拾七石六斗弐升六合　　九月九日上納
　此銀弐百五拾六匁八厘　　北山村
一高五拾石　　御朱印　本門寺
　此銀拾四匁四分三厘
一高弐石　　本妙寺除地
　此銀五分八厘
一高壱石　　正林寺除地
　此銀弐分九厘
四口〆銀弐百七拾六匁三分八厘
　此金四両弐分ト　　九月十九日納
　　此セン百五拾六文追而上納
一高六百八拾石三斗九升九合　　下条村
　此銀百九拾六匁三分

一高三石　　御朱印　東光寺
　此銀八分七厘
二口〆銀百九拾七匁壱分七厘
　此金三両壱分ト永三拾六文壱分六厘七毛
　　内金弐両　　九月十三日納
　内金壱両壱分端永納同月廿三日
一高百四拾壱石三斗八升弐合　上稲子村
　此銀四拾目七分九厘　　九月十一日納
　此金弐分弐朱ト永五拾四文八分三厘三毛
一高百拾七石壱斗三升四合　下稲子村
　此銀三拾三匁七分九厘
　此金弐分ト永六拾三文壱分六厘七毛
　　九月十一日納
一高百八拾弐石弐斗五合　青木寄合組
　此銀五拾弐匁五分六厘
　此金三分弐朱ト永壱文壱分六厘七毛
　　九月十一日納

一高五拾八石五斗弐升九合　淀師村
　此銀拾六匁八分九厘
一高壱石四斗　忠正寺除地
　此銀四分
二口〆銀拾七匁弐分九厘　九月十二日納
　此金壱分ト永三拾八文壱分六厘七毛
一高百弐拾弐石六斗七升七合　入山瀬村
　此銀三拾五匁三分九厘
一高壱石四斗三升壱合　白光寺除地
　此銀四分壱厘
二口〆銀三拾五匁八分　九月十九日上納
　此金弐分ト永九拾六文六分六厘七毛
一高弐拾六石三斗八升四合　松本村
　此銀七匁六分壱厘
　此金弐朱ト永壱文八分三厘三毛
一高五拾六石三斗壱升弐合八夕九才　本市場村
　此銀拾六匁弐分五厘　　九月九日納ル

此金壱分ト永弐拾文八分三厘三毛

一高四百弐拾壱石四升四合　駿東郡葛山村
　此銀百弐拾壱匁四分七厘
一高拾三石弐斗　御朱印　仙年寺
　此銀三匁八分壱厘
一高九斗九升弐合　浅間宮除地
　此銀弐分九厘
一高六斗　八幡宮除地
　此銀壱分七厘
四口〆銀百弐拾五匁七分四厘　九月十一日納ル
　此金弐両ト永九拾五文六分六厘七毛
一高七拾七石四斗弐升九合　駿東郡上ヶ田村
　此銀弐拾弐匁三分四厘
一高壱石四斗六升五合　浄念寺除地
　此銀四分弐厘
二口〆銀弐拾弐匁七分六厘　九月十一日納ル
　此金壱分弐朱ト永四文三分三厘三毛

一高百九石四斗九升七合　駿東郡金沢村
　此銀三拾壱匁五分九厘
一高八斗壱升六合　浅間宮除地
　此銀弐分四厘
一高九升六合　神明宮除地
　此銀三厘
一高壱石弐升七合　冨士免
　此銀三分
四口〆銀三拾弐匁壱分六厘　九月十一日納ル
　此金弐分ト永三拾六文
　　此セン八百四拾五文
〆
惣銀〆壱貫弐百七拾四匁六分七厘　但納諸掛り百石ニ
　付壱分五厘宛割懸り上引
　此金弐拾壱両ト永弐百四拾四文三分三厘三毛
　内訳
高四千三百弐拾石四斗壱升四合八夕九才　両郡拾五ヶ

村掛り高
　此銀壱貫弐百四拾六匁四分四厘
高九拾七石八斗壱升五合
　此銀弐拾八匁弐分弐厘
高弐石六斗九升五夕　但シ冨士郡之内ニ而
　此銭七分八厘（ママ）　高ふそくニ付ひかへ出ス
　此永拾三文
三口〆銀壱貫弐百七拾五匁四分四厘
　此金弐拾壱両壱分ト永七文三分三厘三毛
従公義懸高
一高四千四百弐拾石九斗弐升三夕九才　但御知行高并ニ
　御朱印地除地共
　此銀壱貫弐百六拾八匁八分　但シ百石ニ付廿八
　匁七分掛り
　此金弐拾壱両弐朱ト永弐拾壱文六分六厘七毛
差引
〆永百拾文六分六厘六毛
　内永拾三文　但し冨士郡之内ニ而不足高懸引
猶〆永九拾七文六分六厘六毛　上納之節包料諸掛り江
　出ス
〆
右者去巳歳川々御普請国役金取立上納仕候処、書面之
通りニ御座候、已上
　文政五年十月二日　　岸本市左衛門　印
　国府藤三郎殿
　藤江治兵衛殿
右者
文政七年申三月二日是ヲ写取
松平内蔵允御知行所江国役金掛り高御朱印除地高共
　駿州葛山村
　御役所
　主　芹沢勝左衛門
（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

十四　天保一四年一一月（一八四三）　旗本稲葉氏御陣屋勝手控帳（横）

（表紙）

天保十四歳
御陣屋勝手控帳
十一月　日

覚

十一日
一水油五合　辻助右衛門
代弐百四拾八文かり「西」（朱筆）

同
一梅びし　町松井様
代廿四文かり「西」（朱筆）

初日ゟ十二日迄
一ま木四駄　切紋右衛門
代壱貫弐百文かり「東」（朱筆）

八日
一白米弐升　円祐助
代弐百三十文「東」（朱筆）

十日
一同五升〇　町松井様

十一日
一同壱斗七升〇　同人

九日
一同壱斗六升〇　同人

一銭弐貫文両度ニ受取　治三郎様受取「東」（朱筆）

（抹消）
内弐百文　晦日
〃〃〃〃　〃〃
「十二日
一百三十弐文　ミ繁蔵渡ス

莨代払

九日
一百四拾八文

さかな代払

十日
一七十弐文

同　払

十二日
一弐百廿四文　同　払

十三日
一弐百文　同　払」

十二日
一酒五升〇　新田　治兵衛
（朱筆）「代六百四十八文西」

同日
一百文　和田　要助
人じん代かり（朱筆）「西」

十二日両度
一里芋三升五合　和田　忠助
代百十六文かり（朱筆）「西」

（コノ項消印アリ）九日
一百文　和田　用助
人しん代かり

十二日
一とふ（豆腐）三挺　円　伊左衛門
百文かり（朱筆）「東」

十三日
一味淋弐合　夫　辰右衛門
代弐百文　払

（コノ項消印アリ）同日
一生油弐升　夫　同人
代三百八十八文払

同日
一味噌弐百廿七匁　夫　同人
（朱筆）「東」
大庭様
代弐百文かり取かへ
此味噌正味九百拾匁

（コノ項消印アリ）十三日
一塩代　吉五郎
代廿四文払

十三日
一ねぎ　わ　忠助
代廿四文かり（朱筆）「西」

十三日
一大こん　わ　式右衛門
代百文かり（朱筆）「西」

十三日
一水油三合　辻　助右衛門

代百四十八文かり「西」（朱筆）

十四日
一白米壱斗〇　夫　辰右衛門

同日
一酒五升〇　夫　同人

代六百五十文「西」（朱筆）

同日
一とふふ三挺　円　伊左衛門
夫元右衛門

百文かり「東」（朱筆）

同日
一ねぎ　同人
夫同人

代四十八文かり「東」（朱書）

十五日
一ま木壱駄　町　安右衛門

代三百文かり「西」（朱筆）

（コノ項消印アリ）
十五日
一半紙三状　夫　吉五郎

代丁五十文払

十四日
一しゃくし壱本　一場　おひさ

代十弐文かり「西」（朱筆）

十五日
一莨壱玉　町　松井様取かへ

代弐百四十八文「西」（朱筆）

（コノ項消印アリ）
十五日
一玉子　夫　元右衛門

代八拾文払

十六日
一炭壱俵　小林様取かへ
夫元右衛門

代弐百十六文「西」（朱筆）

十六日
一附木弐わ　夫　吉五郎

代六文払

（抹消）
「十六日
一五拾六文

いかけ銭払

十六日
一水油五合
　代弐百文払」

十六日
一とふふ三挺　円　伊左衛門
　夫元右衛門
　代百文かり「東」(朱筆)

十六日
一白米壱斗〇　町　松井様
　夫元右衛門

十六日迄
一人足六人　一場　おひさ

初日ゟ十六日
一同　八人　切　仙右衛門

　覚

十一月廿二日
一水油三合　辻　助右衛門
　夫辰右衛門
　代百四十八文かり「西」(朱筆)

廿三日
一塩壱升　一場　おひさ
　代四十文かり「西」(朱筆)

廿三日
一酒五升〇　新　治兵衛取かへ
　夫元右衛門
　代六百五十文「西」(朱筆)

廿四日
一ま木壱駄　油屋　紋右衛門
　代三百文かり「東」(朱筆)

廿四日
一大こん　切　祐蔵
　代六拾文かり「東」(朱筆)

廿四日
一同大こん　わ　式右衛門
　代四拾八文かり「西」(朱筆)

廿四日
一玉子　一場　おひさ
　代三十六文かり「西」(朱筆)

廿四日
一煙草壱玉　辻　助右衛門
　夫元右衛門
　代弐百四十八文「西」(朱筆)

廿五日
一とふふ四挺　円道原　伊左衛門

代百文かり「東」(朱筆)

廿五日
一ねき　同人

代四拾八文かり「東」(朱筆)

(コノ項消印アリ)
廿五日
一山いも　上原　新右衛門

代百文払廿七日ニ渡ス

廿五日
一大蠟燭四挺　庄兵衛殿(ゆるき)

代弐百文かり「西」(朱筆)

廿六日
一同蠟燭　但シ大小　同人

代弐百拾八文かり「西」(朱筆)

廿六日
一生油　夫　辰右衛門

代三百文払

廿六日
一味淋　夫　辰右衛門

代弐百文払

廿六日
一ま木壱駄　油屋　紋右衛門

代三百文「東」(朱筆)

廿六日
一酒五升〇　新田　治兵衛殿取かへ　夫元右衛門

代六百五十文「西」(朱筆)

廿六日
一白米弐斗〇　松井様取かへ　夫元右衛門

(コノ項消印アリ)
廿六日
一さかな　震ばし　さかなや

代三百四拾八文払(かり)
此分十一月晦日払

廿六日
一同さかな　大平村　傳左衛門殿取かへ

代百三十弐文払

廿六日
一金弐朱「西」(朱筆)町　松井様受取り弐十文「西」(朱筆)

廿五日
一炭壱俵　新田　小林様ゟ　夫元右衛門

弐百拾六文「西」（朱筆）

廿六日
一大豆五合　彦（わだ）三郎

代三十六文「西」（朱筆）

廿六日
一置茶三升　同人

代廿四文かり「西」（朱筆）

廿七日
一とふふ四挺　円　伊左衛門

代百文かり「東」（朱筆）

廿七日（砂糖）
一白さとふ　同所　祐助

代百文かり「東」（朱筆）

（コノ項消印アリ）
廿七日
一玉子　夫　元右衛門

代三拾六文払

廿七日
一味噌　ミ　大庭様取かへ

代百四拾八文「東」（朱筆）

廿七日
一酒五升〇　新田　治兵衛様取かへ

代六百五拾文「西」（朱筆）

廿八日
一味噌　松井様取かへ

代八十四文「西」（朱筆）
正味三百四十八匁
代百七十文
〃〃〃

廿七日
一水油弐合　辻合　助右衛門
夫　元右衛門

代百文「西」（朱筆）

廿八日
一かつをふし　ゆるぎ　庄兵衛

代百四拾八文かり「西」（朱筆）

廿八日
一莨壱玉　同人

代弐百三十弐文かり「西」（朱筆）

廿八日
一ま木八わ　一場　平　八

代弐百文かり「東」（朱筆）

廿八日
一水油三合　辻合　助右衛門
　代百四十八文かり「西」(朱筆)

廿九日
一水油五合　御殿場　油屋隠居
　代弐百文かり「東」(朱筆)

廿九日
一とふふ四挺　円道原　伊左衛門
　代百三十弐文かり「東」(朱筆)

廿九日
一ねぎ　同所　同人
　代四拾八文かり「東」(朱筆)

廿六日
一夜ごふとん一夜　大庭様ゟ
　代三十六文「東」(朱筆)

廿九日
一白米弐斗○　町　松井様取かへ　夫元右衛門
　代四拾四文払

廿九日
一ま木壱駄　上原　八右衛門
　代三百文かり「東」(朱筆)

(コノ項消印アリ)
廿九日
一さかな　新田　藤森様取かへ
　代弐百文払

廿九日
一酒五升○　新田　治兵衛様取かへ
　代六百五十文「西」(朱筆)

(コノ項消印アリ)
晦日
一さかな
　代百文払

十一月晦日
一人じん　わ　要　助
　代四拾八文かり「西」(朱筆)

同晦日
一半紙三状　一場　龍　助
　代四十八文かり「西」(朱筆)

(コノ項消印アリ)
廿九日
一玉子　夫　吉五郎
　代

十一月晦日
一金弐朱　松井様取かへ受取
内七百四拾八文さかな代払「西」(朱筆)
利弐十文「西」(朱筆)

十二月朔日
一金弐朱　松井様取かへ
ミしま買物
内銭弐十弐文帰る
利十文「八百廿四文利足共西」(朱筆)

(抹消)「朔日」
一つくねいも
代四拾八文払

同日
一玉子
代四拾文　払」

同日
一炭壱俵　新田　小林様取かへ
代弐百十六文「西」(朱筆)

同日
一酒かす　新田　治兵衛
代五十文かり「西」(朱筆)

朔日
一金弐朱「西」(朱筆)　松井様取かへ
リ拾文「西」(朱筆)

(抹消)「朔日」
一まくろ
代弐百文　払

朔日
一いづのり三枚
代三十六文払」

十二月二日
一ま木拾わ　但三嶋木　町　安右衛門
百六拾四文「西」(朱筆)
代弐百文

同二日
一白米壱斗〇　町　松井様取かへ
代　夫　辰右衛門

同二日
一とふふ四挺　円　伊左衛門
代百三十弐文「東」(朱筆)

同二日
一ねぎ　同人
代四拾八文「東」(朱筆)

同二日
一ま木拾わ　彦三郎
　代弐百四拾八文「西」(朱筆)
(コノ項消印アリ)
十二月二日
一味淋
　代弐百文払
同三日
一とふふ三挺　伊左衛門　円
　代百文かり「東」(朱筆)
(コノ項消印アリ)
同三日
一さかな
　代百三拾弐文払
(コノ項消印アリ)
同三日
一酢
　代弐百文払
同四日
一白米五升〇　松井様取かへ
　代　夫傳蔵
同四日
一酒五升〇　新田治兵衛取かへ
　代六百四拾八文かり「西」(朱筆)
同四日
一ま木四わ　彦三郎
　代百文かり「西」(朱筆)
同四日
一人じん　要助
　代三拾弐文かり「西」(朱筆)
同四日
一大こん　民右衛門
　代三拾弐文かり「西」(朱筆)
同四日
一油生(下上)　辻合助右衛門
　代七拾弐文かり「西」(朱筆)
同四日
一白米五升〇　松井様取かへ
　代
(コノ項消印アリ)
同四日
一さかな
　代百文払
同四日
一とふふ三挺　伊左衛門　円
　代百文かり「東」(朱筆)

同四日
一生油　辻合　助右衛門
代七拾弐文かり「西」(朱筆)

十二月四日
一ねぎ　円　伊左衛門
代四拾八文かり「東」(朱筆)

二日　附をち　夫
一玉子　吉五郎
代拾八文払

内銭百丁五拾文帰ス
〆

〆金弐分
拾壱貫五百拾五文

〆白米壱石壱斗八升　松井
代金弐両ト銭廿七文「西」(朱筆)

〆酒三斗五升　治兵衛
代四貫五百五拾文

三口
〆金弐両弐分
拾六貫九拾文

(裾野市深良　松井保博氏所蔵)

壱　嘉永元(一八四八)年九月　荻野山中藩江戸屋敷賄金千両の内御宿村割合帳(横)

(表紙)
嘉永元申年九月
御用金千両割合帳
御宿村
名主　吟右衛門㊞
甚平

覚
一金千両也

右ハ江戸御屋敷御賄金、駿豆御領分九千八百九拾六石七斗三升四合七夕江被仰付、則当村分金三拾九両ト永四十八文八分四厘

一高三百八拾六石四斗五升　惣高辻
内
高七石壱斗七升三合　上ノ原上ヶ地高之分引
残高三百七拾九石弐斗七升七合　割高也
一永三拾九貫〇四拾八文八分四厘
高壱石ニ付
永百〇弐文九分五厘六毛
此銭六百八十九文八分壱厘
但
六百九拾文掛ヶ
銭割六貫七百文
高九十石八升三合二夕
一六十弐貫百五十七文　湯山保三郎㊞

高四石八升九合
一弐貫八百廿壱文　上ノ原分㊞
〆六十四貫九百七十八文　「写」(朱筆)
此金九両弐分弐朱ト四百九十文
内弐貫百六十文(朱筆)「写」　弁右衛門ゟ可出分
百壱文　吉右衛門ゟ可出分
高七十弐石壱斗七升八合八夕
一四十九貫八百四文　吟右衛門
高七斗四升八合
一五百十六文　上ノ原分
〆五十貫三百弐十文
此金七両弐分ト六十八文
高三十五石弐斗六升九合
一弐十四貫三百三十六文　式右衛門㊞
高壱石七斗四升
一壱貫弐百壱文　上ノ原分㊞
〆弐十五貫五百三十七文
此金三両三分ト四百十三文　㊞
十一月十九日皆済

一弐貫六百九十弐文
一壱貫九十五文
一百三文
〆壱貫弐百弐文

一弐貫弐百九十壱文
一弐百五十三文
一弐百五十六文
一弐百六十八文
一三百七十五文
一七貫弐百九十四文
一壱貫七百三十六文
一百三十文
〆壱貫八百六十六文

一弐貫六百九十文
一四百四十壱文
〆三貫百三十五文

（朱筆）「写」永　助㊞
（朱筆）「写」六左衛門
（朱筆）「写」上ノ原分

一四百文
一弐百八十三文
一九十五文
一壱貫九百文
一十四文
〆壱貫九百十四文

利　七
彦九郎

一三百文

十一月十五日皆済

彦右衛門
治左衛門
良右衛門

一九十文
一七百弐十七文
一四十六文
一弐百三十六文
一六十九文
〆三百九文

一五百三十五文

（朱筆）「写」甚　平
（朱筆）「写」上ノ原分

彦兵衛㊞
（朱筆）「写」甚四郎
（朱筆）「写」上ノ原分

傳三郎
（朱筆）「写」甚三郎
（朱筆）「写」藤右衛門㊞
（朱筆）「写」久右衛門㊞
（朱筆）「写」上ノ原分

用左衛門㊞

藤左衛門
（朱筆）「写」留右衛門㊞

與右衛門
（朱筆）「写」五右衛門㊞
（朱筆）「写」上ノ原分

七右衛門㊞

一弐貫九百九十五文
一弐百四十弐文
〆三貫弐百四十文
内壱貫四百文「写」(朱筆)十一月十六日納

一七貫弐百四十弐文
一弐百九十三文
〆七貫五百三十九文
十一月十五日皆済

一五百三文
内四百六文十一月十六日納

一五十七文

一三貫四十八文
十一月一日皆納

一四百九十五文
〆三貫五百四十七文

「写」(朱筆)平左衛門
「写」(朱筆)上ノ原分

仁右衛門㊞
上ノ原分

「写」(朱筆)宗右衛門

「写」(朱筆)仁右衛門賄定　助

忠　七

「写」(朱筆)上ノ原分

一九百六十九文
内弐百二十四文取

一三百七十五文
一四百文

一八十三文

〆四百八十三文

一九百五十四文
十一月十五日済

一弐百三十七文
一三百五十四文
一弐百十壱文
十一月十九日皆済

一九百六十壱文
一百七十九文
〆壱貫百四十四文

忠　助

與左衛門㊞
「写」(朱筆)幸　七㊞
「写」(朱筆)上ノ原分

平右衛門㊞

「写」(朱筆)太郎右衛門㊞
「写」(朱筆)文右衛門

林右衛門

「写」(朱筆)源右衛門㊞
「写」(朱筆)上ノ原分㊞

一四百八十九文
十一月十五日皆済
一七百六十九文
一四百五十五文
一六十弐文
〆五百弐十壱文
十一月十五日納
一四百四十八文
一八百弐文
一五百壱文
一六貫四百六十壱文
一七百八十六文
〆七貫弐百五十壱文
一五十八文
一五百四十四文

岡右衛門㊞
傳右衛門
八左衛門
上ノ原分
一四百十壱文
一百五十壱文
一壱貫八百三十六文
一百四十五文
〆壱貫九百八十壱文
一十貫七百四十五文
一壱貫五十三文
一壱貫九百四十四文
一五百五十壱文
〆弐貫四百九十五文
一六百四十四文
十一月十五日皆済
一四貫百壱文
一八百七十五文
一壱貫八百十四文

権　助㊞
（朱筆）「写」佐右衛門㊞
（朱筆）「写」定　七㊞
五郎兵衛
上ノ原分
忠右衛門
忠　兵　衛㊞

（朱筆）「写」清　十㊞
（朱筆）「写」磯右衛門㊞
（朱筆）「写」又右衛門㊞
（朱筆）「写」上ノ原分
（朱筆）「写」
（朱筆）「写」荘　圓　寺
向西寺
（朱筆）「写」平　八
（朱筆）「写」上ノ原分
利　八㊞
（朱筆）「写」平　兵　衛㊞
（朱筆）「写」光　照　庵㊞
市左衛門

一六百三十五文
〆弐貫四百四十九文
十一月十六日納
一三貫六百十七文
一壱貫百九十一文
〆四貫八百十弐文
一百八文
一弐貫四百十三文
一六百六十四文
霜月十二日納
一三百三十三文
一三百六十八文
一八百五十八文
一七百四十五文
〆壱貫六百七文

上ノ原分
一壱貫三百三十九文
一弐百九十四文
〆壱貫六百三十七文
内八百文預る十一月十五日
一三百三十弐文
一百弐十八文
一五十三文
一弐百七十五文
一四百七十三文
一弐百七十文
〆壱貫弐十六文
内百丁五十文取
一百丁五十文
済不申候　十一月廿六日納
一十六文

(朱筆)「写」新　内
(朱筆)「写」上ノ原分
(朱筆)「写」忠　蔵
(朱筆)「写」権　兵衛
十左衛門
勘右衛門㊞
弁右衛門
(朱筆)「写」宇　平　治
(朱筆)「写」上ノ原分
(朱筆)「写」彦左衛門
(朱筆)「写」上ノ原分
(朱筆)「写」
(朱筆)「写」三　光　院
(朱筆)「写」七左衛門
(朱筆)新内賄「写」兵　八
平　助
同人賄
八右衛門
同人賄
八郎右衛門
仁左衛門
(朱筆)「写」忠　八

一三百四十四文
一百十九文
　霜月十六日皆済
一七百弐十六文
　十一月十五日皆済
一四百弐十七文
一百四十文
一六百十壱文
一三十三文
一五貫弐百四十弐文
一壱貫九百拾壱文
　十月廿六日納
一弐百十文
一弐百十文
一六百八十八文

（朱筆）彦左衛門賄「写」清　八
新内　八左衛門㊞
繁左衛門
新内　磯右衛門
（朱筆）忠八賄「写」弥左衛門
（朱筆）「写」庄　兵衛
（朱筆）入や「写」甚左衛門
葛山村　同　憐　斎　老㊞
同　勢　五　郎
同　太郎左衛門
同　善　兵　衛
（朱筆）上ケ田村「写」源　六

一六百九文
一六百五十弐文
一三百三十弐文
一五百五十六文
一三百丁五十文
一百三十八文
一百六十八文
一壱貫六十三文
一四百六十弐文
一壱貫三百五十六文
一百九十三文
一百七十五文
一四百四十弐文
一四百七十六文
一百四十弐文
一七百文
一三百八十文

（朱筆）同「写」常右衛門
（朱筆）同「写」助左衛門
同　勝左衛門
同　彦右衛門
（朱筆）同「写」由左衛門
（朱筆）同同人分「写」義　兵　衛
（朱筆）同「写」幸　助
上ケ田
同　忠左衛門
同　五左衛門分とも
善　兵　衛
同　太左衛門分とも
甚右衛門
同　九右衛門
（朱筆）同「写」清　助
（朱筆）同「写」勇　蔵
（朱筆）同「写」弥　市
同　藤右衛門
（朱筆）同「写」庄　兵　衛
（朱筆）同人賄「写」喜右衛門

〆壱貫八十文
一弐百七十壱文
一百三十八文
一弐百弐文
一百三十壱文
一三百弐十文
一弐十文
一三十七文
一八十弐文
一百六十文
一十九文
一四百六十七文
一百七十一文
一八十三文
一七十文
一五十五文

同　浄念寺
同　十蔵
（朱筆）同「写」友左衛門
（朱筆）深良村「写」新内
同　甚兵衛
同　吉兵衛
（朱筆）同「写」元右衛門
同　甚左衛門
同　茂右衛門
（朱筆）同「写」文右衛門
同　勇助
同　吉兵衛
同　喜兵衛
同　安兵衛
同　七郎兵衛

一八十三文
一弐百丁五十文
一五十弐文
一八十三文
一八十三文
一三百弐文
一六十九文
一弐十四文

一百弐十壱文
一七十三文
一百十弐文
一百壱文
一百十文
一五十九文
一弐百七十八文
一十四文

（朱筆）同「写」半兵衛
同　治兵衛
同　作右衛門
同　伊左衛門
（朱筆）同「写」吉左衛門
同　平吉
同　源左衛門
同　惣右衛門

（朱筆）西川「写」神山太郎兵衛
西川半兵衛
忠治郎
同　吉右衛門
（朱筆）石わき「写」市左衛門
同　新右衛門
（朱筆）同「写」繁右衛門
同　近右衛門

一壱貫百十六文
一十四文
一弐十七文
一五十三文
一百四文
一六百八十文
一三百六十九文
一百四文
十月廿八日納

同　弥四郎
同　良蔵
同　安右衛門
同　清八
同　金兵衛
（朱筆）「写」同　常蔵
（朱筆）「写」同　新橋村　孫右衛門
甚四郎

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

七六　嘉永二年（一八四九）八月　荻野山中藩家老巡村諸用留（横）

（表紙）
嘉永弐己酉年八月吉日
御領主様御巡村諸用留
御宿村
名主　吟右衛門

覚

以廻状相達候、駿豆御領分村々来ル八月中御家老御巡村可有之候ニ付、別紙書付之通り休泊村割被　仰付候、尤人数且日限等之義ハ追而可申達候得共、為心得相触候ニ付、兼て無差支用意可致候、支度取整候ハヽ、其段早々可申出候、下役之者前広一ト通り見分可致候、新規ニ雪隠小家等取繕不及通例用来り候侭ニて不苦候、聊も華美之取拵不致候様、此段兼而申達候

一御巡村之砌、銘々心得方且御尋有無之品々并休泊取賄等之義ハ、追而可申達候、此廻状村下ニ致請印、早々順達留村ゟ可相返者也

酉七月十四日　松長御役所

松長村始メ
柳島村迄
右村々
名主
与頭

松長御役所出立
昼
荒田島村
休　無し
同
木瀬川村
休　無し
同
柳嶋村
休　無し

泊り
神谷村
同
松長村
同
御宿村
同
吉久保村
同
吉窪村
同
御宿村

同
川原ヶ谷村
同
上澤村
同
大仁村
同
梅木村
休　無し
同
本立野村
同
熊坂村
同
肥田村

右之通り可得(ママ)相心候、以上

同
中嶋村
同
原木村
同
上白岩村
同
菅引村
同
月ヶ瀬村
同
下修善寺村
同
古奈村
同
松長村

酉八月三日、郡中惣出会之処大雨ニて川留り、四日吟右衛門出勤いたし候

郡中惣出会之節、御役所ゟ御書下ヶ覚

道橋掃除并村境東西江目印棒杭可建義ハ、先年　公辺御巡見御役人通行之節之通り可相心得候、以上

覚

一孝行人之事
一奇特人之事
一長寿人之事
　但八十八才以上之男女之事
一貧民之類之事
　但年寄子供或ハ病身片輪者等ニて養育人無之者之事
一神社仏閣往古ゟ伝居候霊像霊器之事
一名所旧跡之事
一田畑山林地名之事
右之品々可相尋候間、有無共書面を以可相答事、尤差懸り相尋候品々之分ハ相応ニ可相答、都テ村差出し帳之廉々兼而用意心得可罷在候
一上下人数并人馬継立、且出立日限等之義ハ、其節之先触ニて可相心得候
一休泊之節、凡三軒程ハ用意可致候事
　一上分　朝　一汁一菜
　　昼　一菜
　　夕　一汁一菜
一下分　三度共汁菜之内一種ツヽ
右之外馳走ヶ間敷事不相成候、何れも土地有合之品ニて取賄可致候事
右之通り凡之処為心得申達候、以上
　西八月
　　堀江休治郎
　　須原格蔵
　　佐野孫七
　　海野要右衛門
右之者駿豆御領分一体之御賄ニ付、右諸賄為取締両人御代り合差添可申事
郡中出会之節、取極左之通り
御家老様御出之節、郡中惣代として川原ヶ谷村迄御出迎
　原木村両人之内壱人
　三人　中嶋村
　木瀬川村
一御役所御着之節、郡中為惣代御機嫌伺ニ前三人者可相

勤

一御泊り村方、御見分済之村方御機嫌聞ニ可出事

一御宿村ゟ吉久保村御泊り之節、御昼喰往返とも吉久保村掛りニて御殿場御昼喰

一菅引村ゟ月ヶ瀬村迄御通行之節、月ヶ瀬村ニて御昼喰同村掛り吉奈村御泊り之事

御泊り御饗応之事

御茶	〆
御菓子　持廻り	夕御膳
御吸物	皿　汁
御酒	手塩
御硯蓋	坪平　御飯
差身	外ニ平茶わん
大丼	朝御せん
大平	酒なし
鉢さかな	皿煮付肴　汁
	手しほ
	平　御飯
	御昼喰
	酒なし
	皿　汁
	手塩
	平　御飯

御泊り
御次席之分
御吸物　御酒
御硯蓋
大平
丼
　御せん
皿　汁
　手しほ
平　御飯
下宿之分
禁酒
香々
平　めし
　御本陣之事
御家老様　壱間
〃御壱人
和田様
本庄様　壱間
〃御弐人
若党　四人壱間
〃
御徒目付　壱人
山田様　壱人
湯山様　壱人
外ニ取締　弐人
供方　四人
〃
同心衆　弐人
外ニ若党衆五人
御徒衆　弐人

下宿之分
そうり取
御槍持
駕籠人足
凡十九人

一御休泊無之村方ニても、毛氈壱枚、御刀掛壱用意可致候事

一御家老様
和田様
本庄様
〆御三方様ハ御夜着御持参也

御行例
先払　弐人
村役人　同心衆　弐人
御先歩行衆　弐人
御めし駕籠　使ゟ順々

棒杭之事
表へ
従是何方大久保長門守領分、横へ駿州駿東郡何村与書へし

御家老様給仕男壱人
袴着用
村役人御出迎三役人
郷境まで前後御泊り迄村役人一同御機嫌伺ニ可罷出事
村々献上之品松尾(魚)ふし持廻り差出し料ニて上納
御菓子も右同断之事

覚
横山兵右衛門殿

〃若党四人
〃先徒弐人
〃鑓持壱人
〃草履取壱人
〃長柄持壱人
〃両掛壱荷
〃合羽籠壱荷

御本陣

追而膳部之義、平坪汁之筈ニ候得共、余り手軽過候哉ニ付、坪茶碗増候方可然ニ付、此段乍序(序カ)申達候、以上

一御巡村ニ付、為宿割湯山善右衛門明十一日出立差出し候、先達而衆評之節、取究申達候通可相心得候、外不分明之義有之候ハヽ、同人へ可伺候、此廻状村下ニ致請印早々順達留村ゟ同人出役先へ可相返者也

酉八月十日　松長
御役所

御宿村ゟ
肥田村迄
右村々
名主
与頭

駿豆御領分村々為御巡村左之面々出役被仰付候

御家老　横山兵右衛門殿
郡奉行　本庄確左衛門
同　和田善太夫
御徒目付代　小林七兵衛
松長御代官下役　山田伴平
湯山善右衛門

右之通り来ル十五日迄早々江戸出立、日限治定次第先触可差出候

一右ニ付村々役人とも心得方左之通り

一江戸御役人川原ヶ谷村着之節、為惣代同村名主後見栗

原嘉左衛門・原木村名主堀江休二郎・同村名主須原格蔵・中嶋村名主佐野孫七・木瀬川村名主海野要右衛門、右村境迄御出迎夫々尚御役所着之上御機嫌伺相勤候事

但帯刀ニ而羽織着用之事

一御巡村之節、止宿村迄送り迎とも村役人両人ツヽ、村内御案内ハ三役人、無人之村方ハ長百姓之内仮百姓代可仕立候、尤役人名前一紙ニ認込手札差出候事

但都テ羽織着用之事

一御通之節、百姓男女とも平伏慎テ拝見可致事

一夜ニ入候ハヽ家並灯燈(ママ)出可申、尤昼夜ニ不限小前ニ至迄銘々門先へ盛砂之事

但村高帳出候ニハ及不申候

一村境〻村境迄道橋掃除念入并村境へ目印棒杭可建事

一休泊村方ハ勿論火之元念入、止宿村方ハ仮自身番可取建事

一村々休泊之節、馳走ヶ間敷義不相成、都テ華美之義不致候様上下共禁盃ニ而所有合之品ヲ以相賄、尤無謂諸色直段高直ニ致間敷候

一給士之者御家老江者袴着用可為致候、其余ハ通恒之通ニ而不苦候、尤女ハ差出申間敷候

一休泊之村々、畳表替、雪院(隠)・湯殿等新規ニ取拵ニ不及、通例用来り之品ニ而不苦候、併余手軽ニ候而者都テ対上不敬之筋ニ相当り候ニ付、右等可然取計可申義者銘々心得ニ可有之事

一御巡村ニ付、供方六人下々之者ねたりヶ間敷義、都テ非分之義有之候ハヽ、其段早々下役迄可申出候、若隠置後日相顕候而者村役人共無念越度ニ可相成候ニ付、此段急度申達候、兼而心得可罷在候

一御巡村ニ付、休泊諸入用且人馬継立入用とも一式御領分一体之惣入用ニ相成候ニ付而ハ為取締堀江休次郎・須原格蔵・佐野孫七・海野要右衛門差添罷越候ニ付、万端申談成丈過当之諸雑費不相掛候様、且無益之人馬用意致間敷候、随分手軽ニ取賄可申事

但御領分一体之惣入用ニ候迚、諸色余分仕入間敷、

且諸勘定之節過分之附懸等致し候類、又者無筋之
入用類、都テ不正之廉有之類ハ下役迄可申出候
右之通り可相心得候、尚不分明之義ハ下役ゟ差図可致候、
以上

酉八月十二日　　本庄確左衛門
　　横山兵右衛門

松長
御役所

覚

一人足拾弐人　　品川宿ゟ
　本馬壱疋　　三嶋宿付迄

右ハ我等共明十八日暁七ツ半時江戸屋敷出立、駿州松長
村役所迄罷越候条、書面之人馬宿々無遅滞差出し可給候、
以上

酉八月十六日　　右宿々
　　問屋中

大久保長門守内

松長村始メ
郡中不残

右泊割

八月十八日　戸塚宿
同　十九日　小田原宿
同　廿　日　松長着

右之通り御先触唯今到着、即刻御案内申上候、以上

御宿村

湯山保三郎様　　川原ヶ谷村
御名主吟右衛門様
甚兵衛様　　名主嘉左衛門

右十九日夜四ツ半頃右ヲ以しらせ呉申候

御本陣　保三郎方
御家老様　御壱人　壱間
御奉行様　御両人　壱間
若党　八人
御先徒　弐人
〆十人　壱間
吟右衛門方
御目附　壱人
御手代　弐人
〆三人　壱間
取締衆　弐人
御荷物供方取締　壱人
同心　弐人
〆五人　壱間
御供廻り
弐十三人

上包之覚
松長御役所
先触　山田伴平
湯山善右衛門
駿豆御領分
村々役人中

覚
横山兵右衛門殿
若党　四人
先徒　弐人
鑓持　壱人
草履取　壱人
長柄持　壱人
〆十人
○両掛　壱荷
○合羽籠　壱荷

○竹馬　弐荷
○とも
〆上下十四人
本庄確左衛門
若党　弐人
鑓持　壱人
草履取　壱人
〆五人
○両掛　壱荷
○合羽籠　壱荷
○とも
〆上下七人
和田善太夫
若党　弐人
鑓持　壱人
草履取　壱人
〆五人
○両掛　壱荷
○合羽籠　壱荷
○とも
〆上下七人
小林七兵衛
物持　壱人
山田伴平
湯山善右衛門
物持　弐人
○両掛　弐荷
○とも
〆上下八人
同心　増山茂七
同　渡辺権左衛門
御賄元方取締
堀江休治郎
須原格蔵

佐野孫七
海野要右衛門
物持　弐人
荷物供方取締
川原ヶ谷村
名主　嘉左衛門
松長村
名主　源　吉
物持　壱人
〆上下三十七人

一引戸駕籠　壱挺
此通し人足四人
一同　弐挺
此通し人足六人
一低駕籠　壱挺
此人足弐人

一長持　壱棹
此人足三人
一本馬　壱疋
一高張灯燈(ママ)　六張
此持人　六人
一箭手桶　弐組
此持人足壱人
〆人足三十七人
〆馬　壱疋
右之遣訳
拾人手人
内　弐十三人村人足
馬　壱疋
外ニ
用意人足　拾人

右ハ駿豆御領分為御巡村御用、明後廿四日松長御役所出立其村々江罷越候条得其意、兼而達置候通り相心得諸事

無差支取計可申、且書面之人馬村々無遅滞差出し継立可
致候、以上
酉八月廿二日　湯山善右衛門　印
山田伴平　印
駿豆御領分
村々
名主
与頭
百姓代

休泊割

八月廿四日　休　荒田嶋村
同　泊り　神谷村
同　廿五日　休　根古屋村
同　泊　松長村
同　廿六日　休　木瀬川村
同　泊　御宿村
同　廿七日　泊　吉久保村
同　廿八日　休　柳嶋村
同　泊　吉久保村
同　廿九日　泊　御宿村
九月　朔日　休　川原ヶ谷村
同　泊　中嶋村
同　二日　休　上澤村
同　泊　原木村
同　三日　休　大仁村
同　泊　上白岩村
同　四日　休　梅木村
同　泊　菅引村
同　五日　泊　月ヶ瀬村
同　六日　休　本立野村
同　泊　下修善寺村
同　七日　休　熊坂村
同　泊　古奈村

同　八日　休　肥田村
同　松長着
追而雨天日送り途中大雨之節ハ逗留可致候、此先触村々無遅滞継送り、留り村ニ而留置、出役先江返却可致候、以上

御休泊御村々申上候、御膳部之義追触ニ茶碗坪弐品相増候処、右之代りニ御肴之内丼物壱種御減し可被成候、且御賄料之義ハ御衆評之通り御承知可被成候、以上

酉八月廿二日　取締人
御休泊村々
御名主衆中

御先触江添廻状を以得貴意候、先以各々様愈御揃御勤役可被成珍重奉賀候、然ハ御巡村人馬御継立之訳ケ、御先触之通御手人之外御継立義ハ御休泊之村方ニて継替致し、御休泊之間ニ有之御領分村々最合ニて御継送り可被成候、且村々継之事ニ御心得可被成候事
御先触ニハ取締人四人ニ有之候へ共、右四人之内弐人ツヽ交代通行之事
御荷物継人足取締方弐人与有之候へ共、右同様弐人之内壱人ツヽ交代通行之事
人家有之候新田、又ハ放居候人家有之候場所へハ品ニ寄御廻り可被成候事
御休泊之外村々へも都合ニ寄名主宅計り鳥渡も御小休可有之義も難計、尤御立寄有之候而も直様御出立之事
右ハ御村々為御心得之得貴意候、尚此廻状刻付を以早々御順達、留り御村ゟ御返却可被下候、以上

酉八月廿二日　松長村割元
午中刻出　名主　源　吉　印
松長村ゟ
肥田村迄
右村々
御名主衆中

八月廿四日神谷村御泊り、廿五日松長村御泊り、廿六日御宿村御泊り之処、廿五日夜ゟ大雨ニ付、繋橋留り木瀬川村迄御出、廿六日右同村へ御泊りニ相成、廿七日九ツ時御宿村へ御着有之御中喰ゟ御泊り、御出迎甚平・市左衛門松長村迄出、木瀬川へ泊り御案内申帰り候

廿八日天き、吉久保村へ御見送り、吟右衛門・永助吉久保へ泊り、柳嶋へ廻り帰り御案内申候、右村御中喰、御殿場御弁当、中山村私下方御小休、御宿村御着

右往返駒門村ゟ村役人先払御地走（ママ）ニ出申候、夫ゟ中清水・中山・竈・萩原・新橋・二枚橋・御殿場迄、竈村名主清二郎殿宅ニて御小休、御殿場名主平右衛門宅御弁当、右村々役人先払出申候、御殿場ゟ先々村々御役人中御案内申候、吉久保御泊り

御帰り柳嶋村へ御廻り御殿場御弁当、中山御休、右道筋村々村役人御案内ニ出申候、尤深良村ニ而ハ出不申候

廿九日御宿村御泊り、九月朔日雨天、御出立御見送り吟右衛門・甚平、佐野村・公文名・茶畑村役人御宿ニ出申候、石わき村ハ出不申候、伊豆佐野村御小休、川原ヶ谷村御中喰、元山中迄御巡見被遊、小沢ゟ御灯（ママ）ちんニて中嶋村御着御泊り、中嶋村夜四ツ頃御機嫌伺相済夜中帰村、尤定使迎ニ参り候処かくらん之趣ニて大きニ乱、迎之駕籠有之、右駕籠ニ乗夜中帰り、人足之義ハ村方源助・友右衛門・嘉兵衛・平右衛門・彦右衛門居合是ニて相勤メ申候

棒杭之覚

平山境へ
東向
是より北、大久保長門守領分
南へ
北へ駿州駿東郡御宿村
裏へ嘉永二酉年

同所へ

東へ御用之外人馬継送り一切不仕候
南へ村内口取無之馬ニ騎へからす
北へ村内松明くわへきせる無用
札ば西へ
東南西三方へ
是ゟ西作道ニ付、他村之人馬通行致へからす
山之神戸つきや前へ
是ゟ南右同断
待合辻へ
南へ御用之外人馬継送り一切不仕候
東へ村内口取無之馬ニ騎へからす
西へ右同断
上ノ原神山境へ
東向ニ
従是南大久保長門守領分
北南へ

駿州駿東郡御宿村
右之通り相認メ、五ヶ所へ建之

棒杭書人
荘圓寺　和尚

道作人足

八月十一日・十二日・十三日・十四日・廿一日・廿三日
〆六日村中出申候
弐百五十五人不残潰の役也
外ニ廿人湯山へ石寄人足出候、馬十三疋、石付ニ出候
吉久保継之義ハ御殿場迄弁当持参四十一人、御帰り之節も弁当持参四十一人、本馬往返弐疋
御下り之節、伊豆佐野継之処、右同村人足不足ニ付、弁当持参ニて十五人宵詰村方ゟ足し、人足弐十六人川原ヶ谷村迄継送り申候、弁当之義ハ右同村ニて茶漬出申候
八月廿七日昼御着、御中喰同夜御泊り

廿八日吉久保村迄御見送り、吟右衛門・永助泊り
翌廿九日柳嶋村へ廻り、御殿場ニて御弁当御案内致、同夜御宿村御泊り
九月朔日御見送り、吟右衛門・甚平、いつ佐野・幸原・川原ヶ谷・中嶋村御泊り迄、夜ニ入御機嫌伺相済、夜中帰村
同二日休み居、三日保三郎宅諸勘定取調へ、四日甚平宅ニて帳面清帳いたし、人足旁取調へ申候

自身番勤ハ二夜とも与親三人ツヽ、
御本陣門番両人ツヽ二夜
御重加番壱人
番人弐人ニて昼夜廻り候

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

第四章　村の政治と経済



第一節　村の政治

1　村役人

七　明暦三年（一六五七）八月一〇日　千福村庄屋、年貢割本宿につき取極証文

相渡申証文之事

一千福村庄屋之儀、当酉ノ八月ゟ三人ニ相究仕申候、御年貢御役わり之儀、太兵衛殿を割本宿ニ末々迄相究申候、我ら共百姓衆立合ニ而諸事勘定以下可仕候、毎物壱人はからいニ郷中へ申付ましく候事

一御指紙之儀ハ、先年ハかくばんニ御座候得共、此上ハ太兵衛とのニ置申はつニ相究申候、御指紙用所ニ候者うつし取可申候事、同御年貢金之儀も太兵衛殿へ相渡申候可申候（ママ）、此方へ取置申ましく候

右之通相定申儀ニ候間、以来六ヶ敷申間敷候、為其手形如此ニ候、以上

明暦三年　　千福村
酉ノ八月十日　　半左衛門㊞
　　同　新左衛門㊞

千石組
庄屋中
参

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

八　元禄一〇年（一六九七）六月一九日　茶畑村組頭・百姓代任命願

（端裏書）「元禄十年
丑ノ六月十九日　組頭御願下事」

乍恐書付を以奉願候御事

一当村組頭只今ハ壱人ニ而相勤申候ニ付、此度御願申上

候、小百姓平右衛門・同七郎左衛門・同太郎兵衛・同
庄右衛門、右四人之者組頭ニ奉願候、惣百姓代ニハ九
兵衛と申者奉願候
右之通組頭・百姓代共ニ被為仰付被下候者、村中難有可
奉存候、為其連判差上申候、以上
元禄十年　　茶畑村
丑ノ六月十九日　　名主　甚右衛門
組頭　佐右衛門
文左衛門
市左衛門
清九郎
孫兵衛
伊右衛門
庄兵衛
覚右衛門
忠左衛門
覚左衛門
大西吉太夫様
小形兵太夫様

善右衛門
与五兵衛
与惣右衛門
久左衛門
甚四郎

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

七九　享保一九年（一七三四）六月　深良村跡名主へ諸帳面・書付引渡証文

相渡申帳面之覚
一延宝五丁巳年深良村田畑御検地帳四冊
内
西分田方帳　壱冊
東分田方帳　壱冊
下地分帳　壱冊
畑方帳　壱冊
外ニ

野畑山畑帳　壱冊
畑成田帳　壱冊　貞享四卯年
一享保三戌年田方写帳三冊
内
西分田方帳　壱冊
東分田方帳　壱冊
下地分田方帳壱冊
一田畑御年貢可納御割付拾三本
内
元□□□禄弐巳年　壱本
同三午年　壱本　同四未年　壱本
同五申年　壱本　同七戌年　壱本
同九子年　壱本　同十丑年　壱本
同十一寅年　壱本　同拾二卯年　壱本
同十三辰年　壱本　同十四巳年　壱本
同十五午年　壱本　同十六未年　壱本
一田畑御年貢可納御割付六本
内
宝永元申年　壱本　同二酉年　壱本
同三戌年　壱本　同四亥ノ年　壱本
同六丑年　壱本　同七寅年　壱本
一田畑御年貢可納御割付三本
内
正徳二辰年　壱本　同三巳年　壱本
同四午年　壱本
一田畑御年貢可納御割付三本
内
享保十五戌年　壱本
同□十六亥年　壱本　同十七子年　壱本
一□□元禄弐巳年御検見帳壱冊
同七年戌年御検見帳壱冊
同十四巳年御検見帳壱冊
同年川押川掛ヶ御検見引帳
宝永二酉年御検見引帳壱冊

同四亥年西分東分御検見引帳弐冊
同五子年悪作引帳壱冊
同六丑年日損検見引田帳壱冊
同七寅年御検見引田帳壱冊
正徳元卯年御検見悪作毛引帳写壱冊
同(二)三辰年検見引田帳壱冊
同三巳年巳ノ検見引帳壱冊
享保三戌年検見引方帳壱冊　庄右衛門彦四郎組
同五子年検見引方帳壱冊　右同断
同七寅年検見引方帳壱冊　東分組頭支配
同九辰年田方検見帳壱冊　庄右衛門彦四郎組
午年田方検見帳壱冊組　頭枝組
申年検見毛引帳壱冊　清左衛門組
一切久保田方坪付帳壱冊
一正徳五未年田方拾之帳壱冊　原惣十郎
一同畑方拾ノ帳　同　人
一田畑坪付原新七・又四郎・善八帳壱冊
一同南堀分坪付帳壱冊
一宝永八寅(ママ)年諸役二ヶ村割帳壱冊　卯正月割
一同深良村諸役割帳壱冊　卯正月割
一正徳弐辰年割帳四冊　内壱冊村割帳／壱冊弐ヶ村割帳／壱冊卯辰両年割帳／壱冊御陣屋六ヶ村諸役書立帳
一正徳三巳年御陣屋入用并六ヶ村諸役書立帳壱冊
一同壱冊御知行六ヶ村諸役書立帳
一同弐冊　内壱冊諸役村割帳／壱冊諸役二ヶ村割帳
一正徳四午年弐冊　内壱冊諸役村割帳／壱冊諸役二ヶ村割帳
一享保二酉年六ヶ村諸役割帳壱冊
一水論御裁許書　壱本
一絵図　壱枚
一水論村方々証文　壱本
一御書付　拾弐本
内　御順見書付　弐本　外ニ六ヶ村御触書一本
御高札書　壱本

鉄砲証文書上ケ之事　壱本
捨子書付　壱本
人宿牛高御書出し　壱本
捨高御書出し　壱本
博変(奕)打同　壱本
生類あわれみ同　壱本
正阿弥八郎兵衛御尋書　壱本
酒造米高御書付　壱本
深良村増名主御書付　壱本
右御書付之分黒ぬり箱入

右御用御書付・御帳面、此度貴殿名主役被　仰付候ニ付、悴源之丞跡名主役被　仰付ニ付、只今迄名主役ニ付申候諸帳面・書付不残相渡し候様ニ、勝部平蔵殿ゟ被　仰越候間、右目録之通相渡し申候、以上

深良村源之丞父
享保十九甲寅六月　清　意

源　蔵殿

享保十九甲寅六月
御用御書付目録

紙数拾弐枚

（裾野市深良　大庭重一氏所蔵）

八　明和二年一一月　茶畑村名主諸帳面・書物請取帳（横）

（表紙）

明和二年
名主諸帳面書物請取帳
酉十一月

茶畑村
役人

覚

慶安元年
一御水帳弐冊　御本書
田畑野畑屋敷
一御水帳三冊　御本書

貞享年中
一村指出し壱冊

右同年
一村絵図壱枚

加納文右衛門様
一村絵図壱枚

是ハ封不切
一立合絵図壱枚　久根村　茶畑村　公文名村　伊豆嶋田　佐野村

御判物安田勘左衛門様
一村絵図壱枚

一分間帳三冊　大沢山瀧沢通り

宝暦十一年巳年
一五人組帳控壱冊

宝暦十四年申正月
一寺社御定目

元文五年
一諸勘定江印形取定目

享保十八年
一御條目壱冊

元文六年
一村組井堰帳壱冊

伊奈半左衛門様
一御條目　宝永四年

一田植夫食控

大沢山炭請取
一請取六拾四枚

万治元年
一同壱枚

小から沢出入御判物元禄三年
一御裁許書壱本

大沢山寛延年中
一御裁許書壱本

一伊豆嶋田出入茶畑村返答訴状

右出入山留メ
一御指紙壱枚

一大沢山出入訴状返答

一御林証文三通

一見おろし新林壱通

中丸重左衛門鉄砲所持ニ付金子借用
一証文壱本

一片川番水書付控

一堂地改
社地改壱冊

一棟札改壱本
宝永五年子五月
一水論御裁許書写シ
寛永十六年
一指出し壱通
元禄五年
一浅間宮建立ニ付材木伐証文壱通
一山論之節公文名ゟ取候書付壱本
同断
一同壱本　麦塚ゟ取
一同壱本　堰原・二つ屋
込山金元利ノ
一証文壱通　忠蔵・太郎兵衛・甚左衛門・与祖右衛門・仙八
金八拾壱両永弐百九拾文
上土狩村　名主　藤三郎
右立会　麦塚村　名主　与惣治
不動堂
一証文三通
平松新田山論訴状返答
一弐本
品々
一縁付証文

一宗門帳下書　茶畑村 平松新田
一鉄炮帳弐冊　茶畑村 平松新田
一耕地切帳六冊
申年
一御割付弐本　茶畑村 平松新田
申年
一御通弐枚　右同断
同年月并金
一御通壱枚
一仕付反歩下書壱冊　茶畑村
一同壱冊　平松新田
一大廻り帳　茶畑村・平松新田共
元禄元年ゟ十六年迄
一御割付十六本
享保年中
一同拾弐本
右同断
一同八本
伊奈半左衛門様
一同八本　宝永年中ゟ正徳年中迄

宝永年中ゟ
一同四本
宝暦年中ゟ
一同十三本
延享年中
一同五本
寛延年中
一同壱本
寛保年中
一御割付四本
元文年中
一同五本
天和年中
一同壱本
延宝年中
一同五本
明暦年中
一同三本
承応年中
一同壱本
貞享年中
一同四本

宝永年中
一同弐本
大沢山出入、雛絵図共
一山絵図壱枚
申田方勘定帳
一壱冊
同役高帳
一壱冊
同役帳
一壱冊
同畑方取附
一壱冊
同湖水掛り取付
一壱冊
同大豆帳
一壱冊
同田方取付
一壱冊
同畑方勘定帳
一壱冊
持高帳
一壱冊

右之通立合相改請取申候所相違無御座候、以上

明和二年　　市郎右衛門㊞

　　甚左衛門㊞

酉十一月　　茶畑村　　与左衛門㊞

名主　伝右衛門㊞

同　仁左衛門㊞

組頭　新左衛門㊞

同　喜　助㊞

同　元右衛門㊞

同　太郎兵衛㊞

同　与祖右衛門㊞

同　喜右衛門㊞

百姓代　半　七㊞

同村

文治郎殿

右立会　義右衛門㊞

　　伊左衛門㊞

　　仙　八㊞

〆

紙数四枚

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

八一　寛政一〇年九月一八日（一七九八）　大畑村名主諸帳面・書物引継ぎ覚

覚

一水帳　　弐㊞冊

一御証文　　弐㊞本

一定輪寺山証文　　壱㊞本

一山絵ず　　弐㊞枚

一村絵ず　　弐㊞枚

一御割付（御領所分）　安永七戌年ゟ寛政ノ辰年迄　　拾㊞九本

一御割付　　都合　七拾三本
一皆済目録　　拾八本
一検見帳　　弐冊
一大畑村明細帳　安永六酉年　　壱冊
一内林帳　　弐冊
一私領五人組帳　　壱冊
一宗門人別帳　　壱冊
一御年貢名歩共　　弐冊
一御囲籾帳　　不残
一御領所銘々書上帳　　壱冊
一箱弐ツ同御廻状箱　　壱ツ
一斗桝壱ツ　同壱升桝　　壱ツ
一壱升五合入壱ツ　　都合三ツ
右之通慥ニ相渡申候

寛政十年　　与右衛門㊞
午ノ九月十八日　　儀兵衛㊞
立合人　　弥右衛門㊞
立合

百姓代　権左衛門㊞

庄　蔵殿

（裾野市大畑　市川義朗氏所蔵）

六二　文化八年（一八一一）四月一一日　茶畑村名主見習任命願書

乍恐書付ヲ以奉願上候御事

一私悴常次郎儀、当未十七歳ニ罷成申候、何卒御役方為見習差出シ申度奉願上候、右奉願上候通り被　仰付被下置候ハヽ、難有仕合可存候、以上

文化八辛未年四月十一日

茶畑村
名主　林　蔵

松尾佐久太様
松国平次右衛門様

右名主林蔵奉願上候通り相違無御座候、願之通り被　仰

付被下置候ハヽ、私共村方一同難有仕合可奉存候、以上

文化八辛未年四月日　　茶畑村

組頭　又四郎
同　伝蔵
同　久右衛門
同　庄兵衛
百姓代　太郎左衛門

平松新田

組頭　幸蔵

松尾佐久太様

松国平次右衛門様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

㈢　文化一〇年正月吉日　御宿村組頭年中御用出勤控（横）

（表紙）

文化十癸酉年
年中御用出勤控
正月吉日　　駿東郡御宿村
与頭　半七

文化十一年
戌正月覚

一松長御役所江御年始壱人
正月三日

一小前壱人　　松長御役所へ半右衛門様御遣　源蔵
同五日

二瀬石取人足覚

一壱人　　甚兵衛
正月十五日

一壱人　　半右衛門

一壱人　権左衛門
一壱人　銀　蔵
一壱人　善左衛門
一壱人　善　蔵
一壱人　仁左衛門
一壱人　半　蔵
一壱人　文右衛門
一壱人　林　蔵
一才壱人　半　七
正月十六日
一小前壱人　吉窪行　賃百文
同十八日
一同壱人　同村行　賃百文　源右衛門

覚

正月二日
一松長御役所江御年始
らうそく　廿四文
三月十三日
一積金講御企之砌り斎藤様御順村ニ付石脇村迄出迎、即日中島村江御越被成千福村まて御送、但し善蔵両人
同十六日
一本堰芝付斉領壱人
但し馬数八疋六度追也
都合四十八駄也、尤廿四牧付
其内
芝拾六駄　本屋敷
同拾太　半兵衛向
土手通り
同拾壱太　冨右衛門
書谷通り
同拾壱太　銀蔵屋敷
田頭土手通り
〆四十八太也
但し当酉年芝不足ニ付、壱太ニ付三枚ツヽ、余分都合
廿七枚壱駄也
同十八日
一同所堰普請斉領壱人

外ニ
　人足弐人、馬壱疋出ス
三月晦日御着同四日御出立
一融通金之儀ニ付、和田代右衛門様御出役、三月晦日千福村まて御出迎、翌四月朔日佐野・石脇両村江御見舞之案内ニ行、同月二日右両村名主衆御答ニ参ル、同三日又々両村名主衆半七宅迄御出被成候、融通積金口数石脇村・佐野村・神山・岩波・公文名・茶畑・麦塚・二ツ屋、八ヶ村ニ而三口出来申候、同月四日代右衛門様御出立也
一四月四日千福村名主太兵衛殿・林右衛門殿両家へ融通金加入進メニ参、各趣法帳壱冊ツヽ、預ヶ置候
四月廿三日
一新堰芝附斉領壱人
　但し馬数弐拾弐疋　上ノ原より九度ツヽ、追
都合芝百九拾八太也
内
芝七拾太ハ　金屋せき・窪かいと両所
同六拾太ハ　うばこ澤橋上下
同三拾弐太　池田頭ゟ利左衛門裏迄ほ□割通り
同廿六太　上ヶ田庚申塚ゟ丁屋浮通り迄分
小以〆　百九拾八太也
右村々触込馬数
　馬拾壱疋　御宿村
同　弐疋　千福村
同　七疋　上ヶ田村
同　壱疋　金澤村
同　壱疋　葛山村
　〆廿弐疋
四月廿五日
一同所堰斉領壱人
人足割
うばこ澤水門上人足三人
同所水門下壱人〆四人　丁場

同橋下三人　上ヶ田ゟ弐人　〆五人之処也
金屋せき四人丁場也
窪かいと六人丁場
同廿五日
一同所人足壱人出ス
同廿二日
一同芝附馬壱疋出ス
五月六日
一本堰しから斉領壱人
同日
一同所しから人足壱人
五月廿二日立
一松長行泊り、用水不足ニ付御注進口上のミ
六月朔日
一廿四文　浪人弐人　取替遣ス
六月十四日
一松長行弐人、積金御調達ニ付、御酒被下泊り
同十八日
一古奈御役所行弐人、積金書役被仰、其上酒被下十八日夜泊り
六月廿四日
一積金講一件ニ付、古奈御役所行、廿四日ゟ廿九日迄泊り、尤席手之砌り旱損注進書差上申候
右積金講首尾能初会相済候ニ付、御上様ゟ為御祝義金弐百疋被下置頂戴仕候、右御礼として合酒弐升、松長・古奈双方御代官様へ差上申候
七月廿三日四日此割□十文ツヽ
一積金郡中諸掛り人足等之儀ニ付、松長寄合泊り弐人、らうそく弐十六文
九月十七日
一旱損ニ付、御見分願ひ松長御役所行、らうそく弐十六文
十月朔日
一旱損帳面出来ニ付、松長御役所江持参御見分願ひ壱人、尤松長ニて暮ニおよひ使壱人連帰り申候
らうそく三丁代六十四文
一積金講弐会目九月十一日ニ古奈着、十二日座鬮、十三日本鬮相済、十四日帰着
十月十日
一田方御見分以後御機嫌伺ひ弐人泊り、らうそく弐十六

文

彦九郎同道也
一十一月十日田方格別不作ニ付、拾ヶ年賦願ひ弐人泊り、
同日上ノ原荒地御年□□村弁納之分御用捨願ひ書差出
し申候、らうそく壱丁弐十六文
一十一月十八日江戸御役人衆御目見泊り弐人、らうそく
弐十六文
彦九郎同道也
一同廿四日松長行、旱損引被仰渡、并ニ上野原御用捨引
拾ヶ年相願申候処、五ヶ之間御用捨ニ被仰渡候、若又
五ヶ年ニ而土手出来兼候ハヽ、其節又々五ヶ年御用捨
相願候様被仰渡候
一らうそく弐挺代五十文
一閏十一月晦日松長宿屋九左衛門無尽、翌十二月朔日郡
中割其外種々御用等有之、十二月二日迄相掛り申候、
尤私用有之原宿へ罷越シ、三日帰宅、都合四日相掛り
申候、内壱人私用引、三人村用也
〆才領五人

役所行十七人

六月十八日
一弐百四十九文　古奈村いせ屋払、雑用酒代共
此分松長宿九左衛門殿渡し
十二月廿六日済

一米壱俵半　○組頭米　給料
一廿四文　○浪人へ遣ス
一弐百文　○らうそく代〆
一弐貫八百八十八文　○古奈無尽残り金割
但し四拾石半分
一弐貫六百八十七文　○同寛政七卯年高割
一七百五拾文　○上野原役料　当酉旱損ニ付用多
受取
一壱貫五百文　○筆墨代二ツ割
一壱貫四百八十七文　廿七俵かへ
一百十弐文　○白米弐斗代
人足飯料御礼金とも

㊞一御用状壱通　　松長村出
三浦様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

㈣　文政八年（一八二五）七月　佐野村名主大借用欠落一件片付方取極め一札

一札

一此度当村名主常蔵殿義、不埒ニ而大借用仕欠落被致候ニ付、御拝借其外諸借用片付方之義難及勘弁、組合御立会之上御世話被下忝奉存候、然ル上者右片付之義ニ付、何事ニよらす御組合御名主中御勘弁相背申間敷候、猶又年賦金者不及申、当金納共　御上様より被仰付次第違背仕間敷候、仍之惣百性一統連印仕候、依而如件

文政八酉年七月

佐野村
組親　平　内㊞

八　平㊞
藤　七㊞
平右衛門㊞
佐五右衛門㊞
仲右衛門㊞
永　吉㊞
組親
惣左衛門㊞
甚　兵衛㊞
勇　吉㊞
吉右衛門㊞
み　よ㊞
組親
源右衛門㊞
類　蔵㊞
平　兵衛㊞
平　蔵㊞
七　蔵㊞
組親
常　七㊞

定蔵㊞
惣右衛門㊞
林蔵㊞
介左衛門㊞
佐太郎㊞
組親　源助㊞
林右衛門㊞
八十八㊞
甚右衛門㊞
組親　儀兵衛㊞
平八㊞
幸蔵㊞
弥左衛門㊞
宇兵衛㊞
組親　清右衛門㊞
半治㊞
与右衛門㊞

新七㊞
熊蔵㊞
勇介㊞
為五郎㊞
甚兵衛㊞
組親　助右衛門㊞
幸蔵㊞
永介㊞
伊右衛門㊞
七左衛門㊞
組親　茂三郎㊞
鉄蔵㊞
九左衛門㊞
彦次郎㊞
林蔵㊞
組親　順蔵㊞
弥右衛門㊞

祖右衛門㊞
勇八㊞
瀧蔵㊞
組親
源蔵㊞
助左衛門㊞
惣八㊞
宇八㊞
平吉㊞
佐介㊞
組親
藤右衛門㊞
重左衛門㊞
玄意㊞
繁蔵㊞
惣七㊞
定右衛門㊞
惣右衛門㊞
長七㊞

伝左衛門後家㊞
組親
要右衛門㊞
惣左衛門㊞
永左衛門㊞
由松㊞
組親
吉左衛門㊞
元右衛門㊞
又治㊞
惣兵衛㊞
染右衛門㊞
忠治㊞
佐七㊞
組親
市左衛門㊞
増右衛門㊞
五右衛門㊞
惣八㊞
勇右衛門㊞

組親　茂　介㊞
伝　蔵㊞
源左衛門㊞
与平治㊞
茂兵衛㊞
組親　幾　蔵㊞
嘉左衛門㊞
佐兵衛㊞
八　蔵㊞
甚三郎㊞
組親　市右衛門㊞
繁右衛門㊞
忠　八㊞
善　蔵㊞
八兵衛㊞
茂三郎組　源左衛門㊞
要蔵組　八百吉㊞

儀兵衛組　武左衛門㊞

御組合
御名主中様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

㊎　文政一一（一八二八）年正月吉日　小田原藩領名主惣代順番帳（横）

（表紙）
文政十一年
子之歳名主惣代順番帳
正月吉日

年玉
一銭五百文　両御代官様半紙拾状つゝ
一同　金弐朱也　御手代様
一同　同壱歩也　定宿江
一同　銭百弐拾四文　郡組御頭江半紙五状
其外

御役所年礼計り

暑中御見舞

一金三分也　掛御三人様江金壱分ツヽ

一銭五百文　地方御手代様・郡御頭様江半紙五状

〆

其外

御役所様手札計

寒中御見舞

一金三分也　御掛り様御三人江金壱分ツヽ品物

一銭五百文　地方御手代様・郡組小頭様江半紙五状也

一金壱分也　大廻り様御出会御手代様江

一金壱分也　大廻り様ノ節納方御両人江弐朱ツヽ

一同壱分也　大廻り様御台所小奉行様江

一同弐両也　米取小奉行様御両人江御礼

一銭百弐拾四文　小頭様へ半紙五状進物

〆

其外

御役所様江手札計り

一　佐野村

正月廿二日ゟ同四日迄

一　小田原助郷無尽口数取極メニ付惣代三日勤メ

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

（包紙表書）「安政三丙辰年二月六日　相役名主役　敷札」

（一八五六）

六六　安政三年二月六日　御宿村相役名主入札

甚平高札」



覚（包紙封印有）

湯山保三郎

名主役　甚平

宮内左衛門

「甚平」
「甚平」
「名主甚兵衛」
「名主し甚兵衛」
「御名主役甚兵衛様」
「甚平様」
「名ぬしじん兵衛」
「甚兵衛」
「御名主役甚兵衛様」
「御名主甚兵衛」
「名主し甚兵衛」
「名主甚兵衛」

（入札敷札）
「名主甚兵衛様」
「甚平」
「なぬし甚兵衛」
「なのし甚兵衛様」
「名主役甚兵衛」
「甚兵衛様」
「御名主役甚平様」
「一名主甚兵衛」
「名主甚平」
「御役人甚兵衛様」
「御役人甚兵衛様」
「甚平」

「（ぬ欠）なし甚兵衛」
「名主甚兵衛」
「甚平様」
「相役名主甚平様」
「甚平」
「名主甚平様」
「名主甚兵衛」
「名主甚兵衛」
「なぬし甚ん兵衛」
「御役人甚兵衛様」

「御名主宮内左衛門」
「名主合役宮内左衛門」
「名主役宮内様」
「名主九内左衛門」
「御名主役宮内左衛門様」

「御名主役宮内左衛門様」
「御役永助様」
「名主永助様」
「名主永助様」
「御名主役永助様」

「名主役半右衛門様」
「半右衛門」

「御名主役多分付」
「御名主役多分付」

「新」
「（不明）□」
「（白票）　」

（口絵参照）

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

七　安政三年（一八五六）　御宿村村方組親出会着到帳（横）

（表紙）

安政三丙辰年
村方与親出会着到帳
御宿村
名主吟平

四月十日夜
御領主様御賄一条并ニ助郷一件申渡し候
新堰普請所渡し候義出会

市左衛門
丈七郎　代十蔵
仁右衛門
平作
勇吉
永助

源　蔵
宮内左衛門
久米右衛門
迎受　宇右衛門
迎受之処不参人　折　助
保　兵　衛
半右衛門　他行ニ付不参
丈右衛門　市左衛門兼
甚　兵　衛
宮内左衛門
忠　七
平　作
仁右衛門
永　助　代佐助

同十四日夜、助郷被仰付候ニ付、村方へ申渡し候出会

源　蔵　代作兵衛
勇　吉　保兵衛兼
彦左衛門　不参人
保　三　郎
利　助

同十八日与親寄合、与下壱人ツヽ召連可出事

半右衛門
不参（保　兵　衛　代林兵衛）
勇　吉　壱人
（源　蔵　与下甚蔵）
不参（永　助　与下藤右衛門）
不参（宮内左衛門　代新蔵　与下平右衛門）

平山最寄取締

勇　吉
源　蔵
庄兵衛

五月五日、田方植付一条上ヶ田村ニて村講金不受取之相談候

平　助
甚兵衛

市左衛門（与下）
（丈右衛門（与下源助）
（忠七（与下和平）
（仁右衛門（与下義兵衛）
宇右衛門
元右衛門
八右衛門
（利助（与下忠兵衛）
平作（与下太郎兵衛）

上合最寄取締

永　助
宗右衛門
源　助

入や最寄取締

新　蔵
利　助
藤右衛門

新田最寄取締

元右衛門
兵左衛門

〆十一人

七月三日

雨乞ニ付葛山村雷神へ登山

平作　甚四郎
丈右衛門　永助
市左衛門　保二郎
保兵衛　忠七
源蔵（代甚蔵）　保兵衛
忠七　庄兵衛
仁右衛門　十蔵
利助　甚蔵
永助（代常吉）　三光院
不参　宮内左衛門（頼常）　彦右衛門
不参　半右衛門　長左衛門
不参　勇吉　宇右衛門
元右衛門

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

〈〈　年未詳　御宿村水帳村役人へ引渡しにつき願書

半七

乍恐以書付奉願上候

一御領分駿州駿東郡御宿村惣百姓一同奉願上候、先年ゟ数代彦三郎方ニ而名主役勤来候処、名主彦三郎退役後御水帳後役方へ付□□□此度帳面預り式右衛門同甚兵衛退役仕度申出候ニ付、後役取極メ之出会仕、評儀之上是迄度々村役人相替り候ニ付、御水帳之義者何れニ有之候哉、右□□□甚兵衛へ相尋候処、右両人ニ而永々名主役□(相カ)勤候彦三郎後代保三郎方へ相尋候処、先年御検地御改之節御案内仕候ニ付永々所持仕居候由申し候ニ付、其段惣百姓へも申聞候処、村方ニ而申候者、全ク御水帳之義者村方惣高之帳面御座候与相心得罷在候間、当役方へ御渡被下候様無心申入候得共、承知無之、保三郎方ニ而被申候ニ者何時成共　御上様御用之節又者、村方ニ而入用之節ハ貸遣し可申候得共、渡切ニいたし候義者相成不申候由被申候ニ付、□□□奉願上候者、何卒　御上様御威光を以右御水帳当村役人へ相渡し候様被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、右□□□被仰付被下置候ハヽ、惣百姓一統有難仕合奉存候、尚委細之義者御尋之節乍恐口上を以可奉申上候、以上

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

2　村議定

元禄一三年二月一五日（一七〇〇）　茶畑村村議定

相定申書付之事

一苗代草取申日限三月朔日ゟ取可申候

一苅敷苅申日限三月廿日ゟ苅可申候

一田植申節昼食半更ニ可致事

一苅敷昼食　右同断

一林ニ而薪盗苅り申者過銭五百文

右之通り村中相談ニ而相定申候上ハ、少茂相背申間敷候、以上

元禄十三年　　茶畑村

辰ノ二月十五日　　佐右衛門㊞

　　権左衛門㊞

庄左衛門㊞
太郎兵衛㊞
七郎左衛門㊞
九兵衛㊞
久右衛門㊞
忠左衛門㊞
伊右衛門㊞
孫兵衛㊞　与左衛門
覚左衛門㊞　佐五兵衛
庄兵衛㊞　十右衛門㊞
七右衛門㊞　与四右衛門㊞
五兵衛㊞（たき頭）　藤平㊞
九左衛門㊞　又兵衛㊞
四郎兵衛㊞　甚兵衛㊞
善兵衛㊞　彦兵衛㊞
仁左衛門㊞　武右衛門㊞
七右衛門㊞　佐五右衛門㊞

勘兵衛㊞　忠右衛門㊞
加兵衛㊞　藤左衛門㊞（中丸）
市兵衛㊞　八左衛門㊞
伊兵衛㊞　彦右衛門㊞
新右衛門㊞　善左衛門㊞（ちや）
太兵衛㊞　忠兵衛㊞
作兵衛㊞　次兵衛㊞
甚兵衛㊞　与右衛門㊞
甚太㊞　五右衛門㊞
又兵衛㊞　八兵衛㊞
長右衛門㊞　伊左衛門㊞
彦兵衛㊞　杢左衛門㊞
佐五右衛門㊞　覚右衛門㊞
甚左衛門　徳左衛門㊞
平兵衛㊞　杢右衛門㊞
又左衛門㊞　与五兵衛㊞
善右衛門㊞　半左衛門㊞

久左衛門㊞　藤右衛門㊞
仁左衛門女　房㊞　平　三　郎㊞
長　助㊞　市　兵　衛㊞
四郎左衛門㊞　五ミね　兵　衛㊞
市右衛門㊞　宇左衛門㊞
清右衛門㊞　与右衛門㊞
留　兵　衛㊞　八　兵　衛㊞
伊左衛門　九右衛門㊞
権右衛門㊞　勘左衛門㊞
仁　兵　衛　市左衛門㊞
次郎左衛門㊞　権　平㊞
佐五兵衛㊞　五郎右衛門㊞
清　三　郎㊞　伝　四　郎㊞
八　兵　衛㊞　善　兵　衛㊞
次郎右衛門㊞　□　兵　衛㊞
文右衛門㊞　清　十　郎㊞
徳　兵　衛㊞　市　兵　衛㊞

半　十　郎㊞　加　平　次㊞
惣左衛門㊞　所左衛門㊞
一ノせ長左衛門㊞　惣　兵　衛㊞
曾右衛門㊞　□郎兵衛㊞（惣兵衛判）
与三兵衛㊞　才　兵　衛㊞
ぬい右衛門㊞　新　三　郎㊞
権　三㊞　伝　三　郎㊞
伝　十　郎㊞　十左衛門㊞
一ノせ長　九　郎㊞　助　作㊞
道上彦左衛門㊞　孫左衛門㊞
ちや伊左衛門㊞　金右衛門㊞
たき頭作右衛門㊞　与三左衛門㊞
庄右衛門㊞
三郎左衛門㊞

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

29　宝暦三年九月　旗本稲葉氏申渡深良村百姓請書帳（堅）

（一七五三）

（表紙）

宝□□□（暦三年カ）

駿東郡深良□

九　月　□

（下半分欠）

相定申一札之事

一　切支丹宗門御改之節年々被仰渡候御法度之趣皆相守可申事

一　従　御公儀様御尋者有之候節者、縦親子兄弟たりといふ共片時茂隠置申間舗候事

一　博奕之義者不及申碁・将棋・双六・的の類何ニ而茂かけ事一切仕間敷候、若右之類宿等仕候者ハ閉門為致吟味之上如何様ニ茂可被仰付候、尤其類仕者同科可被仰付候事

一　其所慥不成男女之旅人一宿ニも仕間敷候

附り、売物等元不知もの一切買取申間舗候、惣テ押買安買等不仕相応ニ売買可仕候、且亦村ニ而当人慥不成者ハ五人組近所相断指図儀諸色売買可仕事

一　御支配御役人様者不申及他領御役人様并其村役人衆中江無礼等無之様ニ仕、祝言届ヶ御節句祝日ハ村役人中江急度相勤可申候、勿論山里江も張出候節御領分之内馬乗り候事堅仕間（敷脱カ）候事

一　父母江孝之道心懸ヶ夫婦兄弟諸親類むつましく、召仕之下人に至迄万事順路ニ相心掛ヶ可申事

一　大小百性無田之者迄他所江罷出候節ハ縦令一夜泊り成共近所江相断、又ハ二夜三夜泊り候訳候ハヽ、村役人方江訴江罷出可申事

一　子供并ニ家来等夜前遊ニ参候共五ツ限りニ相返シ可申候、勿論風俗等分相応ニ為致可申候

附り、不義仕外等無之様可申付候、若不埒之義有之ハ急度可被仰付事

一面々子供并ニ召仕之者ニ至迄徒党ヲ結ヒ、又ハ悪心ヲ以テゆすりかましく義少々成共仕候ハヽ博奕同科可被仰付候、惣テ人ヲ掠メ候義申合セ堅ク為致申間敷候事

一村〻奉公日用之者他所江罷出候義、前々〻〻被仰渡被置候通組々ニ而致吟味一切出申間敷候、尤召抱候男女我侭申主人ニ暇出候而家出仕候ハヽ急度人代出シ、又ハしきせ給金一倍増ニ而其親類請負取立、主人江相通シ可申候、且又主人之気ニ合ヒ不申障出候ハヽ依其品ニ請人と相談ニ而出シ可申候、猶又幼少〻〻年季ニ相極置下人等、生長以後我侭申主人之申付候儀背被遣ハ不申候ハヽ、親証人〻〻急度人代為差出可申候事

一御年貢御役被仰付候日限通り急度上納可仕候、万一病難ニ而上納成兼候者有之候ハヽ、組中ハ勿論村中打寄相談之上急度上納可申候、其者茂相談之筋相背申(ママ)申間鋪候事

一惣百性之内我儘申村中ニ順不申者有之候ハヽ、早速訴出、御相談之上急度被仰付可被下候事

一村中ニ若相煩候者有之、田地仕附耕作等成兼候節ハ、村中打寄助合田畑荒不申候様ニ可致候、縦令如何様之煩ニ而も見捨申間鋪候事

一村中大小百性男女共盗人ヶ間敷者御座候ハヽ、其組〻〻早速可訴出候、若隠置候ハヽ、其組如何様ニも可被仰付候事

一悪心ヲ以テ私欲ヲかまへ地論水論或ハ山論不依何事ニ出入ヲ不可好、縦令出入出来候共五人組ハ不申及名主組頭衆打寄、何れ茂之了簡相背申間鋪候事

一若訴訟之事有之節名主組頭等差置御役人様江御直奏申上候ハヽ、理悲ニ不構其者越度ニ御申上可被下候事

一出生不慥男女之旅人或ハ坊主山伏至迄時之妙抔申仕茂一夜之宿茂貸シ不可申候事

一村中内林ニ而木もや草苅敷其外何ニ而茂、入込盗取候義見附候ハヽ、不依男女ニ礒鎌ハ不及申、前々〻〻定置候

通り過銭三百文組中ゟ取立林主方江急度相渡可申候、

礪鎌之義者見付候者取置可申候、縦令親類縁者たりといふ共みのかしに仕候ハヽ右同罪ニ可被仰付候事

一林之内ニ而山芋一切ほり申間敷候、勿論野山之儀ハ掘り候而も穴うめ可申候、若其侭差置候ハヽ野山共御留メ可被成候、并ニ牛馬等林之内江是又はなし申間敷候、若相背候ハヽ其組何れ之越度ニも御申付可被成候事

一古林之外新林一切仕間鋪候、尤野境木苗等植出申間敷候、此趣野境林主相心得可申候事

一当村猪鹿久根先々之通春秋両度杭木取替年々随分入念可仕候、尤久根廻り木戸たて等年中無不参急度相勤可申、若不埒ニ仕候者有之候ハヽ其組越度ニ可被仰付候事

一此間所々江寄集り大酒致法外成義多有之候ニ付、向後左様之義為無之酒屋并小売等一切為致申間鋪候、尤祭礼・祝言・普請・日待・其外無尽・馬扱・とむらい之節者格別、其外無益之酒相用候事堅仕間鋪候候、（ママ）若猥ニ売買仕候ハヽ双方ゟ過料為出可申事

右之条々村中惣百性立合相談ヲ以相定申上ハ永々相背申間敷候、若違犯仕候者有之候ハヽ御仕置ニも何分可被仰付候、為其村中連判仕一札如是御座候、仍テ如件

宝暦三年
酉九月

上原
伝　兵　衛㊞　戸右衛門㊞　源　六㊞
弥右衛門㊞　弥　三　郎㊞　作　兵　衛㊞
新　内㊞　文　蔵㊞　市兵衛後家㊞
源　兵　衛㊞　弥　助㊞　権　八㊞
清右衛門㊞　治左衛門㊞　弥　七㊞
源右衛門㊞　元　八㊞　勘左衛門㊞
又　七㊞　角左衛門後家㊞　伝　十　郎㊞
喜　代　八㊞

原

仲右衛門㊞　与兵衛後家㊞　平十良㊞
彦右衛門㊞　久四郎㊞　仁左衛門㊞
仁兵衛㊞　忠右衛門㊞　徳右衛門㊞
与右衛門㊞　由左衛門㊞　藤八㊞
半兵衛㊞　市兵衛㊞　清八㊞
清九郎㊞　惣兵衛㊞　文七㊞
次郎右衛門㊞

切久保

長右衛門㊞　権八㊞　武左衛門㊞
仁右衛門㊞　善兵衛㊞　八右衛門㊞
惣七㊞　左右衛門後家㊞　善七㊞
伝六㊞　治兵衛㊞　市兵衛㊞
藤助㊞　惣八㊞　太郎兵衛㊞
権八㊞　六らう㊞　七郎兵衛㊞
伝八㊞　仁左衛門㊞　武兵衛㊞
次郎兵衛㊞　平蔵㊞　喜右衛門㊞

円堂原

武右衛門㊞　清六㊞　伊兵衛後家㊞
義助㊞　定八㊞　利兵衛㊞
彦八㊞　忠三郎㊞　孫右衛門㊞
只七㊞　半内㊞　松右衛門㊞
惣助㊞　与右衛門㊞　甚六㊞
清助後家㊞　半六㊞　市左衛門㊞
源八㊞　友八㊞　市郎右衛門㊞
伊左衛門㊞　十右衛門㊞　平七㊞

南堀

源内㊞　伊六㊞　利左衛門㊞
長七㊞　源五郎㊞　九兵衛㊞
平八㊞　団七㊞　弥平次㊞
半三郎㊞　甚右衛門㊞　源七㊞
甚助㊞　岡右衛門㊞　新八後家㊞
庄右衛門㊞　団右衛門㊞

（裾野市深良　志村守雄氏所蔵）

九一　天明二年（一七八二）一二月　富沢村年貢納方などにつき取極連印一札

一札之事

一去九月御検見後私共御役方江被呼御召被御申渡候ハ、当稲作自分共并長百姓立会毛上相改差上御検見首尾能相済候上ハ、右之以毛附差引相極メ可申付筈候得共、風中り之事故万一少々之目違等茂有之、定之内不足米有之節ハ麦作差出ゟ外者有之間敷候、致左様候而ハ来年之作業差障にも相成可為難儀間、用捨之せしむる上ハ随分太切（ママ）に取集、平年ゟハ各別ニ始末能散米等致無之様、壱升たりとも余計ニ収納仕候様被御申渡、一同難有御請申上候而段々苅入仕、田植米等も借居仕并ちり打等迄茂入候而収納仕候所、不同之儀も可有之候得者別紙之通御座候、然所私共致方不埒仕方思召各方江被御申渡趣被御申聞致承知驚入奉存候、左候ハヽ此上御窺等ニも被遊候ハヽ小前者共悉被御召出御尋請数日詰合居候ハヽ女房子共迄飢命ニおよひ可申と歎ヶ敷奉存、組頭中御願申何卒御訴訟申上度御願申候所、御聴澄被成被下是迄之仕方御赦免被成被下候段一統難有仕合奉存候、右ニ付以来之処御定被御申渡委細承知仕候

一凶年ハ勿論平年たりとも春定ニ難取集存候ハヽ地主へ願差引極メ可苅取可申事

附タリ

差引熟談不調上田ニいたし候節、弐割引迄ハ下作人麦作仕附取可申事

弐割ゟ以下弐割半三割余差引ニ而上り田之節ハ、地主ニ而麦作仕附取可申筈之事

雖然弐割迄差引熟談不調上り田之節、作人訳悪敷勝手ヶ間敷躰候ハヽ品ニゟ上限ニ而、地主方ニ而麦作仕附取可申極之事

弐割半三割四割之差引ニ而茂上り田相成候而茂、永煩いたし候欤又ハ何れ之凶変にても、上り田相成候ハヽ組合親類立会以取持、麦作下作人仕附可

申筈之事

一旱損年ハ仕附養共各別之出勢無之候而ハ実成不申事故、地主下作立会前条之極□不相抱、其節之被上以相極メ可申事

一熟年ニ而も仕附米借入候ハヽ、其田之分ハ借方へ勘定を立、翌年之差支ニ不相成様可致事

一毎年極月廿日限田方皆済可致定事

右前條趣以地主作人遂熟談致収納、御田地相続仕候様ニ御申付承知仕候、殊此節御拝借等之儀御苦労被成被下御願下シ、則奉御拝借御年貢御役金御上納御皆済仕候而難有仕合奉存候、然上ハ村役人中御相談之上被御申付候趣聊も御違背申間敷候、為其一紙連判仍如件

天明二年　　冨澤村

寅十二月　　文　蔵

藤右衛門㊞　　安　兵　衛㊞

三右衛門㊞　　元右衛門

兵右衛門㊞　　清　兵　衛

太郎右衛門㊞

治郎右衛門㊞

忠　八㊞

伝右衛門㊞

儀　兵　衛㊞

権左衛門㊞

勝右衛門㊞

多　仲㊞

源　次　郎㊞

忠　兵　衛㊞

孫右衛門㊞

平左衛門㊞

清　七㊞

久　兵　衛㊞

武兵衛㊞
賀左衛門㊞
惣兵衛㊞
惣左衛門㊞
七兵衛㊞
作右衛門㊞
弥左衛門㊞
八兵衛㊞

同村
村役人衆中

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

九二　天明六年一〇月（一七八六）　富沢村不埒者入札開札封印につき連判証文

（前欠）

右書面之儀者去ル辰六月村中相談之上致連判差出置申候処、今般又候不埒之者有之候様粗御聞及御糺ニ御座候、畢竟在宿等致候者乍存、右躰不法之輩意趣を含あたをもなすべき儀を厭等閑ニ仕候事故、村中一同申合致入札、既ニ村御役人惣百姓立会開札被成、落札之者御吟味之上何分之越度ニも可相成候処、村中菩提所定輪寺様右入札糺之上者、御制禁之条何分之御仕置可被　仰付候も難計候得者、右入札之義者御貰ニ被成度旨無拠被仰聞ニ付、此度入札之義御組頭中預りニ被成封印之侭ニ而差置キ、重而右躰不埒之義も於有之者早速右入札相開キ、落札之者何分ニ被　仰付候共毛頭申分無御座候、博奕流行仕候而者小前末々之者迄困窮之基ニ相成候義ニ付、御慈悲を以精々被　仰聞候義ニ付、此上相互ニ吟味仕候而少しもあやしき義無之様可仕候、為後日続添之一札致連判候条、依而如件

天明六午年十月

冨沢村
権左衛門㊞
清兵衛㊞

太郎右衛門㊞　　清　七㊞
元右衛門㊞　　久　兵　衛㊞
次郎右衛門㊞　　武　兵　衛㊞
藤右衛門㊞　　勇　助㊞
兵右衛門㊞　　加左衛門㊞
と　り㊞　　庄左衛門㊞
三右衛門㊞　　惣左衛門㊞
忠　八㊞　　弥左衛門㊞
な　る㊞　　八　兵　衛㊞
伝右衛門㊞　　甚右衛門㊞
さ　わ㊞
五右衛門㊞
多　仲㊞
源　蔵㊞
文左衛門㊞
陽　向
孫右衛門㊞

（後欠）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

29　文化五年（一八〇八）一二月　大凶作につき山方十カ村申合に富沢村惣百姓連印（竪）

（表紙）

文化五辰十二月
山方組合村々申合之事
富沢村
惣百姓共

当辰年近年ニ無之大凶作ニ付、組合村々役人共申合之上左之ヶ条村法度相立候

一来巳年礼之儀村内門礼ニいたし可申事
　但シ他所親類等年礼音物持参無用之事
一大小百姓凶作ニ付、年礼請不申由之札ヲ張、松飾り神前の外致間鋪事
一御年貢皆済者勿論、田畑小作勘定等不相立ものハ、煤払・餅搗・年礼致間敷事
　但シ勘定等相立候ものも、餅搗之儀は例年ゟ半減ニ可相心得事
一村役人古来百姓並長百姓之外合羽（カ）・ぬり緒の下駄・雪駄不相成、結帯・夏羽織無用、尤此儀ハ以来共相慎ミ可申事
　但シ諸音物贈答致間敷事
一何事ニ不依家々之子共・召仕のもの奢ヶ間敷儀分限ニ不応風俗不致様、親々主人ゟ此以後共相慎セ可申事
一芝居・角力等ハ勿論寺社祭礼法莚之場所江参詣ニ事寄、賑々敷場所江猥ニ罷出申間敷事
　但シ実々信心ニ候ハヽ群集之節を相省平日ニ参詣可致候、尤以来共右心得可申事
右之条々組合拾ヶ村役人共相談之上法度相立候ニ付、一村限り小前のもの共江申聞請印取之、寺社、医師等江も右之趣ニ相准し心得違無之様申聞違乱致間鋪候、
右ニ付村役人取極一札因如件

文化五辰十二月

竹　原　村名主
下土狩村名主
中土狩村名主
上土狩村名主
いつ嶋田名主
水　窪　村名主
冨　沢　村名主
一　色　村名主
納米里村名主
下長窪村名主

右者山方拾ヶ村御組合御役人中以御相談御取極之趣逸々御読被聞奉承知奉畏候、右ニ付奥印形差上奉候、以上

文化五辰極月

冨沢村小前百姓
文　助㊞

源右衛門㊞
民　蔵㊞
市郎兵衛㊞
庄　蔵㊞
孫　七㊞
藤　蔵㊞
善　兵　衛㊞
佐　吉㊞
太　七㊞
玄　悦㊞
元右衛門㊞
小左衛門㊞
太　兵　衛㊞
伊右衛門㊞
繁右衛門㊞
弥右衛門㊞
伊左衛門㊞

惣　七㊞
な　る㊞
仁　兵　衛㊞
安右衛門㊞
繁　八㊞
ま　つ㊞
源　兵　衛㊞
源　二　郎㊞
助右衛門㊞
利　助㊞
幸　七㊞
喜　兵　衛㊞
佐　兵　衛㊞
次　助㊞
平右衛門㊞

村内御役人中

前書之条相違無之候ニ付奥印致申処、仍如件

文化五辰十二月

組頭　平左衛門㊞
同　助左衛門
名主代　勇　蔵

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

文化七年（一八一〇）三月　博奕・強訴・飲酒禁制につき葛山村中定書

定書一札

一博奕之儀者前々ゟ堅御法度ニ被仰渡候処、猶又此度御役所様ゟ急度被仰渡候ニ付、村役人相談上村方一同ニ申渡シ候処、万一諸勝負事宿仕候者有之候者、名主宅江呼寄吟味致セ、其もの茂呼寄遂吟味、右宿仕候物為加躰過銭壱貫文宛五人組ニ申付役人方江取上、又者当取仕候物者右過銭壱貫五百文ツヽ役人立合以名主宅江呼寄座せきニ取上、又者中間ニ相くわはり候物者加躰として五人組江申付、一七日之内閉門ヲ申付候間、向

後諸勝負之類急度相守可申候、若脇ゟ相聞江候者其物
五人組外シ村はちぶニ仕、其外村方ニ而博奕見付次第
無隠御注進可申上候
一こうそ（強訴）・とゝう（徒党）・ちやうさん（逃散）致候もの、名主・組頭江
相聞江候者其ものとが重かるべし
一前々ゟ仰渡シ候へとも酒呑之儀近年猥ニ相成向後急度
相守可申候
右前書之通り少茂相背申間敷、村内之内者役人相談上
度々相廻り吟味仕候
文化七午三月日

茂左衛門㊞　安左衛門㊞　忠左衛門㊞　勘　六㊞
吉左衛門㊞　半右衛門㊞　定　七㊞　政右衛門
要左衛門㊞　又右衛門㊞　久左衛門㊞　伊　八㊞
治郎右衛門㊞　善左衛門㊞　勘　兵衛㊞　弥左衛門㊞
武　兵衛㊞　彦　兵衛㊞　源　蔵㊞　繁　八㊞
太　七㊞　清左衛門㊞　嶋右衛門㊞　藤右衛門㊞
佐右衛門㊞　平　治　郎㊞　与　惣　治㊞　長左衛門㊞

吉右衛門㊞　友左衛門㊞　嘉右衛門　喜　兵　衛㊞
弁右衛門㊞　与右衛門㊞　嘉　七㊞　伝　治　郎㊞
冨右衛門㊞　与左衛門㊞　佐五右衛門㊞　源　麟㊞
幸　助㊞　久米左衛門㊞　与　兵　衛㊞　才　治　郎㊞
祖右衛門㊞　元右衛門㊞　大　吉㊞　太郎左衛門㊞
伊　兵　衛㊞　忠　兵　衛㊞　太郎右衛門㊞　儀　兵　衛㊞
藤右衛門㊞　藤　八㊞　藤　八㊞　菊右衛門㊞
金右衛門㊞　太右衛門㊞　与祖右衛門㊞　嘉左衛門㊞
由　五　郎㊞　治右衛門㊞　儀　助㊞　善左衛門㊞
源　兵　衛㊞　甚左衛門㊞　幾　八㊞　佐五左衛門㊞
藤左衛門㊞　仲　治　郎㊞　清　助㊞　源　助㊞
久米右衛門㊞　七左衛門㊞　源右衛門㊞　徳右衛門㊞
勘右衛門㊞　仙　八㊞　甚　兵　衛㊞　勇右衛門㊞
常右衛門㊞　新左衛門㊞　幾右衛門㊞　繁左衛門㊞
重左衛門㊞　長左衛門㊞　要右衛門㊞　義左衛門㊞
友右衛門㊞　六左衛門㊞　太　吉㊞　甚　助㊞
太左衛門㊞　由右衛門㊞　定右衛門㊞

其右衛門㊞

名主　組頭　百姓代

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

文化八年正月　葛山村年貢未進多人数につき名主役継続のため村方倹約取極め証文

（一八一一）

村方取極メ証文之事

一去午年百姓仲間　御年貢御上納未進人等数多く、依之名主役ニ而取替金多く役義難勤メ由被仰聞、諸事けんやくニ仕取極メヲ以役目可仕由被仰候ニ付、村方相談ヲ以相極メ候条々左ニ記シ御目ニ懸ケ候事

一去午未進人皆済之義日限之通り出精為致、届キ兼候節者組合加判之者方ばりヲかつても急度御皆済可仕候、其上ニ而も届兼候ハヽ少々之儀者壱ケ月と弐ケ月者御勘弁ヲ以御日延被遊可被下候事

一春割ゟ初メ諸役銭等御役前之御触次第急度差上ケ可申候事

一諸祝義ハ銭遣り取り者以前之通飯□重之内抔者半限ニ致シ、米ニ而致酒祝義者半酒代ニ仕三月五月モ生身玉歳暮等迄以前ゟ軽く致スへき事

一酒之義者皆々随分相つゝしミ、掛ケ方ハ壱人前弐百文ニ限り其外者親元兄たり共一切取用ず、万一猥ニ大呑ミ仕候者有之バ、御吟味被下御とがめ可被下候事

一未進人者御皆済無之以前酒之義一切呑間敷候事

一分限ニ不応衣服并ニぬり緒・せつた・八幡緒之類、ぬり緒下駄・文羽足袋等者奉公人并ニ中ゟ以下之者等者相つゝしみ急度履間敷、親元ニ而相改、御主人ニ而も御吟味可被下候事

一からかさ等者奉公人たるべき者者先延引可ス事

一博奕諸勝負致ス者百姓仲間ニ壱人も無御座候、万一心もとなき方相見へ申候節ハ、組合隣組ニ而相改可申候、尤御役前ニ而も急度御吟味可被下候事

一百姓農業耕作并ニ諸職商為等も夫々の道々休日無之様ニ心懸ケ出情致、当暮格別之味（未）進人無之様ニ可心懸候

事

一無尽掛ヶ利送り等もとり兼取番之方難渋仕候ニ付、今年ゟ相改無尽会合ニ金銭積立ニ可仕候事

一無尽去午年迄之取番追々取ニ而甚込り居り候へ共、皆々堪忍ヲ仕今年ゟ利送り積立可申候事

一無尽数多く、掛ヶ金利送り届キ兼候ニ付、当年より三ヶ年之内新無尽仕立申間敷、然ル上者有来り候無尽休年仕間鋪候事

一組下タ之義者何事ニ不寄時之組親ニ而取計ひ違背為申間敷候事

右之条々堅ク相守り可申候上者、唯今迄之通り　御名主役御勤め被遊可被下候、万一於テ相背ニハ休役被仰出候共少シ茂御恨ミ申間敷候、為後日組親連印、仍而如件

文化八辛未年

正月日　　駿州葛山村

組親　茂左衛門㊞

同　忠　蔵㊞

同　忠左衛門㊞

同　勘　六㊞

同　藤右衛門㊞

同　佐右衛門㊞

同　与右衛門㊞

同　源　蔵㊞

同　藤右衛門㊞

同　永左衛門㊞

同　織右衛門㊞

同　音右衛門㊞

同　祖　八㊞

同　源右衛門㊞

同　善左衛門㊞

同　長左衛門㊞

同　常右衛門㊞

同　徳右衛門㊞

同　七左衛門㊞

同　源兵衛㊞
同　金右衛門㊞
百姓代　庄左衛門㊞
同　善蔵㊞
組頭　彦十郎㊞
同　忠右衛門㊞
同　政右衛門㊞

葛山村
平左衛門殿

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

3　村の訴訟

六　正徳五年（一七一五）正月　金沢村組頭諸事私欲につき罷免願

（前欠）
迷惑為致其上ニ而田畑買取申工ミ仕候、惣百姓当分□
田地永代ニ売渡シ申義何共迷惑ニ奉存候故、方々ニ而
内分仕、先々御年貢御役等迄皆済仕候得共、不叶惣百
姓之義ニ御座候得ハ、此上かり行何程も可有御座候得
とも、判形滞り候而ハ何共迷惑ニ奉存候事
一二
助八郎田地中畑弐反三セ壱歩、此代金弐両ニ組頭源七
郎方へ売置申候、源七郎方ニ而御年貢ハ御上納仕候得
共、御役ハ助八郎方ニ而相勤申候、助八郎親子渡世不
罷成候而少々之残り田地迄売払ハで不叶仕合ニ御座候
間、惣右衛門ハ助八伯父ニ而御座候ニ付、源七郎方へ
敷金ニ致置候田地、金子かり出弐両ニ而請返し御年貢
御役相勤申候、惣右衛門御役相勤申候得ハ、助八救之

為メニ罷成候、惣右衛門田地請返シ申候義、くセ事と源七郎申候而村中御年貢御上納不足十五両ヲ出シ、皆済為致候様ニと難題ヲ申候、助八親子渇命ニ及候間、惣右衛門方へ呼置当分扶持仕候、兄と甥(衍カ)兄と甥ニ而御座候故、扶持ハ仕候へ共、惣右衛門不叶身躰ニ而助八分之門役・家並役・諸色相勤申義難成候間、助八郎皮立百姓相勤候様ニ罷成候迄ハ村家並役御赦免被成候而可被下候、此外村中ニヶ様成ル事共御座候間、御詮義之上宜敷と被為　仰付可被下候事

一三　琉球人御通りニ付、人馬出シ申候、私共村へ馬壱疋余あたり申候得ハ源七郎上ヶ田村ニ而馬壱疋代金壱分弐朱ニ而倩(借カ)申候而村割ニハ代金弐分ニ仕候、ヶ様成ル私欲仕候間、其外役割等之義も如何様成ル私曲仕候哉、惣百姓無筆無勘ニ御座候得ハ、諸事不存ニ罷有申事

一四　去年八月、下和田村ゟ今市と申座頭一宿ニ金沢村へ参候節、組頭源七郎方ニ而銭弐百文くれ候而去暮ニ罷成候而役割へ入申候、尤少分之義ニハ御座候得共、自分之義理ニ出シ候而村中へ割懸ヶ申候事無躰成義と奉存候、惣而役割等之義、惣百姓立合相談ニ而可仕御仕置ニ御座候所ニ私共方江諸事知らセ不申候事、何共難心得奉存候事

一五　権三郎田地、今里村勘左衛門方へ代金弐両ニ売置候間、三年以前巳ノ暮ニ金子弐両組頭宇平次口入ニ而かり申筈ニ仕候故、組頭源七郎ニ証人判頼候得ハ、前度ゟ知らセ不申候とて加判不仕候、宇平次申候ハ我等壱両壱分口合可申候間、残而三分ハ源七郎ニかり而貰候様ニと御座候間、源七郎方へ無心申候得ハ口合不申候而漸々宇平次口入之金子壱両壱分之証人判計押シ申候而難義為致申候、又々源七郎方へ林之木成共売度由申候得ハ、夫も罷成間敷と申候故、何共権三郎迷惑仕、其段宇平治方へ去午ノ春ニ罷成候而咄シ候へハ、林之木宇平次方へ三分ニ買取田地請返させ申候、源七郎義者ヶ様成義数々仕候而惣百姓ニ難義為致申候事

一六　三十八年以前、野村彦太夫様御代ニ堤御普請御座候節、

源七郎田地之内、横壱間竪（タテ）六十間之場溝代ニ仕候と而
代金弐両ニ村中ニ而買置申候并ニ林壱ヶ所代金弐分ニ
買置申候所ニ、堤悪水ニ而押払成就不仕候故堀入不申
候得共、其節ゟ只今迄年々溝代弐畝歩分之御年貢御引
被下候、三十八年源七郎方へ作取ニ仕候、其上林もか
こい置年々伐取源七郎壱人之勝手ニ罷成候、右之通ニ
御座候間、溝代弐畝歩并ニ林共ニ村中ニ而買置候間、
村中へ相渡候様ニ被為　仰付可被下候、私共ハ弐畝歩
分之御年貢御上納可仕候、林之義ハ百姓薪取場ニ仕度
候間、御詮義之上相渡候様ニ被為　仰付可被下候、源
七郎義ハ組頭役乍相勤、ヶ様成私欲仕候而御公義様百
姓方両方を掠メ何共迷惑ニ奉存候間、源七郎組頭役被
御召上ケ、宇平次壱人ニ被為　仰付可被下候、両人ニ
而ハ惣百姓不勝手ニ御座候間、壱人ニ被遊可被下事
右之通少も偽り不申上候間、委細御尋之上口上ニ可申上
候、以上

正徳五年未ノ正月　　金沢村訴訟人

新太郎
惣右衛門
長十郎
武右衛門
加平次
角右衛門
九兵衛
喜八郎
惣右衛門
兵太郎
八右衛門
権三郎
半兵衛
長兵衛
平十郎
半七郎
八郎左衛門

御代官様

与右衛門

松平数馬様御知行所金沢村連判也　　彦七郎

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

九七　享保元年（一七一六）一二月五日　深良村貸金出入裁許状

以裁許申付候事

一次兵衛儀、拾三年以前ゟ御年貢諸勘定仕切無之、年々再三源之丞方江遂勘定候様ニと申処ニ、諸用取込候由ニ而打捨置候旨申之、源之丞返答書ニ次兵衛儀前方組頭をも致し勘定之節者立会様子存なから無勘定与申上候儀偽之由申候、然共其年々仕切不致候得者無勘定同意ニ候事

一御蔵米年々次兵衛買置、源之丞方ニ而払遣候代金請取残り并御年貢納過、其外利足定之金子利米滞、彼是金ニして可請取金高百弐拾三両余与申出之所、相違之由源之丞返答ニ有之、双方令対決候之処、源之丞申所其身方ゟ可遣利米を御年貢ニ押向ケ、年々未進之米金如此与目録差出ス、其金高元利〆百三拾両弐分余与記之差出ス、其上口上ニ而申候ハ、外ニ金四拾両戌七月二日相渡シ、内拾三両三分余御蔵米弐拾四俵預り分ニ遣候、相残ル弐拾六両余之訳不相知候付目録ニ差除候、次兵衛方之控見候ハヽ可相知与申之、次兵衛返答ニ戌年中左様之出入無之与申ニ付、遂衆議候処、次兵衛儀御年貢ニ利足を押へ継ニ致旨相尋候得者、源之丞方ゟ其節今年者利米之内御年貢ニ何程可差継与申故、年々其員数程差継、相残ル米金手前ゟ皆済候得共、仕切手形不差出与申之、其上次兵衛目録差出シ申立候ハ、右御蔵米代金并御年貢納過之分共ニ元金ニ而書上申処、前方相対にて差継候米金を未進と申、利足を掛ケ書上候付、次兵衛方ゟ茂返答目録差上度与申ニ付、書付取上令披見処ニ、御蔵米払代金并御年貢納過之金子ニ利足加金高〆三百三拾両余源之丞方ゟ可請取分与書出ス、此訳源之丞　上を不憚未進与申立、米三拾壱俵余并畑金拾三両弐歩（分）余米金ニ利足ヲ掛ケ、金高〆百三拾両余

可取分与書出候儀、如何利足を加へ可取事候哉、我儘至極成ル書付ニ候、然上次兵衛茂元金ニ而書出候金子共ニ利足を掛ケ三百三拾両余可取分と書出ス、是畢竟源之丞邪欲ニ迷不立申分ニ候、但シ利足付候儀ニ候ハヽ、此方ゟ可申付事ニ候、然上利足定者各別、其外者双方元金計目録ニ記之可差出旨申ニ付、目録取上双方引合候処、源之丞御蔵米代金押へ置候取懸り之訳相違見へ候、此儀互ニ証拠無之理非難分候、且米金押へ継ニ致候哉、差継を候哉、此両説茂難心得候、然共源之丞毎年米拾三俵余宛可差遣、利米之内并御蔵米代金押へ置候内己が方ゟ年々少々宛田畑納方ニ差継せ、相残ル米金申延し滞置候歟と疑敷事ニ候、次兵衛押へ継ニ決定するにおゐてハ急度越度ニ可申付候得共、此段双方申所難決候事

一　右ニ記ス戌七月二日次兵衛ニ相渡候由之四拾両金其訳不知候故、返答目録ニ除之由最初対決之節源之丞申候処、其以後目録ニ載せ戌年次兵衛御蔵買米百四俵買申内八拾俵前方相渡シ、残而弐拾四俵有之、此代金ニ拾三両三分余引候得者残而弐拾六両余渡シ過有之由書付出候、然共次兵衛其節買米百四俵と限り、外ニ買候御蔵米出入無之由ニ候得者四拾両可相渡訳無之候、殊其身口上ニ茂此儀者不分明之由四拾両と申金子不埒之至候、依之可取上子細無之事

一　右未進米三拾壱俵余之儀、源之丞方ゟ納置候と申出ル、是者過去ル事ニ候間差継尤ニ候、右之米三拾壱俵余引候而も定り之利米九拾壱俵余滞と相見候事

一　双方ゟ差出ス金高目録を以令割符之儀左之通

元金六拾壱両銀五匁壱分三厘　次兵衛目録之分書
銭三貫三拾八文　源之丞ゟ可取分
元金五拾三両弐分銀拾匁三分九厘　源之丞目録之分書
銭壱貫七百廿文　次兵衛ゟ借り申分
二口合金百拾四両弐分銀拾五匁五分五厘
銭四貫七百五拾八文

此金弐ツ割

金五拾七両壱分銀七匁七分六厘
銭弐貫三百七拾七文

内

金拾三両弐分　銀拾壱匁六分八厘
次兵衛可出畑方金ニ引

残而四拾三両弐分銀拾壱匁八厘
銭弐貫七百七拾七文

右之通衆議之上双方証拠無之条平均ニ申付之上ハ、右割符金高四拾三両弐分銀拾壱匁八厘銭弐貫七百七拾七文源之丞方次兵衛方江可相渡事

一　此度次兵衛訴出候三拾両金之事、証文有之源之丞借り金之儀利足定之内、段々相滞旨遂衆議候処無相違候、年々催促候得共、数年元利不相済上者、右証文ニ有之質物次兵衛方江急度可相渡之事

右之通双方衆議之上裁許申付者也

享保元丙申年十二月五日　勝之進㊞
市郎右衛門㊞
又左衛門㊞

深良村
源之丞
次兵衛

（裾野市深良　一之瀬和雄氏所蔵）

六　享保一九年（一七三四）一一月　深良村名主不埒金一件訴状

乍恐口上書ヲ以御訴申上候事

一　先達而御内意申上候源之允（丞）不埒金之儀、何卒内証ニ而埒明可申、旧冬ゟ様々と仕方候ニ而手寄之人ヲ頼分散ニ御無心申候得共、沼津半十郎殿方証文百性（姓）田地売証文ニ仕置候得者何分ニ茂埒明不申候、依之源之允田地引替可給と無心申候得共、縦源之允田地右買取申候田地ゟ過分ニ作徳有之候共、引替申義不罷成候由申候ニ付難義ニ及候、殊ニ源之允身躰金高三分一ニ茂足り不申、是又難儀至極ニ奉存候、右半重郎方百性田地売渡証文、殊ニ反別坪付別紙ニ渡置候得者重ク奉存候、源之允内証ニ百性田地売渡筋無之候、私共判形仕候者御屋敷様御用金ニ借用仕差上申候処ニ源之允内借ニ代米相払候故、百性田地請返可申代金過分ニ不足仕難儀至極仕候、依之若御　公辺ニ茂罷成候ハヽ御屋敷様迄御名茂出可申と奉存候、何卒内証ニ而相済申度、当春中

小田領(原脱)竹原村名主与兵衛殿・沼津町太治右衛門殿・同町金兵衛殿右三人御無心申、度々参頼入候得者右之衆様々御世話ニ被成下候得共埒明不申候処ニ、右金兵衛殿被申候者田地引替相渡ニ候義ハ埒明不申候、左様ニ而者達而不被申候、何卒半金茂才覚被成候ハヽ無心可申と被申候得共、半金ニ而茂百両余候得者只今ニ而者何分ニ茂才覚難成申候、其義茂尤ニ存候間、当年当年(行)中ニ金子五六拾両も出来候ハヽ残金之儀者両年ニ茂又候無心申可見由被申候ニ付、源之允親類并組中寄合相談仕候得共金子出来様無御座ニ付、親類共へも無心申、源之允田畑・家財・諸道具・山林不残売払皆々之世話ニ仕金子才覚仕候而茂金子調兼候ハヽ是悲(非)ニ不及候間、先金兵衛殿・与兵衛殿へ参金兵衛被申候通御世話頼入候得者右之訳半十郎方へ被申達候得共、右田地買取申金子壱分不足ニ而茂不罷成由申候故、右之衆菟角田地相渡外無之被申候、然者田地相渡申義百性田地ニ候得者難儀至極ニ奉存候、何卒御威光ヲ以御公辺ニ不罷成候様ニ被為　仰付被下置候様奉願上候

一去暮源之允立退候以後出申候願書壱通此度指上申候、前以指上可申候処恐多ク奉存候、指控候得共金主何分ニ茂内証ニ而埒明不申故此度指上申候

右御願申上候通り御慈悲を以早速事相済候様ニ奉願上候、以上

享保十九年　　深良村
寅ノ十一月

源　蔵
政右衛門
弥十郎
六郎右衛門
源五郎
源太郎
浅右衛門
友　八
八右衛門
源　六

御役人中様

源之允口上書写

一私儀四年以前ゟ当年迄御金御用被為仰付候、依之三嶋・沼津ニ而金子借用仕差上申候、右金子之内私身躰不勝手殊ニ去年家内不残煩、親并子共煩、親者当春中迄煩難義仕候、依夫私用ニ遣込、尤少々者百性方ニ茂借置候得共、取立埒明不申手前不埒ニ而三嶋・沼津へ返済難成及難儀ニ候故御願申上候、拙者家財・田畑・山林御公儀様へ差上申候、以御慈悲ヲ以御取上被為遊、拙者家財・田畑・山林配分ニ被仰付被下候ハヽ、難有奉存候

享保十八年丑十二月

深良村

源　之　丞　印

渡辺幸右衛門様

乍恐書付を以御訴申上候事

一先達而御注進申上候源之允不埒、何とそ内証ニ而埒明申度出情仕候得共、大借殊ニ証文田地売渡ニ仕置候故、田地引替ニ而割府(符)ニ致度由金主へも無心申候得共、埒明不申無是悲御訴申上候、然共金子才覚仕返済仕候而者少々不足ニ而も無心可申と世話人申候、依之御願申上候、何卒金才覚之手立御老弁(ママ)被為遊被下置候様ニ奉願候、公辺ニ茂罷成候而ハ難儀至極ニ奉存候、御慈悲を以源之允田畑・山村(秣カ)・家財等ニ而金子出来仕候様ニ奉願上候

一当正月松飾納候得者直ニ源之允親類とも呼集メ相談仕候ニ付、助左衛門其外衆迄茂頼入御屋敷御注進諸事相談頼入候、親類共ハ十四日迄七度参候得共助左衛門義漸々十五日七ツ時分御出被成候処、其節渡辺幸右衛門様御死去之書状参候得者、是ニ而者相談難成可帰被申候得共、又候寄合茂埒明不申故是悲御相談可申と頼入候得共、一円相談筋不被致候而被帰候故、私組相談ヲ

以諸事取計申候、其以後茂何角無沙汰仕候訳、能田地ハ敷金ニ渡置候故是茂割符ニ可入由申候得者、次左衛門やから申候故捨置、大平村へ参諸事御内意御相談頼入、彼是仕罷有此義者源之允へ意趣構、彼是被申候得共、内証ニ而埒明不申候得者、惣百姓不及申上々殿様御名迄出候義不□(宜カ)奉存候、右両人共心行相知相(衍)知候へハ頼候而茂一向村之為ニ相成儀少茂無御座候、不調法之私共何れニ茂取計可申奉存候、何卒内証ニ而相済候得者偏ニ仕合ニ奉存候、此上御老弁被成下私共難儀不仕候様ニ奉願上候

一源之允持高之内壱町弐反余敷金ニ相渡置申候、其内八反余右之金主ニ相渡為作置申候、然共高相訳不申御役御年貢源之允方ニ而唯今迄相勤罷在候へ者、此度配分割ニ可入申候処、彼是申者有之候故内証ニ而埒明申間敷奉存候、先達而御内意御訴申上候此分割合不仕候而者跡ハ不残悪田地計ニ而猶々埒明不申候、金子ニも相成申者是計ニ而御座候、右之借金割合ニ入田地茂割符ニ仕候様被仰付可被下候

一源之允家財・諸道具御取上金子ニ致候様ニ奉願上候、左様無之候而ハ金子茂出来不申、殊ニ金主方茂無心聞届不申候、御老弁之上金子出来仕候様ニ奉願上候

一源之允親類共へも何れニ茂相談候而内証ニ而埒明候様ニ被為仰付可被下候、若埒明不申候而者大勢之百性難儀及候まゝ随分世話ニ致候様ニ被為仰付可被下候

一源之允両親之義ハ村一ツ并私共見届可申候、妻子等ハ姑幾右衛門方へ御預候様ニ被仰付可被下候

右御願申上候品々被為聞召訳、御慈悲ヲ以願之通被為仰付被下度候ハヽ難有仕合可奉存候、以上

享保十九年寅十月

深良村

源　蔵

政右衛門

弥十郎

源太郎

六郎右衛門
浅右衛門
源□(五)郎
源　六
八右衛門
長右衛門
友　八

御屋敷御役人中様

乍恐書付を以御願申上候

斎藤喜六郎御代官所
駿州駿東郡沼津魚町
訴訟人　半　十　郎
　　十左衛門

質地并作徳米出入

稲葉主水様御知行所
同州同郡深良村

相手　源　太　郎
浅右衛門
六郎右衛門
長右衛門
源　五　郎
友　八
源　六
八右衛門
伊右衛門
政右衛門
源　之　允

一駿州駿東郡深良村源太郎・浅右衛門・六郎右衛門と申者所持之田地証文弐通反別合七町七反歩此高九拾六石六斗四合代金弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分ニ相定、去々丑春拙者共方江質地ニ取名主源之允、組頭政右衛門・伊右衛門、証人長右衛門・源五郎・八右衛門・友八・源六、右田地相賄、直ニ小作致度由相願候ニ付、

右之者共方ニ而御年貢御役相勤作徳米米百八拾七表弐(俵)
分八厘ツヽ、年々拙者共方へ請取申筈ニ相究、別紙小帳
帳面弐冊取置申候、去々丑年ハ作徳米之内米弐百表請
取申候、依之丑ノ年分米拾弐表七分弐厘過ニ御座候、
右過米之分拙共□(者脱カ)相返シ可申旨其節申談置候、然処ニ
去寅秋作被苅取候以後作徳米相渡候様ニ度々催促仕候
得共、彼是難渋仕只今まて一粒茂相渡不申候、至極難
儀仕候、其上当作之義茂拙者共へ断茂不仕作□□我儘
成致方迷惑至極ニ奉存候、依之右之段御地頭稲葉主水
様へ御願申上候へ共埒明不申候間、無是悲御訴訟申上
候、御慈悲ヲ以右之者共被為御　召出御吟味之上田地
并寅之年作徳米相渡し候様ニ被為仰付被下置候ハヽ難
有可奉存候、以上

享保二十年卯ノ八月

沼津魚町
訴訟人　半　十　郎
　　重　左　衛　門

御奉行所様

如是目安差上候間、致返答書来月十三日評定所江罷出
可対決、若於不参者可為曲事者也

卯ノ八月十九日　筑後
御用方御無加印　筑前
　　志摩
御用方御無加印　丹波
御用方御無加印　佐渡
　　下野
　　越前
　　紀伊
　　河内
　　越中

駿州駿東郡深良村
源　太　郎
浅　右　衛　門
六郎右衛門

長右衛門　源五郎　友八　八右衛門　源六　伊右衛門　政右衛門　源之允

右村　五人組　組頭　名主

乍恐返答書ヲ以御訴訟申上候事

稲葉主水様御知行所

駿州駿東郡深良村

返答人　源太郎　浅右衛門　六郎右衛門

長右衛門　源五郎　友八　源六　八右衛門　伊右衛門　政右衛門

斎藤喜六郎様御代官所

同国同郡沼津町

訴訟人相手　半重郎　重左衛門

一駿州駿東郡深良村組頭百性拾人申上候、同国同郡沼津町半十郎・重左衛門申上候者深良村源太郎・浅右衛門・六郎右衛門所持之田地質地ニ取、金子借申候趣ニ申上候得共、私共自分入用ニ借り申候義ニ無御座、勿論半十郎・十左衛門と申者面談仕候義茂無御座候、金子借用之義ハ私共村名主源之允ニ御地頭ゟ御用金役被

仰付、其上村方江被仰渡候者用金之儀ニ付、質地ニ百性田地源之丞差図ニ無違背書入、勿論証文加判共ニ源之丞差図ニ随可申候、返済之義者御年貢米ニ而源之丞方ゟ相済、百性苦労ニ無之様ニ被成可被下旨被仰渡候ニ付、数年御用金質地証文加判之義、源之丞差図次第ニ仕来申候事

一去々丑年、沼津半十郎・重左衛門両人之金子弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分名主源之丞与右金元両人相対ニ而借用申証文之義、源之丞相認判形取集メ前々之通加判仕候、然処ニ丑ノ暮源之丞欠落仕候ニ付、御地頭へ早々御注進申上候、依之御用金借シ申候三嶋・沼津之金元とも代米滞り迷惑之由致催促候ニ付、様子承候処方々不埒千万ニ御座候、別而半十郎・重左衛門両人金高弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分、但シ丑ノ年元利合右之金子代米七百三拾六表九分七厘八毛相渡可申処ニ米弐百俵相渡シ、残五百三拾六表九分七リン八毛源之丞滞り申勘定ニ御座候ニ付、其砌ゟ当七月迄半十郎・十左衛門方江私共詫言申候得者、源之丞欠落之故可致様無之候、乍不足源之丞家財・田畑四拾石余有之候間、請取埒明可給候様ニと詫人を頼段々申候得共承□無之何共迷惑至極仕候、尤源之丞ト金主半十郎・重左衛門相対之証拠御座候間、乍恐御披見ニ入申度奉存候

一半十郎・十左衛門申上候者、源之丞方ゟ米弐百俵丑ノ年作徳米ニ請取、内拾弐表七分弐厘過ニ御座候ニ付、過之分相返シ可申旨其節申談置候と申上候ハ、源之丞借り金ハ元金弐百弐拾壱両丑之年分利金三拾両弐分銀壱匁七分ニ都合弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分ニ而御座候得者、此外ニ米百八拾七表弐分八厘取被申候而ハ迷惑ニ御座候、源之丞義半十郎・十左衛門両人之勘定ニ伺仕候義と奉存候、御吟味之上弐百俵相返シ候様ニ被為　仰付可被下候、本人源之丞欠落仕候得者諸々取懸りの訳不慥ニ而何共迷惑仕候、偏ニ御慈悲奉願上候事

右之通少茂相違之義不申上候、御慈悲ニ私共退転不仕候様ニ被為　仰付被下候者難有奉存候、以上

享保二十年卯ノ九月

深良村

組頭　政右衛門
同　伊右衛門
源　太　郎
浅右衛門
六郎右衛門
長右衛門
源　五　郎
友　八
源　六
八右衛門

御奉行様

乍恐以書付を以(衍)申上候

一先達而申上候深良村名主源之丞、私共ニ申付候者当丑ノ年分御用金借証文ニ判形仕候様ニと申ニ付、数年仕候通相心得判形仕候処ニ丑ノ暮源之允欠落之以後、半十郎・十左衛門方ゟ御用金代米催促之手紙遣シ候ニ付、代米不足様子承段々詫申候処ニ此度半十郎・重左衛門申上候者源太郎・浅右衛門・六郎右衛門田地有合ニ買取之趣ニ格別相違之義申上候、右之金弐百五拾壱両弐分銀(衍)ト銀壱匁七分田地代金ニ而丑ノ暮相渡元金之様ニ申上候得共、格別之偏ニ御座候、源之允借り申候者丑ノ三月ゟ同八月迄ニ月々ニ借り元金弐百五拾壱両、此利金三拾両弐分銀壱匁七分、都合弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分ニ而御座候得者御用金ニ紛無御座候処ニ、田地有合ニ買取申証文ニ判形取申候者存之外成義ニ御座候、三月ゟ八月迄月々ニ借り申候金子田地代金ニ而者無御座候、依之証文金通帳・御地頭御蔵米請取并代米不足催促之手紙差上置申候、乍恐御披見之上御慈悲奉願上候、以上

享保二十年卯九月

稲葉主水知行所
駿州駿東郡深良村
組頭　政右衛門
同　伊右衛門
源　太　郎
浅右衛門
六郎右衛門
長右衛門
源　五　郎
源　　六
友　　八
八右衛門

御評定所様

一札之事

一田地七町七反歩之処、去々丑ノ年質地ニ取金子弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分相借申候処、右田地代金并作徳米共ニ相滞り申候ニ付、此度御奉行所江御願申上御裏書御判頂戴相付双方御評定所江罷出及御吟味候処、両宿并藤屋甚右衛門殿取捌を以右証文之金高弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分之内米弐百俵丑之暮ニ請取置申候、此代金六拾八両三分銀拾弐匁九分、此分残金百八拾弐両弐分銀三匁八分、右之内半金九拾壱両壱分銀壱匁九分ニ而相済、残半金者不足可致約束ニ而取捌相済申候得共、右之金子御当地ニ而才覚難成由ニ而国元へ罷帰り、右之金子相渡可被成旨来十二月四日迄御日延御願申上候、右四日ニ御済口差上候様ニ国元ニ而十一月廿五日切ニ急度金子御渡可被成候、右取捌ニ而相済申上者右之地所ニ付相掛候出入無御座候、金子相済候ハヽ双方此証文取返可申候、勿論質地并小作証文茂御評定所ゟ請取次第直ニ江戸表ニ而相渡可申候、若右之通相済不申候者本証文之金高弐百五拾壱両弐分銀壱匁七分并作徳米共ニ右御願申上候金高ニ而相掛り申候約束ニ御座候、然上者此証文可為返(反)古候、為後日一札仍而如

件

享保弐拾乙卯年十月

駿州沼津魚町
半　十　郎印
十左衛門印

横山町弐丁目
取扱人　夏屋
久右衛門印

南小田原町
同　大黒屋
与右衛門印

牛込御納戸町
同　藤屋
甚右衛門印

右之通ニ而相済シ申候

駿州深良村
源　太　郎殿
浅右衛門殿
六郎右衛門殿

長右衛門殿
源　五　郎殿
友　八殿
八右衛門殿
源　六殿
政右衛門殿

名主　源　蔵殿

右之本書有

乍恐書付を以御願申上候事

一源之丞沼津・三嶋借金御屋敷様御威光故諸色売物代等ニ而相調返済仕候、尤旧借之儀者売残田畑を以配分ニ仕諸事為増片付偏ニ難有奉存候、依之御願申上候者源之丞父母極老ニ御座候得者殊之外難儀仕候、数代之者と申殊ニ老衰之者之義ニ御座候得者何卒御慈悲を以御免被遊被下、本之居屋敷江御返被下候様ニ乍恐奉願上候、尤居敷(屋脱カ)之義茂一門共方へ渡置候得者当分借地ニ仕

候而成共指置申、其上一類之者共一同ニ而相談之上源之丞跡相続仕候様ニ御上意奉願上候、右御願申上通りニ御慈悲を以被為仰付被下置候様ニ乍恐御願被遊被下候ハヽ、偏ニ難有仕合ニ可奉存候、以上

元文元年辰六月

深良村
訴訟人　源　蔵
同　政右衛門
同　源五郎
同　六郎右衛門
同　浅右衛門
同　源太郎
同　源　六
同　□左衛門
同　友　八
同　八右衛門

綾部平蔵様

右願相済候ニ付、本居屋敷返ス

（裾野市深良　志村守雄氏所蔵）

九　寛保二年（一七四二）八月　御宿村・千福村村境定書

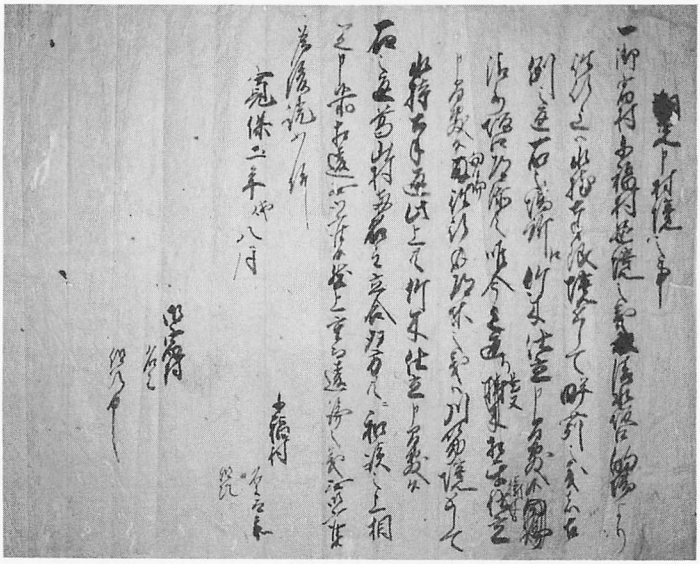

相定申村境之事

一御宿村・千福村邑境之義、清水坂口的場より往行迄ハ水持奉限境として畔苅之義者古例之通右之場所江竹木仕立申間敷候、勿論清水坂口道添共唯今迄通り樹木相互樹木仕立申間敷候、故往行道東之義ハ川筋境として水持土手通此上共竹木仕立申間敷候

右之通葛山村両名主立合、双方共ニ和談之上相定申候所相違無御座候、然上重而違論之義無御座候、為御証如件

寛保二年戌八月

千福村
名主　太兵衛
組頭　（ママ）

御宿村
名主
組頭中

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

100　明和三年（一七六六）二月　深良村名主諸事不埒につき吟味願

乍恐書付を以御願申上候

一先達而御願申上候かろうと其外堰々、何年ニ茂無之大破損ニ付、人足多分大掛り可申と奉存候、惣百性困窮故、人足数日相掛り候而者難儀仕候ニ付、何卒御役人様御世話を以早速出来仕候様ニ奉願上候、且又御慈悲ヲ以人足并扶持米被下置候様ニ奉願上候

一村役人不埒ニ付、猪鹿迄張強芋穴掘返シ種絶最早植付候節ニ罷成難義ニ付、村中申合猪狩初候所、助左衛門江戸ゟ罷帰り、直々組頭・助左衛門付百性呼付、不届至極之由申、人足一切出シ不申候、且又御預ケ之鉄炮惣右衛門・清兵衛・助八取留メニ仕、只今迄村用ニ一切相立不申故、去比大野吉大夫様迄御願置候故、組頭中江申達シ猪狩之節借寄候所、是又不届至極ニ申取上ケ組頭初壱人も不差出候、組頭ゟ届ケ有之候ニ付、差置申候助左衛門工を以猪狩堰々普請迄ニ相障り御田地為荒、百性退転可為致趣ニ相見江候得者、何分御役人様近々御越猪鹿ふせき塀々出来御田地荒不申候様ニ奉願上候

一助左衛門新規之取計ニ而水配迄味熟ニ致、去ル秋出水ニ深良村ゟ別而大水損仕候処、村役人恵（依）怙贔屓之取計大野吉大夫様江申上置候、其上夏作秋作別而不作之所、助左衛門工ニ而出入拵立、出府路用其外入用多、頭百性別而困窮仕候所、去冬御年貢出情仕御差支無之可仕御請申上候ニ付、出入御吟味早速御分ケ為可被下願百性ニも種々申聞出情為仕種物等迄よじめ上納仕候故、夫喰等者一切無之頭百性始難儀至極仕候ニ付、先達而夫喰御拝借奉願上候、助左衛門附百性者助左衛門工ニ馴合、何角宜敷所過分之大未進者助左衛門工ヲ以悲（非）道之儀ニ馴合、御上様御差支頭百性為相潰手前栄花可仕工故、歎ケハ敷奉存候、何分出入御分惣百性相続仕候様ニ奉願上候

一去御年貢大野吉大夫様江直納被　仰付候所、助左衛門

不埒之帳面御写御取立ニ付、御割直シ百性も為立合可被下と申上候所、組頭御頼ニ而前帳写御取立被　仰聞候者手廻り兼候故、過米も有之候ハヽ同尻〆勘定ヲ以百性江相返シ可申被　仰聞候ニ付承知仕居候、然所正月御立之砌り御願候得ハ、同尻〆ニ而米五俵余過納有之候由被　仰聞候ニ付、山役定夫給米畑方持分別帳ニ有之筈申上候所、組頭御吟味之上右帳面組頭ゟ失念之由ニ而差出候分米四斗余之所御請取被遊候分米三斗六升壱合之由、都合六俵余御取立過米有之由、御渡シ可被下と相願候所ニ、御預り之書付御渡シ候故頂戴仕被遊候

一助左衛門壱人名主ニ付私欲押掠権威を以直々ゟ仕此度相顕候処、彼是申候義全ク偽りニ御座候、欲心ヲ以新規ニ仕候義ニ御座候、三ヶ年ニ御年貢米拾八俵余此度大野吉大夫様御取立ニ而押領相分り候得者、助左衛門取込之分元利相渡候様ニ奉願上候

一午年役割御手前様御賄ニ付、銭拾四貫文程之御帳面御渡シ被遊候処、村割三拾貫文余割入平内仕役も六貫文余之所拾貫文余割ニ入御上様ゟ被下候御扶持米取込其外六ヶ村諸色私欲を以割ニ入候ニ付、其節二重入可有之候間、吟味可被成申達候得共、百性相掠落物入抔と申、割直シ不申小百性押付印形を為致候由、御吟味之上取込之分相返シ候様ニ奉願上候

一未年役割五ヶ村ゟ百性仕役過多分助左衛門取込、其上百性少々も滞候分者御年貢先納金抔ニ而引取、百性仕役者爾今一切相返シ不申候、是又取込之分早々相返シ候様ニ奉願上候

一助左衛門工之偽りを以取込仕候所、組頭、助左衛門ニ馴合、同様ニ役筋申立ニ致シ頭百性為及難儀候、尤不残左様ニも相見江不申候得共、弥平治儀者前々相勤候所諸事助左衛門ニ馴合、忠八義も馴合百性難義を悦、心入不宜取計ニ而以論不絶及難義候、惣右衛門・清兵衛義者先達而申上候通り、元来組頭ハ名主取計不宜義相改少々ニ而も不埒等吟味可仕所、助左衛門ニ馴合悪

事相かくし百性難義為致候義、組頭役筋とハ不奉存候、何分御吟味奉願上候

一巳年以来助左衛門工之偽りを以出入拵立、手前出訴ニ致惣百性困窮為仕候、然所ニ前度出入之節者名主未進重キ義被　仰聞候所、助左衛門義者未年ゟ五拾両余御年貢不埒ニ仕、百性塗付、組頭・百性被差留候所、御拝借ニ被成下候風聞、百性方ハ偽りを以未進無之者迄不納ニ申上、申暮御咎之所御訴訟相頼候而も組頭迄助右衛門ニ馴合、何分致呉レ不申難義為致候、其後御公役取込之筋合申候節、御仕置御免御　殿様御意ニ而も手前得心不致、私之仕置致置、御　上様ゟ御ほうび頂戴仕候と助左衛門村中百性立合之節申候、右助左衛門悪心ニ組頭馴合百性相潰シ候義御吟味奉願上候

一助左衛門義、御　公家衆様御役人馬過割ニ付村中一統ニ相願候所、不届至極申上御仕置ニ致候趣ヲ以、出訴御差紙相付、困窮之私共盆前ゟ暮迄度々出府仕、不益之物入致させ退転ニ及候者残念至極ニ奉存候、然所助左衛門・惣右衛門・清兵衛義者六月畑先納助左衛門付百性ゟ取立路用ニ致シ、暮ニ至り御役人様御吟味ニ而も彼是難渋仕不差出由、前度出入之節者忠右衛門切金御年貢金引替候落度を以重キ御咎之所、右三人者手前出訴出入路用ニ大切之御年貢路用ニ遣候義ハ法外至極奉存候、御吟味奉願上候

一先達而申上候通、御　公家衆様御役割六月廿三日名主組頭中計ニ而前格ヲ違人馬過割仕候ニ付、同月廿七日相願候所役所ニ而割出候義、若シ少シニ而も割直シ候ハヽ早速退役致候、是ハ頭百性頭取為願候ニ付、急度御仕置ニ致候と悪口雑言致候由、依之晩方私共一同致シ過割之品々申達候得ハ、助左衛門申披者無之悪口致候ニ付、長百性相除キ候義相尋候得者、百性之内ゟ訴人有之候、我等頭取致当テ見候義不届至極ニ付、相除キ候と申なりさわぎ訴人之者ハ御吟味之節可差出と申候、然処七月八日沼津与左衛門人馬未進催促ニ村々相廻り候節、助左衛門方江も立寄候処、助左衛門与左衛

門ヲたまし過割之通書付為致、右書付御屋敷江差出御
権威ヲ以百性中潰咎落シニ致候工ニ御座候、種々偽り
申上御差紙頂戴之所御裁許書之由申聞、相背候者ハ江
戸表江五人組不残差遣候、其上可縄掛申候義組頭証人
ニ御座候、御吟味奉願上候

一村々相廻り候配府(符)、廿四日勤人足千弐百人ニ而深良村
六拾八人ニ候、八拾五人ニ而者千五百人及候、殊ニ三
嶋宿・原宿廿四日御通向之節者五百人内之所割増八十
五人ニ而者千五百人ニ及候、其上十六日人馬渡勤惣右
衛門口ヲ以割入候抔と申、沼津配府書直シ八百拾八人
ニ合御上様ヲ相掠偽り申上候義者、謀書同前ニ奉存候、
右助左衛門偽り之御願ニ付度々出府仕、不益之路用只
今迄三拾両余遣候得ハ、百性路用助左衛門ゟ差出候様
ニ奉願上候

一沼津宿惣勤人足一万四千人及候、馬七百疋余、三嶋宿
ハ人足一万人、内馬四百四拾九疋、三嶋宿ゟ人足四千
人及、馬三百疋余余慶相見へ候、助左衛門弐百七十三
人、馬拾三疋余賃銭差出間敷候と惣百性江申渡候ニ付
申上置候

一助左衛門私欲押領偽り相顕候上者、助左衛門并馴合組
頭支配ニ而者偽りを以頭百性初村中及退転候ニ付、御
慈悲を以支配御除キ惣百性相続仕候様ニ奉願上候

右御願申上候通、御慈悲を以惣百性相続仕候様ニ被為
仰付被下候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

明和三年戌二月

深良村
百姓惣代　源　蔵㊞
同　平　助㊞
同　伊　六㊞

御役人中様

（裾野市深良　志村守雄氏所蔵）

101　明和四年（一七六七）四月　深良村村役人残らず退役後、組頭入札につき連印一札

差上申一札之事

一私共村方是迄相勤候名主組頭取計方不宜候之旨村役人不残退役被　仰付、後役組頭之儀入札ニ而御願申上候様ニ被　仰付奉畏候、則此度入札仕差上申候、何れ江落札ニ罷成候共被　仰付次第違背申間敷候、尤後役之者不行届相勤り兼候節者何事ニよらす相互ニ無覆蔵取計、幾重ニ茂役義相勤候様ニ熟談仕村方無難ニ相治り候様ニ可仕候間、右落札之者へ後役被　仰付被下置候様ニ奉願上候、為其村中連印差上申候所仍而如件

明和四丁亥年四月

深良村
上原　源　八㊞
戸右衛門㊞
源　六㊞
七左衛門㊞
傳　兵　衛㊞
五左衛門㊞
佐右衛門㊞
藤右衛門㊞
弥　助㊞
新右衛門㊞
源　兵　衛㊞
源右衛門㊞
新　内㊞
彦左衛門㊞
権　八㊞
源　蔵㊞
勘左衛門㊞
傳　助㊞
元　八㊞
弥　七㊞

清右衛門㊞
仁左衛門㊞
平　四　郎㊞
原
仲右衛門㊞
平　十　郎㊞
銀左衛門㊞
文　四　郎㊞
市　　松㊞
源　　八㊞
弥　四　郎㊞
徳右衛門㊞
仁　兵　衛㊞
忠右衛門㊞
新　　内㊞
由左衛門㊞
新　　八㊞

惣右衛門㊞
半　兵　衛㊞
伊右衛門㊞
傳　十　郎㊞
清　　七㊞
喜　兵　衛㊞
善　　六㊞
上原
傳　十　郎㊞

稲葉紀伊守様
御役人中様

（裾野市深良　志村守雄氏所蔵）

一〇三　嘉永七年（一八五四）五月二日　久根村取締役・名主役不正一件につき小前惣代より役儀罷免願

乍恐以書付御歎願奉申上候

御知行所駿州駿東郡久根村小前百姓惣代百姓源左衛門・同孫右衛門・同久蔵・同勝右衛門煩ニ付代同徳右衛門右四人之者共一同奉申上候、御知行所御取締役勝亦弥右衛門殿并名主弥兵衛義、役向取計方不正之廉々有之、小前百姓難渋仕候ニ付、箇条を以小前惣代惣五郎・安兵衛両人当月中　御屋敷様江御歎願奉申上候処御吟味ニ相成、相手弥右衛門殿ゟ夫々返答書差出し候得共、全偽り取拵役威を以　御上様江品能申立、小前百姓共事実申立候儀を御吟味之上御取潰相成、夫々済方被　仰付一同帰村被　仰付候得共、弥右衛門殿并弥兵衛勤役罷在候而者迚茂一村難治、当二月中奉歎願候箇条之内ニも不容易廉々御座候得共、一旦済方被　仰付候儀ニ御座候間、先般之儀者一切御願不申候得共此儘弥右衛門殿・弥兵衛勤役罷在候而者一同潰退転ニ及候外無御座候、右者弥右衛門殿義、平日迚茂役威を振ひ聊之儀を大行ニ仕成、事荒立愚昧之百姓と見掠難題を申掛、違背致候得者過代申付候儀度々有之、弥右衛門殿・名主弥兵衛・組頭甚七三人之者共親子兄弟之間柄ニ而万事馴合勝手儘之取計致し、此段御見(賢)察被成下置度奉願上候、就而者去ル子年中鎮守石鳥居再建入用日掛銭名主弥兵衛押領筋茂相見へ候間、諸帳面披見為致呉候様再応及掛合候得共、役威を以申権候、諸帳面一切披見為致不申、左候得者全押領筋茂御座候哉与奉存候間、名主弥兵衛被　召出御吟味被成下置度奉願上候、尚又当二月中右弥右衛門殿江相掛り候一件其節之惣代百姓惣五郎・同安兵衛并百姓代嘉助右三人之者共御吟味中手鎖御掛松川屋藤兵衛方江宿御預ケ被　仰付慎申、三月十一日相手弥右衛門殿宿玉屋安兵衛方ゟ前書三人之者共江用向有之候旨ニ而早々玉屋安兵衛方江可罷越様申来候ニ付、無何心同人方江罷越候処、相手弥右衛門殿義惣五郎・安兵衛・嘉助を一間江相招申聞候義者、今般之出入松井庄左衛門を咎ニ落呉候得者同人持分久根村田地不残当村江引揚、今般之出入訴答諸入用何程相掛り候共、面々難渋相掛不申候様悴弥兵衛江茂内実為差含工風(夫)致し置候間、理非ニ不抱庄左衛門落呉候様弥右衛門

殿只顧頼之候趣ニ御座候得共、不容易義ニ付先般惣代之者共一切取散不申候旨ニ御座候、右様悪事を取巧候弥右衛門殿・弥兵衛ニ御座候得者、此儘両人勤役罷在候而者後難之程茂難計、小前一同不怙依ニ御座候間、両人之儀役儀御取放被成下置度一同挙而奉願上候、万一御取放無御座候ハヽ乍恐右両人之御支配請不申御年貢諸役御上納筋之儀者　御上様江直御上納仕度奉願上候、万々一御聞済無之候節者不得止事小前百姓共神命を投打、重　御筋江御歎願奉申上候外無御座候間、何卒以　御慈悲御仁恵之御沙汰奉願上候、以上

嘉永七寅年五月二日

御知行所

駿州駿東郡久根村

小前百姓五拾人惣代　源左衛門

孫右衛門

勝右衛門煩ニ付代　久　蔵

徳右衛門

御地頭所様

御役人中様

（裾野市久根　勝又重俊氏所蔵）

一〇三　嘉永七年（一八五四）五月　役儀不正一件につき久根村取締役返答書

乍恐以返答書奉申上候

御知行所駿州駿東郡久根村取締役勝又弥右衛門奉申上候、同村小前百姓惣代百姓源左衛門・同孫右衛門・同久蔵・同徳右衛門右四人之者共ゟ私弥兵衛両人相手取品々訴上候ニ付左ニ御答奉申上候

此段当二月中小前惣代与して惣五郎・安兵衛・百姓代嘉助右三人之もの共跡形茂無之無証拠を訴状ニ相認御願奉申上候一件、再応御吟味被成下置候処、逸々申開無之惣代之もの共一同恐入奉恐怖引合之もの共迄御請書奉差上一同帰村被仰付候処、其節私ゟ同郡深良村松井庄左衛門江相掛り候一条、扱人立入内済熟談仕、引合之もの共迄

一同是又無申分示談行届、則済口証文奉差上、依而者扱人方〻村方小前為治御出役御願奉申上候ニ付、去四月五日河越三太夫様御出役被遊、右扱人罷出小前のもの共江利解随分申聞度心得ニて御日延奉願上候内、小前惣代前書四人之者共〻願書差出候処、深良村大庭仲蔵願書之儀者扱人取懸り置候内ニ付預り置、然ル処水配人〻箱根山湖水御普請所御見分奉願上、御聞済之上御見分与して御出役之節深良村名主両人外役人并弥兵衛御供申上候処、夜分ニ相成山中之事故御帰駕難相成、無拠姥子与申処江御壱泊被成、其夜俄ニ御陣屋御留主を附込、頭取之もの共四月十二日晩豆州佐野村与申村迄小前一同引連　御屋敷江御門訴致候等徒党いたし押出し候ニ付、右佐野村役人共ニ被差留罷在候内、惣代之源左衛門壱人願書を以御屋敷へ越訴致し候趣ニ而、御出役　河越様御義も御陣屋御引取被遊候儀者扱人共〻御出役中小前江掛ヶ合之始末書明細奉差上候趣、今般又候訴状を以御訴奉申上候始末、役向勘定ニおゐて両人ニ而取計勘定致候義ハ一切無之、名主・組頭・百姓代立合相談之上勘定割合致し来候処、両人ニ而役向非道之取計不正之廉々有之、両人役義一同不怙依之義申立候、是迄之諸勘定割合帳面逸々御取調、若私共ニおゐて少々たり共不正之廉有之候ハヽ実以奉恐入候得共、小前之もの共証拠等茂可有之候間証拠御引合御調之上御吟味奉願上候、且又訴状を以奉申上候文面之趣何欤役義を以品能返答申上候抔御吟味詰之上　御賢慮を以　御裁許被　仰付候儀茂服臓有之趣申紛、村方ニおゐて平日役威を以聊之義を大行ニ仕成候等取計致し候覚無御座、小前之もの共何欤心得違又者掟・村風を相背候猥有之節ハ年々村方規定書を以取置候故、役人百姓代相談之上取調異見抔茂不用候節ハ村法を以咎申付候事も有之候得共、私共両人甚七三人万事馴合勝手儘之取計致候等一切無之、去子年九月中〻去丑年迄鎮守石鳥居再建入用日掛ヶ銭之義弥兵衛押領筋之趣訴上候得共、是以跡方茂無之偽申立、日掛ヶ銭之義者村方四最寄ニ有之候処、西組最寄者弥兵衛方ニ而取集、東組最寄ハ先百姓

代嘉助取集メ、長尾組最寄ハ忠蔵取集メ、久根ノ内組最寄ハ甚七取集メ、石鳥居再建入用金八両余相懸り諸入用之儀ハ弥兵衛・忠蔵・甚七・嘉助四人ニ而右金取替書日掛ケ儀皆済之上者夫々取替江引取可申筈ニ而村一同承知之上掛ケ銭致候処、去十二月迄皆済ニ相成不申、不銭之もの共多分ニ有之今以勘定相立不申、此儀者組頭忠蔵を御尋被下置候得者相分り、且入用帳面披見為致呉候様及掛ケ合ニ候得共、役儀を以申威全壱人押領筋与之申分難心得、当二月中深良村庄左衛門江相掛り高役金一条之儀ニ付、三月十一日先惣代惣五郎・安兵衛・百姓代嘉助此三人江事実承知致候ハヽ有様ニ　御上様江申上候得者、引合之もの共御呼出無之候而茂事相分り可申候間、願立之儀者一同承知致し請印差出候計ニ相成、今高役金之訳ケ計ニ相成、此上引合之もの共御呼出ニ相成候得者村方一同難渋之筋ニも成行可申候間、此儀を承度与問合候得共、右三人之者共一切私共存不申由申之候ニ付、不存上者無拠義与申断候而已、且庄左衛門咎ニ落呉候抔不思寄偽り巧事仕出し、庄左衛門持分之田地不残引揚ケ今般之出入雑用ニ可致、悴弥兵衛江茂内実為差含工風致置候等申立候得共、偽りニ而三月十一日ニ掛ケ合候処、十三日訴答共一同御請書差上候得ハ、国元ニ罷在候悴弥兵衛江可申聞間茂無之、右様不相当之義を事実之様ニ取巧申立、此段御賢慮之程奉願上候、私共両人計年々役向不正之廉有之候趣、前書奉申上候通此度諸帳面拾ケ年分程持参仕候間、御披見之上御取調被下置、尚惣代之者共儀者証拠等茂可有之候間、御取調之上一同被召出対決被仰付被下置候様奉願上候、村方ニおゐて私親類共無謂突合を相省農業渡世致居候得共、親類五人之もの共江何欤難題申掛ケ候等聞附私方へ申出艱苦難凌、後々者村方ニ(行)イ難相成義出来可致茂難計、老人共等殊外悲歎罷在其段私方江度々申参り候得共、此度之儀者親類共ニ拘候義者無之間、決而心配不致落附居候様申聞置候得共、只々乱妨ニ而茂可致哉与安事罷在候間、此儀も惣代之者共江御調被成下置、何故ニ突合ヲ相省候哉乍恐　御上様之御威光を以無

難ニ百姓渡世致候様奉願上候、且私両人役向相勤居候而者一村難治旨申立候間、私共儀者乍恐退役被　仰付村方無難ニ相続相成候様被　仰付被成下置度奉願上候、且私義も是迄悪もの共茂良民ニ立戻り其他農業不情之者共迚茂出情致し候様発論茂致し候得共、心底不宜もの村方ニ罷在候得者自然悪敷義ニ者入易く、後ハ今般之次第ニ成行其詮茂無御座、奉対　御上様江候而者奉恐入余者御尋之節委細口上を以可申上候、以上

御知行所

嘉永七寅年五月　駿州駿東郡久根村

取締役返答人　勝又弥右衛門

御地頭所様

御役人中様

（裾野市久根　勝又重俊氏所蔵）

一〇四　安政六年（一八五九）正月　葛山村村役につき村方一同詫入証文

侘（詫）入申証文之事

一此度名主儀右衛門殿退役被申出候処、村方一同相談之上惣代ヲ以永役被下候様御願申上候処、御承知無之達而退役之由御断ニ相成候、然処先年貴家様へ村方ゟ差出シ置候書面之趣村方一同心得違之入札仕候而御利解被仰聞、惣代之者恐入一言之申訳無御座候、右ニ付上ケ田村名主忠左衛門様御無心申入御侘申上候得者、厚キ御勘弁以早速御聞済を成下候段村方小前一同難有仕合ニ奉存候、然上者向後村役義之筋ニ付如何様之事ニ相成候とも貴殿へハ入札等之心得違決而仕間敷候、為後日村方一同連印一札、仍而如件

安政六年未正月日

百姓代　久左衛門㊞　利　兵　衛㊞

同　庄　七㊞　良　助㊞

甚　　平㊞　平　　七㊞
茂左衛門㊞　金　　蔵㊞
弥　平　治㊞　政右衛門㊞
清　　蔵㊞　弥　　平㊞
林右衛門㊞　茂　兵　衛㊞
直　　平㊞　吉左衛門㊞
菊右衛門㊞　和　　助㊞
源右衛門㊞　善　　助㊞
仙　　助㊞　甚左衛門㊞
　　久右衛門㊞

立入人
上ケ田村
名主　忠左衛門㊞

芹沢勢五郎殿

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

4　入会争論

一〇五　慶安五年（一六五二）二月二四日　山論につき御宿村より小田原藩へ下知願

（前欠）

□□山之儀も先年より御宿村ニ而せいとう仕来り候ニ付、隣郷佐野村之もの迄も一切入不申候所ニ、大久保次右衛門様御知行之御時、佐野村之庄や衆くさ計かり可申候、かや之義ハ御宿村へ断致かり可申候と、大久保次右衛門様御代官へ御訴訟仕手形致候、其手形御代官様より御証文指そへ御渡し被成候、爾今御宿ニ御座候へとも、今般小田原御領分ニ罷成候以後ハ、下郷迄も入込ニ罷成、迷惑仕候御事

右之条々御訴訟申上候、前々通り御宿村分ニ罷成候様ニ御下知奉仰候、以上

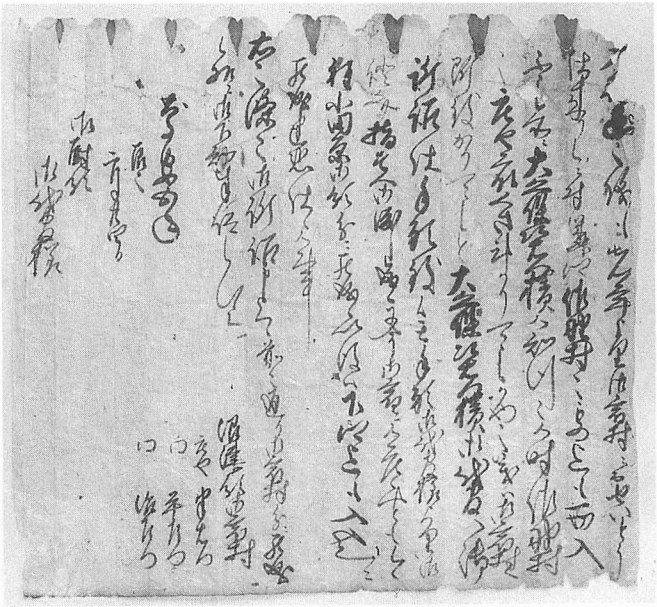

沼津領御宿村

庄や　半右衛門
同　平左衛門
同　治左衛門

慶安五年
辰之
二月廿四日

御厨領
御代官様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一〇六　承応三年三月一一日　深良村持山境書上手形

（一六五四）

指上ケ申手形之事

一深良村山之儀、前々ゟ山さかい御座候、南ハとう山ゟ畑（旗）ほこ（鉾）・するがど（駿河戸）迄、北ハ明神前切ニ深良村之山ニ而御座候、先年ゟ他村者石わきゟ外ニ壱人も入不申候、為後日手形仍如件

承応三年
午三月十一日

深良村
二郎左衛門㊞

源左衛門㊞
五郎左衛門㊞

内山市右衛門殿
井上小兵衛殿

（裾野市石脇　石脇区有文書）

一〇七　承応三年（一六五四）三月一一日　山境につき佐野村他三カ村連判手形

指上申手形之事

一佐野・久根・公文名・茶畑四ヶ村ハ、きたハはたほこ（旗鉾）、南ハ伊豆さかい、大沢さかいニ而御座候、右之内佐野村ハ、草ハ大畑山ニ而かり申候、此外余村をハ壱人茂入不申候、為後日手形仍如件

承応三年　　佐野村
午ノ三月十一日　　名主　藤三郎
久根村
名主　藤右衛門

茶畑村
名主　六郎右衛門
公文名村
名主　忠左衛門

内山市右衛門殿
井出（上）小兵衛殿

（裾野市公文名　公文名山岳会所蔵）

一〇八　承応三年（一六五四）三月一五日　水窪村他三カ村入会山につき差上書

指上ヶ申手形之事

一水窪・上土狩・下土狩・竹原四ヶ村山之儀ハ、長久保山・一色山・富沢山へ先年ゟ入申候、北者富沢山切、南ハもん沢切ニ入来申候、いろくね山へハ先年ゟ入不申候、御領所之内伏見・新宿・本宿なとも入不申候、為後日仍如件

承応三年　　水久保　太兵衛㊞

午三月十五日　　上土狩　兵左衛門㊞
　　下土狩　弥右衛門㊞
　　組頭　佐次右衛門㊞
　　竹原　杢右衛門㊞
　　組頭　加左衛門㊞

内山市右衛門殿
井上小兵衛殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一〇九　万治二年（一六五九）三月一六日　入会山通行につき金沢村他二カ村訴状

午恐書付以御訴訟申上候

一御宿・上ヶ田・金沢三ヶ村入来リ候あし（愛鷹）高山口すがま入と申山ニ一円薪も無御座候ニ付、山道とも作りかつら山本ほらのた□の□せ可申と存候得共、牛馬かよひ之悪敷御座候故、先すかま入（右之所）にてさゝ木をかり薪ニ仕候所ニ、当月六日ニ彼すかま入（山口ゟ）葛山村之衆ゆき払申ニ付、竹木壱本無御座候而めいはく（迷惑）致候、一昨日去ル十四日ニかつら山村両庄屋へ三ヶ村ゟ使越申候得者、其方共之山我等共預り不申候、又山之番も不致候とて殊之外立腹被致返事仕候、弥々三ヶ村之者火をたき可申様も無御座候、只今ハ山道作り申事も百姓草臥不罷成候間、葛山郷中を通り山へ入申様ニ被仰付可被下候右之条三ヶ村退転仕候間、如此御訴訟仕候、何分ニも御下知奉仰候、以上

万治弐年　　金沢村　半兵衛㊞
亥三月十六日　　上ヶ田村　五兵衛㊞
　　御宿村　平右衛門㊞
　　同　次左衛門㊞
　　同　半右衛門㊞

御代官様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二〇　寛文一二年（一六七二）七月二六日　大畑村・佐野村と山境出入につき千福村訴状

乍恐以書付を御訴訟申上候事

一　大畑村千福村与山境去ル六月御検地割大畑村ゟ偽を申各々様迄御訴訟申候付、我等共被出召双方理非被分聞召、大畑村者非分ニ御座候付、自今以後千福分林へ堅壱人も入申間敷由被仰付、弥々千福分ニ紛無御座候事

一　千福村彼林三拾年以後之古林ニ御座候所ニ、大畑村四郎兵衛・四郎左衛門右非分ニ申上理不立故、美濃守様御領佐野村百姓中与相談致千福村林へ大勢ニ而（押込）おし
やふり候得と申候ニ付、一昨廿三日之夜千福村之林へ
而押入まき十七駄きりとり申候、夜中之義ニ候得ハ是非ニ不及候、同廿五日ニ佐野村百姓衆不残大畑村四郎兵衛・四郎左衛門案内ニて、又候や大勢押入千福村之林きりとり申候付、我々とも出合断仕候へハ理非なくさん〳〵ニ打ころさんと□□あまた御座候、諸事四郎兵衛指図ニ御座候間、大畑村之者被出召被仰付可被下候

右之条々庄や百姓四郎兵衛・四郎左衛門被出召御下知奉仰候、以上

千福村
太兵衛
文左衛門
新左衛門
惣百姓

寛文拾弐年
子ノ七月廿六日

御代官様

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

二一　寛文一二年（一六七二）九月五日　千福村と山境出入につき佐野村訴状

（端裏書）
「佐野村目案ひかい」

乍恐書付を以御訴訟申上候事

一大畑村仏之尾と申山江従先規入来候処ニ、去々年ゟ千福村新左衛門山畑を発申、当六月御検地請申に付、我等共入来候草山防申何共迷惑仕候事

一仏之尾と申山ハ足高(愛鷹)山ゟ相続申山ニて御座候、則五郎川と申足高ゟ沢流申候、彼沢迄従先規木草取申候所を、千福村ゟ新林を□(立)申何共迷惑仕候事

一彼仏之尾と申山之尾崎ハ大畑村之城山ニ而御座候、此山之奥大洞と申候、五郎川迄先規ゟ只今迄木草取申候、大畑山ニて御座候ニ中新□(林)を立、山を防申候何共迷惑仕御訴訟申上候事

□(右)之条々山境之義ハ大畑村之衆ニ御尋被□(仰)付可被下候、委細ハ乍恐口上以可申上候所□仰御下知者也

寛文十弐年　　佐野村　伝右衛門
子ノ九月五日　　名主　□□(太右)衛門
　　□(惣百)□　性

御代官様

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

二三　寛文一二年(一六七二)一二月一八日　千福村・佐野村山出入につき済口証文

相済申証文之事

一沼津御領分大畑村・千福村境之まなひたひらと申所ニ、我等共林仕候処ニ、林大分ニ而迷惑仕候由、御厨御領分佐野村之衆、沼津御代官様へ御訴訟被成候ニ付、冨沢村・御宿村・茶畑村・公文名村名主衆立合、山見分之上扱ニ而、林シ新土手をつふし、林境を立、御済被成候、自今以後新畑を発新林を立申間敷候、為後日手形如此御座候、以上

寛文拾弐年　　千福村　名主　長四郎㊞
子ノ十二月十八日　　同　新左衛門㊞
　　同　文左衛門㊞
　　組頭　忠左衛門㊞

同　太右衛門㊞
同　長左衛門㊞
同　三左衛門㊞

茶畑村
扱人　甚右衛門㊞

公文名村
同　平左衛門㊞

冨沢村
同　勘兵衛㊞

御宿村
同　半右衛門㊞

佐野村
名主百姓中

（裾野市佐野　佐野区有文書）

二三　元禄一一年一一月二二日（一六九八）　佐野村と山出入につき久根村詫状

一札之事

一東山之内大谷へ佐野村之衆当春そた木刈ニ入申候ニ付、前々ゟ大谷へ入不申と久根村之者参合、佐野村之刈申候そた木押取申候、御訴訟可被致之由近郷之衆及聞、茶畑村甚右衛門殿・公文名村徳兵衛殿・平松新田徳右衛門殿・麦塚村与右衛門殿・伊豆嶋田村半七殿・深良村源之助殿・助左衛門殿・御宿村半右衛門殿立合双方之分ヶ相尋被申候所ニ、佐野村ニ先年四ヶ村連判之書上証文御座候段被申聞候、先年致上申候証文久根村不存候故、当春佐野村之衆ヲ押へ申候、此度証文見届ヶ申上候、自今以後証文之通相守少茂構申間敷候、為後日如此御座候、以上

久根村
元禄十一年　　名主　権左衛門

寅十一月廿二日　　組頭　久　兵　衛
　　同　久右衛門

佐野村
　名主組頭中

（裾野市公文名　公文名山岳会所蔵）

二四　元禄一二年（一六九九）四月　印野村と大野山争論につき下筋村々訴状

（端裏書）「印野村と下郷野論訴状写シ」

乍恐書付を以御訴訟申上候御事

一大野山之儀入込ニ而拙者共村々薪馬草薄かや刈敷先規ゟ刈り来申候、大野野付之村々他領御宿村・金沢村・御領分神山・今里・下和田・駒門・陣場・板妻・印野・深山右之村々分付ニ而はなれ候間、大野無御座惣名大野山と申候、然所ニ印野村分付野を八郎左衛門新法ニとめ可申由村中江申合、重而下筋村々印野村分江入込候ハヽ、押懸ケとかま取可申由村中江申付候儀迷惑ニ奉存候御事

一去冬例年之通村々かや刈ニ参候得ハ、水窪村・岩波村之者之かま、印野村之者并御材木引人足共ニ大勢押懸ケかま取り申、其上荷物藤縄切ちらし申ニ付無是悲罷帰り、村々名主方江かま被取候旨申ニ付、下筋村々立合相談ニ而去霜月印野村八郎左衛門所江組頭遣し委細申候得共、八郎左衛門申様ニはけ之坂ゟ上江ハ下筋之者入申儀罷成間敷と申ニ付、慥成証拠御座候ハヽ、六ケ敷義茂不及と奉存、当春公文名村・茶畑村・伊豆嶋田村之組頭罷越候得共不埒之挨拶、其以後三月廿四日ニ佐野村名主源七・石脇村名主甚四郎、八郎左衛門所江罷越候所ニ両度共ニ八郎左衛門留主（守）ニ而遺跡源七方江申様何之証拠等茂御座候哉と申候得ハ、遺跡源七申様ニ何之証拠無之候得共、下筋入込之儀我等ハ達而迷惑ニ無之候、此方入合（会）之村々三拾ケ村より下筋之儀入込ニハ罷成間敷と申候、父八郎左衛門ニ逢被申候而も別

ニ替事無之由申候ニ付罷帰り申候、先年も大野道筋石脇村繋橋掛ヶ替之節手つたい仕候御事

一先年下筋ゟ印野村江かや刈ニ参候者込野之内江入候ニ付、かま取申由証拠ヶ間敷被申候者、数年之公事工ニ被致入込之場所去寅之年ゟとめ被申迷惑ニ奉存候御事

右之通印野村名主八郎左衛門御召出シ御穿鑿之上、前々之通入合ニ御慈悲を以被為　仰付被下置候者難有可奉存候、以上

公文名村

元禄十二年　　名主　弥　七
卯四月　　組頭　権右衛門
　　同　徳　兵　衛
　　惣百姓代　与左衛門

茶畑村

名主　甚右衛門
組頭　佐右衛門
同　太郎兵衛
同　庄左衛門
同　平右衛門
同　七郎左衛門
惣百姓代　九　兵　衛

大西吉太夫様
小形兵太夫様

平松新田

名主　徳右衛門
組頭　市　兵　衛
惣百姓代　甚　三　郎

麦塚村

名主　与右衛門
組頭　権右衛門
惣百姓代　庄左衛門

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一二五　正徳三年（一七一三）六月四日　平松新田他三新田・佐野村と富沢村他二カ村入会山論につき裁許状

駿河国駿東郡新田四ヶ村并
佐野与富沢・一色・大畑三ヶ村入会山論

一平松新田・堰原新田・二ツ屋新田・二本松新田訴候者前々富沢村・一色村・大畑村山江入会候処、近年入会指留鎌等押取之候、入会場之証拠ハ富沢地内石橋三ヶ所并黄瀬川通路之橋新田方ゟ掛置之今以橋跡有之候、先年茂及争論麦塚・水窪両村名主曖を以入会候処、近年又相障候旨申之

一佐野村訴候者、富沢村・一色村・大畑村山江入会候処、今度新田方訴論ニ付、佐野茂不為入会候、前々入会来候証拠ハ四拾弐年以前同郡千福村・大畑村入会場之内まな板平江千福村ゟ新林新畑仕立候付、佐野村ゟ潰之、其節近村名主曖証文所持之由申之

一佐野村百姓勘右衛門訴候者、住宅二本松新田地続ニ有之、任向寄富沢山江入会候処、今度新田方訴論ニ付富沢ゟ入会指留候旨申之

一水窪村迄訴之趣、一色村山之内法喜庵林・蔵人林、富沢村山之内しんなしと申場所、水窪・上土狩両村入会候処、近年一色・富沢ゟ新林仕立相妨申之

一富沢村・一色村・大畑村答候者、山元者前々ゟ内林を境、外者水窪・納米里・上土狩・中土狩・下土狩・竹原・本宿・新宿・伏見・八幡・長沢・柿田拾弐ヶ村并山元三ヶ村都合拾五ヶ村入会来、新田四ヶ村并佐野村入会候儀無之候、石橋三ヶ所沼津往来并作場道ニ付、富沢村ゟ掛之候、新田通路之黄瀬川橋ハ古来ゟ無之候、且先年同郡千福村・葛山村と山境論両度有之証文取替候処、右水窪・納米里等入会組拾弐ヶ村ハ証文ニ載候得共、新田四ヶ村并佐野ハ不相加候、佐野村ハ千福村と大畑村入会場まな板平・仏か尾・大洞江入会旨申之右遂糺明処、富沢・一色・大畑三ヶ村山江新田四ヶ村入

会来候証拠一切無之、黄瀬川橋当時無之橋跡茂不分明、石橋三ヶ所ハ掛候方証拠双方無之、新田四ヶ村年々免割書付令吟味処、堰原新田・二ツ屋新田ハ伊豆嶋田村開発、二本松新田ハ佐野村開発、平松新田茶畑村開発ニ而何茂親村有之、然上ハ親村不入会場所可入会謂無之、先年麦塚・水窪両村名主曖候儀雖申出証文等無之、且千福村・葛山村と拾五ヶ村出入有之節、両度とも新田四ヶ村并佐野村不相加上ハ前々不為入会組段分明也、向後弥不可入会之、雖然佐野村ハまな板平・仏か尾・大洞江入会来旨山元三ヶ村申立之、先年曖証文茂所持候条、佐野ハ右三ヶ所計可入会之、百姓勘右衛門并二本松新田惣百姓ハ入会場所本村佐野可准之、水窪村訴処之法喜庵林・蔵人林・しんなし三ヶ所新林者一色・冨沢ゟ伐払之如有来、水窪并上土狩可令入会之、為検使能勢権兵衛手代土肥八兵衛、飯嶋八郎右衛門手代木村左助指遣之令見分、各評議之上裁許之趣三方江書下之間永可相守此旨者也

正徳三年癸巳六月四日　　水　伯耆　印

水　因幡　印
大　大隅　印
中　出雲　印
坪　能登　印
松　壱岐　印
丹　遠江　印
森　出羽　印
土　山城　印
松　対馬　印

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

5　村の事件

二六　安永九年（一七八〇）二月六日　茶畑村山火事失火の者より村役人へ書付

差上申書付之事

一私共義当村野山におゐてたばこの火鹿末ニ仕、右火ゟ出火仕大火ニ罷成、村中芝苅山苅敷山焼申候ニ付、此間　御奉行様江被召出段々被成御尋、小田原江御召連御吟味被成候段被仰渡当迫（惑カ）仕罷在候処、各様初佐野村・公文名村御役人中御越被成御断ニ而、右小田原江御召出シ之義漸御願下ヶ被下難有奉存候、右ニ付又候御尋被成候者右不調法之義私共四人一同ニ仕置筋受申候哉、又者中間吟味致候上ニ而申出候哉ニ被仰聞候、右不調法之義私共四人一同被仰付可被下候、万事御取成故、物事軽く相済難有奉存候、後日為念仍如件

安永八（ママ）庚子年二月六日

茶畑村
吉右衛門
勝右衛門
忠左衛門
喜右衛門

当村
御役人中様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二七　天明三年（一七八三）二月九日　茶畑村出火者始末口上書

御尋ニ付口上書ヲ以申上候

一去ル三日当村内林出火之儀、其方女房悴不調法之段五人組ヲ以申出候ニ付、早速押込申付置候、弥々相違無之候哉、猶又今ばん呼出候間、逸々申上べくと御尋被遊候

此儀私女房并悴たき木取ニ参り、煙草ノ火鹿末ニ仕、内林四五ヶ所焼払候ニ付、村内の衆中ハ不及申上他

所迄大勢罷出漸ニ相防ギ、大切之苅敷場等相助ケ候程の儀ニ御座候ニ付、此段不調法至極一言之申訳無御座候、依之御仕置押込被仰付急度相守り罷有り候、猶又今晩私并五人組之者迄不残被召出、御尋被遊候処、先達ゟ五人ヲ以申上ゲ通私女房忰不調法ニ少シも相違無御座候

一左候得ハ其方女房忰不調法ニ相極り候上者、村内定法之通過料銭壱貫五百文取立可申候得共、此度之所ハ女并十五ゟ下の子共(供)之儀故、格別之用捨ヲ以右過料之所ハ人足ニ而追々三拾人差出候様申付候段被仰付候

此儀格別之以用捨ヲ以被仰付候段難有仕合存候、人足之儀何時ニ而も被仰付次第何ニ而も急度罷出可申候、此上右躰之儀ハ不及申上、何事ニよらす不調法等無御座候様ニ、私并女房子共迄ニ急度相慎候様ニ可仕候、以上

天明三卯年二月九日

茶畑村之内中尾組
村役人衆中様

磯右衛門㊞

右磯右衛門女房子共不調法之儀私共迄御尋之所、磯右衛門申上候通少も相違無御座候、磯右衛門儀御定式通御仕置ニ茂可被仰付候所、十五歳ゟ下の子共殊ニ心得違ニ御座候儀ニ付、此度之所ハ格別之御用捨ヲ以右之通りニ而御済シ被下、五人之者迄一同難有仕合奉存候、此上磯右衛門女房子共ハ不及申上、其外組内之者子共等迄、右躰不調法無御座様ニ諸事急度相慎可申候、為後日五人組奥印仕差上申候、以上

天明三卯年二月九日

五人組

清　三　郎㊞
喜右衛門㊞
松右衛門㊞

仁右衛門㊞
孫　　七㊞
六右衛門㊞
平　　七㊞
七郎兵衛㊞

村御役人衆中様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二八　天明八年（一七八八）九月　茶畑村願称寺住職博奕詫状

一札

一博奕賭之諸勝負前々ゟ御法度之所ニ猶又厳敷被仰出有之候ニ付、当春村役人中ゟも御法度之趣御申聞られ候処、拙僧義右御法度之趣致忘却、博奕并宿を致し候儀御役方江相聞へ一言之申訳無御座候、依之此度弥御支配江御届ケ可被成旨御申被聞、左候而ハ当寺ニ住居相成不申難儀至極ニ付、此上博奕并宿其外賭之諸勝負決而仕間敷候間、何卒各々方村役人中江御詫被成、此度之義者内分ニ而御済シ被下候様ニ頼入候、右申候通り此上博奕ケ間敷義少シも仕間敷候、其外何事ニ不寄諸事共急度相慎可申候、為其一札差出シ申候、以上

天明八戊申九月

願称寺㊞

新左衛門殿
三郎兵衛殿
太郎左衛門殿
弥　　七殿

惣旦方中

右願称寺被申候通り相違無御座候ニ付、私シ共此上之処急度引請博奕ケ間敷義ハ不及申ニ、其外何事ニ不寄急度相慎被申候様ニ可仕候間、何卒此度之義御注進之所御免可被下候、是迄度々御役方ニ而も御内々御利害（解）被仰、殊更当春別而従　御公儀様御法度之趣逸々御申聞之所忘却被致候上、此度ハ何分御捨置難被成所、私共御訴訟申上候ニ付、村御役人中御取成シを以漸々

御内分ニ而私共ニ御任セ被下候上者、向後少分之事ニ而も博奕ヶ間敷義急度被相慎候様ニ私共急度請負可申候、万一此上少々ニ而も博奕ヶ間敷儀有之趣相聞江候ハヽ私共早速立会、直々退院被致候様ニ可仕候、万一等閑ニ仕候而此上不埒之趣御座候ハヽ御上様江被仰上、私共迄如何様之御仕置被仰付候共少シも申分無御座候、為後日受負奥印仕差出申候、以上

天明八戊申九月

茶畑村　新左衛門㊞
三郎兵衛㊞
太郎左衛門㊞
弥七㊞

茶畑村
御役人中様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二九　文政八年六月　箱根宿の者深良村山内不法薪刈取一件につき訴状

（一八二五）

（端裏書・朱筆）「文政八酉年箱根宿ゟ村内山へ入込候ニ付願書并ニ同宿ゟ差入書」

乍恐以書付奉願上候

一此度箱根宿与私共争論ニおよひ候一件乍恐左ニ奉申上候、箱根宿之者共近年我儘ニ深良村山内江入込、夥鋪薪伐取乗船弐艘宛ニ積入日々通舟仕候ニ付、五月九日湖水見廻り之節水門口ニおゐて薪積入候を差留メ、如何之訳ニ而他国他領之山江入込猥ニ伐荒し候哉之旨相尋候処、相手者大勢ニて殊ニ強気之もの共却而悪口雑言いたし、中々聞入不申ニ付、其儘罷帰り申候、然ル処右山之儀ニ付先達而箱根宿問屋方江罷出、右之段相届ヶ申候節下役中答候者、慥成証拠ニ而茂有之哉、なた・かま之類ヲ取候抔ニ而者証拠ニ者不相成、入込候者を捕置候歟急度いたし候証拠ヲ以可被相届ヶ旨挨拶

被致候ニ付、無是悲立帰り相談仕様子を窺候処、日々三拾人程宛ニて入込申候ニ付、当月七日小前弐拾人召連登山いたし候処、如案伐居候ニ付永蔵・忠兵衛・清八右三人引捕候内、散々ニ逃出シ湖水門口江繋置候弐艘之内最早壱艘者飛乗漕出シ候ヲ見附候処、十五六才計り之若輩者ニ御座候故其儘差置、残り壱艘者其場ニ而打潰候処流出候而者証拠ニ不相成候故、増縄ヲ付沈置外ニなた拾六枚預り置申候、且又湖水門口之儀者下御厨井組弐拾九ヶ村用水路ニ而、是迄度々　御公儀様江御願申上御普請被成下置候御場所ニ御座候処、右盗人船日々ニ参り両袖石垣之鼻ヲ取崩シ湊口同前ニ拵、夫〻薪ヲ積入其外種々徒等いたし用水引方之障りニ相成、井組水配人共茂難儀致居候筋ニ御座候、全躰湖水見廻り之儀者安永年中　御定年番様〻深良村江被　仰付罷在候得者井組〻不被頼とも見廻可致之処、尚又井組〻相頼候故心附居候時節ニ御座候処、日々通船いたし湖水門箱上ヲ踏荒シ水門袖笠木ヲ薪割台ニいたし、水門大戸江大石ヲ押掛、戸ヲ逆様ニ指置申候、中々外〻参りヶ様儀可致筋無御座不届至極之致方ニ御座候、此儀者乍恐御見分被為成被下候ハヽ明白ニ相分り申候、右様不当之働いたし山内ヲ伐被荒、用水引方等之障ニ相成百性(姓)大難儀仕候ニ付、無拠不奉顧恐茂奉出訴候、何卒以　御慈悲盗伐致候もの御召出逸々御吟味被成下置、自今以後右躰不届之儀不仕候様被　仰付被下置候ハヽ一同難有仕合奉存候、猶御尋之儀者口上を以可奉申上候、以上

文政八乙酉年六月

稲葉金之丞知行所

駿州駿東郡深良村

名主　仲　蔵㊞

組頭　清左衛門㊞

大久保加賀守様

御役人中様

（裾野市役所深良支所所蔵）

三〇　文政八年（一八二五）八月　箱根宿の者深良村山内不法薪刈取一件詫状

差出申一札之事

一此度其御村方山内江当宿之者共入込薪伐取り被差留候ニ付、預御差答ニ此儀心得違ニ而御座候間、以来之儀者入込申間敷候、尤峰境野久路通り之儀者枯木落枝を取用仕度段御承知之上、向後猥ヶ間敷儀決而為致申間敷候、猶又湖水表水門御普請所之儀者大切之御場所ニ付、以来何事ニ不限差障り無之様ニ小前之者共江急度可申付候、為後日一札差出申候、仍而如件

文政八乙酉年八月

箱根宿小田原町

問屋格　戸　兵　衛㊞

問屋　佐五右衛門㊞

深良村

御役人中

前書之通拙者共立合取扱熟談仕候処相違無御座候、以上

岩波村
名主
取扱人　伴　吉㊞

神山村
名主
同　八左衛門㊞

三嶋宿
問屋代
同　庄左衛門㊞

徳倉村
名主
同　孫　七㊞

川原谷村
名主
同　嘉左衛門㊞

（裾野市役所深良支所所蔵）

第二節　村の経済

1　村入用

三　元禄一四年（一七〇一）一二月　御宿村諸役諸入用割帳（横）

（表紙）

元禄十四年　御宿村
名主　平二郎

駿東郡御宿村巳年諸役諸入用割帳

巳十二月　此主　源左衛門

（表紙裏）「此主源左衛門」

巳年御宿村諸役諸入用割

一米壱石四斗　定使給
一麦壱石六斗　同　給
一米三斗八升　御蔵番給
一米弐斗八升　升取給
一米七斗六升　組頭給
一米四斗九升八合　御六尺給
一銭拾四貫三百五十文　駿府御城米納入用
一同拾三貫七百四十八文　津出駄賃諸入用
一同壱貫六百八十六文　三分一納諸入用
巳ノ正月ゟ六月迄分
一同三百三十九文　沼津御陣屋水夫給
一人足三百四拾九人　両堰入用
代廿五貫四百四十六文　壱人ニ付七十文ツヽ
一銭弐貫五十文両堰　かこ竹
三けん木
しるし杭　入用
しるし竹
一人足三十人　御巡見様御泊所
掃除入用
代壱貫五百文

一銭三貫七百四十弐文　同入用
一同弐百九十四文　なわ竹すゝき入用
一同壱貫八百七十四文　村中大道作道橋木入用
一同弐貫五百文　郷御蔵入用
　但修覆なわ竹かや人足賃共
一同弐貫四百六十文　御高札場立替入用
　但新敷仕立入用大工人足共
　竹木板釘
一人足四拾壱人　御検見之節入用
　代弐貫四十八文
一馬八疋　村次伝馬
　代八百文
一弐百四十八文　御六尺雇賃
　御代官様御検見之節
一五貫六百七十弐文　沼津宿払
　是ハ名主組頭御用ニ付度々沼津へ参道用宿賃共
一三貫八百五十文　諸帳紙墨筆代
一三貫七百四十五文　箱根掘抜入用
　内百七十文水門戸入用　春中割出ス分入
一銭四貫五十五文　百石壱分　江戸御蔵前入用
一同四貫五十五文　南都大仏堂勧化
　右之寄
米〆三石三斗壱升八合
　此わり高三百四十七石ニ割
　但名主役領高引
　高壱石ニ付九合五夕六才ツヽ
麦〆壱石六斗
　此わり
本百姓壱軒ニ付六升ツヽ
小百姓壱軒ニ付三升ツヽ
水呑百姓壱軒ニ付壱升ツヽ
　但上ノ原ニ居申水呑ハ除

銭〆九拾四貫五百弐文

内

廿八貫九十弐文　御城米諸入用

壱表ニ付百拾四文壱分ツヽ

三貫七百四十五文　箱根水掛

畑田成

壱反ニ付廿九文八分八リンツヽ

八貫百十四文　江戸御蔵前入用
大仏堂勧化

惣高三百八十六石四斗五升ニ割

高壱石ニ付廿文壱分五リン七毛ツヽ

五拾四貫五百三十七文

名主役領高引
残高三百四十七石ニ割

高壱石ニ付百五十四文八分八リンツヽ

右之通巳之年村中諸入用并出人足賃共ニ銘(明)細割合名主百姓中ヶ間少も出入無御座候、此外何ニても割合出シ不申候、為後日村中大小百姓出作人共ニ連判仕指上ヶ申候、

以上

元禄十四年
巳十二月

駿東郡御宿村

名主　平二郎㊞
組頭　甚兵衛㊞
同　宇平次㊞
弥十郎㊞
彦十郎㊞
伊兵衛㊞
庄左衛門㊞
八郎兵衛㊞
庄九郎㊞
善兵衛㊞
平八郎㊞
奥之助㊞
平三郎㊞
弥平次㊞
源兵衛㊞

三郎兵衛㊞
平　兵　衛㊞
兵左衛門㊞
三右衛門㊞
平左衛門㊞
銀右衛門㊞
作　之　丞㊞
祖左衛門㊞
彦　四　郎㊞
市左衛門㊞
傳　四　郎㊞
平　四　郎㊞
権右衛門㊞
権左衛門㊞
三　十　郎㊞
五郎兵衛㊞
忠　三　郎㊞

五右衛門㊞
源　二　郎㊞
文左衛門㊞
新　六　郎㊞
九右衛門㊞
九左衛門㊞
長　兵　衛㊞
与四右衛門㊞
傳　三　郎㊞
甚　三　郎㊞
半　三　郎㊞
久　七　郎㊞
兵右衛門㊞
傳　七　郎㊞
忠右衛門㊞
弥左衛門㊞
長　五　郎㊞

新　兵　衛㊞
徳右衛門㊞
太右衛門㊞
八右衛門㊞
茂　兵　衛㊞
太　兵　衛㊞
兵　三　郎㊞
甚　太　郎㊞
四　伊左衛門㊞
五　伊　兵　衛㊞
六　善　兵　衛㊞
七　徳右衛門㊞
三　普　明　寺㊞
御宿前一□庄　円　寺㊞
同　同断二向　西　寺㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一三　嘉永六年（一八五三）六月二一日　茶畑村村入用金借用覚

覚

一金拾両㊞也

右者村入用ニ付貴殿江御無心申候処実正ニ御座候、尤返済之義者十一月晦日壱割五分之利足ヲ以急度皆済仕候、為後日仍而如件

嘉永六丑年六月廿一日

茶畑村
借主　甚　太　郎㊞
証人　伊左衛門㊞

富沢村
用助殿

（奥書）「上　証文一通　茶畑村甚太郎」

（裾野市富沢　服部鈴子氏所蔵）

二三　嘉永七年（一八五四）正月　富沢村村入用控帳（横）

（表紙）

嘉永七年
寅年村入用控帳
正月　富沢村名主

（表紙裏）
「二月廿五日
一金壱分ト　牧馬人足代永分
八百文　長窪村ゟ取」

割渡
一金弐朱ト　銘細書
七貫百五十七文　丑年役割帳アリ
一弐百文　郷宿年玉
一弐百文　十分所年玉
村入帳

二月十八日
一四十八文　相州曾我城前寺

二月廿九日
一六百五拾文　座頭仕切

三月
一金弐両壱分　異国船掛り

廿五日
一金弐朱　下田立人足江渡ス

廿八日
一九百文　不動様神酒代

内六百三十弐文預リ渡ス

四月十八日
一銭四百文　異国船ニ付人足江かし金三分弐朱四月分

同日
一弐十七文　川奈行弐朱利弐月分

同日
一壱両弐分　川押浚入用

正月十一日
一金弐分　郷筒衆江かし

此弐束　助左衛門　壱束　勝五郎
壱束　甚　蔵　壱束　源　助
三束　庄右衛門　三束　嘉　六

〆拾壱束

六月廿七日
一弐百文　周防様浪人かん化

同月二十日
一金弐朱ト　四百七拾弐文
同日
一百文
七月　七貫八百五拾三文
一金三分ト
〃〃〃　銭六百五拾八文
同
一百文
一同　金壱分弐朱ト　六百弐文
七月廿日
一百文
一七百七十八文
閏七月十一日
一金壱分
十九日
一同弐朱　内弐百三十弐文預り
閏七月廿一日
一百七十弐文
閏七月
一四百文
九月廿八日
一壱貫六百十九文
十月十日
一酒百文

さの堰掛り
伏見村江渡ス　弐百文肴代
十一月十二日（ママ）
一
十一月十五日
一七百拾弐文
奥印寺賄　一百四十文
組合割　一三文
〃〃〃〃　弐百文定使飯料
普光寺
乞食飯料　一弐文
郷宿雑用　一（ママ）

愛鷹様
御はつ穂
さの堰一条
再割掛り　源左衛門可参候事
浪人仕切料
風祭り
酒代

殿様御迎
下石田飯料
新宿座頭
万人後
駿府賃銭
納米金渡ス
御林見分

七人様出役
潰家御見分
御三人昼喰
御奉行
御賄掛り
殿様御見送り
御見廻り飯料
領所
所払
過銭
（ママ）
久ほ同断
郷宿
類焼見舞

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

2　村の諸負担

一二四　万治元年（一六五八）一二月二五日　茶畑村炭十分一税受取手形

請取申炭拾分一之事

代物弐百四拾文　但百拾六表出也

右之分慥ニ請取申所実正也、為後日一札仍如件

万治元年　森　五右衛門㊞

戌ノ閏極月廿五日　藤枝庄左衛門

茶畑村

名主　甚右衛門殿

同　八左衛門殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一二五　元禄七年（一六九四）七月二一日　小田原藩領村々柿渋代上納覚

柿渋代御上納仕候覚

一　銭壱貫百四拾八文（三拾弐文）　神山村

一　同百拾六文　佐野村

一　百文　岩波村

一　同三百四拾八文　公文名村

一　同八百六拾四文　茶畑村

一　同弐百文　麦塚村

一　同五百文　深山村

一　同四百八拾文　下和田村

一　同九百四拾八文　今里村

〆四貫七百拾六文

此金三歩（分）銭九百四拾八文

右ハ当戌年分柿渋代指上ヶ申候、以上

元禄七年　茶畑村

戌七月廿一日　名主　甚右衛門㊞

（後　欠）

（裏書）「茶畑村
名主　甚右衛門殿」

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二六　宝暦七年（一七五七）一二月　小田原藩領村々借用金出入雑用帳（横）

（表紙）
宝暦七丁丑年　駿州拾六ヶ村
御借用金出入子丑両年雑用帳
十二月

閏十一月廿八日小田原出立
覚
一銭百廿八貫弐百九文
人数五拾九人分本馬五拾九疋分
同廿八日晩ゟ十二月十五日夜迄、但シ十六日ニ小田原着
一人数七百七拾四人　四拾三人分
此泊銭百拾六貫百文
壱人百五拾文ツヽ、
右同断四拾三人分
一人数七百七拾四人
此昼遣銭七拾七貫四百文
壱人ニ百文ツヽ、
同廿八日晩ゟ同十二月廿三日夜迄
一人数四百拾六人　拾六人分
此泊銭六拾弐貫四百文
壱人ニ百五拾文ツヽ、
右同断拾六人分
一人数四百拾六人
此昼遣銭四拾壱貫六百文
〆四百廿五貫七百九文
此金百五両銭四百五拾九文
但シ銭直四貫五拾文かへ
此訳
金廿九両　小田原御役所様ニ而御渡シ被遊候

同廿　両　江戸御上屋敷様ニ而御渡シ被遊候
残五拾六両銭四百五拾九文
右者子ノ閏十一月廿八日小田原出立仕、同十二月廿三日
小田原着仕候

覚
小田原ゟ江戸迄本馬拾六疋分
一銭三拾四貫七百六拾六文
丑ノ正月廿九日ゟ同二月七日迄拾八人分
一人数百四拾四人
此泊銭廿壱貫六百文
一人数百四拾四人
此昼遣銭拾四貫四百文
〆七拾貫七百六拾六文
此金拾六両三分銭四百拾八文
此訳　銭四貫弐百文かへ
金拾弐両　小田原御役所様ニ而御渡シ被遊候
残四両三分銭四百拾八文
御切金納
右者丑正月廿九日ニ小田原出立仕、同二月八日小田原着
仕候

覚
小田原ゟ江戸迄本馬拾六疋分
一銭三拾四貫七百六拾六文
丑三月十七日ゟ同廿四日迄
一人数百拾弐人
此泊銭拾六貫八百文　壱人ニ百五拾文ツヽ
一人数百拾弐人
此昼遣拾弐貫弐百文　壱人ニ百文ツヽ
〆六拾三貫七百六拾六文
此金拾五両銭七百六拾六文
此訳　銭四貫弐百文替
金拾弐両小田原ニ而御渡シ被遊候
残三両銭七百六拾六文
右者御切金納三月十七日小田原出立、同廿四日ニ小田原

着仕候

覚

一銭拾三貫三拾七文　六人分
小田原ゟ江戸迄本馬六疋分
四月晦日ゟ同五月十一日迄酒匂川支
一人数六拾六人　六人小田原逗留
此泊銭六貫六百文

一人数六拾六人
此昼遣銭四貫九百四拾八文　壱人ニ七拾弐文ツヽ、
五月十一日ゟ同廿三日迄
一人数七拾弐人
此泊銭拾貫八百文　壱人ニ百五拾人ツヽ、
日数右同断
一人数七拾弐人
此昼遣銭七貫弐百文　壱人ニ百文ツヽ、
小田原ゟ江戸迄本馬弐疋分
一銭四貫三百四拾弐文　弐人分

水窪村組頭半右衛門
公文名村組頭平七

五月廿一日之御指紙金主方ゟ相附ヶ候ニ付、右惣代之者江
持参仕相渡候

五月十九日小田原出立、同廿三日小田原着
一人数拾人
此泊銭壱貫五百文　壱人ニ百五拾文ツヽ、
日数右同断
一人数拾人
此昼遣銭壱貫文
〆四拾九貫四百三拾壱文
此金拾壱両三分銭七拾九文

此訳　銭四貫弐百文買
金四両弐分小田原御役所様ニ而請取
同四両江戸御上屋敷様ニ而請取
同壱両弐分小田原御役所様ニ□□□水窪半右衛門ゟ
公文名平七被下置

残壱両三分銭七拾九文
右者御切金納五月十一日小田原出立仕、同五月廿三日小

田原着仕、勿論川支ニ而小田原ニ永逗留仕、六人之者難
義仕候、御勘弁奉願上候、農行之砌ニ付申上候、以上

覚
小田原ゟ江戸迄本馬六疋分
一銭拾三貫三拾七文
七月廿九日小田原出立八月七日
一人数四拾弐人　小田原着六人
此泊銭六貫三百八文　壱人ニ百五拾文ツヽ
日数右同断
一人数四拾弐人
此昼遣銭四貫弐百文　壱人ニ百文ツヽ
〆弐拾三貫五百四拾五文
此金五両壱分銭九百六拾九文
此訳　銭四貫三百文買
金四両弐分　小田原御役所様ニ而請取
残三分銭九百六拾九文
右者七月廿九日小田原出立仕、同八月七日ニ小田原着仕
候

覚
小田原ゟ江戸迄本馬六疋分
一銭拾三貫三拾七文　六人分
九月朔日小田原出立、同九日小田原着
一人数五拾四人
此泊銭八貫百文　壱人ニ百五拾文ツヽ
日数右同断
一人数五拾四人
此昼遣銭五貫四百文　壱人ニ百文ツヽ
〆弐拾六貫五百三拾七文
此金六両銭壱貫三拾七文
此訳　銭直四貫弐百五拾文
金四両弐分小田原御役所様ニ而請取
残壱両弐分銭壱貫三拾七文
右者九月朔日小田原出立仕、同九日小田原着仕候

覚
小田原ゟ江戸迄本馬六疋分
一銭拾三貫三拾七文　六人分

十月十七日小田原出立、同廿四日小田原着
一人数四拾八人
　此泊銭七貫弐百文　壱人ニ百五拾文ツヽ、
日数右同断
一人数四拾八（ママ）文
　此昼遣銭四貫八百文　壱人ニ百文ツヽ、
〆弐拾五貫三拾七文
　此金五両三分銭八百八拾七文
　　此訳　銭直四貫弐百文
　金四両弐分小田原御役所様ニ而請取
　残壱両壱分銭八百八拾五文
右者十月十七日小田原出立仕、同廿四日ニ小田原着仕候

覚
小田原ゟ江戸迄本馬六疋分
一銭拾三貫三拾七文　六人分
十二月十七日ゟ同廿三日迄
一人数四拾弐人
　此泊銭六貫三百文　壱人ニ百五拾文ツヽ、
日数右同断
一人数四拾弐人
　此昼遣銭四貫弐百文　壱人ニ百文ツヽ、
〆弐拾三貫五百三拾七文
　此金五両弐分銭九百八拾五文
　　此訳　銭直四貫百文
　金四両弐分小田原御役所様ニ而請取
　残壱両銭九百八拾五文
右者十二月十七日小田原出立仕、同廿三日ニ小田原着仕候

雑用
惣〆百七拾壱両銭五貫六百拾八文
　内
　金百壱両頂戴仕候
　残七拾両銭五貫六百拾八文
右者去子ノ年御借用金出入并当丑年御切金納江戸入用仕

用帳差上申候、勿論遣方等右御用ニ付外入用相掛り申候
得共、小田原御表ゟ江戸御表迄之入用計書上申候、以上

宝暦七年
丑十二月

増田村
名主　庄右衛門㊞
中丸村
組頭　太左衛門㊞
大堰村
組頭　伊左衛門㊞
塚原村
名主　重右衛門㊞
神山村
名主　与太郎㊞
同　半右衛門㊞
岩波村
組頭　文内㊞
石脇村
組頭　半右衛門㊞
佐野村
組頭　利兵衛㊞
公文名村
組頭　傳右衛門㊞
茶畑村
名主　文次郎㊞
麦塚村
名主　与惣次㊞
伊豆嶋田
名主　次郎八㊞
水窪村
名主　与右衛門㊞

上土狩村　　石脇村
名主　藤　三　郎㊞　　佐野村」
下土狩村
名主　九左衛門㊞
同　平左衛門印
竹原村
名主　与　兵　衛㊞

中山七郎兵衛様
谷川祖左衛門様

奉借請御金手形之事
合金三百両㊞㊞㊞㊞㊞者　但シ文字金也

右是者駿府町御奉行所様御金之内、此度奉願年壱割五分之利付を以奉借請候処実正ニ御座候、右御上納為質物私共控田地大久保直次郎領分之内駿州駿東郡神山村・岩波村・石脇村・佐野村・公文名村高辻之内本田高合テ六百壱石九斗壱升八合、御検地帳之通反畝歩所附石高名主組頭立合吟味之上別帳写判形仕差上置候、尤外江書入質物等ニ相渡置候義ハ無御座候、則大久保直次郎江相願役人添状申請差上置申候御事

一右御金当丑暮ゟ来ル寅暮迄御貸附被　仰付候ニ付、来ル暮ニ至り元利金急度皆上納可仕候、若本人如何様之異変出来仕候共元利金都合仕証人共ゟ急度上納可仕候、万一上納相滞右質田地御取上ヶ御払被仰付候節ハ、所

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三七　明和六年（一七六九）一二月　小田原藩領四カ村駿府町奉行所御貸付金借用手形

（端裏書）
「丑十一月金三百両　一年切
大久保直次郎領分
神山村
岩波村

質入直段を以何時ニ而も村方江質請元利御金高急度上
納可仕候、其節少茂違背申間鋪候、且又本人名替又者
異変之義茂御座候ハヽ、其節証人共方早々御訴可申上候
御事
一右御金之義自分入用ニ付奉借請候上者、御金之名目を
以余人江貸渡候義一切仕間鋪候、若シ他江貸附返済滞
候旨御願申上候共、御取上ヶ不被遊候段被　仰渡奉畏
候御事
右之通少茂相違無御座候、若不埒之義御座候ハヽ、本人者
不及申上ル請人加判之者迄何様之曲事ニ茂可被　仰付候、
為其本人証人何れ茂連判差上ヶ申候所仍而如件

明和六年丑十二月

大久保直次郎領分

駿州駿東郡神山村　名主　半右衛門㊞
同断　権左衛門㊞
組頭　佐次右衛門㊞
百姓代　重左衛門㊞

岩波村　組頭　忠右衛門㊞
同断　弥太郎㊞
百姓代　忠左衛門㊞
石脇村　組頭　甚右衛門㊞
同断　半右衛門㊞
百姓代　利右衛門㊞
佐野村　組頭　利兵衛㊞
同断　幾左衛門㊞
同断　源右衛門㊞
百姓代　仁平治㊞
公文名村　組頭　重左衛門㊞
同断　四郎左衛門㊞
同断　兵左衛門㊞
百姓代　弥平治㊞

中坊左近様御組御与力
大谷木仙右衛門殿
力石荻之進殿

大森常右衛門殿

（裾野市佐野　佐野区有文書）

二八　弘化三年（一八四六）一二月　沼津藩江戸屋敷御小人奉公人請状

御小人御奉公請取証文之事

一　此伝七と申者慥成ものニ御座候ニ付、其御村方江戸御屋敷御小人御抱人ニ差出し、当十二月来（カ脱）十二月一ヶ年相定、御給金三両三分三朱内金弐両三分三朱只今慥ニ受取申（印）候、残金三歩（分）ハ江戸御屋敷様ニ被下候由承知仕候、然ル上者御奉公之儀者昼夜被仰付次第御屋敷様御家風之通急度相勤大切ニ可仕候、万一長煩欠落等仕候ハヽ早速尋出人代成共御給金成共御上様御差図次第差上可申候、御大切之御奉公ニ候へ者、其外何様之儀御座候共、其御村方江戸少茂御苦労相掛ヶ申間敷候、為後日仍而如件

弘化三午年十二月　　水窪村

人主　傳　七㊞

前書之通相違無御座候、以上　　証人　甚　蔵㊞

名主　治　三　郎㊞

冨沢村

御名主　嘉六郎殿

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

二九　喜永四年（一八五一）一一月　入牢者賄方につき富沢村請書

（表紙）

嘉永四亥年

十一月

御請印差上帳

駿州駿東郡

冨沢村

申達

在町之ものニ而入牢被　仰付候節、御初年以来扶持方者
下方より焚出し取賄候之処、寛政度以　思召従上御賄雑
用等も被下置候、然ル処今度御取調之上以前之通在町よ
り仕出し方可致旨旧復被仰付候
右之通被仰出候間、以来村々ニ而入牢被仰付候ものは親
類身寄之ものニ而取賄、且親類身寄等も無之者は村方ニ
而仕出し候儀ニ付、向後小前末々迄も心得違無之万事貞
実ニ農業等は勿論家業等相励候様申付、平常も無油断取
締致一切悪事等無之可申付候、万一心得違之もの有之候
ハヽ精々致教諭改心致し、正路ニ家業致し候様可申付候
但無宿之ものは是迄之通
亥十月
右之趣承知奉畏候、依之御請印形差上申処、仍而如件
駿州駿東郡
嘉永四亥年　冨沢村
十一月　米蔵
小前　助右衛門

留蔵
礼蔵
儀右衛門
徳蔵
久左衛門
太郎兵衛
祐次郎
為蔵
伊左衛門
兵右衛門
庄右衛門
儀兵衛
要助
繁左衛門
朴斎
幸き
きよ

沼津

平次郎
庄太郎
新右衛門
定八
勝五郎
源助
傳左衛門
小三郎
勝左衛門
安左衛門
清左衛門
金蔵
喜助
甚蔵
清蔵
文助
太七

御役所

右村
百姓代
組頭
同

一三〇　安政七年二月五日　葛山村村内暮方並に内借金高書出帳（横）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

（表紙）

安政七申年　駿東郡葛山村
村方暮方并ニ内借等取締書出帳
二月五日　名主　芹沢勢吾朗

覚

一上儀平
一上源右衛門

一　上
一　上
是ゟ中之人
一　○嘉兵衛
一　○甚兵衛
一　茂右衛門
一　○弥平治
一　治左衛門
一　義左衛門
一　林右衛門
一　○直　平
一　嘉右衛門
一　源右衛門
一　由右衛門
一　○太郎左衛門
一　利兵衛

一　清兵衛
一　○善五郎
一　良　助
一　弥　平
一　茂兵衛
一　仁兵衛
一　作　平
一　金　蔵
一　平七郎
一　仙　助
一　久右衛門
一　喜兵衛
一　○和　助
一　○弥　吉
〆弐拾七軒
是ゟ下段

一　傳吉
一　甚左衛門
一　徳左衛門
一　庄左衛門
一　吉左衛門
一　藤吉
一　林兵衛
一　佐吉
一　△角蔵　三角ハ極難ノ印
一　△元吉
一　周介
一　平左衛門
一　△与右衛門　是ハ太兵衛ト先ニ有リ
一　伊勢蔵
一　安蔵
一　彦治郎
一　常蔵

一　平吉
一　武右衛門
一　利右衛門
一　清蔵
一　平右衛門
一　安平
一　仙右衛門
一　佐右衛門
一　圓蔵
一　孫左衛門
一　徳蔵
一　勝平
一　四郎右衛門
一　伊左衛門
一　政右衛門
一　清蔵

是ゟ極難

一　直治郎
一　菊右衛門
一　甚右衛門
一　多兵衛
一　与三治
一　吉蔵
一　政吉
一　きく

〆拾軒

吉祥院
明王寺
外村
御役人衆中

一金百七拾両　嘉兵衛
一同百弐拾両　甚平

一同壱両弐分　彦治郎
一同四両也　常蔵
一同拾三両　茂右衛門
一同六両三分　平吉
一同六両弐分　弥平治
一同六両也　武右衛門
一同壱両三分　甚右衛門
一同弐両也　治左衛門
一同八両　利右衛門
一同四両壱歩　清蔵
一同四拾九両　儀左衛門
一同八両三分　平右衛門
一同四両　安平
一同七両弐分　林右衛門
一同拾八両　直平
一同四拾弐両三分　儀平
一同三両三分　仙右衛門

一同九両弐分　佐右衛門
一同三両也　嘉右衛門
一同拾五両　菊右衛門
一同弐拾五両　源右衛門
一同三両　圓　蔵
一同壱両弐分　清　蔵
一同拾両弐分　由右衛門
一同九両弐分　太郎左衛門
一同弐両　孫左衛門
一同弐拾両　徳　蔵
一同五両　利　兵衛
一同八両　勝　平
一同拾五両弐分　清　兵衛
一同拾弐両　四郎右衛門
一同拾三両　伊左衛門
一同九拾三両弐分弐朱　善　五　郎

一同八両　良　助
一同七両　安　蔵
一同六両弐分　伊　勢　蔵
一同弐拾両弐分　平　七
一同四両弐分　多　兵　衛
一同三両　金　蔵
一同五拾三両　周　助
一同八両弐分　作　平
一同弐両三分　仁　兵　衛
一同弐両三分　直　治　郎
一同六両也　源右衛門
一同五両壱分弐朱　茂　兵　衛
一同三両壱分　政右衛門
一同壱両弐分　元　吉
一同凡五両余　弥　兵　衛
一同三両弐分　角　蔵
一同拾両也　佐　吉

一同拾壱両弐分　林　兵　衛
一同拾弐両　藤　吉
外ニ五両弐分年貢
一同三両弐分　吉左衛門
外ニ五両弐分年貢
一同六両壱朱　庄左衛門
一同八両弐分壱朱　徳左衛門
一同拾壱両　弥　吉
一同弐両弐分弐朱　和　助
一同四両壱分　喜　平
一同三両也　政　吉
一同弐両弐分　き　く
一同五両壱分　甚左衛門
一同五両三分　傳　吉
一同拾八両也　久右衛門
一同五両也　仙　助
一同三両弐朱　ち　よ

惣〆
金九百八拾両弐朱

一金四拾七両　〆吉
一金弐拾八両　山印
一金弐拾両　須山
一金拾五両　竹中間入込勘定
一金五両　仙年寺様

〆金百拾五両半改借用高
外ニ金拾五両余三島甲州薬店

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

三一　安政七年（一八六〇）三月　葛山村上納金借用証文

（包紙）「上　金百弐拾両印書壱通　葛山村」

当申年御上納金借用申質地証文之事

一金百弐拾両高㊞

此質地、字本洞ニ而上ハ下ノ沢峯境大沢并くぶし洞よりぬたの洞迄、大坂道下峯境

右者当申ノ御月並上納并御上向臨時上納金ニ差支、其時々貴殿江御無心申入借用仕度御願申上候処御承知被下、前書之質物高丈通帳ヲ以御渡可被下候様被　仰聞難有承服仕候、然上者月々御用達被下候分年々壱割五分之勘定を以利永差加へ、当申ノ御収納米を以来十一月晦日限り急度御返済可申候、其節貴殿江御苦労決而相懸申間敷、為後日村役人連印証文、仍而如件

安政七庚申年　　葛山村

三月　　借主名主　勢吾朗㊞

組頭　甚左衛門㊞

同　和平㊞

同　八郎右衛門㊞

同　久左衛門㊞

百姓代　庄七㊞

同　恵助㊞

御宿村

湯山半七朗殿

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

二三　文久元年（一八六一）一二月　葛山村村方賄金借用証文

（端裏書）「御宿村半七郎殿江遣控」

借用申金子証文之事

一金弐百四拾六両也　　但し御通用金也

此質物

村方持分日向山不残書入置申候

高畑茅野一山不残書入置申候

返り尾茅野一山不残書入置申候

字向山金毘羅道ゟ上書入置申候　　質主　政明

字天王向林壱ヶ所書入置申候　　質主北畑村　市左衛門

代親類　恵助

右者村方賄金ニ差支、村役人相談之上　貴殿江御無心申上候処、早速御聞済被下書面之金高只今慥ニ請取申借用仕候処実正ニ御座候、御返済之義者来ル戌ノ十一月限り壱割五分ノ利足差加へ御蔵米ヲ以而元利無相違返金可仕候、万一相滞候ハヽ前書之質地売代かし候而茂元利之内貴殿江聊御損毛御苦労相掛申間敷候、為後日質地主・村役人連印之一札、仍而如件

文久元年　　葛山村借主

酉十二月　日　　名主　勢吾郎

組頭　甚左衛門

同　和平

同　久左衛門

（同脱カ）　儀平

百姓代　恵助

同　直平

御宿村

酒屋半七朗殿

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

3　村の産業

一三　寛文一三年（一六七三）六月一六日　拾分一出し物、三島へ隠通り間敷旨茶畑村百姓連印手形

指上ヶ申手形之事

一惣而御拾分一出し申物茶畑村ゟ伊豆佐野村道三嶋へ隠通り間敷と年々手形仕置処ニ、何者か隠通り申候由ニて伊豆嶋田村御番所ゟ御詮議御座候間何れも迷惑仕候、自今以後何ニ而も御拾分一出し申者伊豆佐野道隠通り申候者、其者之儀ハ不及申ニ五人組共何様之曲事ニも可被仰付事

一当村之者ハ不及申ニ何村之者ニ而も見出し次第荷物をおさへ早々名主方へ注進可仕候、若見のかし仕候者御座候者、其者尚又何様之曲事ニ可被仰付事

一何者ニ而も伊豆佐野道三嶋へ隠通り脇よりあらわれ申候者　御公儀様へ被仰上、何様之御仕置ニも可被仰付候、少も御うらみニ存間敷候為後日ノ手形仍如件

寛文十三年
丑ノ六月十六日

茶畑村惣百姓

市郎右衛門㊞　助左衛門㊞
喜　兵　衛㊞　五郎兵衛㊞
傳　十　郎㊞　与右衛門㊞
長右衛門㊞　弥右衛門㊞
伊左衛門㊞　六左衛門㊞
文右衛門㊞　九郎右衛門㊞
八　兵　衛㊞　長左衛門㊞
六左衛門㊞　□郎左衛門㊞
七郎左衛門㊞　七　兵　衛㊞
吉左衛門㊞　甚左衛門㊞
甚　蔵㊞　次郎左衛門㊞
新　兵　衛㊞　□右衛門㊞
太郎左衛門㊞　三郎右衛門㊞
藤左衛門㊞　作左衛門㊞
多右衛門㊞　次五右衛門㊞
半　十　郎㊞　□右衛門㊞
五　兵　衛㊞　里　兵　衛㊞
藤右衛門㊞　三右衛門㊞
半　兵　衛㊞　茂　兵　衛㊞
四郎右衛門㊞　四郎左衛門㊞
清右衛門㊞　十　兵　衛㊞
留　兵　衛㊞　類左衛門㊞
惣　三　郎㊞　助　兵　衛㊞
六左衛門㊞　六郎左衛門㊞
次郎兵衛㊞　与三左衛門㊞
又　兵　衛㊞　□右衛門㊞
作右衛門㊞　八　十　郎㊞
伝左衛門㊞　仁左衛門㊞

善左衛門㊞　兵右衛門㊞
弥□㊞　□㊞
庄　兵　衛㊞　庄右衛門㊞
市郎兵衛㊞　四郎兵衛㊞
小左衛門㊞　里右衛門㊞
加　兵　衛㊞　権左衛門㊞
惣左衛門㊞　次右衛門㊞
忠　兵　衛㊞　伊右衛門㊞
七郎左衛門㊞　傳右衛門㊞
曾右衛門㊞　五右衛門㊞
徳左衛門㊞　久　兵　衛㊞
杢左衛門㊞　茂右衛門㊞
類　兵　衛㊞　杢右衛門㊞
覚右衛門㊞　与左衛門㊞
五左衛門㊞　多　兵　衛㊞
弥右衛門㊞　佐右衛門㊞
加右衛門㊞　孫右衛門㊞
八郎右衛門㊞　惣右衛門㊞
長左衛門㊞　太郎右衛門㊞
次郎右衛門㊞　佐左衛門㊞
又右衛門㊞　与三兵衛㊞
太右衛門㊞

甚右衛門殿
八左衛門殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一三四　享保二〇年（一七三五）一二月　小竹上方廻し分取り扱い、沼津町人覚

覚

一前々ゟ小竹御百姓稼売被出候所、上方廻シ之分大坂心斉橋馬喰町今津屋藤右衛門と申仁壱人ニ而買候様ニ御願相済候ニ付、小竹代金之内弐拾両此度相渡り候、此金子之儀ハ来辰平小竹代金勘定ニ而相済申筈ニ候、竹之儀上中下三段直（値）付受取中を当り之直段ニ而勘定被致

筈ニ候、尤以来者七月ゟ正月迄山方ゟ沼津町江出竹ニ而凡金高弐百両程買取可被申由ニ候、押買等無之筈ニ候、我等当町ニ而右竹取働仕候ニ付如此ニ候、已上

享保二十年卯極月

沼津宿三枚橋町
竹世話人　長右衛門
同　断　万右衛門
立　合　伊左衛門

神山村
岩波村
大坂村
二子村
今里村
茶畑村
御名主衆中

神山村
半　六㊞

同　所
半右衛門㊞

右之本書神山村ニ預置申候、已上

同月

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一三五　元文五年六月一三日　甲州往来商人荷物継送の口銭取につき水窪村他三カ村訴訟熟談一札

（一七四〇）

差上申一札之事

一駿州御厨領水窪外三ヶ村訴上候者、当村之者同国沼津豆州三嶋両宿ゟ甲府江之道筋ニ而往来商人荷物共継来、相対ニ而附通候分者口銭拾銭つゝ取之為附通、右之助力を以人馬役勤来候処、宝永年中砂降以後砂埋り之田畑を馬士共踏越脇道いたし附通候故、商人荷物者附送致中絶候処、当時者如元郡内領荷物数多当村々を往来いたし候故先例之通可継替候、附通之分口銭可取旨申

候得共、不差出我侭ニ附越候、既ニ去々年甲州川口村と同国藤之木村五十集荷物出入之節、御厨領四ヶ村并山中・上吉田被召呼御尋ニ付、五十集荷物者口銭取為附通候由申上候故、藤木江口銭取候様御裁許相済并沼津宿者人馬数多附出し口銭取候ニ付証拠之ため右宿其外山中・上吉田御吟味相願旨訴上之候

一　相手甲州郡内領山中・上吉田并ニ駿州沼津宿問屋答上之候者、三ヶ所共ニ古来より馬継ニ而駿州須走より山中江荷物引請上吉田江附通来候、商人荷物者相対之上口銭拾文宛取之為附通候処、砂降以後者須走村ニ馬持候者無之故山中并ニ近有(在)より須走江寄馬いたし、商人荷物須走江請込、須走より山中江請取、郡内領村々江附送来、近年脇道忍草通り勝手ニ継送り継場猥ニ相成候ニ付、前々之通り山中より上吉田江継送り度旨申上之、上吉田之義者山中申上候通り先々より馬継場書物等致所持山中より請取、谷村江継候請取書も有之間、前々之通り山中より上吉田江継送り候様ニ致し度旨申上之、沼津問屋之儀者同宿商人売出し候諸荷物附出させ候故、口銭取之候由申上之候

一　郡内領惣代上・下谷村・境村追訴申上候者、商人諸荷物之儀沼津三島両宿より米穀諸荷物五十集類買取、手馬之外者駿州萩蕪・中山・二子・沼田・駒門・大坂・中清水七ヶ村より両宿江致寄セ馬置荷問屋より附出し、御厨四ヶ村を附越須走まて継送り、須走江者山中并近在之馬を呼置須走より郡内領江附込候得共、古来より口銭出し候儀一切無之処、郡内領之諸荷物御厨領之者共差押、新法ニ口銭可取旨申懸ヶ去ル午ノ十一月以来相滞間、前々之通口銭不差出附通り候相願旨申上之候

一　郡内領忍草村申上候者、当村之儀須走村へ寄セ馬いたし荷物請取谷村へ附遣シ、山中之者附来候も請取谷村江附送、継人馬等差出来候、只今迄之通り馬継いたし候様ニ相願旨申上之候

右出入被遂御吟味候処、訴訟方四ヶ村并山中・上吉田之

儀者沼津・三嶋より御用并諸士之往来外旅人荷物共ニ致馬継候段無相違処、商人荷物ニ限り可附通様無之荷主共申分難立候、口銭之儀者去ル午ノ十月甲州川口村と同国藤木村及出入候砌、御厨領四ヶ村并山中・上吉田五十集荷物者口銭取候由申ニ付、藤木江口銭取候様ニ被仰付候旨証拠ニ右六ヶ村申立候得共、其砌御糺明之上証拠之書物者無之由申上候、然処滞無附通シ候ハヽ口銭可出旨川口相願候故、脇道之儀ニ付其通ニ被　仰渡候事ニ而、外之例ニ御取用可被成様無之六ヶ村申分難立ニ付、猶又手馬賃馬共ニ口銭取候証拠之由ニ而申立候、沼津・三嶋両宿江御尋被成候処、沼津宿者附出故口銭取候由申之、三嶋宿者甲州郡内其外在方江附出候分者庭銭・口銭共取候儀無之、御厨領御殿場・矢倉沢・関本・竹之下四ヶ村者小田原より郡内江之道筋ニ而手馬之外附通候分者壱駄ニ付弐銭宛口銭取候由申之、区々ニ而何も証拠不慥御取用ひ難被成候、扨又郡内領商人荷物者沼津・三嶋之人馬ニ而者不継送、御厨領萩無外六ヶ村より寄せ馬いたし須走迄附通、須走より谷村江附送候処、向後右両宿より水窪・佐野江附送候様ニ成候而者纔之賃銭ニ而遠方より寄馬いたし候詮無之、寄セ馬七ヶ村之者共及困窮、沼津・三嶋・須走ニ而も宿馬無之間呼馬不致候而者可附送様無之旨雖申上、只今迄寄馬いたし候七ヶ村之儀者以来継場江申合雇馬ニ罷出候者格別寄馬之障り成候迚継場を猥りニ附越候様ニハ難成、三嶋・沼津・須走之儀も村方ニ馬無之候ハヽ何れ之村に成共相対之上呼馬いたし可継送儀ニ而七ヶ村之者共申通只今迄之仕癖ニまかせ可附通と申儀難立旨被仰聞御尤奉存候、且郡内領荷主惣代之者共前々より附通し来候旨申争候得共、御厨領四ヶ村并山中・上吉田両村共ニ御用人馬者勿論旅人諸荷物継来候段無紛処、商人荷物計不及相対ニ可継通例と心得候段只今迄之仕癖不埒ニ(衍)ニ候、次ニ谷村最寄百ヶ村程有之、此分商人荷物者山中より忍草江懸り附送り候故向後上吉田江継送候而者廻道ニ而手間取候間、只今迄之忍草通り附送り候様ニ致度旨申上候得共、谷村江之御用人馬者上吉

田江継送り候所商人荷物計忍草通り外道いたし候而者上吉田馬継難相立旨申上、其上先年谷村江継送候書付等少々致所持前々ハ谷村之商人荷物上吉田ニ而継替候儀と相見候、然共谷村者田舎道之儀ニ候間忍草を掛候とても畢竟荷主勝手次第之儀ニ而敢不被及御沙汰候、扨又忍草之儀も山中より谷村江之馬継ニ定度旨雖申立、御用人馬者何れ之村ニ而も差出候儀通例ニ而馬継之証拠ニ者不相立、田舎道之儀ニ候得者継場可有之様無御座、山中・上吉田をも同様ニ心得候儀不埒ニ候、駄賃稼之儀者孰之継場江成共出馬いたし継場と相対之上賃銭可取者格別之旨被仰聞御尤ニ奉存候　依之被仰渡候者、御厨四ヶ村、須走・山中・上吉田三ヶ村共ニ前々より諸荷物継来候段無紛間、以来商人荷物も可継送候、口銭之儀雖申立無証拠ニ付不被及御沙汰候、然共荷主勝手任せ附通五十集鮮魚之類口銭取候儀者可為相対次第ニ候、沼津・三嶋・須走三ヶ所ニ者馬無之由ニ付近村相対之上呼馬を以可継送候、只今迄寄馬いたし候萩蕪外六ヶ村并忍草村共ニ致出馬儀者継場と可致相対候、次ニ忍草より谷村通り商人荷物継場ニ定度旨忍草之者共雖申、忍草通り之儀者只今迄通来候例有之間荷主勝手次第候、都而此度出入脇道之儀ニ付互ニ熟談之上以来相対いたし申合不及異論旨逸々被仰渡、双方承知奉畏候、為後証之連判一札差上申所仍如件

元文五庚申年六月十三日

大久保出羽守領分

駿州駿東郡水窪村　名主　茂惣治

訴訟方

同郡佐野村　同　四郎左衛門

同郡神山村　同　太郎左衛門

同郡茱萸沢村　同　彦右衛門

斉藤喜六郎代官所
甲州都留郡内領山中村
名主　傳右衛門
相手
同郡同領上吉田村
同　左　膳
同人御代官所
駿州駿東郡沼津宿
問屋　十郎左衛門
同断
十右衛門
同人御代官所
豆州君沢郡三嶋宿
荷問屋　弥　兵　衛
太郎左衛門
伊奈半左衛門御代官所
駿州駿東郡須走村
名主　重　太　夫
組頭　平　三　郎

荷宿　平　六
斉藤喜六郎御代官所
同郡沼津宿
荷問屋　金　兵　衛
清　兵　衛
同人御代官所
甲州郡内領忍草村
名主代　兵右衛門
百姓代　庄右衛門
追訴
同人御代官所
同国郡内領惣代
上谷村
名主　傳左衛門
境村
追訴
百姓代　源　一　郎
下谷村
同　角　平

大久保出羽守領分
駿州駿東郡中山村
名主　名左衛門
大坂村
同　惣左衛門
萩蕪村
同　徳右衛門
二子村
同　惣左衛門
沼田村
同　茂左衛門
駒門村
組頭　織右衛門
中清水村
同　清左衛門

御評定所

（裾野市佐野　佐野区有文書）

一三六　天明元年（一七八一）五月　郡内鹿留村種屋蚕種売弘めにつき証文一札

一札之事

一此度御村方文蔵殿相頼蚕種売弘メ申度旨相談仕候処ニ、私共自分相対ヲ以弘メ売買難致候ニ付、何卒貴殿方御村方御役人中様御願被下、御領分之内御厨不残相州ニ而河村近辺江蚕種売弘メ置申度候ニ付、右之趣文蔵願ヲ被仰上被下候様ニ相頼候処、御役人中様方　御上様江書付ヲ以御伺可被下候旨忝仕合ニ奉存候、右ニ付而者御太切（大）之儀故跡ニ而万事間違不極等不仕候為、左ニケ条通り証文仕候上者急度相守可申候、為念名主組頭奥□（印カ）仕申候、左之通り

一悪鋪蚕種ゞ売仕間敷候事

一蚕種之義ニ付六ヶ敷義出来仕候共、御村方江少も御苦労掛申間敷候

一蚕種之儀ニ付小田原江御用有之御役人中様御往来被成候而御□之品ニより御逗留被成候共、雑用旅籠浅(銭)之義者私共罷有候内者私共御賄申上、私共居合不申候ハヽ、御村方方(衍)文蔵殿方ゟ御請取可被下候、私共方ゟ文蔵方江勘定之上相渡し可申候、私共遠方義ニ者候得共、文蔵殿江も御損毛掛申間敷候事

一御領分村々江蚕種売弘悪種渡置候而損毛等有之格別不引合候段申聞候ハヽ、御願上村々相止候共無異儀早速相止可申候、尤相渡し置候蚕種代金御払被成候以後其仁江強而売渡し申間敷候事、右相極メ証文仕候上ハ御領分中相廻り非分売買仕間敷候、万一六ヶ敷義出来仕候共私共引請御村役人中并文蔵殿江も御苦労懸申間敷候、為後日依而如件

天明元辛丑年五月

甲州郡内領鹿留村種屋
嘉兵衛㊞
武兵衛

同国同郡田野倉村同断
幸左衛門

駿州駿東郡佐野村
御役人中

右三人之者共前文之通り申出し候上者少シも相違無御座候、私共奥印仕申為後日仍而如件

同郡鹿留村
名主　伊兵治㊞
同断　傳右衛門㊞

同田野倉村
与頭　三左衛門㊞

佐野村
御役人中様

（裾野市佐野　佐野区有文書）

三七　（一七八二）（天明二年）五月一三日　拾分一番所建替につき二ツ屋新田・平松新田百姓家借用願

（包紙）「二ツ屋新田ゟ　森田才右衛門㊞　先之名主中　」

此度水窪村・伊豆島田御上ヶ村ニ相成候ニ付、両所御拾分所取崩シ其両村宜敷場所江御建被成候、夫ニ付建替被仰付候也、其両村百姓家御借り被成度思召候、尤手狭見苦敷分御構無之遠慮なくかし候様ニ申遣候様ニと之義ニ有之候、此段御急キニ付各早々可被申出候、以上

（天明二年）寅五月十三日　森田才右衛門㊞

二ツ屋新田
平松新田
右両村
名主中

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

十一日罷出候節返却可有之候、以上

三八　（一七九〇）寛政二年三月二〇日　茶畑村諸品引下げ売買値段書上（横）

（表紙）寛政二戌年三月廿日　茶畑村

諸品下じき被仰付候ニ付
冨竹五一右衛門様江書上候控

覚

一大豆百文ニ付壱升七合
〃
一塩百文ニ付四升
〃
一豆腐
〃

覚

一大豆
是ハ百文ニ付壱升六合宛ニ売仕候処、此上壱升七合ニ引下ケ可申候

一塩
是ハ百文ニ付三升五合ツヽニ売買仕候処、此上四升ニ引下ケ可申候

一豆腐
是ハ壱丁廿六文ツヽ、是迄売買仕候処、此上廿二文ツヽ引下ケ可申候

一わらんじ
是ハ百文ニ十四足ニ是迄売買仕候処、此上十六足ニ引下可申候

一男ぞうり
是ハ百文ニ付八足ニ是迄売買仕候処、此上拾足ニ引下ケ可申候

一岡地
是ハ壱つぼ七文ツヽニ是迄売買仕候処、此上六文ツヽニ引下ケ可申候

一まき　但シ長壱尺八寸三尺廻り
是ハ百文ニ付六わゟ八わ迄売買仕候、此上成丈ケ引下ケ可申候

一地酒
是ハ他所ゟ請売ニ御座候得者、壱升百文壱合十一文是迄売買仕候処、此上壱升九十文壱合拾文ツヽニ引下ケ可申候

右之通当村方取調書付仕候通乍御世話御書付御上ケ可申候、かじやかま其外山師すみノ義ハ其御村方直段通りニ御書上可申候、其外売買仕候品無御座候

茶畑村　名主　林　蔵
神山村　御名主　権左衛門様

上すミ両ニ三十五俵

中　両ニ三十七俵
下　両四十俵

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一三九　寛政二年三月　茶畑村諸色値段引下げの触につき承知一札

差上申一札之事

一　此度従　御公義（儀）様諸色直段引下ヶ売買仕候様ニ御触有之、猶又此節小田原御表ゟ諸色直段御糺之上是迄売買仕来り候ゟ下直ニ仕可申趣被　仰渡逸々承知仕候、其上御奉行冨竹五一右衛門様江諸色直段付御書上被成候通急度相守可申候、為其一札差上申候、以上

寛政二戌年三月

茶畑村
幸左衛門㊞
与　八㊞
又右衛門㊞
幸右衛門㊞
惣右衛門㊞
八左衛門㊞
丈　八（ママ）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一四〇　寛政五年一一月　富沢村薩摩芋当年作方大積

乍恐以書付奉申上候

一　薩摩芋　当村大積畑三反歩余
畑壱反ニ付出来方中年拾五俵程
但　米俵ニ入土芋ニ而拾貫目程
当年売渡直段壱箕百七拾弐文位

右此度薩摩いも作出方御尋ニ付、当村中小前少々ツヽ夫食ニ作申候分相改奉書上候、尤百姓方夫食之助ニ宜敷品ニ御座候得共、諸作之内分テ猪喰荒シ申候、当年抔ハ別而夥敷猪喰荒シ申候而跡蒔付申候麦迄此節堀り返シ両作荒シ申候得者、自然と相止ミ可申哉ニ奉存候、当年作方

之方大積りを以乍恐奉書上候、以上

寛政五丑年十一月

冨沢村
組頭　儀左衛門
同　助左衛門
百姓代　文　蔵

沼津
御役所

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一四一　寛政七年（一七九五）一〇月　佐野村酒造仕込改につき届

乍恐以書付御届ヶ奉申上候御事

佐野村
酒造人　勘兵衛

卯九月
一元米五升
一添掛米三斗
一仕廻米四斗
〆七斗五升

右之通佐野村酒造人勘兵衛方酒造仕込候段相届ヶ申候ニ付、酒造改役人并村役人立会相改申候所少茂相違無御座候、依之酒造改役人并村役人連印以書付乍恐此段御注進奉申上候、以上

寛政七年卯十月

御殿場村
酒造改役人　甚右衛門
中山村
同　善兵衛
佐野村
百姓代　市右衛門
役人代　傳兵衛
組頭　文　蔵
同　嘉　六
同　伊右衛門
名主　政右衛門

渡里兵次右衛門様
小川甚五郎様

同　八三郎

（裾野市佐野　佐野区有文書）

一四三　寛政九年（一七九七）一一月　愛鷹山炭焼出しにつき山付村々願書

乍恐書付を以奉願上候

一　此度愛鷹山之内伊勢小屋守辺炭焼出シ之儀ニ付、村々差障有之候哉否御尋被　仰付候ニ付、左ニ奉願上候、右愛鷹山之内私共村々相加候山之儀者、愛鷹山南東表百沢ゟ本洞一ツ橋辺迄之儀者私共村々用水元ニ而、是迄差障候趣ニ而、先規ゟ相立来村々薪而已少しツヽ取来申候、右ニ付此度之儀も百沢ゟ本洞一ツ橋辺迄之儀者炭焼出シ以御慈悲御用捨被成被下置候様奉願上候、右願之通被　仰付被下候ハヽ難有仕合ニ奉存候、以上

寛政九巳十一月

駿州駿東郡山付村々

下長窪村
一色村
富沢村
大畑村
千福村
葛山村
水窪村
上土狩村
中土狩村
下土狩村
本宿村
竹原村
伏見村
新宿村
柿田村
長沢村

八幡村
納米里村
右村々惣代
下長窪村
名主　元右衛門
一色村
名主　藤蔵
冨沢村
名主　彦十郎
大畑村
名主　庄蔵
千福村
名主　新七
葛山村
名主　平右衛門
韮山
御役所

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一四三　寛政一一年（一七九九）一〇月　茶畑村炭山、湯ヶ島村百姓へ売渡につき証文

売渡申炭山之事

一炭山壱ヶ所　場所　但シ大沢山与申所

此代木金三拾両也

右者当村大沢通川除普請入用ニ付、此度貴殿方へ右之炭木売渡書面之代金慥ニ受取申候処実正ニ御座候、然ル上者来ル申年ゟ子年迄ニ炭焼之積り御相談申候上ハ、年季明候ハヽ御引払可被成候、炭荷物山出方之儀ハ当村小前ニ而無滞差下候様ニ可仕候、尤駄賃之儀ハ双方熟談之上御相対可被成候、縄俵等之儀も同断ニ御心得可被成候、万一右山一件ニ付他所ゟ差障り候儀有之候とも其元へ御苦労掛申間敷候、道橋之儀も大沢荷所場ゟ下モへ者其元御世話ニハ掛申間敷候、為後日村役人連印、仍而如件

茶畑村

寛政十一未年十月

名主　林　蔵
組頭　与祖右衛門
同　又四郎
同　傳蔵
同　文蔵
百姓代　太郎左衛門

湯ヶ嶋村
庄三郎殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一四　寛政一一年（一七九九）一二月一二日　茶畑村炭山入札控帳（竪）

（表紙）

寛政十一年　茶畑村
炭山入札控帳
未十二月十二日

一金六拾五両三分銀拾匁　北条村　孫兵衛
一金三拾七両銀百六拾九匁五分　湯ヶ嶋村　庄右衛門
一金七拾五両銀百廿五匁五分五厘　門野原村　善右衛門
一金三両と銀廿匁弐分　あけ
一金八拾両と銀廿五匁七分五厘　落札　大平村　重兵衛
一金七拾三両弐分銀五匁七分　二本松　丈八
一金七拾五両銀三匁六分弐厘

北条村
又右衛門

一　金六拾六両弐分銀五匁五分

当村
与祖右衛門

一　金七拾両弐分銀拾匁五分

石脇村
九左衛門

二つや
藤蔵

一　金五拾六両銀拾九匁五分

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一四五　文化三年四月　茶畑村水車持主、田地用水につき水下の者へ差障りなき旨一札

（一八〇六）

（端裏書）
「水車持主ゟ一札」

一　札

一　此度小田原　御役所様ゟ水車御改之上当寅年ゟ来ル午年迄五ヶ年之間冥加銀御上納仕候、然ル所御田地用水之義者格別之義ニ御座候得者是迄之通少も差障申間敷候、万一差障之義も御座候節者水下之者と熟談仕惣而用水之義ニ付差障無之様ニ可仕候、為後日一札差出申候、以上

茶畑村中丸
庄兵衛㊞
義助㊞
伊右衛門㊞

茶畑村
平松新田

御役人中

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一四六　文化七年（一八一〇）一〇月　継場口銭一件につき水窪村・佐野村・神山村取替一札

取替一札之事

一此度一色・納米里・長窪三ヶ村ゟ当村佐野両村江申越候者、右三ヶ村之義御年貢三分壱米分代金納ニ付初秋より勝手次第相払候所、右村方継場之義ニ而口銭取候儀甚タ迷惑致し、以来口銭差出し候義不相成段断申越候、依之継場一統及相談ニ候処、出入之義者一統迷惑之筋ニ候得共、先年御裁許茂有之候事故其侭ニ捨置がたく評義ニおよひ候所、指掛り両村至而迷惑ニ相成候事故、水窪村ニ而内分之料見を以右三ヶ村ゟ伊豆嶋田出之内ニて少々茂料見致し内済ニおよひ申候、然ル上者以来口銭之義者不及申継場一件之義ニ付何之村ゟ出入等差起り候共、是迄之通り継場一統相談之上取計ひ可申候、仍而取替一札仍而如件

水窪村　名主　茂兵衛㊞
与頭　理右衛門㊞
同　与左衛門
百姓代　徳左衛門㊞

佐野村
御役人衆中

神山村
御役人衆中

文化七午年十月

（裾野市佐野　佐野区有文書）

一四七　文政九年（一八二六）九月　金沢村百姓、生国近江へ引取につき酒売掛取り扱い願

乍恐以書付奉願上候事

一駿州駿東郡金沢村百姓利兵衛儀、生国者江州日野町出生ニ御座候処、三拾八ヶ年以前酉年より当戌迄当国金沢村ニ罷居酒職分出情仕候得共、近年殊之外拙者儀病気ニ付酒商売之儀不都合ニ御座候処、尚亦国本親達病

気ニ付右本国へ引取申度由ニて御隙を奉願上候処、
地頭御役所ニて御糺被成下候儀奉恐入候、御役所ニ
て被　仰聞候者、右利兵衛儀者百姓壱軒之儀ニ付前々
者名主役等迄も相勤申候得者、本国江引取申抔儀甚以
不埒成申分ニて不得其意、尚又酒職之儀永々年来之事
ニ御座候得者、酒売掛等も多分可有之哉と奉存候ニ付、
当　支配内身生百姓方ニ掛等多有之ニ付て者懸方取立
之上者百姓潰しニも相成可申候ニ付、是迄之通酒職を
致当　支配内掛等も追々取集メ候得者格別之難渋ニも
有之間敷段被　仰聞奉畏入候、右之趣拙者家内一統得
篤申合相談仕候処、被　仰聞趣尤至極ニ奉畏入候、仍
之御支配内金沢村之儀者不及申ニ葛山村・上ヶ田村右
三ヶ村　御支配内売掛之儀者相対ニて取片付、当　御
役所村方役人衆中へ少も御苦労相掛申間敷候、然上者
跡敷之儀者何れ共被　仰付次第を以急度相立可申候、
尤持来り候田はた林之儀者其儘相譲置候様可仕候、何
卒右願之通ニ御憐愍以本国へ引取親共扶養病致候様ニ被
仰付下置難有仕合ニ奉存候、為後日仍而如件

金沢村
当人　利兵衛㊞
親類　茂右衛門㊞
組合　六左衛門㊞

文政九年
戌九月日

地頭
御役所

右之通金沢村利兵衛儀奉願上候通少茂相違無御座候、依
之村役人印形仕り差上申候上者　御上様へ少も御苦労相
懸申間敷候、右奉願上候通被　仰付下置私共難有仕合ニ
奉存候、已上

金沢村
名主　九右衛門㊞
組頭　金右衛門㊞
百姓代　長左衛門㊞

文政九戌年
九月日

地頭
御役所

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

一四八　文政一〇年六月（一八二七）　江戸問屋と荷物滞り訴訟につき内済議定書取交わし証文

差上申証文之事

一私義年来炭商売致候ニ付、江戸問屋方江差送り候筈ニ而前金借入荷物差遣し候処、追々荷物相滞都合金拾八両ト銀拾四匁六分六厘滞金ニ相成度々催促有之候得共、近年病身ニ相成商売手広ニ茂不仕候処、度々破般等茂有之旁難渋仕候故、荷物差送り不申捨置候ニ付、問屋方ニ而茂難渋之趣を以先般出訴仕　御尊判頂戴被相附驚奉恐入、早々出府仕候上ニ而、沼津宿問屋矢部重郎右衛門・同宿同鈴木善右衛門右両人相頼取噯を以当亥年ゟ丑年迄上炭弐百俵宛三ヶ年差送り可申議定を以内済仕候、右跡用右証文差入候義ニ付村御役判御願申上候処、御承知被下難有奉存候、然ル上ハ組合親類ニ而急度引請不抱当人江私共ゟ議定之通少茂無相違相済可申候、万一滞り候義茂有之候ハヽ加判之もの弁金ニ而相済シ、聊村御役方江御苦労掛ケ申間敷候、為後日加判証文、仍而如件

文政十亥年六月

当人　和田　勇　吉㊞
組合　忠　助㊞
同　善　七㊞
同　祖　八㊞
親類　吉　兵　衛㊞
同　式　蔵㊞
同　元右衛門㊞

村
御役人中様

（裾野市深良　深良区有文書）

一四九　文政一〇年九月二日（一八二七）　甲州往来荷物継送の口銭につき評定所掛り一件

（端裏書）「継場出入御裁訴書」

差上申一札之事

私共出入御吟味ニ御座候処、諸荷物継送之儀ニ拘り引合村方多、其上村柄盛衰等之趣も就難御決一同一ト先帰村被仰付、右御糺旁御代官佐藤忠右衛門様・池田仙九郎様両御手附御手代衆被差遣再応被遂御糺明候処、訴訟方之儀、豆州三嶋宿・駿州沼津宿・同国御厨領村々其外ゟ甲州郡内領江可買入米穀塩茶類商人荷物とも年来附通相稼、五十集荷物ハ其馬荷附次第を壱駄といたし、諸荷物共壱駄ニ付口銭弐文宛須走□（山中カ）□両村江差出来り候由申立候得共、三嶋・沼津両宿より附通荷物口銭等之儀ニ付、元文之度駿州水窪村外三ヶ村与甲州山中村其外村出入之節、沼津・三嶋両宿商人荷物附通し之儀ニ水窪村外三ヶ村、須走・山中・上吉田三ヶ村とも前々ゟ諸荷物継来候段無紛間、以来商人荷物も可継送、口銭之儀雖申立無証拠ニ付不被為御沙汰、然レ共荷物勝手ニ□（任カ）附通五十集鮮魚之類口銭取候儀者可為相対次第与の趣并寛保度之御裁許ニ手馬を以郡内領江附帰候荷物之内ニ荷印有之無紛商人荷物者継送可申、勿論荷印有之内ニ而も五十集鮮魚等継荷ニ難成分者少々宛口銭出、相対を以附通之儀者格別与有之上者、附通候儀ニ候ハヽ継場村々与相対之上互ニ不差支様可取計筋ニ而水窪村外三ヶ村江者是迄口銭不差出附通り候由も申候迄ニ而是以附通候儀ニ候ハヽ同様可取計者勿論之儀、然ル上者今般申立之趣を以全附通相稼度由之申分ハ難御取用、相手方之儀も可継合商人荷物を訴訟方村々ニおゐて壱駄ニ付口銭弐文或者口銭不差出、猥ニ附通継場助成ニ差障候ニ付不残継合荷物ニいたし度由之申立者、元文・寛保度之御裁許ニ御厨領村々御殿場・茱萸沢其外ゟ附通候荷物も可継送与の申渡無之上者右場所ゟ訴訟方村々附通駄賃相稼候而も可差障筋ニ無之、桑口銭取立之儀も寛保度之御裁断ニ須走村者双方熟談いたし互

ニ申分無之旨認有之候内ニ相籠候事之由、又ハ五十集鮮魚壱駄四箇附口銭八文宛請取候由者一己之心得迄之儀、去ル巳年山中村訴状面并同未年須走村より大久保加賀守様御役場江差出候書付、同申年山中村ゟ御吟味中差出候書類ニ巳年以前者孰も商人諸荷物相対之上為附通候趣之申立も有之、右巳年出入済口之節内議定書ニ山中村馬士共須走村問屋荷物継払候節ハ御殿場・茱萸沢其外村々江打越荷物附通之砌須走村問屋庭帳ニ記置継合同様ニいたし候趣ニ而者荷物壱駄ニ付口銭拾弐文宛商人共ゟ為差出候様取計候儀を山中村より右商人共江掛合も不致、新規之儀取極不都合之儀ニ有之上者是又申分難御取用、水窪村外三ヶ村外三ヶ村之儀郡内領村々者諸荷物并五十集鮮魚者四箇附壱駄ニ付口銭六文宛請取度由も従来口銭不請取為附通候上者新規之申立ニ有之上吉田村之儀も水窪村外三ヶ村荷物附通候節口銭不差出由も右村々継場ニ候上者申分難御取用萩薗村外六ヶ村之儀も同様附通候節往古者馬壱疋ニ付口銭弐文宛差出候得共、当時者追々相増八文宛差出及難儀候間、以来口銭弐文宛差出附通候様致度旨申立候得共、証拠も無之申候迄之儀其外無証拠申争等之儀者何れ茂難御取用候、依之以来商人諸荷物五十集鮮魚桑葉与も継合ニ差出候分ハ荷物壱駄ニ付庭銭拾弐文宛荷主ゟ須走村江請取之、三嶋・沼津両宿ゟ附通候商人諸荷物五十集荷とも水窪村・佐野・神山・茱萸沢・山中右五ヶ村并附通稼之馬士共勝手ニ付、上吉田村江懸り候分ハ右村々ニ而馬壱疋ニ付口銭三文宛須走村者稼馬も少き村方ニ付同六文宛附通候馬士共ゟ可請取之、御殿場・茱萸沢・御厨領村々其外先々ニおゐて商人諸荷物地荷物共、郡内領村々附通相稼候分者、須走・山中両村共馬壱疋ニ付口銭弐文宛請取之、勿論上吉田村江相掛候分ハ是又同様弐文宛可請取之、其余手馬手荷物桑葉与も附通候儀者継場ニおゐて不差障、去ル未年須走村ゟ取立候蕨粉十分壱銭ハ下谷村商人共方江相渡、去ル巳年須走山中両村済口内議定等之趣者相用間敷段被仰渡一同承知奉畏候、若相背候ハヽ御科可被仰付候、仍御請証文差上申処如件

吉川栄左衛門御代官所
甲州都留郡
上谷村　百姓代　惣　太　郎
下谷村　新倉村惣代
忍草村　百姓代　五郎左衛門
右三ヶ村惣代　大明見村惣代
文政亥年九月二日　年寄　勝　之　進
上谷村　小明見村惣代
訴訟方　組頭　多右衛門　名主　嘉右衛門
下谷村　同人御代官所
百姓　弥右衛門　同郡
忍草村　山中村惣代
年寄　与惣右衛門　相手方　年寄　芳左衛門
彦　兵　衛　大久保加賀守領分
追而訴訟方江加り候　駿州駿東郡
同人御代官所　須走村惣代
同郡　組頭　与惣左衛門
下吉田村惣代　同　利　太　夫

追而相手方江加り候
水野出羽守領分
同郡水窪村惣代
名主　茂兵衛
組頭　安兵衛
大久保加賀守領分
同郡
佐野村惣代
組頭　為蔵
沖右衛門
神山村惣代
名主　嘉兵衛
組頭　九平治
茱萸沢村惣代
組頭　市郎右衛門
同　丈助

御吟味ニ付被召出候
吉川栄左衛門御代官所
右都留郡
上吉田村惣代
組頭　多兵衛
大久保加賀守領分
右駿東郡
駒門新田惣代
組頭　武右衛門
沼田村
大坂村
右弐ヶ村惣代
大坂村
名主　半左衛門
中山村惣代
名主　名左衛門

萩蕪村
二子村
右弐ヶ村惣代
二子村
　組頭　権右衛門
中清水惣代
百姓代　傳右衛門

御評定所

前書之通於　御評定所ニ御掛り　石川主水正様
御裁許被　仰渡御請証文奉差上候間、為後証写取
之置者也

（裾野市佐野　佐野区有文書）

一五〇　天保元年（一八三〇）一二月　御宿村半七酒造高諸道具御改御請印帳（竪）

（表紙）

天保元寅年十二月　書上帳控
酒造高諸道具御改御請印帳
御宿村
酒造人　半七

差上申一札之事

酒造米高百石

一酒造米高百六拾六俵六分　但三分二造高之分

六尺桶　但壱本ニ付拾石造り　三本
五尺桶　但壱本ニ付五石造り　三本
四尺桶　但壱本ニ付三石造り　五本

三尺五寸桶　但壱本ニ付壱石五斗造り　三本
三尺五寸こしき　壱本
三尺桶　但壱本ニ付壱石造り　弐本
元桶　五本
船　壱艘
大半切　弐枚
四半切　壱枚
元半切　三拾枚
〆拾壱品　此度御触之通り三分二造り高之分諸道具ニ御座候

一右酒造米休高八拾三俵四分　但三分一休高之分
六尺桶　但拾石造り　壱本
五尺桶　但五石造り　壱本
四尺五寸桶　但四石五斗造り　壱本
三尺五寸桶　但壱石五斗造り　弐本
三尺桶　但壱石造り　弐本
元桶　三本
元半切　拾枚

〆七品　三分一減高不用之諸道具ニ御座候ニ付村役人御預り申候

右之通酒造人半七諸道具御改極印被仰付右書上申候、当時造高ニ取用候諸道具之外不用桶之分右御改之通桶之内江御張紙極印被成私共江御預ケ被成慥ニ御預り申上候、然ル上者御印紙不落様大切ニ仕増造隠造等紛敷義無之様急度被　仰渡承知奉畏候、右為御請連印一札差上申候処、仍而如件

駿川駿東郡御宿村

天保元寅年十二月　百姓代　彦　九　郎　印
与　頭　利　七　印
同　断　仙　蔵　印

原田勘右衛門殿
山田六之進殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一三一　嘉永三年（一八五〇）二月六日　茶畑村職人鑑札の威光を借り故障申掛一件につき願書（竪）

（表紙）

嘉永三庚戌年

職人一件願書控

組合惣代
茶畑村
公文名村
佐野村

二月六日ニ願ニ出し候

乍恐以書付奉願上候御事

私シ共組合村々諸職人之儀、大工・木挽・屋根職・畳職・桶職・石職・経師職・綿打等先々ゟ農間職仕来り候処、職人少く大工抔者村々普請ニ行届兼、殊ニ職分未熟成者多分有之相頼候而引合ニ相成兼、且者私シ村々最寄者御他領入交りニ付、他所大工・木挽等入来り用弁致居候処、去ル六七年以前ニも御座候哉、当御作事方御役所様ゟ職分御鑑札被差出シ、小田原竹之花町六郎兵衛殿取次ヲ以組合諸職人江御鑑札廿五枚御渡シ被成御冥加上納致シ罷有候、然ル処当節者増長仕、賃金（キン）之儀も八日壱分相定り居り候処自己之勝手ヲ以七日壱分受取族も有之、御鑑札さへ頂載致候得者壱人前ニ相成候積りニ而彼是御威光を相触シ、他所ゟ頼入候諸職人者勿論村内出入罷在候大工・木挽之者等渡世向ニ故障申掛、村々差支ニ相成候様仕成候、既ニ組合茶畑村百性代伊左衛門方ニ而去ル十月頃ゟ居宅補理候ニ付、御他領小下田村大工職惣助与申者年来入来り村方江入込職分仕候ニ付、同人相雇普請ニ取掛り候処、故障申掛候ニ付、村内大工政吉と申者江亦請致させ、先月下旬出来致し候ニ付、伊左衛門ゟ政吉江も祝義等差遣シ候処、何様之申合セ有之候而之儀哉、大工ニ不抱外木挽・綿打・畳職御鑑札所持罷有候者共者勿論、其外子分抔と相唱、本業を骨折候事嫌ひ口先而已ニ而可相渡者自然与相増、既ニ此筋寄合之砌茶畑村計り

ニ而拾七八人ニ茂相及ひ、此形捨置候得者詰り一村之相続方ニ相抱、村々役人共ニおゐて深ク心配仕居り、然ル所へ伊左衛門屋根普請ニ故障申掛、猶又大工迄差留メ出来不仕候程之儀甚タ不埒之儀与奉存候処、又候此度同村組頭惣右衛門方ニ而普請手入仕候ニ付村内江出入罷有候、御他領伊豆佐野村木挽要七と申者江木品注文いたし手附金壱両相渡候処、諸職人共并同意之者共前書奉申上候通拾七八人打寄、其後惣右衛門方へ罷越普請差留メ、夫而已ならす無鑑札之者ニ而文蔵・惣吉と申もの両人木挽用(要)七方へ罷越、兼而受取候手附金相渡可申由申掛品々我意而已申募り迷惑致シ、要七方同村組頭林右衛門方へ申出候者、当御領分者右様之御振合候哉、私共是迄御他領も所々出入仕候共、右様ゆすり同様御取扱ニ相成候事無之御役所ニ而御勘弁可被下由申出候、林右衛門ニおゐても挨拶ニも差支候事ニ御座候、不埒至極之取計ニ而如何共言語ニ絶候、仕向ケ方難捨置候得者何連右等之次第有之候儀ニ付　御上様江御願申上候間、事柄相分り候迄ハ差控可申候由申聞候間、要七儀者引取申候、旦亦職人共申合セ候心得違(方ヘ)者、御鑑札頂戴罷在候上者、他所職人等願入候ハヽ所職人ニ相渡らせ、其手続ヲ以職分致させ、普請出来案外之祝義等相ねだり、御鑑札所持罷有候ヲ申触シ、綿打・畳職迄大工・木挽・屋根職ニ相泥ミニ祝儀貰請候相談等致シ、村役人共申談之上、職分之儀者不相分候得共、何分村々御鑑札制事方届兼候ニ付、心得違之儀与利解申聞候得ハ、只一向ニ承り、職分之儀ニ付而者竹之花町六郎兵衛殿方御鑑札直ニ相渡シ、掛り違ニ付村役人之支配受不申抔与存外之儀申募居、且者村内持村(林カ)等他所へ売渡シ候節者、村内木挽相雇不申候而者売買不相成抔と故障申掛、村方之者一同難渋仕候義不少、御鑑札之御威光相触シ何様之申合仕、村方差支ニ相成候義仕成ニ候哉も難計、且者村法も相崩シ御鑑札所持致シ候故村役人之支配受不申候抔と心得チガヒ罷在候者、御制事も行届兼、此度迚も組合一同之諸職人茶畑村江立会村役人相手取職人之一流相立存意ニ而勝手侭之相談致シ候様子ニ

付、村々役人罷越職人共江申聞候者、右様不当我意而已申募村々迷惑為致シ候ハヽ、組合一同より　御役所江奉申上御取調ニ可預り旨申聞候処、外村々職人共之儀者引取申候得共、茶畑村之儀者職人共始其子分抔申候者迄前書奉申上候通りニ而承伏不仕、村方一同難渋仕候次第ニ付、何分難捨置、無余義恐を不奉顧奉願上候、尤去ル文政度之頃此度之如く職人共へ御鑑札頂戴之威ヲ相触シ相長致シ村々一同難渋仕候ニ付、村惣代として中嶋村名主喜三郎・菅沼村名主重右衛門両人　御上様江歎願仕候処、御掛り様ニ而松井恭助様御手代月良貞兵衛様早速御聞届被成下置、尤之儀ニ付其段御普請所　御役所江御願立可致様被仰聞候ニ付、其段口上ヲ以御願奉申上候処、右御役所様ニ而者何連御掛り江御挨拶可申候間帰村致候様御沙汰ニ付、夫々帰村仕居候処、追々御鑑札も相減、職人共増長之義も無之至極納得(トク)仕罷在候処、猶又此度職人共前条奉申上候通り増長仕候間、何卒御慈悲ヲ以右職人共以来不当之儀不致、他之諸職人相頼候節故障不申聞候様被成下置候共可相成儀ニ御座候ハヽ、右御鑑札御引上被成下置、以前之通村方無差支普請等出来、職人様之者相減本業出精仕候様卒(ト)ニも御慈悲(ヽ)を以奉願上候、右奉願上候通り御聞済被成下置候ハヽ、村々一同難有仕合ニ奉存候、此段乍恐以書付奉願上候、以上

嘉永三戌年二月　下郷組合惣代

茶畑村　与頭　林右衛門

公文名村　与頭　弥四郎

佐野村　名主　儀右衛門

小川共蔵様

男沢茂太夫様

川口大七郎様

乍恐以書付奉願上候御事

私共組合茶畑村元木挽職百姓長右衛門・同大工同政吉・同家(屋)根職同久右衛門・同綿打職同忠助、右之者共是迄農間職分仕来り候之処、夫ル巳年御作事方　御役所様ゟ職分御改之上御鑑札御渡シ被成候ニ付、右御鑑札御威光ヲ借り悉増長仕、村内普請等ニ故障申掛ケ迷惑為致候ニ付、村役人共利害申聞候而も取用不申、扨又元木挽職百姓長右衛門弟子百姓文蔵・惣吉と申者御鑑札者無之者ニ御座候得共、前書同様之次第共有之、其上心得違之所行ニ御座候ニ付、無余義先般右之始末　御役所様江奉願上候処、夫々御呼出シ之上御尋奉請候処、前書之者とも辺々申訳無御座候奉恐入候段申上候ニ付、長右衛門・政吉・久右衛門・文蔵・惣吉共都合五人吟味中手鎖村預り被仰付、忠助・源右衛門両人者村預り被奉恐入相慎ニ罷有候処、右之者共当節ニ相成篤与勘考仕候得者、全心得違仕御上様江御苦労奉掛ケ并村役人中江も彼是申掛ケ候儀一言之申開無御座候、誠ニ以先非後悔仕、此上御吟味奉請候而者御答可申上様無御座、重々奉恐入候ニ付、何卒御願下ケ之儀親類五人組ニ取縋り村役人共迄度々申出候趣ヲ以私共迄申出候ニ付、尚私共立入とも心庭啶与取糺候処、実々改心仕心得違之所行仕候段々恐縮罷在混(ママ)り御願下ケ之義別紙之通り一札差出シ、偏ニ歎願申出候ニ付、已来何事ニよらす不埒之儀無之候様、乍恐私シとも御引請可仕候付、幾重ニも御憐愍之御慈非(悲)ヲ以、此上之御吟味御用捨被成下置御願下ケ之儀奉願上候、右奉願上候通り被仰付被下置候ハヽ、当人とも相助、村役人并五人組親類之者不及申上ル、私シ共迄難有仕合ニ可奉存候、以上

麦塚村

嘉永三庚戌年　　名主　与惣右衛門

四月八日認メ上ル　　与頭　要右衛門

役人代　元右衛門

百性代　重　助

二ツ屋新田

名主　佐兵衛

組頭　良吉

公文名村

稲荷村

名主　宇平治
組頭　市右衛門
同　弥四郎
百姓代　源六

佐野村

名主　源五郎
同　儀右衛門
組頭　順蔵
源右衛門
利右衛門
嘉右衛門

石脇村

組頭　善吉
同　弥四郎

小川共蔵様
男沢茂太夫様
川口大七郎様

百姓代　与右衛門

岩波村

名主　伴右衛門
組頭　太兵衛
百姓代　善左衛門

神山村

名主　源右衛門
組頭　銀左衛門
同　忠治郎
同　九兵衛
同　嘉兵衛
百姓代　太郎左衛門
栄蔵

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

4　村の金融

一三三　延享三年（一七四六）二月二六日　定輪寺村伊兵衛無尽定証文

無尽定メ証文之事

一親持伊兵衛身躰不勝手ニ付、金五両無尽取建諸役御年貢払方いたし候処実正ニ御座候、然故ハ無尽日限如何様之指合候とも無尽満迄急度罷出、無尽落札之方江利金勘定可申候、無尽仲間中之内掛金かけ返シ滞候ハヽ、無尽質地加判之者請取金子ニ而連衆中へ急度指出シ可申候、其節少茂違乱申間敷、為後日証文仍如件

延享三年
寅二月廿六日

祖父
伊兵衛

（後　欠）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一三三　天保五年（一八三四）一一月　定輪寺無尽深良村文明寺落札につき一札

無尽金証文之事

一金拾五両也

右者親司定輪寺無尽、当午年会合之節拙寺落札取番ニ相当り書面之金子慥ニ受取申処実正ニ御座候、為此質物字□（天）神窪ニ而上田弐反壱畝廿壱歩、大屋敷ニ而中田壱反壱畝六歩、同所ニ而下田九畝五歩、才之神ニ而上田壱反弐拾歩、反別合五反弐畝廿弐歩入置申候、然上ハ来ル未年ゟ無尽満会迄、右利金年内壱割五分之勘定を以毎年金弐両壱分つゝ会合之節差出し可申候、万一不埒之儀も有之利金調兼候節ハ、右之質田地加判人江引取致支配徳米ヲ以急度差出し、御連中江少茂御世話御損毛相懸申間敷候、為後日証人加判仍而如件

天保五年
午十一月

深良村取主　文明寺

旦方証人　徳右衛門

同断　民右衛門㊞
名主　治　三　郎㊞

定輪寺無尽
御世話人中
御　連　中

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一五四　天保八年三月　今里村報徳米拝借証文（一八三七）

報徳米御拝借証文之事

一米拾六俵壱斗壱升

此代金弐拾五両三分壱朱永弐拾文八分四厘

但金拾両ニ六俵三分替

此年賦済方

酉金五両弐朱永四拾壱文六分六厘八毛
戌金五両弐朱永四拾壱文六分六厘八毛
亥金五両弐朱永四拾壱文六分六厘八毛
子金五両弐朱永四拾壱文六分六厘八毛
丑金五両弐朱永四拾壱文六分六厘八毛

右者御領分駿東郡御厨原方組合今里村名主・組頭・惣百姓代一同奉申上候、当郷土地柄用水之儀者富士山雪水掛り之場所故、去ル巳年ゟ不順気打続違作難渋仕候、猶又昨年冷気雨天勝ニ而近年稀成大凶作ニ相成、暮方夫食必至与差支十方ニ暮罷在候処、小田原御城附御領分村々報徳金御貸附之由承知仕、何卒飢渇を為相凌申度、達而御拝借奉願上候処、格別之思召を以早速御出郷見分被下置　飢之助様御知行所荒地開発人別増村柄御取直し御趣法之次第、微細ニ御利解被仰聞御知行所村々

（中　欠）

相助、御百姓相続仕候御恩沢之次第、子々孫々ニ至迄申伝置聊忘却為仕申間敷候、為後日夫食御拝借証文仍如件

原方組合
今里村
天保八丁酉年三月　世話人　伊　兵　衛㊞
同　源右衛門㊞
百姓代　定右衛門㊞
組　頭　清　吉㊞
同　弥　惣　治㊞

二宮金次郎様

「（裏書）
割印表書報徳年賦皆済ニ相成申処仍如件
天保十二辛丑年十月　二宮金次郎
割印一金五両弐朱永四拾壱文六分六厘八毛
右者報徳元恕金之弁恩沢報徳金被相納、慥ニ請取申所
仍如件
天保十三壬寅十月　二宮金次郎」
（裾野市今里　今里区有文書）

一三五　天保一〇年（一八三九）六月　荻野山中藩殿様利運講連名控帳（横）

（表紙）
天保十年亥六月
殿様利運講連銘控帳
御宿村役人㊞

毎月金弐歩（分）掛ヶ

一壱口　弐右衛門㊞
一壱口　湯山半右衛門内　保三郎㊞
一壱口　半七㊞
一壱口　弐右衛門㊞
　保三郎㊞
　半七㊞

彦兵衛㊞
五郎右衛門㊞
新内㊞
忠七㊞
五郎兵衛㊞
仁右衛門㊞
平八㊞
惣兵衛㊞
平助㊞

一壱口
〆

内訳ヶ
四分一
深良村
治三郎㊞
葛山村
憐斉㊞

半口
同
勢五郎㊞
同村
仙年寺㊞
同
庄左衛門㊞
四分一
〆壱口

一壱口
甚兵衛㊞
利七㊞
〆

覚
月五十両壱分之利会毎ニ出シ可申
一金拾三両也　亥十一月七日年々貸付金預
内
金七両也　御宿村
金三両也　吉久保村㊞
金弐両弐分　柳嶋村㊞

金弐分　　幸原村
両佐野へ渡ス㊞

子四月
利運講御貸付金割合
利金取立

一金七両也　御宿村
此利金弐朱ト　五ヶ月分
三百四十三文

一金三両也　吉久保村㊞
此利金一朱ト　五ヶ月分
八十三文

一金弐両弐分　柳嶋村㊞
此利金一朱　五ヶ月分

一金弐分　幸原村
此利八十三文　両佐野村
五ヶ月分

利金〆壱分一朱ト八十三文也

子ノ八月
一金拾三両也

内

七両　御宿村
リ二朱ト百七文

三両　吉久保
リ四百廿五文

二両弐分　柳嶋村
リ三百五十三文

弐分　豆佐野
リ六十八文

子ノ十一月　三ヶ月分
一金壱朱ト　七両之利取分
弐百九十四文

丑ノ四月　五ヶ月分
一金弐朱ト　同断
三百四十八文

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一三六　嘉永四年（一八五一）一一月　頼母子講連名帳（竪）

（表紙）

嘉永四年
頼母子講連名帳
亥十一月　大司　彦右衛門㊞

一金拾両也　但シ文字金也
右者私儀身上不如意ニ付、各様江御無心申上候処、書面之通り御企被下難有仕合ニ奉存候、則金拾両也只今慥ニ請取申候処実正ニ御座候、然ル上は何様之儀出来仕候共、聊無休会吃度満会可仕候
一仕法之儀者大司利金　御連中様利足金壱両ニ相定、弐会立羅無尽ニ致し、落札之御方質地証文ニ而金子御渡し可申候
一金子取立場揃之事

前書之通り御取極被下候処相違無御座候、為後日世話人印形如件

嘉永四亥年　十一月

冨沢村
大司　彦右衛門㊞
世話人　藤右衛門㊞
同　房右衛門㊞

一壱口　渡邉嘉六郎㊞
一壱口　服部要助㊞
一壱口　同藤右衛門㊞
一壱口　服部助左衛門㊞
同　清蔵㊞

茶畑村
芹澤伊左衛門
服部要助

一壱口

一壱口

一壱口

同村

同繁左衛門㊞
藤右衛門承り

服部甚蔵
朝倉儀助㊞
渡邉嘉六此分大司渡ス

服部新右衛門㊞

同久左衛門

田口徳蔵㊞

渡邉庄平㊞

一壱口

二本松
杉山幸吉㊞

一壱口

水窪村
渡邉伊兵衛

一壱口

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一壱　万延元年三月　小田原難村講連名帳（小横）

（一八六〇）

（表紙）

万延元庚申年
小田原難村構（講）連名帳
三月　年番
名主作兵衛

但シ壱口五両掛、壱口壱分持

一金三分三朱ト
銭四百拾八文
二本松新田分
三月廿二日受取

一金壱分弐朱
和十郎分
三月廿二日受取

一金壱分
平右衛門分
三月廿二日受取

一銭五百文
四郎兵衛分
三月廿二日受取

一金弐分
勘兵衛分
三月廿二日受取

一金壱分　平右衛門分　三月廿二日受取
一金壱分　善兵衛分　三月廿三日受取
一銭壱貫百七十弐文　四郎兵衛分　三月廿三日受取
一金壱分　二本松新田分　三月廿三日受取
一金壱分　佐十郎ゟ借用分　下原弁蔵ゟ受取　右難村構出金江廻ス三月入ル
一金壱分　此り弐百四十五文　三月分　彦四郎不足
十月分
一金壱分弐朱　和十郎分　十月廿二日受取
（一丁欠紙）
一金弐分　十月分　平右衛門不足
戌三月廿五日会

三月廿二日受取
一金壱分弐朱　藤三郎
三月廿四日受取
一金三分　佐十郎
三月廿四日受取
一金三分　二本松五右衛門
四月四日
一金弐分　二本松新田分　難村構金受取
三月分
一同壱分　善兵衛　不納
三月分
一同壱分　四郎兵衛　不納
三月分
一同弐分　勘兵衛　不納

戌十月廿五日会分
十月廿二日
一金壱分弐朱　藤三郎分　使宇兵衛ゟ受取
十月廿二日
一同壱分　四郎兵衛分　宇兵衛ゟ受取
十月廿二日
一同壱分　善兵衛分　宇兵衛ゟ受取

十月廿二日
一金壱両壱分
十月廿三日
一同弐分
一同三分
亥三月分渡ス
一金弐分
亥十月分
一金弐分
子三月廿五日会
一金壱分　金壱朱ト壱貫弐百文　廿二日受取
一同壱分
一同三分

二本松分
使喜兵衛ゟ受取
勘兵衛分受取
佐十郎不納
（ママ）
霜月朔日使義七ニ渡ス
佐十郎方江

善兵衛
佐十郎
平右衛門彦四郎両人分持込共
勘兵衛
藤三郎

一同壱両壱分　廿四日朝受取
一同弐分
一同壱両弐分弐朱

子十月廿五日難村構(講)出金扣
一金壱両壱分
一同壱分
一同壱分弐朱
一同弐分
一同壱分
一同三分
一同弐分

二本松新田
作兵衛
平右衛門分持込共
佐十郎
作兵衛両人持

十月廿一日
二本松分受取
四郎兵衛
藤三郎
勘兵衛
善兵衛
佐十郎
作兵衛持

一同弐分　壱分三朱廿三日彦八ゟ受取
一同壱分弐朱

作兵衛
佐十郎
両人持

〆金五両弐分掛ヶ

丑三月廿四日朝

一　金弐分也　　佐十郎方使新介江相渡ス

寅三月廿五日会取立扣

一　金壱両壱分　廿三日受取　　二本新田（松脱）
一　同壱分　廿二日受取　　四郎兵衛
一　同　壱　分　廿四日受取　　善兵衛
一　同弐分　廿二日受取壱分入　　勘兵衛
一　同壱分弐朱　廿五日受取　　藤三郎
一　同三分　　佐十郎
一　同弐分　　作兵衛
一　同壱両弐分弐朱　　作兵衛両人持

〆金五両弐分掛ヶ

寅十月廿五日会取立扣

一　金壱分　　善兵衛
一　同壱分　　四郎兵衛
一　同弐分　　勘兵衛
一　同壱分弐朱　　藤三郎
一　同三分　　佐十郎
一　同弐分　　作兵衛
一　同壱両壱分　　二本松新田
一　同壱両弐分弐朱　　佐十郎作兵衛両人持

〆金五両弐分也

外ニ金三両弐分り足取替置

辰四月十五日

一　金壱分　　上ノ善兵衛

一同壱分　四郎兵衛
一同弐分　勘兵衛
一同壱分弐朱　藤三郎
一同壱両壱分　二本松新田
一同三分　佐十郎
一同弐分　作兵衛
一同壱両弐分弐朱　両人持
〆五両弐分

（裾野市佐野　佐野区有文書）

5　村の災害

一五六　宝永四年一一月（一七〇七）　須山村土屋伊太夫富士山噴火事情書

宝永四年亥ノ

一去十月三日昼八ツ時分大地震、同四日明六時過大地震、然共家者不レ損、其已後打続少々之地震者絶不レ申、然共富士山之中者九月時分已来毎日余程之地震者幾度茂有之、別而十月三日已来強地震数多、一日之間十度廿度少々之地震数不レ知、然共里ニ者地震茂無之候

一霜月廿二日昼四時分已来及暮六時分迄ニ大地震者七八度十度程茂有之、夜入候而之地震茂度々有之、其数不レ知、同廿三日朝五時分過大地震、同四時分是亦大地震、已後早速富士山鳴響キ音夥布山も崩敗与存候所ニ、空すざま敷黒雲出、東西之妨ル覆候得者、同時ニ火石降墜候事夥布、其石之大サ或者茶釜或者大天目程

之火石車軸のごとく降申、中ニ或ハ地墜候石者三四ニくたけ散候得者、中ゟ火炎出かや抔積置候上ニ落候得者、一時ニ燃付焼申候、依之莚・ざるなとかぶり取消申候、家抔一村ニ而五軒三軒ツヽ焼申候、漸七時分ニ火石降止申候得者、人民少時安堵之心ニ罷成候得者夜入ニ候而者又夥敷砂降申候事、大サ或者大豆或者小豆程ニ而、明方迄ニ者弐尺五寸程茂降積、軒下ハ五尺余茂積申候、尤夜中雷之鳴山之響耳茂潰ことく、并数度地震・山之鳴誠ニ言語ニ難レ尽シ大地ニ響候者、大地茂山茂崩程ニ存候、其響戸障子之鳴動忽ニ家も潰抔と存ジ、東西ニ馳走仕候得者、地響人民肝魂茂消ことく有之候

一廿四日明六時分夜明方少シあかるく相見、追付闇成、砂降候事前のことく

一同降暮、挑灯抔燃候而致往来候処ニ、挑灯之あかりも見へかたく、雷・地震・山之鳴者前のことく

一廿五日ニ少鳴茂響茂止申候得者、砂者止不申、雷・地震・山之鳴少計ニ御座候、廿六日同断、廿七日ニ者朝砂止空も晴候得者、晩七ツ時ゟ又砂降り夜ニ入候而茂止不申、廿八日明方迄降朝晴

同・廿九日・晦日・朔日右四日者昼之間ハ砂降不申晴天ニ而、然共山之鳴・雷之鳴・地震者絶不申、二日ゟ終迄者又昼夜共砂茂降、雷・地震茂強、山之鳴響茂一倍ニ多打続、八日之夜中、九日之明七時分迄ハ山茂焼止、雷・地震響茂静晴天ニ罷成候、然共廿三日ゟ終迄風者透と吹不申ゟ廿三日・廿四日已来人民財宝・家財を捨置、妻子を引具、東西江欠走申候躰誠絶ニ言語ニ候、哀成事共ニ御座候、其後本住家江立還罷有候、埋候家ニ出入当分暮候得共、田畑居住亡処ニ罷成候、已上

宝永四亥年
霜月日

砂厚薄壱尺五寸・弐尺五寸・三尺・五尺・六尺・七尺・壱丈

土屋伊太夫

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

一五九　元文三年（一七三八）九月　富沢村風損につき年貢米二五俵免除願

乍恐口上書を以奉願上候御事

一当風当り大御見分被為遊、其上御定免之内御米拾壱表(俵)御免可被下段有難奉存候、尤当麦作ゟ夏作迄四分・五分くらい＝而、百姓夫食一円無御座、田作之実を被下、秋こなし仕候、殊＝田作悪敷御座候得ハ、当御年貢御上納難儀可仕候、何とぞ百姓御救と思召御米弐拾五表御了簡被成下候様＝奉願上候、以上

元文三年午九月日

富沢村

名主　半　蔵㊞

組頭　小左衛門㊞

同　助左衛門㊞

河西与兵衛様

武政斎右衛門様

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

百性代　庄左衛門㊞

一六〇　延享二年（一七四五）八月　富沢村麦作違作につき定免願

乍恐以書付ヲ御願申上候

一当村惣百性(姓)近年段々困窮仕候所、今年麦作夥敷違、当分惣百性夫食等無御座難儀至極仕候、前々者御田地仕付之夫食米等御拝借被為　仰付相続仕候、山方之儀者出水之冷水を以用水＝仕候故御田地ひへ、別而取実無御座、其上猪鹿大分＝出諸作あらし申候＝付、年々春冬大勢ノ人歩を集メ度々猪鹿狩り申候得共、常々油断不罷成、夫故諸作共＝青苅仕取穀無御座、困窮難儀仕候、依之惣百性奉願上候ハ　御領地＝相渡り申候節、拾ヶ年之御免状御ならし御請免＝奉願上候、偏＝御慈悲を以御救奉願上候御願上之通被為　仰付被下置候

ハ、難有奉存候、以上

延享弐年丑ノ八月

冨沢村
名主　半　蔵
組頭　小左衛門
同　茂兵衛
百性代　孫兵衛

高橋傳左衛門様
八角只右衛門様
井上宇右衛門様
伏谷忠蔵様

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一六一　明和八年（一七七一）九月　大畑村旱魃につき年貢用捨願

乍恐以書付奉願上候御事

一　先達而御注進申上候通、当年田方仕付時節雨継無御座、山沢何年ニ茂無御座旱魃ニ付、御田地仕付種々と出情仕候得共、仕付残り仕付荒し等仕付候分茂旱損仕、立毛格別悪鋪難儀至極ニ奉存候、依之何卒御慈悲を以御見分之上、御定免□ハ御座候得共何卒御用捨被成下候様ニ惣百性偏ニ奉願上候、以上

明和八年卯九月

大畑村
名主　嘉　六
組頭　□右衛門
百姓代　佐　七

下小林村
御役所

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一六三　天明四年正月（一七八四）　富沢村飢人改書上帳（横）

（表紙）

天明四年
駿東郡冨澤村飢人改書上帳
辰正月

男弐三人
永百廿七文三分弐リン

女三人
一永九拾五文三分四リン

□六リン

小以五人
内（ママ）男三人
〆女壱人

七兵衛　年四十四才
はん　年四十五才
てふ　年六十六才
喜助　年十七才
伊之助　年十七才

□六リン

女□
永百九十文六分八リン

小以永弐百五十四文弐分四リン

〆

男壱人
永六十三文五分六リン

女弐人
永六十三文五分六リン

小以百廿七文壱分弐リン

〆

（ママ）女弐人
□三文五分六リン

嘉左衛門　年四十二才
いち　年三十四才
清右衛門　年八十三才
こめ　年六十二才
さつ　年七十五才
かん　年十才
仁助　年五才

清七　年五十三才
つき　年四十九才
とり　年八才

五右衛門　年六十三才

女弐人
永六十三文五分六リン

□□
□六十三文五分六リン

男弐人
□廿七文壱分弐リン
女三人
□十五文三分四リン

□弐文四分六リン

す　年五十七才

源次郎　年六十六才
こ　ん　年五十六才

と　わ　年四十才
は　な　年六十五才

次郎右衛門　年三十八才
あ　き　年三十三才
か　ん　年七十三才
浅　平　年十六才
い　の　年六才

右之寄

合

飢人数廿六人
内男拾壱人
女拾五人

外ニ

百五拾人　当時ヶ成取続候分除之
内壱人　御吟味之上減

右之通相改奉書上候処、相違無御座候、以上

冨澤村
名主　嘉　六㊞
組頭　小左衛門㊞
同　源　七㊞
百姓代　文　蔵㊞

沼津
御役所

□□当村当時之飢人共□□相改書上申候処、相違無御座候、此上段々出来仕候ハヽ、書上可申上候、以上

覚

一永弐百廿弐文四分　七　兵　衛
一永弐百五拾四文弐分　加左衛門
一永百廿七文壱分　清　七
一永□文六分　五右衛門
一永六拾三文六分　源　次　郎
一永六拾三文六分　と　わ
一永弐百弐拾弐文四分　次郎右衛門
〆金壱両永拾六文九分

右者当村飢人小前相改奉書上候処、夫食米代金□□置書面ノ通小前銘々割渡請取印形差□処、相違無御座候、以上

天明四辰年閏正月

駿東郡富澤村　名主　嘉　六
組頭　小左衛門
同　源　七
百姓代　文　蔵

沼津
御役所

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

二三　天明八年（一七八八）一一月　富沢村不作につき金三〇両拝借願

乍恐書付を以奉願上候

一当年ノ儀御定免之内ニ御座候得共、稲作不作之旨奉願上御検見被成下置難有仕合奉存候、則御坪苅御様出合ニ而者三分之損毛ニ相届キ不申、依之御定免納辻急度御皆済可仕旨先達而被仰付承知奉畏候、併世上一統之儀と不申当村之義者山添木陰地故、夏秋迄之霖雨別而相障申候哉、殊更近年困窮ニ付外ニ夫食等之貯茂無御

座、其上取穀も無御座此節ニ至り、段々御年貢取立ニ相懸り申候所、小前之者必至と埒明兼難儀之余奉願上候者、格別之御慈悲□(をカ)以御金三拾両拾ヶ年賦御返上納之御積りを以　御救御拝借被成下置当御年貢御皆済仕、且者来年作業之手段ニ茂仕、惣百姓共困窮を相凌農業相続仕度、小前之者共一同奉願上候、何卒御憐愍之御慈悲を以、願之通被為仰付被下置候ハヽ、広大之御慈悲百姓共相助り難有仕合ニ奉存候、以上

天明八年申十一月

駿東郡冨沢村

名主　嘉　六㊞

組頭　文右衛門㊞

同　儀左衛門㊞

百姓代　文　蔵㊞

沼津

御役所

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一六四　文化四年(一八〇七)八月　富沢村愛鷹山牧場狼防の儀免除願

乍恐以書付奉願上候

一駿東郡沼津領冨沢村奉願上候、当国愛鷹山御牧場狼野狗防玉込鉄砲被　仰付所持仕相守罷在候処今般御領主様より格別之御用被仰付候ニ付御両方御用相勤罷有而ハ万一御場所手抜ケニ茂相成候而ハ甚奉恐入候依之何卒狼防之儀御免ニ御付被□為下置候様偏ニ奉願上候右願通り被仰付被□為下置候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

文化四卯年八月　駿東郡冨沢村

組頭　助左衛門㊞

同　平左衛門㊞

同　□㊞

百姓代　□㊞

野馬方

御役所

一六五　文化一〇年（一八一三）七月　大畑村竹の実結につき書上

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一　此度御尋ニ付竹之実結候儀乍恐奉書上候、先年茂実結候竹枯失候申伝御座候、去ル申年実結候竹ハ不残枯失、当酉年実結候竹茂不残枯失候処、小作実結候程之義ニ御座候哉、壱弐年以前ゟ竹之子一切出来不仕、段々段(衍)小作不自由ニ相成時節ニ罷成、去申年当酉年弐ヶ年ニ少々宛実結不残枯失候ニ付、右小竹を苅、薪等仕、灰ハこやしに仕、冬春ハ小作之笹牛馬を養候土地ニ御座候得共、小作不残枯候而ハ小前一統困窮之元ニ奉存候、委細之義ハ乍恐口上を以可申上候、以上

文化十癸酉七月

駿東郡大畑村

名主　庄　蔵㊞

与頭　義　兵　衛㊞

百姓代　権左衛門㊞

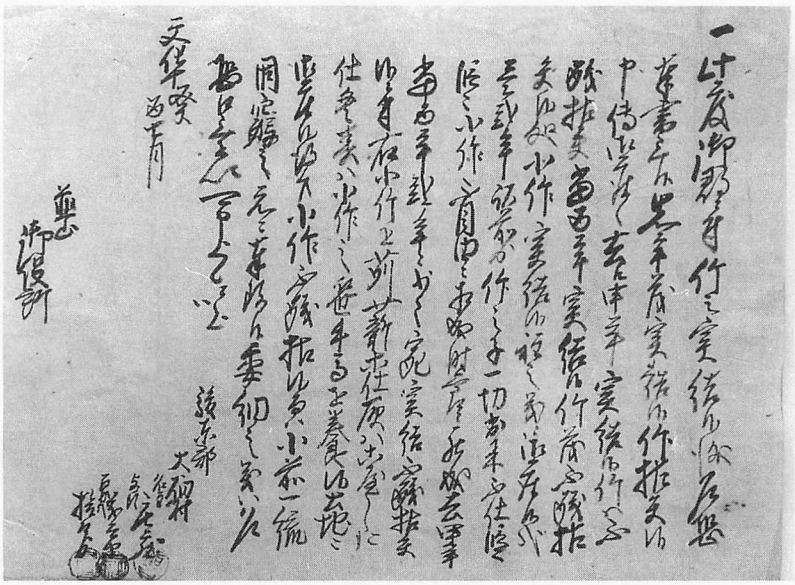

韮山
御役所

（裾野市大畑　市川義朗氏所蔵）

一六六　文化一三年九月　葛山・上ケ田・金沢三カ村風損につき年貢免除願

乍恐書付を以奉御願上候

一駿東郡御知行所三ケ村御願申上候事、先達而閏八月四日塩風ニ而大風雨致一統諸作江差障り候内ニも、御年貢引当之煙草・油草等格別之皆無ニ御座候故、其畑三ケ村一同惣代を以御注進奉申上候処、御陣屋様ニ而も惣代之者江仰被聞候ニわ、此度之大風之儀者富士・駿東も同様之事故、重而菜願（再）之儀罷不成候由、惣代之者罷帰り、其段物語有之候ニ付、三ケ村免々小前百姓迄申聞セ此節者御受免内ニも御座候ニ付、先田方大切ニ取入仕候様申渡し候処、此節段々取入致候処江漸々四五分通りと乍憚相見へ申候哉ト奉存候間、依而此度御願奉申上候者、此節大風之儀ハ厄間一同ニ申儀ハ御尤ニわ奉存候得共、私共三ケ村之儀ハ両三年之旱損ニわ合、殊ニ甚故、当年之風難有之此姿ニ而ハ三ケ村百姓難取続趣相見へ申候哉ニ奉存候ニ付、依之御上様をも不恐右難渋之儀ヲ奉御願上候間、何卒三ケ村惣百姓共幾々永取続候様、偏ニ御上様之御憐愍ノ御勘弁奉相願上候、以上

文化十三年子九月　日

駿東郡葛山村

名主　勝左衛門㊞
同　喜十郎㊞
組頭　忠右衛門㊞
同　庄左衛門㊞
同　徳右衛門㊞
同　彦十郎㊞
百姓代　藤七㊞
同　源右衛門㊞

上ヶ田村
名主　助左衛門㊞
組頭　武兵衛㊞
百姓代　七郎右衛門㊞
金澤村
名主　源七㊞
組頭　粂八㊞
百姓代　銀蔵㊞
厚原
御役所様

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

一六七　文化一四年一一月　下郷村々郷蔵囲籾高書上

（一八一七）

廿八両壱分弐朱御下ヶ金ノ内
六両壱分不足分引残り
一籾百五拾七俵壱斗六升九合壱夕弐才五弗　四拾九俵替
代金三拾弐両弐朱也
但し米直し七拾八俵弐斗九升九合五夕六才三弗
四斗壱升入
一永七貫六百拾壱文九分弐厘　茶畑村
籾三拾七俵三斗四升弐合四夕
一永壱貫弐百八拾七文三分壱厘　平松新田
籾六俵壱斗弐升六合弐夕壱才
右者去々亥年囲置候分詰置仕候
一籾百五拾俵六升壱合五夕　四拾四俵かへ
代金三拾四両弐朱也
但し米直し七拾五俵三升七合五夕四斗壱升入
一永八貫八拾五文弐分　茶畑村
籾三拾五俵弐斗三升五合七夕
一永壱貫三百六拾七文三分五厘　平松新田
籾六俵六合七夕
右者去子年分囲置詰替仕候
一籾四拾五俵弐斗三升六夕弐才五弗　四拾五俵かへ
代金拾両弐朱也

但し米直し弐拾三俵壱升三才壱才(ママ)三弗
四斗壱升入

是ハ去冬書上者右之通ニ候得共、少々間違も可有御座与存候

一永弐貫三百九拾九文四厘　　茶畑村
籾拾俵三斗弐升六合弐夕
一永四百五文七分弐厘　　平松新田
籾壱俵三斗三升八合五夕

右者当丑年囲籾買入詰置候分

右者下郷村々郷蔵江詰置申候ニ付、此段御届奉申上候、以上

文化十四丁丑年十一月　下郷組合世話人
佐野村
名主　政右衛門
岩波村
名主　伴吉

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一六八　文政三年(一八二〇)一月　葛山村疫病流行による潰れ百姓相続につき拝借金願書

乍恐書付を以奉御願上候事

一此度駿東郡葛山村役人奉御願上候御儀者、去年内ゟ度々口上を以奉御願上候通り、私し共村方去春ゟ痢病流行仕候而数人煩ひ候処、又候同夏ゟ熱病を煩ひ重病ニ而殊外皆々難儀仕候、秋作取上支付等ニ茂差支罷在候処、村方友力を以漸々仮成りニ取上支付仕候、其以来当春迄煩ひ申候、此内死去致候者老若男女四拾人余相果申候、当時ニ至候而有増全快仕候得共、其中ニ茂年寄子共計ニ相成り、又ハ後家抔ニ御座候得者、家数拾壱軒潰レ候者有之候へハ、当時喰物ニ差支飢渇候程之族御座候間、村中取集メ養育致候義ニ而村役人共勘弁ニ相叶不申候故、無是悲　御上様へ御訴訟申上候、何卒為御拝借金と、右難儀之者共江壱軒ニ付金壱両弐

分づゝ永代ニ被為下置候様、奉御願上候、殊ニ近年村方困窮故、潰レ百姓御座候而手余地多く有之候所、猶又此度之病難ニ而相潰レ候者御座候得ば　御上様格別之御慈悲を以、難渋之百姓相助り少分ニ茂相続キ仕候様、御憐愍之段偏ニ奉御願候、以上

文政三庚辰年二月　駿東郡葛山村

名主　勝左衛門
同　喜重郎
組頭　忠右衛門
同　彦重郎
同　徳右衛門
百姓惣代　源右衛門
同　与惣治

厚原
御役所

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

一六九　（天保七年）（一八三六）　御宿村施金米覚帳（横）

（表紙）

申年村方江施金米覚帳

当人半七

覚

一金弐朱	宗兵衛
一米壱斗	源右衛門
一金弐朱	文右衛門
一米五升	林右衛門
一同五升	源治郎
一同五升	繁右衛門
一同五升	重左衛門
一同五升	清助

一同壱斗　源　蔵　一同五升　藤左衛門
一同五升　忠　助　一同五升　勝　蔵
一同五升　弥兵衛　一同五升　新　蔵
一金弐朱　幸　七　一同五升　平兵衛
一米五升　利兵衛　一同五升　直　蔵
一米五升　義　助　一金弐朱　長右衛門
一金弐朱　勇　助　一米五升　太郎兵衛
一米五升　平左衛門　一（同四升麦三升）　後佐右衛門家
一（同壱斗金弐朱白米五升麦壱斗六升）　治左衛門　一銭六百文　竹治郎
一米三升　永　蔵　一米五升　政　吉
一金弐朱　幸左衛門　一同五升　彦右衛門
一米三升　治右衛門　一米三升　又右衛門
一（同五升麦五升）　与左衛門　一同三升　勝右衛門
一同五升　源　吉　一（同五升麦三升）　安右衛門
一同五升　用左衛門　一同五升　忠　蔵　町屋庄兵衛

一同五升　長左衛門
一（同三升　外ニ壱升五合麦三升）　宗　八
一同五升　源左衛門
一同五升　宇右衛門
一同三升　七左衛門
一同五升　新田磯右衛門
一同弐升　上ノ原武右衛門
一同五升　喜左衛門
一同五升　彦左衛門
一同五升　金右衛門
一同五升　良右衛門
一同弐升五合　三光院
一同弐升　光照庵
一同壱升　おはや
一同弐升　新田仁左衛門
金〆壱両　銭六百文

米弐石弐斗八升（弐斗三升）如此ニ書上申候（此訳ニ書上申候弐石弐斗三升ニ相見へ申候間）
麦三斗

右之通り施仕候宜敷御書上可申候、尤私印形御入用ニ候ハヽ明朝持参可仕候、尚又御写被下候ハヽ此帳面御返し被下度御願上候、以上

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一七　天保九年（一八三八）一一月　葛山村潰れによる引上地の下げ渡しにつき願書

乍恐書附ヲ以奉願上候事

一此度御願奉申上候義ハ、近年違作打続キ申候ニ付、村方ニ而潰家多分相成人別相減し申候而、多分之手余り地御座候ニ付、先々御願奉申上候処、格別之御憐愍を以御引上地ニ被下成候段、村前一同難有仕合ニ奉存候、

然処私ニ最寄文右衛門より差上候分上畑六畝拾八歩、
并ニ中畑弐畝歩、合而八畝拾八歩也、次ニ常右衛門後
家より差上候分下畑六畝歩、右両ケ差上候分ハ私し最
寄ニ付御引上ニ相成候上ハ、外生地江末々ハ差障り相
成可申哉ニ奉存候間、何卒小(少)々為冥加年ニ金壱分宛奉
上納候而、地所我等方江御下ケ被下置候様、御願奉申
上度候、末々ニ相成地所生地望人有之候節ハ無相違相
渡し先気(生地)ノ御上納為相勤候様為致申上度候間、何卒格
別之御憐愍ヲ以右御願奉申上通被仰付被下成候ハヽ難
有仕合奉存候、以上

天保九戌歳十一月日

御知行所駿東郡葛山村

願主

百性代　弥　兵　衛

前書之通り反別共相違無御座候間、格別御憐愍ヲ以右奉
願上候通り被仰付被下成候ハヽ、私し共迄難有仕合奉存
候、以上

百性代　勘　兵　衛

組　頭　庄左衛門

名　主　九　兵　衛

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

一七一　天保一〇年九月（一八三九）　葛山村手余り荒所開発人控帳（竪）

（表紙）

天保十年
手余り荒所開発人控帳
亥九月日

葛山村
役人

字柳嶋
一下畑六畝歩　常右衛門後家分

田場沢屋敷
一上畑六畝拾八歩　文右衛門分

同所
一中畑弐畝歩　同人分

金壱分　作人　弥兵衛

字熊ノ沢
一中畑三畝六歩

同所続
一中畑四畝壱歩
金三朱

字下原
一下々畑八畝歩
銭三百文

字一色原
一下畑壱反拾歩
金三朱

同所続
一中畑七畝六分

同所続
一中畑八畝歩
金弐朱

同所
一下畑弐畝歩

同所
一中畑七畝六歩

与惣兵衛分

作人
長左衛門

常右衛門後家分
同人作

作人
直治郎

祐吉分

作人
直治郎

源蔵分

作人
清兵衛

久右衛門分

同人分

同人分

金三朱

同所続
一中畑壱畝廿壱歩

同所
一下畑壱畝拾歩

ゑんも沢
一屋敷三畝弐拾三歩

同所
一下畑壱畝五歩
金弐朱

字大久保
一中畑五畝拾七歩

同所
一屋敷八畝拾弐歩
金三朱ト百三拾文

字大久保外畑
一屋敷壱畝拾弐歩

同所続
一上畑弐反九畝壱歩

同所続
一下畑三畝弐拾弐歩

作人
長左衛門

半右衛門分

半右衛門分

織右衛門分

同人分

作人
定吉

伝兵衛分

同人分

作人
常左衛門

勝右衛門分

同人分

同人分

金三分壱朱　作人　治左衛門　曾右衛門

〆金三両也

天保十年亥九月　日

百姓代　伊右衛門
同　弥兵衛
組頭　銀蔵
同　庄左衛門
同　勘兵衛
同　藤七
名主　喜重郎

字限キ畑(根)
一下畑壱反七畝拾九歩　与兵衛分

同所
一下々畑四畝歩　同人分

金三朱　作人　嘉兵衛

沢添へ
一屋敷弐畝拾歩　文右衛門分

同所
一上畑九畝拾七歩　同人分

金壱分　作人　善兵衛

厚原

御役所

同所
一上畑九畝六歩　与惣治分

同所
一中畑壱反廿四歩　同人分

金壱分　作人　定治郎　良助

字金山
一中畑九畝弐拾六分　多兵衛分

金三朱　作人　勝平

（裾野市葛山　葛山区有文書）

一三　嘉永七年（一八五四）一一月四日　葛山村大地震につき御救割

合帳（竪）

嘉永七甲寅年　郷蔵諸入用奥ニ印置

従御上様当寅大地震ニ付御救割合帳

十一月四日　名主　芹沢勢吾朗　控

一当寅十一月四日朝五ツ時古来稀成大地震ニ付、村内大破損いたし御注進申上候処、従　御上様為御救御慈悲被下候義者高百石ニ附金六両当り御部行（奉）一同江被下置難有奉頂戴候、

一金弐拾五両壱分ト永拾弐文六分当村江御下ケニ相成、村内居宅之分ハ送廻シニ家直し仕候ニ付釘代大工作料諸色入用左ニ印申置候

一銭六貫五百九拾三文　大五寸九百八拾四本
一同三貫七百五拾六文　四寸釘六百五拾六本
一同四貫五百五拾四文　送り三寸千六百八本
一同三貫三百八拾四文　政　吉江
一同弐貫五百三拾七文　金右衛門江
一同弐貫五百三拾七文　傳左衛門江
右三軒之者格別難渋ニ付別段ニ割渡シ申候

一金壱両壱分ト銭弐百廿四文　大工作料廿六人分
是を〆金壱両壱分ト　忠七
銭弐拾三貫七百壱文　武右衛門
引残而　銭百三拾貫七百五拾四文

此訳　銭六拾五貫三百七拾五文
家数七拾軒ニ割　但シ壱軒ニ付銭九百八文ヅヽ

一銭六拾五貫三百七拾五文
是ヲ惣失地高三百四拾五石九斗三升五合三夕割、但シ
壱石ニ付　銭百八拾壱文四分当り
右之通り村方一同相談之上割合仕候処、聊相違無之割
渡シ申候
右割合銭ヲ以銘々馬家下家其外破損所手入為致候処、
相違無御座候

一嘉兵衛　一伊右衛門　一彦治郎
一茂右衛門　一常蔵　一武右衛門
一弥平治　一甚右衛門　一治左衛門
一金右衛門　一政右衛門　一幸蔵
一平右衛門　一義左衛門　一半安平
一林右衛門　一喜重郎　一定吉
一半忠右衛門　一仙右衛門　一半義助
一佐右衛門　一嘉右衛門　一菊右衛門
一源右衛門　一半明王寺　一忠七

一半ゆう　一要左衛門　一太郎左衛門
一久左衛門　一徳蔵　一半孫左衛門
一隣斎　一勝右衛門　一利兵衛
一勝平　一多兵衛　一四郎右衛門
一伊左衛門　一良助　一善五郎
一半与惣治　一安蔵　一伊勢蔵
一定治郎　一与右衛門　一平左衛門
一金蔵　一徳右衛門　一半ゐよ
一傳左衛門　一半直治郎　一仁兵衛
一源右衛門　一茂兵衛　一政右衛門
一吉兵衛　一弥兵衛　一庄七
一半角右衛門　一林兵衛　一半義兵衛
一勝治郎　一甚左衛門　一弥吉
一栄治郎　一喜兵衛　一和平
一八郎右衛門　一常蔵　一半きく
一半くめ　一政吉　一半ちよ
一久右衛門　一半みき　一仙助

一半吉　祥　院　一半角　　蔵

前書御割合被下候通り村方一同慥ニ奉頂戴候、以上

寅十二月

百姓代　幸　蔵
同　久左衛門
組頭　善五郎
同　和　平
同　甚左衛門
同　八郎右衛門
名主　義右衛門
芹沢勢吾朗

厚原
御役所

郷蔵普請杣木挽大工賃銭釘代諸品勘定控

安政三辰年十一月

一銭七貫三百九文　　杣木曳仕賃払

一同弐貫百七拾弐文　（鍛冶屋直平方江品々釘代内大五寸四本四寸廿本
一同弐百文十一月四日　大工釿(斤カ)立之節御神酒代
一金弐分也十一月廿日　作料作左衛門江渡
一金壱両弐分也十二月朔日　作料武右衛門渡
一銭弐百文竹四本代文　明一同百(竹二本)六拾四文義右衛門
一同七拾弐文竹弐本勝右衛門　一同四拾四文（茂右衛門縄十一ぼふ
一同三拾四文　（縄十三ぼふ林右衛門　一同百文　（恵助へぎ弐わ
一同百三拾弐文　（押ほ木弐わ円蔵　一同三拾四文（押ほ木壱わ円蔵
一同三百四拾弐文（棟上ヶ色々買物茂右衛門

一同五百文　屋根ふき御神酒代

一同百文十一月廿日　大工江御神酒
一同七百四拾八文　白米六升御備蒔餅芹沢勢吾朗十二月御年貢ニ立

一同三拾弐文鍵直し代金弐朱也大工江祝(儀)義

〆金弐両弐朱ト銭拾三貫弐百三拾七文内取替へ候分江利分六百六拾八文

元利共為鰮ニして弐拾八貫三百五拾七文
此内金壱両弐分浅間宮風打松壱本代
同金弐朱砂原義助家風潰レ代金分源七方入木口之義ハ御
林ニ而貰受候ニ付代金無也
差引村方江割合ニ相成候分銭拾七貫三百七文引残而金弐
両弐分ト銭三百七文金割合也
（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

一三　嘉永七年（一八五四）一一月　茶畑村地震潰家御見分書上案内帳（横）

（表紙）
嘉永七甲寅年　茶畑村
地震潰家御見分書上案内帳
十一月　名主　甚太郎

一居宅潰　名主　甚太郎　○
外ニ小家七軒潰
一隠宅壱軒潰　同人
〃
一居宅潰　与頭　広蔵　○
灰屋壱軒潰
其外小家半痛三軒
土蔵八分潰
〃
一居宅潰　同　甚右衛門　○
外ニ小家三軒潰
〃
一居宅潰　同　傳蔵　○
外ニ小家弐軒
土蔵八分痛
〃
一居宅六分痛　半　和助
外ニ小家壱軒九分潰

一居宅四分痛
外ニ土蔵六分痛
小家壱軒潰
一居宅九分潰
灰屋壱軒潰
一居宅七分痛
灰家壱軒潰
外ニ小家壱軒半痛
一居宅潰
外弐軒潰
一居宅潰
小家弐軒潰
一居宅潰
小家半潰壱軒
一居宅潰
一居宅九分潰

半　百姓代　伊左衛門
伊右衛門　○
弥右衛門　○
喜　兵　衛　○
元右衛門　○
甚右衛門　○
忠　蔵　○
庄　兵　衛　○

灰屋壱軒潰
小家半潰壱軒
一居宅潰
小家壱軒半潰
一小家壱軒潰
一居宅八分潰
一居宅九分潰
一居宅九分潰
一居宅潰
一居宅四分痛
一居宅六分痛
小家壱軒潰
一居宅潰
一居宅潰
一居宅弐軒隠居分潰
一居宅六分潰
外ニ小家弐軒半潰

半　皆

甚左衛門　○
善右衛門
安　兵　衛　○
吉左衛門　○
与左衛門　○
金　十　○
与右衛門
仁右衛門
傳左衛門　○
友右衛門　○
八左衛門　○
安　蔵

一居宅九分潰
小家弐軒半潰
一居宅半痛
一居宅八分潰
小家壱軒半潰
一居宅九分潰
一居宅同断潰
一居宅同断潰
一居宅潰
小家弐軒潰
一居宅九分潰
小家弐軒半潰
一居宅潰弐軒隠居共
外ニ小家壱軒
一居宅九分潰
外ニ灰屋壱軒潰
一居宅半潰

清　蔵　○
甚　七
伊　助　○
又兵衛　○
由右衛門　○
文左衛門　○
林　助　○
伊　八　○
治右衛門　○
長右衛門　○
弥　助

一居宅九分潰
外ニ小家八分潰
一居宅半潰
小家壱軒同断
一居宅九分潰
〃
一居宅九分潰
外ニ小家半潰壱軒
小家壱軒同断
一居宅九分潰
一居宅九分潰
小家半潰壱軒
一居宅九分潰
小家弐軒半潰
一居宅潰
小家壱軒潰
一居宅九分潰

繁左衛門　○
半　平
仁三郎　○
忠　助　○
勝右衛門　○
忠　蔵　○
太郎兵衛　○
源　蔵　○
吉兵衛　○

一居宅潰
一居宅九分潰
灰屋壱軒同断
一居宅潰
小家一軒半潰
一居宅九分潰
一居宅半痛
外ニ隠宅半潰
九分潰小家弐軒
一居宅九分潰
小家壱軒潰
一居宅潰
小家弐軒九分潰
一居宅八分痛
灰屋半潰壱軒
一居宅九分潰
一居宅潰

政吉後家　○
吉　蔵　○
永　助　○
滝　蔵　○
源治郎
吉左衛門　○
弥　助　○
直右衛門　○
勝右衛門　○
市右衛門　○

小家壱軒同断
一居宅潰
小家半潰弐軒
一居宅九分潰壱軒
一居宅潰
小家壱軒半潰
一居宅潰
一居宅半潰
小家弐軒半潰
一居宅九分潰
小家半潰弐軒
一居宅九分潰
小家半潰弐軒
一居宅六分痛
小家半痛壱軒
土蔵同断壱軒
一居宅半潰弐軒

長　蔵　○
直　蔵　○
永左衛門　○
磯　八　○
与右衛門
清　蔵　○
元右衛門　○
吉左衛門
きん後家

小家九分潰壱軒
一居宅九分潰
小家半潰壱軒
一居宅潰
一居宅九分潰
一居宅九分潰
〃
一居宅四分痛
外ニ小家弐軒同断
九分
一居宅潰
小屋壱軒同断
一居宅潰
一居宅九分潰
一居宅半潰
一居宅四分潰
一居宅九分潰
一居宅同断潰

甚　七　○
彦右衛門　○
虎　蔵　○
助右衛門　○
惣右衛門
源左衛門　○
源　助　○
幸右衛門　○
平　助
団　蔵
茂兵衛　○
平　蔵　○

一居宅潰
小屋潰壱軒
一居宅半潰
一居宅潰
小家壱軒
一居宅九分潰
小家壱軒
馬屋壱軒潰
小家壱軒同
一居宅半潰
一居宅同断
一居宅潰
小家弐軒同断
一居宅八分潰
小家弐軒
一居宅潰

元右衛門　○
定右衛門
平　吉　○
米　吉　○
孫兵衛　○
嘉右衛門　○
粂　吉
文　助　○
文　七　○
繁八後家　○

一居宅半潰　茂左衛門　小家弐軒　永　助○
一居宅同断　鉄　治　一居宅潰弐軒隠居分
小家壱軒　小家弐軒
一居宅三分痛　政右衛門　一居宅半潰　清　兵衛
一居宅同断　作　蔵　一居宅同断　甚右衛門
一同断　幸左衛門　一居宅九分潰　紋治郎○
一居宅潰　久右衛門後家○　一灰家壱軒　甚　平
一居宅四分潰　勇　蔵　一居宅潰　道上　孫　七○
一居宅潰　芳　蔵○　一居宅潰　同　文　蔵○
一居宅九分潰　藤　七○　一居宅潰　同　清左衛門○
灰家壱軒　灰家三軒
一居宅潰　山サキ　吉左衛門○　一居宅潰　定右衛門○
小家弐軒　灰屋壱軒
一居宅（ママ）　惣　七○　一居宅潰　弥　助○
一居宅潰　駒方　甚左衛門○　一居宅潰　義　助○
小家三軒　小家弐軒
一居宅潰　永左衛門○　一居宅潰　利兵衛後家○

灰家壱軒
一居宅潰　　久　助　○
一同隠居潰　　同　人
小家弐軒
〆
「弐百拾九軒（貼紙）
　此訳
八拾弐軒　○居宅本潰之分
四軒　隠宅本潰之分
五軒　土蔵大痛
百四軒　○小家之分
弐拾四軒　○居宅半潰　」
右者十一月四日朝五ツ時地震ニ付、潰家相改書上申候処相違無御座候、以上
嘉永七寅年十一月

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一七四　安政元年（一八五四）一二月二三日　神山村他七カ村大地震につき拝借金雑用控

安政元寅年十一月四日、存外大地震ニ付村方困窮相成、御上様江潰家江拝借ヲ御願申上候依而其節雑用ヲ控

覚

一銭六貫文　　十二月十日ゟ廿四日迄十五日勤　佐十郎
一同三貫六百文　　同十七日ゟ廿四日迄九日勤　源右衛門
一同三貫弐百文　　同十日ゟ十七日迄八日勤　甚太郎
一同四貫四百文　　同十四日ゟ廿四日迄十一日勤メ　和助
一同壱貫六百文　　同廿二日ゟ廿四日迄　広蔵
一同三貫六百文　　同十一日ゟ十九日迄　源六
一同三貫六百文　　同九日勤　弥四郎

一同三貫六百文　同十日ゟ十七日迄　甚助

一同四貫四百文　同十一日勤メ　弥四郎

一同弐貫百廿文　臨時入用分　土佐や

一同八百拾弐文　茶代ニ　同断江

一同四百文　下女弐人江呉ル

皆銭
〆三拾七貫三百六拾弐文
此丁銭
三拾五貫八百六拾八文
但シ是ヲ拝借高之金江割

元永高
永三百三拾貫五百文
但シ壱〆ニ付
丁銭百八文五分弐厘六毛壱弗
但シ百九文ヲ掛ル

一金弐両也　神山村
内
弐百廿六文　雑用

一同八両　石脇村
内
九百八文　同断

一同六拾三両　佐野村
内
七貫百五拾壱文　同断

一同五拾七両　公文名村
内
六貫四百六十九文　同断

一同百四拾九両弐分　茶畑村
内
拾六貫九百七拾弐文　同断

一金七両　平松
内
七百九拾壱文　同断

一同三拾四両弐分　麦塚村
内
三貫九百拾七文　同断

一同九両弐分
　内
　壱貫七拾六文　同断
〆三拾七貫五百廿六文
差引　銭ニ而
　百六拾弐文返り分

　村々江下ケ金控

一金弐両　神山村
一同八両　石脇村
一同六拾三両　佐野村
一同五拾七両　公文名村
一同百四拾九両弐分　茶畑村
一同三拾四両弐分　麦塚村
一同九両弐分　二ツや
一同七両　平松新田
惣〆金高三百三拾両弐分

二ツや新田

安政元寅年
十二月廿三日　御役所ゟ
御貸付被下候
（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一七五　安政二年（一八五五）八月　麦塚村安政元年地震荒反畝歩取調書上帳（横）

安政二年
去ル
寅之年地震荒反畝歩取調書上帳
卯八月　麦塚村

壱番
一中田七畝拾歩　字川下　反六斗八升取
　内弐畝三歩　地震荒ニ相成申候

源治兵衛

取米壱斗四升弐合八夕

口米四合三夕

高〆壱斗四升七合壱夕

延取米〆壱斗七升弐合壱夕

弐番

一下々田三畝弐拾六歩　字同所　反ニ四斗五升取

内弐拾六歩　地震荒ニ相成申候

同人

取米八升壱合

三番

一下々田壱畝拾七歩　字同所　反ニ四斗五升取

内　拾歩　地震荒ニ相成申候

取米四升八合八夕　安左衛門

四番

一下田四畝拾弐歩　字同所

内弐間半土手崩申候

藤　蔵

一下田壱畝拾三歩　字四反田　反五斗五升取

内拾歩　地震荒川欠相成申候

取米壱升八合八夕　太　吉

延取〆弐升壱合九夕九才

右者寅年地震荒反畝歩小前取調奉書上候、以上

麦塚村

名主　甚　助

与頭　藤　蔵

役人代　元右衛門

百姓代　忠　蔵

作方

御役所様

（裾野市麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

一五　安政二年（一八五五）一〇月　葛山村安政元年地震による困窮につき助郷役免除願

乍恐以書附奉歎願候

松平伊予守知行所駿州駿東郡葛山村奉歎願候儀ハ、冨士山之麓ニ而去ル宝永年中砂降之節、田畑夥敷降埋り未タ其愁有之鹿田畑之地ニ而取実薄シ、御田地仕付候ニハ肥苅敷多分ニ入候村ニ而困窮之百姓手数相掛り、其上愛鷹山之根付村ニ而野馬・猪鹿発向諸作喰荒シ候ニ付、除土手弐千間余之処、年々二度宛手入致シ防置候、昨寅年十一月四日稀之大地震ニ付、右土手大破損極難之百姓共当卯春中相懸り手入仕防置申候、其外村方掛り之木橋五ヶ所度々之手入万事多人数相掛り、誠ニ困窮之百姓難取続き、追々潰家数・人別等も多分ニ相減シ、当時人別三百五拾人程ニ相成、老若足痛・病身他奉公人等多分有之、農業仕候人数聊斗、御畑方作余り、追々荒地相嵩、文政年中・天保年中・嘉永年中迄五ツ度程地頭役場江訴御見分之上御引上地ニ被成下後も追々荒地ニ相成、当村高四百廿壱石四升四合之内、高六拾八石余荒地・芝間ニ相成、御物成少茂上り不申外高ニ而弁納仕居候処、乍恐此上助郷役被　仰附候てハ、困窮難渋之村方亡村之基、何卒御上様　御慈悲を以極難之次第柄被為聞召訳助郷役御免除被成下置候様奉願上候

右願之通仰附被下置候得ば、一同難有仕合ニ奉存候、以上

安政二卯年十月

松平伊予守知行所

駿州駿東郡葛山村

名主　儀右衛門㊞

組頭　善五郎㊞

百姓代　久左衛門㊞

飯原祐左衛門様

町田正右衛門様

（裾野市葛山　葛山区有文書）

一七　安政三年九月　御宿村風荒破損書上帳（横）（一八五六）

（表紙）

安政三丙辰年九月
八月廿五日夜
風荒破損書上帳
御宿村

一居宅皆潰壱軒　勝蔵
一居宅皆潰壱軒　宗右衛門
一居宅半潰壱軒　佐右衛門
一居宅半潰壱軒　市左衛門
一居宅半潰壱軒　弁右衛門
一居宅半潰壱軒　永助
一居宅半潰壱軒　源蔵
一門皆潰壱ヶ所　宮内左衛門
一炭小屋皆潰壱軒　湯山保三郎
一物置皆潰壱軒　同人
一居宅半潰壱軒　甚蔵
一灰家皆潰壱軒　同人
一隠宅皆潰壱軒　同人父忠助
一灰家皆潰壱軒　庄兵衛
一居宅半潰壱軒　七右衛門
一居宅半潰壱軒　林右衛門

一居宅皆潰壱軒　太郎右衛門
一灰家皆潰壱軒　同人
一居宅皆潰壱軒　徳治
一灰家皆潰壱軒　同人
一居宅皆潰壱軒　佐助
一灰家皆潰壱軒　同人
一居宅皆潰壱軒　甚左衛門
一居宅皆潰壱軒　直蔵

一灰家皆潰壱軒
一隠宅皆潰壱軒
一馬家半潰壱軒
一灰家半潰壱軒
一居宅半潰壱軒
一灰家半潰壱軒
一居宅半潰壱軒
一灰家皆潰壱軒
一物置皆潰壱軒
一灰家皆潰壱軒
一灰家皆潰壱軒
一天王宮上家皆潰壱軒
一同森木吹折壱本
一八幡宮森木倒木五本
一囲木倒木五本
一同倒木壱本
一人馬怪我

同　人
同　人　母
宗左衛門
同　人
用　助
同　人
勝右衛門
彦左衛門
同　人
九左衛門
兵左衛門
傳三郎支配
同　断
湯山保三郎支配
丈右衛門
宮内左衛門
無御座候

右之通取調奉書上候以上

安政三丙辰年九月

御領方　御宿村

百姓代　市左衛門㊞
組　頭　丈右衛門㊞
名　主　甚　兵　衛㊞
名　主　唫　　平㊞

松長

御役所

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一六　明治三年二月一〇日　下和田村焼失帳（横）（一八七〇）

大火家別拾壱軒
家別四拾三軒

焼失帳

明治三年二月十日晩

覚

居屋壱軒　三間半七間半
馬屋壱軒
雪隠壱軒
蔵屋壱軒
真木屋壱軒
〆棟五軒

和平

居屋壱軒　弐間半六間　清吉
馬屋壱軒　こたつ屋
雪隠壱軒　同断
〆三軒

馬屋壱軒　倉治郎

居屋壱軒　三間半七間
馬屋壱軒
雪隠壱軒
蔵屋壱軒
隠居壱軒
〆五軒　利八

居屋壱軒　弐間半六間
馬屋壱軒

雪隠壱軒
蔵屋壱軒
隠居壱軒
〆五軒

居屋壱軒　弐間半五間
馬屋壱軒
雪隠壱軒
隠居壱軒
〆四軒

居屋壱軒　三間六間
馬屋壱軒
雪隠壱軒
隠居壱軒
〆四軒

仲蔵

居屋壱軒　弐間半六間
馬屋壱軒
雪隠壱軒
隠居壱軒
〆四軒

善治郎

居屋壱軒　三間七間
馬屋壱軒
雪隠壱軒
蔵屋壱軒
〆四軒

火元平七

定七

居屋壱軒　三間半八間
馬屋壱軒
雪隠壱軒
真木屋壱軒
隠居壱軒

市郎

〆五軒　　角　蔵　　一金壱両
馬屋壱軒
雪隠壱軒
〆弐間(軒)　　太　八

〆棟数四拾弐軒　　一金壱分
外ニ　　一同壱分
隠居壱軒　　久　平　　一同弐朱

二月十一日御役所江御届ヶ、火元十日円入寺十月廿日御　　三しま宿社家
呼出役人付そへ相済相成御計候、以上　　植松部太夫
出火見舞
三合片口
組合御見舞

河(川)柳新田　　片口八勺八人江貰受
杉名沢村
中畑村

神場村
印野村
板妻村
永塚村
保(土)戸沢村

茱萸沢村
河(川)嶋田村
西田中村

沼津水神堂
升屋佐兵衛
み九枚出火中江

（裾野市下和田　杉本清住氏所蔵）

6　愛鷹牧

一七九　宝暦四年三月　葛山村牛馬毛色年附改帳（竪）

（一七五四）

（表紙）

宝暦四年
駿州駿東郡葛山村牛馬毛色年附御改帳
戌三月

一鹿毛馬壱疋　年拾才　○喜右衛門
一鹿毛馬壱疋　年拾才　同　人
一黒毛馬壱疋　年八才　○庄　兵　衛
一栗毛馬壱疋　年五才　○次郎左衛門
一鹿毛馬壱疋　年拾才　同　人
一鹿毛馬壱疋　年三才　○太　兵　衛

一黒毛馬壱疋　年拾才
一黒毛馬壱疋　年拾才
一栗毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年八才
一栗毛馬壱疋　年八才
一栗毛馬壱疋　年拾才
一栗毛馬壱疋　年八才
一栗毛馬壱疋　年八才
一栗毛馬壱疋　年八才
一栗毛馬壱疋　年八才
一鹿毛馬壱疋　年拾才
一栗毛馬壱疋　年十才
一栗毛馬壱疋　年十才
一黒毛馬壱疋　年拾才
一黒毛馬壱疋　年八才
一黒鹿毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年八才

同　人　一栗毛馬壱疋　年拾才
同　人　一河原毛馬壱疋　年十才
○平　兵　衛　一黒毛馬壱疋　年拾才
○五　兵　衛　一鹿毛馬壱疋　年八才
○源　六　郎　一栗毛馬壱疋　年八才
沖右衛門　一糟毛馬壱疋　年拾才
○大　善　院　一鹿毛馬壱疋　年拾才
同　人　一鹿毛馬壱疋　年拾才
○吉　祥　院　一栗毛馬壱疋　年八才
○岡右衛門　一黒毛馬壱疋　年拾才
○清　八　一鹿毛馬壱疋　年拾才
○権　兵　衛　一栗毛馬壱疋　年拾才
○長左衛門　一黒毛馬壱疋　年拾才
○半　十　郎　一黒毛馬壱疋　年十才
○藤　七　郎　一栗毛馬壱疋　年拾才
同　人　一月毛馬壱疋　年拾才
○新　八　一鹿毛馬壱疋　年拾才

○久　四　郎
○治郎右衛門
同　人
○定　七　郎
同　人
○庄　兵　衛
同　人
○嘉左衛門
同　人
清　七
○竹右衛門
○八郎右衛門
同　人
○仁右衛門
○甚　四　郎
同　人
○彦　四　郎

一黒毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年八才
一黒毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年十才
一栗毛馬壱疋　年十才
一鹿毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年十才
一黒毛牛壱疋　年八才
一鹿毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年拾才
一栗毛馬壱疋　年拾才
駈馬
一月毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年十才
一栗毛馬壱疋　年十才
一鹿毛馬壱疋　年拾才
一鹿毛馬壱疋　年拾才
一栗毛馬壱疋　年拾才
一栗毛馬壱疋　年十才
一鹿毛馬壱疋　年拾才

同　人　一月毛馬壱疋　年拾才
○九右衛門　一栗毛馬壱疋　年十才
同　人　一栗毛馬壱疋　年拾才
○九　七　一黒毛牛壱疋　年十才
○源　三　郎　一黒毛馬壱疋　年拾才
○清左衛門　一黒毛牛壱疋　年十才
○源　太　郎　一栗毛馬壱疋　年拾才
○源　助　一鹿毛馬壱疋　年拾才
○茂　八　一栗毛馬壱疋　年十才
同　人　一黒毛牛壱疋　年十才
○清　八　一黒鹿毛馬壱疋　年拾才
同　人　一黒栗毛馬壱疋　年八才
○庄　三　郎　一鹿毛馬壱疋　年八才
○勝左衛門　一鹿毛馬壱疋　年拾才
同　人　一栗毛馬壱疋　年八才
○紋　十　郎　一栗毛馬壱疋　年拾才
○善　六　牛馬合七拾三疋　内　牛四疋　馬六十九疋

同　人
○重右衛門
同　人
○次　兵　衛
○源　六　郎
○重左衛門
○清右衛門
○太郎右衛門
同　人
○六郎右衛門
○仙　年　寺
同　寺
○勝右衛門
同　人
同　人
同　人

右之通村中惣百姓持牛馬毛色年附相改、不残書付差上申候所少茂相違無御座候、以上

宝暦四年戌三月　　駿東郡葛山村
　　名主組頭
御役所様

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

一八　安永三年（一七七四）一〇月　今里村鉄砲改帳（竪）

（表紙）

安永三年
駿東郡御厨今里村鉄炮御改御帳
午十月
鉄砲帳（異筆）

駿東郡御厨今里村

一　持高八石七斗弐升三合　持主　太郎左衛門㊞
　鉄炮壱挺　玉目三匁
一　持高弐石七斗三升八合　持主　金　兵　衛㊞
　鉄炮壱挺　玉目三匁
一　持高五石四斗四升五合　持主　勘左衛門㊞
　鉄炮壱挺　玉目三匁
門屋
一　鉄炮壱挺　玉目三匁壱分　持主　八左衛門㊞
一　持高七石三斗壱升五合　持主　五左衛門㊞
　鉄炮壱挺　玉目三匁弐分

鉄炮〆五挺

右之者共ハ山附之村ニ罷在、先規ゟ鉄炮所持猟師仕来候、今度御改ニ付、前々之通御預置被下候様ニ御訴訟申上候所、願之通所持仕候様ニ被　仰付難有奉存候、此鉄炮ニ而埒之外悪事仕出候ニおゐてハ、本人ハ不及申上名主組頭迄如何様之曲事ニ茂可被　仰付候、他人ハ不及申上、親子兄弟ニ而御座候共、鉄炮持主之外余人江貸申儀堅仕間鋪候、右之段々相背候ハヽ鉄炮持主

ハ不及申上、名主組頭五人組迄急度曲事ニ可被　仰付旨奉畏候、為後日仍而如件

一鉄炮壱挺　玉目三匁　持高拾三石五斗壱升三合　持主　市右衛門㊞

右之者者山附之村罷在候所、畜類多出作毛荒シ迷惑仕候ニ付、先規々鉄炮所持仕来申候、今度御改ニ付前々之通御預置被下候様ニ与御訴訟申上候所、願之通所持仕鹿猪打申候様ニ被　仰付難有奉存候、畜類防ニ事寄セ悪事仕出候歟、又者殺生なと仕候ニおゐてハ、本人ハ不及申上組頭五人組迄如何様之曲事ニ茂可被　仰付候、此鉄炮之儀、他人ハ不及申上、親子兄弟ニ而御座候共、鉄炮持主之外一切余人江貸申儀仕間敷候、右之段々相背申候ハヽ本人ハ不及申上、組頭五人組迄曲事ニ可被　仰付旨奉畏候、為後日仍而如件

安永三年午十月　　今里村

名主　市右衛門㊞

組頭　太郎左衛門㊞

同　平右衛門㊞

百姓代　治兵衛㊞

百姓代　九兵衛㊞

百姓代　五左衛門

郡御奉行所様

（裾野市今里　今里区有文書）

一六　安永九年（一七八〇）七月　拾六カ村猪鹿除囲土手麁絵図

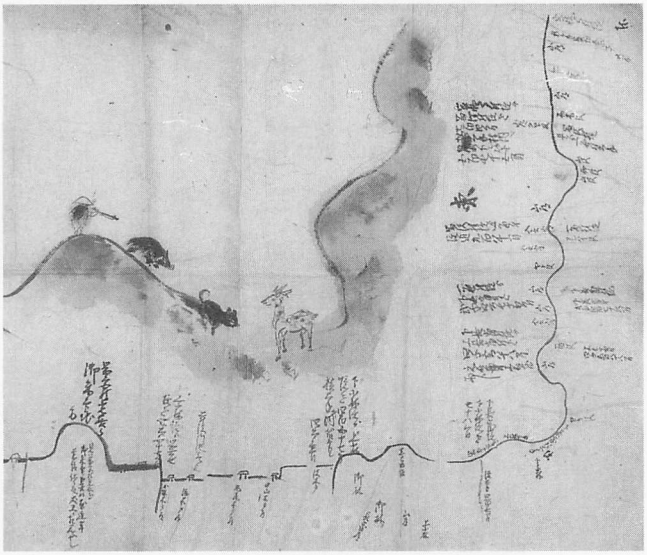

（口絵参照）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一七　寛政八年（一七九六）一一月　愛鷹山牧場取立につき駿東・富士郡村々請書

一　此度愛鷹山麓駿東・富士両郡之内、御牧場御取立被為　仰付旨、右ニ付御場所扱御普請人足并ニ御取馬之節々追方勢子人足村高ニ応シ百石ニ付四人ツヽ、村印之小幟ヲ為持宰領相添御触之通差出シ、御下知次第御用可相勤旨、尤右人足之内ニ而御捕込ゟ原村迄御捕馬牽人足之儀ハ、村順ニ可被　仰付旨奉畏候、且又近郷持馬不自由ニ付、旁御牧場御取立被為　仰付御趣意之旨、乍然御普請等臨時之儀ニ付、御普請人足江者御憐愍ヲ以御扶持方可被下旨難有奉存候、右之通り被　仰付候上ハ聊差支候筋も無御座候、依之為後日御請印形奉差上候処仍而如件

寛政八辰年　　両郡村々

十一月　　名主　印

御牧場御掛り
岩本石見守様
御役人中様

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一八三　寛政八年（一七九六）一二月　牧場大込土手仕立につき請負手形

請負申手形之事

牧場大込土手之内

一　土手弐拾四間三尺　馬踏五尺　敷弐間半　高壱丈　但五ヶ村掛分
　此坪六拾八坪三夕六才　但シ壱坪ニ付銀六匁五分
　賃金七両壱分銀六匁弐分三厘

右之通慥ニ請負㊞㊞申、来ル巳正月中旬迄ニ急度相仕立可申候、賃金之儀取掛り候節半金御渡被下、残金之儀者皆出来之上御見分被成候上ニ而御渡シ可被下候、万一出来形不宜分者仕直シ可申候、右人足之儀者御組合之内ゟ望ミ之者有之候ハヽ相当之賃銭を以雇入可申候、尤三ヶ年之内急度請負可申候、為後日一札仍而如件

寛政八丙辰年　極月　水窪村　請負人　与右衛門㊞
平松新田　同　要右衛門㊞
茶畑村　水窪村　証人　八兵衛㊞
平松新田
二ツ屋新田
公文名村
稲荷村
右御村々御名主中様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

一八四　寛政一一年（一七九九）二月　愛鷹牧場付村々勢子人足牽人足宥免願

乍恐書付を以奉願上候

一　駿州愛鷹御牧場、去辰年御取立被為遊両度御捕馬無恙相済奉恐悦候、右ニ付同郡山付拾三ヶ村奉願上候、御捕馬之節御掛御役人様方御止宿被為遊、付郷村方勢子人足前夜ゟ相詰、御用御差支無之様仕度、最寄ゟ御場

所御通路之道橋取繕境見竹立人足等其外不表立小入用相重り申候、尤御止宿之儀者所有合之品を以御扱仕、木銭米代被下置、小者中ニ至迄御然道筋毛頭無御座候得共、右申上候通勢子人足等多分ニ相集候儀、随分御用御差支奉恐入候得者自然与不表立小入用相掛申候得者、御慈悲を以右村々勢子人足御捕馬牽人足御宥免被成被下置候様奉願上候、尤御捕馬之節追方等案内之儀者御下知次第村役人共并所案内之人足等差出シ、付郷村々共ニ御用御差支無之様相勤可申奉恐入候、偏ニ御慈悲之御勘弁を以右勢子人足牽人足御免被為　仰付被下置候様不奉恐願奉願上候、右願之通被為仰付被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

寛政十一未年二月　　駿州駿東郡御牧付山方村々

両熊堂村
岡宮村
岡一色村
両小林村

三長窪村
一色村
冨沢村
定輪寺村
千福村

右拾三ヶ村惣代
岡宮村
名主　半二郎㊞
冨沢村
名主　彦重郎㊞

野馬方
御役所

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一八五　享和三年（一八〇三）二月　愛鷹山牧、狼・山犬防のため百姓所持鉄砲書上

奉差上候書付之事

一持来鉄炮　壱挺　持主　千福村　文左衛門
　玉目弐匁八分
一威鉄炮　壱挺　持主　同村　新七
一威鉄炮　壱挺　持主　同村　仙右衛門
一威鉄炮　壱挺　持主　定輪寺村　繁右衛門

右之通鉄炮四挺前々ゟ持来候処相違無御座候、然処此度愛鷹山牧狼山犬多出、野馬生育差障り＝罷成候＝付、右威鉄炮玉込＝仕、狼山犬為防銘々御用被　仰付候而茂差支無之哉御糺＝御座候処、当両村＝而者差支候儀無御座候、依之御請書付奉差上候、以上

享和三亥二月　千福村　定輪寺村兼帯　名主　文左衛門

比奈　御陣屋

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

一八六　文化元年（一八〇四）　富沢村百姓、猪鹿威しのため鉄砲代金借用証文

借用仕候鉄炮代金之事

一金壱両（印）也　借主　市郎兵衛（印）
一同壱両（印）也　同　助右衛門（印）

右者此度村中相談之上金子調達いたし、村筒鉄炮相求私共両人江御預ケ被成、猪鹿威仕候様＝一同承知仕候、尤右鉄炮之儀者先々ゟ　御公儀様御條目之趣急度相守可申候、別而近来野馬方ゟ直又厳重＝被仰付候＝付、直々中間同士無由（油）断吟味仕、怪敷儀無御座候様可致候、右御預ケ鉄炮年重り候得者、諸道具等相談シ候＝付、金子＝而相預り申候所実正＝御座候、私共不埒＝付外江御預替被成候節者、何時成共右証文元金無相違返上納可仕候、若

又其節不埒成事も御座候ハヽ、証人組合御引請申候故ハヽ、当人ニ不抱証人組合ゟ無相違弁納可仕候、為其証文仍如件

文化元子年　　冨沢村
当人　市郎兵衛㊞
証人　三右衛門㊞
当人　助右衛門㊞
証人　幸七㊞
セ話人　清兵衛㊞

当村御役人中
惣百姓中

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一八七　（一八一八）文政元年一〇月　三牧払馬代金并残馬附帳（横）

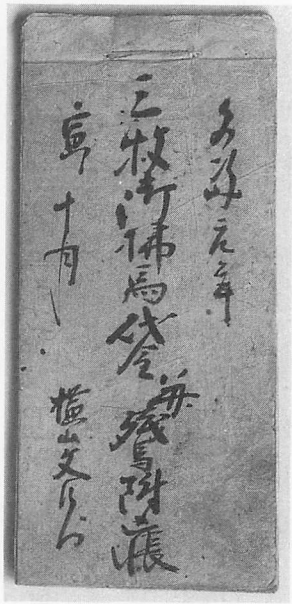

（表紙）
文政元年
三牧御払馬代金并残馬附込帳
寅ノ十月　　横山文左衛門

十月十九日御払

一元 右耳切跡足大悪
一鹿毛四才
代金三分也
青野村
七左衛門

一元 左前足大とけ
一白鹿毛三才
代金三両也
柳沢村
善兵衛

一尾 左跡足悪し
一鹿毛四才
代金弐両弐分
柳沢
七右衛門

一尾 駒喰あり
一栗毛三才
代金四両也
大塚
弥惣左衛門

一元
一青五才
代金四両三分
大諏訪
三郎兵衛

十月廿日御払〆拾五両

一元
一河原毛四才
代金三両弐分
渡部元兵衛

一元 右足添
□
□足
一青五才 大なひら
代金三両
青野
七左衛門

一尾
一青三才
代金三両三分
上香貫村
喜助

一元
一栗毛四才
飛尺
代金三両壱分
青野
勇吉

一元野 尾くじき
一栗毛三才
代金三分
川口五郎兵衛

一尾
一栗毛三才
代金三両
松長
義兵衛

一同
一青三才
代金三両
上香貫村
多兵衛

〆 金廿両壱分
一霞
一鹿毛三才
是ハ御引上

廿一日御払

一尾上鹿毛五才 なひら
代金四両
大平村
次右衛門

一尾
一鹿毛四才
代金三両三分
加藤林右衛門

一霞
一青交五才
代金弐両三分
中土狩村
儀右衛門

元
一栗毛五才
代金弐両也
一尾上五才
代金三両
元
一栗毛八才
代金弐両也
霞
一青四才
代金三両三分
〆代金〆弐拾壱両壱分

廿二日御払
一元鹿毛八才
代金弐両弐分
尾
一青四才
代金三両壱分
尾
一河原毛五才
代金三両壱分
一栗毛八才（とけ）
代金弐両三分
是ハ大坂宗右衛門江遣ス
尾
一鹿毛三才
代金四両

大つカ丁
定　七
熊堂村
伊　八
東井出村
仁左衛門
増川
佐　兵　衛

柳沢
傳右衛門
芦川忠左衛門
今沢村
丈　助
鳥谷
甚　七
東増川
又　兵　衛

五疋
〆代金〆拾五両三分也

廿三日御払
元
一青四才
代金弐両壱分

元（鮫）
一鮫毛四才
〃　代金弐両弐分
尾
一栗毛四才
代金三両弐分
元
一青交四才
代金弐両
霞
一青三才
代金三両
元
一鹿毛三才
代金三両壱分
霞
一鮫毛三才
代金三両
元
一河毛四才
代金五両

三嶋
〃与　八
鳥谷
惣左衛門
佐野村
助右衛門
東原村
甚　兵　衛
森甚右衛門
佐野村
源　五　郎
栗田政兵衛
木瀬川
長　平

元
一鮫毛三才
代金三両

元
一鹿毛三才
代金三両三分二朱

元
一青三才
代金四両

廿四日御払

尾
一鹿毛八才
代金弐両弐分

元
一栗毛
代金三両壱分

尾
一鹿毛三才
代金弐両三分

尾
一栗毛三才
代金三両

尾
一鮫毛四才
代金三両

尾
一同三才
代金三両弐分

尾
一栗毛三才
代金四両弐分

浦田新四郎

柳沢村
清　吉

加藤定兵衛

大塚丁
惣　八

大スハ
清　兵　衛

加藤定兵衛

原宿
縫　右　衛　門

芦川忠左衛門

善太夫新田
彦　左　衛　門

原宿
与　右　衛　門

尾
一栗毛四才
代金三両弐朱

尾
一栗毛三才
代金三両弐分

柳沢
清　吉

大ツカ
神納　弥惣左衛門

増川
佐　兵　衛

元野牧

馬数合弐百五拾三疋　七疋減

内
父馬十四疋　内壱疋ハ新規
　父馬黒鹿毛
母馬百七壱疋（ママ）
　内弐拾壱疋ハ弐才駄母ニ立ル
弐才駒拾弐疋
当才駒拾弐疋　弐拾六疋
　〃　〃

原宿
佐　吉

横山文左衛門
大坂へ渡ス

当才太三十疋

尾上牧

馬数合弐百九拾弐疋　三拾四疋増

内

父馬拾四疋
内壱疋ハ新規父馬建替

母馬百七拾九疋
内拾七疋ハ弐才駄母ニ立ル

弐才駒拾五疋

当才駒四拾疋

同駄四拾四疋

霞

馬数百四十九疋　十八疋増

内

父馬六疋内壱疋ハ新規
父馬青毛

母馬九拾四疋
内十五疋弐才駄母ニ立

弐才駒八疋

当才駒十八疋

当才駄弐十三疋

三牧

残馬六百九拾四疋　四十五疋増

但シ去丑年残馬六百四拾九疋有之候処、捕馬并斃馬引、
当寅(トラ)年出生〆四十五疋相増申候

右者当冬、吉川丹後守支配園田七平・目黒七十郎・大橋善三郎、園田宜三郎懸り家来三木幸之進・木村茂助差遣し為相改候処、書面之通御座候、以上

寅十月　　吉川丹後守
　　中山長門守

尾上

寅年大平・徳倉村始、本宿村迄御取馬廿壱疋、卯年始り
下土狩村四疋
　元野
寅年木瀬川村・西間門村〆十六人壱式ニ成ル、御取馬廿壱疋、卯年始り、鮫(鮫)嶋村・柳嶋村・田子村・中丸村〆三疋
　霞
寅年宮嶋村・川成村、〆壱疋始り

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

一八　文政一二年正月（一八二九）　愛鷹牧士任命につき起請文（竪）

（表紙）
文政十二己丑年
起証(請)文之写
正月　横山文左衛門

起証文前書之事
一今度私共儀御支配被　仰付候上者、弥重公儀　御為第一奉存、御後閣儀不仕、同役申合万事及心候程入念御用向相勤可申事
一諸朋輩者不及申、村方百姓ニ至迄悪心を以一味同心仕間鋪事
一私之計策を以悪事相頼族有之者、時刻不移有躰可申上事
一御牧場内猥成儀無之様仕、平日入念野馬呑水等心付、

労馬其外病馬・出生馬有之節者別而万端心付、見廻り等可仕事

附御牧場内狼山犬随分心付防方仕、野火之儀昼夜心付、兼而最寄村々江茂申触置、野火有之節者私共早速罷出人足差図仕防方可仕候、右ニ付怪(アヤ)敷(シキ)筋見聞及候ハヽ有躰可申上候、且野付林之儀伐透候儀者格別伐払候義、野馬暑寒凌差支ニ相成候ニ付、若伐払族有之節者差留置、持主存知承り具ニ申上御差図之上取計可申事

一御払馬之節　御為第一奉存、直段連々進候様心掛ケ、且馬買之者江申合下直ニ為羅自分江買取候儀、或者百姓共ニ申合私欲横領ヶ間鋪儀一切仕間鋪事

一御払馬代金之儀、翌々年十一月晦日限り追々取立之相納可申事

但馬代金実々取立兼候分者格別ゆるかせニ不相成様仕、万一同役之内難心得筋有之節者外同役申談不包有躰可申上事

一諸御普請其外御用向、不依何事同役申合、私之申分不立可然方ニ決着仕、御普請所に不及大破ニ候様心掛ケ可申事

一諸朋輩勤方者不及申、村方百姓ニ至迄御牧場筋之儀ニ付不埒之筋有之候ハヽ不包可申上事

一諸朋輩并村方ゟ音信有之候共一切請申間鋪事

但由緒有之前々ゟ音信為取替候分者、格別御威光を以諸村方江非分之儀申掛ケ間敷事

一前々被　仰出候御條目・壁書等并此上被　仰出候御書付堅く相守可申事

右之條々於致違犯者

梵天帝釈四大天王、総日本国中六十余州大小神祇、殊伊豆箱根両所権現、三島大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神部類眷属、神罰冥罰各可罷蒙者也、仍起請如件

文政十二己丑年正月　　井出甚平(花押)

栗田只兵衛(花押)

横山文左衛門(花押)

加藤定助(花押)
森甚右衛門(花押)
涌田和助(花押)
長倉麻蔵(花押)
加藤林右衛門(花押)
芦川恵助(花押)
川口五郎兵衛(花押)
渡邉平左衛門(花押)
植松澤右衛門(花押)

一札

一鉄砲壱挺　但し釼二重巻張
玉目弐匁五分

右之鉄砲貴殿依望ニ拵差遣し候段相違無之候、則代金六両弐分慥ニ受取申処実正也、此鉄砲ニ付、脇ゟ少茂差構申者無御座候、尤其地ゟ金高添書取置申候、為後日仍而如件

天保二辛卯年
三月

神山村
鉄砲師
武藤源次郎
源宣邦㊞

葛山村

芹沢清五郎殿

(裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵)

野馬方
御役所

(裾野市千福　横山正美氏所蔵)

一八九　(一八三一)天保二年三月　神山村鉄砲師代金受取りにつき一札

「(包紙)
上

神山村

武藤源次郎」

一九〇　（一八三一）（天保二年）四月七日　神山村鉄砲師より鉄砲・小道具その他受領の書簡

「（上書）葛山村　　神山村
芹沢勢五郎様　　源次郎
御返事　」

御帋面被下忝拝見仕候、弥日増ニ長閑ニ相成候得共、御家内様益々御情（清）栄之段不浅奉珍喜候、然者今日御人々鉄砲切手書并小道貢（具）品々相添遣し申候間、改御入手被遊可被下候、則左ニ印し差上申候

覚

一鉄炮折紙　壱通
一同　摂形　壱挺
　つは　壱本
一同いなべ　壱本
一鎌三枚　弐百文ッヽ
一同百文　山刀鎌壱枚
一同百五拾文　小鎌壱枚
一同百六拾四文　同　壱枚
　御隠居様分

右之通り取調差上申候間、御受取可被下候、尤鎌代慥ニ受取申候、為念如斯御座候、以上

（天保二年）卯四月七日

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

一九一　（一八四五）弘化二年五月　愛鷹牧士役儀心掛けにつき請書

（表紙）
弘化二巳年
御請書之事
五月

（竪）

御請書之事

一今般私共御呼出し二付罷出候処、先達而御用状を以奉申上候、森藤蔵・江戸川堀造・栗田甚兵衛三人方植松与右衛門・渡辺平左衛門両人方迄書面を以申立候者、当四月八日愛鷹明神祭礼之節、平沼村地先愛鷹牧御用地内字野多場二而原宿番非人心得違一条其外等之儀委細御尋二付、逸々有躰奉申上候処、右廉々者不取計之儀茂無之候得共、一躰何欤村々より遺恨受候哉二被思召、右遺恨受候儀者先ツ面々心掛二茂寄候義二而此度之儀与者事柄者違ひ候得共、先年江戸川堀造三嶋宿二而申争等之儀茂有之、彼是年若之者共者自然心得違二而御威光ヶ間鋪儀茂有之候哉二被思召、追々年老之者共茂代り候二付而者万一心得違之もの等御座候而者以之外之儀二有之、牧士役之儀者御用之節、苗字帯刀御免之身分二者候得共、素々百姓之身分之儀二付、右之処を不取失様厚心掛ケ、乍去御用向御不取締二而者不相済儀二付、若村々之者心得違有之候節者可成丈穏便柔和二申諭、実意を以承伏為仕候様取扱　御威光ヶ間鋪権柄成取計方不仕、聊二而茂役権二諭り候儀無之様厚相心掛ケ可申旨、是又御用向者格別私用二而猥二村々乗馬等仕間敷旨、是等之儀者別而年若之者共心得違無之様前文之趣帰村之上仲間一同江申達、連年遺失無之様堅相守、一同精勤可仕旨被仰渡承知奉畏候、右被　仰渡之趣、堅相守厚相心掛ケ相勤候様可仕候、依而連印御請書奉差上候、以上

愛鷹牧士見習　栗田甚之助
同牧士　川口五郎兵衛
同牧士筆頭　植松与右衛門

弘化二巳年五月

野馬方
御役所

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

一九二　弘化四年六月（一八四七）　愛鷹牧野犬打留玉薬代渡方帳（竪）

（表紙）

弘化四未年
野犬打留玉薬代渡方帳
六月　愛鷹牧　牧士

覚

一犬之尾拾五本　外ニ七本除き　宗高村　宗右衛門㊞
此代金弐㊞分也

一犬之尾拾壱疋　外ニ三疋除き　鳥谷村　五郎兵衛㊞
此代壱分㊞七百五十五文也

一犬之尾弐疋　外ニ　千福村　彦蔵㊞
此代銭四㊞百三十壱文也

一犬之尾九疋　外ニ九疋除き　中里村　勇助㊞
此金壱分㊞三百廿四文

一同八疋　外ニ三疋除き　東平沼村　啓助㊞
此金壱分㊞百八文

一同廿九疋　外ニ五疋除き　岡宮村　与兵衛㊞
此金三分㊞弐朱ト　銭五百九十壱文

一同七疋　此金弐朱㊞ト　銭七百六文　江尾村　長五郎㊞
外ニ拾疋除き

一同廿八疋　此金三分㊞弐朱ト　三百七十六文　東平沼村　安右衛門㊞
外ニ五疋除き

一同廿四疋　此金三分㊞ト　三百廿四文　元長窪村　勇蔵㊞

外ニ六疋除キ

一犬之尾九疋　此金壱分㊞
三百廿四文
外ニ弐疋除き

一同廿五疋　此金三分㊞ト五百四十文
外ニ弐疋除き

一同拾五疋　此金弐分㊞也
外ニ四疋除キ

一同壱疋　弐百十六文㊞

一同拾三疋　此金壱分㊞弐朱ト
外六疋除き　三百七十六文

一同拾三疋　此金壱分㊞弐朱ト
外ニ三疋除き　三百七十六文

一同拾九疋　此金弐分㊞弐朱
銭五十弐文
外ニ弐疋除き

元長窪村
源　勇蔵代印
助㊞

長窪村
文左衛門㊞

西井出村
滝　助㊞

柳沢村
麻　蔵㊞

西平沼村
与　助㊞
弥左衛門代印

石川村
弥左衛門㊞

舟津村
又左衛門㊞
多喜助代印

一犬之尾九疋　此金壱分㊞ト
三百廿四文
外ニ壱疋除き

一同六疋　此金弐朱㊞
銭四百八十四文
外壱疋除き

一同廿弐疋　此金弐分㊞弐朱ト
七百四文也
外ニ六疋除き

一同拾壱疋　此金壱分㊞ト
銭七百五十五文
外ニ五疋除き

一同廿五疋　此金三分㊞ト
銭五百四十文
外ニ六疋除き

一同廿四疋　此金三分㊞ト
三百廿四文
外ニ三疋除き

一犬之尾拾三疋此金壱分㊞弐朱ト
三百七十六文
外ニ六疋除

元長窪村
半右衛門㊞

仲里村
儀右衛門㊞

下長窪村
類　次郎㊞

同村
七郎右衛門㊞

冨沢村
曾右衛門㊞

一色村
五郎兵衛㊞

同村
藤　平㊞

一同廿壱疋　此金弐分弐朱ト
　銭四百八十四文
　外ニ四疋除き

一同拾壱疋　此金壱分ト
　七百五十六文
　外ニ弐疋除き

一同拾八疋　此金弐分ト
　六百五十文
　外ニ弐疋除き

〆四百九拾三疋
　内
　百五疋除分引
相残り
三百八拾八疋
此銀七百七十六匁
此金拾弐両三分弐朱ト
銭三百七拾六文也

東熊堂村　五平㊞
同村　甚右衛門㊞
同村　佐七㊞

覚

一野犬三百八拾八疋
　此被下銀七百七十六匁
　此金拾弐両三分弐朱ト
　銭三百七拾六文

右者野犬打留ニ付、為玉薬代書面之通被下置慥ニ奉請取候、打人共ニ相渡可申候、以上

弘化四未年六月　愛鷹牧士
川口五郎兵衛
渡辺平左衛門
植松与右衛門

野馬方
御役所

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

一九三　安政四年正月二四日（一八五七）　愛鷹山牧場へ鉄砲御免外の者入込まざるよう村々請書

御請書之事

一今般愛鷹山御牧場御用地内、狼野犬為ふせき御玉入鉄炮我等々共江元〆被　仰附諸持(所)仕候処、追々猥ニ相成、近来右鉄炮御免外之者共御用地江入込候ニ付、去辰ノ秋〆御触書之通り急度相守勤、若又心得違ヲ以御免外之鉄炮之者御用地江入込候節者見附次第取をさへ早速可申出候、依之御請書之一札仍而如件

安政四年
巳正月廿四日

千福村
横山文左衛門代打
常　蔵㊞

定輪寺村弥右衛門代打
横山文左衛門〆被仰付
千福村　林　助㊞

冨沢村
打人　祖右衛門㊞

一色村
打人　藤　平㊞

同　五郎兵衛㊞

野馬御掛り
横山瑞平様

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

一九四　年未詳　野馬掛交代につき廻文

（包紙）「御用廻文」

以宿継申達候、然者先般塩谷豊後守様御願之通御隠居被仰付候、一昨三日御小納戸　依田克之丞様野馬御掛被蒙仰候、依之此段申達候、仲ヶ間共其外江も可相達候、尤為恐悦出府之儀者追而可相達候間、左様可相心得候、以上

子八月五日

松崎弥三郎
豊田小三郎
大橋金一郎
園田七平

出口半兵衛
藤岡仁左衛門

植松与右衛門殿
渡辺平左衛門殿
川口五郎兵衛殿

秋暑難凌御座候処、各位被為揃愈御清勝之旨大慶奉賀候、然者今般別紙之通　野馬方御役所より御用状到来致候間入貴覧候、捕手共夫々江御通達被下、猶又早々御順達可被下候、以上

子八月八日

渡辺平左衛門
植松与右衛門

世古六太夫殿　拝見仕候
加藤林右衛門殿
加藤常右衛門殿

横山瑞平殿

次第不同

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

一五五　年未詳　牧見廻のため役人派遣につき廻章

「（包紙）廻章」

時分柄余冷之節ニ御座候得共、各方愈御清寧之旨大慶奉賀候、然者当夏見廻為御用、出口半兵衛殿・園田七平殿九月朔日江戸表発足、来る三日三島宿泊、四日尾上・元野両牧見廻、翼（翌）五日霞野牧見廻、帰宿之上犬之尾見分有之候間、諸事例之通差支無之様御取計可被下候
此度ハ臨事（時）御用も無之候ニ付、拙子共三島宿江ハ不罷出、直ニ新捕込江出張御待請仕候間、加藤氏御両所御申合之上、四日未明三島宿江御出張之上、道筋御案内可被下候兼而御届申候打留狼剝皮見分之上御褒美被下候間、原宿江持参可致様猟師共江御達置可被下候
先ハ右御案内迄如此ニ御座候、以上

申九月朔日

渡邉平左衛門
植松與右衛門

加藤清次郎殿
加藤常右衛門殿
横山瑞平殿
次第不同

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

第五章　村の生活と文化



第一節　村の人々

1　身分・階層

一九六　正保四年正月一八日（一六四七）　御宿村欠落人につき一札

手形之事

一　十兵衛と申男当村之半右衛門殿所ニ拙者証人ニ立置申候所ニ、彼十兵衛□□七月以前ニ欠落仕候、殊ニ取逃致候者ニ御座候得者証人七兵衛方へ度々断被成、其上御代官様へ御非露(披)被成候所を、庄や殿組頭衆惣百姓中頼入御ワび事致、取かいの金ざう物共ニ□分つゝニ御あつかい被成候間、生々世々過分ニ奉存候、若此上御公儀ゟ彼十兵衛儀ニ付御せんさくおハ御座候ニ我々罷出申分可仕候少も郷中へハ六ヶ敷儀懸申間敷候、為後日手形仍如件

正保四年亥正月十八日　　御宿村　七兵衛

庄や宮内左衛門殿
組頭衆惣百姓中

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一九七　貞享二年四月一一日（一六八六）　定輪寺門前者寺内法度等につき請書

指上中手形之事

一　御公儀御法度之不実成者親類成共一時茂宿仕申間敷候事

一　当寺御門前ニ被指置候上者御寺内之御法度少茂相背申間敷候事

一　当寺地内分之木竹枝并そた木わかはゑなりとも、まさかりなたかまニて一切きりとり申間敷候事

一　山廻り毎日無懈怠番替りニ急度見廻り可申候、自然乱

ニ山林を荒候者有之を見及候而茂其分ニいたし指置、山林を荒らさせ申候ハヽ如何様ニ茂御寺之御法度ニ可被仰付候事

一当寺之古田新田畠之切起シ預り耕作仕候処、壱歩壱瀬(畝)成共秘蔵仕間鋪候、御検分を以御定之御年貢急度相済可申上候事

一当寺之於寺内分ニ御寺江窺不申上候而、自今以後壱歩壱瀬成共我儘ニ新田畠伐り起シ申間鋪候、御赦免之上ニて起シ可申候事

右之条々被仰付候通少茂相背申間敷候、若違背仕乱成ル儀御座候ハヽ御寺中之御法度ニ可被仰付候、其節少茂御恨ニ奉存間鋪候、為後日如件

貞享三年寅ノ四月十一日

門前者　新兵衛印
半四郎
市兵衛
与右衛門

定輪寺様
御納所中

六兵衛

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

一六　元禄四年（一六九一）一二月晦日　御宿村百姓家来暇につき一札

覚

一貴様御家頼(来)佐五右衛門儀末々迄御暇被下置候様ニ度々願申上候所ニ、今度御慈悲ニ右願之通御暇被下置難有仕合ニ奉存候、則為悦と金子三両指出候、此上来申ノ年壱ヶ年ハ御事懸可申候間、佐五右衛門御召□(仕)可被成候、其過候而ハ佐五右衛門身之儘ニ可成御暇状被下別而難有奉存候、末々迄少も御如在ニ奉存間敷候、為後日一札如件

元禄四年未十二月晦日

御宿村　久右衛門㊞
佐五右衛門㊞

次左衛門殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

一九九　天明六年（一七八六）一二月　岩波村平七奉公人請状

奉公人請状之事

一此平七と申男慥成者御座候ニ付我等共請人ニ相立、当午ノ極月廿八日ゟ来ル未十二月廿八日迄壱ヶ年季貴殿江御奉公ニ出、為身代金壱両唯今慥ニ受取申所実正ニ御座候、しきせの義者夏一重物壱つ冬袷壱つ御着せ可給候、御奉公之儀者昼夜ニ不限御家御作法之通急度相勤させ可申候、万一取逃欠落等仕候ハヽ、其品々者不及申早速尋出シ何れ共御指図次第可仕候、尤又ハ長煩等仕候歟或者御気ニ入不申御暇被下候ハヽ、右身代金早速御返上可仕候、縦如何様之六ヶ敷義出来申候共、我々引請急度埒明ヶ貴殿江少シも御苦労掛ヶ申間敷候

一宗旨之儀者代々禅曹洞宗深良村興禅寺旦那紛無御座候、寺請状御用之節者急度差出可申候為、後日証人加判仕候所仍而如件

岩波村　人主　岡右衛門㊞

天明六午年十二月

佐野村　請人　源兵衛㊞

石脇村　同　平左衛門㊞

冨沢村　嘉　六殿

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

二〇〇　天明七年（一七八七）七月一七日　奉公人平七欠落につき若者共連名一札

一札之事

一昨十六日之夜、其元様御奉公人平七義不儀之事ニ付聊之口論仕候処、傍輩之繁右衛門ニ疵ヲ付其場を逃去申候故、追欠ヶ申候得共、夜中之義取逃シ申候、右ニ付

私共立会申候者共早速尋出シ、其上今日ゟ人代差出シ
少シ成共御間ヲ欠キ申間敷旨、私共御断も不申入致口
論其場所ゟ欠落仕候得者御糺之上一言之申訳無之候、
急度尋出御指図次第早速埒明ケ貴殿江少も御苦労掛申
間敷候

天明七年
未七月十七日

代印兄権左衛門　伊兵衛㊞
代印親□右衛門　仁兵衛㊞
代印兄栄助　清左衛門㊞
代印主人三右衛門　友七㊞
代印主人藤右衛門　専蔵㊞
代印親二郎右衛門　繁右衛門㊞
代印親平左衛門　幸七㊞

代印兄徳右衛門　佐兵衛㊞
代印親孫右衛門　孫七㊞

甚右衛門㊞
七左衛門

右者若者共義ニ付印形無御座候得者、私共一同ニ罷出
聞届ケ代印仕候上者少も相違無御座候

嘉　六殿

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三〇一　天明七年（一七八七）七月　奉公人平七欠落につき親類一札

一札之事

一石脇村平七義、私新類（親）相成候得共此度ふらちニ付、平
七義何方江参り候共私少茂構無御座候為後日為（仍）如件

岩波村

天明七未年七月　岡右衛門㊞

とひ沢村（富）

嘉　六様

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

二〇二　寛政三年二月　茶畑村欠落無田百姓帰参につき一札

一札

一其村無田惣左衛門、四年以前申年与風罷出行衛（方）一向相知れ不申候ニ付、其節御地頭様江御注心被成候処、右惣左衛門義戸塚宿近江屋市右衛門方ニ居り、随分実躰ニ奉公相勤罷有候、然ル所此度国元江帰参仕度段願申候ニ付惣左衛門心底相糺候処、此上之儀ハ不寄何事不埒無之様ニ急度相慎御百姓相続仕度候間、何分取成シくれ候様ニと相願候趣、右近江屋市右衛門義私親類ニ付私方へ申参候、依之逸々相糺候処少茂相違無御座候間、帰参願之儀御取成を以御願可被下候、弥々願之通相済候上者万端不埒無御座候様ニ急度為相慎可申候、為其一札差出シ申候仍而如件

寛政三亥年二月　豆州三島宿宮ノ前　柳屋嘉兵衛㊞

茶畑村
名主　傳左衛門殿
同　林　蔵殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二〇三　寛政八年一二月三日　二ツ屋新田開発者菅沼四郎左衛門墓碑



当（竿）村　開発菅沼四郎左衛門墓　円柱

水野出羽守様御領分
駿州一色村
名主　藤　蔵㊞
組頭　五右衛門㊞
利　兵　衛㊞

維時　寛政八丙辰年蝉(蠟)月三日
第七世住
菅沼藤蔵
値二百遠忌之日建焉　志主　村　中
（裾野市二ツ屋　菅沼家墓地）

二〇四　寛政一〇(一七九八)年三月　茶畑村門屋一色村へ引越につき一札

大久保安芸守様御領分
駿州茶畑村
御名主林蔵殿
（沼津市　柏木正男氏所蔵）

手形之事

一茶畑村組頭文蔵門屋つや・同女子とミ右両人当村江引越参候処無紛御座候、尤田畑山林敷(ママ)屋等少も附取不申候、右つや義代々禅宗ニ而麦塚村東光寺旦那ニ自今以後相違無御座候、向後何様之義御座候共各々へ少シも御苦労懸ヶ申間敷候、為後日請負手形仍如件

寛政十午年三月

二〇五　寛政一二(一八〇〇)年三月　葛山村福寿院僧侶宗旨証文

宗旨証文之事

一拙僧義　醍醐三寶院御門主御末流真言宗修験道ニ相違無御座候、若紛敷宗門与申者御座候ハヽ、拙僧何方迄茂罷出急度申分可仕候、為後日証文仍而如件

寛政十二庚申年三月日

醍醐三寶院御門主御末流

駿州駿東郡葛山村
福壽院寛光㊞
松平伯耆守様
御役所
御役人衆中様
（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

二〇六　文政三年（一八二〇）一二月　大畑村百姓清助奉公人請状

「（包紙）人請状一札之事　安右衛門」

奉公人請状之事

一此清助与申男慥成者ニ御座候ニ付我等請人ニ罷立、当辰極月廿八日ゟ来ル巳極月廿八日迄壱ヶ年季ニ御奉公相定為身代金壱両㊞三分只今慥ニ請取、御奉公之義者御家御作法次第不限昼夜相勤可申候、仕着せ之義者夏壱重物冬袷壱ツ宛御着せ可被下候、若此者取逃欠落亦者永煩等仕候共途中之隙相願申間敷候、為後日請人加判依而如件

文政三辰年
十二月日

大畑村
人主　安右衛門㊞
請人　善兵衛㊞
同　太兵衛㊞
同村　四郎治殿
（裾野市大畑　市川義朗氏所蔵）

二〇七　文政九年（一八二六）正月　茶畑村無田、小百姓仰付けにつき一札

一　札

一私儀是迄数年来無田ニ御座候処、私方ゟ先年別家仕候由右衛門・直左衛門義小百姓ニ御座候ニ付、本家ニ御座候得者小百姓ニ相成度御願申上候処、格別之御世話ヲ以此度御上様江御伺之上御願被下置候処、以御慈悲村方江も御掛合之上願之通被　仰付難有仕合ニ奉存候、

右ニ付五人組内江も申談候処、故障一切無御座候、尤此義者全ク御役方并ニ五人組衆中厚キ御世話ヲ以御願相叶申候ニ付、後年ニ至り候而も疎ニ者奉存間敷候、依之一札奉差上候、為後日仍而如件

茶畑村
願人　中丸　与祖右衛門㊞

文政九戌年正月

村御役人中様

一私義右同断無田ニ御座候処、先年ゟ当村舎護神宮抱主ニ御座候ニ付小百姓ニ有之哉御取調被下度奉願上候之処、依之御役方ニ而宗門一紙目録御取調被下候処、小百姓源四郎抱与御座候段右者私先祖ニ相違無御座是迄宮支配仕来り申候、右ニ付何卒小百姓ニ被成下置候様奉願上候処、以御慈悲村方一同江も御掛合之上御上様江御願被遊、小百姓ニ被成下置難有仕合ニ奉存候、右ニ付五人組内江も申談候処故障ノ筋一切無御座候、尤此儀者御役方并ニ五人組衆中厚キ御世話ヲ以御願相叶申候ニ付、後年ニ至り候而も疎ニ者奉存間敷候、依之一札奉差上候、為後日仍而如件

茶畑村
願人　中丸　宇　八㊞

文政九戌年正月

村御役人中様

右私共五人組内与祖右衛門・宇八奉願上候通相違無御座候、此義全ク謂レ有之儀ニ付、願之通被　仰付私共迄難有奉存候、尤此上共無謂レ右様之儀決而御願申上間敷候、依之五人組連印仕候、為後日仍而如件

文政九戌年正月

由右衛門㊞
和　助㊞
直左衛門㊞
文左衛門㊞
源右衛門㊞
清右衛門㊞
平左衛門㊞

村御役人中様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

2　村　役

二〇八　貞享三年（一六八六）四月　茶畑村脇筒書上

御厨領茶畑村脇筒書付指上ヶ之事

一　鉄砲壱挺　長四尺五寸　三尺三寸
玉目三匁三分
但シ台木共　名主　甚右衛門

一　鉄砲壱挺　長四尺四寸五分　三尺三寸
玉目弐匁八分
但シ台木共　甚左衛門㊞

一　鉄砲壱挺　長四尺弐寸　三尺壱寸
玉目三匁
但シ台木共　八左衛門㊞

一　鉄砲壱挺　長四尺壱寸　三尺
玉目三匁
但シ台木共　惣兵衛㊞

一　鉄砲壱挺　長四尺弐寸　三尺
玉目三匁
但シ台木共　清九郎㊞

一　鉄砲壱挺　長四尺五寸　三尺四寸
玉目三匁
但シ台木共　清三郎㊞

一　鉄砲壱挺　長四尺五寸　三尺四寸
玉目三匁
但シ台木共　甚蔵㊞

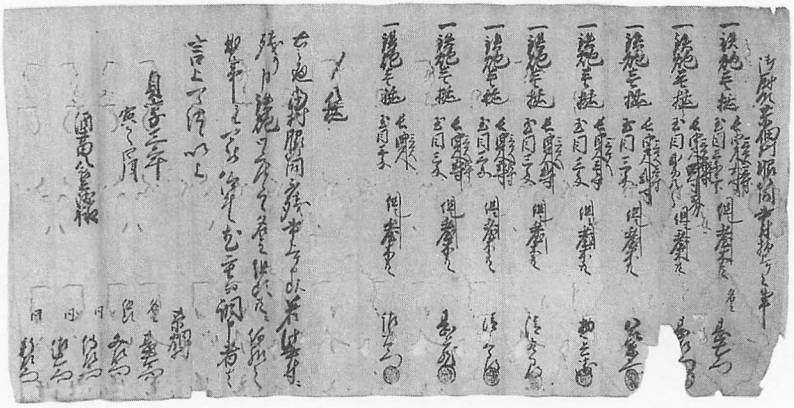

一鉄砲壱挺　長四尺三尺
玉目三匁　但シ台木共　佐右衛門㊞

〆八挺

右之通当村脇筒不残書上ケ申候、若此書付ニ残り申鉄砲御座候ハヽ、名主組頭共ニ何様之曲事ニも可被仰付候、尤重而調申者言上可仕候、以上

貞享三年寅之四月　茶畑村
名主　甚右衛門
組頭　文左衛門
同　傳左衛門
同　佐右衛門
同　新左衛門

酒井田八郎兵衛様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二〇九　文化四年（一八〇七）九月　沼津藩領分村々鉄砲郷筒の者へ申渡し（竪）

（表紙）
文化四卯年九月
村々鉄砲郷筒之者江申渡

差上申一札之事

一猟師筒之者四拾人江御米被下、郷筒与相唱御用向有之節者御呼出御仕ひ被成候旨被　仰出候、尤御米年々壱人前三斗つゝ可被下置候事

一郷筒名前之内、幼年或者老年ニ而御用向難相弁者者名代ニ可相成もの見立名前書上可申事

一此度名前書上御米被下候者ハ、向後年始之節ハ御懸リ迄罷出御礼可申述事

一壱ヶ年ニ壱度つゝ鉄砲稽古打於　御城内御見分可有之事

但シ所持之鉄砲持参打候共、又ハ御貸鉄砲ニ而打候共、勝手次第之事

一御用向ニ而御呼出し御仕ひ被成候節者刀御貸被成候、尤右躰之節ハ相応成御手当可被下置事

但格別大通り之節者御足軽多分御入用ニ付、其節ハ御足軽代りニ御仕ひ被成候事茂可有之事

一右躰被　仰付候とも村役人江対し仕来ヲ相背申間鋪候、尤村方之もの江対し、かさつかましき儀無之様可相心得事

一右躰被仰付候とも、村方ニおひて玉込鉄砲猟りニ打候義仕間鋪事

一郷筒之者外江名目相譲り候歟、又ハ病死等致候節ハ其時之御届可申上事

右者此度私共四拾人御撰ひ、郷筒之名目御附被遊候而御

用向御座候節ハ御呼出御仕ひ御成候ニ付、年々御米被下置候段前書之趣被仰渡難有奉畏候、右躰被仰付候迚、於村方かさつかましき儀不仕万事相慎村役人之差図ヲ不相背、勿論鉄砲所持之儀者兼而鉄砲証文ニ有之通相心得、村方ニおいて猥りニ玉込鉄砲不打様堅相慎可申旨厳敷被仰渡之趣奉畏候、依之一札差上申候仍而如件

文化四卯年九月　　日吉村
喜三次
当卯三十六歳

中石田村
与頭　太次兵衛
当卯五十壱歳

下小林村分
三枚橋町
幸七
同四拾歳

上小林村分
下長窪村
兵吉
同三十八歳

岡一色村
与　兵衛
同弐拾九歳

岡宮村
半次郎
同三拾七歳

東熊堂村
銀蔵
同四拾六歳

西熊堂村
次左衛門
同弐拾五歳

竹原村
名主　与兵衛
同四拾壱歳

下土狩村
石蔵
同五十六歳

中土狩村
又右衛門
当卯三拾五歳

上土狩村
徳松
同三拾歳

伊豆嶋田
浅右衛門
同五十四歳

水窪村
徳左衛門
同四拾壱歳

納米里村
弥惣治
同弐拾六歳

下長窪村
甚兵衛
同四拾四歳

一色村
兵右衛門
同三拾弐歳

冨沢村
文右衛門
同五拾三歳

上香貫村平方
藤助
当卯弐拾七歳

上香貫村三十郎新田
庄八
同四拾九歳

下香貫村
定七
同三拾八歳

志下村
三郎兵衛
同四拾七歳

馬込村
平兵衛
同五拾歳

獅子浜村
七右衛門
同五拾弐歳

江之浦村
小三郎
同三拾四歳

口野村
角右衛門
同三十三歳

谷田村
弥七
同弐拾九歳

平井村
利左衛門
同弐拾九歳

奈古谷村
吉右衛門
同弐拾五歳

御門村
彦七
同五拾弐歳

下白岩
庄治郎
同三十三歳

沼津御役所

鎌田村
　八郎左衛門
　同弐拾六歳
吉田村
　磯八
　同四拾六歳
西間門村
　久八
　同三拾弐歳
原田村
　貞八
　当卯弐拾三歳
今泉村
　孫市
　同四十五歳
天満村
　鉄蔵
　同拾六歳
本町
　吉右衛門
　同四拾八歳
上土町
　藤蔵
　同三十三歳
三枚橋町
　太郎兵衛
　同三十六歳

前書被　仰渡之趣私共一同罷出承知仕候処相違無御座候、
依之奥書印形差上申候、以上

日吉村
名主　久右衛門
与頭　源左衛門
中石田村
名主　利兵衛
与頭　太右衛門
下小林村
名主　儀兵衛
与頭　傳右衛門
上小林村
名主　甚兵衛
与頭　利右衛門
岡一色村
名主　祐助
与頭　佐右衛門
東熊堂村
名主　伊左衛門
組頭　丈助

西熊堂村
名主　助右衛門
与頭　七右衛門
岡ノ宮村
名主　源　助
与頭　藤右衛門
竹原村
与頭　茂　兵衛
下土狩村
名主　平右衛門
同　礼治郎
中土狩村
名主　清　助
組頭　喜右衛門
上土狩村
名主　傳右衛門
組頭　五郎右衛門
水窪村
名主　茂　兵衛
与頭　利右衛門

いつ嶋田
名主　半　七
組頭　七左衛門
納米里村
名主　次郎兵衛
組頭　源　八
下長窪村
名主　治左衛門
組頭　善次郎
一色村
名主　藤　蔵
与頭　半兵衛
富沢村
与頭　勇　蔵
同　助左衛門
上香貫村平方
名主　久右衛門
組頭　次右衛門
同所三十郎新田
名主　源次郎
組頭　平　吉

下香貫村
名主　冨　八
与頭　七郎右衛門

志下村
名主　久右衛門
組頭　庄三郎

馬込村
名主　半兵衛
組頭　吉左衛門

獅子浜村
名主　善右衛門
与頭　庄左衛門

江之浦村
名主　忠二郎
組頭　武七

口野村
名主　武兵衛
組頭　彦左衛門

谷田村
名主　傳左衛門
組頭　半兵衛

平井村
名主　傳左衛門
組頭　徳兵衛

奈古屋村
名主　弥右衛門
組頭　忠右衛門

御門村
与頭　杢右衛門
同　平左衛門

西間門村
与頭　庄左衛門
百姓代　又右衛門

原田村
名主　八右衛門
組頭　清右衛門

今泉村
名主　八郎右衛門
組頭　次右衛門

天満村
与頭　平十郎
百姓代　半蔵

沼津御役所

本町
名主　恵　助
与頭　喜兵衛
上ケ土町
名主　三郎兵衛
組頭　清左衛門
三枚橋町
名主　宜　三　郎
組頭　留兵衛
下白岩村
名主（ママ）
組頭
鎌田村
名主
組頭
吉田村
名主
組頭

右者文化四卯年九月被　仰付候請書写置者也

冨沢村
組頭　勇　蔵㊞

前書之通於　御役所御請書江印形差上申候扣相違無御座候、以上

同村郷筒鉄砲
文右衛門㊞

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

二〇　天保一四年（一八四三）一二月　御宿村定使役につき請書

差上申一札之事

一此林右衛門義、当卯御年貢諸払方ニ差支、与合（組）親類近所相談ヲ以定使役相勤メ度ニ付、御願申上候処御聞済被下、来辰年ノ中差出し候処実正ニ御座候、然ル上ハ昼夜ニ不限　御用向大切ニ相勤メ可申候、万一当人ニおゐて病気其外不埒成義御座候ハヽ与合近所親類之ものニて相勤、御用向一切かき申間敷候、為後日組親類

近所引受一札連印仍如件

天保十四癸卯年

十二月

当人　林右衛門㊞

与合　弁右衛門㊞

近所　十右衛門㊞

御役人中様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三一　嘉永三年正月　御宿村定使役につき請書

（一八五〇）

「（上包）上」

拾ヶ年季引請申一札之事

一私義近年身上不如意ニ相成相続出来兼候ニ付、定使役為相勤被成下候様奉願上候処、早速御聞被成下難有仕合ニ奉存候、然上者御用向被仰付次第何時成共昼夜ニ不限無御差支大切ニ相勤可申候、万一病気且ハ違変等有之候節者勤中人代成共組合ニ而助合候而茂聊御用向急度御差支無御座様可仕候、為後日組合連印引請加判仍而如件

嘉永三庚戌年正月

当人　忠兵衛㊞

組合　平左衛門㊞

同断　彦右衛門㊞

同断　利助㊞

御役人衆中様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

3　職　人

二二　正徳六年（一七一六）二月　鍛冶頭就任願いにつき御宿村平左衛門一札

相定申一札之事

一拙者願之通御願ヲ以鍛冶頭ニ罷成候ハヽ永ク貴殿御家之御入用之諸道具無賃代ニ作り出シ可申候、私先祖者貴殿　御先祖之御取立ニ罷成、重々御恩之御家ニ御座候得ハ永代御如在仕間敷候、為後日親子連判如此御座候、以上

正徳六年申閏二月

御宿村
鍛冶屋　平左衛門
同　子　理右衛門

当村大屋
湯山治左衛門殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二三　正徳六年（一七一六）二月　御宿村平左衛門鍛冶頭任命願書

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候事

一大久保長門守様御知行所駿州駿東郡御宿村鍛冶平左衛門義ハ代々之鍛冶家ニ而殊ニ御政道（セイトウ）を相守り其志シ結構成ル者ニ御座候、然ハ四年以前巳ノ正月廿日ニ鍛冶中間ゟ連判条ニ相認持参仕、御宿村平左衛門方へ申候ハヽ、此度北ハ甲州境籠坂、東方ハ箱根山、南は豆州三嶋、西ハ富士川を限り其内之鍛冶共相談定書ヲ仕、鎌・鍬・刀（なた）・斧（よき）其外諸細工之直段ヲ上ケしめ売可仕と申候得者、彼平左衛門申候ハ、此方ハ判形罷成間敷候諸職人申合セしめ売手間賃等之義上候事ハ御法度ニ御座候、只今之通ニ而も利分ハ相応ニ御座候所ニ高利を取候義ハ無躰ニ候と申候得ハ、無是非罷帰、其以後惣

中間
鍛冶不残平左衛門方へ数度参連判相済其方計ニ御座候
〃〃
間、判形仕才(細)工直段付ヶ才工屋ニ張置其通ニ仕候様ニ
と申候得共、一円合点不仕候間相談不調候而方々直段
不同ニ御座候、御宿村平左衛門義ハ前々之通安く売候
得共其外ハ心々ニ直段不同ニ御座候、平左衛門近所ハ
仕合ニ候得共遠方ハ不自由ニ御座候間農人何共迷惑仕
候事
一駿州御宿村平左衛門義惣鍛冶頭ニ被仰付可被下候、平
左衛門鍛冶頭ニ罷成候ハヽ、才工之直段一同ニ罷成候間
惣百姓の為ニ御赦罷成候、御慈悲ヲ以鍛冶頭ニ被為
〃〃
仰付可被下候為ニ惣百姓難義之あまり如此ニ御訴訟申
上候事
右ノ通少も偽り不申上候間御吟味ノ上平左衛門ニ鍛冶頭
被為仰付可被下候以上
正徳六年申ノ閏二月
駿州御厨
根方　惣百姓
御巡見御奉行様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二四　天明五年(一七八五)三月吉日　伊豆島田村ぬしや茶畑村御宮

塗上仕方書上

御宮塗上仕方書上之事
一金弐両也　戸前墨塗り
惣春けい　うるしぬり
随分念入仕候
上々塗仕上ヶ
一金三両壱分　戸前堅地ろぬり
惣春けい　うるし塗り
上々塗り念入仕候
極上々塗仕上ヶ
一金五両也　戸前堅地ろぬり柱ノ面ニ朱ぬり
たる木小口金ぱく惣春けい
極上之塗方念入仕候
〆塗方仕上方三通り
右之三通りニ致シ仕上方御目掛ヶ申候、何れ茂随分念入
仕候間三通り之内御勘弁之上被仰付可被下候、塗方諸色

請之積りニ御座候、以上
天明五年巳三月吉日
伊豆嶋田村
ぬしや　新四郎
茶畑村
林　蔵様
御役人中様
御世話人中様
（沼津市　柏木正男氏所蔵）

4　若者

二五　寛政七年（一七九五）七月二八日　茶畑村地先角力興行、若者喧嘩内済証文

差上申内済証文ノ事
一駿州茶畑村地先ニ角力有之、当七月十八日豆州塚原新田駿州佐野村若者共及口論、塚原新田重右衛門・佐野村仙蔵其節怪我仕、然処塚原新田役人ゟ御見分奉頼候（ママ）ニ付江川太郎左衛門様御手代夏目小七郎殿・大久保加賀守様御家来小川甚五郎殿御見分之上御吟味御座候所、双方愚米（ママ）之もの共ニ而齟齬之儀共申立、扱人共右口論之始末初発ゟ存罷有候所、双方意趣意恨も無之聊之儀寄事発取合ニ罷成、双方少し怪家（ママ）仕候儀ニ付、取扱人共内済為仕度相懸候所、言間違背之内済不仕御見分請候儀ニ御座候、塚原新田之者申上候ハ、佐野村平蔵・勘兵衛頭取大勢ニ而重右衛門を及打擲、其上大勢相集

居不法之儀共申候趣申上候得とも、此儀者角力日数取組中之儀ニ付追々ニ角力見物人所々より罷越候を口論之上儀ニ付、塚原新田者共者口論ニ付人集候与相心得、且又佐野村之者共申上候者、塚原新田之もの共大勢罷越仙蔵を及打擲申茶屋諸道具踏損し候申上候旨申上候得とも、此儀茂前書申上候通他村ゟ角力見物人を塚原新田之もの与相心得、諸道具損候者口論之節見物人一同混雑仕候与損候儀ニ御座候、依之此度猶又扱人共利害申聞双方疑心相晴納得仕、随而者重右衛門・仙蔵疵所痛所之儀も最早追々全快候間、農業渡世障ニも不相成、御吟味奉受候者困窮百姓一同難儀仕候儀ニ付、一件ニ付罷出候者共一同打寄聊無申分熟談仕候

右之通取扱を以双方得心之上内済仕候上者、双方共申上候儀者勿論以来共右一件ニ付願イ間敷儀仕間敷候、万一再論仕候ハヽ御咎可被仰付候、依之為後証双方并一件之ものとも取扱人連印済口証文差上申候処如件

寛政七年卯七月廿八日

三嶋宿　扱人　五右衛門㊞
同　武兵衛㊞
麦塚村　忠蔵㊞
石脇村　弥平治㊞
茶畑村　与八㊞
同　勝右衛門㊞
同　仁平㊞
百姓代　太郎左衛門㊞
組頭　傳蔵㊞
同　新右衛門㊞
同　儀右衛門㊞

同　与祖右衛門㊞
名主　林　蔵㊞

佐野村

仙　蔵㊞
五人組　平　七㊞
同　新　七㊞
同　勘　兵衛㊞
五人組　幾右衛門㊞
同　斧右衛門㊞
同　甚　七㊞
親類　安　兵衛㊞
平　蔵㊞
五人組　源　四郎㊞
利　兵衛㊞
百姓代　市右衛門㊞
組頭　伊　兵衛㊞
同　伊右衛門㊞

同　嘉　六㊞
同　文　蔵㊞
名主　政右衛門㊞
同　八　三郎㊞

塚原新田

重右衛門㊞
悴　重　兵衛㊞
治（ママ）男　源左衛門㊞
親類　与右衛門㊞
五人組　吉　兵衛㊞
同　半右衛門㊞
同　治右衛門㊞
同　□左衛門㊞
同　与右衛門㊞
同　弥　平㊞
同　長左衛門㊞
組頭　仁右衛門㊞

江川太郎左衛門様

御役所

名主　九兵衛㊞

右御本文江川太郎左衛門様　御役所様江差上ヶ申候ニ付、御手代夏目小七郎様ゟ右写書為後証両村江相渡シ可申候旨　被為　仰付候ニ付、右済口証文相渡シ候上ハ急度可相守、為後日依而如件

寛政七年卯七月廿八日

佐野村

役人中

三嶋宿

扱人　五右衛門㊞

同　武兵衛㊞

麦塚村

同　忠蔵㊞

石脇村

同　弥平治㊞

千福村

同　定右衛門㊞

深良村

同　厳右衛門㊞

（裾野市佐野　佐野区有文書）

二六　寛政七年（一七九五）八月一〇日　角力興行若者喧嘩請元詫状

「（包紙）寛政七卯年七月

角力一件書付

請元　滝頭

與八　」

御尋ニ付乍恐以書付奉申上候御事

一其方請元ニ而勧進角力興行致、右日数之内江川太郎左衛門様御支配所塚原新田之者と御領分佐野村之者喧嘩

有之、塚原新田ゟ訴出候由ニ付、江川太郎左衛門様御手代立会吟味致候処、喧咙之義者始末内済ニ相成候得とも、角力ニ不限人集メ致候義ハ不容易処如何相心得、村役人江押而相願其上元請等致候哉と御尋被遊候、此儀私平日共不叶之身分ニ而農業難相成少々つゝ小商仕渡世仕候得共、兼々困窮仕家内多ニ而養育も出来兼、村内御役人中御世話ニ罷成り申候、然ル所三島宿丹後や五右衛門申聞候ニハ、盆中若もの打寄り花角力ニ而も為取候ハヽ、助成ニも可相成よし相勧メ申候、何様私儀も助成ニも相成り可申哉と夫のみ一図ニ相心得村役人中江度々相願申候得共、角力等仕候義者不容易義故相成不申段申聞候得共、身分不相叶候義故再応相願申候ニ付、無拠役人中内々承届申候ニ付、右花角力七月十五日ゟ興行仕候義ニ御座候、右日数之内塚原新田之者共佐野村之者と喧咙仕　御上様へ奉懸御苦労候義恐入奉存候、前書申上候通村役人中差押候処強而相願候義、畢竟私角力請元仕候ゟ右躰之義出来仕、御察問之上ハ一言之申訳無御座不調法至極恐入奉存候

右御尋被遊候ニ付奉申上候通り少シも相違無御座候、以上

寛政七卯年八月十日　　茶畑村

与　八
親類　仁　兵　衛
五人組　勝　右　衛　門

渡里作左衛門様

小川甚五郎様

右当村与八御尋ニ付奉申上候趣私共立合承之、依而奥印仕奉差上候、以上

卯八月十日　　茶畑村

名主　林　蔵
組頭　与祖右衛門
同　義右衛門
同　新右衛門
同　傳　蔵

両御代官様　　百姓代　太郎左衛門

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二七　文化九年正月一一日　葛山村若者取極め一札

相定申一札之事

一去ル天明年中、寛政年中両度取極メ書有之候所、諸事極通り無之ば内々ニ相掛候ニ付、尚又此度取極外ニ加筆致シ度儀も有之、依之此度之条々左ニ記ス

口上

一御公儀様御法度并ニ村沙汰主人親之被仰渡候儀急度相守可申候事

一博奕類惣而悪之諸勝負堅致シ申間敷候事

一田畑作り候物者不及申ニ、梨子柿桃栗等ニ至迄無断取申間敷候事

一百姓持林ニ而木竹きり取申間敷、内持分之かり敷林ニ而草苅申間敷候事

一他村へ罷出嘯咄（ママ）口論仕出し申間敷、万一先様ゟかくべつ不法之義言掛られ候而身分立かたき節者、村役前之御勘弁ヲうけ早速相済シ願ひ上べき、尤諸かゝり之儀惣若者ゟ出銭可仕事

一山里へ出牛馬等間違之筋有之候節者、相置ニ精ヲ出シ荷物等損失無之様ニ心掛可申候事

一不依何事少分之間違等ヲ申立ニ致欠落等致申間敷候事

一角力芝居等之銭見舞等も先帳改落無之様ニ可心懸事

一近村ニ芝居角力等之ふだい掛ケ辻つき等も随分心かけ若者方ゟ見舞可申候事

一角力役抜ヲほうび等者村出生之人関役ニ叶人江まわし壱筋、関別（ママ）之役叶人江金壱分、小結役ニ叶人へ金弐朱、前頭役ニ叶人江心持次第、尤他村ゟ入ル若者ニ者其時之見計ひニ而少々つゝもほうび可仕事

一他村之御仁江たいし何事ニよらず如才無之様ニ可仕候事

一火之用心くわいきせる等一切仕間敷并村内松明等之落

火迄も心ヲ付急度相守り可申候事
一諸事差廻し銭等中老廻出シ候節者無滞り急度相廻し可申事
一仲間廻し金之儀ハ頭衆ニ預ケ置、右仁之取計ひニ而堅ク入用之時間ニ合候様ニ頼ミ置、尤利金之儀者年内壱割五分ニ相頼み候事
一右之条々堅相守り年々初寄合之節惣中間へよみきかせ可申候、此儀もれ候者壱人無御座候、為後日仍而連名如件

文化九壬申ノ年
正月十一日

惣若者
中老
甚右衛門
助左衛門
常五郎
若者頭
喜惣次
金左衛門

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

三八　文政五年八月（一八二二）　深良村南堀八幡宮祭礼の狂歌楽書につき詫状

誤申一札之事
一私儀南堀八幡宮祭礼極之儀ニ付狂歌楽書致し甚悪敷口を申、其趣村御若衆中様江露顕いたし、御若衆中様之思召ニ茂何ヶ去事災難を好候而之致方、其分ニ差置間敷様逸々御利害御申被聞候段誠ニ一言之申訳無御座、中人相頼み種々御詫申上候処、御聞済被成下身ニ取テ何ヶ計難有仕合ニ奉存候、以来右様之不埒無之様急度相慎可申候、依之組合親類中人連印之一札差上申候仍而如件

文政五年年八月

新田当人
喜惣治印
親類印
組合印
世話人印

当村
御若者中様

（裾野市深良　土屋良雄氏所蔵）

二九　文政五年（一八二二）一〇月　喧嘩口論禁止等につき公文名・稲荷村惣百姓・若者取究書

定書之事

一　近来組合村々人気悪敷小前末々迄馳条相募り候而、少々之事共大走（ママ）ニ申立御上様江度々御苦労ニ預り恐多奉存候ニ付、此度御内意御窺之上組合一同相談を以取究申候、此上之儀者組合ニ不限神事祭礼賑合之場所ニ而、喧咄口論ヶ間敷義仕出シ候者在之候ハヽ、何れ之村方之役人ニ而茂、其場ニ居合候役人下役之者ニ而茂差図いたし、素縄ニ而縛らせ理不尽不抱其村方江相渡可申候間、其節違乱なく□□申候、其上格別之筋ニ而難捨置儀者組合役人立合吟味之上、其品ニより不届之者江夫々仕置可申付候、然上者如何様之筋たり共組合江無掛合出訴致間敷候、譬村役人たり共左様不埒之義者組合ニ而取糺之上急度可申付候、右取究之上者組合一同小前末々并若者迄連印取置年番名主方江預り置可申候

附り、何方ニ而茂心得違之者在之候ハヽ、諸入用等者不残□□人ニ而出銭可致候事

右之趣取究候上者平日相互ニ申合急度相守可申候、以上

右前文之通被仰聞承知仕候、従之一統連印仕并若者之儀者爪印差上申候、然ル上者万一心得違之者在之候ハヽ、如何様之御仕置被仰付候共其節一言之申訳茂無御座候、為後日仍如件

文政五壬午年十月

公文名村
稲荷村
惣百姓　常左衛門㊞
五右衛門㊞
宇兵衛㊞
吉左衛門㊞

兵右衛門㊞
惣右衛門㊞
定　蔵㊞
傳　兵　衛㊞
元右衛門㊞
久右衛門㊞
惣　治　郎㊞
甚右衛門㊞
与左衛門㊞
嘉　兵　衛㊞
岡右衛門㊞
甚左衛門㊞
伝左衛門㊞
永左衛門㊞
幸　内㊞
茂右衛門㊞
文左衛門㊞

太右衛門㊞
長右衛門㊞
仁　兵　衛㊞
助右衛門㊞
弥右衛門㊞
平左衛門㊞
幾右衛門㊞
助　八㊞
弥　兵　衛㊞
乙右衛門㊞
清左衛門㊞
幸右衛門㊞
又右衛門㊞
長左衛門㊞
九　兵　衛㊞
安右衛門㊞
平右衛門㊞

林　蔵㊞
武右衛門㊞
曾右衛門㊞
治右衛門㊞
久左衛門㊞
孫　四　郎㊞
奥右衛門㊞
弥左衛門㊞
喜右衛門㊞
与左衛門㊞
義　兵　衛㊞
岩右衛門㊞
甚右衛門㊞
常右衛門㊞
繁　八㊞
彦　兵　衛㊞
豊　八㊞

同村

御役人中

常　八㊞
喜　惣　治㊞
冨右衛門㊞
菊　治　郎㊞
武左衛門㊞

若者

卯　の　助（爪印）
武左衛門
繁左衛門
政　蔵
喜　兵　衛
安　兵　衛
千　松
長　太　郎
宇　八
常　八

宇　助（　儀　助（
新　蔵（　清　蔵（
安左衛門（　友右衛門（
吉　五　郎（
銀　治　郎（
幸　蔵（
長　蔵（
清　七（
源右衛門（
みの蔵（
惣　八（
金　蔵（
菊　松（
甚　助（
熊　蔵（
権右衛門（
仁　三　郎（

公文名村
稲荷村
御名主中様
御組頭百姓代中様
（裾野市公文名　市川逸朗氏所蔵）

三〇　慶応三年（一八六七）七月　下和田村若者心得違につき取替証文

差上申取替証文之事

一今般私共義心得違ニ而小辺山村五兵衛様并ニ村役人衆中様江格別之御心配相掛ケ、此度之処深山村若者頭両人立入小辺山村五兵衛様御宅願下御憐愍ニ預り、已来徒党喧咄口論并ニ不儀たり共、取調之上相済候節者酒一吸も為買間敷候、為後日一札依而如件

慶応三丁卯年七月

下和田村　（拇印）
若者中　（拇印）
若者頭　忠左衛門㊞　（拇印）
利右衛門㊞

深山村
請人　太　平㊞
同　紋　蔵㊞

今里村
御名主
重右衛門様
役　人　中様

（裾野市今里　杉本隆彦氏所蔵）

三一　年未詳　茶畑村若者条目

相定申若者条目之事

一年々正月十一日初出会可仕、且平日臨時出入共同様遅参不参無之様相互ニ申合早々可罷出へく（ママ）事

一御法度之儀者何事ニ不寄急度相守、別而博奕并賭之諸勝負之儀一切仕間敷候、若又心得違之者有之候ハヽ、見付次第御役方へ相届ケ厳敷可申付事

一隣村祭礼其外御座候節深切ニ世話いたし、喧咙口論出来不申様取計ひ可申、尤無拠至来いたし候節者早々掛付候様可致、不宜義ニ者荷胆（ママ）一切致間敷候、并帰り之節互待合罷帰り可申候事

一隣村若者ゟ不義之義頼御座候節者外若者へも得与相掛合、其上ニ而取計壱人勘弁ニ決而致間敷候

一他所者不及申村内ニ而茂喧咙口論決而間敷候事、若又無拠義有之候ハヽ中老江掛合之上勘弁可請事

一他村ゟ新入之若者有之候ハヽ、初出会之場所へ罷出披露

可致候事
一差廻し銭之義無滞急度さし出し可申候、若又相滞候者有候ハヽ、村作法を以仕置可申付候事
一戯病ふて寝等一切致間敷候、別而奉公相勤メ候者者勤向大切ニ相心得可申候事
一人之難義を不厭何事ニよらす徒事決而致間敷候、万一心得違之者有之候ハヽ、内々中老江可相届、隠置脇ゟあらわるるニおいて者本人ハ不及申見逃候者まて急度可申付候事
一御趣意筋者不及申目立候風俗決而致間敷候、且又聊之義ニ事寄無益之呑喰一切致間敷候、并不被招振舞江押入一切無用之事
右之条々急度相守可申候、以上

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

5　子供と老人

三三　元禄一〇年（一六九七）八月九日　観秋童女・冷性童子墓碑



観秋童女　元禄十丁丑年八月九日
冷性童子　正徳元卯年七月十五日

（裾野市麦塚　東光寺）

三三　元禄一二年（一六九九）二月　富沢村三助年季奉公につき請書

三助と申年八ツニ罷成男子請状之事

一右之三助と申世倅、為身代と金子壱分慥請取寅ノ御年貢ニ相納申候、年季之儀ハ当卯ノ二月ゟ来卯ノ極月廿八日迄弐拾五年季ニ相定置申候、年季究候節、無相違御出可被成候、右之身代居禿ニ相定置申候、年季之内取逃欠落仕候ハヽ、尋出シ其身相返可申候、取逃之品々弁出可申候、若永見不申候ハヽ、人代ニても、或ハ金子ニ而も、被仰次第ニ可仕候、只今及飢候間、御買助被下候様ニと色々申候付御抱被下候、幼少之者ニ候得ハ少も御意相背申間敷候、不寄何事ニ年季之内六ヶ敷儀少も申間敷候、しきせ之儀夏かたひら一ツ、冬袷一ツ御きせ可被成候、末々少も女（如）在なく奉公いたし可申候、年季之内罷出度と申間敷候

一宗門之儀、代々禅宗ニて定輪寺村定輪寺旦那ニ御座候、只今迄ハ富沢村御改帳ニも乗罷在候

元禄十二年
卯二月

富沢村
親　与兵衛㊞
証人　久右衛門

同所
仁右衛門殿

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三四　天明二年（一七八二）一一月　茶畑村甚左衛門長寿につき下賜米請取状

奉請取御米之事

一御米三俵也

右者、当村小百姓甚左衛門母当寅年九十弐才ニ罷成申候、去ル子年ゟ被下置候通、当寅年分被下置難有奉請取候処実正ニ御座候、仍而如件

天明二壬寅十一月

茶畑村
名主
組頭

百姓代

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三三　天保一二年一二月二一日　麦塚村捨子病死の始末につき申上（一八四一）（竪）

（表紙）

天保十二辛丑年

与祖右衛門方

捨子病死ニ付御検使様

御調差出候始末下書控

十二月廿一日

麦塚村
与祖右衛門
要右衛門
太吉
源右衛門

ニ付、早速御届ケ奉申上候処、私方江被成御預候ニ付養育仕罷在候処、去ル十七日昼九ツ半時頃病死仕候ニ付、其段早速御注進奉申上候処、為御検使御両所様被成御越御改之上病死之始末御尋ニ付奉申上候、此儀去月十五日夜半頃ニも御座候哉、私軒端ニ而生子之泣声仕候ニ付、相驚キ早速家内一同罷出見申候処、木綿古蒲団ニ巻捨有之候ニ付養育仕居候処、去ル十六日与風不快之様子ニ而乳給兼候ニ付、早速佐野村医師玄意与申者呼寄服薬等用呉候様相咄居候処、其内病気も差重り候様子ニ付、早々五人組村役人中江も申遣候処、追々一同罷越種々養育仕候得共、何分不相叶、去十七日昼九ツ半時頃病死仕候、尤身之内疵等少々茂無御座、全ク寒気ニ而も引込居候哉、急病ニ而病死仕候儀与相違無御座候

右御尋之趣奉申上候通、少茂相違無御座候、以上

天保十二辛丑年十二月廿一日　御厨下郷

麦塚村

御尋ニ付、乍恐以書附奉申上候御事

一去月十五日夜半頃、私方軒端江壱歳位之男子捨有之候

名　主　与祖右衛門

堀部万之助様
高橋清治郎様

右当村名主与祖右衛門御尋ニ付、奉申上候通り少茂相違無御座候、依之私共奥印仕奉差上候、以上

天保十二辛丑年十二月廿一日

麦塚村
与　頭　要右衛門
役人代　太　吉
百姓代　源右衛門

堀部万之助様
高橋清治郎様

御尋ニ付、乍恐以書付奉申上候御事

一私共組内名主与祖右衛門奉御預居候捨子、去ル十七日昼九ツ半時頃急病ニ而病死仕候段、早速村役人中ゟ御注進奉申上候処、為御検使御両所様被成御越、私共被為立合御改之上、病死之始末御尋ニ付奉申上候

此儀、去月十五日夜半頃ニ茂御座候哉、組内与祖右衛門方軒端ニ而生子之泣声仕候ニ付、家内一同罷越見候処、当年出生致候位之男子、木綿古蒲団巻捨有之候ニ付、同人方にて養育仕居候処、去十六日与風不快之様子ニ而乳給兼候趣申聞候間、私共一同罷越養生仕、佐野村医師玄意与申者呼寄服薬相用呉候様相咄居候内、村役人中追々罷越養生仕候得共、何分不相叶、去ル十七日昼九ツ半時頃病死仕、尤身之内疵等少も無御座、全寒気ニ而も相当り候哉、急病ニ而相果候儀与相違無御座候

右御尋ニ付奉申上候通、少茂相違無御座候、以上

天保十二辛丑年十二月廿一日

麦塚村
名　主　与祖右衛門
五人組　清左衛門

同　与兵衛
同　元右衛門
同　由左衛門

堀部万之助様
高橋清治郎様

右当村名主与祖右衛門五人組之者共御尋ニ付、奉申上候通少茂相違無御座候、依之私共奥印仕奉差上候、以上

天保十二辛丑年十二月

麦塚村
与頭　要右衛門
役人代　太　吉
百姓代　源右衛門

堀部万之助様
高橋清治郎様

御尋ニ付、乍恐以書付奉申上候御事

一去月十五日夜半頃、当村名主与祖右衛門軒端ニ壱歳位之男子捨有之候段御届ヶ奉申上候処、同人方江被成御預養育仕居候処、去ル十七日昼九ツ半時頃急病ニ而病死仕候ニ付、其段早速御注進奉申上候処、為御検使御両所様被成御越私共為立合御改之上、病死之始末御尋ニ付奉申上候、

此儀、去月十五日夜半頃ニ茂御座候哉、名主与祖右衛門軒端ニ而生子之泣声仕候ニ付、相驚家内一同罷越見申候処、古蒲団ニ巻捨有之候段同人方ゟ申遣候間、私共罷越見申候処、何様当年出生致候位之男子ニ而同人方ニ而養育仕罷居候処、去ル十六日与風不快ニ而乳給兼候趣、五人組之者共罷越申聞候間、私共追々罷越養生仕居候処、佐野村医師玄意与申者呼寄服薬等相用呉候様相咄居候内、養生不相叶去ル十七日昼九ツ半時頃病死仕候、尤身之内疵等少茂無御座、全ク寒気当りニ而も病死仕候儀ニ相違無御座候

右御尋ニ付、奉申上候通り相違無御座候、以上
天保十二辛丑年十二月

麦塚村
与頭　要右衛門
役人代　太　吉
百姓代　源右衛門

堀部万之助様
高橋清治郎様

（裾野市麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

6　女　性

三六　元禄五年六月一〇日（一六九二）　茶畑村女二人関所通行手形

（端裏書）「女弐人御番所通り候証［　］」

指上申手形［　］

一駿州御厨茶畑村名［　］年四拾三・同人母年六拾五、〆弐人之女相州宮ノ下江湯治仕在所茶畑村へ罷帰り申度奉存候、矢倉沢御関所無相違罷通候様ニ被仰上被下候者難有可奉存候、右弐人之女ニ付以後出入御座候者私共如何様之儀ニ茂可被仰付候、尤御厨之外何方へも出シ申間敷候、以上

元禄五年
申ノ六月十日

茶畑村
名主　甚右衛門
組頭　傳左衛門
同　佐右衛門
同　新左衛門

酒井田八郎兵衛様
丹羽与次右衛門様

前書之女弐人遂詮儀候処、御厨茶畑村名主甚右衛門母・
同人女房ニ紛無御座候、以上
申ノ六月十一日　丹羽与次右衛門
酒井田八郎兵衛

（裏書）
表書之女弐人御関所無相違被相通、各帰番之節此手形可
有持参者也
杉浦平太夫
服部清兵衛

矢倉沢御関所
西原文右衛門殿
斎藤与太夫殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三七　享保四年（一七一九）六月二五日　御宿村茶摘価払帳（横）

（表紙）
享保四年　駿東郡御宿村
茶摘価払帳
亥ノ六月廿五日　湯山□（治）左衛門

一青葉五貫目ニ付摘賃三十弐人と
三十五文ニ仕候

槽　森
六月廿五日
一三貫八百弐拾目
代廿四文三文増年貢ニ引
同日
一弐貫七百め
代十七文弐文増
同日
一三貫三百め
代廿壱文弐文増

おとら
おつね
おつま

同日
一三貫八百廿目
　代廿四文三文褒美
同日
一四貫百め
　代廿六文三文増
同日
一弐貫八百目
　代拾八文弐文増
〆廿貫五百四拾め
　代百三十四文外ニ十五文増
同廿六日
一三貫百め
　代十九文
一四貫七百め
　代三十文
廿六日
一三貫目
　代十九文
一三貫め
　代十九文
一四貫弐拾目

おつら
おかな
市之丞
まさ
かな
つね
市之丞
くら

　代廿六文
一四貫六十目
　代廿六文
〆廿壱貫八百八拾目
　代百四拾四文　六文四分懸り
同廿九日
一弐貫百六十め
　代十五文
一四貫六百め
　代三十弐文
一弐貫九百五十め
　代廿壱文
一三貫七百廿め
　代廿六文
〆拾三貫四百卅目
　代九十四文七文懸り
同晦日
六月晦日
一三貫八百め

小兵衛
市之丞
かな
つね
くら
小兵衛殿

代廿七文
同日
一三貫四百目
代廿四文
一三貫五百目
代廿五文
同日
一四貫目
代廿八文
同日
一弐貫九百二十目
代廿文
同日
一壱貫八百目
代十三文
同日
一三貫四百目
代廿四文
同日
一三貫廿目
代廿壱文
〆廿五貫八百四十目
代百八十六文　七文懸り

市助母
ばんは□
佐野村
おなつ殿
おくに
御宿村
つね殿
同村
おかな殿
同村
おくら殿

惣〆八拾壱貫六百九拾目
此摘価五百八十壱文
此斤数百四十斤半
人足廿四人

糟森分
七月六日
一六百目但正味也
同日
一弐貫九百目　内六百五十め引
同日　子ノ正月十一日ニ佐野村定七江渡ス
八十四斤売
一九貫弐百目　内壱貫弐百め引
同日　九月九日ニ明申候
一七貫弐百目　内壱貫百五十め引
同日
一七貫弐百め　内壱貫弐百目引
十二月廿日与三右衛門方へ渡ス
同日
一六貫四百目　内九百五十め
壱貫弐百め引

十一月十六日須山弥兵衛方へ渡ス八十六斤かへ居払
〆三十三貫五百目
　内五貫四百目風袋ニ引
残廿八貫百目
此斤百四拾斤半

向山立茶ニ売申候
六月　二本松
一金三分弐朱内百十弐文引　浅右衛門
　弐百文ニ成ル
一同　同所
同弐分　権兵衛
〆壱両壱分弐朱内百十弐文引

屋敷ノ田
八月　穂近ク段々苅申候
一西国籾壱斗六升　つ
八月十日　ね母
一籾三斗三升西国　
　外ニ中籾壱升年貢ニ引
同日　おな
一同三斗四升　西国　つ

外ニ中籾壱升　く
同十八日　ら
一同弐斗　西国
　外ニ中籾壱升
同
一黒穂三升程
　種子ニ取
同十九日　彦
一西国籾壱斗六升　八
　中弐升代廿三文渡ス内五文褒美　郎内
同日
一同弐斗三升五合　つ
　中弐升年貢ニ引　ね
八月十九日　た
一西国籾壱斗弐升　け姥
　外中籾壱升
同廿日　つ
一同四升　ね
　外ニ中壱升年貢ニ引
同日　同
一黒穂四升　人
　外ニ中籾壱升年貢ニ引
同廿七日　権
一同三斗三升　右衛門内

外ニ中籾壱升

〆壱石九斗八升五合
内　西国籾壱石五斗八升五合
　　黒穂籾四斗

亥ノ年
一六十九文□扱賃

同年
一廿七文茶摘賃

〆百文去戌ノ年貢ニ引

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三八　文化一二年（一八一五）七月二三日　御宿村娘・若者不儀一件

内済勘定帳（横）

（表紙）
御宿村
千福村
石脇村
おふミ娘
若もの
三ヶ村六ツヶ敷ニ付諸掛勘定帳
文化十二年亥七月廿三日　村役人
組親立会

おとら
おつな　分
おとら

覚

一銭弐貫八拾七文　荘園寺取替分
　米弐斗三升代
　此分式右衛殿江渡ス
　八月九日
　右同断
一同壱貫弐百弐拾六文　味噌醤油
　其外諸色入用代〆テ
　八月九日ニ遣ス済
一同四百六拾九文　甚兵衛方
　差引ニ而済　色々代払

一　同八百八拾文　庄左衛門方　色々代払
一　同三拾六文　式右衛門方へ　八月九日遣ス　そうり二足代
一　同弐拾四文　源右衛門方へ　差引ニ成済　酢三合代払
一　同拾文　半右衛門様へ　八月九日済　干物代払
一　同弐貫六百八拾九文　半七方払　酒弐斗五升代
一　同八百六拾文　半七方払　米らうそく　其外色々代
一　金弐分弐朱　半七方取替　礼金さかな代　半紙六わ代
〆金弐分弐朱ト　銭八貫三百壱文
此銭拾弐貫六百七拾三文
七〆に割
一　同百三拾弐文　式右衛門　若者割　奉公人割
外ニ弐百文　百文
〆四百三拾弐文
一　同百三拾弐文　半右衛門　奉公人三人
外ニ三百文
〆四百三拾弐文
金弐朱受取　四百四十文かへす相済
〆拾四組
外ニ四軒
家数合六拾六軒　内訳ヶ　拾軒百三拾弐文ツヽ

此度おふみ後家娘るい、石脇村林蔵与申者与不儀有之候ニ付出入ニ及、左之通取噯人立入内済いたし候、仍而左之通礼物入用相印置申候

〆銭壱貫三百三拾弐文
拾四軒百文ツヽ、
〆銭壱貫四百文
三拾四軒七拾弐文ツヽ、
〆銭弐貫五百四拾文ツヽ、
八軒廿四文ツヽ、
〆銭弐百文
家別之外藤七・清右衛門両人過銭四拾八文ツヽ、
〆百文
おふみ後家過代として銭弐貫文、家割外也
村若者弐拾人壱人ニ付弐百文ツヽ、
〆銭四貫文
他所ゟ奉公人拾壱人、壱人ニ付百文ツヽ、
〆銭壱貫百文
〆銭拾弐貫六百八拾文

取噯人上ヶ田村・金沢村・葛山村御役人中へ半紙壱把・酒壱升ツヽ、
上ヶ田村　助左衛門殿
金沢村　源七殿
同　村　儀兵衛殿
葛山村　喜重郎殿
同　村　忠右衛門殿
外ニ
佐野村　法雲寺
同　村　宇兵衛殿
右両人江御礼
法雲寺へ南鐐壱片・半紙壱わ・酒壱樽
宇兵衛　南鐐壱片・延紙壱文・酒壱樽

右入用軒別覚
一金弐分弐朱ト　銭八貫三百壱文　惣入用〆高
此銭拾弐貫六百七拾三文

七〆に割
家数
合六拾六軒
但シ上之割壱軒ニ付
　銭百三拾弐文ツヽ
中壱軒ニ付
　同百文ツヽ
下壱軒ニ付
　同七拾弐文ツヽ
下々壱軒ニ付
　同弐拾四文ツヽ
当人家別外
　同弐貫文
若者壱人ニ付
　同弐百文ツヽ
他所ゟ奉公人・若者壱人ニ付
　同百文ツヽ

取曖弐人、家別外ニ
同四拾八文ツヽ
是内々取持不取計故村難義ニ相成、右割合相懸申
候

家並割付事

一銭百文　外ニ弐百文　彦九郎組
一同七拾弐文　若者壱人　彦九郎
一同七拾弐文　与右衛門　安右衛門
一同七拾弐文　右同断　若者壱人
一同百文　甚四郎　忠七
一同七拾弐文　源兵衛　右同断
〆九百文　相済　勘右衛門　平左衛門
一同百文　彦右衛門　甚左衛門
外ニ弐百文
一同百三拾弐文
外ニ弐百文
一同七拾弐文

一同百文
外弐百文

〆壱貫八拾文　不残済
内七百八十文取り

一同百三拾弐文

一同七拾弐文
外ニ弐百文
一同百文
外弐百文
一同七拾弐文

一同廿四文

〆八百八文済
内五百八文取り

一同百三拾弐文
外ニ二百文
一同七拾弐文
外ニ四拾八文
一同七拾弐文

一同七拾弐文

一同弐拾四文

〆七百三拾弐文、差引ニ而済

一同百文

用左衛門
右同断

栄助
八左衛門
若者壱人
弥兵衛
右同断
又右衛門

定　七後家

甚兵衛
奉公人三人
清右衛門
増割
良右衛門

利八
利右衛門

権左衛門

一同七拾弐文

一同百文

一同弐拾四文

〆三百文済

一同百文

一同百三拾弐文

一同七拾弐文
外弐百文
一同七拾弐文

〆五百八拾文済

一同百三拾弐文

一同七拾弐文
外弐百文
四拾八文

一同弐拾四文

一同七拾弐文

〆五百五拾六文済

一同百文

一同百文

弁右衛門
平右衛門
佐右衛門

利助
玄寿
源蔵
若者壱人
傳三郎

源右衛門

藤七
若者壱人
増割

七右衛門後家

磯右衛門

彦兵衛
市左衛門

一同百文　五郎兵衛
外百文　奉公人壱人
一同七拾弐文　清　十
外弐百文　若者壱人
一同弐拾四文　傳右衛門
外ニ弐百文　若者壱人
〆九百文相済

一同七拾弐文　仁右衛門
外ニ弐百文　若者割
一同七拾弐文　藤左衛門

一同七拾弐文　庄左衛門
外ニ弐百文受取　若者割
一同七拾弐文　与左衛門

一同七拾弐文　権助

〆七百七拾弐文　五百七拾弐文取
内弐百文取り

一同百三拾弐文　平八

一同七拾弐文　五右衛門

一同弐貫文　岡右衛門後家
外ニ弐拾四文　家なミ割
金壱分ト弐百七拾弐文受取

一同七拾弐文　忠兵衛
外ニ弐百文　若者壱人
一同七拾弐文　十左衛門

〆弐貫五百八拾文済

一同百文

一同七拾弐文
外ニ弐百文

一同弐拾四文

〆四百文相済

一同七拾弐文

一同弐拾四文

一同七拾弐文
外ニ弐百文

一同七拾弐文

〆四百四拾八文相済

一同百三拾弐文

一同七拾弐文

一同七拾弐文
外ニ弐百文

一同七拾弐文

〆五百五拾六文相済

一同七拾弐文

新田
宇平二
庄右衛門
若者割
兵左衛門

磯右衛門
八郎右衛門後家
平助
若者割
八右衛門

新内
傳七
繁右衛門
若者割
七左衛門

彦兵衛

一同七拾弐文　忠　八
外ニ弐百文　若者割
一同七拾弐文　清　八

〆四百弐拾四文相済

一同百文　喜艘院

一同百三拾弐文　半　七
外ニ弐百文　若者割
三百文　奉公人三人

〆六百三拾弐文

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三九　嘉永五年（一八五二）　御宿村湯山いゑ覚書（竪）

（表紙）

嘉永五壬年より
いろ〳〵ことかわり候
事ひかゑ覚書
ゆやまいゑ

一嘉永五壬子年八月十日つちのへ（え）子、たいら社日大風朝五つ時

一嘉永七年きのへとら、十一月四日つちのへ巳、朝四つ時大じしん地ゑみ申候

一嘉永元年八月廿四日、夜大風にて家は（破損）そんあり

一安政弐年五月十七日、大雨ニ而大水出候て家はそん田地あれ

一安政六己未年六月廿三日、夜大雨ニ而大水田地あれ御座候（もつとも）もつ共御宿村ニハ御座なく

一安政五年八月し（時）ふん（分）、ころりと申大病気はやり

一文久弐年壬戌年、大日損ニ而田地大気ニかゝりふそく御座候、そのせつうらの土石弐つはなつなともふ（申）し候得共はなさぬよふニ元〆御座候うへ

一文久弐年壬戌年六月すへかたより、大気にはしかおもきはやり申候、其節見舞村蔵米三俵見舞へ遣し申候

一文久弐年八月ころりと申大病はやり申候、其節大気ニ人そんし御座候

一文久三年亥年七月、其節よふきよろしく、又ころりと申大病はやり申候、其節御宿村新田ニ而大気に人そんし御座候

一慶応二年寅年の秋作よろしく御座なく候て卯正月米内弐俵半ニ而大気にむつかしき物御座候

一慶応四年辰年正月三日ゟよど(淀)伏見大きにいくさ御座候、三月京と(都)ゟ(長州)てふしうさつま(薩摩)ゟ外大明格(名)ハかしらおち(御勅使)よくし外はし京ど宮様おん出御座候て佐野村往来のよふニ御座候て、此へん役人足あたり大きにさわき御座候事、あいて方一つはし(橋)徳川さもふまへに御座候

一慶応三年卯年十月ゟ十二月迄

神々おさかり御座候て其節のほりをたて候て神々しん〳〵いたし候、其節内方ニも秋葉様ふとふ(不動)様朝浅草寺(ママ)かんのん(観音)様をさかり御座候神々様おんいさめもふし候て、七日つゝ皆やすみもふし候心へのため書しるしをき候

一紺糸三目半茶糸弐目浅黄壱目半口　壱端八把半各糸数ヲしる法

術いわく紺糸三目半江茶糸弐目を入、又浅黄の壱目半ヲ入、〆七目ニなる、是を目安にして八たば半を割ハ壱弐壱四ニなる、これを定法ニして別ニ覚エニ置ク、是江紺糸の三目ヲかけれハ四把弐かすい四九ニなる、此四九ニ四をかけれバ四把弐かすい弐目ニなる也、又右乃定法壱弐壱四ヲ置て、是江茶糸弐目をかけれハ弐把四筵弐八ニなる、此弐八江四をかけれハ弐把四かすい壱目ニしる也又右の定法壱弐壱四を置て浅浅(衍)黄乃壱目半を掛れハ壱把八筵弐壱なりなる也、此弐壱ヲ四をかけ壱把八筵壱目ニしる也、其外何色の数にても比法にて相わかり可申事

（上部の図省略）

異乗同除法(イジョウトウジョホ)　金壱両ニ付、米弐斗五升替、米壱斗三升五合代何程と問、代銭四貫七百丁五(ママ)十かへ

米壱斗三升五合　上之図の如く問、八升目を好ハ、升目

ニ置、銭なら者銭ニ置、三所ニ置、故ニ銭ト銭トハ同物也、銭ト米トハ異物也、異物之銭をかけて、同物之米てわれ者、代銭出ル也

米弐斗五升　又壱俵代弐両分之米、壱俵七分五厘何銭八貫八百文　程と問時者、代金をかけて前米ニ而わる也

米あしを知るニも、但し御殿場迄壱俵四百五十あしなら者、右銭を永ニ直し、米相場四俵半壱分者右相場弐度かけれ者、十両ニ付何分ト分合ニあし出ル也、但し右之あし壱分一厘七毛五弗也

銭を永に仕候ハ、銭相場を百文(めやすにをき)わりとをきわるへし、但し永を相場に仕候ニハ、永へ銭をかけへし

慶応四年戊辰正月三日ゟ上よと川をへたてをり大ゆく(戦)さ御座候、其節ゟ江戸江引受、又さつま様でふしう様参り、其あとより(御勅使)をちよくし参りて、小田原様又ハ沼(行)津様御引取国かへニ相成候、五月江戸東永山(叙)ニて大行(戦)さこれあり候て、江戸表を徳川様引取駿府へ引こし、其あと十一月七日京都ゟ天し様江戸(只今東京と申)をもて江下り、又三月江戸ゟ京とふ江かへり、又京ゟ江戸江参り候、かんたんをさまり候、其節年貢(ママ)明治元年と相成申候

明治二巳年、半七郎うら辰巳あちあ石かき堂のところ、壱尺五寸ほとつき出し、其節堂世話人ゟたん〳〵咄し御座候、其節内宮内左衛門死きの節ニ御座候て、下之半右衛門又ハ名主甚平なと取計いたし候て、つき出させ申候、其よし急度書しるしをき候

明治三年九月八日朝、大風にてはそん致し候、外ニ稲作なと江もあたりよろしくなき年なり

明治三年年あたりより、人々まへをすり候もの、まへをはやし又かみをきり候て、が(臥煙相)へんそふニ相成候、町人又ハ百姓迄もをびくそふニ相成候事

明治四辛未とハ、又米も大下りニ、并十二月十日ころニハ拾表ニも相成候

一明治四辛未年十月ゟ深良海道ニ相成候事ニ申候、はりかねなとくいを立候事ニ相成候
一又韮山様なとゑこく江しきうなとニ参り候事相成候申事
一明治五壬申正月ころ、かんそふなとゝ申候かみのけをきり候事ニ相成、内ニ而も廿一日主人彦作もきり、又家内廿二日相きり申候事
一明治五壬申三月十四日、銭只今迄日本九拾六文つゝ百文通用致しおり候処、あらたまり候て銭丁百文通用ニきわまり候事ニ相成候事
一明治五壬申九月迄高と申候て定おり候処、田畑上中下と定候処、是よりハ高なしニ相成候、田畑定壱反分何拾何両分定
一同九月廿日よりおなわ入候相成候、是又高と申事者なし、何拾何両分直段定ニ相成候、上中下直段定相成候事ニ縄入あり候て、新田・古田相かわりなく皆かわり申候事
何拾両田地と致しその内上様へ年々（ママ）
（貼紙）「明治廿年三月廿一日十時ニゑひす様・大黒天もとめる、其日大穏上々天気奉記香礼祭日なり、皆々大よろこひ日なり」
一但し嶋割さんの法紺糸三目半なり、それへ茶糸弐めなり、浅黄壱目半なり、くわへ、それを目安に、左に紺糸三め茶弐め、浅黄壱め半、鼠壱め、それを壱つに入て、左目安にをきして、八つ半なる半を割ハ、壱二・壱四ニなる、これを定法ニして、別ニ覚ヱ置ク、是江紺糸の三目半ヲかけれバ、四把弐かすい四九ニなる、此四九ニ四をかけれハ、四わ弐かすい弐目ニなる也、又右の定法壱二・壱四ヲ置て、是江是（衍）江茶糸の弐目をかけれハ、弐把四筆へ弐八ニなる、此弐八江四かけ弐把四かすい壱目ニしるなり、又右之定法壱二・壱四を置て浅黄の壱目半を掛れハ、壱わ八筆弐壱ニなる也、

此弐一へ四をかけ壱把八かすい壱目ニしる也、其外何色の数にても此法にて相わかり可申候

紺糸　四把弐筆弐目

答　茶糸　弐把四筆壱目

浅黄　壱把八筆壱目

〆八半をさをさいくつへ入候共

五月十七日改遣ス
庄円寺当主人遣ス

一白りん子さや方綿入弐つ
一きぬ綿入弐つ　一つむき白壱枚
一白もく弐枚　一帯白壱筋
一鼠つむき壱枚　一帯茶壱筋
一御納戸つむき弐枚　一きぬ小ふ(風呂)敷壱つ
一単物三枚
一けさ大小四つ
一しはん(繻絆)弐枚

〆弐拾壱品

〆奥山にもみしふミわけなくほたる
鹿ともしれぬ秋のともしび
〆うすゐとわたかいゝそめしこきもみし
すきしむかしの秋にとハばや
〆かきならすはいハ浜へのこすなかな
ゆるりか海かおきか見つる

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

三三　文久元年（一八六一）九月晦日　御宿村湯山せい勝手賄帳（横）

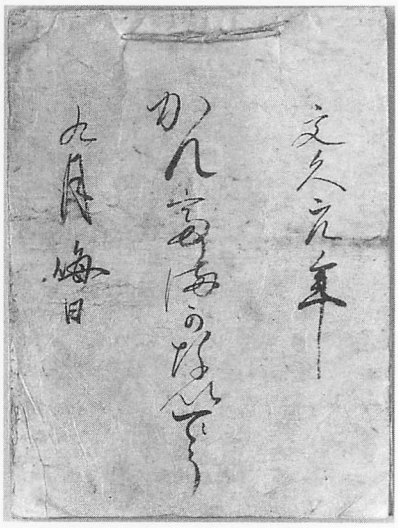

（表紙）

文久元年
（勝手賄帳）
かんてまかないでう
九月晦日

（目出）めて度はし目（始）

西十二月
一八日、夕はんあかのめし（飯）（赤飯）、ひらしる（平汁）
一さら上下（皿）、十三日すゝはき（煤掃き）
一朝おじや、ひるすい物、夕かたひら
一しる、さら、廿七日もちつき
一夕かたもみつけ上下、廿八日
一朝あかのこぜん、ひら上下、大ゝ晦日
一夕はん、ひらしる、さら上下
一元日・二日・三日、朝そふニ、夕かた
一ひらしる、さら上下、四日
一朝、神さかり（下り）おじや、五日
一おぞふニ神具（供）ニ上り、六日朝
一おぞふニ、夕かたひらしるさら
一七日朝、にんしん・こほふ・たい・ごなせり
一なすなのおかい、八日朝そふに

一九日・十日こんひら様へごくう(御供)、十一日
一朝おそふニ神様へ上り、つきそめ
一もみ三合ほとつき(やきこめニ)、神かみさま(々)へ
一上り、夕かたうすめ下へいれおき
一こめこせんニこき、十二日白まい
一三升あらいあけ十三日
一ひき十四日おたんごこしらい
一神さまへ上り、夕はんしる、おれ三升ほとはんおれニ
こしらい、夕半(飯)ニ下まてつかい
一ひらさらこくう、神さまへ
一上り十五日朝くいつミの
一こめあかのおかいニたき、神さまへ
一上り十九日、夕かたそば
一ねぎぬた廿日、朝おこは
一二(煮)しめおなま、廿三日三やさまへ
一おたんこ夕かたちやめし、ひらさら
一廿八日朝、おそふニ御かふ
一神さまへ上り
一二月朔日、朝おそふニ
一同八日夕半(飯)あかのめし、しる
一ひらさら上下
一十四日お正月、夕かた
一ちやめし、おてらこふさいじ
一こふ、しうふはん、ごくハてら
一十五日朝、草の花のちやかし(茶菓子)
一上下こつかい、ひかんの入
一朝おこは、上へはもち米お寺
一是方寺へ上下へは、あはの御こは
一又はおはき、草の花もちかしも
一よろしく白米壱升、お寺上
一ひかんあけ(彼岸明)、朝草の花もち、ういをれ、くろいをそへ
一お寺・光方寺へ上、廿七日草の花
一をつませ朔日一おかちんをね
一り壱斗五升、おひき

一五升ほとあん入へ少々こし
一らいあか七分ほときなここし
一らい二日夕はん、そは又は御も
一くちやめしニてもよろしく
一もみたねあてかい、夕はん
一おかいむひつしる上下
一なかしろやき米うるち五升
一もちこめ三升つき、神さまへ上
一おてらこふ方寺へとふゝ上、夕はんうとん
一そば、又はちやめし、ごもくニてもよろしく
一かち米やすみ、朝ちやかし、夕半
一うとん五月節句七合四日
一もち五升ほとつき、おかしは三升
一こよい神さまへ上、おてらこふ方寺
一とふゝ上、うとん・そは・ちやめし
一こもくニても、夕はんはよろしく
一たうへニは朝あかのめし、ちやかし
一おこはニてもよろしく、おひるは
一麦はんひらしる、五月
一廿三日、夕はん三や様へおたんこ
一こしらい上うとん、そは、ちめ(やヵ)しニても
一よろしく、六月朔日神さまへ
一ごくう上、おこはお寺三けんニ上、内人す(数)十五人ほし(と)
(カ)ニて
一五升ほとてよろしく、十四日うとん
一上下廿三日うとん、上下お寺三けんニ
一上廿四日おかちんニても、せきはんニても
一よろしく、とふゝ、米壱升上、さんけいの内
十三日やき米つき、十六日はん人へ米壱升
一七月十三日、夕かたこせん・ひらしる、さら
一十四日朝三升おかちん、おひる白米
一夕かた、うとん、十五日朝なす・あかのおわい、こせ
ん、十五日なすのおわい、ひる　なすおわい
一夕ちや・そふめん、夕かたちやめし

一なすのこましる、にとなり(カ)、おはい
一十六日、朝三升おたんごはい物さゝきの
一ごせん、たいこ(大根)のおろぬき、したし物
一晦日夕はん、うとん上下
一八月朔日、あかのごせん、ひら上下
一十四日、うとん上下、おてら三けんへ上
一十五日朝、おこわ五升ほと、ひら上下
一お寺三げんへ上、夕はんちやめし
一ひらしる、おつきさまへおいもさつま
一やき米上、八月ひかん入へちかし
一お寺へこめ壱升上、中日へちやかし、おこはニてもよろしく
一あけへ又ちやかし、お寺三けんニ上
一九月九日よい、せんゝゝそば朝おかちん
一お寺三けんニ上十三や夕はん
一ちやめし、ひらしる上下
一お月さまへおいもやき米
一廿三やさま、おたんこ、ちやめし
一ひらしるかり上、おはき
一こき上ちやめし、むき
一まきひるめし、ひらしる田の
一かみおくり、あかのめし、ひら
一さら

おほへ

一大麦とり入、うちおとし
一それより箕ニてうちあをり
一二日ほとほし、それよりよくおし
一又おれこほしいたし、とふみニ
一かけ、それよりたハらニいたし
一おせいほふ寺へそないいも
一こめ壱升、正月壱升
一こふさい寺正月壱升、はん人へ

一　くれ壱升、正月かくもち
一　にまいこめ壱升、せんぼふへ
一　正月こめ八合、いも二つ正月
一　せんふく（千福）はん（番）人こめ四合ほと
一　寺へ米壱升、おかし十六文せい

（裏表紙）
（御宿）みしく
（湯山せい）ゆ山勢以

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

第二節　村の教育と文化

1　村の教育

三一　安永四年(一七七五)正月大吉祥日「童児教訓書」(竪)

(表紙)

童児教訓書

童児教訓

い出や此世に生れてハ、物書業を知らさるハ、諸芸にくらく智恵浅く、人に交り恥多し、実に口惜き事そかし、(ママ)童幼稚之時よりも、手習手跡を稽古せは、常に心を緩くすな、片時の懈怠をするときハ、一期のけたひと兼て知れ、一字不学ハ一生の、不覚と成と思へし、寸の晦を一寸の、黄金の如く惜むへし、扨先物書調法ハ、唐土・天竺・我か朝の、天地開けし往古より、今の代迄の事品も、神や仏の不思義より、聖教陁羅尼(ママ)の尊きも、人間渡世の家業まて、士農工商道々の、日記・帳面・公事訴詔(ママ)、返答裁許之趣も、文字にあらわし埒を明く、聯哥(ママ)・誹諧(ママ)・詩哥の会、浄瑠璃・説教・音曲の、三味線・琵琶声々に、琴の調の面白、慰ミ遊山の事までも、道理を訳て知らするハ、物書上に有事そや、永代迄も残しおき、家財・居宅譲り状、田畑・野山の売券や、配符・廻状・触流、破損修覆(ママ)(ママ)の住文に、家作普請之絵図・指図、我か無き跡の形見とも、残るハ筆の染あと、海山隔て遠国の、叔父・伯母・縁者・親類の、問ふ音信の中絶ぬ、竹馬友之懐敷、昔をしとふ通ふミ、披て見れハ年月を、隔し事も相忘れ、直に相逢ふ心地する、文字ハ希有の物と知れ、

克々是を思案して、物書業を明暮に、夜に日を継て学へし、物書常の嗜ミハ、硯墨・筆紙等を、無益に遣(ママ)ひ捨へからす、ものをかゝんと思ふ時、意を慎め身を正シ、眼を定め手を清、襲敬一字お書増て、永文章や証文手形を認ハ、始終行りに気ヲ付て、一点一画片作り、くたり定て字并能、真草行の訳ケを知る、人の看るにも美鋪、況や達者たる人には、額や横物大文字、掛事打附頼むもの、工夫をきわめ書へきそ、筆と心と一同に、字配り寸方吟味して、其字の本を穿鑿くし、末代迄の批判を辱、千度百度書直し、己が心と人の目と、全く好シと定む時、後の世迄の誉そや、一字鹿相に書時ハ、我か身の後の恥と知れ、道具・表紙に閑書し、屏風・障子に詩や歌を、悪筆にてハかゝぬか好シ、机文庫ニ反故の端シ、爪先キ唇袖口ニ、手足に墨を付ぬかよし、衣裳(ママ)の塵をうち払ひ、襟正しく前後江気を付て、聢と着ル物そや、鬢髪乱れ顔垢、口論・高音・喧咄(ママ)すな、手習傍輩友争ひ、至らぬ人の子の業そや、互に朝夕慇懃に、一家に生るゝ兄弟と、斉く常ニ思へし、師匠ハ親とも主人共、敬尊ミ挨拶給、士奉公気ニ応し、気色を伺ひことすへし、問ハるゝ事の有ならハ、謹ミ直に答ふへし、出過て物を云ぬか好、時花言葉や宛ことば、賢き人ハ無キ業そや、物の相場や売買の、直段(ママ)の事ハ幼少(ママ)の、児や童ノ云ぬ事、算用・勘定・切者曲り、金銀・米銭・味噌塩の、勝手咄シや酢醤油の、豆腐・篦蒻・魚肴、料理献立安排ハ、下手ても敢て恥ならす、殊に博奕・福引の、勝負の沙汰ハ能キ人の、かりにも謂ぬ事そかし、酒宴乱舞の坐鋪にて、人も望ぬ謡舞ひ、強勢酔狂せぬか好シ、碁・将棋・双六盤上も、人に勝れて数寄このミ、十方を忘れ用を欠き、夏の日永く冬の夜も、寒きを凌き遠近と、相手を尋、友を呼ひ、心の隙のあらされハ、芸能忘レ学文に、懶成ルハ浅間敷、其上若き人々の、好色風流花車このミ、春ハ花見にかこつけて、秋ハさやけき月の下、風景好ミうき心、衣裳(ママ)の絵紋数寄〳〵に、染し小袖ハ今様や、印籠・巾着・抛頭巾、太緒の雪踏・ふくろ足袋、殿中歩ミ寛々と、親の諫

や世の譏り、包む心の無キ儘に、鼻を雪にしたり顔、人の異見を恨と成、思ふのミハ聞不入、笑止や悲しや行末の、栄る事ハよもあらじ、抑々人の為子とハ、父母に第一孝行に、朝晩機嫌に背じと、克々事は天道茂又神明も

手習は坂に車を押ことく　油断をすると跡へもとるぞ

（裏表紙）
「安永四乙未歳
正月大吉祥日
駿河国駿東郡冨澤村
此主　渡辺喜与蔵」
（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

二三　寛政六年三月（一七九四）　二ツ屋村菅沼佐五兵衛門人奉納灯籠



（竿　円柱）
心譽浄照信士霊前
二ツ谷　渡辺善助
門人　平松高梨文蔵
トミサハ　服部助左エ門
寛政六甲寅三月　嫡男　菅沼利昌
水クホ　渡辺半蔵

志主　飯塚（ムキツカ）平八
セキ原　渡辺二良兵エ
同　仁杉勘藏
（裾野市二ツ屋　菅沼家墓地）

三三　寛政一〇年（一七九八）八月上浣「商売往来・翰墨蒙訓並ニ国尽」（竪）

（表紙）
寛政十戊午年
商売往来　並ニ国尽
翰墨蒙訓
八月上浣

商売往来

凡商売取扱文字、員数・取遣之日記・証文・注文・請取・質入・算用帳・目録・仕切之覚也、先、両替之金子、大判・小判・壱歩・弐朱、金位・品多、所謂、南鐐上・銀子・丁豆板・灰吹等、考贋与本手、貫・目・分・釐・毛・払迄、以天秤分銅無相違、割符可令売買也、雑穀、粳・糯・早稲・晩稲・古米・新米・麦・大豆・小豆・大角豆・蕎麦・粟・黍（ママ）・稗・胡麻・荏・菜種、廻船数艘積登、問屋之蔵入置、聞合直段（ママ）・相場、不残於売払者、運賃・水上口銭、差引相究、都合勘利潤之程、出入之有損失者、可弁之、譬者、味噌・酒・酢・醤油・麹・油・蠟燭・紙・墨・筆等、此外絹布之類、金襴・繻子・純子（ママ）・紗綾・縮緬・綸子・羽二重・北絹・生絹・天鵞絨・羅紗・猩々緋・羅背板・毛氈・兜羅綿・端物・麁物・仕立物・古手・真綿・摘綿・木綿・麻苧・紬・肩衣・袴・羽織・同紐・袷・単物・帷子・夜着・蒲団・蚊帳・風呂鋪・手拭・帛紗・帯・頭巾・足袋、並、染色、紺・花色・浅黄・檜皮・紫・鬱金・木賊・茶・萌黄・蘇枋・茜・紅粉、所々染入紋、縫散・籬之菊・立波・雪折笹・御所車・沢瀉・地扇・菱・輪違・九曜・四目結・

巴・菊・桐・柏・藤・蔦・唐草、女童之好模様・恰好可心得、武士之用具、其品雖多、有増之分、弓箭・鉄炮・鑓・長刀・鉾・鎧・兜・鞍・鐙・障泥・切付・轡・手綱・腹帯・鞦・鞍・覆・鞭・差縄、扨又、刀・脇指之拵、目貫・鮫縁・柄頭・鐺・鞘・鋲・切羽・鵐目・鍔、随其好、赤銅・真鍮・滅金・素銅・銕・象眼・居紋、雕物細工者、猶可応国・所・時之風俗也、唐物・和物之家財、珊瑚・瑠璃・琥(ママ)珀・瑪瑙・琥珀・水晶・青貝之卓・青磁之香爐・堆朱之香合・香盆・蒔絵・黎子地之硯箱・文庫・文台・筆架・硯屏・文鎮・磁石・南京石・目鏡・印籠・巾着、次雑具、葛籠・挟箱・櫃・長持・戸棚・簞笥・屏風・衝立・襖・障子・簾・緞・幕・椀・折敷・湯桶・切立・弁当・食籠・重箱・提重・行器・皿・鉢・杯・間鍋・徳利・錫・庖丁・生膾箸・燭台・行灯・挑灯・短檠・薬鑵・鑵子・茶碗・茶柄拶(ママ)・盥・楾・掻器・飯銅・碓・礱・箕・編笠・傘・木履、高直・下直、時所見合、可為売買也、薬種・香具事、檳榔子・大黄・細辛・阿仙薬・石斛・阿膠・貝母・独活・甘草・肉桂・黄著・川芎・当帰・藿香・黄連・三稜・白芷・茴香・陳皮・羌活・桂枝・半夏・莪述・枳穀・巴豆・蓮肉・桃仁・杏仁・伽羅・麝香・龍脳・樟脳・沈香・白檀・丁子・人蔘・硫黄・焔硝・緑青・明礬・辰砂・練薬・粉薬・散薬・膏薬、全以賤薬種不用、量入無之様、正直第一也、其外、山海之魚鳥、鶴・鴈・鴨・雉子・鶉・雲雀・白鳥・鷺・鵜・鳩・鴫・鯛・鯉・鮒・鱸・王余魚・鱠残魚・鱧・鰺・鮪・鮑・鱒・鯖・烏賊・辛螺・栄螺・蛸・海月・海老・牡蠣・蛤・馬刀・蜆・鮎・鮭塩引・干鱈・煎海鼠・鯨百尋・鯣・塩鰤・鰹節・鰯・鯷等也、諸国名物依無際限、令略之訖、右品々前後雖為混乱、初学之童平生可取扱文字迄、任思出粗馳筆也、抑、生商売之家輩者、従幼稚之時、手跡・算術之執行可為肝要也、然而、歌・連哥・俳諧(ママ)・立花・蹴鞠・茶湯・謡・舞・鼓・太鼓・笛・琵琶・琴稽古之儀者、家業有余力、折々心懸可相嗜、或碁・将棋・双六・小歌・三味線、長酒宴・遊

興、或、不応分限、餝衣服、家宅・泉水・築山・樹木・草花之楽而已費金銭事、無益之至、衰微破滅之基歟、惣而見世棚寄麗、挨拶・応答・饗応可為柔和、大貪高利、掠人之目、蒙天罪者、問来人可稀、恐天道之働輩者、終富遺繁昌、子孫栄花之瑞相也、倍々利潤無務、仍如件

翰墨蒙訓

玉暦迎新先以可為御納福奉存候、何方も和融相成候、乍早速、詩歌之御試毫も可有之候、拝仰所仰ニ候、鶯舌未饒候得共、残雪漸消慶賞殊更ニ候、猶後刻参上、愚作等懸御目、万般可申承候

無端鶯花盛之由、来日風雨難期候、其元被仰合御趣向此節ニ御座候、且行厨等申付、終日随意ニ徘徊可仕候

従是可申入奉存候之処、及延引春興難黙止罷在候、何レ茂相誘御供可申候、風幕霞席此外無懈怠候

浮花之海棠盛ニ候而催興候、無詩酒詠〆候事遺恨ニ存候故、御心安衆中申進候、其節弥御来駕奉待候

仙華盛開候ニ付、被設錦筵可被召寄之旨忝奉存候、風雅之会席不調法ニ御座候得共、聊伴風光可罷出候

桃花伏焦泛等、今日之御祝詞難申尽候、御指合無之候ハヽ、林泉香処相尋、遊觴仕度候

暮春之初三風日悪人候、珍簡之携無之候共、期一酔被葉古人之遺愉候ハヽ、面白御事ニ奉存候

多年渇仰之所、未啓案内素愉此御事ニ御座候、尤遂推参相見仕度之間、乍楚忽先窺貴慮候

如来諭未対玉顔兼而致承知候得共、愉抱移日候、自今無賓主交申度候、御隔心無之様仕度候

昨日者初而接清客、大慶不過之候、即刻以人不申入疎略此事ニ奉存候、御閑晦之砌、尚可預御尋候

偶蒙芳問一面無残処蒙ニ候、環堵蕭然之体、何之風情も無之計ニ候、近日以参可申陳候

爾来絶音控遠々敷奉存候と、何角私用共被相支罷在候、又々打寄珍敷御物語申晴度御事ニ候

荒書途忙々数月不懸御目、楚越之心地乍存疎闊罷成、遺

念之至ニ奉存候、寸暇見合追焦可申候

襟履如何御平安ニ被為入候哉、一向失音聊背本意候、御様体承度、如此ニ御座候、尚期面拝頓首

蛭居無恙養拙罷在候、御渾家御平安之由、欣喜不少奉存候、及御所念御簡訊千万忝致感誦候、不具

疇昔者預御見舞忝存候、適々之義ニ御座候得共、急卒之御帰ニ而候、重而ハ終日御慰候様ニ御光臨偏ニ奉待入候

昨日者御尋申上、結句妨尊暇申候、御繁用之中入御念候義、重々雪上之霜痛入奉存候

五畿内五箇国

山城　大和　河内　和泉　摂津

東海道十五ヶ国

伊賀　伊勢　志摩　尾張　三河　遠江　駿河　甲斐

伊豆　相模　武蔵　安房　上総　下総　常陸

東山道八ヶ国

近江　美濃　飛弾　信濃　上野　下野　陸奥　出羽

北陸道七ヶ国

若狭　越前　加賀　能登　越後　越中　佐渡

山陰道八ヶ国

丹波　丹後　但馬　因幡　伯耆　出雲　石見　隠岐

山陽道八ヶ国

播磨　美作　備前　備中　備後　安藝　周防　長門

南海道六ヶ国

紀伊　淡路　阿波　讃岐　伊豫　土佐

西海道九ヶ国

筑前　筑後　豊前　豊後　肥前　肥後　日向　大隅

薩摩

二島　壹岐　對馬

むかしより

あれハ

有たり

冨士のやま

三三四　文政元年八月一五日　二ツ屋村菅沼藤蔵筆子塚（一八一八）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）



（正面）
秋譽到岸信士
一蓮　生
本譽任誓信女

（右側面）
世の味の呑仕舞かも秋の水　玄夫

文政元戊寅年　菅沼藤蔵利昌墓

駿州駿東郡富沢村
渡辺氏
八月十五日　行年六十歳

（左側面）
弘化三丙午年
十月三日
岡宮村
江藤源助娘
行年七十八歳

（基礎正面）
イツサノ　直左ヱ門
石　トミサワ　助左ヱ門
碑　ヒラマツ　代　助
料　之　同（カ）　栄左ヱ門
内　村　六　兵　衛
施　主　佐　吉
儀　助
傳　藏
吉右ヱ門

（裾野市二ツ屋　菅沼家墓地）

三五　安政六年（一八五九）正月　柳澤清継案述「挙善禁悪箇条」（竪）

（表紙）

安政六己未大載正月下幹
為御厨萩原村之
柳澤清継案述之挙善禁悪箇条
当主人任懇望再写譲
石脇村　大庭彌四郎者也

規定

一当村方之儀、役人共愚昧ニ而小前末々迄教諭不二行届一故ニ哉、近年不埒成者多く出来　御上様江茂度々御苦労相懸り、其節々我等心配茂不少、且他村江相知れ村方外聞悪く、此儘捨置時者、志二善道一ニ者稀ニ而、悪事ニ募者多く、自先祖譲請し田畑を質入、永々住馴し家居茂売払、終ニ者親族散乱し名跡迄断絶す、誠に是歎敷所レ存也、依此度役人共立会、人心直導家名永保之仕法、相談之旨趣左之通

一盗心之有レ之者、其組内位之事ニ而外江不レ聞分者博奕与同罪、但他村迄茂及二風聞一ニ者者、格別之可レ有二沙汰一候事

一博奕諸勝負仕候者有レ之者、其組内之者遂二穿鑿を一、再三加二異見を一、猶夫ニ而茂不二聞入一者者、組内ゟ村役方江可二申出一、然者組内ニ無二越度一、当人計三貫文過料、若組内之者ゟ無二沙汰一而我々及レ聞候者、組親弐貫文、其余之組壱貫文宛過料、但他村迄茂相聞候者者、別ニ可レ有二了簡一候事

一人之妻と致二密通一男、一軒之主并親懸り之者者、組内之者ゟ幾度茂利解為二申聞一、早々可レ為レ止、若不二相用一、追レ日を増長し欠落等有レ之時者、相手女之方共ニ二軒潰る程之騒動出来候儀、是迄度々各及二見聞一ニ候也、然者不レ及二異儀一ニ、早速村役方江可二申達一、当人六貫文過料、若組内之者致二等閑一ニ置、此方江相知れ候者、組親四貫文、其余之組弐貫文宛過料、但不義之

者共家出等候者、右過料銭亭主江可二相渡一、且又主人懸り之者者、其旨主人江申断、早々暇を可レ為レ出、主人致二聞捨一置不二相止一者、奉公人を為二追出一、其上主人六貫文過料、此取上銭茂右同断之事

附り　致二密会一妻有レ之共右同様ニ加二教戒を一、及二両三ヶ度一ニ共不レ用候者、其舅姑并夫江可レ為レ知、組内之者乍レ存隠置、前顕同断之騒出来候者、准二前条一ニ過料を取上、被レ残候者江可レ渡、但縁談極置候娘と不義之男者、不レ知二嫁入先江一分者壱ヶ年通路を差留、若破縁ニ茂相成候節者、壱年之間剃髪可二申付一候事

一親舅姑江不孝成者之儀、其家内之者、又ハ親類之内ゟ可レ有二致方一筋ニ候得共、右等之人々愚暗ニ而不レ能二勘弁一ニ節者、組内之者ゟ教誡し、及二何度一ニ共粗略ニ仕候者者、村役方江可二申出一、旧離共、不縁共、親類・役人・組内立会、可レ明二差別を一候事

一酒狂之上対二諸人江一ニ喧呰（ママ）口論仕懸候者之儀、其依二大小一ニ咎ニ軽重有レ之故今日難二定置一、乍レ去慥ニ糺明之所、口論計之過失者当人壱貫文、組親七百文過料、但人ニ疵付候者者過料ニ而非二可レ済儀一ニ、当二其時一ニ可二相計一、且又於二出先一ニ他所之者ニ行合、酒席江被レ勧候者、村役人共新規ニ議定之趣申断、猶不二聞分一者早々迎帰村役方江申出者、役人ゟ其者方江者可レ及二挨拶一ニ候事

一農業麁略に仕并遊芸を好、対レ人ニ猥ニ雑言申募、或者人之善を妨、悪事ニ荷担（ママ）し、右等之者前条同断ニ加二異見を一、不レ用者者可二申出一、依二其品に一急度過料を可二申付一候事

附り　遊芸師を抱置候儀者勿論、不時に来合候操説教・浄瑠璃・獅子舞・乞食芝居之類たり共、雇銭弐百文以上之儀催候者、五百文過料、但他村ゟ見物人集り候程之儀企候者者、壱ヶ月戸締に可二申付一候事

一神仏祭礼諸見物之類、他所ニ有レ之候節、只今迄若き男女共昼出、夜ニ帰、又者夕方ゟ我儘ニ出行者数多有

レ之、畢竟若き者共夜遊故、他村之者ニ出会し附合、酒ゟ事発り喧咄口論・不義過等茂出来候、依レ之向後夕七ツ半時ゟ入相限ニ可レ致ニ帰宅一、若此旨違背仕、夜分帰宅之者を見当候者、密々役宅江可ニ申届一、当人五百文過料、但主親懸り之者者、主親ゟ右之過料取上、此過料内々為レ知来る者江可ニ相渡一候事

一　夫悪心ニ而妻ニ正道之者有レ之、又夫愚直ニ而妻ニ邪見之者有レ之、家内不和合ニ而一ヶ月之内ニ無ニ何度共一口論ニ而、近所之者迄及ニ迷惑一候類、或舅姑夫抔他行之留守ニ而穀物等盗売、又者私之銭を以喰講と名付、酒食ニ夜を更し、都而所行不レ宜者有レ之者、組内之者可レ申ニ教之一、若無ニ其儀一村役人方江相知れ候節者、其組内不レ残四百文宛過料可ニ差出一候事

一　主人江勤方不奉公之下男下女之儀、勿論其主人之心次第ニ而余人ゟ不レ及ニ口入一、乍レ然博奕・喧咄口論・不義・其外悪事出来候節、主人不レ存と申出共、准ニ前条一相当之過料可ニ申付一候事

一　従ニ御上様一請ニ御咎を一、手鎖・其外村方江御預け被ニ仰付一候者之儀、是迄村内ゟ弐人宛弁当持参ニ而宅番勤来候処、農業最中無ニ雇人一茂一折節面々後ニ耕作ニ一暇を費し、剰自分之食物ニ而相詰候儀、重々致ニ難儀一候、依レ之自今ハ越度仕出し候者ゟ食物相賄可レ申候事

一　病難・火難・盗難等打続家々及ニ滅亡一ニ茂一儀者、自レ天賜レ降災難也、又博奕・喧咄・不義、或者身分不相応ニ暮方等奢過、各分散ニ茂相成儀者自身好レ悪之招難也、依右之類出来役人・組内立会評義長座ニ成候者、天災之時者面々弁当可レ致ニ持参一、又招難之談合ニ而移ニ時日を一候者、其家ゟ食物可ニ差出一候事

一　主人江尽ニ忠勤を一候者并親舅姑江孝行仕候者有レ之者、組内之者慥ニ其様子を見届、村役方江可ニ申来一、精々遂ニ吟味を一、無レ紛者其忠孝之応ニ厚薄一ニ七貫・五貫褒美可レ渡候事

附り　夫江貞心ニ仕候者、又者夫死去之後堅固に後

家を立通し候者、聊以無レ紛者忠孝同断之褒美を可二差出一候事

一壱軒之主たる者励二家業を一、不レ懈二万端ニ一事者、其家を引起し自身之一期暮し方ニ無二差支一、殖二株家督を一為レ譲二子孫江一故也、然者夜を日に継、性根限可レ致二出精一儀、不レ珍強不レ及二賞感ニ一、雖レ然其実正勝二万人に一善世話事ニ身を入、悪を作者ニ者加二異見を一、病難貧窮之者、或者無レ便老人・片輪幼少者等深く憐ミ致二合力一、又者修行者・非人・乞食等迄来銭を恵施し、無レ所レ不レ望レ善ニ家門親族を初此者之所行を学、他村迄茂不レ洩二風説一程之者於レ有レ之者、褒美五貫・七貫文可レ渡候事

一書読筆道者自弁二理非善悪を一、教下二愚鈍なる者を一及中発明に上、人之増二智徳を一事、不レ出レ従二此外一、依無二失念一志学之者有レ之者可二申届一、但可レ勤身之閣二業を一、一同ニ可二報謝一闕二義理を一、万事に無二取締一而、学文に入二身を一過候者者、又可レ加二教訓を一、右等之要用行届、其上一日片時之休隙たり共所行之余力ニ修学之輩有レ之者、三貫五貫文褒美可レ渡候事

右之条々村中一同立会相定候上者、自今以後村役人を初、其家内、又者親類之中ニ悪事仕出し候者有レ之共、若致二見遁ニ一者、小前并他村之者江相聞、贔負之沙汰と諸人之可レ請二批判を一者歟、然則非下可二猶予一儀ニ上、同役ゟ吟二味之一、無レ所レ遁二越度ニ一者、前条通過料可二申付一、但役人共構二遠慮を一無二糺明茂一捨置候者、小前一統相談之上、此定書を以　御上様江被二願出一候共、毛頭恨申間敷候、且亦右過料銭取立之節者村役人并其組不レ残立会、別帳を拵、記レ之江、其上村役連印之請取書組内江渡置可レ申候、随而右過料銭之儀、壱ヶ年積置候而茂褒美ニ可レ遣者茂無レ之候共、壱銭たり共私欲ニ相用候者忽　八百万神之可レ蒙二　御罰を一、依レ之翌年正月中、各農業之撰二手透を一、右積銭を以村内神祠・仏堂之破損江加二修覆を一、猶年々之有二余銭一者

郷御蔵を石壁ニ築建、四方江堰を堀満水を湛、為ニ火盗除難之一造ニ営之一、亦及ニ経年一ニ作ニ積金一候者、村内無ニ悪事一而死失候潰家を再興し、或者不慮之村窮を潤用し、其外道作等之雑費に可レ用レ之候事

右之条々一同連印仕候者、向後平日其組限ニ万端令ニ穿鑿一、悪事無之様堅相守可レ申、為ニ後日一規定書、仍如レ件

嘉永六丑年二月日　　村役人
小百姓　惣連印

右拾六ヶ条之儀、吾小田原領ニ十余年来為ニ手跡指南を業と一、村々経歴之中、嘉永四亥年二月同領荻原村ニ逗留仕初(ママ)しニ、同丑年吾出立之拒ニ動心を一、新家一軒建呉一生涯之住地ニ頼、依レ之、先々年ゟ村内人気悪く売家又者分散する者多し、吾歎敷存廻ニ思慮を一処、此所役人衆愚弱ニ而小百姓ニ被ニ侮軽一、理法権共ニ不ニ行届一、然間同年二月吾此書を案文し村役人之述作と名付、小前不レ残役宅江呼集為ニ読聞一候処、小百姓一同連印茂得心、何時成共可ニ相用一之旨申出る之処、役人之中ニ大酒好色之者有レ之故、連判取事延引す、三ヶ度茂諫言せしが不レ能ニ用る事一、於レ爰ニ吾道之不レ行を漸察し、他行之志無ニ止時一、然共新宅壱軒造立之冥加と為レ報ニ深情を一、五ヶ年間辛抱し、終ニ安政二乙卯歳八月深良村江転住す、於ニ何国ニ一茂難レ入ニ善ニ者一、易レ染ニ悪ニ者一人性故、吾微力を以悲歎する共無益也、雖レ然又就ニ有道ニ一不レ正レ身者放逸我慢奢ニ募者増長して不レ可レ有ニ止事一危かな

聖ニ語一曰、正ニ其一身一則不レ令、行不レ正則雖レ令不レ従

実哉、上に立者の身持正しからざる故、下々の者身持悪きを如何して直す事能はん哉、此教勤役而已に不レ限、壱軒の主に譬れば、妻子僕婢の教導も亦同、可レ慎可レ誡爾云

維時安政二己未歳二月朔晨

東都逸夫　　柳澤淳吾清継作書

駿州駿東郡石脇村住人

大庭彌四郎某蔵書

（口絵参照）

（裾野市石脇　大庭和彦氏所蔵）

菅沼佐兵衛墓

（裾野市二ツ屋　菅沼家墓地）

三三六　安政六年（一八五九）一二月六日　二ツ屋村菅沼佐兵衛墓碑



（正面）
家紋
岳誉南渓信士
来誉受迎信士　位

（右側面）
花紅葉あくまて見んとおもふ間に
いつかわか身のちらむとすらむ　惟真
安政六未十二月六日　行年七十二

（左側面）
茶畑邑　柏木文藏娘

三三七　万延元年（一八六〇）一二月六日　二ツ屋村菅沼佐兵衛門人奉納灯籠

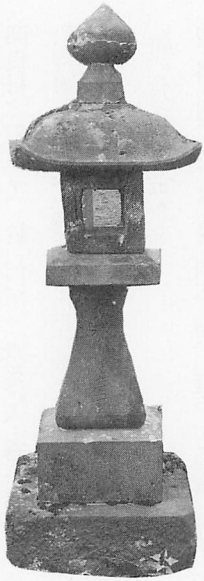

（竿　正面）
岳譽南溪信士霊前

（竿　右側面）
志主　門人中

（竿　左側面）
世話人
良吉
六平
村中

（竿　背面）
万延元庚申臘月六日建之

（裾野市二ツ屋　菅沼家墓地）



三八　明治一八年二月一〇日　柳澤文溪師墓表

（正面）
柳澤文溪先生之墓
（背面）
文溪師墓表

＊（図柄・刻字　末尾に掲載）

駿之深良邑有聾者、曰文溪師、師諱淳吾、文溪其号、幕士柳澤豊後子、年二十八病而聾、乃棄世事而隠居焉、環深良之邑、曰久根、曰神山、曰萩原、其間後生小子為学者大抵踵師之門、師温良慈恵而有才、学尤精書法、其教人未嘗少倦也、向者哭患聾也、乃曰罪業深重以得此応報耳、当帰依法華宗、巡拝蓮師霊跡而自懺也、即飄然出家而、探其啓迹於諸州、後寓神山・従学者頗多、居三年移居于岩波、于萩原、于深良、于久根、凡十数年而、所在門人常不下百名、既而登甲之身延山、吊高祖蓮師墳、曰吾宿昔之志願於是乎畢矣、滞留巨摩山梨之間者二年、還駿、居桑木三年、再赴深良主小林某家、其門人前後八百余名輩之、於書鎔化古法、別出新意、与尋常書家者流固非同日之論也、宜矣、門人之多如此、師年七十以疾終、実明治十七年二月二十一日也、葬于

深良帰正庵、師壮而、不娶妻不治産、孤杖単身流寓諸方、其所携文具什器、不満半担、意会則留、興尽則去、釈氏所謂深達実相真如之理者非耶、其削髪之時年四十二、信心益厚、倣蓮師筆意写法華経題目者一千五百幅、疾革之日、湛然如眠絶、無苦痛之態、人以為法華経之功徳、又所自書筆談数巻其行文巧与字画佳皆為学者所称、嗚呼早而両耳聡然、其益人利物幾何耶、其耳雖聾其志行芸文如此、而使一方人衆長奉承其衣鉢、不亦偉乎、深良小林両某・一之瀬某等、与師之故旧門人、追慕其徳而、恐孤墳無主其跡之泯滅而人無復知也、謁予叙其梗概表諸石以伝悠久云、明治十八年二月十日東京

島村太郎述　　門人　小林文信謹写印印

（裾野市深良　祖師堂）

＊



（5・1㎝×2・2㎝）

三九　年未詳　茶畑村柏木今女「御手本」（竪）



（表紙）

御手本

柏木今女

近郷村書

茶畑、平松、麦塚、伊豆佐野、萩ヶ窪、幸原、徳倉、沢地、壱丁田、山田、小沢、箱根、山中、笹原、三ッ谷、市之山、塚原、河原谷、新町、長谷、伝馬丁、金谷丁、北口、新谷、水上、抜所、宮之後、宮之前、宮倉、二日町、市ヶ原、田丁、唐人丁、久保丁、問屋小路、柴丁、蓮行寺、六反田、茶町、木町、茅丁、千貫樋、向宿、伏見、八幡、長沢、黄瀬川、石田、沼津、山王前、平町、三枚橋、下町、河曲輪、上土町、横丁、裏丁、熊鷹町、新丁、宮町、本丁、魚丁、下小路、下河原、大門、出口、浅間丁、間門、諏訪、松永、今沢、高田、日吉、澤田、熊之堂、岡之宮、岡一色、小林、本宿、長窪、納米里、竹原、一色、土狩、惣ヶ原、水窪、嶋田、堰原、二ッ屋、二本松、冨沢、定輪寺、大畑、佐野、石脇、公文名、久根、深良、千福、御宿、上ヶ田、金澤、葛山、今里、下和田、深山、岩波、神山、大坂、中山、二子、駒門、中清水、竈新田、沼田、萩蕪、神場、板妻、萩原、印野、北畑、川柳、永塚、保土澤、杉名沢、川嶋田、茱萸沢、仁杉、中畑、小辺山、山之尻、清後、萩原、西田中、二枚橋、新橋、東山、二ノ岡、深沢、御殿場、桑木、新芝、竹之下、大脇、菅沼、所領、小山、藤曲、中嶋、阿多野、吉窪、用沢、棚頭、古城、古澤、太後（胡）田、中丸、増田、小林、中日向、芝怒田、大御神、水土埜、須走

村書有増事

趙氏連城壁　柏木今由来天下伝柏木伊満女

莫漫愁沽酒襄中自有銭　四月廿五日　柏木今女

主人不相識
柏木以満女

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二四〇　年未詳　富沢村渡邉倶吉「御手本名頭」（竪）

（表紙）
渡辺倶吉
御手本名頭

源平藤橘弥忠治善惣角新清
又市勘甚長久孫彦傳吉半助
金徳武兵庄権作重安利郷嘉
松伊幸太佐喜藤段勝文茂利
龍門幾定直興由奥深類丹留
弥清曾山杢辰百度富政銀台
花円千万百介久米升黒千代

愈林熊亟右衛門　左衛門　兵衛　次郎　太郎
丞　太夫　鶴　亀　松　竹　梅　桜　松　柳　竹
駿州　駿東郡　沼津領　冨沢村　未　御年貢
上米　四斗入　米主　喜兵衛　米見　平左衛門
升取　惣七　組頭　祐蔵　仁　儀　礼　智　信
見渡せは柳さくらを
こきませて都そ春の
にしきなりけり
見渡せは麓はかり咲そめて
花もおくあしみよしのゝ山
一色村　納米里　水窪　上土狩　中土狩　下土狩
竹原　下長窪　伊豆嶋田　定輪寺　大畑　千福
葛山　御宿　石脇　佐野　公文名　茶畑　麦塚
三石田　両小林　岡一色　岡宮　熊堂　高田　日吉
君か代は久しかるへき
　ためしには
かねてそ植し

住吉の松

日本国尽

五畿内五ヶ国
山城　大和　河内　和泉　摂津

東海道拾五ヶ国
伊賀　伊勢　志摩　尾張　三河　遠江　駿河　伊豆
甲斐　相模　武蔵　安房　上総　下総　常陸

東山道八ヶ国
近江　美濃　飛弾　信濃　上野　下野　陸奥　出羽

北陸道七ヶ国
若狭　越前　加賀　能登　越中　越後　佐渡

両の手に桃と
　さくらにや
草の餅

芭蕉翁の吟

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

2　村の文化

二四一　元禄年間（一六八八～一七〇四）笠付勝句写（横）

（表紙）

御宿村
勝若組
笠付勝句写
湯山源左衛門
主湯山安右衛門

閑志点

讒の事が物になりけり

芥子却や箔屋が畳買　勘者
　小山村

爪の火も焼付親の七釜ド　菅笠
　竈
〆弐句

小田原侶秋点

金　幾度も番勝

御衣を澗す和哥の露　豆州　谷田
缺てハ満る月の肉　北条
なびく薄は月の舟　古奈
賊の手を取作乃弥陀　小田原
打に花滅り鬼の壷　御厨

銀　濡て気味よし花の雨

降る程雪に去ルふじ　長沢
夜を日明と郭公
口説と君ハ石仏　江間
死手聞儘の離別論　かじま
仲人妻の返り花　御厨

雪花　文にゑにしの力紙　小田原
花にひかるゝ吉野山　同

柳ハ風の御意次第　同
一重宛咲ヶ八重桜　豆州　石原
皇欲に見るキ妃笑　御厨

〆十六句

さそわれて　侶秋点

時雨に笠の軒並　御厨　山辺組
身ハ一ツ松志賀の楽　豆　にら山
終博奕場の丸裸　駿　長沢
無常乃風は洩紙袍（コ）　同

庵の茶に酔割奉公　小田原
無漏地竹身に日和見ず　駿　山鳥
西を行脚の行とまり　豆　大場
花に火宅乃門離れ　御厨　初音組

帆に気を乗する三保が崎　小田原
琴柱に落る松の風　豆　若木
月に香の有ル窓（マド）乃梅　小田原

蝶も終七日花の風　古名
待夜落葉の気の悉(マヨイ)　箱根
取手連離の枝の期り　御厨　難波
身ハしらず飛色の魂(タマ)　同　木葉
七日共酒にうかめ花　小田原
〆十六吟

うそ寒や　侶秋点
焼て松葉にせく時雨　駿　長沢
窠(マッ)は庵りの霜の楯　御厨　山鳥
夜明テ白き袖の霜　小田原
身に鳴てさす遠の鹿　同
思わぬ月を見る忍び　相州　波多野
待夜ハ霜に仇なじミ　箱根
君待夜半の居所寝　豆　古名
烽風恨む朝の体　三嶋
賤が藁火の燃しさり　御厨　初音

障子びりつく蟋蟀　豆　若木
座頭腹立冨士見窓　同
安山子瀬を越尾花波(ママ)　小田原
軒にキぬたを打ひさご　同
風に血くさき鈴の森(ママ)　豆　中村
ちりさへなぶる裾の綿　同　松並
月に時雨か秋の声
〆十六句勝

油断なく
此身もすくふ目の低(カ)　相州　最中
忘るな人ハ世の四恩　出来嶋
打共見へぬ老の波　豆　米世
ミとのまくばいしらすとり　同　集弥
其日ハ急ぐぬけ参り　相州　松苗
歩ど冬の日ハ十里(リ)　同　湯本
寝てもふさがぬ兎の目　豆　江間

居眠ル猫の見る空目　同　所
売ねバ捨る小読うり　古（豆）奈
もミて火打と成檜の木　千貫樋

〆十句

口癖に　○侶秋点
時宜（ジギ）の始メハ日の噂　山鳥組
貴人国土の菓子袋　柳　組
茶屋が言葉の咲飩（サクニハナ）　同　組
よき手の見得し碁（ゴ）の諷（ウタイ）　松風組

〆四句

祐志点

冬来れバ
草の代をつぐ麦の色　三　嶋
籠に羽を干ス鵜の居喰　千種組
灰書老の二度おぼこ　大　場
仕形咄しも懐ろ手　千貫樋
作り髭にもほうからげ　三　嶋
廻スニ足らぬ夏の帯　箱　根
湯屋のてい主のゑやう喰　最　中
美女もあらけて見ゆる美目　集　弥
枯野にからをさらす蟬　伊豆嶋田村
皮足袋と成山の鹿　古（豆）名

〆十句

日和見て　祐志点

伊勢の社の一目ふき　江　間
悟れバ我も達摩の目　大　場
小町悦ぶ哥の妙　三　嶋
買て色売小敷原　江　間
干書に殺ス紙魚の数　千貫樋
月に薪（キ）を伐ル山家人　最　中
あたらし舟の乗り初メ　古　名

指笠張乃二ねがい　小泉
一度に買ぬ能の札　なごや
むくかんひやうの水ひたし　江間
帰ル衾の朝はつち

〆十一句

三嶋胡水点

寄合て　料八銅
衆儀判歌の掠ミがき　三嶋
五綴(ママ)此身の傀儡師　沼津
鶺渡ス恋のはし　富士郡
櫛売なぶる比丘尼寺　にら山
二銭で髭をぬく獄屋　塚本
十一二十　三十とつく手まり　にら山
志賀寺花の哥奉加
死人口なし筐論　石田
火燵ハ人の和の器　長久保

鴈鳴足ス子の末期　大場
貧者師走の苦笑　三嶋
礫蜜柑を祝鍛冶　山木

〆十弐句

なが〳〵と　胡水点

吹笛楽にぬすむ息
空にぬの引(ヒク)鷺の連
夫婦一ツの友まくら
謹(カ)なしかける帯たすき
白髪に枝のさく命
爪にはへける身の苦労
鯉のさしミの細作り
髭(ヒゲ)が年いふ山ごもり
引つり帯を我しらず
てい主から寝ル不礼講

〆拾句

いくらでも　胡水点

花の友なき水仙花
代にあてがうふごおろし
恨数うて君が杖
買てたし足(タ)シ花のくれ
御代ほめくらに誰がまけう
他の境思ハ出ぬミつとうげ
掃除念入ル金細工
もらうハすきで名ハやりて
火はかり水ハ取レぬ玉
明日とは貧がかり言葉

〆十句

かたまりて　胡水点

腰に香を持柚の根付
しべに香ゆづる梅の花
死(シ)ねバ一ツに成ル五ツ
水に一、(テン)ます氷り
氷の角と成ル氷角(ツラ)、
ちる花や渦(ウツ)桜川
猿渡り初メ氷りはし
花さへくゝるまり桜
後家死しき古(ヲ)血腹
百会うごかぬ三ツ祝

〆拾句

それ〳〵に　胡水点

一雨露霜雪と替ル水　長久保
二替ル草の名伊勢難波　畑毛
四(後)仕脱る蚕の七思ひ　松崎
三(前)用足ス指乃長が短か　山木
五かハらで替る人の臾　根方
夕日でそだつ影法師　三嶋

世を送る身ハ足り不足　御宿村　勝若

野夫ハ薪に誉る桜（ハナ）　吉原

人ハ名猫ハ乳に残ル　任口

なくて七くセ有ハ人　千貫樋

大工曲りの木も捨ず　白瀧

人のくセ言それもくセ　中瀬

〆十弐句

大きなる　胡水点

雷に気楽ハ世の聾　三嶋

形に似気なき鯨の目　ウサビ

長（セイ）ノ人だが名ハ小平　根方

腹目にかゝる隠シ妻　御薗

貝の類なし眉間尺　江間

智恵に沈まぬ芦の舟　三津

釈迦縮ればゞ芥子　三嶋

冨士も霞に消ルゆき

釈迦縮れバ芥子仏　塚本

十抱乃松も寸の苗　南条

とてめりやすの撰ぬ足　宇佐美

身にもうるさき蚤の牙　根笹

うそ売江戸の氷り水　三嶋

〆十弐句

源左衛門

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二四三　寛政四年（一七九二）七月二九日　宗祇翁三百遠忌手向吟（竪）

（表紙）

寛政四壬子年

宗祇翁

三百遠忌手向吟

文月（ママ）未九日忌日也

冨澤邑

渡邉虎杖

詮らや三百年の墓の露　雪峨子
浮草に残るほたるの光りかな　無極
秋風を御法の声と聞日哉　履道
三百年勢自然に止ぬ草の露　互明
俤に白花たるや三百年勢　只弄
其中に一葉を我も捧けはや　波文
しら露の名高き蔭を仰はや　官夫
髭に似たもの手向はや萩と萩　一笑
しら髭や三百年の糸すゝき　其素
芭蕉葉に置白露を手向哉　故川
虫声し往古したふや穴賢　徂東
柳ちりて髭ニふりにし忌日哉　百花
しら寒(カ)の行衛を知て塚の蔦　未峰
跡たれし松や秋知る露もけふ　白鴈
めくり来し忌日や踊る輪の如し　楓子
洗はめや幾百年勢の古硯　官児

三百年勢経る髯の香欤輪の香り　一鳳
散柳しらぬ翁の髯と見ん　北西
野の花や自然に咲をそなへもの　如莚
白露の四方八方よ塚や初あらし　百鏡
塚薫る此日や髭の翁草　梅雨
白雲の秋廻り来り塚の上　一蛙
廟鎖尾たり三百年廻り蔦錦　鴈意
年ふりし木々を尋てとんぼ哉　三花
髯有りて申りし御墓にきり〳〵て　ちよ女
三百年や早し輩の花のけふ　葉女
しら露や其跡なれは月の霜　未白
しら□ね風雅光しきりの秋　柳眉
霧深く音楽聞ぬ御法ノ日　孤舟
翁草手向に呼ん美髯公　野翁
同(カ)輩も白雲仰き見る思い(カ)　鬼文
五七五に虫もすたくや自然軒　柳叟
蓬の香になかれ明はや秋の水　桂児

三百年勢の新たに涼し秋の風　兎橋
三百年勢の菴や今に萩の花　臨泉
折を得て萩に備(ソエ)ん今朝の露　可蝶
橋待や川に紋なき掛行燈　空蛙
夕虹の橋かけ渡す花野哉　鷺舟
輪の花髪かはりて手向はや　虎杖
三百の花も咲へし橋一と夜　官里
此下に月の有りしか在すらめ　玄夫
兎角して盆も過たり秋の首　素兄
秋立や忘れて咲はかきつばた　北流
缶(ホトキ)うつ翁有りけり秋の音　尾海
朝顔を見てさへ顔の眼ハ覚す　尾跡
白雨の雫なかるや今朝の秋　来巴
冨士もけふ露の小笠を召されけり　杉分
はつ秋のふしや其儘手向折　亀遊
百日紅咲や荒にし菩提門　五柳
往昔も今も手向ん橋の露　歳林

三百年勢の昔はいかに手向露　虎丘
年を経て尽ぬ手向や茶の露　氷花
千生に文を吊ん此御忌　雪道
三百年勢を過ても同し閼加の露　五風
遥拝(やうはい)の時や千種も花の水　如田
松に向ん三百秋の秋歌の道　芝蕉
下露や松澄の拝る奇南ン香　可立
三百秋の露置(カ)云の葉竹哉　自洞
うろされし言の葉床し霧深シ　□何
置扇髪の塚や百むかし　可交
その
蓮の影や今に名高き翁竹　仙路
〃
蓮の実も翁も飛入て三百年　文鼠
露分て園に拝や翁草　其雪
うつし置秋回り来ぬ月の影　清見
閼伽に汲此涼や天の川　子妹
露分てしらぬ翁を問ふ日哉　和竹
三百年勢を今日の手向や萩のつゆ　専助

五甲子を経柚の木や今朝のアキ　如白
草の花閼伽取備(ソナ)つ斎会の日　早岸
野ゝ花もけふ取そへし三遠忌　和竹
露時雨ふる三百よの手間哉　檍丸
　宗祇法師の三百年勢の法のいとなミし
　ける日みつからかき給ふる御姿を見てよめる
三百年勢なりにし人のおもかけを
今目の前に水くきの跡　音んし
折よくて俯く秋や三十菴　海器
髯の香や手向る茶になもほゆる　沢左
古塚へ来て縋りけり小秋の□□　千翅
手向はや千草の中の仙翁花　陶漁
我影となれは尊き文月哉　去留
髯ふりて時雨を付くか塚の虫　李府
其菴詠し今日か秋の月　語水
文月の長き菴や廻文歌　冨峩
三百年も宿り如し霧の雨　弄師

香を返し髯や往古の風深し　白糸
五度の甲子かゝけて燈籠哉　義文
萩咲や風の潜らぬ花の舟　孤涼
去は社は文三関の秋涼し　文魚
雲はれて月と円座や己か友　孝平
古のしくれの露か眼路の水　眠醒
髯(ヒゲ)ニ煙香こそしのへ菊の花　石眠
引廻し御法や蓮の花の事　官鼠
（後略）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

二三　寛政四年七月二九日　宗祇翁三百遠忌奉納灯籠（一七九二）



（竿　正面）寛政四載壬子七月二十九日

宗祇翁廟前　二十六世当現住至山代

値三百遠忌辰日建焉

（竿　右側面）むしの声　其草一把　しはしまて

二十三世　前主　石眠

（竿　左側面）稲の花　乏からさる　かほりなり

冨澤　渡邊虎杖

盆の月　香の煙に　やとりけり

茶畑　柏木官里

（竿　背面）三百とせ　ふりし文見る　月をかし

嵐雪四世六花菴　官鼠

（裾野市桃園　定輪寺）

二四　寛政一二年六月　須山村富士浅間社奉納句額（一八〇〇）

奉　献

名月やふしに寝た夜の物語　相小田原　素　兄

春の月湖水に薄き曇かな　芦　丸

高根より雨ハ晴けり夏の月　輪　来

冬の月昼の風情はなかりけり　木　賀

松近う見へて名月のほりけり　霞　谷

雨雲の海はしるなり夏の月　中村沼代
名月や巓にゆく人の声　鷹仙
届く露とゝかぬ露や三日の月　古怒田　種光
夏の月拱て居す巌かな　梅澤　玄風
名月にしらなミかへす尾越哉　大山　柳沢
□ハふしにも見へすけふの月　甲吉田　里牛
風和して木□香しはるの月　駿東藩中　柏亭
これからハ外典探らむ朧月　直翁
春の月平家かたりて更に鳧　官夫
はるの山しら雪月を吐夜哉　波文
四条には夜のなきかぬ夏の月　豆江間　守山
真夜半や朧を出る月と富士　米枯
真夜半や名月ひとつ山一ツ　霍夫
宵の間の大足狭ミし夏の月　古暦
はるの月牛島辺の人ハ誰　三島
春の月影ハ音してなかれ鳧　竹角
松杉の香やたちのほる冬の月　芦風
　鼠扇

はるの月枝をならさす居りけり　此友
高閣に笛こそためせふゆの月　北条　牛補
山旅の声未た寒し春の月　為勇
寝足らハぬ顔すなりはるの月　原木　素白
名月や大足更に人の塵　瓜生野　喜計
筧にも水の音なし冬の月　大平　蘭吐
山ハまた紅葉のくらしやけふの月　耕賀
すゝしさやしら瀧登る月の影　海路
興添る織部なかしや夏の月　湯ヶ島　官山
新敷関の板戸や冬の月　西土肥　呑湖
遠騎の一里来にけりはるの月　川津　纓児
四ツ橋を二度渡りけり夏の月　井中
浅川の瀬を早走るや夏の月　松枝
長かれと思ハ更つなつの月　正花
爰かしこ誰家の□夏の月　山久
うちすてし寝ら□や夏の月　和光
春の月墨画ふしに成にけり　五調

冬の月田毎に水を湛へけり　見高　亀潮
落かゝる深山明るしふゆの月　池村　雨十
冬の月此峰の西に尖りけり　八幡野　買山
名月や氷て落る竹の露　稲取　鼠白
上　の月に止る夜舟かな　野牛
名月やむしの音またも百生　文山
杣人の手鼓叩や夏の月　古調
頃日の海奇麗なり夏の月　江梨子　亀明
木に寄りて明広けけむ冬の月　戸田　千之
山の端や凹凸として春の月　稲取　柳甫
連りし山こそ眠れふゆの月　戸田　松音
月照や師走のふしに雪のなき　駿松岡　画牛
もらひ乳の寝ぬらし冬の月　沼津　自洞
夏の月神供の鱸釣得たり　負米
長地吹裾野の松やはるの月　寿石
名月や白雪のこる岡の山　一叟
動くものミな梢なりふゆの月　篤眠

名所に舎りて淋し冬の月　石田　里秋
偽のなきもの影やふゆの月　雪暁
ひくの島また直しけふの月　獅子浜　吐雲
眠たかる浮世に等しはるの月　鼠京
北極に心へたてつけふの月　徳倉　思明
名月の雪また雪や芙蓉峰　如琢
梅さくら尖き影や冬の月　糸柳
人をしてよく酔しめりけふの月　深良　如旧
白々と梅にかけなし春の月　和竹
泉水にすたる顔あり冬の月　虎竹
名月やありしまゝなる空なから　里杖
木々凡(カ)そ冬の月夜を守けり　神山　雪輔
鯨吼て汐路つくやふゆの月　御殿場　里住
名月や光届かぬ水もなし　二枚橋　賀玉
乾坤や動く物にハ冬の月　土狩　茂松
野も里も人の往来や夏の月　仙路
真黒き田面頼母し夏の月　子鶏

冬の月梢を捜すひかりかな　　文鼠
名月や大和に広き歌仲間　竹原　夏雪
はるの月矢背の竈風呂また寒し　納米里　官蛙
寒月や更て老女の神詣　二ツ屋　玄夫
春の月風におハれて入にけり　茶畑　官里
濡なからむら雨出たり夏の月　茱萸澤　梅志
塵ひとつ動かぬ月のこよい哉　文志
雨になる富士にも似ぬよ春の月　印野　雪路
冬の月光飛けりふし颪　中清水　鼠道

何処〳〵の松思ひ出てけふの月　麦阿
題　富峰
初雪　石中嵐雪四世
嗟乎降たる雪かな　六花庵
庵の嘉定
冨士

寛政十二庚申年六月

（口絵参照）

（裾野市須山　須山浅間神社）

四方山を窺ふ春の月夜哉　当所　富庭
西へ入ものにはあらし夏の月　千霍
はるの月謡諷ふて通りけり　志友
川水の煙れる冬の月夜哉　素九
山里に二夜も経たり春の月　茂山

雪花亭人に近きよけふの月　石竜亭　素山

二四五　享和元年（一八〇一）　宗祇翁三百遠忌記念碑



（塔身正面）
月の秋　花の春たつ　旦かな　　宗祇

（塔身背面）
種玉菴宗祇法師ハ、そのかみ文亀二年七月卅日にをハリ給ひて、今時享和改元酉年迄に、凡三百年に成にけり、然に古墳青苔に埋、林藪深隠して、多の年月知人なし、茲、江戸浅草之住寿輔のすゝめによりて、連哥の好子をかたらひ、祇公遠忌為追悼、再松樹をうへんとて、三嶋宿にしるへを求て、今此古墳を尋得たり、こたりの星霜すたれたるをおこし侍ルことハリを、いさゝかここにしるしをくことになん有ける

（基礎正面）
江戸
水谷最跡利寛
土田友巴延年
粕谷小藤治庸行
渋谷助五郎利郷
青山平左衛門均
吉田太郎次文魚
小嶋長三郎政賀
土井頼母寿輔

（基礎右側面）
三嶋
川口平右衛門久忠

小出半兵衛英信
横山玄與穏通
世古六太夫利恭
三枝権左衛門当恒

（基礎左側面）
光明寺
揚山
石工　信州高遠
北原孫八

（基礎背面）
当時
二十六世
至山叟

（裾野市桃園　定輪寺）

二四　文化八年（一八一一）一一月一六日　茶畑村俳人柏木官里辞世



（正面）
大乗仙瑞居士
霊位
恭乗貞綸大姉

（右側面）
禅道にいるそ　静まれ　むら時雨　官里

文化八未年十一月十六日
俗名　柏木林蔵信雄墓

（左側面）文政元寅天　同人妻
十二月廿六日

（裾野市茶畑　柏木家墓地）

二四七　文化九年七月一九日（一八一二）　富沢村俳人渡邉虎杖辞世



（正面）虎杖周孟居士
（右側面）辞世
世に残る　暑を置て　野の涼し
（左側面）文化九壬申歳七月十九日
当国冨澤村住人
渡邉嘉六郎知陳
行年七十七
（背面）此人末子以民蔵
寛政度分家依記之

（裾野市桃園　渡邉家墓地）

二四八　文化一四年二月（一八一七）　須山村禰宜渡邉真文国学者竹村茂雄へ入門につき名簿

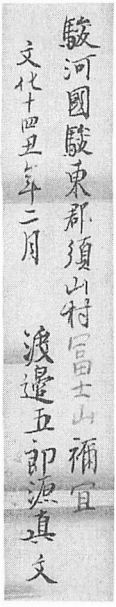

駿河国駿東郡須山村冨士山禰宜
文化十四丑年二月　渡邉五郎源眞文

二四九　文化一四年二月　須山村御師土屋正澄国学者竹村茂雄へ入門につき名簿

（口絵参照）

（浜松市　竹村千幹氏所蔵）

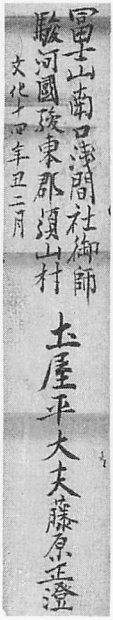

富士山南口浅間社御師
駿河国駿東郡須山村
土屋平大夫藤原正澄
文化十四年丑二月

（口絵参照）

（浜松市　竹村千幹氏所蔵）

二五〇　文化一四年一一月二四日　須山村御師渡邉隼人祐辞世

（正面）嶺興院源譽正覺素山居士

（右側面）
わが村をゝさめたらんあとに
桜をうゑよといひおきて　正
なきあとを　とゆひとあらハ　おくつきに
さかむさくらを　さしてこたへよ

（左側面）富士山南口前大祝
渡邉隼人祐源正
行年五十才

（背面）文化十四丁丑十一月廿四日

（口絵参照）

（裾野市須山　渡邉家墓地）

三五一　慶応元年（一八六五）初秋　今里村浄土院奉納句額

一夜庵先生評五点之部

初秋や砂かへてやる籠の鳥　スン城腰　水心
もす鳴くやなにか心に用おほき　同　大村　移山
いさましき塒土の鷹や風の中　ヤキツ　正雄
ふみ月や草のそよきにそふ心　同　芹雨
水あとやふたゝひ咲し草のはな　城こし　皆可
いま碇おろした船の燈籠かな　大村　秋山
明渡る空やしつかに桐ひと葉　ヤキツ　如雪
かるかはや雨をふくみしそよきかな　同　寸心
水行にひとつ葉ゆれて今朝の秋　城こし　洋乎
京に居て二百十日の月夜かな　田中　成足
月をまつ船やゆら〳〵汐まかせ　城こし　霜外
いな妻や川をかゝへてはやとまり　ヤキツ　すかお
笹に雨二百十日のしるしかな　田シリ　春泉
舛にさす月の宝の光りかな　皆阿
さし当り願ふ事なし梶一葉　同

（朱筆）〇六点之部

団栗やしつゝなからになかれゆく　春泉
見ふるさぬ物は水なり花芙よう　如雪
きり〳〵すなくや月さす戸のひつゝ　洋山
桐一葉ふたに成りけりにはたつゝ　千丈
もる雨のつたふ柱やきり〳〵す　皆阿

（朱筆）〇八点之部

赤牛に虻のはふとき残暑かな　如雪
名をかへる度つよう成るすまひ哉　水心
菊に立つ人や羽織のまへ下り　花三
ちりそめる桐にうかふや秋の色　皆阿

月本先生評五点之部

時々のはら〳〵雨やほとゝきす　正　ふから　阿
ふりやみし雪に明るし山の空　同　雪湖
よいほとに内を出かけて雪見かな　西誉　中畑

撓ミたるくせの直らす雪の竹　　駒門　守山
雲ちきれ々々澄みけり山の月　　かつら山　蘿堂
よく見れはしつた人なり雪の道　　下和田　利郷
暮きらぬ木の間にすけて今日の月　　冨沢　百園
夜にうつる灯影のすけて花の中　　伊豆サノ　連水
叢のゆきとも崩れしてけふりけり　　二ツ家　百之
また人の往来もならす門のゆき　　三島　松亭

（朱筆）
〇六点之部

枯叢のからすも雪の気くせかな　　沼津　翠嶺
ひとり出て見るもをしきやうらの月　　同　桃之
月の日や工夫のつかぬ料理くさ　　三島　松塢
暮てまて辺は花のあかりかな　　下和田　赤面
きゝ遂し上もねられす不如婦　　駒門　素南
ふりたるミして夜にうつる粉雪哉　　さの　九成
ちかよりて月に消けりちきれ雲　　同　宗抵
杜宇なくや船路の夜は深し　　二ツ家　菅紬

消のこる昨日の雨やいとさくら　　皆　阿
明月に露ちる池の水輪かな　　仝

（朱筆）
〇八点之部

咲みちし花から立つや朝けふり　　山ノシリ　日吉斎
江にうつる雲かけはやしほととぎす　　御宿　竹雍
暮きつて松に声なし今日の月　　三島　對嶺
降つもる雪にきわたつ野川かな　　宗　抵
さした木はみなミとりしてほとゝきす　　皆　阿

小築菴評六点之部

日をあとにしてよく見るや雪の松　　桃之
つまミ菜も油の月の支度哉　　深良　士山
別々に雪を置けり杭の先　　同　正阿
水にすむ影の走るや月の雲　　三島　如翁
川にまて汐みち込んて月の晴　　九成
かせにむく声のやうすや不如婦　　宗抵
ふるうちはけしきも足らぬ粉雪かな　　百之

花の陰さして越よき夜川かな　　当山廿四世　鏡誉
すかたまて見せてあさ日のほととぎす　　同
うるはしう上野はくれて杜鵑　　皆阿
かくれ家も花まつさまや川さふし　　同
我かちにはつ音くはりて不如婦　　同
笛ふいて火をたく船や雪もよひ　　同
（朱筆）〇七点之部
やす〳〵と夜はあけてあり花の雪　　雪湖
梢ふく風やこまかに夕桜　　松塢
宵（よい）やミや傘をへたてゝほとゝきす　　沼津　如水
よいほとに内を出かけて雪見哉　　西誉
置きあまる音の夜ふかし雪の竹　　九成
背を当た壁ぬくもりぬほとゝきす　　鏡誉
出る月を待てのほるや九折　　同
黄昏も見せす小庭の秋の月　　皆阿
見たきりて渡らぬ人や橋の雪　　同

感賞十点之部
ゆかしさは岩間の清水おに桜　　皆阿
初音からしはし間のありほとゝきす　　麦塚　凡風
くれきらぬ木の間にすけて今日の月　　百園
（朱筆）〇軸
まつ鳴て夏をかさるやほとゝきす　　小築菴　春湖
心たゝその日々々の花に杖　　月本　為山
ぬれ芝にはしめて秋の月夜哉　　一夜庵　烏谷
慶応元乙丑初秋成　　廿三世　念誉皆阿寄
（口絵参照）
（裾野市今里　浄土院）

第三節　村の信仰

1　村の信仰

三三　寛文四年一〇月吉日　御宿村源広寺奉加覚帳（横）

（表紙）

寛文四年　御宿村
源廣寺奉加覚之帳
辰ノ十月吉日　次左衛門

（一六六四）

覚

辰ノ十一月
一金壱分　半右衛門
一金壱分　次左衛門
一金壱分　宮内左衛門

同十七日
一金壱分　大平村　加左衛門
曾左衛門
十二月三日
一金壱分　かつら山村　同村　平右衛門
一百文

石脇村奉加

百文　五郎左衛門
籾壱斗　九兵衛
百文　傳兵衛
籾三升　本兵衛
同五升　権左衛門
同三升　久兵衛
同七升　権之丞
百文　七郎右衛門
籾五升　与兵衛
同五升　理兵衛
同七升　傳右衛門

十五文　三郎兵衛
籾三升　仁　兵　衛
百文　忠　兵　衛
百文　角左衛門
十文　佐　平　次
辰ノ十月日
弐升　九郎左衛門
六升　左　京
〆五斗六升
内四升ハ石わきニ而酒手ニ使
残五斗弐升
代〆五百廿五文

源廣寺勧進覚

辰ノ十月廿九日　上ケ田村
百文　五　兵　衛
五十文　市左衛門
五十文　甚右衛門

米三合　ぜ　ら　金
籾弐升　太右衛門
五十文　太郎兵衛
三十弐文　傳　四　郎
籾壱升　惣右衛門
三十弐文　七右衛門
三十弐文　市　兵　衛
弐十四文　文左衛門
弐十四文　九郎兵衛
五十文　弥　兵　衛
籾壱升　五右衛門
同壱升　与三右衛門
百文　与三左衛門
五十文　権左衛門
籾弐升　佐右衛門
同弐升　源右衛門
五十文　甚　兵　衛

五十文　半左衛門
拾六文　三郎兵衛
籾壱升　仁左衛門
同三升　二郎兵衛
五十文　五左衛門
〆籾壱斗三升
〆代七百六十四文

覚

十六文　上野原新田　庄右衛門
十六文　平右衛門
十文　惣左衛門
三十弐文　勘左衛門
十文　済　徳左衛門
十文　済　角右衛門
三十弐文　与兵衛
十六文　作兵衛
十六文　徳右衛門
十六文　忠右衛門
十六文　彦兵衛
十六文　兵左衛門
〆弐百拾四文
辰ノ十一月十一日ニ日記請取

次左衛門分

万出し申覚
辰ノ十一月日
一竹弐束　但大明かり竹
　但弐度ニ
一同月なわ廿五房
　但三度ニ出し申候
一同月かや七駄　出ス
一同月大束壱束　へいだ
一同月三十三ひろ
　こでいなわ

金沢村之覚

辰ノ十一月十一日ニ写

三拾弐文　八郎右衛門
弐十四文　半右衛門
弐拾四文　平左衛門
十九文　仁左衛門
三拾弐文　兵左衛門
廿四文　彦左衛門
廿四文　長左衛門
拾九文　久左衛門
十九文　作左衛門
三十弐文　六左衛門
廿四文　喜右衛門
三十弐文　六郎右衛門
廿四文　八左衛門
拾九文　弥左衛門

三拾弐文　平兵衛
〆三百拾弐文（九十弐文）
右之代十一月十八日ニ請取

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

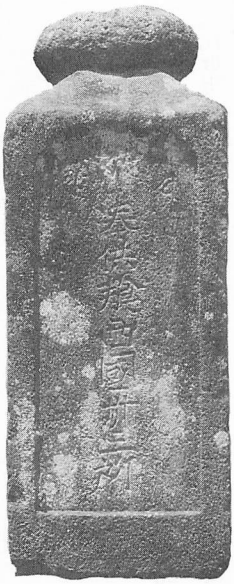

（正面）
梵字
奉供養西国卅三所
梵字

三三　元禄五年（一六九二）七月一五日　葛山村西国三十三所順礼供養塔



三五四　正徳三年五月吉祥日　岩波村坂東秩父横道順礼供養塔（一七一三）

（裾野市葛山）

（右側面）
挙身光中五道衆生
経曰　一切色相皆於中現

（左側面）
于時　元禄五申天　荻田弾右衛門
七月十五日　遠藤九右衛門
中村新左衛門
岩佐彦右衛門

（正面）
奉請観世音菩薩

（右側面）
横　大庭多右衛門室　大庭留兵衛室　土屋助左衛門室
同　彦右衛門室　同下男清三郎　高橋　兵蔵
道　同下男作右衛門　寺町傅兵衛室　大庭彦右衛門下女　辻
前田庄兵衛室　同　息女　鶴　華

（左側面）
駿州御厨岩波村住人順
礼坂東秩父并横道観音　秩父
之道場奉祈現世安穏後　大庭多右衛門
生善所子孫繁栄今也功　同下男作右衛門
畢而記年月以仲供養矣　坂東　大庭　留兵衛
寺町　傅兵衛
前田　庄兵衛

（背面）
正徳三癸巳年五月吉祥日
興禅寺現住自謙書

（裾野市岩波）

三五　享保一七年（一七三二）一〇月一八日　駿州御厨三筋道三十三所順礼歌（横）

（表紙）

御宿邑
南無観世音菩薩
湯山氏
駿州御厨三筋道
三十三所順礼哥

（南）□無大慈大悲観世音菩薩

御厨三筋道卅三所順礼哥

一番　御殿場村　光明院
曇りなく心を照らす光明の　ひかりかゞやく寺ぞごくらく

二番　同所　庚申寺
庚申の本ハ大ひの観世音　けんぜ後生をたすけたまいや

三番　北久原　（観世音）くわんぜおん
みほとけのねはんのくにハきたとかや　みのりのこへもひさしかるらん

四番　仁杉村　大乗寺
皆人ののりゑる舟ハ大乗寺　仏のちかひたのもしきてら

五番　（永土野）みどの村　（竜福寺）りうふくじ
雲はれて冨士をみどのゝりうふくじ　山もちかいもるりのたま水

六番　須走　（阿弥陀寺）あミだじ
すばしりへ登れバ冨士の山おろし　南無阿弥陀寺ハ浄土なるらん

七番　同処　（香積寺）かうじやくじ
まいるより頼をかけてこうじやくじ　大ひのちかいた

のまぬハなし

八番　山ノ尻村　（林昌寺）りんしやうじ

朝ゆふにかねのひゞきハりんしやうじ　山の嵐もみのりとぞきく

九番　増田村　（青竜寺）せいりうじ

もろ〳〵の仏のぐわんの其中に　ちかひ増田の寺へまいらん

十番　古沢　（大慈庵）大じあん

古里をはる〳〵寺江きて見れバ　大じ大ひノくわんゼをんかな

十一ばん　用沢村　（用沢寺）よふたくじ

まいる身をたすけたまいやくわんゼをん　猶もめぐミの深きよふさわ

十二ばん　大ごだ（大胡田）　さいこうじ（西光寺）

西方ハひかりかゞやくくわんおんの　みのりの舟にあふごだの寺

十三番　吉久保村　（天徳寺）天とくじ

峯の松谷のちぐさにふく風の　おとよし久保ノ寺ぞすゞしき

十四番　大脇村　（十輪寺）十りん寺

めぐりきて仏の縁ニあふわきの　大ひのごゑんふかきこの寺

十五番　藤曲村　（慶林寺）けいりんじ

たのもしや仏のめぐみふかけれバ　つミもむくいもきへりんじかな

十六ばん　中嶋村　（正泉寺）しやうせんじ

ふだらくハこの寺ならん西国の　三十三所たゝセたまハば

十七番　生土村　（乗光寺）じやうこうじ

むまれくる心の月の雲はれて　たきみくわんおんおがむうれしや

十八ばん　竹の下　（興雲寺）こううん寺

ひかりさす雲間の月もさへゆけば　心のくまもはるゝ此寺

十九番　あしから（足柄）　地蔵観音
のちのよの道やすからん足柄の　くわんおんぢぞふへ
まいる身なれば
廿番　あらしば（新芝）　ゑんつうじ（円通寺）
とふとやとあらしば山をふミわけて　まいりおがミて
ぼだいいのらん
廿一番　深沢村　ゑんめいじ（延命寺）
ゆめのよに生れくる身ハゑんめいじ　じひ深沢のくわ
んぜおんかな
廿二ばん　二枚橋　ほうゑんじ（法円寺）
のりのこゑきけば心にかどもなし　尚丸かれといのる
なりけり
廿三ばん　萩原村　まんぼふじ（万法寺）
まんぼうを一によと聞バたのもしや　もらさでたすけ
たまいくわんおん
廿四番　新橋村　ちかふいん（智光院）
のちのよおねがふこゝろハ遠くとも　ほとけの利生ち
こういんかな
廿五番　川嶋田村　かふげんじ（広源寺）
みなもとをたずぬる道ハかうげんじ　たまのひかりを
たよりとぞして
廿六番　神山村　ほうりんいん（宝林院）
おとにきくなも神山のくわんぜ音　かねもろ共になる
ハかわのセ
廿七番　ふから村（深良）　むりやうじ（無量寺）
ありがたやまいるどふしやの心にハ　むりやうむへん
に二世をいのらん
廿八番　久根村　くわんおんいん（観音院）
めぐりきていまハ久根村くわんぜをん　ごしやうぼだ
ひノたねをいのらん
廿九番　葛山村　ゑけうじ（依京寺）
くわんおんの浄土なるらんこの寺の　山もちぐさもけ
いがしまかな
三十番　千福村　天せんじ（天泉寺）

きて見れバ七くわんおんのありがたや　一どまいりて
七度となる
三十一ばん　佐野村　れんかふ寺（蓮光寺）
まいるかほとけおおがむたのもしやれんげの光り寺ぞ
かゞやく
三十二ばん　沼津千本　はセてら（長谷寺）
松原やきしうつ波のおと聞ば　みのりのこへときこゆ
はま風
三十三番　沼津　大しやうじ（大聖寺）
らふにやくの心のつみはふかくとも　南無大しやうじ
といのるなりけり

あさゆふにかけてまいりしおいづりを　ぬぎて納る大
しやうじかな
つみとがのふかき身なりと札をうて　ごしやうぼだい
のたねとなるべし

なむ大じ大ひのくわんぜおん菩薩

主　湯山安右衛門

享保十七年
子ノ十月十八日　廣親（花押）

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三五　享保一八年三月二九日（一七三三）　落書「（江戸市中寺社）開帳」（写）

開帳
飢饉山渇命寺難儀院
本尊
一万民泣不動迷惑町人御作
霊宝
一御救松尾大明神世上一統三礼
一神木遠慮門松　小松殿奉納
一年玉鏡御影　取遣梨地厨子入
一音信不通如来米高親王筆

一　広地(コウチ)法印像沢山和尚筆
一　引解(トキ)一枚起請　当風(フルイ)震筆
一　相場菊一文字刀　動駿(ビックリスルガノ)河守所持
一　顔色(ガン)青葉笛　理勘大夫熱盛(敦)所持
一　袖乞稲荷　裏店ゟ出現
一　鵜飼曼陀羅　高間氏奉納
一　虫附雲霞(カノ)観音　西国之写
一　艱難(カンナン)十得墨絵　ドウ天ス筆
一　食櫃氷川明神　質置アンゼス筆
一　汁椀不レ濡名号　南都道照筆
一　朝夕両粥曼多羅　専空(クウヤ)也上人筆
一　身上四枚甲并気落シ胄(ヨロイ)　粟津六郎所持
一　中間(チウゲン)肉附仏舎利　去ル御屋敷ゟ奉納
一　泪滝見観音　セウシ内侍筆
一　追剝ノ阿弥陀　一体紛失尊像
一　塩ナメ地蔵　菜替(サイノ)りニ出現
一　行例ノ阿弥陀　小野小町筆
一　欠落山越ノ弥陀　一体
　下向道ハひだるい〳〵
　右の外霊宝品々やセおはらの里ニおゐて、当春ゟ秋
　迄令開帳者也
　　困窮四年
　　渇命寺現住
　貧連社損誉上人雑吸和尚

享保十八年丑ノ春江戸ニ而何者か右の通こしらい候
　丑ノ三月廿九日ニ湯山安右衛門写之
（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三七　元文四年（一七三九）一一月吉日　久根村駿豆順礼供養塔



久根村
久保田久右衛門
同　久治郎
同　お峯
勝間田徳左右門
同　徳左右門内
市野　喜兵衛
同　孫七郎母
同　治右衛門内
同　大助　母
同　お初
井草　お深
神戸　長右衛門
杉山　お秋
（裾野市久根）

奉駿豆順礼供養塔
南無観世音菩薩
元文四己未仲冬吉日

三八　宝暦一〇年（一七六〇）小春吉辰　白隠慧鶴「長殿の謎々」（写）

村民の長殿、千秋万歳
子孫繁昌御祈禱の謎ぞ〳〵
桶屋の正直、なに
村民の長殿
とはどうじや
はて村を削り取、はさて
深山の熟柿、なに
長殿の御家

とはどうじや
はて言ふに及ばぬ事果ては、皆人知らす残らすつふれて仕舞ての、井戸ばか残る程によ、兎にも角にも世に羨ましからぬ者は、村民の長殿なるぞとよ、暫ばしの程福貴には見ゆれと、久しからぬ内子孫皆路頭にさまよふ程によ
近頃申悪くけれど、長殿ばかでもおりやらぬよ
大凡村民の長たらんず人々は、尋常此謎を三復セば、子孫万歳目出度かるべし、来世に就けてもさ

宝暦第十庚辰歳
小春吉辰

（口絵参照）

（裾野市麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

三五　天明六年（一七八六）一〇月吉日　公文名村横道順礼供養塔



（塔身正面）奉納横道供養塔
（塔身右側面）天明六丙午天
（塔身左側面）十月吉日
（基礎正面）高田安右門

市川半右門
同人内
杉山菊右門母
同　伊右門内
服部団右門内
室伏三良右門
藤江角左門母
芹沢傳兵衛
同人内
（基礎右側面）
久根村
平兵衛母
（基礎左側面）
室伏助右門母
龍　泉　院内
井草庄兵衛母（カ）
桜井藤兵衛母
渡部久左門母
室伏金右門内
同　惣　七母

（裾野市公文名　光明寺）

二六〇　寛政七年（一七九五）三月　茶畑村滝ケ頭不動堂再建の覚

凡九百年余も相過候茶畑村滝ヶ頭不動堂、此度再建立ニ付、中央ニ有之候堂を道はだへ引揚、四間四方、二重たる木ニ立ル、村中ノ勧化凡金拾両、不動景（境）内売木代凡拾両ニ而立ル、大工当村中丸安左衛門・二本松新田友右衛門、両人棟梁

寛政七卯年三月　　世話人　傳　蔵
太郎左衛門
源　蔵
太郎兵衛

生国長崎ノ坊也

人足村中手伝
かや村中ら寄進
但し平松ら
手伝也

堂主　了定
名主　林蔵
組頭　与祖右衛門
同　義右衛門
同　新右衛門
同　傳蔵
百姓代　太郎左衛門

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二六一　文化八年一二月吉日　御宿村秋葉山灯籠（一八一一）

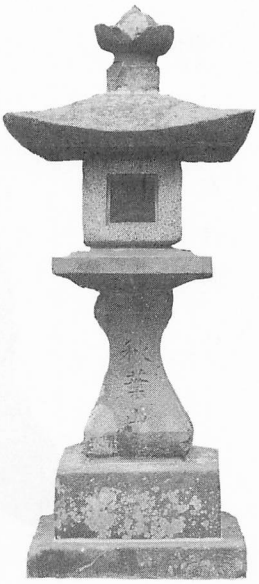

（竿　正面）
奉
献　秋葉山

（竿　右側面）
文化八未年
十二月吉日　建

（竿　左側面）
当村講中

（裾野市御宿）

二六三　文化八年（一八一一）一二月　御宿村秋葉山灯籠建立地先につき一札

定置一札之事

一　此度村中ニ而秋葉山石塔（灯籠）露建立仕、右立場地所、高札左右、或ハ中瀬、又ハ上之四ツ辻辺之御思召ニ御座候処、私心願ニ付、本家安右衛門地先、当時仮立御願申上候処、御承知被下、誠ニ私心ニ願相叶、難有仕合奉存候、然上者、此末往来之何ニ而も差障り相成候事ハ難計御座候間、以後何時成共、村中御望之場所江、御差図次第、私自力人足物入を以、引越結構ニ相立差上可申候、然上ハ、右定之通り子孫迄も急度申伝置、其節近所組合村方へ、少茂御苦労掛申間敷候、為其一札加判仕差上ヶ置申候、仍而如件

文化八年未十二月　　当人　半　七㊞
証人　甚　兵　衛㊞
同　安右衛門㊞

村御役人中

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

二六三　文政二年（一八一九）三月二一日　石脇村木食観正碑



文政二卯年三月廿一日

（木食の「ア」の字）

木食観正

（裾野市石脇）

二六四　文政一〇年八月（一八二七）　麦塚村西国四国横道善光寺秩父坂東二百二十二番順礼供養塔

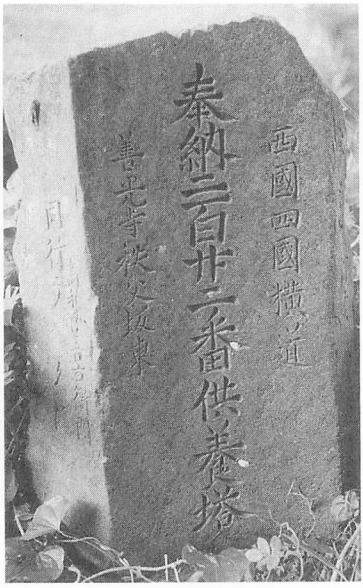

（正面）
西国四国横道
奉納二百廿二番供養塔
善光寺秩父坂東

（右側面）
文政十丁亥歳八月日

（左側面）
同行二人　高梨善右衛門
く　に

（裾野市麦塚）

二六五　文政一三年六月四日（一八三〇）　十（十一）カ村吉田宮祭礼当番引継札

（表）



（裏）

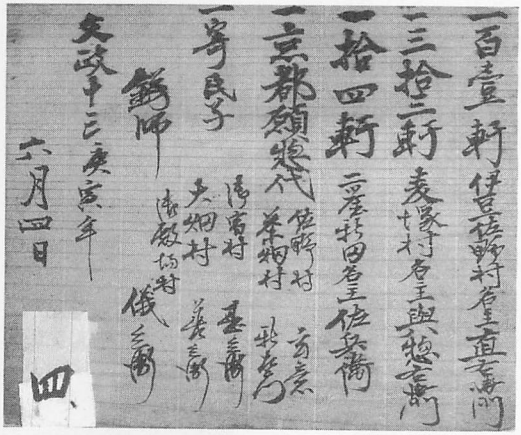

（表）

一百三拾軒　神山村　名主源　治　郎
一拾九軒　岩波村　名主伴　蔵
一三拾三軒　石脇村　与頭良　蔵
一百拾軒　佐野村　名主源　五　郎
一六拾軒　久根村　名主源　蔵
一六拾五軒　公文名村　名主宇　平　次
一百二拾七軒　茶畑村　名主甚　蔵
一二拾三軒　平松新田　与頭孝　蔵

（裏）

一百壱軒　伊豆佐野村　名主直　右衛門
一三拾三軒　麦塚村　名主與惣右衛門
一拾四軒　二ツ屋新田　名主佐　兵　衛
一京都願惣代　佐野村　玄　意
茶畑村　新左衛門
一寄氏子　御宿村　甚兵衛
大畑村　善兵衛
錺師　御殿場村　儀兵衛

文政十三庚寅年
六月四日
（御殿場・裾野・三島市　吉田神社十ヵ村引継書類）

三六　天保九年一二月　瞽女泊り仕役覚帳（横）（一八三八）

（表紙）

天保九戌年

瞽女泊り仕役覚帳

十二月

一弐人泊り　代弐百文　伊八
一五人泊り　代弐百四十八文　吉左衛門
一五人泊り　代弐百四十八文　新七
一四人泊り　代弐百文　新や　伊左衛門
一三人泊り　代百四拾八文　丸　佐右衛門
一五人泊り　代弐百四十八文　丸　茂兵衛
一拾人泊り　代五百文　林右衛門
一壱人泊り　代四十八文　丸　文左衛門
一三人泊り　代百四拾八文　此分銭ニ而渡ス　作兵衛
一四人泊り　代弐百文　右同断　和助
一六人泊り　代三百文　新左衛門
一五人泊り　代弐百四十八文　利右衛門
一三人泊り　代百四十八文　源次郎
一弐人泊り　代百文　勝右衛門
一三人泊り　代百四拾八文　吉兵衛
一弐人泊り　代百文　峯　清蔵

一三人泊り　代百四十八文　伊兵衛
一三人泊り　代百四十八文　善蔵
一弐人泊り　代百文　茂兵衛（こんや）
一弐人泊り　代百文　勇助
一弐人泊り　代百文　孫右衛門
一三人泊り　代百四拾八文　長蔵（峯）
一三人泊り　代百四十八文　清左衛門（幸分）
一弐人泊り　代百文　孫七
一拾九人泊り　代九百四拾八文　林平
一弐拾人　代壱貫文　勝蔵
〆百廿弐人　代六貫百文

此所へ
七貫四百八拾八文　割ニ手当入置

戌割後　一三人泊り　代百四拾八文　長右衛門
亥六月割ニ継　一五人泊り　代弐百四拾八文　源次郎
右同断　一弐人泊り　代百文　利右衛門
右同断　一弐人泊り　代百文　源蔵
右同断　一弐人泊り　代百文　勝右衛門
〆七百文　戌割後并ニ亥六月迄ノ分差継しるし候分如此
差引　銭六百八拾八文　過預り
此銭六百六拾四文　亥冬割ニ而引

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二六七　天保一四年八月吉日（一八四三）　茶畑村他二二カ村建立唯念名号碑



（塔身正面）
天下和順
南無阿弥陀仏
日月清明　唯念（花押）

（塔身背面）
（仏画）

（基礎正面）
念仏講中

（基礎右側面）
誓誉玉蓮居士
往誉妙蓮大姉
願誉清蓮居士
生誉乗蓮大姉
天保十四歳
卯八月吉日
唯心道人

（基礎左側面）
茶畑村
公文名村
久根村
深良村
岩波村
上ヶ田村
千福村

大畑村
石脇村
佐野村
二本松
定輪寺
冨沢村
二ッ谷村
堰原村
伊豆嶋田村
麦塚村
伊豆佐野村
萩ヶ窪村
幸原村
上土狩村
水久保村

（口絵参照）
（裾野市茶畑　願生寺）

三六八　天保一五年（一八四四）六月　西国順礼者病死につき一札

一札事

一私両親之者共、去卯九月西国辺所々神社仏閣拝礼仕度出掛ケ、貴殿御母達而御定メ同道仕候処、旅先紀州路ニ相掛り、貴殿母少々足痛ニ而被及難義ニ候得共、無理ニ道中も為致、右紀州路おわせ（尾鷲）村与申所迄参り候処、行暮、御役方江御願、一宿之御セ話ニ預り休足仕候処、御役人中様被申候ニハ、段々見請候処、病人之順礼格別之難義之様子ニ相見江候間、迚茂其体ニ而ハ廻国難出来候ニ付、慈悲ヲ以此方ゟ宿送り之添状差遣し可申候間、国元江帰国被致候而、可然趣被　仰聞、猶又被仰聞候ニハ、旅先同行之実意ヲ以男之順礼壱人病人ニ差添、国元江送り届ケ候様ニ被申付候ニ付、承知仕、早速送り被遣下置候処、右村ゟ二日路程参り候内、三浦与申村ニ而病人死去致し候ニ付、其段当宿御役場江御願立仕、村方御憐愍ヲ以取始末被成下候趣ヲ、私両親

之もの帰村之砌申聞候ニ付、承知仕候、然ル所近村上ヶ田村何左衛門殿母親義も其節同行仕候処、右仁義も私親共不実之取計、旁々途中ゟ同行相別候ニ付、一同ニハ帰村不仕、当五月帰村被成候ニ付、貴殿方ニ而茂直様上ヶ田村へ御越シ被成、旅先之始末合逸々御聞被成候処、私親共帰村之砌申口とハ相違之義も有之、不実之筋ニ相当り、貴殿江対シ一言之申訳ヶ無御座、右訳ヶ柄故無拠御役方江御願出申候処、御呼出シ之上御糺ニ相成候処、右様不実之取計方一言之申訳ヶ無御座候、既ニ　御上様江御差出しニも可及段、五人組之もの江被仰聞、左候而ハ私義何程之難義ニ茂可相成哉当惑仕居候処、大畑村名主庄蔵様・久ね(根)村名主弥右衛門様御立入被下、種々御詫被成下候処、格別之思召ヲ以内済御承知被下候上ハ、私義ハ不及申親類一同難有奉存候、両親義ハ旦那寺興禅寺江入寺仕候上ハ、御方丈様江御任セ申置候、然ル上ハ、以後私ハ不及申孫子之代ニ至迄も、貴殿江少茂恨ヶ間敷義聊無御座候、尤衣類路金等之義も帰村之砌相渡し可申之所、其義茂無之罷居候処、御差答ニ預り一言之申訳ヶ無御座候ニ付、取調不残貴殿江相渡し申候、若又後日　御領主様ハ不及申外、御支配所様ゟ御糺等御座候節ハ、諸入用ハ不及申万事埒明ケ、貴殿江少茂御苦労相掛ケ申間敷候、為後日五人組・親類連印之一札差入置申処、相違無御座候、仍如件

天保十五(甲)癸辰年六月

当人　永助
五人組
親類

組内
武蔵殿

右前書入置申候一札之通り相違無之候、奥印仍如件

久ね村
名主　弥右衛門

大畑村
名主　庄蔵

村　紋右衛門
同　清左衛門

（後欠）

（裾野市深良　土屋良雄氏所蔵）

二六九　嘉永三年（一八五〇）三月二〇日　深良村町田講中念仏供養塔建立につき諸入用覚帳（横）

（表紙）

嘉永三戌年
念仏供養塔建立ニ付諸入用覚帳
三月二十日　　町田講中
　　世話人

覚

一銭壱貫七十四文　町田　講中
一金弐朱也　同　源蔵
一同弐朱也　同　人母
一同弐朱也　同　仙左衛門
一同弐朱也　同　平助
一同弐朱也　内　庄兵衛
一同壱分弐朱　松井

一同八百文　　同　人　不足ニ付寄附
一同弐朱也　　南堀　講　中
一弐百文　　わ田　同　断
一百　文　　久根村　弥四郎
〆金壱両壱分と壱貫三百七十四文
此訳
金弐分と四貫弐百五十六文　松井へ渡ス
残壱貫九百十八文　源蔵へ渡ス
〆
右之通寄附被致、慥ニ受取、諸入用取かへ主へ相渡候処、相違無御座候、以上
三月　　発起世話人
助右衛門
宗　八
傳　蔵
〆

覚
一糯米壱升　　文明寺
一同壱升　　同寺下女
一同壱升　　松壽院
一同壱升　　勝右衛門
一同壱升　　藤五郎
一同壱升　　かじや　甚兵衛
外
米六升
少々つゝ寄附
合壱斗弐升
内
糯米壱斗　供養之節蒔糯ニ致候事
残而
米弐升
右残分供養振舞之節飯米致候、以上

覚
一五十四文　　酒三合代

一弐百四十弐文　同壱升五合代　右之通源蔵取かへ
一三十六文　同弐合代
一八拾四文　醤油代　覚
一四十八文　あけ代　一弐百廿四文　金珀(ママ)代
一百　文　青板・其外干物代　一四十八文　うるし代
一六十八文　豆腐弐丁代　一三十弐文　朱　代
一百　文　うるし代　一弐貫弐百文　酒二樽代
一百　文　味噌代　一金弐分と四百文　石工切賃祝儀共
一十六文　ろうそく壱丁代　一壱貫三百四十八文　石工扶持米代
一弐百文　松壽院へ布施　〆金弐分と四貫弐百五十六文
一弐百文　文明寺へ同断　右之通松井取かへ
一米七升五合　供養飯米
内　弐升　貰米分引
残米五升五合
代六百五十弐文
惣〆壱貫九百十八文

（裾野市深良　松井保博氏所蔵）

二七〇　嘉永三年春穀日　深良村町田唯念名号碑（一八五〇）



（正面）
南無阿弥陀仏

（背面）
嘉永三庚戌年季春穀旦　念仏講中
世話人
松井庄左衛門
大庭源蔵
後藤仙左衛門
大庭平助
大庭庄兵衛
大庭仲蔵
（裾野市深良）

二七一　安政五年八月一六日　三峯山行諸入用帳（横）（一八五八）

（表紙）
安政五戊午年八月十六日出立
三峰山行諸入用帳
御宿村　市左衛門
千福村　新右衛門

覚

一金弐分也
一金弐分也
一金弐両弐歩(分)
一金三分弐朱
一金三分弐朱
一金壱分弐朱

上ヶ田村ゟ預り
金沢村ゟ預り
御宿村ゟ預り
保三郎殿ゟ預り
唫平殿ゟ預り
宮内左衛門ゟ預り

八月十六日
覚
一弐百文　八月十六日　長原　幸左衛門泊
一三十弐文　同　火縄
一十六文　同　わらし
一五十文四文　同　山中　峠中飯
一四十八文　同　わらし弐足
一四十八文　同　小沼　中飯

同十七日
一三百文　谷村　嶋屋泊り
一三拾弐文　同　あみた　ぶどふ
一百廿四文　同　駒買(カイ)村　中飯
一十六文　同　たばこ
八月十八日
一三百四十八文　川浦湯の平　熊吉泊り
一拾六文　同　川浦手形　道送り共
一八十文　同　とちもと　中飯
一拾六文　同　とちもと　道送り共
一御眷属壱疋　宮内左衛門分
一金壱分弐朱　弐百文つり受取　大札弐枚　小札三枚
一弐百十弐文　保三郎分
一御眷属弐疋
一金弐分三朱
一御眷属三疋　吟平分　村方分
一金壱両ト〇弐百文

一百文　大壱ッ　札箱　宮内左衛門分
一弐百文　大二ッ　同　保三郎分
一百文　大壱ッ　同　吟右衛門分
一弐百文　大二ッ　村方分
八月廿日　一廿八文　わらし
同　一八十文　中　喰
同　一廿八文　わらし
同　一四十八文　諸　色
八月十九日　一金壱朱　三峯山　御旅籠
十九日　一四十八文　勢川渡シ賃
同廿日　一三百文　名栗村　新井屋文二郎泊り
同廿一日　一廿八文　わらじ
同　一九十弐文　中　喰
同　一百文　玉川舟渡賃

同廿一日　一三百文　八王子宿　まさ川や勝助泊り
同廿二日　一八十四文　相模川舟渡
同　一百文　丹名　中　喰
同　一廿八文　わらじ
同　一廿四文　たばこ
一三十六文　才土川橋代
廿二日　一三百文　橋本屋泊り
廿三日　一廿八文　わら仁(ヒ)
同　一廿四文　十文字川賃
同　七十弐文　曲松　中　喰
同　廿八文　わらし
同　四十八文　矢倉沢　中　喰
一廿四文　かみ結

一金壱朱　（廿三日伯(泊)より
同廿四日昼遣共

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二七三　安政五年(一八五八)八月吉旦　深良村吉田宮勧請寄進名細控帳（横）

（表紙）
安政五午年　深良村
吉田宮勧請ニ付寄進名細控帳
八月吉旦　名主　新七

一当午年七月盆後より、前代未聞之悪病富士郡東海道吉原宿辺ゟ流行いたし、夫ゟ三嶋宿抔ハ誠ニ八ヶ敷相成、段々道上辺江茂流行ニ相成、俗ニ三日ころりと申急病ニ御座候而皆人恐れをなし、農家も町家も家業ヲとめ、唯々信心一方ニ而、女ヤ子ともニ至まて毎日こり抔ヲとり宮参詣する事第一ニいたし、実ニ此世のめつする程のよふニ思ひ、然ル所此近村ニも悪病数多御座候へとも、深良村義ハ至極穏ニ而病気更ニ無之、日増に信心強ク相成申候、然ル内ニ何やらあやしき事とも世間之人々見出し、是病気ハくだ狐の業と皆人考へ付、との村ニ而も昼夜鉄炮ヲ打、其上守り袋へハみやうがのしら根・墨大豆・くわの木の葉を入、皆子供等ニ至る迄腰に付、又家にハ門口へ梶の葉・とうからし・みやうがの白根・赤き紙是ヲつるし、せん香・火縄を門口ニ置、皆人恐驚祈願、辻切抔能きと言事ハ村中一同信心致し申候、右之趣ニ候故村中一同相談ノ上、京都吉田様ヲ勧請致し度心願ニ付、以幸便右之通り三嶋宿世古六太夫殿方へ差出し、直様吉田殿へ差送り申候文言

奉　願

一吉田大神御霊実　御鎮札、右者村内家数人別差加へ年来心願御座候処、今般許請奉勧請致一同発気仕候、依之

為御祈願料として金七両弐分奉献納候、何卒為村内安
全之早速御鎮札拝受被仰付候様奉願上候、已上

稲葉金之丞知行所
駿州深良村
百姓代　平　八　印
同　傳右衛門　印
組頭　勝右衛門　同
同　太右衛門　同
同　源　蔵　同
同　祐左衛門　同
同　権左衛門　同
同　甚左衛門　同
名主　新　七　同
同　治兵衛　同

安政五年八月日

吉田殿

御役所様

夫々添手紙御用人中江差向差出ス文言

以飛脚一筆啓上仕候、秋暑之節御座候へ共、各様益御安
全可被成御凌珍重御義奉賀候、然者吉田大神御勧請申度
年来心願ニ御座候処、今般御鎮札拝受仕奉勧請度、別紙
願書并御祈願料として金七両弐分奉献納候、宜御披露被
成下度願上候、次ニ御掛中様へ御菓子并ニ御雑費料とし
て金弐両弐分也進上仕候、万端不案内之義ニ付、可然御
取計願上候、将又当節悪病流行ニ付、自由ヶ間敷御願ニ
御座候へ共、早速拝受被仰付候様偏ニ御執成奉願上候、
右願之義村方々罷出御願可申上義ニ候へとも、世間ふつ(物)
そ(騒)ニ付他行難成候間、乍恐書面を以御願申上候、失礼之
段真平御容免可被下候、扨又御鎮札之儀ハ恐多候へ共、
駅継ヲ以三嶋宿世古六太夫方迄相届候様御贈被下度奉願
上候、先ハ右申上度以急札如斯ニ御座候、以上

午八月十六日

駿州深良村
名主　大庭新七
発記人　同　同
断　小林治兵衛

神祇官御掛
御役人中様

右之通書面弐通相認メ、金拾両也相添八月十六日三嶋宿
飛脚屋迄差出し申候　今度手控へ　（後略）
（裾野市深良　大庭重一氏所蔵）

二七三　安政五年八月　御宿村村高家数人数書上帳（竪）

（一八五八）

（表紙）
安政五戊午年八月
村高家数人数書上帳
駿州駿東郡
御宿村

高三百八拾六石四斗五升　惣村高
家数　六拾八軒
人数　弐百五十七人　外ニ召仕十五人

一　氏神　八幡宮脇宮　鍵取　湯山保三郎
正一位稲荷宮
一　屋敷鎮守　半左衛門跡
正一位荒熊稲荷宮
一　屋敷鎮守　市左衛門
稲荷宮
一　同断　久右衛門
一　同断　忠兵衛
一　同断　平右衛門
一　同断　勝蔵
一　同断　仁右衛門
一　同断　丈右衛門
一　同断　治右衛門
一　同断　徳二郎

一同断　　弥右衛門
一同断　　宮内左衛門
一同断　　甚兵衛
一同断　　利助
一同断　　五郎兵衛
一同断　　金兵衛
一同断　　新蔵
一同断　　甚三郎跡
一同断　　喜兵衛
一同断　　伊三郎
一同断　　新左衛門
一同断　　宇平治
一同断　　喜助
一同断　　元右衛門
一同断　　彦左衛門
一同断　　八左衛門
一同断　　三光院

一同断　　荘園寺
一同断　　向西寺
一同断　　番人　久兵衛
一飼犬壱疋　　保三郎

安政五戊午年八月　右村
名主　喰平

以上

一金三分弐朱　　保三郎出金
一金弐分　　上ヶ田村
一金弐分　　金澤村
一金弐両弐分也　　御宿村
一金三分弐朱　　喰平出金

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

2　富士山をめぐる信仰

二七四　慶長一六年一一月吉祥日（一六一一）　須山村富士浅間社棟札

（表面）



本体盧遮那
久遠成正覚
為度衆生故　伏
示現大明神

梵字奉造宮当社浅間宮

梵字

（表面つづき）抑浅間大菩薩者毘盧遮那如来垂跡也、為衆生済度仮入垂跡門群迷者済給、故此所鎮座、雖然建立源遠社頭及破壊、爰祢宜渡邉對馬守・嫡子三郎兵衛尉安古是先祖建立之処也、故別発信心欲社頭成造営、因茲氏子等作悦加合力速令造畢云云、則奉遷宮以此信力、天長地久・国家平安・郷中安全・氏子繁昌、殊祢宜父子兄弟、七難即滅・七福即生・子孫繁栄、一々如意満足而已

慶長十六辛亥歳霜月吉祥日

本願祢宜渡邉對馬守　同三郎兵衛尉

大工　善兵衛尉　梵字

（裏面）

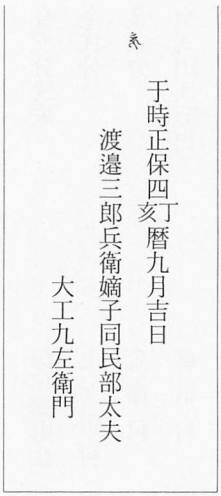

于時正保四丁亥暦九月吉日

渡邉三郎兵衛嫡子同民部太夫

大工九左衛門

（口絵参照）

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

二七五　元禄五年九月吉日（一六九二）　茶畑村浅間社「富士大縁起」

冨士大縁起

○窃ニ聞ク、混ニ沌既ニ分テ両ニ儀俶ハシメテヒラケ啓ニ、国常立ニ尊クニトコタチノミコト情ニ性

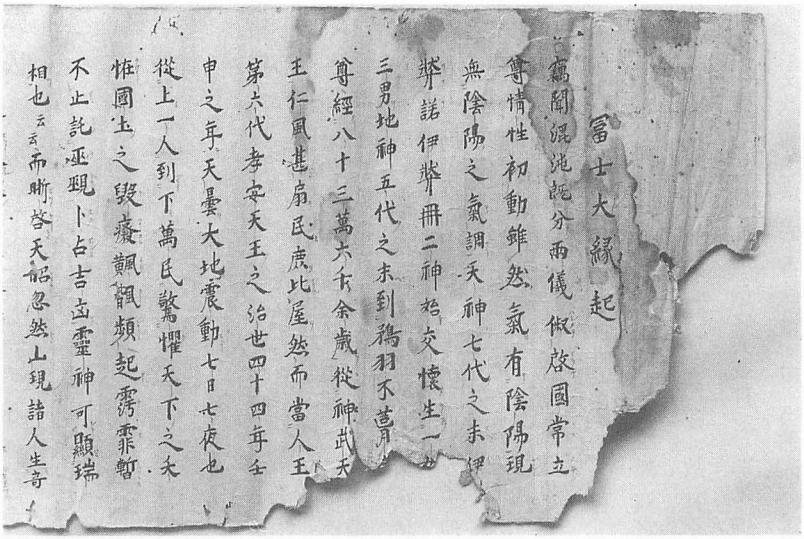
富士大縁起
竊聞混沌既分兩儀俶啟國常立
尊情性初動雖然氣有陰陽現
無陰陽之氣調天神七代之末伊
弉諾伊弉冊二神始交懐生一女
三男地神五代之末到鴉羽不葺
尊經八十三萬六千余歳從神武天
王仁風甚扇民庶比屋然而當人王
第六代孝安天王之治世四十四年壬
申之年天曇大地震動七日七夜也
從上一人到下萬民驚懼天下之夭
恠國土之毀癈飄飄頻起霧霏暫
不止託巫覡卜占吉凶靈神可顯瑞
相也云云而晰啓天昭忽然山現諸人生奇

初動、雖然氣有陰陽現無陰陽之氣調、天神七代之末伊弉諾・伊弉冉二神始交懐生一女三男、地神五代之末到鴉羽不葺□尊(一)経八十三万六千余歳、従神武天王仁風甚扇民庶比屋、然而当人王第六代孝安天王之治世四十四年閏申之年天曇大地震動七日七夜也、従上一人到下万民驚懼天下之夭怪国土之毀廃、飄飄頻起霧霏暫不止、託巫覡卜占吉凶、霊神可顕瑞相也云云、而晰啓天昭忽然山現、諸人生奇異之思、奉奏孝安天王、帝王以勅使令見之、霧雲帯腰如扇伏、不見麓地、故名浮見出山、従爾以降如米穀積聚名穀聚山、其後降五大盤石成山高、因名盤石山、然寄文字之便号般若山、探此意表地水火風空之五大、[illegible]之五徳、法界体性智、大円鏡智、平等性智、妙観察智、成所作智之五智、大田・阿閦・宝性・弥陀・釈

迦五仏、陰家者木火土金水五行、四季・四節・土用之五、宮商角徴羽五音、心肝腎肺脾之五臓者也、如是雖山顕或時黷霤起、雷震霹霤降翳昏、或時颶颮頻吹山外巻霧、山上者寒雱冷々飛禽走獣無近、山下者樹枝鬱々狐狼猪狸之栖巣也、争輒得昇此山乎、其後用明天王之治世聖徳太子権化、六歳之時開上一切経、従震旦渡上、世人教六斉日而立余造憲法定政教、然太子乗飛龍登彼山諸仏諸神行向太子、仍名行向山三世諸仏、十方諸神来集奏音楽調妓楽舞遊給、依之号来集山、仍太子言、抑般若山大日如来浄土、密厳華蔵世界也、我朝天照太神之邦国、大日本国之名、殊以大日如来之浄土也、海中之ぁ字、誰疑之三国無双之名山也、東方秘密門立石鳥居深秘故凡人不拝之、至当代信仰帰依之人或拝三尊来迎又聞音楽歌詠之声異香甚薫、現当悉地、霊験新也、従爾以来、持統天王之比、大和国有役優婆塞行者、依綸言伊豆大嶋被流罪神通自在化用方便無止、行者也、昼怖帝王住嶋、夜履金履渡海上登般若山廻嶺峰観雞谷仏菩薩、来集授秘密之深義、木山之中逢諸仙人一々秘処、悉示行者、仍役行者伝末弟到干今、世、成山林之行拝彼秘処、依之名仙人山、惣而彼行者大峰・葛城・金峰山、其外諸国名山名跡踏分示峰之行、諸人、是皆真言秘蜜垂迹之行体也、閼伽之法水、小木之寸尺、悉護摩灌頂之儀用秘密加持之威験也、此時代者、真言未渡我朝権化所致、先表秘密之迹化、悉駄太子十九出家入檀特山難行苦行経十二年成道、学此修行也、或又釈迦如来往来娑婆之時、捨大王之位随阿私仙人、入深山、拾菓汲水、夜成仙人之床坐千歳給仕、遂得大乗妙法華経山伏之行、則学之捨身求

菩提之行者到末世未表、然間仙人対行者示曰、抑此山胎金両部之深義也、内院者両界曼荼羅、石上明著也、八葉中台之奥蔵者、直示阿字不生微妙体、彼中央有大窪湛池水其色如青藍、飲之味如甘露、癒諸病、名是瑠璃之池、此水者、鑁字之智水、入秘密者五瓶灌頂之水、五智之内証、五仏之法水也、又内院諸仏菩薩、影向舞遊有壇、名舞台、穴底有竹、其色紺青而柔軟也、八方即八葉、東南西北如次、阿閦・宝性・弥陀・釈迦、四角観音・文殊・地蔵・普賢四菩薩也、東方秘処劔走、十二神岩屋瀧本不動明王、十六丈石体之不動立給、巽鷲峰竜穴、此岩屋、雷鳴不断也、南方松尾・滴森・布引・大嵐・小嵐・大流・小流・明王嶽、胎蔵界、岩屋、西方忍辱尾、罵沙吾、北方音無鳴沢祝水、日晩、養父、養母、袖引路、不行秘処謂有之、又内院壇、如虎蹲有大石、秘密之中、深秘也、依之山名蹲虎山、末世信此山人、可保長生不老之齢、故名養老山、一々示衍者、役行者伝是末代、密厳華蔵世界太田浄土也、人知之、雖然此時代迄権化登此山、凡夫遂無上、謹窺惟諸仏之本誓区々垂迹之化儀非一、仏念衆生、父母如思病子也、爰以捨真如寂光之楽処、交分段同居之垢穢、或現夜叉鬼畜之形、或変女身障重之姿三熱之蛇身、竜魚飛禽之類、豈可厭之乎、倩思茲誰念仏陀、不仰神徳乎、抑延暦比東階道(海)駿河国乗馬之里有夫婦老人、翁作箕業、仍人是謂作竹翁、又常愛鷹、嬢常飼犬、夫婦相共憂無一子、或時従竹中一寸六分計、得化女、夫婦成不思議之思錦裏、養育無限、随漸成長容顔美麗、言音和雅、而柔和忍、弁舌分明一咲百媚、膚如珂

雪、髪如二青柳糸一、紅一瞬赤唇、至二手足一、天下無双之美人也、異香常薫、従レ身放二光明一、夜中只、如二白日一、仍名二赫夜姫一、夫婦之寵愛無レ限、漸到二十六歳一、其比桓武天王遣二諸国勅使一撰二美女一、欲レ備二后、東国田村丸下向、時乗馬里作竹翁家寄宿、終夜有二火光一、不レ絶二勅使問レ翁、何故終夜火光不レ絶、翁謹、非二火光一、謂二翁一子之養女之光明一也、丸成二奇異之思一、請二相見一、対面、容顔無二此之美一女也、丸言、我君為レ撰二美女一有二諸国勅使一、汝当二其人一、聊可レ備レ后、則上洛奏二此由一、赫夜姫、語二父母一言、夫一生仮宿、只幻一内如レ見レ夢、電光似レ露、勅使再来、無レ不二天下王土一、綸言争二黙乎、名聞者生々鎖也、只捨二憂世一可レ入二般若山岩屋一思如何言、夫婦云、君寸時不レ奉レ見、猶心憂、況彼山考、人倫不レ通、怖山也、奉レ捨置彼山夫婦之心難レ堪、夫婦有レ命、限不レ可レ叶答、姫重言、縦入レ巌常来可レ奉レ見、既点二日時一為レ登二般若山一、此事風聞遠近隣邑、奉レ惜無レ限、漸望二日時一上下万民群集、如二盛市一、寔尋常人云レ別有二名残一、況天下無双之美女翠黛紅顔之粧、嘲春花柔軟端厳之容、猶二秋月一美玉徒沈二深淵一、黄金空擲二曠野一、誰是不レ惜乎、徐到二深々山河辺一、諸人挙レ声落涙、于レ今書二憂涙一云二憂涙一河一、未レ通二人倫山中分一入給、諸人姫君惜二名残一忘二山怖一、今中宮是也、従レ其上女人不レ登也、然姫立帰、対二諸人一言、是迄志、不レ浅、悉可二帰給一言、翁詠二一首一

世遠憂志登○思出尓之世捨人何遊賀志登也立帰類羅武

赫夜姫返歌

世捨憂志登○思出尓志心与利厭和怒人遠立帰見類

有二御返歌一、深山踏入給、姫者従元化身御事、至二山巓一今釈迦嶽南角有二大岩屋一、

入二其中一従レ其以一来、人登二此山一、抑〳〵此事天下
無レ隠、般若山御二神体一為二衆生利益一現二女体一、
怖二山中一踏始、令レ運二人之歩一生二仏之中間一、
浅智之衆生助給、浅間大菩薩申也、其後桓武
天王聞二美女容貌一駿河州成二行幸一為レ覓二彼
芳躅一老翁奉レ伴登二般若山一、帝王到二半腹一休息、
脱レ冠置、于レ今成レ石云云冠石、王到二山頂一赫
夜姫、帝奉レ見、天王歓喜契、諾相共入レ巌、諸臣
皆悉流二随喜之泪一下向、誠胎金両部陰陽之、御
神体、諸人無レ不レ崇、自是此山名二智理山一、浅略
積レ塵成レ山意、深秘者、地水火風空、識之六大、
色心理智之二法也、地水火風空五大理法、弟六
識大智法也、万法雖レ広不レ出二理智之二法一、金
剛界大日名二智仏一、胎蔵界大日名二理仏一、以二
此儀一名二智理山一、又書二後山一云、四八山是則
踏二此山一人、可レ顕二三十二相一、故取二四八三十二
之意一謂二四八山一、或又書二四方山一、謂二四八山一、凡
三国雖レ有二幾山一、四方均等山、不レ見二書史一、
此山独四方均等也、依レ之書二四方山一也、作竹翁
顕二愛鷹権現一、嬢現二大飼明神一、赫夜姫、浅間大菩薩
是也、凡此山従二無始一以来従二金輪際一生出、
頂上比二銀漢一宿雪加二新雪一、四季難レ弁、古人
人不レ知レ時山詠、然至二盛夏一粗雪消、故六月
定参詣之月一信心之輩者、誇二福楽一、故改
名二富士山一、或神体女神之故、猶以二富士男一、
賑窮救レ乏、自レ元福者富貴倍増、
子孫繁栄、是故名二富士山一、抑此山、名三国一之
之名山事、天竺霊鷲山釈迦浄土、震旦五台山
文殊浄土、我朝富士山大日浄土也、仏菩薩雖レ多、
望二中台一大日之心数、眷属之一門、従レ心流出
之諸尊也、豈レ同レ位乎、太田秘密山高、難
レ及蘇迷盧、仍可レ謂二四州之一、又延暦二十四年、
浅間大菩薩託二巫女一曰、我レ内秘二不生源一極二
大日之覚位一外現二和光利物一無レ迹、浅間救二難一

化之群一迷二昼一夜無レ止、遠者令レ結二仏一因、近一者満二所一願一云云、神一詫有レ憑、誰不レ運レ歩乎、又平城天王之御一宇大同元一年丙戌歳、鏤二金銀一建二立玉垣一社一頭一、奉レ勧二請浅一間一、今之大宮是也、従二巌一崛二水涌一出、無二増減一、神道習胎外始一生、初一生湯一、是謂二凡一夫一河一、是水一中有二水一精之珠一、形如二冨士山一、思二此意一、凡一夫之胸一中、顕レ有二仏一性之心一珠一、参一詣之人一、此凡一夫一河洗二煩一悩之垢一濯二生一死之濁一、到二茂一良一山一断二十一信人一執之惑一品一、十一住一十一行一十一回一向過二木一山四一十里一到二十一地御一室一、踏二等覚之一一路一、法性同一体之根一本、無一明之霞立、到二妙一覚頂一上之極一位一、八一葉之心一花鮮開、妙一覚朗一然之月皎一然、此一時見二八一挺一者有二八一海八一功一徳水一也、下地雲厚、示二霧即一月一光一、可レ断二無一煩一悩一、可レ求無二菩一提一、丑字不一生、α字離一言之自一証不レ由レ他得二自一証一、亦満二必由一化一他一、故下一向凡一夫一河一水洗二心一外一、覓レ神洗レ心也、覚一々同二未一悟一、下一々救二迷一者一也、又頂観十七乙未歳、五一月見二冨一士一山一、白一衣之神一女、二一人舞遊二玉垣一山一頂一、入二夜一中一虚一空放二光一明一、朝一山立二五一色雲一異一香薫一、音一楽響レ天不一思一議也、又承和年中比、二一人、双一立舞一遊、後有二円光一、如二火一炎一、即奉レ勧一請、号二大一御子一、古一老人、伊弉諾、伊弉冉二一神申伝、又近一代有二末一代上一人一、云二行一者一、此山之巽、角有二岩一屋一、水一漲落、住レ此行一時、不一動明一王、持二剣一索一従二虚一空出一現、仍名二不動岩屋一、然建二立御一室一、名二往一生一寺一、本一地金一剛一界一之大一日是也、此上一人於二御一室一行、夜々放二光一明一、上一人成二奇一特之思一、或一夜一夢一、天女含レ笑、手持二如一意宝一珠一、乗二白一雲一来、告二上一人一曰、汝衆一生利一益之方一便区一也、暫不レ止、我一即歓一喜、此一地有レ水一精、形不レ異二此一山一言、上一人問二所一在一、直一示レ之、夢一覚流二随一喜之涙一、後崛レ之如二夢一中一、于今其一所名二水一精嶽一、宝一珠現有レ之、又弘法大

師記ニ曰、富士山瑜伽瑜祇之塔、本有薩埵之光明
心殿也云云、泰澄上人記曰、此山者、一華百億
国、一国一釈迦之千葉、一葉釈迦浄土也云云、
是又胎蔵曼荼羅、有二釈迦院一、相二称其儀一者也、
尤仰二神徳一可レ祈二現当之悉地一者也焉

南無富士浅間大菩薩自利々他悉地円
満

駿州駿河郡小泉庄茶畑村
浅間大菩薩之縁記

歳往月移古来縁記之書紙依破壊、改白紙写焉、予苗裔
伝之者也、可秘々々　敬白

元禄五壬申歳九月吉日

桃薗山定輪禅寺現住鐸禅叟記焉

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

二七六　安永五年七月　富士山道再開につき深山村願書

（一七七八）
（後筆）
安永五年富士山道筋之儀ニ付、安藤弾正少弼殿ニ差出
シタル願書

乍恐以書付奉願上候事

一大久保加賀守領分駿州駿東郡御厨深山村役人共御願奉
申上候者、先達而駿州駿東郡御厨・富士郡村々与当村、
先年山論御裁許御絵図面差出可申旨、西田中村江御差
紙被成下置候ニ付、早速西田中村役人代用七与申者右
絵図持参仕候ニ付、当村組頭平兵衛与申者差添、当六
月上旬御当地江罷出候処、同月廿三日　御役所様江
被召出、段々絵図面之儀御尋被遊候得共、右両人之者
共儀、細ヶ敷儀不奉存候ニ付、其訳奉申上候、然ル所
当村組頭平兵衛江御尋被遊候者、富士山登山深山口之
儀、今以通行有之候哉与御尋被遊候所、平兵衛御請奉
申上候者、先年之通路之儀者不奉存候、七拾年已前砂
降以後ハ道不宜、当時者登山無御座候旨奉申上候所、
其通口書印形仕差上候様ニ被　仰渡、則印形仕奉差上
候趣、平兵衛儀帰村之上名主・組頭・惣百姓共江申聞

候ニ付、皆共相驚キ以之外成御請奉申上、殊ニ印形等迄仕奉差上候儀何分ニ相心得御請申上候哉、不存儀候ハヽ、其趣奉申上候ハヽ、御聞済茂可被成下置御儀、既ニ七拾年已前砂降已後足場不宜相成、只今ハ大勢ハ登山不仕候得共、稀ニ者登山致候者有之候、深山口之儀者富士山往古之導者道ニ有之候儀、不存儀を御請奉申上候上、一存ニ而印形仕奉差上候儀甚不束至極、左候而ハ、深山口ハ潰レ相捨り申候与「　」平兵衛ニ申聞候処、平兵衛茂今更驚入申候、右之儀を打捨置候而者、往古ゟ有来候深山口相潰申、其上当村ニ師職之者拾弐軒相立有之候而、今以年々見廻仕罷在候、何分ニ茂御願奉申上、平兵衛印形仕奉差上候口書御願下仕度旨領主支配江茂段々相願申候処、得与被相尋候ニ付、右平兵衛不調法不行届趣申奉候処、其趣被聞届候ニ付、此度不顧恐罷出申候、右先達而当村平兵衛儀罷出候節、深山口登山通行之儀御尋被為遊候処、何茂不奉存、当時ハ登山通行無御座候段奉申上候趣、平兵衛不調法至極、誠ニ何茂不奉存、　御上様を恐入、不存儀を一存ニ而御請奉申上候故、口書ニ印形迄仕奉差上候段、於私共奉恐入不調法至極可申様無之奉迷惑候、当村深山口之儀者富士山登山往古之導者道ニ御座候、前書ニ茂奉申上候通、当村ニ拾弐軒之師職之者共茂有之、今以年々見廻仕候、古来ゟ大宮口・深山口与申伝候義ニ御座候、既ニ三拾七年以前庚申年山開之節茂多分之導者有之、其節も前々之通ニ導者ゟ山銭拾弐文ツヽ取之、大宮司方江相納、受取書等も今以所持仕罷在候儀ニ御座候、何分以　御慈悲右平兵衛奉差上候口書印形仕奉差上候一札、御下ヶ被成下置、深山登山口相捨り不申候様ニ奉願上候、右道潰レ相捨り申候而者村方拾弐軒之師職之者共ハ勿論、古来ゟ有来候深山登山口相捨り申候儀、千万難儀至極仕候、　御憐愍を以右之趣被為　聞召候ハヽ、右平兵衛奉差上候印形仕奉差上候一札、何卒御下ヶ被成下置候様ニ奉願上候、右奉願上候不通被為　仰付被下置候ハヽ、拾弐軒之師職之者共ハ勿

及申上、惣百姓村役人共
論惣百姓共一同、難有奉存候、以上

安永五酉申年七月　　大久保加賀守領分
駿州駿東郡御厨
深山村
組頭　弥右衛門　印
同　惣　助　印
平　兵　衛
百姓代　惣　次　郎

安藤弾正少弼様
御役人様

右之通、安藤弾正少弼様御役所江御願申上度奉存候ニ付、此段乍恐奥書仕奉差上候、已上

安永五丙申年七月　　深山村
名主　伊　兵　衛㊞
組頭　弥右衛門㊞
同　惣　助㊞
同　平　兵　衛㊞

百姓代　惣　次　郎㊞

森田才右衛門様
木村善八様

（裾野市須山　渡邉徳逸氏所蔵）

二七　安永五年八～一二月　富士山道再開につき深山村出入控書（竪）

（表紙）

冨士山出入中控書

須山口

乍恐書付を以奉申上候御事

駿州駿東郡深山之者共奉申上候、先達而　安藤弾正少弼様江被　召出候節、冨士山之儀御尋ニ付組頭平兵衛申上候者、深山口之義者亥ノ砂降之節道筋潰レ候様

申上、口書印形仕候、此義者平兵衛無調法ニ御座候ニ付、此度私共奉願上候者、右道筋之儀者古来ゟ有来候義相違無御座候義ニ付、古来之道相立候様仕度御願ニ罷出申候、且又富士山頂上之義者、五ヶ年以前ゟ同郡須走村与富士郡大宮社人共与出入有之候処、此度私共願出候義、須走村ハ同郡同御領分ニ御座候得者、於国元ニ右須走村江対談可仕義ニ御座候処、其心付も無之対談不仕候、依之須走村之者共私共願之義如何之筋を以願出候哉疑敷奉存、御上様江申上候様被仰聞候ニ付、昨廿二日須走村之者共江対談仕候処、須走村之者共申候者、道筋計之義を以御願申上候義ニ御座候ハヽ、差構も無之様申候、私共義も先達而桑原能登守様ニ而申上候通、頂上之義者私共村方ゟ何ニ而も一向差構無御座、先々ゟ有来候道筋相立候得者、此末共ニ外ニ御願筋決而無御座候、殊ニ私共村方ハ百姓重モニ而耕作第一ニ出精仕候義ニ御座候、須走村之義者富士山参詣之助成而已ニ而渡世送り候村方ニ御座候得者、此已後共ニ、富士山頂上之義ニ付須走村之所務ニ差障り候義者無御座候、此上御奉行所様江御差出し被下置候而も、右奉申上候通、深山口之義者富士山頂上駒ヶ嶽迄古来ゟ有来候道筋ニ御座候得者、古来之道筋相立候様御願申上候ゟ外ニ御願申上候義無御座候間、何卒御慈悲を以御差出被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

駿州駿東郡深山村
組頭　弥右衛門　印
同　平兵衛　印
百姓　友左衛門　印

安永五申年八月廿二日

御目附所様

乍恐書付を以奉願上候

駿州駿東郡深山村之者共奉申上候、私共村方之義、富士山頂上迄先年ゟ深山口と申道筋有之処、当村平兵衛

儀、先達而　安藤弾正少弼様江罷出候節、砂降已後道相潰レ候様申上、右之趣口書印形差上候由平兵衛帰村之上申聞候ニ付、右之通之口書差上候而者、此已後深山口之道筋相潰レ候而ハ難義ニ奉存候間、先年ゟ有来候通古来之道筋相立候様仕度、先達而右願書奉差上候通ニ御座候間、何卒御慈悲を以御差出被成下候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年八月　　組頭　弥右衛門　印
　　同　平兵衛　印
　　百姓　友左衛門　印

御目附所様

乍恐書付を以奉願上候

駿州駿東郡深山村組頭弥右衛門外弐人奉申上候、先達而　安藤弾正少弼様御掛ニ而、当村山論出入御裁許絵図面西田中村一同持参仕差上候節、深山村之儀者富士山通路有之哉之旨御尋ニ付申上候者、先年砂降已来道不立、只今ニ而者登山仕候者も無之段御答申上、口書印形差上帰村仕村方惣百姓共江申聞候処、平兵衛申上候段相違ニ付、此度奉願上候者、往古ゟ富士山往来道筋ニ石室等有之、拾弐軒之御師職仕候者御座候而、只今以年々参詣之者往来致し候道筋急度有之候処、平兵衛儀心得違を以右体申上候段者、奉恐入候得共、何卒御慈悲を以先達而差上候口書御直し被下候様奉願上候、右願之通被為仰付被下置候ハヽ一同難有仕合奉存候、以上

大久保加賀守領分
駿州駿東郡深山村

安永五申年八月　　組頭　弥右衛門
　　同　平兵衛
　　長百姓　友左衛門

御奉行所様

前書之通　御奉行所様江御願申上度奉存候間、御慈悲を

以御添簡被成下候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

深山村

安永五申年八月　　弥右衛門　印
　　平　兵　衛　印
　　友左衛門　印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候御事

一駿州駿東郡深山村之者共奉申上候、私共義今日　桑原能登守江御窺ニ罷出候処、宿ニ控居候様被仰渡候、依之右之段乍恐書付を以奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村
安永五申年九月朔日　　弥右衛門　印
　　平　兵　衛　印
　　友左衛門　印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候御事

一駿州駿東郡深山村長百姓友右衛門奉申上候、私義百姓友左衛門為代りと此度罷出申候、尤小田原表廿二日出立、道中二夜泊之御添簡頂戴仕罷出候処、馬入川出水仕、川支ニ而、漸廿五日巳上刻ニ相渡り申候ニ付、到着延引仕候、且国元急ニ出立仕候ニ付、印形失念仕候、依之小田原表ゟ国元へ印形遣候様申遣候、右ニ付乍恐無印ニ而御届奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村
安永五申年八月廿六日　　百姓　友右衛門

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候御事

駿州駿東郡深山村百姓友左衛門奉申上候、私義友右衛

門と代り合之御願申上度、先達而別紙之通奉願上候処、
其節被　仰聞候ハヽ、願書差上候以後右代り合願仕候様
被為　仰聞候ニ付差扣罷有候、然処先月廿九日　桑原
能登守様江願書差上候ニ付、私代り合之御願仕度奉存
候、依之乍恐此段御窺奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村
安永五申年九月三日　百姓　友左衛門　印

御目附所様

乍恐書付を以奉願上候

駿州駿東郡深山村百姓友左衛門奉申上候、私義七十才
余ニ罷成候母大病相煩候ニ付、御願申上帰村仕候様ニ
と、此度友右衛門代り合ニ罷出申候、母大病之義ニ御
座候間、帰村仕看病仕度奉願上候、然上者御尋之義者
友右衛門引請御答可申上候間、御慈悲を以友左衛門義
者帰村被為　仰付被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以
上

大久保加賀守領分
駿州駿東郡深山村
百姓
帰村願人　友左衛門　印
同
代り合人　友右衛門　印

御奉行所様

乍恐書付を以奉申上候御事

一駿州駿東郡深山村之者共奉申上候、一昨四日夕　桑原
能登守様ゟ明五日五ツ時可罷出御差紙頂戴仕、昨朝右
刻限ニ罷出候処、御留役大山惣次郎様御尋被遊候者、
深山村ニ下浅間之社有之哉、御師職之者も有之哉、富
士山頂上迄之道筋登山相成候哉之旨御尋ニ付、往古ゟ
当村内ニ下浅間之社御座候而、御師職之者も十三人有
之、且又富士山頂上迄之道筋登山相成候段申上候得者、
委細御書留被遊候ニ付、先達而平兵衛印形仕差上候口
書、御直し被下度旨御願申上候得者、成程御直し可被

下旨被仰渡候
一友左衛門代り合之義、中番所ニ而宿幸助御窺申上候得者、明後日御呼出有之間、其節窺候様被　仰渡候、依之乍恐右之段御届ヶ奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村
安永五申年九月六日　組頭　弥右衛門　印
同　平兵衛　印
百姓　友左衛門　印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候御事

私共義、昨七日　桑原能登守様江罷出候処、一件　御吟味無御座相流レ申候、且又友左衛門義者願之通友右衛門と代り合、帰村被　仰付候、依之友左衛門義今日出立仕度奉存候間、道中二夜泊り御添簡被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

駿州駿東郡深山村
安永五申年九月八日　組頭　弥右衛門　印
同　平兵衛　印
百姓　友左衛門　印
同　友右衛門　印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候御事

深山村組頭惣助奉申上候、組頭弥右衛門妻大病相煩候ニ付、私義弥右衛門と代り合ニ仕度、小田原御役所江御願申上、道中二夜泊り御添簡頂戴仕、一昨十八日小田原出立仕、今日着仕候、依之乍恐着御届奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村
安永五申年九月廿日　惣　助　印

御目附所様

乍恐書付を以奉願上候

一駿州駿東郡深山村組頭弥右衛門奉申上候、私義妻大病相煩候ニ付、御願申上帰村仕候様ニと、組頭惣助代り合ニ罷出申候間、何卒帰村仕看病仕度奉願上候、然上者御尋之義者惣助引請御答可申上候間、御慈悲を以弥右衛門儀者帰村被為　仰付被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

大久保加賀守領分
駿州駿東郡深山村
安永五申年九月　帰村願人組頭　弥右衛門
代り合人同　惣　助

御奉行所様

前書之通　桑原能登守様江御願申上度奉存候、依之乍恐御窺奉申上候、以上

申九月廿日　深山村　弥右衛門　印
惣　助　印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候

一駿州駿東郡深山村組頭弥右衛門奉申上候、去ル廿日御届奉申上候私代り合願之義、一昨廿一日　桑原能登守様江御願申上候処、明日伺候様被　仰渡候ニ付、昨廿二日御伺ニ罷出候得者願之通代り合被為　仰付候、依之今日直ニ出立仕度奉存候間、何卒御慈悲を以道中二夜泊り之御添簡被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

安永五申年九月廿三日　駿州駿東郡深山村
組頭　弥右衛門　印

御目附所様

乍恐以書付奉申上候御事

一私共儀、一昨五日夜四ツ時　桑原能登守様ゟ、冨士山一件明六日五ツ時　大田播磨守様御内寄合江可罷出旨、

御差紙頂戴仕候ニ付、昨六日右刻限　大田播磨守様江罷出候処、七ツ時前一件之もの共御白洲江被　召出、御掛り　能登守様被　仰渡候ハ、其方共儀年内余日無之間一先帰村申付候、然上ハ来酉正月廿日過罷出着御届可申上旨被　仰渡候、夫々　桑原能登守様御役所江御届申上候所、勝手次第帰村可仕旨被　仰渡候、依之乍恐書付を以御届ヶ奉申上候、右ニ付御願奉申上候ハ時分柄之儀ニ御座候ニ付、今日直ニ出立仕度奉存候間、道中二夜泊之御添簡被下置候様奉願上候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年十二月七日　　組頭　平兵衛

同　惣助

百姓代　友右衛門

御目附所様

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

二七八　安永八年（一七七九）一二月五日　富士山八合目支配等出入につき裁許状

駿河国駿東郡須走村冨士浅間神主・師職共、相手、同国冨士郡大宮郷冨士本宮浅間大宮司・別当・公文・案主、富士山八合目支配出入、及甲斐国都留郡上吉田村名主、大宮郷大宮司・別当・公文・案主等地所出入裁許之事

安藤弾正宅へ上吉田村訴趣、冨士山北面八合目字胸突甲州分に行倒死人有之、御代官役所へ見分願処、右場所ハ駿州大宮郷浅間社中支配の由、差障といへとも申に任てハ駿州分に成、国境令相違旨申之、然るに土岐美濃宅へ須走村冨士浅間神主・師職共訴出、須走口九合目に商人体のもの倒相果る、死骸より東北の方弐間程離れ、菊の紋付・黄檗山と記す会符・柳こり・風呂敷包有之段、石室小屋にて牛王宝印・湯粥商ふ同村十兵衛、外七人為知出るに付、師職共罷越見届、領主役

所へ検使相願処、甲州上吉田村より御代官役所へ申立由にて、領主役所へ通達有之、立合見分の積大宮へ達処、大宮支配に付死骸取片付る旨申越といへとも、右支配に成てハ、元禄十六年出入内済後四分令配分内院散物に障、且駿東郡西田中村に致所持寛文九年富士郡五拾七箇村と須山村境論裁許絵図墨筋にてハ、御馬乗石・駒ヶ嶽を見通し富士・駿東両郡境に付、須走村地内と心得、八合目上大宮支配に成てハ裁許絵図面不相立、須走口薬師堂神主持にて、年々六月十二日辰刻より午刻まて開帳、散物神主方へ取納、開帳過の散物ハ大宮へ取納処、薬師堂大宮支配に成てハ令迷惑旨申に付、大宮郷本宮浅間大宮司・別当・公文・案主、其外山名主須走村十兵衛・甲州大石村弥兵衛等呼出、遂糺明処、証拠書物等差出といへとも不慥、寛文の裁許絵図墨筋ハ、争論の場所を村方より記差出墨筋にて印判無之、殊に御馬乗石等の名所も記さす、裁許の境筋ハ墨筋の下より印判有之、須走村神主師職共申立境にハ不当、大宮におゐても富士山八合目より支配と申証拠ハ無之といへとも、慶長五年関ヶ原　御合戦の節、御願望　御成就本社末社不残御再建被為成、其後散銭等ハ修理に可致旨、井出藤左衛門・今宮惣左衛門・佐野平兵衛より大宮司へ引渡証文、天和二年酒井大和守寺社奉行の節、道者坊銭・富士薬師ヶ嶽八葉内院散銭・村山六道銭・四箇条修理料に紛無之旨の裁断、元禄・宝永・正徳・享保・元文の勘定帳等有之、年々六月大宮司・別当・公文・案主より役人登山、薬師堂を嶽役所と唱、右役人相詰、駿河大納言殿領知の節相建る制札写に、薬師ヶ嶽内院諸国参詣の散銭取納、其以後大宮司より奉行のもの下知次第、須走村のものとも内院へ下るへき事と有之、元禄十五年薬師堂大破普請の節、勘定帳・材木注文仕様帳有之、須走村・大石村より登山湯粥商ふものとも不埒無之ため、前々山名主定置商人より年々取置証文数通有之、明暦二年薬師堂棟札、或ハ戸帳に和爾辺朝臣富士左京大夫信公と記し、

逸々相手大宮郷大宮司外三人申処令符合、須走村神職申分取用に不相成、然とも、元禄十六年阿部飛弾守寺社奉行の節、出入内済証文に、新小屋の儀他所より不為掛、薬師堂入仏ハ須走村より先例の通相勤、内院散銭ハ嵩に付、手代逗留の内幾度にも拾ひ揚、惣高の内六分ハ大宮浅間修理料に取納、四分ハ須走村へ取之、と有之段ハ無相違、且前書上吉田村出訴相手方目安裏判を以呼出相糺内、桑原伊豫懸りに成、引合、駿州村山村浅間別当本山修験・須走村・深山村等打合遂吟味処、富士山八合目より頂上まて大宮社中致支配道者等相果る節、何方へも無断取片付来旨申之、上吉田村におゐてハ、富士山南面登山口駿州村山口を表口と唱、大日ヶ嶽を登、其外同国駿東郡深山村の登口ハ八葉の外駒ヶ嶽へ出、北面ハ甲州都留郡上吉田村・駿州駿東郡須走村よりの登山口二筋有之、八合目にて一筋に成所を行合と唱、九合目を胸突と申、夫より薬師ヶ嶽へ登、其外登山口無之、村山・深山・須走・上吉田とも浅間社有之、右村々へ引請る道者ハ、其村々の登口より登山いたし、大宮郷浅間社ハ村山村より二里有之一筋道にて、大宮の道者も村山口より登、富士山両国境ハ、元禄十五年甲州成沢外七箇村と、駿州上井出外一箇村出入吟味の上、甲州本栖村と駿州根原村境より無間ヶ谷まて絵図面墨引を以裁許有之、北国境ハ右吟味中検使佐橋左源太・室七郎左衛門場所におゐて、甲州山中村・駿州須走村へ相尋、甲・駿国境ハ山中・須走両村の間、籠坂峠往還より天神峠、天神神木檜の枯木より富士頂上中墨へ見通し先規より境たる旨、両村差出書付等有之、元禄の裁許墨引より引続境に当、頂上中墨より南、駿州、北ハ甲州分と心得、北吉田郷ハ往古より富士山大鳥居と唱、右額ハ寛文十七年掛替る由申伝、三国第一山の号、二品親王金剛入道良恕の御筆にて、上吉田村浅間の縁起にも、景行天皇東夷征伐の節、富士山北口まて　御幸有之、子の方より世人可拝旨勅宣の上、仮に大鳥居被為建段有之、北面ハ甲州

分に無相違間、去る辰七月四日行合上、九合目胸突に行倒死人有之、死骸より二間程離れ、菊の紋付、黄檗山と認る会符有之を見届、支配御代官役所へ相届処、頂上ハ一円大宮郷浅間社中支配の由にて差障といへとも、宝永・正徳・寛保并明和五年も頂上にて相果る参詣人、同行引請相対の上、上吉田村へ引取葬旨申といへとも、大宮にても参詣人頂上にて相果る節、道者連の内望節ハ、村里へおろし取片付る儀勿論といへとも、多分住所不知道者にて、正徳四・元文五・延享四・明和五の度、行合上、又ハ薬師堂前にて行倒死人何方へも不相届、山名主に申付山中へ取片付旨申之、其外品々及争論といへとも取用に不足、勿論縁起ハ不取用事にて、登山口ハ上吉田村申所無相違といへとも、元禄の出入検使役人へ山中・須走差出書付ハ、籠坂峠・天神神木檜の枯木より頂上中墨を目当にし、富士の裾籠坂峠辺の境を申立る而已にて、頂上までの境に無之、右出入裁許ハ、西南の方、富士山裾駿州根原村より八合目下無間ヶ谷までの墨筋にて、既甲・駿両国官庫の絵図面にも籠坂峠より無間ヶ谷までの間、国境不知旨記し有之、頂上国境無治定段歴然也、依之今般衆議の上定趣ハ、富士山八合目より上ハ大宮持たるへし、行倒死人ハ道者引請る村方より其支配御代官領主へ訴、差図を請取片付、住所不知死人道筋分れ有之分ハ、其村近き方へ引請、行合より上ハ大宮にて引請、都て住所不知死骸ハ、仮埋にいたし置、人相・年齢・着服・相果死体月日等委しく認、登山口々へ引請る方より六ヶ月令建札、尋来もの無之節に至葬へし、然るにおゐてハ去る辰年の死人も大宮にて取片付へし、次に薬師開帳并扉封印ハ、仕来の通須走浅間神主小野亘取計ひ、開帳僧へ銭弐百文大宮方より遣し、内院散銭四分六分も元禄年中内済の通心得、湯粥商等ハ任先格、山名主より大宮へ証文差出、無猥様可致条裁断畢、仍為後鑑各加印判三方へ書下置条、永不可違失者也

御用方無加印

安永八亥年十二月五日　　松　十郎兵
　　山　信　濃
　　桑　伊　豫
　御用方無加印
　　安　彈　正
　　曲　甲　斐
　　牧　大　隅
　　牧　豊　前
　　土　美　濃
　　太　備　後
　　戸　因　幡
　　阿　備　中

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

二七九　安永九年二月　富士導者道筋普請につき深山村願書

乍恐以書付奉願上候御事

一当村須山南口南方寺富士導者道筋之儀、去亥ノ十二月桑原伊豫守様ニ而御裁許被成下置、先年之通ニ被為仰付、大小之百姓共難有仕合ニ奉存候、右導者之儀者、先年ゟ原領豆州筋・下御厨筋参詣仕候ニ付、右之場所、神主壱人・御師拾弐軒之者共、年々見廻仕来申候、然処右導者道筋之儀茂年々村中之者登山仕、少々宛ハ手入仕候得共、近年村方困窮仕候ニ付、石室五ヶ所御座候得共、大破仕候儘手入茂不仕指置申候ニ付、道筋ニ大石等抜ヶ出候而、道筋狭ク罷成候得共、是以自力ニ難相叶、無是悲（非）捨置候得共、去亥年十二月御裁許被為仰付候得者、困窮ニ者御座候得共、御公儀様江奉恐入、何分此節ゟ取懸り、石室五ヶ所取繕仕、屋根等葺替仕、道筋抜ヶ石等取片附申度奉存候、殊ニ村山三寶院儀茂年々八月三日ゟ七日迄被致登山、下山之節者　御公儀様御祈禱ニ付、室丹生大明神社ニ而御祈禱御座候、夫ゟ当村観音堂ニ而茂御祈禱御座候、室丹生明神社之儀茂及大破候ニ付、是又普請仕度奉願上候、右奉願上

候通被為　仰付被下置候ハヽ、大小之御百姓共一同難
有仕合ニ可奉存候、以上

御厨深山村

安永九庚子年二月　名主　惣治郎㊞
組頭　平兵衛㊞
同　惣助㊞
百姓代　五郎右衛門㊞

森田才右衛門様
円城寺又六様

（裾野市須山　渡邉徳逸氏保管）

二六〇　安永九年（一七八〇）四月　富士山須山口参詣道石室道筋、修繕につき深山村申上書

「（端裏書）此願書差上候得共御差戻し被遊、一通り御伺書ニ而、
其後御請証文差上相済申候
深山村」

御尋ニ付乍恐以書付奉申上候御事

一当村ゟ富士山参詣道筋・石室等繕仕候段、是迄御届等不仕候得共、去年富士山一件御裁許被仰渡御座候以後之儀故、御届申上候段、先達而以書付奉申上候ニ付、此間村役人并長百姓三右衛門・磯右衛門・市郎左衛門被召出、右須山口之儀何分之内存ニ而此度発記（起）致、道筋并石室修覆仕候哉之旨委細御尋被遊候間、私共奉申上候者、当村道筋ゟ者原領豆州田方辺・駿州下郷辺之者共、前々登山仕来候処、其以後中絶仕候而、廿九年以前庚申年奉願上、右道筋、以前之通当村ゟ登り候導者、為引登申度旨御願申上、夫ゟ八年程者導者為引登申候処、其節先名主祖八儀専取扱候而、右導者宿等も村内外々江者不為致、自分壱人ニ而宿等致候様ニ有之候処、又々何分之存寄ニ御座候哉、此後右参詣導者之儀当村ゟ一向為引登申間敷旨、村中小前之者共江屹（急）度申付候得共、重役之祖八申付候儀故不同意なから任其意、村内小前之者共承知仕、導者等者為登不申候得共、

村内又者近村之者者、其以後も年々少々宛も右道筋ゟ登山仕候、併前書之通道筋も破損仕、石室等も大破ニ付殊外心遣仕、年々登山仕来候処、右祖八病死仕候間、導者為引登候義、何卒以前之通ニ仕度旨村内相談相懸ケ、既ニ御願も可申上候与奉存候処、其時節富士山之儀ニ付須走村与大宮与出入最中ニ有之、当村之儀も須山口之儀ニ付度々江戸表江被召出、道筋有無之儀御尋等之儀、委細其節々御届申上候通之砌故、先差控居候得共、前文ニ申上候通年々少々宛者登山仕来候、然ル処去亥十二月富士山一件御裁許被　仰付相済候、当村須山口道筋有之候段も、御公義様御聞済被遊候上之儀ニ御座候得者、何卒村内并近村ゟ年々少々宛も是迄登山仕来候儀、此以後無断絶右道筋通路仕度候、右付而者一向石室破損之儘ニ而者、万一山荒抔有之節致方無御座、気遣ハ舗候間、右之為ニ石室繕、道筋之大破も少々手入仕度段、御届申上候儀ニ御座候、其上村山三寳院儀茂年々当村道筋通行仕候儀も相違無御座候得者、旁此度手入候義御届申上候段御答申上候得者、猶又被為仰聞候者、先名主祖八儀、右導者為引登候儀急度相止メ候段申付候節、何分之存寄ニ而任其意置、此節ニ至り右体申出候儀者、何歟新規之儀企候様ニも相聞、且年々村内・近村并村山山伏抔通路仕来候条申出候得共、是迚片言之儀ニ而相違無之哉否者難計、其上只今迄石室大破之儘ニ而も済来候儀を当年改而企候義も、前書申訳候と者申なから、何分巧ニ而此節石室修理等致候哉茂難計、万一右石室修覆致、当年之上ゟ参詣之者之様子ニ寄候而者、須走村抔ゟ其村相手取、出入等取結候様ニ有之候而者、貧窮之村方無詮儀ニ金銭費候様ニも相成候而者、以外之儀、右石室・道筋等、是迄之通ニ而も深山村之為ニ不相成儀も有之間舗候へハ、此段得与勘弁致見候様ニ与、段々御利害之趣奉承知難有奉存候、乍去私共計ニ而者御答も不被申上候間、一先帰村仕、小前者共江も能々為申聞、猶又可申上段申上、帰村仕、小前之者共江茂得与申聞、猶又存寄相糺

候処、右御利害之御儀、乍恐御尤至極奉存候得共、右石室并道筋修覆之儀者、前書之通新規之導者等為引登候巧ニ而者曾て無御座、須山口道筋有之候段者　御公義様ニ而茂御聞届相済候上之儀、其上年々村内・近村ゟ茂少々宛登山仕候者共之為、冨士浅間江之御奉公ニ、何卒石室・道筋繕申度存寄之外無御座候得者、曾而外々江障り候筋ニも有御座間舗与、乍恐奉存候得者、此段幾重ニも被為聞召、訳石室・道筋修覆之儀被為御聞届被下置候ハヽ、年々之通少々宛も登山仕候者共、心安参詣可仕与難有仕合可奉存候、以上

深山村

安永九庚子年四月　　名主　惣治郎㊞
　　組頭　平兵衛㊞
　　同　惣助㊞
　　百姓代　五郎右衛門㊞

森田才右衛門様
円城寺又六様

（裾野市須山　渡邉徳逸氏保管）

二六一　安永九年（一七八〇）四月　富士山裁許絵図面につき深山村願書

乍恐以書付奉願上候御事

一　先年冨士郡・駿東郡境之儀ニ付、当村与冨士郡村々及出入、　御公儀様御裁許被為仰付、御絵図面御裏印奉頂戴候処、何分之訳ニ御座候哉、右御絵図西田中村江預罷在候ニ付、其後右御絵図深山村江請取申度旨奉願上候処、双方御尋之上、本書者是迄之通西田中村江御預置被為遊、右写書深山村江取置可申旨被仰付、尤其節茱萸沢村名主孫市・川嶋田村名主伊左衛門立合御両紙(カ)引合(カ)写書出来所持仕罷在候、依之八年以前須走村与冨士郡大宮郷之者共及山論候節、右御絵図御用ニ付江戸御表江持参仕候ニ付、西田中村役人・当村役人共一同差添出府仕、右御絵図御請取之上、両村共帰村被仰付候段委細其砌御届申上候、然ル所去亥十二月冨士

山山論御裁許相済候節、先達而差出置候御絵図、須走村江御渡被遊、持参仕、西田中村役人共も御当地江罷出居候間、須走村より右御絵図相渡候段承知仕候ニ付、西田中村役人共申遣候者、右御絵図請取候段者当村ゟ連印ニ而御届可申上旨懸合候処、従是可及挨拶旨申聞置、当二月迄一向沙汰不致候間、再応懸合仕候処、西田中村役人ゟ右御絵図之義受取候段　御上様江御届相済候段申越候、前書之通、右御絵図之儀者至而御大切之御儀御座候所、西田中村役人共右躰等閑之致方不得其意候、依之以来右御絵図取扱候儀者、当村役人共与立合候上、万事取計可申旨被仰付被下置候様奉願上候、右奉願上候通被仰付被下置候ハヽ、難有可奉存候、

以上

深山村

名主　惣次郎

与頭　平兵衛

同　惣助

安永九庚子年四月

百姓代　五郎右衛門

森田才右衛門様

円城寺又六様

（裾野市須山　渡邉徳逸氏保管）

二六三　天明八年二月　富士山御師株売渡証文

（包紙）「冨士山御師株売渡証文　壱通」

永代売渡申冨士山御師株名前之事

一渡邉隼人と申御師株

一旦那場　御宿村・久根村・伊豆佐野村
深良村・公文名村・茶畑村

御師株

旦那場六ヶ村

代金壱両弐分也　但し文字金也

右者我等古来ゟ冨士山御師職ニ而、右旦那廻り纂り仕来候、然ニ久々困窮仕罷在候処、別而近年打続悪作ニ

付、当春夫食ニ差詰り、右御師株并ニ旦那村共相添、永代売渡申処実正ニ御座候、尤名字ハ売渡不申候間、左様ニ御心得可被下候、将又此儀ニ付末世ニ至候而茂少茂違乱申者無御座候、以後ニ至御師仲間へ公事出入出来仕候共、其元方ニ而御世話可被成、我等売はなし候儀ニ付、以後御師仲間之儀ニ付而□差構不申候、為後日証人加判仍而如件

天明八年戊申二月

売　主　半　蔵㊞
証人神主　三郎兵衛㊞
同　友左衛門

惣治郎殿

（千葉県松戸市　渡邉篤太郎氏所蔵）

二八三　寛政元年正月吉日（一七八九）　神職渡邊隼人へ富士本宮浅間社前案主より相伝箇条授与状

相伝箇条

一　社参神拝式
一　十種神宝祈禱行事
一　富士山梅守加持
一　橘家五行祭
一　同　安鎮祭
一　同　止雨祈雨
一　同　風神祭
一　同　星　祭
一　同　宇賀祭
一　同　鎮疫祭
一　同　船玉守
一　同　雷除祭
一　同　清祓式

一同　祖神祭
一正遷宮式
一同　地鎮祭
右箇条之通、深秘授与源正直慎而莫怠矣

冨士本宮浅間
前案主　信　胤（花押）

寛政元己酉年
正月吉日

（千葉県松戸市　渡邉篤太郎氏所蔵）

二四　寛政八年二月一四日（一七九六）　神職渡邉隼人へ六根清浄太祓授与状

六根清浄太祓

天照皇太神乃宣久、人波則天下乃神物奈利、須掌静謐心波則神明乃本主他利、莫令傷心神是故仁月仁諸乃不浄乎見弖、心仁諸乃不浄乎不見、耳仁諸乃不浄乎聞天、心仁諸乃不浄乎不聞、鼻仁諸乃不浄乎嗅弖、心仁諸乃不浄乎不嗅、口仁諸乃不浄乎言弖、心仁諸乃不浄乎不言、身仁諸乃不浄乎触弖、心仁諸乃不浄乎不触、意仁諸乃不浄乎思弖、心仁諸乃不浄乎不想、此時仁清久潔与鈍偈阿利諸法如影像清浄無仮穢、取説不可得皆従因業生、我身波則六根清浄奈利、六根清浄奈留我故仁五臓乃神君安寧奈利、五臓乃神君安寧奈留我故仁天地乃神止同根奈利、天地乃神止同根奈留我故仁万物乃霊止同躰奈利、万物乃霊止同体奈留我故仁所為無願而不成就矣、无上霊宝　神道加持

右授与源正直訖、慎而莫怠矣

寛政八年二月十四日

神道管領

（千葉県松戸市　渡邉篤太郎氏所蔵）

二六五　寛政八年（一七九六）五月二八日　富士山須山口掟取極連判帳（堅）

（表紙）

寛政八丙辰年

富士山須山口掟取極連判帳

五月廿八日

取極証文之事

一富士山導者道繕并道がり等之儀ハ、先格之通り年々無怠可仕候事

一導者中・坊中ゟ附方へ之儀、国元ゟ御師之名前ヲ差而参候導者ヲ、外之御師江案内差図等決而仕間敷候事

一御山先達・強力之者、定式之賃銭之外御山祝イ抔与申而ねたりケ間敷（儀脱カ）堅仕間敷候、若右体之族有之候ハヽ、御山拵指止可申事

一御山石室・茶屋等ニ而商ひ仕候者ハ、諸色其年之相場ニ引合相談之上取極可申候、格別高直之商ひ決而仕間敷候事

一御山案内之者随分導者中ヲ大切ニ仕、且又下山之節茂急度連レ下り可申候、山中ニ而やりはなしニ仕候様成儀堅仕間敷事

一導者中ヲ御山石室へ泊メ候義、贔屓としてたとへハ四合目ニ可泊導者ヲ五合目ニ泊メ、或者五合目ニ可泊ヲ四合目ニ泊メ候様成義仕間敷候、若左様之贔屓ケ間敷義仕候者有、早速御山案内之拵差止可申候事

一夏中登山導者之内、山荒等ニ而万一之儀有之歟、又ハ病死等有之節ハ、早速村中相談之上同行之導者へ得与懸合臨、其時可然様取計可申事

一駄ケ馬場迄導者駄賃之儀、先例之通り勾取ニ仕可申事

一何方へ駄賃ニ出候共、旅人江対し少茂かさつケ間敷義仕間敷候、別而酒代抔ヲねだり、又ハ口論、或ハ馬士仲間ニ而喧嘩等致し候而、打擲致候義、決而仕間敷候、譬ハ奉公人等駄賃ニ遣し候ハヽ、右之趣急度申付可遣

事

一御山石室之儀、二合目・四合目・五合目・六合目・八合目、右五ヶ所之石室ハ当道筋開始メニ造立候故、其節ハ導者茂数少ク損毛致居候、畢竟其節ハ末の為と心得、損毛之年茂御山仕廻迄導者中之用ヲ足シ候事故、向後繁昌ニ相成石室増候共、右五ヶ所石室へ格別差障りニ相成儀決而仕間敷候、新規之石室造候節ハ、村方ハ不及申、右五ヶ所小屋主へ得与懸合相談之上造可申候事

一夏中ハ諸人入込候事故、物毎念入可申候、別而博奕等無之様心掛可申候、村方ハ不及申、御山石室・茶屋等ニ而も博奕勝負之宿、決而仕間敷候事

右之条々相背候者ハ御山掟御差止メ可被成候、此儀年々五月廿八日　下浅間宮於　神前取極惣連判仕候上ハ、弥急度相守可申候、仍而如件

寛政八丙辰年　　平　兵　衛㊞
五月廿八日　　市郎左衛門㊞

源左衛門㊞
太郎右衛門㊞
定右衛門㊞
惣　兵　衛㊞
永左衛門㊞
利　　八㊞
六右衛門㊞
佐五右衛門㊞
与四左衛門㊞
源　　蔵㊞
甚　　助㊞
権左衛門㊞
弥曾右衛門㊞
弥　　七㊞
七郎左衛門㊞
徳右衛門㊞
忠　　八㊞

治左衛門㊞
喜　兵　衛㊞
岡右衛門㊞
友　四　郎㊞
八郎左衛門㊞
甚　兵　衛㊞
弥　平　治㊞
久右衛門㊞
権右衛門㊞
元　　七㊞
安右衛門㊞
佐　平　次㊞
半左衛門㊞
源右衛門㊞
平右衛門㊞
仁左衛門㊞
勝右衛門㊞

利左衛門㊞
利　兵　衛㊞
友　　七㊞
彦右衛門㊞
助左衛門㊞
義　　八㊞
友　　八㊞
平　　太
祖　　八
多　兵　衛㊞
定　四　郎㊞
金右衛門㊞
覚左衛門㊞
茂　　八㊞
宗　　八㊞
由左衛門㊞
平　　八㊞

善　六㊞
清　次　郎㊞
繁右衛門㊞
清　八㊞
藤　兵　衛㊞
文　太　郎㊞
長　八㊞
太　郎　吉㊞
半　七㊞
太左衛門㊞
与右衛門㊞
長左衛門㊞
銀　蔵㊞
弥右衛門㊞
定　吉㊞
新左衛門㊞
喜　兵　衛㊞

甚　兵　衛㊞
又右衛門㊞
多右衛門㊞
武右衛門㊞
政右衛門㊞
平　六㊞
永　蔵㊞
作　兵　衛㊞
忠　七㊞
用　七㊞
太次右衛門㊞
仁　兵　衛
源　兵　衛㊞
市左衛門㊞
作右衛門㊞
治右衛門㊞
嘉右衛門㊞

清左衛門㊞
三郎兵衛㊞
藤右衛門㊞
平右衛門㊞
用　七㊞
治　兵衛㊞
善　八㊞
権左衛門㊞
富　蔵㊞
甚左衛門㊞
利　兵衛㊞
伊　兵衛㊞
又　七㊞
金左衛門㊞
仁左衛門㊞
友　七㊞
半　七㊞

傳　蔵㊞
㊞

御名主
組頭中

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

二六六　寛政（一八〇〇）一二年三月　深山村「富士山一件日記」（堅）

（表紙）

寛政十二庚申年
富士山一件日記
三月

深山村
名主　茂右衛門

覚

一金九両銭四百五拾三文
此米弐拾俵

右ハ導者賄米七月払之代金請取也
　延宝八年
　　申ノ八月六日　　三木半右衛門　印
　　須山村
　　名主中

覚

一金八両元金
　二月ゟ七月迄六ヶ月分
一金弐歩銀六匁
　〆金八両弐分銀六匁也

右者富士導者賄之支度ニ借申候、金一割半之勘定を以請取申所也
　延宝八年　　大嶋傳右衛門　印
　　申ノ七月廿七日
　須山村名主中

右二枚之書付者、延宝八庚申年拝借御返上納之御請取書ニて、本書所持仕候ニ付、此度も拝借御願申上候所如左之

乍恐以書付奉願上候御事

一当庚申年ハ富士山御縁年ニ付、諸国より参詣之者多参り申候事ニ御座候、然所困窮之村方ニ御座候得ハ右導者賄支度出来兼申候、依之乍恐奉願上候儀者金三拾両也、当三月ゟ来八月迄拝借仕度奉願上候、御利足之儀ハ被　仰付次第、月割之以勘定八月晦日迄ニ急度御返上納可仕候、何卒以御慈悲右奉願上候通御拝借被　仰付被下置候ハヽ、小前一同難有仕合奉存候、以上

　深山村
寛政十二庚申年三月　　名主　茂右衛門　印
　　与頭　五郎右衛門　印
　　同　佐　七　同
　　同　用　助　同

佐藤勘五兵衛様
松本文兵衛様

百姓代　仁兵衛　同

右之書付、三月四日名主茂右衛門小田原江罷出差上申候得共、当時　御勝手御不如意ニ付相済不申候、尤延宝年中之御拝借返上之御請書写し差出し申候、此時建札之御届仕候、左ニ

乍恐以書付御届奉申上候御事

一当庚申年ハ冨士山御縁年ニ付、参詣之前行を不勤登山仕候事古例ニ御座候、依之右之趣、別紙之通建札仕度奉存候ニ付、此段乍恐以書付御届奉申上候、以上

深山村
名主　茂右衛門
与頭　五郎右衛門
同　佐七

寛政十二申年
三月

佐藤勘五兵衛様
松本文兵衛様

覚

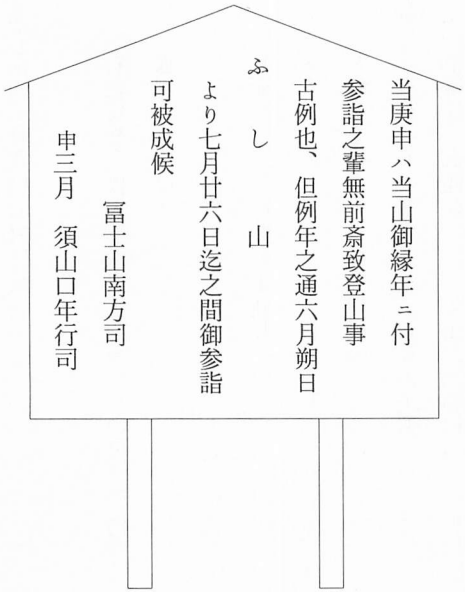

右建札　村方へ壱枚

同　用助
百姓代　仁兵衛

村方ゟ富士山登道筋字十文字と申所へ壱枚、但此所ハ印野村之分地ニ御座候
当村之内十里木新田へ壱枚
駿東郡佐野村辻（ツヂ）江壱枚
同郡木瀬川村へ壱枚
豆州三島宿宮ノ前へ壱枚
三島在大仁村江壱枚

右之通建札仕度奉存候、以上

深山村
寛政十二申年三月　名主　茂右衛門
与頭　五郎右衛門
同　佐　七
同　用　助
百姓代　仁　兵　衛

佐藤勘五兵衛様
松本文兵衛様

右之書付差上申候所、三月八日ニ漸御聞済御座候而、名主茂右衛門三月九日帰村仕候

右之建札壱枚大工六人手間宛掛り申候、但栂壱寸板尺巾三枚はぎ

申四月十日佐野村名主八三郎殿、木瀬川村名主庄兵衛殿、三島宿問屋中建札之場へ立合ニ建申候、尤右三ヶ所へハ三月十二日酒壱升つゝ持参致、建札致趣を役人中へ届置申候

一翰呈上仕候、愈々御清安被成御座奉寿候、然ハ当申ハ冨士山御縁年ニ御座候ニ付、先規之通御村方へ建札仕度奉存候、尤御上様へ茂相達し申候、何分宜敷奉願上候、且建札之場へ御立合被下御差図被下候様奉頼上候、右御頼申上度、如此御座候、以上

申四月十日　名主　茂右衛門

大仁村
御名主中様

一　札

一冨士山須山口頂上石室并役銭等之儀、此度三ヶ条御定書之趣致承知候、猶又以後須山口八合目并頂上浅間嶽石室之内、他郷之者入置参詣人ゟ一銭たり共為取申間敷候事

一頂上薬師嶽御役所御詰中、導者切手銘々相渡置、御下山之節勘定引替可申候事

右之通此度相定候上ハ、以来共相違無御座候、以上

深山村

寛政十二庚申年　　名主　茂右衛門
六月二日　　与頭　五郎右衛門
　　同　佐七
　　同　用助
　　百姓代　友右衛門

大宮
御役人衆中

右之通大宮へ定メ証文遣し申候、其上大宮ゟ此方へ取候証文左ニ

（大宮よりの証文の記載はなし　以下余白）

当庚申ハ冨士山御縁年ニ付、女人ハ御室摩胡岩迄参詣為致候所、打続天気曇居候ハヽ、女共御室参り致し候故歟と疑候而、当村組十四ヶ村六月廿日金澤へ出会之上、当村役人へ申越候ハ、御室迄茂女之参詣ハ相止メ貰度と申来候ニ付、須走村江懸合申候、右須走へ懸合之書翰左ニ

態々以使札得御意候、益御山御繁昌村々御同慶仕候、然ハ女人御室参り之義相止メ申度処、此間中打続キ朦々敷御天気御座候も、女人御室迄参詣致し候故歟と被存候間、右女之御室参詣致候義ハ相止申度段、当村組ゟ申来候、此義其御村方ハ如何御取計被成候哉承度、乍憚以使札得御意候、何れニ茂其御村方迄御同様ニ取計申度存候間、乍御面倒御返翰被下候様奉待候、以上

六月廿一日　　深山村
　　名主　茂右衛門
須走村
御名主　好　太　夫様
同　久　大　夫様

右之書状あらひ銀蔵を使として遣候所、則返書左ニ
女人参詣之儀、御聞合被下候、承知いたし候、郡中被相頼候ニ付、一昨十九日ゟ御室迄も差登セ不申候、下浅間宮迄ニ而相戻シ申候、来月廿日頃まてハ富士参詣道へハ差留申候、右貴答まて、早々、如此御座候、以上

六月廿一日　　須走村
　　名主　好　太　夫
深山村
御名主茂右衛門様

如此返書参り申候、以上

（同文の書簡のはさみ込みあり）

覚

一人数五千三百九十八人　内　男五千二百八十人
　　女拾八人

右ハ当庚申年富士参詣当村口ゟ登山仕候分、取調書上申候、以上

深山村
　名主　茂右衛門
寛政十二庚申年　与頭　五郎右衛門
八月　同　佐　七
同　用　助
百姓代　友右衛門

戸川勝蔵様

一当六月廿日過ハ導者多候故、御山案内・強力人足ニ指支申候故、渡邉隼人祐事名主茂右衛門之門前ニ出張を

構、村役人両人ツヽ罷詰候而、強力雇立賄申候、尤右出張所ニ而導者を改、帳面所持之御師へ案内いたし、帳面ニ無之分ハ番廻りニ取計申候、殊六月廿日頃ゟ同月廿九日迄大賑合御座候、然共少之間違も無之御山中首尾克相済目出度奉存候、以上

庚申八月　　渡邉隼人祐記

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

二六七　文化三年（一八〇六）一〇月一五日　須山村富士浅間社神官職分仮免状

駿河国駿東郡須山村富士山南口富士浅間社

神子朝日

右職分御裁許状相願上者、拝受迄之内茂着赤地錦千早舞衣紅切袴、可勤神事・神楽者

但御本紙拝受之節、此仮免状可返納事

文化三年十月十五日

神祇管領長上吉田殿

御役所

（千葉県松戸市　渡邉篤太郎氏所蔵）

二六八　文化八年（一八一一）九月一〇日　仙洞御所御膳水頂戴につき上申書

仙洞御所御膳水頂戴之事

仙洞御所御膳水一器、文化八辛未年八月、岩倉三位様ゟ小子へ被下置候ハヽ、其節御下向之伝奏御方　平松前中納言様御内宇野正親様と申仁へ御頼被下、沼津宿問屋迄相届候ニ付、当村組頭与左衛門を名代ニ遣、同月廿八日奉請取候、難有御儀ニ付、九月朔日・二日右御水を以洗米相調、浅間宮神前へ奉献、神楽執行、右御殿安全、且ハ領主大久保加賀守様益御武運長久之御祈禱奉勤仕候、同九月九日右　平松様御帰京三島宿御泊りの節、富士山上神水宇野正親様へ御頼申上　岩倉様江献上仕候、誠難有事共ニ奉存候、則其節之御書翰等三通并書付三枚

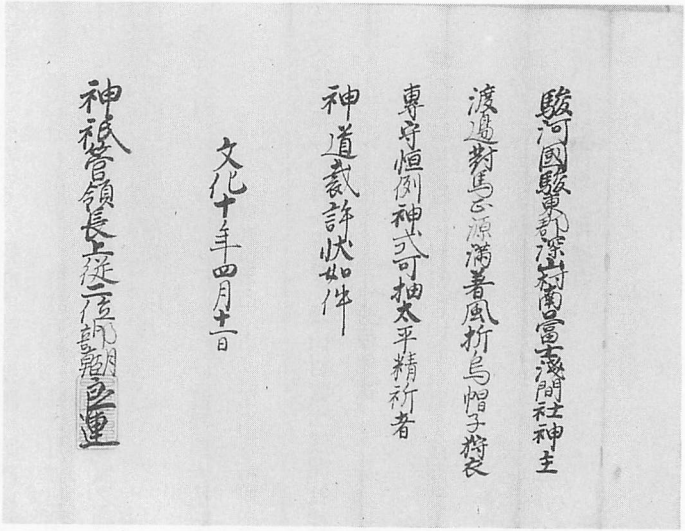
駿河國駿東郡深山村南口冨士淺間社神主
渡邊對馬正源滿着風折烏帽子狩衣
專守恒例神式可抽太平精祈者
神道裁許狀如件
文化十年四月十一日
神祇管領長上從二位卿朝臣連

御書翰壱通　岩倉様ゟ御水被下置候節御添書
同　壱通　右御殿へ神水差上候節　平松様御内
宇野氏ゟ御請取之書面
同　壱通　是ハサヌキ意戒法印ゟ之書面
文化八辛未年九月十日
冨士山須山御師
渡邉隼人祐

意戒権大僧都法印者讃岐国鵜足郡勝浦村長善寺住持也
（裾野市須山　渡邉徳逸氏保管）

二八九　文化一〇年四月一一日（一八一三）　深（須）山村富士浅間社神主渡邉對馬正神道裁許状

駿河国駿東郡深山村南口冨士浅間社神主渡邉對馬正源満、着風折烏帽子・狩衣、専守恒例神式可抽太平精祈者
神道裁許状如件
文化十年四月十一日

神祇管領長上従二位卜部朝臣良連　印

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

二九〇　文化一四年（一八一七）正月　須山村富士浅間社御師杉山幸太夫四組木綿手繦懸用免許状

駿河国駿東郡須山村
富士山南口浅間宮御師
杉山幸大夫
藤原由成

右四組木綿手繦懸用之事所被　許如件

神祇管領長上家
文化十四丑年　公文所　印
正月

（裾野市須山　杉山郁実氏所蔵）

二九一　弘化二年（一八四五）一一月　須山村富士浅間社太々神楽執行許可状

駿河国駿東郡須山村
富士山南口浅間神主
渡邉對馬
同社祝
渡邉隼人
同社御師
土屋八太夫
土屋久大夫
渡邉善大夫
杉山三郎大夫
土屋仙大夫
杉山長大夫
杉山幸大夫
杉山健大夫

土屋新井大夫
土屋伊大夫
土屋半大夫

右太々神楽執行之事
所被
許　如件

神祇管領長上家
弘化二巳年十一月　　公文所

（千葉県松戸市　渡邉篤太郎氏所蔵）

二九三　安政六年（一八五九）　富士山開帳の引札

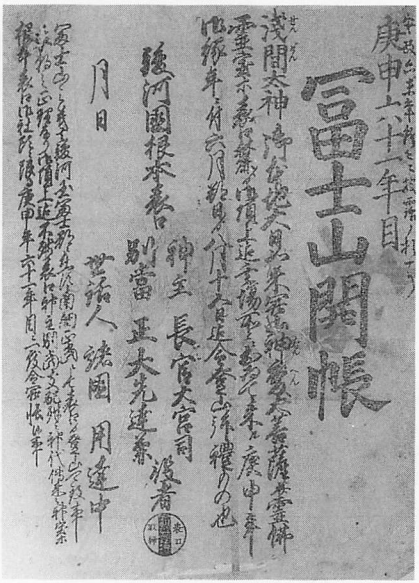

安政六未年所々ニ披露ノ札ナリ

（木版）
「庚申六十一年目
　富　士　山　開　帳
浅間太神御本地大日如来開山神変大菩薩并霊仏霊宝等、
表口麓ゟ御頂上迄、其場所々ニおゐて来ル庚申年御縁

年ニ付、六月朔日ゟ八月十五日迄令登山拝礼もの也

駿河国根本表口　　神主　長官大宮司
別当　正大先達兼　役者　表口印取締

月日　　世話人　諸国　用達中

富士山之義者駿河国富士郡ニ在す、南面正当ニして表口ゟ登山可致事、我朝之正理なり、御頂上迄不残表口神主・別当支配、殊ニ神代伝来之神宝等、根本表口御社頭ニ限る、庚申年六十一年目ニ一度令開帳候事」

（裾野市須山　渡邉徳逸氏保管）

二九三　安政七年三月（一八六〇）　渡邉隼人祐「富士山御縁年記録」（竪）

（表紙）

安政七庚申年三月
富士山御縁年記録
南口祝部
渡邉隼人祐

乍恐以書付奉願上候御事

一当庚申者当山御縁年ニ付、参詣之者、行を不勤登山仕候事、古例ニ御座候、依之右之趣別紙之通建札仕度奉願上候、右奉願上候通被　仰付被下置候ハヽ、難有奉存候、以上

安政七庚申年二月　　深山村浅間社
神主　渡辺但馬正

寺社御奉行所様

右渡辺但馬奉願上候通相違無御座候、奉願上候通被
仰付被下置候ハヽ、私共迄難有奉存候、以上

深山村
組頭　權左衛門
同　三　平
同　礒右衛門
同　惣治郎

寺社御奉行所様

覚

当庚申ハ当山御縁年ニ付、
参詣之輩無前斎致登山事
古例也、従平年従六月朔日七月
冨士山
廿六日迄ニ候処、任御縁年先例従五月
中八月迄之間令登嶽候事
申三月　南口須山　神主
年行司

場所駿州駿東郡佐野村
豆州田方郡大仁村
小田原宿

右之通建札仕度奉存候、以上

右二月十九日願相済、地方御役所江も写書差出申候、此

度組頭三平出勤仕候
右願書之義、先庚申建札願書ニ御他領も書載有之候ニ付、書入差出候得共、御他領ハ除認可申様被仰聞候ニ付、右三ヶ所書出申候

御領分御他領共建候宿村場所

一当村　隼人門前灯籠之際
一佐野村　下原辻
一沼津宿　日吉山王大門際
一三島宿　明神社御垣之際
一豆州大仁村　加野　大見辻
一小田原宿　高梨町
一十里木新田
一吉原宿

右宿村問屋名主中江酒壱升ツヽ遣相頼申候、尤前広ニ相廻り置、跡ゟ建札送り立呉候様頼遣申候

一登山口大鳥居四月三日建前、是ハ八太夫江金三両ニ而渡申候、尤柱ハ木取致し場所迄出し、笠木ハ古ルを用申候、右登山道先年ゟ北細道之方ニ有之候処、甚不順ニ付去申年村方相談之上、北方江相開候得共、未鳥居建不申候ニ付、当年立申候

一御神輿造営仕度数年心掛候得共、志願不相達候所、当年御縁年ニ付是非出来仕度、且右御本社不順之地ニ付、導者一円参詣無之候故、登山口大鳥居之内江仮殿相建、御神輿居へ置、登山之導者江参詣為致度存、去未十月中村方江相談致候処、村方ニ而も談判致し御神輿之義ハ造営致候而も可然候得共、仮殿之義ハ相止メ貰度旨達而申出候ニ付、原和助・田向惣治郎相頼存立候儀ニ付、是非仮殿相立神輿置、参詣人江拝礼為致度候ニ付、聞届呉候様強而申入候処、村方ニ而も彼是談合致、種々相拒ミ六ヶ敷候ニ付、左様ならハ仮殿之義ハ一円村方厄介ニ不相成様取極、後年修覆等之義も神主・御師ニ而致し、聊村方江迷惑相掛申間敷候間、承知致候様右世話人ゟ申入候所、左候ハヽ宮林杉相払金拾両差出可申候間、右ニ而承知ニ候ハヽ勝手次第ニ可被致旨

申候ニ付、末之義ハ兎も角も、年来之志願成就致候ハヽ可然与談合致、則造営仕候

右御神輿并仮殿共出来、五月朔日一同棟上致、村方役人中・大工・杣相招き、隼人宅ニ而振舞致候、右御神輿諸掛り別帳ニ取調扣有之候

一吉原宿建札之義、先年建不申候義ニ付、万一村山・大宮ニ而故障申候義も難計存候ニ付、韮山御役所江相願候上ニ而建申度与存候所、彼是多用ニ而未罷出不申候ニ付、五月七日隼人韮山江罷出、郷宿半左衛門方江参、同人親父範之進殿相頼、御役所江内伺致貰候所、当御役所ニおゐてハ差支之義ハ無之候ニ付、吉原宿役人江相掛合、故障等も無之建札致候ハヽ、其旨書面ニ致し差出可申旨被仰聞候由、半之進殿申候ニ付帰村致候

一五月十一日三平宅ニ而組親寄合致し、六月朔祭礼之節、御神輿舁并ねり之義、如何ニ致可然哉相談之上取極申度旨申渡、則陸尺之義ハ村方須番ニ出可申、且亦当一ケ年之義ハ始而之義御縁年ニも有之候ニ付、御神輿村中不残相渡し申度旨組親申出候ニ付、則不残相渡可申旨取極申候、今晩棟上神酒として酒壱樽組親中江振舞申候

一五月十六日平太夫吉原宿江罷出、建札之義問屋中江相掛合候所、承知之旨ニ付、同月廿一日久太夫、韮山江罷出、差出候書面左之通り

乍恐以書付御届奉申上候

一先達而奉願上候富士山御縁年建札之義、吉原宿江相掛合候処、故障之義無之旨ニ付、建札仕候間、此段乍恐以書付御届奉申上候、以上

大久保準之助領分
駿州駿東郡深山村
神主　渡辺但馬正
万延元庚申年
五月

韮山
御役所様

右之書付差上納り久太夫帰村仕候、則吉原宿江建札送申候所、村山ゟ法印参り、須山口建札之義ハ不相成段申断

候由、吉原宿ゟ沙汰有之候ニ付、如何之筋ニ候哉、村山江相尋可申与談合致し、六月五日八太夫罷出相尋候処、吉原・蒲原・由井(比)三宿之義ハ御上江相願、外口江導者案内等不致様御触も被成下候義ニ付、三宿之義ハ曲而遠慮致呉候様達而申候ニ付、無拠其儘帰村致候由申候、右ニ付如何可致哉与種々談判致候得共、相決不申候ニ付、兎も角も西筋ニ建札壱本も無之候而ハ不宜候ニ付、吉原宿江差送置候建札、暫沖津(興)宿江遣、相建可申与、六月十四日使として今里村十左衛門吉原宿江差遣、問屋中江書状左之通り

一翰啓上仕候、甚暑之節愈御安静奉賀候、然ハ先達而御頼申上候建札一件、村山ゟ故障之筋申候ニ付、彼方江掛合候得共、事越向ニ而未相決不申候ニ付、先日差遣候建札、暫沖津宿江引越建可申与奉存候、其宿方之義ハ掛合決候上差遣可申候間、其節宜敷御頼申上候、

右申上度如此御座候

早々不備

須山口

申六月七日　神主　渡辺但馬正

祝年行司　渡辺隼人祐

吉原宿

問屋中様

右之書面、今里村十左衛門使として差遣、直様沖津宿江宿役人江書面差遣申候処、承知之趣ニ付建札致候由ニ而帰村致候

一此間中富士川端江村山ゟ出張致導者相進メ申候ハ、当御縁年開帳ハ表口ニ限り、外口ハ八合目以上登山差留メ候旨申、無体ニ引込不残西口江参候由承申候、当年ハ伊勢・伊賀辺之導者多分ニ参可申与存候処、一向参不申候ハ右故歟与被存、何分難捨置義ニ付談合致し、六月廿二日隼人ゟ弟太一郎、平太夫ゟ兄八太夫遣し、外ニ人両三人遣、聢与見届可参様申遣候所、廿四日十左衛門帰り申候ハ、昨夜蒲原宿牧屋丈助与申旅籠屋江泊り候所、右家ニ而わらし施行致、導者人数相記し表

口出張所与申切手相渡、夫ゟ富士川端ニ而右切手わらし相改、わらし貰受候者ハ、不残表口江登山可致様相進候由、其外種々手配致、外口八合目以上登山差留候旨申候義、相違無之趣ニ而、飛脚差遣し、須走江も右之趣通達、出張致呉候様申遣、可然旨申越候ニ付、即刻書状相認須走江遣申候所、何レ談合致差遣可申旨申候由ニ而、使之者帰村致候

廿五日八太夫殿、太一郎ニ紛し、居所相知不申候由ニ而帰村致候

廿六日昨日須走ゟ無相違可参筈之処、先当方のミ参可申与、又々八太夫殿遣、太一郎与談合厳敷相掛合可申旨申遣候

廿八日八太夫殿・太一郎帰村申候ハ、蒲原宿牧屋丈助方わらし施行之義、何様之義ニ而何方ゟ施行致、其上人別切手相渡候哉与相尋候処、右施行ハ遠州中泉之郷講中ニ而施行致、人別改之義ハ村山ゟ法印出張致し切手相渡候由、尤右法印此節ハ村山江帰村致候由申候ニ付、右施行出張人姓名書取岩本江罷越、村山ゟ頼置候岩本村之法印般若院宅江参、相掛合候処、相答候ハ、三宿之義ハ韮山御役所江も相願、茶屋・はたご屋・人馬之者迄も外口江案内致候義、堅御製(制)禁之御触有之候義ニ付、右御触面之趣を以建札致置候ニ付、此趣を以導者中江も申聞候旨申候ニ付、八太夫・太一郎両人申候ハ、右御触面之趣ハ左も可有之候得共、外口ハ八合目以上登山差留候段申候ハ如何之義ニ御座候哉与、相尋候処、右様之義ハ決而不申候、乍去御触面之趣ニ付外口ハ差留候段申候義ハ相違無之旨申候ニ付、左候ハヽ何レ帰村致、御師中江申聞挨拶ニ及可申旨申、罷帰候由申、帰村致候

右ニ付村山江察問ニ及可申哉与一同談判致候得共、彼是致候内七月上旬ニも相成、導者も薄く相成候ニ付其儘捨置申候

一女人登山之義、先庚申ニも当口須走口ハ一合目迄ニ限り、夫ゟ上江ハ為差登不申候旨記録ニも控有之候ニ付、

最初者御室迄ニ限り可申与申合、殊ニ組合村ゟも決而女人登山為致申間敷旨沙汰有之候ニ付、上江ハ一円為差登不申候所、吉田口ハ建札ニも相記し専ラ七合五勺迄登山為致、西口・須走ニ而も三・四合目辺迄も為差登候由承候ニ付、村役人江も相談、外口ニハ不残登山為致当口のミ遠慮致候而も無詮事ニ付、二・三合目も為登候而ハ如何可有之哉与談評致候所、役人中申候ハ、先一合目迄を限り与致し、夫ゟ上ハ極内々ニ而、役場をも廻り道致し為相登候ハヽ、役人ハ知ぬ分ニ致置可申旨申候ニ付、廿日頃ゟハ二・三合目迄ハ登り候而も不苦旨申遣候、乍去末々ハ七・八合迄も登り候者も有之候由ニ候、表口・吉田口ニ而者七月ニ相成候而ハ頂上迄も相登候由申候、当年女人案内賃銭之義ハ、一合目迄ニ而三百文ニ相定置申候、吉田口ニ而ハ四月中ゟ女人為差登候所、五月中雨降続候ニ付、女人登山故歟与郡中ニ而吉田口江察問ニ及可申与、小田原江内伺致候由ニ候得共、何故ニ候哉其義ニも及不申候由ニ承申候、然ル処六月ニ相成候而ハ引続天気よく候故、三方口ニ而も追々上江為登候得共、郡中ゟも一向沙汰も無之打過候、且登山之女人聊之間違も無之候

一一合目胎内之義、昨年但馬・八太夫・藪林三人ニ而再興普請致し参詣為致候所、当年参詣人ゟ過分之銭取候由ニ付段々取調候所、腹帯代・蠟燭代・参銭、其外合而役銭共百五拾文つゝ取立候由、以之外之儀ニ付年番役人三平江右之趣相達候処、左様之義ニ而ハ決而相済不申候義ニ付、村方江も相談致取計可申与、其夜役人組親立合談合致候処、一同共殊之外立腹ニ而胎内参詣之義ハ一切差留、穴も元通り明通しニ致可申旨相断可然与相談相極り、翌廿九日組頭惣治郎差遣右之趣相断申候、然ル処翌晦日但馬殿ゟ直吉・惣左衛門両人相頼、一言之申訳無之義ニ付詫入候ニ付、用捨致呉候様申候ニ付、但馬殿不調法之義ハ両人ニ任セ可申候得共、胎内之義ハ急度相潰シ可申旨申渡候所、其後又々参り、売物等ハ決而不為致候間、只々参詣のミ為致呉候様

度々申参候得共、役所ニ而外々取締も可致人ニ而格外之事致候義ニ付、何分ニも用捨不相成旨村方一同達而申候ニ付、其旨相断、一円不相成旨申遣候
此義厳敷申渡、過分之銭さへ取不申候ハヽ、道筋之賑合ニも相成候ニ付、参詣のミハ為致候而も可然与存候得共、村方小前之者殊之外不承知申立候ニ付、任其意右様取計申候

一冨士郡辺ゟ無案内之導者、多分十里木通より直様登山致候由ニ付、先年之通十里木江製(制)札建申候

一冨士山参詣之儀、無案内ニ而登山致事従往古禁製(制)ニ御座候、然ル処近年直道より無案内ニ而登山致もの間々有之由相聞申候ニ付、当年ゟ中宮役所ニ而厳敷吟味致し、無案内之者ハ急度差留申候、依之参詣之人ハ不残坊中江立寄国所姓名を記し、差図案内を受登山可被成候

寛政十二庚申年六月

右之趣従先規定ニ候所、近年猥ニ相成心得違之仁(人)も有之候ニ付、尚又当年厳重ニ相定申候、参詣之衆中一同可被得其意候、以上

南口須山
年行司
役人

万延元庚申年六月

右之通り建札致し十里木中江も申渡、無案内ニ而登山致し候而も一合目ニ而急度差留候ニ付、須山御師江立寄参詣可致旨導者中江厳重ニ申聞候様申遣候

一七月十九日夜村山大鏡坊ゟ三平方江飛脚遣、書状ニ而申越候ハ、イキリスミンストル冨士登山願済ニ相成、昨十八日出立之趣、右ハ東海道ゟ当口江登山致シ三島宿迄帰り、又々須走口・吉田口江も参詣致候趣先触御座候、右ニ而ハ其口計相洩候義、三方共参詣有之、其口計洩候ハ如何之義ニ候哉不本意義ニ付、当口ゟ下山十里木通り通行致、其口江参詣致候而須走江越候得ハ、道法格外近相成雑費も減候義ニ付、右等之義申立、通行先宿割江相願候ハヽ可然与存候ニ付、急度沙汰ニ及

候旨書面ニ而申越候、右ハ村山口江登山致し、又々外口江参詣致ス与申義難心得義ニ候得共、三方共参詣当口のミ被相除候も不本意義、殊ニ異人参候ハヽ、格別村内助成ニも可相成与存相談致し、三島宿江罷出宿割来候を待受、相伺見可申与平太夫隠居兵庫相頼遣候処、廿三日帰り申候ハ宿割抔ハ先江ハ参不申、昨夜異人三嶋宿泊ニ相成候ニ付、附之役人江相伺候所、願申入候とて外口江参詣抔ハ決而不相成、須走・吉田江参候義も無之ニ付、右様為心得旨被仰聞候由ニ御座候

廿五日隼人・平太夫・久太夫登山致し、廿六日頂上江参候処、異人義同時ニ絶頂江登り申候九人与申事ニ候処、途中江弐人残り七人上江参候由ニ御坐候、拝礼与申義ハ聊も無之候、則(測)量器を出し当山之高さを量候様子ニ相見へ候、食事致候を見受候所鶏・豚抔を喰申候、跡ニ而承候得ハ、内院江鉄炮打込候由ニ御座候

右異人登山致候ハヽ助成ニも可相成与存候所、異人之分ハ食物も持参致し、附役人ハ木銭米代之御払ニ而諸雑引足不申、夫々殊之外迷惑ニ相成候由ニ御坐候

一当夏導者多分ニ参申候ハヽ、強力ニ差支可申、且者強力之者取締方無之候而ハ不宜候ニ付、世話人相立強力為雇立申候、尤定例賃銭之外廿四文つゝ導者ゟ為差出、世話料として遣申候、其上隼人・平太夫ゟ金弐朱ッヽ、久太夫ゟ壱朱差出遣申候、先庚申ニハ村役人出張致し強力雇立候由ニ候得共、夫も迷惑可致与存、右様取計申候

一十一月朔日御山勘定致候所惣人数左之通

一導者千弐百六拾壱人　渡辺隼人
一同　千弐百八拾人　土屋平太夫
一同　六百弐拾人　土屋久太夫
〆三千百六拾壱人
一四百三拾六人　近村参詣
惣合三千五百九拾七人

右之通ニ御座候、当年穀高故歟存外之無数ニ御座候

一当夏村山ゟ道筋江導者引手差出候ニ付右差止、旁数度人差遣、且所々茶屋・旅籠屋江遣候進物代・棒杭其外臨時入用雑費多分ニ相掛候処、八月中村方ゟ申出候ハ、当年導者ニ付諸入用之義ハ、不残導者宿致候御師中ゟ可差出取計呉候様、百姓代善左衛門・年番三平方江参候所、此義ハ我等方ニ而ハ右様の取計ハ出来不申候ニ付御師年番隼人方江参、直々掛合可致旨申候由ニ而、善左衛門参申候者、何卒村方ゟ申出候趣聞届呉候様申候、隼人答候者、右様之義ハ先年ゟ例も無之儀ニ付、決而相出来不申義、殊ニ右様不束之義小前ゟ申出候を百姓代ニ而差押へ不申ハ不埒の義ニ候旨申聞候、乍去実ハ雑費も多分ニ相掛候義ニ付、御師中ニ而も成丈骨折候積兼而含ニハ候得共、不残抔与申義ハ以之外之事共ニ候、何レ仲間合相談致可申旨申相返し申候、其後又々善左衛門来、如何ニ致呉候哉与申参候ニ付、何分直段之挨拶ニハ参兼候ニ付、何レ惣役人中江相咄勘弁ニ預り可申旨相答遣候、然ル処御山勘定之節御師仲間ゟ申出候ハ、諸入用之内半分御師ゟ差出候ニ付半分ハ役銭ニ而差出候様取計呉候様申出候処、役人相談致し四分役銭ニ而差出候ニ付、六分御師中ニ而差出呉候様申候ニ付、任其意割合致候

（裾野市須山　市立富士山資料館保管）

第六章　家と家族



第一節　家の相続

右之通三蕪ながら古来よりノ百姓跡ニ而座敷同座ニ御座候間、左様ニ相心得可致申候

元和弐年辰ノ　　同　宮内左衛門
正月吉日

渡部助松殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二九四　元和二年（一六一六）正月吉日　御宿村百姓三座の覚

覚

右座

一式右衛門ニハ海野久蔵と申、古来ゟ異名座敷有之百姓跡相勤させ申候

左座

一兵四郎ニハ我等代々相勤申候神職異名座敷有之跡相勤させ申候

上座

一其方者右近と申、古来ゟ異名座敷御座候而殊ニ我等姉聟ニ而候、百姓ノ養子ニ約束仕候間右近跡式相勤させ申候

二九五　明暦二年（一六五六）二月　御宿村名主家につき申上書

御尋ニ付以書付ヲ申上候事

一天文三年午ノ二月　御宿村開闢ゟ以来　右　近
高百拾石五斗八合㊞　代々名主
但御水帳壱冊

一元亀元年午ノ霜月　御宿村立初りゟ以来　右　近
名寄帳壱冊　代々名主　久　蔵

一慶長九年辰ノ八月　御宿村開闢ゟ代々　右　近
高百七拾六石弐斗壱升五合　名主
但シ御水帳弐冊㊞　久蔵替新規ニ被仰付　宮内左衛門

慶長九年辰ノ九月　御宿村立初りゟ以来代々　右　近
一名寄帳壱冊　名主
同村久蔵替ニ新規ニ被仰付候　宮内左衛門

右之通名寄御水帳次左衛門方ニ代々所持仕候、治左衛門義者御宿村開闢ゟ以来代々名主右近跡を続候故右外書物共御座候、此外誰ニ而も古来之名主家無之候、村中吟味仕候得共外ニハ無御座候、為其名主・組頭・惣百姓連判差上ヶ申上候

御宿村百姓　長左衛門㊞
明暦弐年　助二右衛門㊞　善　三　郎㊞
申ノ二月　五郎兵衛㊞　徳右衛門㊞
組頭　甚右衛門㊞　兵　四　郎㊞
御代官様　七左衛門㊞　六右衛門㊞
組頭　孫　兵　衛㊞　徳左衛門㊞
甚　兵　衛㊞　半　兵　衛㊞
彦　十㊞　忠　兵　衛㊞
平十郎㊞　兵　二　郎㊞

宮内左衛門㊞　孫　十㊞
勝左衛門㊞　彦右衛門㊞
庄や　次左衛門㊞㊞　九右衛門㊞
平左衛門㊞　八郎兵衛㊞
半右衛門㊞　甚　蔵㊞
上野原新田　弥右衛門㊞
組頭　小右衛門㊞　八郎右衛門㊞
半　三　郎㊞　庄左衛門㊞
八郎左衛門㊞　権　十㊞
長　二　郎㊞　長　兵　衛㊞
六　兵　衛㊞　与右衛門㊞
庄右衛門㊞　次　兵　衛㊞
長　助㊞
庄や　七左衛門㊞

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二九六　寛文二年（一六六二）二月一六日　五郎右衛門跡につき相定申証文

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

相定申証文之事

今度五郎右衛門跡之儀ニ宇右衛門江申請候故、則地屋敷畑之儀、家内之諸道具共ニ少も不残相渡し申所実証也、借銭之儀者少も無之候、弐人之兄弟共之儀者末々成々ニ御仕付ヶ可被下候、右之段ニ少も相違有間敷候、若何様之儀出入横合ゟ御座候共、証人之者共出合相済可申候、為後日手形仍如件

寛文弐年　　佐野村
寅ノ二月十六日　　名主　伝右衛門㊞
同　久兵衛㊞
証人　八郎兵衛㊞
与惣兵衛

千福村
西嶋太兵衛殿

二九七　寛文一〇年（一六七〇）三月　御宿村本名主につき口上書

御尋ニ付差上ヶ申口上書之事

一御宿村立初りゟ之名主と申ハ拙者家ニ而御座候、先年ハ名主両人ニ而御座候、拙者養父右近、相役海野久蔵と申候、此久蔵悪事仕候故、御公儀様ゟ御悉シ御追放被遊候、就夫ニ実父宮内左衛門ヲ相役ニ取立申候、然所ニ養父右近不慮ニ病死仕候ニ付、拙者義ハ幼少ニ而身代持候義不罷成、右近分之田畑林諸事持添ニ仕、実父宮内左衛門一人名主ニ罷成候、其以後ハ私共も成人仕候間、養父右近之田地ヲ分ヶ私相続仕候、半右衛門義ハ実父宮内左衛門勤来候神職請取申候、惣領宮内左衛門名主役受取申候、此宮内左衛門隠田仕候ニ付名主御役御公儀様江被召上、私共三人ニ廿三年以前子ノ年名主御役被仰付候、拙者義ハ代々名主右近跡ヲ続候故、本名主ニ御座候間、御判形被遊候御水帳、拙者方へ御

渡シ被下候而本名主ニ被仰付可被下候、半右衛門・権兵衛本名主願候而双論ニ及候得共、両人共ニ新名主ニ御座候、此外代々之名主家脇ニ無之候間、御判形被遊候而本帳拙者方へ御渡シ可被下候
右之通少も偽り不申上候間、御尋之上委細口上ニ可申上候
寛文拾年戌三月　　御宿村　　名主　次左衛門
御代官様

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二九八　延宝二年（一六七四）三月　御宿村水帳につき証文

証文之事
一源左衛門義ハ御宿村開闢ゟ以来代々本名主家ニ御座候間、此度も本水帳預ケ申候、惣而諸本文之義ハ可致所持、相役半右衛門・権兵衛両人ハ写シ可持者也

野村彦大夫代　　平田三郎左衛門㊞
延宝弐年　寅之三月　　御宿村　　名主中

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

二九九　延宝二年（一六七四）一一月一七日　御宿村名主退役につき口上書

指上ケ申口上書之事
一前度□□候通、私身躰罷成不申候ニ付、名主□役勤り□□□間、相役半右衛門・権兵衛両人ニ預申候間、身躰取直シ候迄ハ御赦免可被下候、重而私儀ハ不及申上、子々孫々ノ末々成共勝手次第可申上候間、其節無相違可被仰付候、為其庄屋・組頭・百姓不残加判仕、手形指上ケ申候、以上
延宝弐年　寅ノ十一月十七日

御宿村

名主　源左衛門㊞
同　権　兵　衛㊞
同　半右衛門㊞
組頭　甚右衛門㊞
同　太郎左衛門㊞

野村彦太夫様

伝右衛門㊞　惣　兵　衛㊞
長左衛門㊞　権左衛門㊞
与惣右衛門㊞　伝　十　郎㊞
九右衛門㊞　五郎兵衛㊞
八左衛門㊞　権　三　郎㊞
金左衛門㊞　伝　兵　衛㊞
二郎右衛門㊞　伊左衛門㊞
弥　兵　衛㊞　宮内左衛門㊞
仁右衛門㊞　忠　兵　衛㊞
彦右衛門㊞　権　之　丞㊞
庄左衛門㊞　小右衛門㊞

三左衛門㊞　兵　十　郎㊞
上ノ原　与右衛門㊞　平　兵　衛㊞
七左衛門㊞　徳右衛門㊞
文右衛門㊞

（後欠カ）

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三〇〇　延宝三年（一六七五）　御宿村名主役預り証文

預り申□

一貴殿義、前々ゟ我等相役ニ而名主役勤来り候所ニ、御身代不手廻りニ御座候故、先拙者預置申候、重而貴殿儀ハ不及申ニ子孫之代ニ成共御望次第不依何時名主御役目相返し、前々之通相役可仕候、為念如此ニ御座候、以上

延宝三卯ノ年

御宿村
名主　平　次　郎㊞

源左衛門殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三〇一　元禄八年（一六九五）二月一七日　富沢村はつ家産相続につき一札

（前欠）

七拾両不足有之而武左衛門聟遺跡ニ呼候上ハ、金子之義はつ可申請筋目無之候、田地もらい可被下之由被申聞候得共、はつ合点不仕、去秋御代官様へ訴出申候所、右三人衆御召出委細御尋遊候、三人衆被申上候ハ親と子之出入之儀ニ御座候間、拙者共内々ニ而双方へ異見可申と御請被成度々御異見被成候得共、武左衛門ニはなれ親之跡式立可申望一円無御座候間、母持参金三拾七両遣禿、只今ニ至可申請筋目無之候間、母田地六石四斗弐升七合親仁右衛門金子拾両相添可被下候、仁右衛門跡式ニハはつ夫婦之儀ハ不及申ニ、子孫ニ至迄少も望無御座候、弟浅之助を以成共、又ハ近好身へ成共、縦他人江御渡シ被成候共少も構無御座候と達而申ニ付、親仁右衛門方へ其通御異見被成、はつ望申通ニ御済被下忝奉存候、親仁右衛門持高七拾石余之内、高六石四斗弐升七合坪付小帳指添御渡シ被下請取申候上ハ、御年貢御役御公儀様被成御上納仕、作徳を以渡世可仕候、母持参金存生之内遣禿はつ可請筋目無御座段得其意、未々一言之望事申間敷候、ヶ様ニ相究罷出候上ハ以来何様之儀御座候共少茂六ヶ敷儀申間敷候、為後日村々名主・組頭衆を頼入、連判を以一札仍如件

元禄八亥年二月十七日　　富沢村

同村　　は　つ㊞
同村　　平　八　郎㊞
同村組頭　　文右衛門㊞
同断　　小左衛門㊞
　　三右衛門㊞
　　源右衛門㊞
　　茂　兵　衛㊞
　　八郎兵衛㊞
　　伊　兵　衛㊞

源兵衛㊞
与平次㊞

一色村
名主　三喜㊞
組頭　甚兵衛㊞
同　吉十郎㊞
同　小右衛門㊞
同　八左衛門㊞

納米里村
名主　市右衛門㊞
組頭　武右衛門㊞
同　文右衛門㊞

中土狩村
名主　七右衛門㊞
組頭　長左衛門㊞

千福村
名主　太兵衛㊞
同　平七郎㊞

大畑村
名主　四郎兵衛
組頭　市兵衛

御宿村
名主　平二郎㊞

冨沢村
仁右衛門殿

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三〇三　元禄八年（一六九五）一二月一七日　茶畑村甚右衛門、又四郎へ相渡し田畑反別帳（横）

（表紙）

田畑反別帳

又四郎ニ相渡し候

一高弐拾四石四斗六合
此反別弐町六反弐畝廿歩
　付ノ林野林共
右内ニ而甚右衛門取申分
米拾壱表（俵）
大豆壱表
上畑弐畝六歩
屋敷壱畝弐拾五歩
上畑七畝廿八歩
　是ハ居屋敷也
一金三拾六両三匁三分六厘（はこね金）
一七両
一金拾弐両
　内弐両利分
一金拾五両
一金弐両

小田原へ来春可遣分
沼津ニて利足弐わり

　公文名
　利足

一金拾九両　当分調候分
一金四両壱分　来春米代
一金弐両　柴町へ遣申分
一金八両　庄左衛門
　久左衛門
一金四両　二　曾右衛門
　一　清九郎
　一　十郎右衛門

右之通相違無之相済埒明可申候

　甚右衛門　印

元禄八年亥十二月十七日

右之通帳面認、仁左衛門を頼、亥暮拙者方へ相渡申候処ニ子ノ二月罷成隠居被申様、右ノ米ハ遣金ニ而我等何方ニ罷有候而も究可申候と申、其外五六人之扶持米勘定次第書付遣可申候被申候ニ付、私申様右ノ米扶持米ニ約束申候間、其外ニ五六人扶持之儀約束不申と度々申候、其後佐右衛門・太郎兵衛を以被申候ハ扶持米之儀埒明可申

候、無左ハ先々ゟ名田之儀ハ毎度相渡申候間、此方代買地不残相返し可申候、其上借金高わりと被申越、利左衛門・仁左衛門よび寄一同ニ而あいさつ可申と之儀ニ付、太郎兵衛・佐右衛門ゟ与三左衛門使ニ而新左衛門・仁左衛門よびニ遣し申候得者新左衛門参申候様拙者共ハ一度相極候通、殊ニ□願之上相渡田畑林又返シ申様□とハ不被申候と申候、私も一度請取申上ハ田畑林之儀返し申間敷候、其上扶持分之儀、拾壱表ニ而不足申候ハヽ、拾壱表遣不申候而者両人下女壱人之儀すへぜんニも仕、衣食等も身退相察ニ可致と申、助三郎儀ハ商もとても有之、其上成人□　□別きニ罷成り可申候、□縁にも付儀ニ罷成り候ハヽ、少々儀ハ可仕と□申候、六之助儀ハ此方私食申内成共□□□し成人ニ可致と申候事、後三年ニ成り、親方ゟ色々無キ事書付訴状差上可申候由ニ而、小田原御手代天野利右衛門殿ゟ伊右衛門・庄右衛門へ被配府参被申付ニ甚兵衛方ゟ書付差上申候、何とも内々ニ而一門共其外村頭百姓を頼先拵可申と被申付ニ而罷帰り人々頼あつかい可被申候所ニ、皆々被申候者何と被思召候哉と被申候へハ（以下記載ナシ）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三〇三　元禄一四年八月二〇日　茶畑村甚右衛門隠居扶持田畑山林書付覚帳（横）

（一七〇一）

（表紙）

元禄十四年
茶畑村甚右衛門隠居扶持田畑山林書付覚帳
巳ノ八月廿日

覚

一上田三畝五歩　一つおさ
一上田九畝拾壱歩　前傳右衛門田
一上畑弐畝六歩　同断
一下々田七畝廿歩　小山田
一下畑壱反五畝十八歩　三嶋道

一上畑壱反四畝十五歩
　居屋敷之内并四へき
　此分付共
右ハ高弐拾弐石六斗三升六合之内ニ而隠居扶持ニ相立
申候、両親一生以後ハ又四郎方へ可相渡候、尤御年貢
御役又四郎方ニ而相勤可申候
　外ニ別記
一下々田四畝十二歩　道見屋敷入口
一下々畑壱反九畝四歩　同所
一下畑壱畝三歩　野添
一下々畑弐畝歩　上新田
一野畑四畝六歩　同所
一屋敷壱畝廿五歩　前地
一屋敷弐畝六歩　同所
右七筆甚右衛門一生以後、心次第可仕候
　外ニ浅間領少シ
宮分之外
一宮上ニ而林壱ヶ所

　内　半分　又四郎分
　半分　隠居分
是ハ一生以後又四郎ニ可渡ス
一かね引場林壱ヶ所
　右同断
一見おろし林壱ヶ所
是ハ一生以後助三郎ニ可渡ス
一同所加左衛門あらく林壱ヶ所
是ハ一生以後六之助ニ可渡ス
一茂右衛門屋敷ノおく林壱ヶ所
右同断
一大山田小山田所左衛門林三ヶ所
是ハ一生以後又四郎方へ可渡ス
一道見屋敷林壱ヶ所
是ハ一生以後六之助ニ可渡ス
一上新田林壱ヶ所
右同断
一野添林少シ

右同断

一道場山林壱ヶ所

是ハ六之助金子ニ而かい申候

右之通当村近村名主・組頭近好身立合、相談之上相定申候、双方致得心相究申候上ハ重而少も相違申間敷候、為後日立合之もの連判仍而如件

元禄十四年
巳八月廿日

茶畑村　甚右衛門
又　四　郎
久右衛門
組頭　庄右衛門
同　太郎兵衛
同　権左衛門
同　儀右衛門
平松　徳右衛門
麦塚村　与　平　次
いつ嶋田村　半　七
佐野村　源　五　郎
御宿村　平　次　郎

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三〇四　元禄一四年一二月二三日　御宿村名主役につき覚

（一七〇一）

覚

一我等家と申ハ代々名主役相勤申候所ニ、親次左衛門身躰不罷成候ニ付、延宝二寅ノ年御検地以後御公儀様へ御訴訟申身躰取直シ候ハヽ可仕候間、其意とて相役平次郎殿・権兵衛殿両人へ組ヲ分ケ名主役被預置候、其已後権兵衛殿村中と出入有之、名主役落申候、其替ニ彦□入札之望ニ而庄屋ニ罷成候、居跡彦十郎殿代ニ病気故元禄九年子ノ年相止申候、其以後平次郎殿壱人名主ニ罷成候、加様成例を以四人同座仕候、併平次郎殿ハ尓今名主役被相勤候間、上座ニ置可被申候、以上

元禄十四年
巳ノ十二月廿三日

御宿村　銀右衛門㊞

安右衛門殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三〇五　宝永四年（一七〇七）二月二七日　御宿村開闢より数代の名主筋安右衛門家の事

御宿村開闢ゟ数代之名主筋安右衛門家之事

一先年御宿村代々名主（右近久蔵）組頭（佐右衛門治左衛門）其節之御水帳高辻百拾石五斗八合、其以後海野久蔵悪事仕候而追放せられ候故、名主役宮内左衛門ニ相渡り申候而、名主右近・宮内左衛門、組頭者甚右衛門・助十郎、此節之御水帳高辻百七拾六石弐斗壱升五合有之候、其後右近病死仕候而実子無之故、宮内左衛門壱人名主ニ罷成候、右近義ハ宮内左衛門ためニハ姉聟ニ而御座候故、右近分ノ田地不残宮内左衛門先持添ニ仕候、助十郎親治左衛門ハ宮内左衛門妹聟ニ而御座候

一宮内左衛門男子三人有之候、惣領ハ式右衛門、次男ハ半右衛門、三男ハ治左衛門と申候、兄式右衛門ニハ久蔵分之名主役相譲、名主式右衛門、組頭甚右衛門・理兵衛・太郎兵衛、次男半右衛門ニハ宮内左衛門親清左衛門ゟ勤来ル禰宜職相譲、三男次左衛門ニハ右近分之名跡相譲、先年ゟ之水帳并ニ名寄帳御割付右近分ノ書物不残相渡り申候、依之兄弟三人同座ニ御座候と被申渡候、彼宮内左衛門親清左衛門両人共ニ所生須山村ニ而御座候所ニ御宿村ニ神職可致者無之故呼請申候、一座配ハ（右座式右衛門　上座次左衛門　左座半右衛門）

一式右衛門義、隠田有之候ニ付、弟半右衛門・治左衛門、組頭理兵衛・太郎兵衛、御公儀江申立候故、式右衛門名主役被召上ケ、右四人ニ被仰付候得共、太郎兵衛無筆故不仕、名主役治左衛門・半右衛門・理兵衛三人ニ而仕候、治左衛門義ハ先年之名主右近跡式継候故、御水帳ニ御代官様御判形被遊、何れノ村ニ而も本名主方へ被下候、御宿村ニ而ハ本名主治左衛門方へ被下候、其以後御検地入高辻三百七拾二石八斗七升六合ニ罷成候、其頃名主源左衛門・半右衛門・権兵衛、組頭甚右

衛門・平兵衛、上ノ原七左衛門

一　名主源左衛門義、身体不罷成候故、先名主御役目相役半右衛門・権兵衛両人ニ預ケ申候、重而源左衛門義ハ不及申ニ子々孫々ノ代ニ成共、勝手次第請取ル約速(束)ニ而名主・組頭・惣百姓方ゟ連判取置候、別紙ニ平二郎預り証文も有之候

一　権兵衛義、村中と出入有之、名主役御公儀へ被召上ケ、其替ニ宮内左衛門ニ被仰付候、名主平二郎宮内左衛門と罷成候、宮内左衛門居跡彦十郎病身故名主役不勤、平二郎壱人名主ニ罷成候、平次郎病死故居跡半右衛門壱人ニ而成間敷とて、安右衛門ヲ相役ニと半右衛門申候得共、先斟酌仕候故又々宮内左衛門ヲ相役ニ取立候、名主半右衛門　宮内左衛門　組頭彦左衛門　伝七郎　只今ハ新畑出来仕三百八拾六石四斗五升有之候

宝永四年亥ノ二月廿七日

御宿村

湯山安右衛門

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三〇六　宝永六年（一七〇九）二月　伊豆佐野村百姓跡式につき手形

請相申手形之事

一　我等跡式とらせ申度奉存候、其元御家来藤兵衛此方へ申請度存候所ニ可被遣由忝存候、此方へ罷越候上ハ、末々いか様之義御座候共其元へ御苦労ニ掛ケ申間敷候、為後日仍而如件

一　宗旨之義ハ代々禅宗ニて御座候

宝永六年

丑ノ二月

伊豆佐野村

本主　与右衛門後家㊞

同村五人組　次郎右衛門㊞

同　断　左兵衛㊞

同村名主　直右衛門㊞

茶畑村

甚右衛門殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三〇七　享保元年（一七一六）八月二〇日　大畑村百姓聟遺跡貰いにつき証文

相定申証文之事

一　貴殿従弟安八郎殿我等聟遺跡ニ貰申候、私金として小形金八両慥ニ請取申候、安八郎殿家持セ申候時分ハ我等持高四石弐斗三升四合、此反別下田壱反九畝拾六歩、上畑壱反廿九歩、中畑壱反弐畝五歩、下畑六畝拾六歩、屋敷弐畝拾弐歩、林七ヶ所不残相渡シ可申候、尤家財諸道具等共ニ相渡シ可申候、其節我等借り金少も安八郎殿ニ掛ヶ申間敷候、田畑家財等ニ至迄脇ゟ少も構申者無御座候、但シ我等夫婦之儀ハ一生安八郎殿ニ掛り居可申候、万一不縁之儀も御座候ハヽ右之私金少も無滞り返進可仕候、為後日証人立手形仍如件

享保元年申ノ八月廿日　大畑村

主　市　兵　衛㊞

証人　甚　兵　衛

同　宇　兵　衛㊞

同　四　郎　兵　衛㊞

冨沢村

忠兵衛殿　冨沢村　同　庄　兵　衛

（裾野市冨沢　渡邉武彦氏所蔵）

三〇八　文政一一年正月　千福村大番振舞席書覚（一八二八）

本三　平十郎　半兵衛　半宇右衛門　藤源八　半右衛門　小平次　半六　喜兵衛　勘七　伝兵衛　伝九郎　清三郎　団〇　弥助　惣七　九兵衛　角右衛門　庄八　内三右衛門源助ゟ出ル

定助　加兵衛　善助　三六右衛門　利右衛門　左組頭加助　右同加左衛門　平左衛門　丸田喜八　武左衛門　七左衛門　四郎兵衛

長左衛門善太郎善助ゟ分ル　文右衛門新太郎定助ゟ出ル　源六長左衛門ゟ出ル　奥右衛門賀助ゟ出ル　伊兵衛定右衛門善太郎ゟ出ル　小八　由左衛門　源助　庄五郎平十郎ゟ出ル　清八加左衛門ゟ出ル　新七太郎右衛門ゟ出ル　庄七　与左衛門　市右衛門　作右衛門与左衛門ゟ出ル　権八奥右衛門ゟ出ル　五郎右衛門藤八ゟ出ル　伝七小八ゟ出ル

大番振舞席書覚

文政十一年子正月
西嶋宇右衛門是ヲ改メル

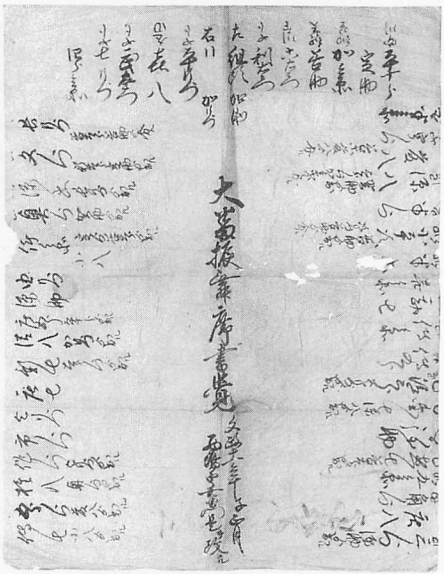

（別紙）

弥　市　太兵衛ゟ出ル　平右衛門

左　佐　兵　衛　義助ゟ分ル　権右衛門

右　儀　助　太兵衛ゟ分ル　久　七

次右衛門　同　分ル　次郎兵衛

文左衛門

蔦右衛門　太兵衛ゟ分ル

（裾野市千福　西島義禮氏所蔵）

三〇九　天保一四年（一八四三）三月　御宿村百姓縁付手形

縁付申手形之事

一　駿州駿東郡御宿村百姓喜右衛門後跡ニ、豆州那賀郡浜村之内野畑弥左衛門悴仁左衛門当卯四拾八歳、同人女房同村与三郎息女すて当卯之五拾弐歳、同村吉左衛門息女てご当卯拾五歳ニ罷成申候、右三人之者縁付遣シ申処紛無㊞御座候、尤田畑山林敷金等ハ一切付遣し不申候、於右之者ニ御法度之宗門類族ニ而ハ無御座候、其御村人別帳ニ御差加へ可被成候、為後日手形仍而如件

天保十四年

卯三月　大田摂津守領分

豆州那賀郡浜村

名主　藤　兵　衛㊞

組頭　九　兵　衛㊞

松長様御知行所

駿州駿東郡御宿村

名主　敷　右　衛　門殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三〇　天保一五年（一八四四）一一月二二日　隠居扶持米仕分証文

隠居扶持米仕分之事

一米四俵也

外ニ餅米壱斗

右之通左之人々立合之上仕分仕候処、右ニ付而者外小遣等之儀ハ遣取一切無御座候、小豆等之儀者母方申ニ者右之隠居江遣ニハ小豆壱斗五升つゝ遣し申候様被申候得共、是等之義ハ何れ年柄ニ依相応ニ取れ候年者壱斗も可差遣、且又違作之年ハ其振合ニも不参候間、何れ小豆之儀ハ何程とも不限豊凶見計相談づくニ可被成下候与申候、其段ニ而双方決着仕候、右之通為念控置候、以上

天保十五辰年

十一月廿二日

立会人

傳　兵　衛殿

甚右衛門殿

政　蔵殿

（裾野市大畑　市川義朗氏所蔵）

三一　弘化三年（一八四六）八月　水窪村百姓縁付貰返し一札

差出し申一札之事

一当村仁三郎儀、其御村方小百性伊左衛門殿方へ縁付参り申候処、仁三郎実家相続人不埒にて欠落いたし候に付、此度相談熟を以仁三郎并ニ久右衛門とも貰返し申候処相違無御座候、尤御村方伊左衛門殿相続之儀者仁三郎悴茂三郎成長之上、伊左衛門殿家名相続被致可申候、為後日之一札㊞仍而如件

弘化三年　　水窪村

午八月　　組合　五　兵　衛㊞

仲人　治郎右衛門㊞

組頭　元左衛門㊞

冨沢村
御役人衆中

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三三　嘉永二年（一八四九）一二月　御宿村百姓養子相続につき一札

差上申一札之事

千福村字郷戸
一下畑壱反三畝九歩　分米六斗六升五合
同所
一下田弐拾弐歩　分米七升三合
反別合壱反四畝壱歩　分米〆七斗二升八合

此代金弐両也

右者今般文右衛門養子ニ相成候処、相続手当テ与して書面之田畑御譲り被下、難有只今慥ニ頂戴仕候処実正ニ御座候、然ル上ハ右地所大切ニいたし農業出情仕、質物抔ニ書入候義決而仕間敷候、万々一無拠義御座候節ハ貴殿江御伺申上御差図ヲ受可仕候、為後日与合（組）親類近所証判仍如件

嘉永二己酉年十二月　文右衛門養子
当人　林　兵　衛
与合　七右衛門
親類　林右衛門
近所　十左衛門

酒屋吟右衛門殿

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三三　安政三年（一八五六）八月　葛山村、家内嫁姑騒動につき一札

一　札

此間家内しの不機嫌ニ付、御世話方茂兵衛殿江参り候ニ付、品々別柄御申聞被下御返シ被下候処、私母格別成強悪ヲ申懸候ニ付、しの事又候御本家江参り、御厄介ニ相成居候ニ付、右之組合・親類江被仰聞私家内御取糺ニ預り候処、一言之申訳無御座候、仍之組・親類中御無心申入御詫申上候処、厚キ御勘弁ヲ以御聞済被成下、其上しの方も御利解（かへ）被仰聞済縁之御取成被下置難有奉存候、然

上下拙義ハ不申及、愚母共迄右様之悪事決而申させ間敷、万一得心(心得カ)違ニ而しの事ニ付悪節ヲ申候ハヽ、其節何様被仰聞候共、其節御差図ニ随御うらみヶ間敷義決而申上間敷候、右様御心配相懸候故ハ、組・親類共急度引受当人申上候通ニ聊(ろうさか)違背(はる)為申間敷候、為後日組・親類連印一札差上置候、仍如件

安政三年　　葛山村

辰ノ八月日　　当人　善右衛門㊞

組合　庄　七㊞

同　弥　平㊞

同　吉　兵　衛㊞

親類　甚左衛門㊞

当所

芹沢勢吾郎殿

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

三四　安政三年（一八五六）一〇月　茶畑村養子不埒につき歎願書

乍恐以書付御歎願奉申上候

一駿州駿東郡御厨下郷茶畑村名主甚太郎煩ニ付、跡見習役悴熊次郎奉申上候、私方別家之内小百性林平方江、去々嘉永二酉年中、同村林右衛門媒妁(酌)ニ而林平方別家之内同村惣右衛門悴広蔵与申者縁談被致、是迄同人義林平跡家名相続被致置候処、年々月々営方不如意之事而已仕出シ、家風ニ相背、総而家事不取締、実ニ以此影ニ而者永年相続等も難相成与奉存候所、又々先祖ゟ持来り譲渡候田畑・山林等、家内之者江無相談隠売払、素々ゟ無株同様之持地所先祖丹誠相励ミ買求置候少分之持田畑・山林等迄、猥ニ隠売払被致候而者、誠ニ当惑至極ニ奉存候、然ル処又々此度農家方ニ而者不馴酒造相始可申抔与、無相談壱人之了簡を以僅ニ残り有之候田地売片付、酒造一方ニ相偏り度由粗相見へ、家内一同驚入、夫々私方并組内親類之者江相咄シ御座候得者、一同立寄右等之義不所存之事与差留候得共、私持分之田地其外共勝手ニ致シ売払候共、何れ成共差図ニ

不及等与我意ニ募り一円取敢聞入不申、種々我儘のミ申之、一向熟談ニ者不相成、誠ニ当惑ニ奉存候ニ付、前件之者共ゟ再応為申聞候得共毛頭聞訳無之、手前ゟ申出し離別致呉候様被申候ニ付、無拠此度離別致遣シ候処、其節養子広蔵申出シ候ニは、実母(家ヽ)惣右衛門方後家暮しニ有之候故、田畑作込蒔植之仕訳致呉候様申之候ニ付、任其意ニ組内親類之者立合之上ニ而田畑之作物等壱反有之場所ハ高下なく見積り棒杭相立、惣右衛門後家養子林平持分依怙之義無之、惣方半々ニ斜シ少も無之様致遣候、離別致候処当節最早取入ニ相成候得者、一言之無断勝手次第我儘ニ取片付取入等致、前書林平家内ゟ迷惑ニ奉存候故、右之趣広蔵方実家へ申遣し候得共少も聞入不申、一旦親与相成候者を後家緤与蔑致シ、右之影ニ而者林平後家行立兼、殊ニ近方雇之者へ広蔵方ニ而申聞候ニ者、雇賃本家林平ゟ高檀相払ニ申趣常雇之者へ申触し、惣而林平方差支ニ相成候様而已申之、右様悪説御座候而ハ誠ニ以農業仕附方時日延引仕り、諸役登セ方乍恐自然悪敷、諸役御上納迄等閑之廉ニ茂相成可申与乍恐奉存候間、無拠此般奉御歎願奉申上候、何卒御隣(憐)愍ヲ以相手方広蔵御呼出シ諸事取極之通致呉候様御利解被仰聞下置候様、偏ニ奉願上候、以上

安政三丙辰年十月　　御厨下郷茶畑村
名主甚太郎煩ニ付跡見習熊　次　郎
地方
御役所様

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三五　安政五年（一八五八）一一月　荻野山中藩領主御主法金御請につき脇差免状

此度御改正ニ付、御主法金応身元無利足御借入御頼之処、御主意柄厚相弁速ニ致御請、御法見込茂相立候義委細達御聴候処、御満足　思召候、依之脇差差免、真岡木綿三反被下置、猶於御役所御酒・吸物被下置候旨被　仰出

候間申渡もの也

安政五戊午年十一月　原田藤十郎㊞（花押）
和久田重五郎㊞（花押）
吉野此右衛門㊞（花押）
御宿村
名主　吟平とのへ

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三六　安政六年（一八五九）一二月二〇日　久根村分家弥三郎居宅普請諸入用并家財諸道具代金取調控帳（横）

（表紙）
安政六未年　本家
分家弥三郎居宅普請諸入用
并家財諸道具代金取調控帳
十二月廿日始メ大安日　勝又弥兵衛

金九両也　家代金払
金弐両弐分也　（家引越普請渡金也
立前崩シ連人足家根覆揚ヶ祝敷代払
金壱朱也　（棟上ヶ之節大工江祝義
酒五升　同断之節祝ニ遣ス
代弐朱也
十二月廿日　鹿島
地祭　観喜院
銭弐百文御礼
十二月十九日
金壱両也　葛川源助方へ家買受ニ付為祝義与遣ス
組合林蔵・徳右衛門江渡ス
同壱分也　（家引越替
無心付増金相渡
同弐朱也　神主両人江祝義心附
同弐分弐朱也　雪院（隠）注文渡し賃
同壱分ト　雪院古位（肥）桶渡し賃
銭七百文
同六百四十八文　手桶飯だい
小桶共ニ渡し賃

同四百八十四文　雪院屋根や作料弐日分渡し
同茅六拾壱駄　本家并ニ雪院共新茅共、但シ祝義茅共
代弐両弐分計ニ
同壱分ニ山付七拾割
金三分一朱也　古物椀十人前
箱入薪源ニ而かへ
同七百文　口鍋・弐升鍋
丸常方ニ而かへ
同七百四十八文　四十人前茶呑茶椀
十人前沼津ニ而かへ
同壱貫五百四十八文　茶漬茶椀十人前
する鉢・干口
白丁椀弐ツ
のへ紙五状
〆六品ニ而如此払
同五貫四百文　畳とこ十八状
中丸新蔵方ニ而
注文表ニ百文ッヽ払
一大坂表拾六枚　佐原屋新重郎方価代払
代三貫七百文　但廿壱取かへ
一畳縁り八丈分　同人方ニ而かへ
代六百四十八文
一同糸廿五文半　同人方ニ而かへ
代四百七十弐文
一同壱貫百八十文　畳屋新造方作料払
五人分七日壱分割払
三月廿八日ゟ　大工
一同弐分ト　弥二郎造作給へ手間
四百七十六文但十六人手間、壱日弐百四十文ッヽ、
一同壱分弐朱也　貫并ニ板
代共見込
一同八百八拾文　米麦入物箱大工作料并板貫代共見込
〃〃〃〃〃〃〃
六月廿五日　かん物取物泉屋庄兵衛方ニ而かへ代払、夫
一金三朱ト　長二郎
四十文
一同三百弐十八文　木鉢壱ツ
一同七百文　てつびん壱ツ
一同九十四文　（水ひしゃく弐本
かいじゃくし弐本）
一くわ　壱　枚
代
一鎌　壱　枚
代
一のこぎり　壱　枚
代
一な　た　壱　枚
代
一なた鎌　壱　枚
代
一こい桶　壱　荷
代
一（菜庖）なぼふ丁　壱　枚
代弐百廿四文　なべづる

一味噌　松本樽江壱ばい
代

一四斗桶　弐ツ
代

一茶はりかへ　壱はい
代

一あんどん　壱ツ
代

一火鉢　一
代

一火入ぼん　一
代

一醤油　壱樽
代

一ふく俵　弐荷
代

一ミ　弐枚
代

一むしろ　拾弐枚
代

一うは敷　五枚
代

一火ばし　壱
代

一生酒弐樽　和田玄慶殿ゟ取寄
代四貫文

一ろふそく　拾丁
代百八十四文

一四十八文　（半紙三状 せん香壱わ とふしめ共）

一たぼこ切台　壱組
但ほふ丁共
代

一てつき　一
代

一ごとく　一
代

一土びん　一
代

一せいふろ桶　一
代

一水油　八合
代

一しを　壱升
代

一　荒麦五俵也　五斗表
　代弐両ト　弐分ト弐百文かへ積り
　　八百文　四斗表
　　弐貫七百文ツヽ
一　白米壱俵也　壱俵ニ付二升べり六合かへ
　代三分二朱也
一　麦白毛壱斗　百文ニ付八合かへ
　代三朱也
一　餅米弐升五合　百文ニ付六合弐夕五才
　代四百文
一　白米四斗三升　家□□□飯米入用六合かへ
　代壱両ト
　　六百文
一　小麦四斗五升　百文壱升三合かへ（うむどん）
　代三貫四百五十九文
一　こいびしやく　弐　本
　代
一　片手桶　壱ツ
　代
一　三升いざる　一
　代
一　餅白米三升　六合かへ
　代五百文
一　小豆弐升　六合かへ
　代三百三十二文

一　水油五合　七月十六日弐度用
　代弐百七十七文　壱合八夕かへ

家移り客

権左衛門
源右衛門
作　兵　衛
四郎兵衛
久　助
常　蔵
定　助
久　兵　衛
繁　蔵
嘉　兵　衛
嘉　助
平　七
林　平
徳右衛門
四郎右衛門
佐　助
喜　蔵
磯右衛門
用　蔵

蓮光寺
住寺
小僧

親類
勘兵衛
〆

鹿嶋
観喜院

源左衛門
佐吉
久七
勇吉
弥四郎
甚四郎
安兵衛
甚七
甚右衛門
冨太郎
佐吉
平八
彦兵衛
太吉

勤女中

もみ
たき
かる
かく
とみ
きん
きく
定助内弐人
きみ

ゆく
ふき
とみ
まつ
ちよ
えひ
佐助内
ほの
みつ
ふじ
後下女
手人 弥太郎
孫太郎
和吉

長二郎
とみ
ひろ
ふじ
みね
〆

外ニ
子供廿人程

〆八拾七人

米小麦共八斗八升賄ニ入高
壱人ニ付
壱升壱合五勺いる
〃〃〃

七月八日取立
一銭四貫九百六十七文　申盆前諸代皆済
割出分取かへ
七月一日取立　申定使給料出分
一同麦五升五合弐夕　両ニ壱石壱斗
代三百十九文　四升壱合かへ

七月十一日
一同弐分也　（盆両度
入用当ニ
弥三郎へ相渡

七月拾日
一同六百七十弐文　（紙良院
こしらへ大工へ
作料相渡

七月十二日　番人江
一同弐百文　家口なおし節
祝義遣ス

七月廿四日
一白米壱斗　弥三郎ニ相渡
代壱貫五百弐拾文

八月廿日改
一白米壱斗五升也　三度ニ相渡ス
代

八月十九日
一銭四百文　弥三郎へ相渡ス

八月十日　壱斗
一小麦五升　醤油仕込之節相渡ス
代〃〃

一同　白米五升　相渡ス
代

一同　大豆五升　相渡ス
代

八月
麦一俵也　種
弥三郎へ相渡

十月八日
一白米壱斗也　相渡ス

一はたこ取組　治左衛門取かへ
代弐朱也払

稲こき
一まんが　壱　丁
代

五月三日
一弐百文　（弥三郎へ
塚本団蔵殿方
香伝（典）取かへ渡

酉七月九日
一四百文　（糸取具
弐つかへ代払
相渡ス

十一月三日
一同壱貫八文　小夫相渡

酉八月十五日相渡
一同□□拾人前　市ケ原
代拾三匁四分　薪源〆かへ

酉九月八日　唐碓千表引壱ツ　要蔵払物かへ代払
矢理木共ニ付
代壱分一朱ト弐百文
九月八日　唐箕壱ツ　同人分かへ取代払
代壱分ト
弐百廿四文
酉十月十九日　金唐紙　壱　組
代
戌正月廿九日　葛山村　飯米借方かへ
馬家壱軒　本門弐間三間
代三分三朱也払　但下家附
同　酒壱升　右馬や取崩ニ付遣ス
代弐百文
同　米八升也　右馬家買越人足賄〆
代壱貫百廿五文
戌正月廿九日　右当家敷越ニ付
一馬七疋　手馬弐疋
外ニ子供馬五疋
同　人足拾弐人　久兵衛
勝右衛門
文七
長次郎
長左衛門

常二郎
□作
和吉
弥四郎
権左衛門
源右衛門
倉蔵

正月廿九日遣ス　足シ遣ス
山附茅六駄　壱分ニ六駄積リ
代壱分一朱ト　壱駄ニ付十八荷
百三拾八文　永四十壱文七分
二月三日　山付茅三駄　又不足ニ付足シ
代弐朱ト　直段道(同)様積り
弐百七十五文
二月三日　屋根や喜二郎三人手間作料払
金六百二十四文
二月十二日　久右衛門
松竹拾六間　安兵衛殿ゟ買取代払はめ板
代三分也
同　立前平人
銭四百文　四人分御雇賃

覚

餅舂うす　一
代壱貫弐百文　積り

麦□(挽)うす　一
代壱貫七百文　積り

五升鍋　一
代壱貫百文　積り

盆　一
代三百四十八文　積り

皿　代
代弐百四十八文　積り

此ハ同月廿五日新規出来遣ス
馬　盆　一
代六百四十八文　積り
右二ツ遣候
角　桶　一
代三百文　積り

鋤□唐　一
代八百四十八文　積り

すきのミ　一
代内ノ古きヲ遣ス

馬之倉　一
代内ノ古きヲ遣ス

田かきまんか　一
代内ノ古きヲ遣ス

代積り皆

〆六貫四百文　戌二月十八日久兵衛殿へ相渡

戌五月廿五日遣ス
釜石新貴(規)出来　石工　甲州文四郎
代金壱両壱分弐朱也

(貼紙位置不明)
「覚

一　金弐両壱分ト
　　九貫七百廿四文
此金三両弐分三朱ト
　　弐百五十弐文
内五貫四百四十八文道具代引
残り弐両壱分ト
引　四貫弐百七十弐文
此金弐両三分弐朱ト
　　百廿四文

（後　欠）」

祝言諸入用

覚

一　酒壱升　代弐百文　（申二月十四日　縁段取結之節酒（ママ））
一　金弐両弐分也　申二月十七日　結納帯地代
一　同壱分ト　壱貫七百文　（結納之節　肴足袋雪駄　其外品前入用ゟ）
一　酒弐升　代四百文　（結納之節　入用祝義酒）
一　金弐分弐朱也　脇差　壱腰代払
一　銭壱貫八百八十八文　（二月廿一日　かん物品々　入用代払）
一　銭弐貫文　（二月廿二日　引菓子　廿人前注文代払）
一　同弐百文　（鎌ぼこ　弐本代払）
一　同弐朱ト　弐百文　（醤油壱樽　小林茂十郎ゟ取代払　夫文蔵）
一　同弐朱ト　九百文　（大鎌ぼこ　ちくわ共　肴代払）
一　同弐朱也　（福島や方ニ而　足（袋脱カ）肴買代払）

一　豆ふ壱はす共　覚右衛門方ゟ取寄　代四百四十文　払
二月廿三日
一　上酒弐樽　井口ゟ取寄　代四貫文
二月廿三日
一　銭壱貫弐百四十八文　（膳椀　弐人分買代払）
二月廿三日
一　同四百八十文　（大工小道具　四丁代払）
二月廿三日
一　同弐百四十六文　（足（かん）買　払）
二月廿三日
一　同壱貫五百文　（供分　七人江祝義遣ス）
二月廿四日
一　同六百文　（使聞女共江　六人江祝義相遣候）
二月廿五日
一　同弐百文　（□□江　祝儀相遣候）
二月廿六日
一　同壱朱ト　弐百文　料理人永助遣候
二月廿六日
一　同壱朱也　料理人弥左衛門遣候
二月廿七日
一　同弐百文　中沢　喜左衛門遣候

二月廿六日懸り〆改
〆金三両三分弐朱ト
拾六貫六百十六文
此外弐分弐朱ト　親類ゟ祝義受取
四貫文

〆金三両壱分ト
拾弐貫六百十六文

為□金五両ト
弐百四十文

申二月廿六日改也

外ニ
一銭三百文　座頭
上喜与分祝義、夫や左衛門

申三月廿九日
一白米六斗也　三ツ内
代壱両壱分弐朱ト（餅米入用
六百□□四文　親元岩崎へ遣ス分
十壱表六分）

三月廿九日
一白米壱斗也　親分
文七方へ遣候
代三朱ト
三百六十八文　十弐表六分

廿九日
一白米五升也　中立
代壱朱ト　久兵衛方へ遣
五百文

廿九日
一壱分一朱ト　聟入
親元へ祝義遣候分

壱貫九百八文

同
一壱貫三百八十文　岩崎氏へ礼

同
一九百七十弐文　塚本へ礼

同
一四百七十弐文（弥三郎
足袋百引代共〆）

閏三月十八日
一同四両壱分ト　上下并ニ下着羽織□品共
弐俵五分　甲州川口叶屋作兵衛払

祝儀覚

一銭弐百文　勇助
一同弐百文　林蔵
一同弐百文　嘉兵衛
一同弐百文　此ハ隠居分
一同弐百文　嘉助
午房壱わ
一同弐百文　西勝右衛門
一同弐百文　覚右衛門
一同弐百文　四郎兵衛
一金壱朱也　久兵衛

一小あじ五拾本 中平　七
一金壱分也　後甚　外ニ午房壱わ
一同弐百文　縫　二一郎
一同弐百文　甚左衛門
一同百　文　伊右衛門
一同弐百文　源右衛門
一同百　文　長左衛門
一銭弐百文　甚　四郎
一同弐百文　中河勝右衛門
一同弐百文　定　助
一同弐百文　安　兵衛
一同弐百文　定　吉
一同壱朱也　外ニ五子十五　弥　四郎
一同手拭壱筋　長尾平右衛門
一結城壱反　向宿秋山源左衛門　外ニ看壱箱
一同弐百文　松山甚右衛門
一同弐百文　松山新　四郎

一同弐百文　東繁　蔵
一同小さば拾本　長　次　郎
一同弐百文　堀之内儀　七
一同壱分也　竹原村大　沼　茂　助
一同壱朱也　岩崎佐重郎方ゟ
〆弐分弐朱ト
銭四貫文
三月四日
一同弐朱也　震橋大庭庄兵衛殿

普請諸敷人足覚

十二月十四日十五日
一八人　柱口石寄人足手人足
同
一壱　人　藤取人足手人足
同廿日
一五　人　萱運人足手人足
十二月十七日
一三　人　地づき人足手人
十九日
一四　人　屋根や下勤手人
十八日
一六　人　や根や下勤手人足
廿一日廿二日
一拾四人　屋根や地走人足手伝共手人足

廿二日
一馬弐疋　　屋根芝二日山ゟ下シ拾弐駄
廿二日廿三日
一三　人　（木代取片付
人足手人
申正月十八日
一五　人　　曾院土位堀や根萱共手人足

（裾野市久根　勝又重俊氏所蔵）

三七　文久元年九月　葛山村百姓庄七不心得につき一札（一八六一）

一　札

一当村庄七義借財相嵩候ニ付、旧冬致退身一通不成義ニ付尋申候之処、右庄七并与合・親類拙寺江歎願申出、右ニ付種々異見申聞候処、右庄七義伏而申義心得違候段、先非後悔、何共御役人衆中江対し一言之可申上様も無御座候間、此以後改心仕、農業専一ニ心掛、御役人衆中江聊たりとも御厄介ヶ間敷義相掛申間敷候、為後日与合・親類連印仕差上置候、仍而如件

当人　庄　　七㊞
与合　弥　兵　衛㊞
親類　太郎左衛門㊞

文久元酉年九月

当村
御役人衆中

前書之通相違無之候ニ付致奥印候、以上

仙年寺㊞

（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

三八　元治元年一一月　御宿村半七郎西洋筒献納につき名主格免許状（一八六四）

（包紙）
「免　状」

其方儀、当夏世上不穏御時節を深相弁へ、西洋筒弐挺小道具附為冥加致献上候処、既ニ今般　御進発御用ニ茂相立寄特之事ニ付、委細達　御聴ニ茂候処　御満足ニ思召候、依之名主格申付、真岡木綿一反・御酒・吸物被下置候段被　仰出候間、申渡もの也

元治元甲子年十一月

和久田多仲㊞（花押）
原田藤十郎㊞（花押）
村上吉左衛門㊞（花押）

御宿村
組頭格
半七郎とのへ

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三九　慶応二年（一八六六）一二月　御宿村半七郎西洋筋入筒献上につき脇差免状

（包紙）「免　状」

其方儀、近年世上不穏御時節を深相弁、西洋筋入釻附筒五挺為冥加致献上候段、委細達　御聴ニ茂候処、既当年大坂御在番之節御用ニ茂相立寄特之段御満足　被遊候、依之脇指差免、真岡木綿壱反・御酒・吸物被下置候段被　仰出候間、申渡もの也

慶応二丙寅年十二月

和久田多仲㊞（花押）

原田藤十郎㊞（花押）
村上吉左衛門㊞（花押）

御宿村
半七郎とのへ

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

第二節　家の経営

三一〇　文化一三年正月吉日　御宿村下湯山家田地反別預ケ口覚帳（横）

（表紙）

文化十三年子正月吉日　御宿村

㊞　田地反別預ケ口覚帳

地主半七

一　繋橋　上田壱反弐畝廿弐歩
　此預ケ口
　米七俵弐斗
　内四俵　　御蔵納

一　同所　上田五畝拾五歩
　此預ケ口
　米三俵也
　内弐俵　　御蔵納

一　四ツ口　下田壱反三畝三歩
　此預ケ口
　米五表也
　内三俵　　御蔵納メ

一　松之木田　下田六畝拾四歩
　此預ケ口
　米三俵也
　内弐俵　　御蔵納

一　中田　上田弐反八畝廿七歩
　此預ケ口
　米拾弐俵也

内六俵　　御蔵納

一同所
上田九畝拾四歩
　此預ヶ口
米四俵也
　内弐俵　　御蔵納メ

一同所道西
上田壱反三畝廿六歩
　此預ヶ口
米六俵弐斗
　内三俵　　御蔵納

一湯之木田
上田壱反九畝拾壱歩
　此預ヶ口
米九俵弐斗
　内五俵　　御蔵納メ

一清松寺上
田ニ成合六畝拾九歩
　此預ヶ口

米三表壱斗
　内壱俵　　御蔵納

反別合壱町壱反六畝壱歩
預ヶ口合
米五拾三俵三斗
　内わけ
米弐拾八表　　御蔵納
米廿五表三斗　　内蔵納

一東田
中田壱反九畝拾八歩「貼紙大畑利　兵　衛」
　此預ヶ口
米九俵也
　内四俵　　御蔵納メ

一ごぼう田
中田壱反五畝歩「貼紙源　八」
　此預ヶ口
米六表三斗

内三俵　　御蔵納メ

一上田弐反四畝拾四歩　「長(貼紙)左衛門」
　此預ヶ口
米拾壱俵也
　内五俵　　御蔵納

一下田弐反七歩　「弥(貼紙)四郎」
　此預ヶ口
米九俵也
　内五俵　　御蔵納

一上中合壱反六畝六歩　「佐(貼紙)吉」
　此預ヶ口
米六俵三斗
　内三俵　　御蔵納メ

反別合九反五畝拾五歩

預ヶ口
合米四拾弐俵弐斗
　内わけ
米弐拾俵　　御蔵納
同弐拾弐表弐斗　　内蔵納

反別弐口
合弐町壱反壱畝拾六歩
預ヶ口合テ
米九拾六表壱斗也
　内訳ヶ
　四拾八表　　御蔵納メ
四拾八表壱斗　　内蔵納

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三一　天保三年正月吉日　茶畑村柏木家年々奉公人給金覚帳（横）

（表紙）

天保三辰年
年々奉公人給金覚帳
正月吉日　柏木氏

天保三辰年　かち男　元右衛門

一金弐両
外ニたばこ可遣筈

内
金壱両弐分　渡ス
くわ敷卯雑日記ニ印
残金弐分　預り

馬士　清兵衛

一金壱両三分弐朱

内
金壱分　卯四月両度ニかし
金弐分　同十二月廿一日晩渡
金弐分　同廿八日渡
金三朱　同晦日晩渡
金壱分弐朱　同晦日昼渡ス
金壱朱　辰正月五日渡
外ニ弐朱　かり敷代・かや代共
〆不残渡

おせき

一金壱両
外ニ百三拾文　山割可遣

内
六百八十七文　畑方皆済
十三文　国役取かへ
金弐朱　卯十二月廿四日かし
金壱分弐朱　同廿八日渡ス

銭弐百文　二月八日かし
同四百文　五月十三日かし
同弐百文　十月五日かし
小以〆金弐分ト壱貫五百四文
残金壱分ト三百廿六文預り

一金弐分　おしげ
内
金壱朱　寅十二月廿五日かし
弐朱之内壱朱ゆひニ而まけ
金弐朱　十二月廿二日覚右衛門方へ渡ス
金三朱　同廿三日夫増右衛門
金壱朱　同廿四日朝おいさニ渡ス

（以下略）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三三　天保一〇年（一八三九）九月一一日　御宿村湯山保三郎へ四百石積船売渡証文

覚

一高四百石積船壱艘　但シ乗出シ諸道具附
代金百五拾両也（印）　八月廿四日
内金拾五両也　手附金請取印
九月十二日
差引
金百三拾五両也　請取印

右者今般御相談申相譲申候処実正也、則代金書面之通慥ニ（印）受取申候、然上者貴殿方ニ而永々御支配可被成候、此船之義ニ付毛頭故障ヶ間舗義無御座候（印）、為後日之一札依而如件

天保十亥年九月十一日　沼津宿中町
譲主　和田傳兵衛（印）

当処三枚橋町

川村半左衛門殿
御厨御宿村
湯山保三郎殿
（裾野市御宿　湯山　悦氏所蔵）

三三　天保一〇年（一八三九）九月　保三郎他三社丸船一艘買入につき最合持出金取替せ書付帳（横）

（表紙）
三社丸船壱艘買入最合持出金為取替書附帳

今般御掛合申御相談之上、当宿中町和田屋傳兵衛所持仕居候四百石積三社丸船、御最合寄合持ニ買入左之通

三社丸

諸道具覚

一木綿帆　拾六反　五頭
一鉄碇　但シ五拾貫目より弐拾五貫目迄　三房
一加賀苧　弐房
一麻イチビ合綱　四房
一身縄綱　壱房
一いばらき綱　弐房
一手操綱　弐房
一イチビ操込綱　壱房
一檜綱　五房
一藤綱
一藁綱

右之通ニ御座候
亥八月

三社丸
船頭　治兵衛

覚

乗出し迄諸道具附
一四百石積　　船壱艘
　代金百五拾両也
　　来ル九月十五日迄右代金可請取規定
右者今般御相談申、以右代金相譲申候処聊相違無御座候、為念如斯御座候、以上
　　沼津宿
天保十亥年　　和田傳兵衛　印
　八月八日
　三枚橋町
　川村半左衛門殿
右約束書付之儀者九月十一日代金不残相渡、本請取書付与引替申候
一九月十一日、沼津宿中町和田屋傳兵衛方江船代金不残相渡シ、請取証文壱通、左之通

覚

一高四百石積船壱艘　但乗出シ諸道具附
　代金百五拾両也
　　内金拾五両也　八月廿四日手附金請取
　差引
　金百三拾五両也　九月十一日請取
右者今般御相談申相譲り申候処実正也、則代金書面之通り慥ニ請取申候、然ル上者貴殿方ニ而永々御支配可被成候、此船之儀ニ付毛頭故障ヶ間舗儀無御座候、為後日之一札依而如件
　　沼津宿中町
天保十亥年九月十一日　譲り主　和田傳兵衛　印
　当所三枚橋町
　　川村半左衛門殿
　御厨御宿村
　　湯山保三郎殿
右本書壱通之儀者湯山保三郎殿江御渡申置候、扨又右三社丸船主名前之儀御寄合持船之儀ニ御座候得共、江戸問屋向又浦々江最合ニ名前出し候儀外々ニ例無之、

依之御相談申、何れ之名前ニ仕候而も都合宜敷ニ御相談申所々問合見候処、何れ湊之所之者名前出シ置候方宜敷由、右ニ付船名前之儀沼津宿川村半左衛門名前ニ而上下往返仕候段者兼々御相談申置候通

一右船代金最合出金左之通

一金百五拾両也

内訳

金五拾両　湯山保三郎㊞
出金

金五拾両　船頭　治兵衛
出金

金弐拾五両　川村半左衛門㊞
出金

金弐拾五両　松井庄左衛門㊞
出金

金弐拾五両　小林治三郎㊞
出金

一船上下運賃銀諸調之儀者、積付運賃帳銘細控置御目ニ懸、諸払残金船代金出金高ニ御割合可仕候、船修覆等之儀ハ前広御相談申修覆可仕候、為後日取極連印如此御座候、以上

天保十己亥年九月

湯山保三郎㊞
松井庄左衛門
小林治三郎㊞
船頭治兵衛
川村半左衛門㊞

（裾野市御宿　湯山　悦氏所蔵）

三四　天保一二年（一八四一）一一月七日　富沢村米屋用助蔵米購入につき手付金差出証文

差上申一札之事

一御蔵米五百俵也　但シ御直段金拾両ニ付廿壱俵五分八厘替

代金弐百三拾壱両弐分三朱ト永八文五分壱厘四毛

内金弐拾両也　手附金

残金弐㊞百拾壱両弐分三朱ト永八文五分壱厘四毛
右ハ稲葉金之丞様御知行所駿州四ヶ村当丑御年貢米御払ニ付入札被遊候処、書面之御直段落札ニ相成、則私方江御払被　仰付、買請申処実正ニ御座候、右御米代金之内弐拾両為手附金差上之、残金之義ハ来ル廿日限り皆済可致旨被仰渡奉畏候、然ル上ハ日限通り御米代金急度上納可仕候、万一買請人金子調達致兼候ハヽ加判人引請致、差略少茂無遅滞急度上納可仕候、為念証人加判之一札差上申処如件

天保十二丑年十一月七日　　冨沢村
　　買主　米屋　用助㊞
　　深良村
　　引請人　駿　　蔵㊞

稲葉金之丞様
　御役所

（裾野市富沢　服部鈴子氏所蔵）

三三五　嘉永元年（一八四八）一〇月　御宿村百姓沼津出店人別送りにつき一札

一札之事
私義勝手ニ付去午年ゟ沼津仲町江出店商売仕候処、右ニ付出張中村送り一札御無心申処、御聞済被成下難有奉存候、然ル上ハ相成丈ケ心妙ニ心掛ケ渡世商売可仕候、為念一札入置候処仍而如件

嘉永元申年十月　　当村
　　式右衛門㊞
　村
　御役人衆中

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

第三節　家産と消費

葛山内
源　兵　衛殿
（裾野市葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

三六　寛文二（一六六二）年一二月　葛山村田畑永代売買証文

永代ニ売渡シ申田之事

一せうの田と申所上田六畝歩之所を、但此代として金子弐両弐朱ハ江戸判也、右是ハ寅ノ年御公方へ御納所申所実正也、猶此田地横合寄たれ人成共少も違乱申者御座有間敷候、たとへ天下一道之新御法度如何様之入来御座候共少も違乱申間敷候、為後日手形如此ニ候、仍如件

寛文弐年　　葛山村
寅ノ極月日　　主　七郎兵衛㊞
　　証人　治　郎　作㊞
　　同　金左衛門㊞

三七　元禄（一七〇二）一五年一二月吉日　富沢村百姓嫁私金につき一札

預り申金子之事

金合百五拾両者　但江戸小判也

右預り申所実正也、此金子之儀者其方姪おはつ我等娵ニ貰申ニ付、おはつ私金ニ御座候ニ付我等預り旧借ニ相済申候、おはつ盲人之儀ニ候故随分念比仕諸事不便被加へ心永ニ指図可仕候、右之金子之しち物ニ我等田畑高何百何拾何石何斗何升小拾ィ帳相添相渡し申候、末々隠居仕候ハヽ、右之小拾ィ帳之田畑芝間切開山林藪家財諸道具牛馬下人雑穀共ニ不残忠兵衛并おはつへ相渡シ、我等扶持分ニ米弐拾俵（俵）菜薗畑壱反何歩請取隠居可仕候、娘何義ハ忠兵衛次第可仕候、万一不縁不吉之

儀も御座候ハヽ本金百五拾両急度相返し可申候、若滞申候ハヽ右之田畑小拾ヶ帳之通壱畝壱歩不残其方へ相渡し可申候、其時一言之相違申間敷候事

一忠兵衛申候、おはつ義盲目之女子私妻ニ貰申ニ付大分ノ私金預ヶ置申候、少も麁相ニ致間敷候、成程不便被加へ諸事心永ニ可仕候、勿論めかけくるひ其外無作法成儀仕間敷候、万一左様成儀も於有之ハ早速元金百五拾両相添相返シ不縁可仕候、若遅引仕候ハヽ右之田畑小拾ヶ帳之通不残其方へ相渡し可申候、其時一言之相違申間敷候、於此田地ニハ横合ゟ構申者無御座候、若相違之儀御座候ハヽ加判之者罷出急度埒明ケ可申候、為後日証人之立手形仍如件

元禄十五年　　本人　仁右衛門
午ノ極月吉日　　同　忠兵衛

重須　証人　与太夫
中土狩　証人　七右衛門

富沢　口入　文右衛門
同村　口入　小左衛門
同村　証人　源右衛門
同村　同　伊兵衛
同村　同　庄右衛門

水窪村
祖八郎殿
好太郎殿

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三八　元禄一六年二月一一日　富沢村百姓嫁私金借用につき一札（一七〇三）

預り申金子之事

金合拾五両者　但江戸小判也

右預り申所実正之、此金子之儀者我等女房おはつ私金ニ而御座候ニ付、我等預り余仁へ借し利米四表半(俵)ツヽ年々請取、おはつ小夫(使)ニ年々相渡シ可申候、万一不縁仕候ハヽ、右之金子拾五両指添埒明ケ可申候、若金子滞申候者、去暮金百五拾両預り申候しち物之田地、小拾ィ帳之通壱畝壱歩も不残急度相渡し可申候、其時一言相違申間敷候、縦如何様之儀御座候共、於此金子ハ少も異背仕間敷候、為後日之証人立手形仍如件

元禄十六年　　富沢村
未ノ二月十一日　　本人　忠兵衛
仁右衛門
証人　文右衛門
同　小左衛門
中土狩村
同　伊兵衛
同　庄右衛門
証人　七右衛門

水窪村
祖八郎殿
好太郎殿

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三九　享保(一七二三)一八年一〇月　御宿村下湯山家下女家普請につき貰物控帳（横）

（表紙）
享保十八年　　駿東郡御宿村
下女つた家普請ニ付貰物之覚帳
癸丑十月　丑ノ十一月廿八日ゟ治左衛門と申候
湯山安右衛門

十月
覚
一草薬壱丸　　清兵衛

一草藁壱丸　彦十郎
一同少々四わ　祖左衛門
一同壱丸　里兵衛
一同壱丸　市左衛門
一同少々弐わ　仁右衛門
一同少々弐わ（なわ少々添）　文四郎
一縄壱房　惣左衛門
一（大明竹から竹五本）　傳助
一大明竹六本　源七郎
一草わら弐わ　平蔵
一草わら弐わ　甚四郎
一大明竹六本　清十郎
一草わら弐わ　源兵衛
一同弐わ　又七郎
一同弐わ　土はしせん
一大明竹五本　与左衛門
一同七本　清右衛門
一同九本

一同七本　小右衛門
一草藁弐わ　文右衛門
一同三わ　傳十郎
一同壱丸　新八郎
一萱三たば　長左衛門
一大明竹壱わ　向西寺
一草藁壱丸　荘円寺
一明キ俵三ツ　源六
一縄弐房　権右衛門
一同弐房　半石わき内
一草藁壱丸　仁左衛門
一同少々四わ　浅右衛門
一同小壱丸　彦左衛門
一同三わ　権左衛門
一同弐わト切莚一枚　伝兵衛
一から竹五本　八郎兵衛
一なわ壱房　仁平次

一縄壱房　　平八郎
一明キ俵　　里兵衛
一柱八本　　手前
一九本棟木桁はり木さすいろ〳〵　同断
一大明竹　　同断

家普請人足
丑ノ十一月五日
小右衛門　新八郎　里右衛門　半七郎
同七日
権十郎

丑ノ十一月廿八日ゟ先名治左衛門ニ成ル、前度次左衛門と申候所ニ御代官小菅次左衛門様有之候間安右衛門と申候、去年か御死去ニ付又々治左衛門と申候

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三三〇　文政二年（一八一九）三月　百姓分算につき書上

藤右衛門諸道具之事

一三尺自仏　壱ツ　　嘉六預り
一店板　壱枚　　同人
一大神宮ずし　　同人
一位牌一本香炉花立　　重左衛門
一恵美須大黒　　平七預り
一道具箱　壱ツ　　伊左衛門預り
一けやき板　壱枚　　同人
一雛箱　弐ツ　　同人
一箱膳　壱ツ　　同人
一大平ひつ　壱ツ　　同人
一壱分三四

家代金
一三百八十六文
餅米七升代

弐口〆
金壱分弐朱ト八百廿六文
此内
一百四十八文　丑年皆済たしまへ出ス
一壱貫三百文　今度諸入用
差引残り
一金壱分ト弐百丁五文　是ハ組合ニ而預り
右之通相違無御座預り置申候
文政二卯年三月
組合惣代　太郎右衛門㊞
九左衛門㊞
親類惣代　平　七㊞
村
御役人中

（裾野市佐野　佐野区有文書）

三二　天保五年七月　御宿村平治郎家財払物代付帳（横）（一八三四）



（表紙）
天保五年年七月日
平治郎家財払物代付帳
村役人
親類立合

覚
一　座敷分　八本
　　障子
　　代金弐分
一　襖　拾壱本

代金弐分
一雨戸仕切戸　代金壱両弐分
一障子　代金弐分弐朱
一浜名紙畳（座敷分）　代金弐分弐朱
一畳（ならし）　内八丈　牧太郎　代金弐分弐朱
一居宅　代金五両也
小〆九両一分弐朱
一馬家（㊞三疋立）

四拾壱本
拾七本
八丈
左兵衛
弐十六丈
壱軒

代金弐両也
一馬（㊞）　代金五両弐分
一馬鞍（㊞）　弐分弐朱
一古銅火鉢（㊞）　代金壱両也
一丸あんとふ（㊞）　代金壱朱
一朱ぜん（㊞弐付分）　代金弐分弐朱
一同わん（㊞）　但し弐附　代金三分也

茶畑惣右衛門
壱疋
壱口
式右衛門承り
壱つ
治三郎
壱つ
利右衛門
拾人前
茶畑源治郎
拾人前
源二郎

一㊞墨わん　弐十人前
但し弐付
代金壱両三分
一㊞同せん　弐十人前
弐付
代金壱両三分
一㊞なます皿　弐拾人前
代金三分
一㊞差身皿　弐拾人前
代金壱両也
一㊞焼物皿　同断
代金壱両也
一㊞茶わん　弐十人前
代金三分
一㊞酢猪口　同断
代金壱分弐朱
一㊞猪口　同断
代金弐分一朱
一㊞手強(繦)　同断
代金壱分
〆四両弐分三朱
一しゆかん皿　同断
代金壱両也
弐㊞口〆五両弐分三朱
一㊞丸大平尺　壱つ
代金壱分
一㊞なし地硯ふた　一
代金一朱
一(此項丸印アリ)あめ色吸物わん　十人前
門附内黒

代金弐朱

一本朱吸物わん
松竹梅
代金壱分一朱

一㊞むめ絵
内朱
代金弐朱

一㊞紋付吸物わん
代銀六匁

一㊞差身皿
代金三朱

一㊞木地色絵重
代金十弐匁

一㊞林絵
代銀十弐匁

十人前
甚兵衛取

十人前

壱組
源吉

壱組
源二郎

十人前
式右衛門承り

十人前

源五郎

なミ千鳥弐めん
一㊞硯蓋
代金拾匁

一㊞木地色角硯蓋
代金六匁五分

一㊞丸蓋尺五
代銀五匁

一㊞盃すゝき
代金壱朱

一㊞ふとふ絵皿
代銀五分

一㊞惣やはん
代三匁

一㊞重台
代壱匁

弐めん
浅右衛門

同人

壱つ
源太郎

壱つ
左兵衛

壱つ

十人前
仙蔵承り

弐せん
文蔵

一朝かほ丼　壱つ
代銀弐匁
一団五寸大盃　三つ組
代金壱分　茶畑甚右衛門
一団木地色台　一つ
代金壱朱　甚右衛門
一団松竹梅盃　三つ組
代銀五匁　茶畑甚右衛門
一団朱台盃　壱組
代銀弐匁　甚右衛門
一団浜焼大皿　壱つ
代金壱分
一団同台　壱
代金壱朱
一団野ふろ　壱つ

代金壱分
一団木徳利　壱つ
代銀壱匁六分　左兵衛
一団本ひせん　壱つ
代金一朱　左兵衛
一団丁子　壱つ
代銀弐匁五分　式右衛門承り
一団茶まか形盃　壱つ
代五分　左兵衛
一団ひせん焼盃　弐つ
銀壱匁　仙助
一団二三浦盃　壱つ
代銀五分
一団せ戸物盃台　壱つ

代銀弐匁弐分
一㊞ひせん焼菊皿　七つ
代銀壱匁五分
一㊞貝手強(縮)　十人前
代銀三匁
一㊞壱人弁当　壱つ　さ野之左兵衛
代五分
一㊞丸すい口　壱つ
代銀弐分五厘　壱匁
一㊞しない袋　弐筋
代金弐朱
一㊞朱すい口　壱つ
代五分
一㊞銘々盆　十人前
代銀壱匁　甚兵衛

一㊞柄入割子弁当　壱つ
代銀金弐朱　源五郎
一㊞銭箱　中・小弐つ
代銀三匁　三光院取
一㊞机　弐曲　五治三郎 四源五郎
代銀九匁
一㊞菓子鉢　壱つ
代銀弐匁
一㊞大たん子　壱つ　新田新右衛門
代金壱分弐朱
壱匁五分
一㊞蕎麦盛　十五
代銀弐匁
一㊞茶呑茶わん　弐つ
代銀弐匁五分

一㊞とつくり　茶台
代弐十八文
一㊞帳たん子　壱つ
代金弐朱　仙蔵取
一㊞箱たん子　一つ
代金壱朱　治左衛門
一㊞はさミ箱　一つ
代金壱朱
一㊞柳こり　壱つ
代銀弐匁
一㊞六枚折　（半舟
代銀七匁五分　文蔵）
一㊞矢立　壱本
代銀七分五厘
一㊞木柄腰物　壱本

代銀七匁五分　茶畑惣右衛門
一㊞同　壱本
代銀三匁
一㊞六枚折　画六枚分
代銀三朱
一㊞寄張物　画弐枚
銀五分
一㊞梅に鶯　画壱枚
銀壱匁五分
一㊞詩作寄張物　弐枚
銀五分
一㊞れん　三枚
銀五分
一㊞黒茶高さこ　壱幅
代金一朱　彦兵衛

一㊞
絹地牡丹
代金弐朱
（壱幅
大川原）

一㊞
木火土金水
代銀壱匁
壱幅

一㊞
行年九十才
代銀壱匁五分八厘
書壱幅

一
心午
代銀壱匁
壱幅

一㊞
峰連山
代七分五厘
（画壱幅
式右衛門承り）

一㊞
寿
代七分五厘
壱幅

一
蘭渓□
七分五厘
壱幅
文蔵

一㊞
鳳水
書壱幅

代壱匁

一㊞
大日様
代壱匁
（壱幅
文蔵）

一㊞
忍
心午書
代銀壱匁五分
（壱幅
文蔵）

一㊞
午石
銀三分
（壱幅
半兵衛親父）

一㊞
高砂
代一朱
壱幅

一㊞
雪菴
代金壱分
壱幅

一㊞
鳴浪堂
代金壱分
壱幅

一㊞
梅
壱幅

代三朱
一㊞勢至ほさつ　壱幅
代弐分五厘　文蔵
一㊞雪舟　画
代金壱朱
一㊞腰物　壱本
代金弐分弐百文　甚七
一㊞茶瓶　壱つ
代金壱分弐朱
一㊞角あんとふ　弐つ
代弐匁
内壱つ　三光院取
又壱つ　文蔵
一㊞莨盆　壱つ
代金弐朱　さノ左兵衛

一㊞同　壱つ
代壱匁　式右衛門
一㊞同　壱つ
代七分五厘　勇助
一㊞碁盤石共　壱組
代金弐分弐朱
一㊞ふとん　茶しま
四ノ　八筋立
代金弐朱ト壱匁五分　文蔵
一㊞同　茶立嶋
四ノ　二筋立
銀九匁　文蔵
一㊞小ふどん　しま
三ノ
金一朱　文蔵

一㊞ぼろふとん　壱つ　おった
銀弐匁六分　文蔵　壱つ
一㊞ふとん　紺しま　利七
四ノ　壱つ　壱つ
代金一朱　文蔵　牧太郎
〆五つ　壱つ
一㊞郡内しま　ふとん皮　利七
代金弐分　壱つ　壱張
一㊞同　ふとん壱つ　勇介
代銀弐分　代金弐分ト拾匁　壱つ
一㊞同夜着　壱つ皮　一㊞硯箱　壱つ
代金壱両一分　代銀五分　文蔵
一㊞紺紬夜着　壱つ　一㊞薬箱絵　壱つ
代金壱両一分　代銀壱匁五分
一㊞こうしま夜着　壱つ　一㊞硯箱
代銀七分五厘
金三朱
一㊞茶立しま同　代壱分弐朱
一㊞茶立横しま同　代金壱分一朱弐匁
一㊞茶立しま同　代金弐分
一㊞かや　代金弐分ト拾匁

一㊞家根はさみ　壱つ　代弐匁
代壱匁　仙蔵承り　源蔵
一箱火鉢　一　代五匁五分　壱丁
代弐朱　吉兵衛　一㊞同　文蔵
一㊞将木盤　一　代三匁四分　壱つ
銀弐匁　仙介　一（此項丸印アリ）屏風骨　源蔵
一㊞鉄砲　壱丁　弐分五厘　壱つ
代五両也　大　一㊞十八文　竹のふえ
一㊞車長持　惣右衛門　一㊞屏風骨　文蔵　壱つ
代壱分　壱つ　代銀三匁　村彦兵衛
一㊞車小　同人　一㊞箱　壱つ
同壱分　壱丁　代五分弐厘　源吉
一㊞稲まんが　式右衛門　一㊞硯箱　壱つ
代金壱朱　五つ組　五分　仙蔵承り
一㊞薬箱

一㊞箱　　壱つ
　五分　　義兵衛
一㊞油しめ　　壱つ
　代金三分
一㊞こり　　四つ
　代壱匁　　文蔵
一（此頂丸印アリ）馬くら　　壱口
一㊞七升ツヽせひろう　　壱組
　代金三朱
一㊞くわ　　壱枚
　代六百文　　勝右衛門
一㊞同　　壱枚
　代百五十文　　式右衛門

一㊞大せひろう　　五つ
　代金弐朱　　甚兵衛
一㊞糸とり車　　さの仙助
　五分つゝ
一㊞同断　　壱つ
　五分　　壱つ
一㊞羽釜　　伊右衛門
　代金弐分弐朱
一㊞弐口へいつひ　　土狩甚七
　代金弐朱
一㊞七升鍋　　壱つ
　代三朱
〆四十一両三分一朱ト
　百七十七匁
　壱分弐厘

合金四拾弐両壱分三朱ト
銀百八拾三匁四分五厘
銭七百九拾文
皆金ニして　六七わり
金四拾五両弐分一朱ト
銭三百四拾文
一三百文　百万遍
棟図
一三百文　鬮箱

右払物代請取覚
八月十八日夜
一金壱分弐朱也　大はた文蔵ゟ請取申
残り百七拾五文
同十九日
一銭四百三拾弐文　半兵衛ゟ請取二品代おちよ預り之分請取
同
一金五両弐分弐朱ト　銭弐貫九百拾九文

同　三朱ト
一金壱両三分ト　銭百四拾文　新田清三郎ゟ
同
一金弐朱　同人かし

六枚折之絵代済八月廿四日
内
金一朱ト三百文之内
銭百十五拾文（マヽ）　八月廿一日宗光寺村行甚兵衛牧太郎小遣イ
金壱朱ト六百文之内
同三百三拾文　八月廿日同廿一日新橋深山行小遣イ、源蔵
式右衛門代徳左衛門

同五百廿四文　八月廿二日和尚様并式右衛門新はし行酒代並に支度代

一金三分弐朱ト　払物代利七
百十三文　ゟ可請取分
内金弐分弐朱　八月廿四日内米壱俵代引

金壱分　九月八日請取　かし
一差引銭百十三文　松長行　一百七拾五文　内ノ文蔵
一同金壱分弐朱　利七不足　かし　かし
一同金三分弐朱ト　かし　一五匁四分　奥ノ儀蔵
弐百七文　茶畑太郎右衛門　かし
一金弐朱ト　不足かし　一金弐分一朱ト　牧太郎
七匁　式右衛門　百廿九文　かし
一銀七匁　甚兵衛　一拾弐匁五分　彦兵衛
三光院　かし　かし
一金弐朱ト　一四匁　佐の伊右衛門
壱匁五分　かし　かし
一六百文　仙蔵　一三朱　おつた
かし　かし
一壱分弐朱ト　新田新右衛門
壱匁五分　かし
勝右衛門

一金壱朱也　札場治左衛門
かし
一金壱分三朱　納米里文右衛門
かし
一七分五厘　平八
かし
一金弐両三分　家代　牧太郎
かし
内金壱両也　十一月廿五日請取
茂右衛門・弥右衛門

（裾野市御宿　湯山　悦氏所蔵）

三三　天保五年（一八三四）八月　御宿村平治郎田畑山林家財諸道具売払借財配分割合帳（横）

天保五午年八月

平治郎田畑山林
家財諸道具
売払諸借財配分割合帳

御宿村　名主代利　七㊞
彦兵衛㊞
権兵衛
平八

覚

一㊞金百三両　田地代金
一㊞金弐拾七両　畑地代金
一㊞金三拾九両三分　林代金并
上ノ原荒畑林共

一(田)　金四両壱歩　　居宅壱軒之代
一(田)　金壱両弐分弐朱　　馬家壱軒但し三疋立
一(田)　金五両弐分　　馬壱疋
一(田)　金弐拾弐両　　土蔵壱軒
　　酒蔵壱軒
　　酒造諸道具
一(田)　金弐拾弐両三分弐朱　　諸道具払物之分
一(田)　金三拾五両　　四壁其外冥加与して湯山半右
　　衛門差出金
合(田)金弐百六拾壱両也　　金壱割五分ニ相廻し、満会迄
　　出金差引、正金出分満会迄分
　　如此ニ相成申候
内
金(田)九両三分三朱ト　　伊せ太々講金四拾四両永百四
　永五拾七文五分壱厘　　十八文八分四厘之半金済之
金弐拾四両弐分ト　　無尽金無沙汰ニ取込預り金三
　永三拾七文五分　　十壱両弐分之半金済之
金(田)百弐拾六両　　新橋甚四郎殿江金百三拾五両
　永弐百六拾三文六分　　三分弐朱永廿五文之内訳ケ金
弐厘　　有之候ニ付、右之内返済之分
　　久根村政右衛門無尽金弐拾七
　　両三分弐朱之処、訳合有之八
　　両ニ而相済申候

御手当御拝借金納残り御役所
納之分

去巳年御年貢
御役金不納之分

無尽之利金満会迄掛ケ返し之
分、但し取残金無心申入、取
引残り

金(田)弐拾弐両ト　　御手当御拝借金納残り御役所
　永七拾四文四分弐厘　　納之分
金(田)拾五両三分　　去巳年御年貢
　　御役金不納之分
金(田)三拾両　　無尽之利金満会迄掛ケ返し之
　　分、但し取残金無心申入、取
　　引残り

(田)金八両也　　小以金弐百三拾六両弐分ト
　　永百廿文〇五分五厘

㊞金弐拾三両弐分弐朱ト
永四文四分五厘
右之金子外借用高金四百七拾五両弐分弐朱ト永四拾九文七分弐厘ト配分割
金壱両ニ付
㊞永四拾九文六分七厘五毛当り
此割

金拾三両ト
一㊞永七拾四文六分三厘之処へ
金弐分弐朱ト
銭百六拾弐文
半七殿
内方㊞

右之通慥ニ請取相済申候
㊞
矢部十郎殿
老母

金五両三分之処江
一㊞金壱分ト
銭弐百三拾八文

右者当人江相対掛金ニ而済
彦兵衛殿㊞

金拾壱両壱分弐朱ト
一㊞永三十七文五分之処江
金弐分壱朱ト

銭廿九文㊞請取相済
右慥請取済也

元金拾五両之処内金五両直ニ証人文左衛門事仁右衛門へ借入残金元り如此

金拾壱両弐分之処江
一㊞金弐分一朱ト
今里　十右衛門殿
銭五十七文

金拾壱両三分弐朱ト
一㊞永廿壱文五分之処江
金弐分壱朱ト
麟斎老殿
銭百八拾七文

右慥ニ受取申候㊞

金五十四両三朱ト
一㊞永百八拾八文八分七厘之処江
金弐両弐分三朱ト
式右衛門殿
銭弐百七拾四文

右慥ニ請取申候㊞

金九両弐朱ト
一㊞永百五文之処江
金壱分三朱ト
荘園寺様
銭百三拾九文

右慥ニ㊞受取相済申候

一㊞金五両三分弐朱之処江
金壱分ト　半右衛門殿
銭弐百七十七文

㊞　配分割慥請取申候

金弐拾壱両三分ト
一㊞永弐十九文弐分之処江
金壱両壱朱ト　永つか　喜兵衛殿
銭百廿九文

慥受㊞取申候

八月廿一日

一㊞金拾両ト永六十五文五分之処江
金弐分　す山　惣治郎殿

右割合受取申候㊞

一㊞金拾七両三分永拾弐文五分之処江
金三分弐朱ト　村　甚兵衛殿㊞
銭四拾八文

右割合慥請取申候

一㊞金弐両壱分永廿五文之処江
金壱朱ト　小林　彦治郎殿
銭三百三十八文

右慥ニ受取申候㊞

卯辰両年徳米代金
一金九両弐分ト
永四十七文七分之処江
一㊞金壱分三朱ト　同　彦左衛門殿
銭弐百四十五文　彦治郎殿

右慥ニ受取申候㊞

金四両壱分三朱ト
永四十文三分三厘之処江
一㊞金三朱ト銭弐百三十三文　むめ屋　八左衛門殿

金百五両弐朱ト
永廿五文之処江
一㊞金五両三朱ト　新橋　甚四郎殿
銭弐百三十七文

別紙ニ請取書取済

十月十四日

金百弐拾九両ト
永九十文三分之処江
一金六両壱分弐朱ト（マヽ）　江戸　山口富七殿
銭弐百丁五十文

右ノ通分散金慥ニ受取申候以上

午十一㊞月十六日

金拾壱両三分弐朱ト
永五十六文八分壱厘之処江
一㊞金弐分壱朱ト銭弐百弐文　湯山半右衛門殿

右慥請取申候㊞　湯山半右衛門㊞

巳年米代
金弐両弐分三朱ト
永三十七文壱分六厘
一㊞金弐朱ト　小林
銭六十七文　彦左衛門殿
彦治郎殿

右慥ニ受取申候㊞

金拾九両弐朱ト
永九十六文七分之処江
一㊞　沼津　喜兵衛殿
㊞金三分三朱ト
銭百拾六文

右慥受取㊞申候以上

金六両三分弐朱ト
永廿三文六分三厘之処江
一㊞金壱分壱朱ト銭弐百三文　利　七殿㊞

大晦日ニ渡し済

金壱両弐朱ト
永廿五文九分六厘之処江
一㊞　沼津
銭三百八拾文　油屋　彦　七殿

右慥受取㊞申候也

一㊞金壱分之処江
銭八十文　同所
紀の国屋　藤　八殿

右慥ニ受取申候㊞也

一㊞金壱両永廿三文之処江
銭三百三十九文　川口絹屋　勝五郎殿

米代金分
金五両三分之処
一㊞金壱分ト銭弐百三十八文　荘園寺様

右慥㊞ニ受取相済申候

一㊞金三分ト永七文四分六厘之処江
銭弐百丁五十文　深良　専右衛門殿

右者会所瀬平殿へ御用立候ニ付御宿様其外御役人中江決而御催促申間敷候

一㊞金弐両弐朱之処江
金壱朱ト弐百八十五文　夫金借用

右之通田畑山林家諸道具無尽質迄不残相払取調へいたし候処、諸借財迄ハ引足り不申、外ニ致方無之無拠書面之通り配分割合致し差上ヶ申候間、右ニ而御承知可

被下候、此段頼入申候、以上

天保五甲午

八月　　御宿村

役人

（裾野市御宿　湯山　悦氏所蔵）

三三　天保一五年（一八四四）一二月八日　御宿村利七家財取調代附帳（横）

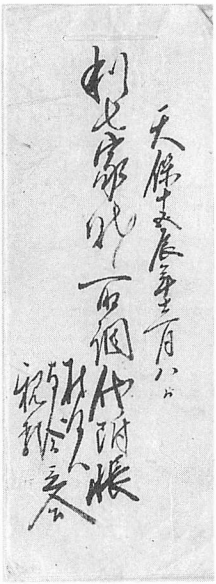

天保十五辰年十二月八日

利七家財取調代附帳

村役人
与合　立合
親類

覚

一せん　十人前　　幸七
但し二付
代壱分ト三百文

一わん　平坪　十人前　　甚兵衛
二ノわん
代壱分ト三百六十四文

一吸物わん　十人前　　彦兵衛
代九百文

一同古　十人前　　弁右衛門
代五百文

一茶漬茶わん　十人前
代五百文

一皿　九ツ
代三百文

一猪口　十
代弐百五十文

一手塩　十
代弐百文

一丼　壱ツ
代百五十文

一ふた茶わん　二
代百弐十四文

一差身皿　壱ツ
代百五十文

一三本あしせん　一
代百弐十四文

甚兵衛

甚兵衛

保三郎

幸七　江

おみき

おみき

幸　七

一赤わん　五人前　但し箱入
代弐百弐十四文

一三ツ組盃台共
代百弐十四文

一盃　壱ツ
代弐十四文

一割子弁当　十二
代百七十弐文

一かめ　壱ツ
代三十弐文

一槻重　半荷
代九百文

一せんたい　重四ツ
代三百文

一せん　四枚
代弐百文

一がしせん　七ツ

残り

残り

残り

彦兵衛

保三郎

甚兵衛

平左衛門

義　介

代百六十四文
一茶ほうじ　壱ツ
代十六文
一鉄久　壱ツ
代百五十文
一横挽　壱枚
代三百八十四文　五十文
一唐机　壱ツ
代六十四文
一槻机　壱
代五十文
一狩きはん　こま付
代百五十文
一火鉢　壱ツ
代
一箱　壱ツ
代三十六文

彦兵衛
湯山
永蔵
吟右衛門
義助
甚兵衛

一ちき　壱ツ
代壱分壱朱
一銭箱　壱ツ
代弐百文
一文庫　壱ツ
代百五十文
一長持　壱本
代金弐朱
一空箱壱ツ
代十二文
一斧　壱ツ
代六百文
一鍬　壱ツ
代四百文
一夜具　壱ツ
代金壱分
一ふとん　壱枚

重蔵
保三郎
吟右衛門
残り
残り
平左衛門
林右衛門
吟右衛門
同人

代三百文
一まんと　壱枚
代五百文
一あんとん　一
代百弐十四文
一そろばん
代三百文
一莨ほん　壱ツ
代弐百五十文
一（へっつい）へすい
代三百五十文
一四斗桶　一
代六十四文
一同　壱ツ
代七十弐文
一とうみ
代金壱分三百文

平左衛門
残而
保　三　郎
残り
吉　兵　衛
忠　　助
湯　　山

一うす
代四百文
一羽釜　但シ六枚
代金壱分弐朱
一釜石
代壱分
一はたご
代五百文
一糸枠　二ツ台共
代六百文
一へすひ　二ツ
代五百文
一掛ふた　一
代弐百文
一馬たらい　一つ
代弐百文
一風呂桶　一

残り
五郎右衛門
彦　兵　衛
佐右衛門
佐右衛門
忠　　助
保　三　郎
残り
嘉　兵　衛

代金弐朱

一茶釜　一
　代弐朱

一五升鍋　一
　代三百文

一千石どうし
　代壱貫文

一紙道具
　代金弐両壱分
　弐両弐朱之買手あり

一麦打台
　代三百文

一縁取畳八畳
　代金弐分壱朱

一やろう畳　拾畳
　代金弐分

一居宅
　代金三両壱分也

一馬屋
　代金弐分弐朱ト壱文

一せついん　石共
　代金弐分ト銭弐百文

一馬壱疋
　代金弐両弐分三朱

一切石不残
　代銭三貫十六文

一立木
　代壱貫五百文

一やろう畳　弐畳
　代四百文

一三ヶ所　二畝歩分付立木共
　代金五両也

一畑八畝十弐歩　分付立木共
　代金壱両壱分

残り　栄　蔵

残り　平左衛門

五郎右衛門

五郎右衛門

彦　兵　衛

保　三　郎

五右衛門

彦　兵　衛

保　三　郎

永助（ふからむら）

五郎右衛門

一三貫十五文　　同　人
　残物代〆
一小鍋沢（よつと）最合林　　甚兵衛
　代金壱両弐分
小以〆金弐拾両三朱ト銭十七貫弐百六十文
　金拾九両三分壱朱ト銭十七貫弐百六十文
又
金四両ト銭八拾文　　御屋敷代金
　但シ間口三間四尺五寸
　奥行八間半
同金弐拾両　此ハ質入替田地代金
此内金七両弐分　引替田地代金引
引残り金拾弐両弐分也
合金三拾八両弐分ト
　銭八百四十四文

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三四　弘化四年（一八四七）二月九日　久根村きく家普請諸入用掛覚（横）

弘化四未年　　川尻
きく居宅普請諸入用掛覚
二月九日初メ　　勝又氏

二月八日
金四両也　　家代
　深良村市場
　助右衛門居宅買上ヶ
外ニ弐朱也　　為祝義与遣ス
一代　　せついん
　壱軒新造
二月八日
金三分也　　馬家
　壱軒買受
　同断助右衛門方ゟ買
糯米六升　　棟上入用

代
酒弐升　同断入用
代
糯五升　家日待入用
酒壱樽　入用
弐斗　小麦入用
五升　蕎麦入用
弐百文　鹿島観喜院御礼
飯米五升　入用
外ニ　塩味入用

八月廿日　祝言吉日
着類諸道具不残相渡候
長持　壱ツ
夜着　壱ツ
風団　壱ツ

すま味噌四斗樽　壱ツ
麹味噌斗元　壱ツ
手桶　二ツ
壱升鍋　壱ツ
壱升半鍋　壱ツ
み　壱ツ
壱升さる　壱ツ
二升さる　壱ツ
飯台　壱ツ
茶漬茶椀　三人前膳共
茶呑茶わん　五人前茶台共
白毛麦　壱俵
米　弐斗
鍬　壱枚
鎌　壱枚
鋤　壱枚
うすへりござ　六枚

ごさ　弐枚
糸車　壱挺
鉄びん　壱ツ
柄杓　壱本
くわい柄杓　壱本
小豆　五升
むしろ　弐拾枚

八月廿日
祝言入用覚
小麦　壱斗
米　壱斗
糯米　五升
酒　三升
紙　五状

普請萱貰覚

萱　壱駄　清　蔵ゟ貰
同　三わ　文　蔵ゟ貰
縄拾房ツヽ
〆四拾房也貰
組頭（平久太半　八助吉蔵）

萱　壱駄　忠　蔵
同　壱駄　甚　七
同　壱駄　伊右衛門
釘　五わ　源右衛門
萱　壱駄　団　蔵
百文　茅代　嘉兵衛

二月廿一日ゟ手伝人足覚
平　八　勇　助
太　吉　団　蔵
八左衛門いん居　文　七

八右衛門　忠右衛門
〆八人十一日半日手伝

同十二日手伝
（平八弐人馬壱疋）　勇助
（太吉弐人）　団蔵
徳右衛門　作兵衛
八左衛門　嘉兵衛
宇平治　（文馬壱疋七人）
（甚馬弐疋七人）　（伊右衛門馬壱疋）
源右衛門　忠右衛門
与左衛門
〆拾九人手伝

外ニ手人足十一日
馬三疋
勝右衛門
栄助
千代松
忠助
半平
常蔵
弥兵衛
（外ニ十二日馬三疋人七人）
〆
同十三日立前
手人足八人
〆
同十四日
半蔵　辰右衛門

利　平　文右衛門
文　七　民　蔵
善　蔵　弥　平
〃　手伝
外ニ手人足八人

同十五日
源右衛門　伊右衛門　平　八
夕　助　半　蔵　喜　平
八左衛門　弥　平　（忠蔵屋根屋手伝
外ニ〃手人足八人
〃
二月十五日
屋根ふき
源右衛門
忠蔵ゟ手伝　喜　十

外ニ三人
〃　五人
同　十六日　〃同五人
合拾人
外ニせついん屋根
弐人
都合拾弐人
作料金壱分ト四匁払

家日待招人数覚
源右衛門　伊右衛門　平　八
半　蔵　太　吉　団　蔵
善　蔵　喜　平　辰右衛門
利　平　作　平　長右衛門
忠　蔵　嘉　平　源　蔵
民　蔵　平右衛門　文　七
清　蔵　文　蔵　甚　七
夕　助　徳右衛門
与左衛門
文右衛門
宇平治
八右衛門

〆廿七人
外ニ蓮光寺坊丈
　観喜院
手伝男女
　拾七人
外ニ半人

未三月十六日　家日待也

（裾野市久根　勝又重俊氏所蔵）

三三五　嘉永六年四月二〇日　御宿村湯山唫右衛門伊豆山入湯諸入用帳（横）

（表紙）
嘉永六癸丑年
四月廿日
伊豆山入湯諸入用帳
御宿村　湯山唫右衛門

以飛脚致呈上候、弥薄暑之節ニ御座候処、其御地御家内様益御賢勝可被成御座珍重御義ニ奉恐悦候、随而当方家内無異罷在候間、乍憚御休意可被下候、然ハ昼頃ハ伊豆山御入湯御同宿仕、失敬之段御高免可被下候
えじまや・若松や・中田や・伊つや・海老や・さかミや
〆六軒

伊豆山温泉
宿サガミや
浜田奥蔵

自身・およし・宇良三人、送り伊三郎八ツ頃着
四月廿日天気　三島宮参詣入用
一四十八文　手なし休入用
同一十六文　（平井ニて休煮付弐ツ代）
同一三十弐文　（ひけの沢休茶くわし）
同一弐十八文　（軽井沢休酒肴代くわし）
同一百文

同　一弐十四文　（峠にて休くわし茶代
同　一弐十四文　（所々参せん
〃
同　一百文　めじか一ふし代
〃四百七十六文也
同廿一日天気　二分へ
一十六文　しんこ代

宿や之覚

入口より江島や・若松や・田レ中や・海老や・伊つや・
相かみや　右之内ニてハ江島や
よろし与申事
同　一十弐文　（宇良へくわし代

送り伊三郎四ツ時出立帰り申候、当節入湯人極小人、乍去江島やニハ余程相見へ申候、我等居候宿ハ外ニ弐人我等とも五人
同　一弐十四文　（およし・宇良
伊豆山参詣入用
〃五十弐文

同廿二日雨天
一拾弐文　若女代
宿〻為見舞与いか九さひ参ル

同廿三日中天
一三十弐文　髪結せん
同　一弐十四文　（およし顔すりせん
同　一弐十四文　（宇良へくわし代
同　一三十文　（蕎麦弐せん代払
〃百弐十八文

同廿四日日和、朝飯後〻三人ニてあたみへ引越、清左衛門湯こやへ着、一湯入、浜〻宿迄見分ニ出候
同　一四十八文　酒代
同　一三十弐文　肴代
同　一七文　はし弐せん

同　　くわし代
一八文
同　　きんさんじ
一十弐文
およし七ツ時ゟ大平村之仁を頼伊豆山へ帰る
一五百文　返る　（およしへ相渡候
〆百十壱文

同廿五日四ツ時少々雨あり後ゟ天気
一四十八文　（うら□本代
同　　豆猪口代
一六文
同　　（硯箱壱ツ代
一弐百八十五文　別口ニ返ス
同　　あんころ
一弐十文
同　　（夕茶代すし代
一四十文
同　　金山寺代
一十六文
同　　酒代
一四十八文
〆百八十弐文

同廿六日日和南風あり
一四十八文　（頭痛致しあんま料
一四十八文
〆百文
一弐貫弐百十三文　（いつ山さかミや書出し〆払
外ニ四百四十七文茶代
百文　女中へ
〆金壱分弐朱ト
四百文払
〇六貫三百文割
是迄惣〆
金壱分弐朱ト
壱貫四百五十七文

同廿七日快晴
一十六文　あんころもち
同　　（およし莨代
一弐十文

同　三十弐文　髪結せん
同　六十文　茶ふく
同　四文　元結代
同　六文　よふ分
同　十弐文　こなふし
同　廿四文　ひんから壱ツ
同　八百七十二文　あたミこや払
同　弐百文　茶代
同　四十八文　下女へ
同　十六文　日金山参詣入用
同　百文　山生坊へ茶代
大平村久助殿同宿ニて同道出立、日金へ廻ル、軽井沢ニて休
同　弐百六十四文　軽井沢休入用
同　十二文　三本松茶代

惣〆金三分ト
六百四十九文
府中在
浅畑北村
天狗小蔵
改名太賀

土産物代払口
一　弐百八十五丈（宇良へ硯箱壱
一　四十八文　箸箱壱
一　五十八文（丸きじ莨入壱
一　金弐分ト
七百四十八文
〆金弐分弐朱ト
三百四十七文
両口〆壱両三分ト
二百文

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三三六　嘉永七年（一八五四）二月四日　茶畑村柏木家借用金取調覚帳

（表紙）

嘉永七寅年
借用金取調覚帳
二月四日　柏木氏

覚

三会掛ル
一金四拾弐両　百五十両　岩崎　無尽

同断
一金九両弐分ト百六拾弐文　三十五両　渡辺　隠居無尽

弐会掛ル
一金拾四両壱分　七十五両取　広蔵　無尽

三会掛ル
一金拾三両三分弐朱四百四拾八文　文助（いづさの）　無尽

一金弐拾八両弐朱　〃〃〃〃　平松　〃無尽

三会掛ル
一金四拾弐両　百五十両取　丸ノ新屋　無尽

弐会掛ル
一金拾三両三分　五十両　同鍛冶屋　無尽

〆金百三拾五両壱分弐朱ト　小掛有金ノ分
銭六百拾四文
此わけ
三十七両弐分弐朱　三会掛ヶ
壱会分除ク
残而九十七両三分　かけ捨

寅ノ無尽利出シ
寅年ゟ五会有リ　公文名
一金九両　市川　無尽

寅ゟ四会アリ
一金七両壱分　岡ノ宮　無尽

一　寅ゟ四会アリ
金七両壱分　平松　安平
一　寅ゟ五会有リ　丸　弥右衛門
金四両壱分　同断　同断

一　金三両三分　新屋　同断
一　金六両弐分弐朱　江ノ浦　同断

一　金六両　三ノ下　甚平
一　金三両三分　ムキツカ　甚助

一　金弐両　○　上ノ山
一　金三両　三ノ下　○　清左衛門

一　金拾弐両　あらく　○　隠居
一　寅ゟ九会有り　サノ　岩崎
一　金拾八両三分　丸ノ　新屋
一　寅ゟ九会有り
一　金六両

一　金三両　○　茶わんや
一　寅ゟ拾会有り　手前
一　金拾五両　無尽

〆金百七両弐分弐朱　可出分

此所へ
金百七両弐分弐朱　平松無尽　水口無尽可取分

借用調

一　金八拾壱両壱分　ムキ　藤蔵
元利共

一

一　金百両　平松
一　金拾両　富沢　用助
一　金弐拾両　から沢
一　金七拾五両　御拝借
一　金三拾五両　新や　伊左衛門
一　金拾両　帳落
一　金拾四両弐朱　願生寺金
一　金三拾五両　北沢分

〆金三百八拾両壱分弐朱
外ニ

金百七両弐分弐朱　無尽利出し分
二ノ〆
金四百八拾八両也　当寅年可入分
内
金百四両三分　平松無尽半口
水口無尽可取分
同弐百六拾両位も　林立木払分
小〆金三百六拾四両三分
残而金百廿四両　不足
外ニ
金八拾七両　来ル卯年
無尽利可出分

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三七　安政三年七月　茶畑村甚太郎家財諸道具払物取調帳（横）

（一八五六）

（表紙）
安政三年
家財諸道具払物取調帳
七月日　主　甚太郎

一番　水窮処行到　表具弐幅対　壱対
此代銀八匁三分三厘

二　一年籌　同　壱幅
代六匁六分六厘

三　白隠様御真筆　同　壱幅
代拾壱匁壱分壱厘

四　松千年伯　同　壱幅

代八匁三分三厘

一五 梅　同　壱幅
代八匁三分三厘

一六 竜　同　壱幅
代六匁三分

一七 竜　同　壱幅
代五匁五分

一八 天神様　同　壱幅
代弐匁弐分

一九 女郎　同　壱幅
代弐匁七分

一十 松島之図　同　壱幅
代弐匁弐分

一十一 郭公　同　壱幅
代拾匁

一十二 梅竹　同　壱幅
代五匁五分

一十三 忍　同　壱幅
代三匁三分

一十四 白沢様　同　壱幅
代弐匁七分

一十五 義雅　同　壱幅
代三匁壱分

一十六 弁天様　同　壱幅
代三匁三分

一十七 東嶺様御真筆　同　壱幅
代五匁五分

十八
一表具拾幅
　代七匁七分
　〆百弐匁七分
十九
一金五両
廿
一金拾五両
廿一
一銀百五拾五匁
廿二
一同拾六匁七分
廿三
一同拾弐匁五分
廿四
一同拾五匁
廿五
一同拾三匁

同　壱からげ
廿六
一同八匁三分
廿七
一同八匁三分
廿八
一同六匁弐分
廿九
一同五拾八匁三分
卅
一同拾八匁七分
卅一
一同拾六匁七分
卅二
一金九両
卅三
一金弐拾九両
卅四
一銀五拾九匁
卅五
一同三拾四匁

夜具ふとん
居宅　壱軒
赤膳しゆわん
但し小道具とも
皿　拾人前〇
茶漬茶碗
　九人前〇
大皿　三枚〇
丁子盞台とも〇

五ツ入子
蒔絵重　壱組
手塩　弐拾人前〇
しがみ火鉢
唐銅鍋尺　〇
吸物椀拾人前〇
　但し青地箱とも
手馬　壱疋
　鞦とも
屋敷立木切払
脇指　壱腰
椀拾人前　壺
　坪

廿六 一同拾六匁七分
廿七 一同三拾三匁五分
三十八 一同五匁
三十九 一同弐拾壱匁七分
四十 一同五匁五分
四十一 一同弐匁七分
四十二 一同六匁
四十三 一同四拾壱匁七分
四十四 一同弐拾五匁〇
四十五 一同五匁弐分

平とも
薄はた
大平　十ヲ
大平　壱ツ〇
赤銅だらい
黒吸物椀　五つ
絵　壱わん〇
道具箱
六枚折半双　〇
蠟燭台　〇
菊形小皿角　〇

四十六 一銀六匁
四十七 一金弐両 〃
四十八 一金壱分弐朱 三 〃
四十九 一銭壱貫百文
五十 一同九百四拾八文
五十一 一同六百四拾八文
五十二 一同六百文
五十三 一同八百文
五十四 一同七百四拾八文
五十五 一同五百四十八文

角小皿手皿之事也
にしき手茶漬〇
（ママ）ぢやわん
馬屋一軒 〃
山鞦　壱口
羽釜　〇
鉄瓶
弐升鍋壱つ　〇
壱升鍋壱つ　〇
鍬壱枚　〇
同断
半切れ　壱つ

五十六　一金三分壱朱
五十七　一同弐両弐分弐朱
五十八　一同弐朱
五十九　一同弐分弐朱
六十　一銭四百四拾八文
六十一　一金弐分壱朱
六十二　一同壱分
六十三　一銭弐百四拾八文
六十四　一同三百七拾弐文
六十五　一同百七拾弐文
六十六　一同六百五十文

あみ　壱丈
鉄砲　壱丁
車長持
たゝみ　八丈〇
附飯台
大弓　壱丁
矢筒矢肘欠ケとも
醤油樽
搾樽
桶　壱つ〇
菱重鉢　壱組〇

六十七　一同壱貫弐百文
六十八　一銀十六匁五分

水はじき
黒椀弐附　〇
拾人前

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三八　年未詳　茶畑村柏木家借財返済割合帳（横）

（表紙）
借財返済割合帳

借財高并無尽金満掛共
一金千弐百六拾五両壱分壱朱
一銭拾弐貫八百四拾六文
此引当
一田方三町三反九畝四歩

一畑方弐町三反壱畝弐拾三歩
一林拾七ヶ所
一屋敷内立木
一作馬壱疋　但鞦共
一諸道具類品々

〆

此割合

字三つおさ
上田壱反八畝弐拾四歩　麦塚村　藤　蔵
是者借用金三拾三両三分之方遣ス

字茶脇
上田壱反五畝拾弐分　伊左衛門
是者借用金拾弐両弐分之方江遣ス

字裏門并坂下
上中田合四反六畝拾四歩　平松新田　大　助
是ハ借用金七拾八両之方江遣ス

下地分字宮内
下田壱反七畝弐歩　善　蔵
（是ハ預り金六両三分之方江遣ス

字渡り場
中田壱反弐畝三歩　平松新田　源　蔵
（是ハ右同断金拾弐両弐分之方へ遣ス

字門前并川向
上田壱反弐畝拾六歩　北沢　源一郎
（是ハ借用金四拾五両之方江遣ス

字与祖右衛門屋敷并広町
上中田合壱町弐反七畝八歩　御役所
字帰所辻宿
中畑弐反弐畝拾歩
（是者拝借金百五両之分相納

屋敷内立木　御役所
字馬之瀬并赤目林
林弐ヶ所
（是ハ右同断金百弐拾五両之分相納

字宮内林
林壱ヶ所　村金宮金定輪寺祠堂金平馬預リ
共

是者預り金拾六両弐分弐朱之方江遣ス

字子之神
林壱ヶ所　　願生寺
（是ハ祠堂金預弐拾五両之方江相廻ル

上中下田合八反九畝拾五歩
上中下畑合弐町九畝拾三歩
林拾三ヶ所
作馬壱疋　但鞦共
諸道具類品々
〆五筆
（是ハ口々無尽跡掛金引当之分

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三三九　年未詳　富沢村服部家献立表

献　立

一長のし　八寸膳
三ツ組　丁（ママ）し

一吸物　花かつを（いも　もち　大いこん　青ミ）
一硯蓋（かまほこ　玉子　うはかへ　幸竹　九年ほ子　花いか　れんこん）
一吸物　すまし　ひれ小たい　口さん小
一差（ママ）身（魚　赤のり　ほ子ふ　うと　もとしのり）

三ツ物
大鉢　口とり　に魚
丼　さんばい　見合
大平たいめん

一吸物　みそ切身魚とのり

一焼物　大たい

本膳

皿　引

小皿　うり幸の物名時

坪　あんかけ魚飯の

二ノ分

猪口

二　汁□ふ

平　かまほこ山いも（ママ）しい竹

青　ミかんひよ

茶わん　切身魚とりせりちくわくり

小角　大かまほく（ママ）さらさかすてら幸竹よせ物れんこんたこ梅かん

御茶

引かし

万々吋

酉正月廿三日

右之通ニ御座候、以上

（裾野市富沢　服部鈴子氏所蔵）

第四節　家族と儀礼

三四　安永六年（一七七七）二月　茶畑村へ入聟につき縁付手形

大久保加賀守様御領分
駿州茶畑村
名主　伝左衛門殿
同　林　蔵殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

証文之事

一大久保加賀守様御領分駿州茶畑村医師正瑞妹いね方へ、豆州伊豆佐野百姓由右衛門弟仁右衛門入聟ニ遣シ候処紛無御座候、此者親類茂御座候而脇ゟ構無御座慥成者ニ御座候、尤田畑山林敷金等相添遣シ不申候、御法度之宗門類族ニ而者無御座候、則寺証文相添遣シ申候、為後日仍而如件

安永六丁酉年　江川太郎左衛門代官所

二月　豆州伊豆佐野村
名主　三郎兵衛㊞
百姓代　六左衛門㊞

三四一　文化五年（一八〇八）二月　水窪村渡邉おいせ子初雛祝儀万覚帳（横）

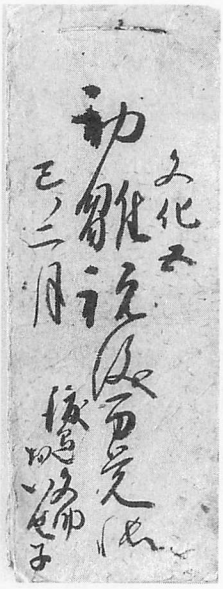

（表紙）

文化五
巳ノ二月（ママ）
初雛祝儀万覚帳
渡邉文助
おいせ子

三番
一内裏　木町より

一おほ子人形　同町　市兵衛殿
一小はだか人形　同町　信庵殿
一大同　茅町　十兵衛殿
一金百疋　吉田　大文じや
一大小雛二ツ　本家
一四百文くらい同　平左衛門
一弐百七八十くらい同　甚内
一百文くらい同　太郎右衛門
一七百文くらいひな　平蔵
　銀蔵
　甚蔵
　平右衛門
　甚右衛門

壱貫文ぐらい
一同

古手
六七百文ぐらい一しき
一同

七百文ぐらい
一同

一同

一

与右衛門
長教寺
利助
勇蔵
佐兵衛
茂八

利右衛門
次兵衛
甚助

次兵衛

藤助

長右衛門

利兵衛

茂左衛門

源右衛門

弐百八十文位
一同

一大いセゑひ三ツ

一中びらめ三枚弐十折

百文ぐらい
一かなかしら十七本

七十弐文ぐらい
一墨（ママ）だい壱枚

古手七十弐文ぐらい
一おぼこ壱ツ

一小袖壱ツ

一同

一同

おさよ

伊兵衛

市右衛門

半蔵

いづざ（さ）の瀧の入
伝右衛門

いづしま田
ひの屋

長兵衛様

いつしま田
政右衛門

同
伝右衛門

三しま
丸屋

箱根
夏目五郎左衛門

向宿
定八

本家

一同
一木綿壱ツ
一同
一同
一酒壱升
一小ひらめ十枚
百三十弐文ぐらい
一同かながしら廿本
一雛屏風
一雛台拵
賃四百三十弐文
三月朔日此賃大家へ渡ス
一戸ふち　十本
代百廿四文
同此代三月朔日済
一天神壱ツ

よし田
大文字屋
甚右衛門
理助
おいよ
いつしま田
ひのや重蔵
同
伝右衛門
いつしま田
政右衛門
為五郎仕立
大工要七・弐人

代弐百文
一ひなせんわん共　三人前
但シ十匁八分
代壱貫弐百文
此代三月朔日済
一雛酒仕込酒代
代

一ひな屏風絵師賃
賃此礼金弐朱遣ス

辰正月十二日受納覚

一米弐升
一同
一同
一同
一同

木町ろ
間清ろ

北口かわちや
市右衛門殿

長教寺
佐兵衛
茂八
甚右衛門
与右衛門

木町江遣ス

一同　涼右衛門
一同　茂左衛門
一同　久右衛門
一同　利兵衛
一同　長右衛門
一壱升　藤八（下土狩村）
一同　平蔵（平村）
一同　平右衛門
（裾野市水窪　渡邉公一氏所蔵）

一同　甚助
一同　次兵衛（いづしま田）
一同　政右衛門
一同　勇蔵
一同　甚内
一同　太郎右衛門
一同　平蔵
一同　銀蔵
一同　おかね
一同　利助
一同　平左衛門
一同　甚蔵
一同　半蔵
一同　市右衛門
一同　伊兵衛
一同　おさよ
一同　喜右衛門

三三　文化七年正月吉日（一八一〇）　御宿村湯山仙輔参宮見舞受納帳（横）

（表紙）
文化七年
参宮見舞受納帳
午正月吉日
御宿村
湯山仙輔

覚

一 鳥目百文（是ハ代参有之其セつ返ス）
一 同三百文（留主見舞五升）
一 同弐百文（同壱升）
一 同弐百文
一 同弐百文（留主見舞壱升）
一 同弐百文（同壱升）
一 同百文
一 同百文
一 同百文
一 同百文
一 同百文（見舞壱升）
一 同百文 同壱升

綿屋　甚兵衛殿
大屋　安右衛門殿
上ミ　式右衛門殿
湯山平治様
上ミノ　栄助殿
平山　平右衛門殿
ひのや　半兵衛殿
上ミノ　善蔵殿
同上　冨右衛門殿
月屋敷　清蔵殿
平山　源右衛門殿
同　源蔵殿

一 同百文 見舞壱升
一 同百文 同壱升
一 同百文 同壱升
一 同百文 同壱升
一 同五拾銅
一 同百文 見舞壱升
一 同五十文 同壱升
一 同百文 見舞壱升
一 同百文
一 同百文 同壱升
一 同百文
一 同百文
一 同百文

上へ　丈左衛門殿
かなや　久米右衛門殿
村ノ　文右衛門殿
ふたい　藤助殿
宮原　要助殿
向イ　吉右衛門殿
利八殿
かじや　清右衛門殿
上ミノ　善左衛門殿
平山　弥平衛殿
上ミ新田　忠八殿
向イ　寿悦様
新田　喜経院

一同百文
一同百文　同壱升
一同百文　見舞壱升
一同百文　同一升
一同百文　同壱升
一同百文
一同百文
一同百文
一同百文
一三百文
一百文
一百文
一百文
一留主見舞

かなや　仁左衛門殿　一同壱升
上ミノ　林　助殿　一百文
平山　栄左衛門殿　一百文
平山　善右衛門殿　一五十文
土はし　義右衛門殿　一百文
上ミノ　銀右衛門殿　一南鐐壱片
大畑村　与安右衛門殿　一同　壱片
せんふく　文右衛門殿　一廿四文
深良村　伊　八殿　一留主見舞　餅壱駄但し弐つ付
荘　園　寺　一同見舞　餅壱駄但し三つ付
ワた　半　蔵殿　一同見舞　餅壱荷但し弐つ
ワた　与左衛門殿　一同見舞　餅壱荷但弐つ　是ハ左ニ連名有之候
上ケ田村　善　兵　衛殿
上ミノ　源　兵　衛殿　一酒壱樽
村ノ　忠　蔵殿

かつら山　祐　八殿
土はし　栄　蔵殿
上ミノ　銀　蔵殿
宮原　要右衛門殿
まつ長　三　蝶様
原宿　嘉　兵　衛殿
まつ長　藤　蔵殿
新田　九左衛門殿
まつ長　藤　蔵様
ひら井　儀　兵　衛殿
三しま　五左衛門殿
村方親類　并ニ村方共ニ
葛山村　曾右衛門殿
政右衛門殿

一同壱樽　せんぶく
新七殿　一　藤兵衛
代蔵殿　一　大中　新七
定右衛門殿　一　幾蔵
藤蔵殿　〆

一酒壱樽　新田
喜経院　右者御祝儀の印迄御座候、以上
直右衛門殿　午正月吉日
庄右衛門殿　湯山半七様
磯右衛門殿
九左衛門殿　のし
彦兵衛殿　上

一同弐樽　本村中
是ハ左ニ連名有之候　覚
一八文集メ　粂八
一　利右衛門
覚　一　弁右衛門
御樽壱荷　一　藤七
一　千福村　定右衛門　一　市左衛門

一　林　蔵
一　庄左衛門
一　式右衛門
一　永　助
一　丈左衛門
一　文右衛門
一　清右衛門
一　吉右衛門
一　平右衛門
一　源　蔵
一　弥兵衛

一　源兵衛
一　半兵衛
一　留右衛門
一　善　蔵
一　銀右衛門
一　銀　蔵
一　善左衛門
一　権左衛門
一　清　蔵
一　用　助
一　用右衛門
一　清　助
一　与左衛門
一　半　蔵
一　長右衛門
一　栄　蔵
一　藤　八

一　右之通り、御祝儀之印迄御座候、以上
　　湯山半七様

御祝儀

火ノ気
一壱升
一壱升
一壱升
一弐升
一壱升
一壱升
一壱升
一壱升
一壱升
一壱升

一壱升　常右衛門
一壱升　永左衛門
一壱升　源右衛門
一壱升　忠　蔵
一壱升　利　八
一壱升　儀右衛門
一壱升　粂右衛門
一壱升　林　助
一壱升　藤　助
一壱升　祐　八（かづら山）
一五升　安右衛門

麁酒一つ

一　喜経院
一　磯右衛門
一　彦兵衛
一　民右衛門
一　庄右衛門

一　幾左衛門

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三四三　文化一三年（一八一六）正月　下和田村ちよ縁付手形

一札

一当村小百姓喜助妹ちよ義、其御村小百姓平八娵ニ縁付遣シ申候所紛無御座候、尤田畑山林敷金等相添遣シ不申候、宗旨之儀者代々浄土宗ニ而、当村専修院旦那ニ紛無御座候、尤御法度之宗門類施（族）之者ニ而茂無御座候、則寺請証文取相添遣シ申候、為後日受負手形、仍而如件

大久保加賀守領分
文化十三年子正月　駿河国駿東郡下和田村
名主　次郎右衛門㊞

大久保出雲守様御領分
同国同郡御宿村
御名主中

三四　文政九年八月　深良村松井おちか婚礼につき諸色覚（横）

（一八二六）

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

（表紙）
文政九戌年
おちか婚礼ニ付諸色覚
八月日
深良村
松井氏

一銭弐百文　鼻紙壱状添　内　茂兵衛

祝義（儀）覚

一手拭壱　新谷　平左衛門隠居ゟ
一銭弐百文　鼻紙壱添　大畑　庄蔵
一手拭壱　おろい壱　切　おそで
一青銅五拾疋　鼻紙添　玉川　おミつ
一同三拾疋　ばゝ　伊右衛門
一同弐拾疋　足袋壱添　町　源右衛門
一同三拾疋　鼻紙壱状添　ミ　義右衛門
一同弐拾疋　鼻紙壱状添　内　常右衛門

八日
一茶縮緬壱本絽うら但シふり袖　小林氏
九日
一金壱分　のべ半紙壱状添　徳倉村　吉川氏
一金弐朱　鼻紙弐状　但蔵半紙　ミ　仲蔵
一同弐拾疋　半紙壱添　ミ　政右衛門
一同弐朱　鼻紙壱状添　新谷　義兵衛
一同弐百文　鼻紙壱添　安右衛門

一同弐拾疋
一同弐拾疋　鼻紙壱添
一青銅百文
一同百文
一金壱朱　鼻紙壱状添
一青銅弐拾疋　鼻紙壱状添
一せきだ壱　但シやわた墨うらつけ
一金壱朱　鼻紙添
一手拭壱
一銭弐百文
一足袋壱　鼻紙壱添
一手拭壱
一手拭壱
一金壱朱　鼻紙添

山下　久兵衛
かい　久右衛門内
東　おゆミ
西　おそよ
遠　式蔵
西　治郎左衛門
わ　井口ゟ
平助
宗八
向　伝蔵
日光院
新　宗右衛門
松山　源六内
千福村　鈴木六郎左衛門

（裾野市深良　松井保博氏所蔵）

三四五　嘉永二年（一八四九）三月朔日　茶畑村柏木熊次郎大山参詣祝儀帳（横）

（表紙）
嘉永二年
熊治郎大山参詣祝義（儀）帳
三月朔日

覚

藤七
由蔵
彦左衛門
みつ
はつ
清左衛門
伊左衛門

仁左衛門
伊　助
久　助
利兵衛
与祖右衛門

右之通り、御祝儀之印迄ニ御座候、以上

道上組

柏木熊次郎様

一いなだ壱本　いんきょゟ
一百文　しんや
一いなだ壱本　あらくゟ
一いなだ壱本　平　松ゟ

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三四　嘉永二年（一八四九）一二月七日　久根村勝亦市太郎誕生祝儀覚帳（横）

（表紙）

嘉永二酉年
市太良誕生祝儀覚帳
十二月七日晩正四ツ時誕生午内
久根村
勝亦氏

祝義（儀）覚

十二月七日誕生産養

壱升　源右衛門
壱升　安　蔵
壱升　き　く
壱升　徳右衛門
壱升　作　平
壱升　嘉　助
壱升　嘉兵衛

鮨節壱本　葛川　源蔵
壱升　忠助
壱升　文七
壱升　八郎右衛門
壱升　甚七
鮨節壱本　佐野村
地ばん壱枚　儀右衛門
板のり壱わ　佐野　助左衛門
米壱升　伊右衛門
同壱升　竹原村　茂助

十二月七日
取上ヶ伯母　村　平八内
深良村　伊左衛門内

右仁江礼覚
白木綿
壱反ツヽ
両人江遣ス

嶋縮緬壱枚　新宿村　源左衛門
川色石垣片壱枚
縮緬　〃　安蔵
八丈嶋壱枚　〃　文七
八丈島壱枚　〃　甚七
父秩小紋壱枚　〃　嘉兵衛
結城島壱枚　〃　平八
〃　さんこ島壱枚　〃　茂助
小紋縮緬壱枚　竹原
〃　八丈島面壱枚　八郎右衛門

〃
もふが面壱枚　おさた
〃
さんこ壱反　伊右衛門
〃
結城嶋面壱枚　源右衛門
〃
小紋縮緬壱枚　佐野村　儀右衛門
〃
玉紬壱枚　忠助
〃
さら竹小紋壱枚　松山　弥七
〃
さんこ嶋壱枚　常蔵
〃
さんこ嶋壱枚　作平

花染壱反　平松新田　大助
〃
玉紬壱枚（マヽ）　南堀　仲蔵
〃
風打縮緬かすり小紋　公文名村　市川宇平次
茶縮緬石垣片弐枚
〃
一真岡染壱反　新宿村　秋山彦兵衛
菓子一箱
一真岡地壱枚　下土狩村　重左衛門
一紬小紋壱枚　柏町　川口周助
砂糖壱箱
一玉紬壱枚　堀之内　久左衛門
一松坂島壱枚　塚原村　新助

七夜祝義覚（儀）
戌正月十五日十六日

十五日村中招

十六日親類衆招

餅三飯台	公文名村	市川宇平次	山本山茶壱箱	蓮光寺
糯米五升		常蔵	〃	
糯同弐升		作兵衛	（青銅弐拾疋 半紙壱状） 公文名村	光明寺
（ママ）（紙壱状 扇子一対 しらが一）		平八 内方ゟ	〃	
粳壱升		半蔵 母	（半紙壱状 茶壱箱） 同	鹿島
糯壱升		甚蔵	〃	
糯壱升		文蔵	（金弐朱也 半紙壱状 扇子壱本）	興禅寺
糯弐升		清次郎	〃	
糯壱升		常蔵	茶壱箱	八右衛門内 きら
西鯛拾本	二本松	常右衛門	（奥きす 三本） 後	いん居
粳壱升	後	甚左衛門	〃	
粳壱升		幸右衛門	（菓子壱箱 扇子壱対 半紙壱状）	三枝氏ゟ
金弐朱也	佐野村	大庭源右衛門	〃	
〃			一餅壱飯台	源右衛門
			一同壱飯台	伊右衛門
			一餅米壱升	孫兵衛
			一同壱升	孫右衛門

一同　壱升　　清左衛門　　壱升　　定兵衛
一同　壱升　　源蔵　　壱升　　勇吉
一餅三飯台　内五升 弐升　　甚七　平吉観院　　壱升　　半兵衛
一同三飯台　　久左衛門　クモ名かしま　　壱升　　惣五郎
一同弐飯台　　忠助　　内　弐升　　おすま
一粳弐升　　沢田村　井出勘蔵　　弐升　　嘉兵衛
一餅三飯台　　深良杉山　弥七　　壱升　　源蔵
一同三飯台　　佐野村　岩崎　　壱升　　長右衛門
一同弐飯台　　同所　蓮光寺　　弐升　〃　　茂右衛門
一同三飯台　内三升 弐升　　同所　助左衛門　　彦四郎 平二郎　　一餅壱飯台　　伊豆サノ　源吉
一餅三飯台　〃　　塚本　團蔵　　一餅三飯台　　惣左衛門
一同三飯台　　塚原　佐四郎 安兵衛　　文七　　内　弐升　　弁蔵
内糯米弐升 弐升　　壱升　　平八
　　壱升　　團蔵　　長窪
　　弐升　　曾右衛門
　　壱升　　同　弥四郎
　　壱升　　村　勇助
　　壱升　　同　太吉
　　壱升　　同　富八
　　弐升　　同　徳右衛門
　　壱升　　同　善蔵

壱升　同　長左衛門
壱升　同　甚左衛門
壱升　同　おくめ
壱升　同　おちよ

〆

一餅壱升　久右衛門
一同壱升　新平
一粳壱升　四郎右衛門
一同壱升　佐五右衛門
一同壱升　源吉
一同壱升　用蔵
一同壱升　斧右衛門
一同壱升　徳右衛門
一餅弐飯台　忠助
内　弐升　右蔵
弐升　嘉助
壱升　宇平次
壱升　久蔵
壱升　民蔵

壱升　平蔵
壱升　忠七

〆

一餅三飯台　深良杉山　弥七
内　壱升　源助
壱升　徳右衛門
壱升　辰右衛門
一餅三飯台　竹原村　大沼茂助
一半紙三状　佐野村　蓮光寺内
羊羹壱本　おきう
一菓子壱箱　うしろ隠居
御内方
一餅米壱升　公文名　長右衛門
肴壱折
一餅三飯台　新宿　穐山源左衛門
一餅米壱升　利兵衛
一粳壱升　与左衛門
一同壱升　喜十郎
一□□大壱抱　御新造　御内方
一餅三飯台　深良　久左衛門

内　五升
壱升　大庭氏
壱升　磯八
壱升　利平
壱升　与左衛門
壱升　幸右衛門
壱升　峰吉
壱升　甚左衛門
壱升　源七

一餅三飯台　〃
内　五升
　弐升
一菓子壱袋　後
一餅米弐升　御新造
一甘鯛拾五本　かしま
一手拭壱筋　甚七
　紙壱状　平吉
一煎茶壱箱　観喜院
　扇子壱本　塚原村
一菓子壱袋　大沼茂助
一茶壱袋　新助
　砂糖壱香箱　柏木甚太郎
　芹沢林右衛門
　柏木弘蔵
　内屋敷
　柏木□□
　柏木　御部屋
　荒句隠居
　御内方

諸入用覚

酒十樽　佐野村　源右衛門殿ゟ取
代
まくろ半ふし　三島宿　魚半ゟ買
代弐貫文
同壱貫五百四十八文　（同所壱本買）
かまぼく（ママ）　（同所〃買）
拾弐本
代壱貫三百文
外ニ
壱貫弐百文　肴代払
糯四俵入用

金弐朱也　茶畑村　左山
（外ニ祝義　治兵衛　下原
餅壱備）　料理人

金弐朱也　佐野村
（外ニ酒切手二枚　才助
祝義）　料理人

金壱分　郡内吉田宿　清七　外ニ弐人

二晩ぶんこかたり祝義(儀)遣ス

五月節句祝義

(ママ)大織壱本(あさかたひら壱枚外酒肴)　新宿　源左衛門殿

〃　大織壱本　佐野村　儀右衛門殿

〃　大織壱本　公文名村　宇平次殿

〃　大織壱本　後　甚七

〃　小織もみ紙壱本　長尾　文七

浦子一ツ　新宿　彦兵衛

浦子一ツ　問米　吉右衛門

大織壱本　此内　弐朱也　四百文　嘉兵衛

大織壱本　此内　弐朱也　四百文　忠助

大織壱本　弐百文　忠蔵

大織壱本　弐百文　嘉助

大織壱本　弐百文　長右衛門

大織壱本　百文　宇平次

大織壱本　百文　民蔵

大織壱本　百文　末源吉

大織壱本　百文　喜十

大織壱本　百文　久右衛門

大織壱本　百文　平蔵

大織壱本　百文　忠七

大織壱本　弐朱也　弐百文　久蔵

大織壱本　弐百文　源右衛門

大織壱本　弐百文　伊右衛門

大織壱本　弐百文　作兵衛

大織壱本　弐百文　常蔵

大織壱本　弐百文　平八

大織壱本　百文　勇助

大織壱本　百文　太吉

大織壱本　百文　善蔵

大織壱本　百文　喜平

百　文
四十八文
四十八文
四十八文
百　文
百　文
百　文
弐百文
〆三拾人最合

甚左衛門
友左衛門
ちよ
与左衛門
利兵衛
清左衛門
安兵衛
八郎右衛門

大たい一尾
金弐朱ト
茶壱箱
菓子一折
玉詠弐枚
百　文
百　文
百　文

二本松紺屋　栄　助
興禅寺
切久保　長弐良
蓮光寺
四郎右衛門
下土　徳右衛門
用　蔵
（裾野市久根　勝又重俊氏所蔵）

弐百文
弐百文
弐百文
百　文
百　文
百　文
百　文
大めじか弐本
大たい壱尾
大たい壱尾

佐野村　助左衛門
團　蔵
徳右衛門
孫兵衛
常右衛門
孫右衛門
文　蔵
平松新田　大　助
北惣五郎
二本松くねノ内　常右衛門おさた

三七　嘉永四年正月吉日　御宿村湯山半七婚礼諸入用控

帳（横）

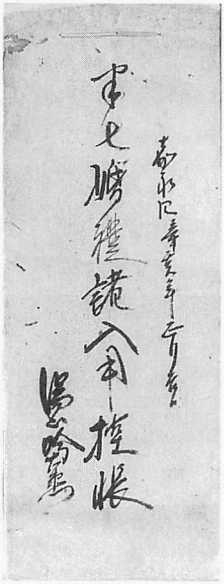

（表紙）

嘉永四辛亥年正月吉日

半七婚礼諸入用控帳

湯山吟右衛門

覚

一上白足袋　壱足
代

一駒下駄　壱足
代

一おかし　二つ
代

一扇子　壱対
代

一熨斗
代三十弐文

一四十八文　紙水引代

一弐百文　正月十三日　内酒一升
代

一掛魚弐つ
代五百文

一酒弐升　結納酒
代四百文

一金三両也　帯地代

一　酒弐升　（佐十殿下石田行ニ付かこ人足其外入用）

一　六百文　白飯料　〆

以上

同十九日
一　七百十六文　いつミや払

同
一　壱貫八百五十六文　魚半払

同
一　金壱分ト弐百五十文　平田や払　手拭地弐反

正月十七日結納覚

目録

一　長熨斗　同
一　手伝壱人　おつや

一　志ら賀　同
一　同　壱人　おせき

一　末広　同
一　同　壱人　同　人

一　御茶　弐ッ

一　金三両也　帯地代

一　足袋　壱

一　駒下駄　壱　同
一　同　壱人　おつや

一　御酒　壱荷

一　御魚　壱折　同
一　同　壱人　お　村

一同　壱人　　おみき

一同　弐百文　　おみわ殿

一同　弐百文　　おみわ殿　　御供へ祝義（儀）

一同　弐百文　　佐十殿　式右衛門殿　〃　〃　　御供へ祝義

一同　弐百文　　お岩殿　　御供へ

一同　半紙壱状　　永助殿　　扇子壱本　　養子へ　　おかし壱つ　　祝義

一同　酒五升　　廿日客人覚　　佐十殿

一正ゆ弐升　　おみわ殿　　嫁

お岩殿　　佐兵衛殿

腰付女

おやす殿

〃七人

外ニ佐十殿供弐人　おみわ殿供壱人

一十九日三嶋行　　永助殿

一廿日勝手方　　同人

一廿一日同断　　同人

一手伝壱人　　おせき

一同　　おみき　　おむら　　おとら　　おつや
一同　　お　村　　おきく　　お千代
一同　　おつや　　〆
一三十弐文　　佐十殿方使へ祝義　　外ニ最寄子共(供)中
半紙壱状添　　永助殿養子へ祝義　　一酒　　婚礼方三つ目迄
一同断　　一小豆三升　　三つ目入用
一糯米(三つ目入用)五斗　　代　　一金弐朱　　腰付女へ祝義遣ス
代　　半紙壱状添
十四　かし(婚礼中)　　弐十六文
一飯米壱俵　　一上酒六升　　青木氏へ送ル
代　　代弐百文
十一　かし　　一半紙壱状　　四つみそ方便聞之女へ祝儀遣ス
代十六文
三つ目客人　　一六十匁八分　　桟留　三反
お岩殿　おやす殿　おいゑ　　一三十弐匁也　　備後　表八枚
おゑひ　おそで　おみき　　一十匁八分　　地縁　八畳分

一三十弐文　黒紙　半状(帖)代
一九匁五分　紀州蠟　壱箱
一三匁七分五厘　三十匁掛　五十
一三匁七分五厘　扇子　壱箱
一五十六文　のり入　弐十枚
一十六文　白はし　十せん
一七十弐文　長のし
一百文　さとう代
一三百五十六文　青物や払
一百五十文　玉子代
一六百七十文　畳や
　作料糸代

　二月朔日
　聟入進物覚

一熨斗
一志良賀
一巻寿留女
一末広
一茶　二本
一桟留壱反
一白足袋　五足
一御酒　壱荷
一掛魚　壱組
　〆十三品
外ニ金五十疋、先召使中へ進物、右之通青木茂左衛門殿方へ差送り申候、已上

　仲人青木久左衛門殿方へ

一のし
一志ら賀
一末広
一茶　一
一桟留壱反

一酒壱升
〆五品

三嶋宿魚や半右衛門方払分

一壱貫七百文　焼物鯛八枚　甘鯛七枚
一七百四十八文　平目壱枚
一四百四十八文　大あら一本
一四百文　鯛四本　あら三本
一弐百文　尾ひれ十五
一百十六文　魴鮄弐本
一三百文　大あまたひ　浜焼一枚
一百三十弐文　さゆり　十三
一弐百四十八文　ほふぼふ　十
一八十四文　あなご　二本
一二百八十文　たこ足　弐本
一六百五拾文　浜焼鯛　一本
一三百文　半べん　十五

一百文　摘入
一二百四十八文　并かまぼこ二枚
一百六十四文　ちくわ二本
一金壱分　上小角八人前
一銀九匁一分　下小角七人前
但し一人前壱匁三分つゝ
一同十弐匁　上引菓子八人前
但し一人前一匁五分
一同七匁　下引菓子七人前
但し一人前一匁つゝ
一銭弐百文　大さゝひ二十
一銀拾匁也　上下硯蓋代
〆銀五拾三匁壱分ト
銭六貫三百三十弐文
此金一両三分弐朱ト
百四十八文
六百八十文
〳〵〳〵

正月十八日
　内金一両弐分渡
差引金壱分二朱ト　可遣分
　百四十八文
　六百八十文
　〃〃〃

二月四日夫清蔵遣ス
一七百七十八文　白上足袋九半三足
一五百六拾四文　同　十一文弐足
〆壱貫三百四十六文
　久保町木喜より取
一三百文　石田供へ
半紙壱状つゝ　祝義分
右六人分　〆壱貫八百文
　半紙六状
　代
先方ゟ客人
茂左衛門殿代り利兵衛殿　林平殿
仲人久左衛門殿　供方六人
　〆九人
村方ニて
米三郎　佐十郎　政兵衛　平作　〆座敷七人
供方正右衛門　佐右衛門
上上ミ迎弐人
一百文　石田ゟ使聞之人
半紙壱状つゝ　三人へ祝義分
〆三百文
半紙〆三状
右之使青木茂左衛門殿
久左衛門殿　利兵衛殿
　〆三軒ゟ

当日客来ニ付手伝人
一　永助

一　おみき　　佐右衛門　佐十　永助　用右衛門　米三郎　甚平
一　お　村　　おみき　おさよ　義三郎　おみつ　おとく　弥右衛門
一　おそよ　　義助　おせき　幸七　おつや
一　おせき
一　つや下女　　一飯米壱俵　当日入用
一　おつや　　代
一　供方取持　佐右衛門　　一糯米　同
　　代
　二月朔日三つ目　　一酒　同
下石田行　　代
佐十様　政兵衛殿　半七　おみよ〆四人　　一酒　鉢払入用
　供方　　代
金蔵　林兵衛　政右衛門　宗右衛門　菊右衛門　清蔵　　一蕎麦　同
おもと　　代
〆七人　　一桟留壱反　佐十殿
上下〆十一人　　扇子　礼物
同日鉢払　　酒壱升

一紺足袋壱足　永助殿
　扇子　料理方礼
　酒一升
一二月十日　四百文　定尚（サノ）へ祝義
　右ハ金や次兵衛殿へ頼遣ス

　祝義請納
一恵比寿（えひす）鯛弐枚　石わき好右衛門
一同　弐枚　山之戸好左衛門
一同　三枚　利兵衛
一同　三枚　幸七
一玉子　永助
一同　関平
一同　佐右衛門

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三四八　安政三年（一八五六）五月一三日　久根村勝又市太郎葬式入用控帳（横）

（表紙）

安政三辰年　行年八歳ニ而死ス　俗名勝又市太郎事

清涼院永夢夏覚信士

丙五月十三日　葬敷（ママ）入用控帳
同十二日五ツ時ゟ病気付夜七ツ時死去

忌中見舞

重之内弐ツ　定向　助
重之内三ツ　甚後　七
重之内三ツ　文長尾　七
重之内弐ツ　勇　助
弐重之内　権左衛門

弐重之内　源右衛門
四重之内　久兵衛
弐重之内　四郎平
三重之内　長治郎
弐重之内　甚四郎
弐重之内　安兵衛
三重之内　しげ蔵
三重之内　嘉平
四重之内　源助
四重之内　新左衛門
弐重之内　忠助
長ぢ線弐わ　新十郎（三嶋宮ノ前佐原屋）
四重之内　岩崎佐重郎（さノ）
四重之内　助左衛門
弐重之内　伝平
三重之内　弥四郎（久）
板泉香壱は　大沼善蔵（下土狩村）（ママ）

三重之内　定蔵（公文名）
（板泉香壱わ　源吉（上土狩村）
青銅弐拾疋）

一長治香弐把　新宿糀屋惣兵衛
一同　弐わ　森元養（同）
一同　壱わ　玉川屋
一同　弐わ　秋山彦兵衛（茅町）
青銅弐拾疋
一同　弐わ　川口周助
一同　壱わ　叶屋善吉
一長治香壱わ　玉川屋喜惣治（□□□）
一同　壱わ　江戸屋藤兵衛（同）
一同　壱わ　水窪屋茂惣治（同）
一同　壱わ　興禅寺様（深良）
一茶壱箱　西安寺様
一同壱わ　文明寺様
一菓子壱箱　紺屋庄右衛門（三しま弐日町）
一泉香壱わ　大沼善蔵（下土狩村）
一同　弐わ　柏木廣蔵

一同
一長治香壱わ　福嶋屋庄平（ゆるきばし）
一金米唐壱箱（糖）　平松　服部大助
（ママ）　さノ　中村平治郎
一　新宿村　久八
弥□
由兵衛
かしや　安蔵
政八
文助

一泉香壱わ　町田　松井源兵衛
一同七わ　葛山村　儀右衛門
一白砂唐壱箱　桃園村　蓮光寺
一白砂唐壱箱　定輪寺
長治香弐わ
一長路香弐わ　伊豆嶋田　与右衛門
一泉香弐わ　後　甚右衛門
一ろふそく　と　み

六月十八日初七日
一上菓子壱箱　菓子壱箱　金弐朱也
一丁子香弐わ
一　香典覚
一金壱分也　さノ村　岩崎佐重郎
一金壱朱也　深良　興禅寺様
一銭弐百文　上土狩村　鈴木源吉
一同弐百文　新宿村　秋山藤兵衛
一銭百文　御殿場　庭山　ゟ
一同百文　松五郎
一金□朱也　長次郎
一金壱朱也　馬込村　笹原善右衛門
一　弐百文　塚本隠居
一　百　文

蓮光寺一圓坊
三井屋与右衛門（サノ）　馬込村
吉右衛門　中川
勝右衛門

一　百文　次郎右衛門
一　百文　与左衛門
一　弐百文　忠助
一　弐百文　林蔵
一　弐百文　紀□
一　弐百文　平右衛門
一　弐百文　伊右衛門
一　弐百文　弥七
一　弐百文　定助
一　弐百文　繁蔵
一　弐百文　常五郎
一　三百文　勇助
一　弐百文　清二郎
一　四百文　四郎平
一　三百文　与三郎
一　三百文　常蔵
一　四百文　権左衛門

一　三百文　深良　大庭新七
一　弐百文　市太郎
一　弐百文　和重郎
一　四百文　文七
一　四百文　弥（さの）右衛門
一　金壱朱　孫（村）四郎
一　同弐朱　久（村）兵衛
一　同百疋　甚（同）七
一　同壱朱　源（同）助
一　同壱朱　源右衛門
一　同壱朱　定（公文名）蔵
一　同弐朱　茂（市原）助
一　同壱分　秋山源右衛門（新宿）
一　同弐朱　市川新右衛門（公文名）
一　三百文　作平
一　弐百文　新助（松山）
一　弐百文　儀七（深良）

一　百　文　甚左衛門
一　弐百文　長尾平右衛門
一　弐百文　嘉　助
〆金壱両弐分一朱ト
七貫四百文
内百文行衛不知

覚

金弐分也　野布施
同弐朱也　廻向料
同八百文　雨幕損料
同一朱也　一圓様江
同一朱也　西福寺様江
同弐百文　番僧様江
同百　文　御　供江
同三貫五百文　供　方へ
同壱両也　茶湯料
〆　壱両三分ト

四貫六百文

外ニ

弐百文　観音寺へ
弐百文　安楽寺へ
弐朱也　□　□江
弐朱也　興禅寺様江
一朱也　定輪寺様江
一朱也　西安寺様江
弐百文　文明寺様江
弐百文　中沢喜右衛門方へ
〆　壱分弐朱ト
八百文

支度入用覚

一はめ貫拾把　源右衛門方ゟ取
代
一板敷　四把　同

代

一たりさん壱わ　同

代

一金壱分ト　（三しま佐原屋
　三貫百九十文　（新十郎方ニ而色々買

一壱貫三百七十壱文　（和泉屋
　（庄兵衛方買
　（青物代

一あいさ弐わ　源右衛門

一戸淵壱本　平八方ゟ

一弐寸坊壱本　同
　九尺

一四拾八文　べにがら
　公文名村
　才治郎

一大工四人
　佐の村
　金治郎
　外ニ弐人

　此作料
　金壱分弐朱也　夫源右衛門

　五月十七日遣候
　（ママ）鉄鉛屋
　伊右衛門

一豆ふ拾丁

代

一醤油壱樽　御宿村
　吟右衛門

　代七百文払

十七日
一百　文　木瓜買

一上酒弐樽　井口ゟ取

　代弐貫六百文

一上酒弐樽　嶋　川取

　代弐貫六百文

（ママ）志中入用控

五月廿六日
一五百文　あわゆき

一五百文　がんもとき

一弐百四十八文　油あげ

　三しま払堂かめやニ注文

一銀十匁　醤油壱樽代
一酢百文　壱升弐合代（す）
一三百十六文　なす代
一三百六十四文　木瓜代
一百四十八文　二度成り代
一三百文　青　板
一弐百文　かんぴう（ママ）
一□百文　ゆ　ば
一百廿四文　蓮こん
一七百十六文　椎　茸
一百六十文　久助くず
一弐百三十弐文　氷こんやく（ママ）
一六十文　とじぶ三枚
一三十文　白のり
一三十六文　つきふ壱わ
一三十四文　松ろふ
一三十六文　のせん六わ

一弐百三十弐文　太白壱斤
一三十六文　柳はし廿前
一百　文　切こぶ
一弐百文　若　目
一三百四十八文　山本山茶
一上酒壱樽　井口ゟ取寄ス
代壱貫五百文
一上酒五升也　嶋川取
代七百文

穴堀（掘）人足　甚左衛門
　　長右衛門
六　尺　常　吉
　　作　兵　衛
　　四郎兵衛
　　彦　平

行水
供方

平右衛門　平八　團蔵　勝太郎　喜太郎　作治郎　平作　左重郎　乙五郎　松五郎　富士太郎　富太郎　佐吉　甚作　甚太郎　市太郎　金治郎

与三郎　倉蔵　弥重郎　弥三郎　豊治郎　おかく　おりやう（ママ）　おふじ　作兵衛内　権左衛門　源右衛門　おいね　甚四郎　源助　弥四郎　和吉　和十郎

猪之助
おきん
おそめ
おりさ
おみつ
かる
かく
おまつ

惣
〆四拾五人

（裾野市久根　勝又重俊氏所蔵）

三九　安政五～六年（一八五八～一八五九）　御宿村百姓乳児養育願

舌代

極寒之砌ニ御座候得とも、御家内様益々御安泰ニ被成御座奉恐喜候、然者私義地震此方不仕合ニ相成、殊ニ当秋ゟ此子母義長病ニ付ちゝ不足ニ相成、実ニ以ちのミ子ニ候得者日々そだて方ニ困り入候間、無余儀貴家様へ御願申上候、何卒〳〵御取上ケ御そたて被下度候段、幾重ニも御願申上度候、□而も御取上ケ之程奉希候、尤哈物（ママ）も是迄たべならわし居候間、右の様子迄申上度候、何卒〳〵偏ニ御取上ケ御願申上度候、右者如斯ニ御座候間、御願申上度、まづ者草々、以上

（名　くに）
安政五年
午霜月生

廿六日

上湯山様

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

三五〇　文久二年（一八六二）三月朔日　御宿村湯山よし葬式諸事控

（表紙）

文久二年戌年　忠臣之実母也

実光院明誉貞照大姉
俗名よし葬式諸事控
行年五拾壱歳
三月朔日申上刻死去

施主
湯山半七郎
忠臣

覚

一不取敢寺江
為知人
　甚四郎
　弥右衛門

一大工居合候ニ付、別段人為遣不申候

一平井ゟ熱海へ
　久右衛門
行弐人
　太郎右衛門
但し、熱海　今井半太夫方へ
平井　真野儀兵衛方へ

石脇村　岡平蔵行

一小田原宿　利助
　入谷沢中垣斎宮方
　同唐人町
　医師西村玄珉老方

一三しまゟ　甚蔵
　古奈まて　富二郎
　三しま小林治助方
　古奈安田允斎老方

下石田　青木茂左衛門
一比奈　渡辺佐右衛門
一原ノ　植松嘉兵衛
松長　渡辺藤兵衛
上香貫　稲葉四郎左衛門・沼津若松や

一須走　梶与惣太夫方行

半右衛門方　宮内左衛門方
半兵衛　徳右衛門
源蔵　弥右衛門

一穴堀三人

一三島江買物行　三人

一大工

一行水

一棺

新助　一寺之人ニ而沼津乗運寺へ所化頼ニ行　忠兵衛

保兵衛
喜兵衛　三月三日正八ツ時葬式供色着并ニ送り之衆左之通り
平作　一上下着用　悴　湯山半七郎

長左衛門　一同断　孫　湯山柳太郎
平助　一　孫次男　湯山貞次郎
勇吉　一同断　豆州熱海　今井半太夫
関平　一同断　三島宿久保町　小松達三郎
手伝
同
粂右衛門　一同断　須走村　梶勇右衛門　風邪ニ付不参
栄助　一同断　豆州平井　真野義兵衛
政兵衛　一同断　豆州古奈　安田清右衛門
左右衛門　一同断　下石田村　青木茂左衛門

利助　一同断　同　同利兵衛
忠兵衛　悴　官太郎
富太輔　一同断　上番貫　稲葉四郎左衛門
藤七　一同断　沼津宿新町　湯山良平
富二郎　一同断　原宿　植松嘉兵衛

一同断　冨士郡比奈村　渡辺久蔵　二同断　中川理輔
一同断　千福四溝　西島政兵衛　改名佐右衛門　二同断　勝亦忠兵衛
一同断　右政兵衛聟　西島佐兵衛　二同断　外川藤七
一同断　千福村大ノ　西島東作
一同断　湯山達之丞　〃四人棺かき
一同断　行葬取締兼　湯山宮内左衛門　半兵衛ニ成
一同断　右同断　湯山半右衛門　一同断　勝又佐右衛門
一不参　小田原藩　中垣謙蔵　一同断　西川義兵衛
一上下着　湯山永介　一同断　真田源蔵
一同断　豆州平井　杉崎伊三郎　梓兵吉
一同断　熱海　駿河屋治郎吉　一同断　勝又弥兵衛
二同断　同　伊勢や松月　一半七郎妻清　小松妻くま
右今井よりの続き也　梶妻うら　娘しま
一袴着用　石わき村　岡平蔵　比奈　佐右衛門母つな　政兵衛妻ミつ
一上下着用　由比宿　羽根伴右衛門　佐兵衛妻ゑつ　平蔵妻よね
一袴着用　中川喜兵衛　藤七母　忠兵衛妻かつ
一同断　湯川伊三郎　半右衛門妹きち　永介妻やす

半兵衛母　理介母むら
三光院みき　伊三郎妻ゆき
落ニ付爰ニ出ス
一（袴着用　大堰村　斎藤儀平
一（同断　須走　小野由蔵
右梶氏より続縁也

三月三日忌中逮夜振舞

保兵衛　藤七　義兵衛
勇吉　徳右衛門　新介
関平　おうた　甚蔵
弥兵衛　源蔵　忠兵衛
弥右衛門　喜兵衛　義三郎
甚兵衛（札場借家）　嘉介　湯山半右衛門
半右衛門（下男西行）　湯山永介　湯山宮内左衛門
宮内左衛門（下男須走行）　市左衛門　太郎右衛門
半兵衛　佐右衛門　丈右衛門

三光院　伊三郎　大工長左衛門
大工平介　平作　理輔
粂右衛門　五郎兵衛　仁右衛門
定七（終夜念仏）　源吉　治兵衛
久右衛門　金兵衛　元右衛門
忠助〆四十五人
外ニ女中但手伝共

他所親類

千福村　西島政兵衛（同人悴）　西島佐兵衛
同　西島東作（石わき）　岡平蔵
豆州熱海　今井半太夫（三島宿久保町）　小松達三郎
須走村　梶与三太夫（小田原御藩中）　中垣謙蔵
下石田　青木茂左衛門（上香貫村）　稲葉四郎左衛門
沼津宿新町　若松屋良平（松長村）　渡辺藤兵衛
原宿　植松嘉兵衛（富士郡比奈当時義抱）　渡辺佐右衛門
豆州平井村　真野儀兵衛（豆州古奈村）　安田允斎

由比宿　羽根伴右衛門　〆

三月四日夕村方江一礼出ル
甚兵衛・佐介より下
湯山半右衛門・渡辺佐右衛門両人参る
半右衛門・要介より上
湯山宮内左衛門・西島佐兵衛両人参る
新田へハ先例ニ付不参也

三月三日逮夜一統蕎麦、そばもらず膳出し候而右之器へ
酒弐盃もつぎ切りニ取極メ申候
同四日昼一統めし
膳部　めし　つぼ
香々
しる　いけもり
千代口
茶碗
引平
弐番座迄六十人前、茶碗出し申候

三番座江は茶わん出し不申候
飯椀江めしもらず出ス
右器江酒弐盃つゝ上戸下戸共出ス

買物口覚
先ニ買置候分

一壱貫七拾弐文　白木綿壱反
一八百文　同　壱反
一五百文　小田原行
弁当　理
持参　内弐百文返し入　定　七介
一三百文　熱海行
弁持参　為持遣す　久右衛門
太郎右衛門
内弐百文返し入
一弐百文　須走行
弁持参　為持遣ス　宮内左衛門方
徳右衛門
内百文返ル入

一三百文　弁持参　為持遣す　西行　半右衛門方　半兵衛

（ママ）
一

一弐百文　弁持参　為持遣す　内百文　戻ル入　古奈行　冨次郎　甚蔵

一七拾八文　（はめ釘三把　代幸七の払）

一百拾六文　わん壱具

一三拾六文　白木膳壱つ

一三拾弐文　ひしやく壱本

一八拾八文　大小蓙弐枚

一九匁　編（アミ）笠卅かへ

一九匁六分　四八かへ裏白弐反

一三拾弐文　岡地四つ

一六拾文　念仏紙廿枚

一百弐拾四文　祐入五拾枚

一三拾六文　宇多紙三枚

一丁五拾文　金銀紙五枚つゝ

一七十弐文　丁ちん弐張

一拾弐匁八分九分五厘　白絹壱丈三尺五寸

一百四拾八文　間ニ合白六枚

一五文　はり弐本

一五百文　紙緒草り

男向三十五

一七拾弐文　香炉壱つ

一八匁　さらし壱反

一五拾六匁　表白八反

一三百五拾六文　草り女向廿五

一弐百四拾八文　綟子五尺

〆九拾五匁四分

壱貫七百五拾壱文

○皆銭拾弐貫弐百四拾五文

三月二日　佐原屋新重郎払

一三匁八分　上々氷り昆五〆

一四匁六分　大判青板百枚
一百廿四文　小倉ふ五匁
一百文　切昆布
一三拾弐文　猩々
一四百文　江戸大蓮根
一百文　吉のくず三合
一八百文　中揚七十弐
一百拾九文　かんぜふ六十
一弐百文　新若め
一七百三拾弐文　中椎茸弐百
〆八匁四分
弐貫六百十壱文
○皆三貫五百三拾五文
三月二日　糀屋利右衛門払
○一　弐百文　買物人足小遣
○印三口〆拾五貫九百八拾文

外ニ十五文安ニ相成候

先ニ買置候分
一壱貫七拾弐文　白木綿壱反棺〆
一十九文　半紙壱状代
一八拾四文　はめ釘三わ代　喜兵衛払
一弐百文　花籠ニ入
一廿四文　源蔵方火縄壱わ　使伊兵衛
一五拾六文　小板釘弐わ代　喜兵衛払
一三十文　宅出　白苧三つぼ
一拾六文　（同弐つほ　幸七方ゟ取　夫藤七）
三月八日払
一弐百文　宅出　蠟燭十丁　寺入用ニ成
一百文　杉はし代
一五百文　（揚ヶ油代）

一弐百文　　茶椀代　　〆宮内殿払

一三日逮夜蕎麦五斗

右五斗打候処彼是七八升打余り申候

代金凡壱両也

一長門蔵米三俵弐斗

代金三両ト㊅弐百八十六文

壱俵五分かへ

一上酒八斗八升

代金弐両ト壱貫三百十九文

四斗かへ

一上醬油壱斗

代金壱分弐朱ト五百四十八文

一みそ凡五貫目

代壱貫九百四十八文

十七貫目かへ

一炭弐俵

代五百文

一薪

代凡壱分ト見込

一板木凡壱分ト見込

布施物之覚

野布施
一金百疋　　荘園寺

廻向料
一同百疋　　同寺

〆弐百疋

白米壱升

棺服黒縮緬綿入壱品

棺巻木綿壱反

棺〆木綿壱反

一金五拾疋　　浄念寺

御所化江

一金五拾疋　　乗運寺

御所化へ

一金五拾疋　仙年寺
　　御所化江
　右御所化計り子僧ハ参り不申候
一銭百文　荘園寺
　　留守居江
一光照庵無留守居也
一金壱朱也　□□久兵衛江心附ヶ
　是ハ行水之世話并ニ二日三日両夜廻り申付ヶ候ニ付
　如斯、但飯たき等之せわ別段不申付候
　但膳部相添
一金弐朱也　大工長左衛門
　二日分作料　平　介
一弐百文　大工勇　吉
　両日分作料
　三月六日遣し候処、夕方持参いたし訳柄申何分受取不
　申間、其侭預り申候、以上
　外ニ手伝関平・粂右衛門両人礼ニ不及遣し不申候

一青銅廿疋　千福普明寺
　ふきん返し
一同弐拾疋　同寺
　茶沢山贈り被下候ニ付如斯
　〆壱朱都合遣し候
一青銅廿疋　向西寺
　ふきん返し
一青銅弐拾疋　かつら山仙年寺
一同　十疋　谷田浄念寺
一青銅廿疋　公文名鳳王院
　母病中平癒御祈禱之謝礼
一金三百疋　ふから井口玄慶
一金百疋　沼津宿大手前深沢雄甫
一　小田原唐人町西村玄珉
一金五拾疋　かつら山半田紋明
　菓子壱箱添

一弐十文　山神戸おむら
糯米弐斗搗ちん
一弐百十八文　同　人
そば三斗ひきちん
〆弐百三十八文三月五日払
遣し候へ共何分受取不申候
一弐百四十八文　かなや五郎兵衛
小麦三斗ひきちん　三月五日払
一百廿四文　丈右衛門
米三俵搗ちん払　三月五日
一百文　（半紙并ニ蔵半紙共凡〆
一金五拾疋　下古城村半右衛門
二月二日夕より六日之間まじなひ者
礼もつ三月九日遣ス
一三百七十弐文　源蔵方
但大豆七升五合　豆腐三十丁
遣し候三月八日遣す　仕ちん払

四月三日
一弐貫七百四十八文　位拝弐本代
かしま払
一同壱貫三百七十弐文　同壱本貞本院分右同断
〆四貫百弐十四文払

死去見舞受納覚
三月二日
一赤飯三重　石わき　平蔵
一同　四重　四つ溝　西嶋政兵衛

忌中見舞受納左ニ
三月六日初七日逮夜
一山之いも壱わ　湯山永輔
一同蕎麦三重　勝又五郎兵衛
一同　三重　勝又弥兵衛
一同餅三重　外川藤七
同十二日
一同三重　西川義兵衛
同十三日
一同四重　四溝　西島政兵衛

一同弐重　待合　湯川伊三郎　一同　三把　同村　武右衛門
一同そば三重　真田源蔵　一同　弐把　金沢　助左衛門
一同大弐重　中川理助　一同　弐把　嘉右衛門
一餅弐重　勝又佐右衛門　一同　同　常　八
同十四日
一同四重　石わき　岡　平蔵　一同　同　粂　八
同十九日
一同大四重　平井村　真野義兵衛　一菓子壱箱　サノ　岩崎佐重郎
同廿三日
一孟宗竹ノ子壱本　上の　湯山宮内左衛門　一板線香弐わ　三しま　佐原新重郎
同廿七日
一餅大四重　佐野村　岩崎佐十郎　買物之仁へ頼遣し候
一同　蕎麦弐重　横道　忠兵衛殿　一拾匁掛三丁　サノさのや　佐太郎
先日分
一餅三重　湯山平作　一悔而已　深良前ノ原　甚左衛門
四月十四日
一銭八百文　三島久保町　小松達三郎　一板線香弐わ　谷田村　芦川三右衛門
四月廿四日
一蒲鉾弐数　佐野村　佐野や佐太郎　一菓子壱箱　同　鈴木久平
同二十七日
一饅頭壱籠　上香貫村　稲葉四郎左衛門　一板線香弐わ　中村　鈴木九郎左衛門
一同　三わ　冨沢村　渡辺房右衛門
悔之人受
一線香五把　千福村　横山瑞平　一並線香四わ　金沢村　喜右衛門
并香奠受納覚
一氷こん弐わ　かつら山　半田紋明
一せん香弐わ　神山西川　常右衛門

一同　四わ　　さの　中村平二郎　一同　五わ　千ふく　池田谷紋左衛門
一同　四わ　　同　大庭源右衛門　一板線香小弐わ　同　勇　八
一同　三わ　　さの　庄右衛門　一線香三わ　茶畑峯下　おむら
一菓子壱箱　　比奈村　渡部久蔵母　一板線香壱わ　久根村　源右衛門
一せん香三わ　　かつら山　杉本儀平
一同　三わ　　同　杉本直平　一悔而已　比奈　佐助
一同　三わ　　同　御宿幸蔵　稲垣　源七
一金百疋　　小田原　中垣謙蔵　理介
為菓子料　　平七
三月二日　　周助
一生椎茸　　千福村　鈴木五郎兵衛　孫兵衛
大小共八拾壱　　利右衛門
一金壱朱也　　待屋　湯山伊三郎　宇右衛門
午房壱わ添　　専助
一せん香弐わ　　千福　西嶋新兵衛　左兵衛
一菓子壱箱　　三島二日町　桶屋惣七　（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）
一せん香弐わ　　かつら山　荻田源右衛門

三二　文久三年（一八六三）一一月一五日　公文名村市川喜代女七歳日待祝儀受納臨時入用帳（横）

（表紙）

文久三亥年
七歳女子喜代女日待祝儀受納臨時入用帳
十一月十五日　　市川氏

御祝儀受納控

一金弐朱　弥平次
一銭弐百文　林平
一同弐百文　又四郎
一同弐百文　文助
一同弐百文　市五郎
一同弐百文　石舟いんきょ
一同百文　義左衛門
一同百文　平右衛門
一ひ五郎帯地八尺　同

一つむきのきもの壱枚　小川　宗七
一同　壱枚　新宅　文五郎
一菓子壱袋　上新田　源助
一同弐百文　藤八
一同壱朱　市左衛門
一同壱朱　用右衛門
一同そうり壱足　勝左衛門
一同かし壱箱　定蔵
一金弐朱　新平

買物控

十四日
一銭壱貫五百文　三しま買物かんふつ代使良助

十五日
一同壱貫文　（御）三しく醤油代使甚太郎

一同百四拾八文　　かまぼこ代
同　　いつ嶋田岡田や
一金弐分也　　久兵衛殿方
　　酒代
　　使源兵衛

（裾野市公文名　市川逸朗氏所蔵）

一弐拾疋　道太郎
一弐十疋　源　蔵
一十疋　市右衛門
一弐拾疋　米　吉
一弐拾疋　林　助
　紙壱折添
一弐拾疋　民　蔵
一弐拾疋　幸右衛門
　紙壱折添
一四拾疋　孫兵衛
　紙壱折添
一弐拾疋　清　吉
一壱朱　治兵衛
　紙壱折
一弐朱也　友　蔵
　紙壱折
一拾疋　嘉　助
　紙壱折

三三　元治元年（一八六四）一一月　千福村横山健吾七歳祝々儀受納

控（横）

（表紙）

元治元年十一月　日
長男健吾七歳祝々儀受納　控

健吾七ツ之祝儀受納
覚

一拾疋　安兵衛
一拾疋　治兵衛
紙壱折
一弐拾疋　東作
紙壱折
一金五拾疋　文右衛門
紙壱折
一五百文　惣助
一五百文　又右衛門
一八百文　善五郎
一金壱朱也　利右衛門
一金弐朱也　藤蔵
一拾疋　忠左衛門
一三百文　宇兵衛
紙壱打
一小共そうり　□□長助方ゟ
三足
一拾疋　藤蔵母

一弐拾疋　友蔵隠居
一弐拾疋　ほその　文治郎
紙壱折添
一うら付そうり　惣右衛門方ゟ
壱足
一黒たい四本　角右衛門方ゟ
一金弐朱也　大はた　伝右衛門
紙壱折
一金百疋　三しく　半右衛門
紙壱状
末広添
一弐拾疋　冨右衛門
紙壱折
一同　直次郎
紙壱折
一菓子壱袋　源左衛門
一弐拾疋　ふ明寺
巻紙壱折添
一金壱両也　鳥　川口ゟ

〆金壱両三歩弐朱ト
銭五貫七百文
此金三分一朱分
皆〆弐両弐歩三朱也
一金弐両也　西沢田村　芹沢久右衛門
一金壱歩　永塚村　勝又九右衛門

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

三三　明治三年一一月一四日　御宿村湯山柳太郎元服御祝儀受納帳（横）（一八七〇）

（表紙）

明治三庚午年十一月十四日
辰年十五歳
湯山柳太郎元服御祝儀受納帳
実父　湯山半七郎

愛度始

一烏帽子親　湯山平治郎
一小倉袴地壱反
代
扇子壱対
半紙壱折　湯山平二郎
〆
一金壱両　下石田村　青木茂左衛門
御備餅壱飾相添
一規子（ママ）壱羽　湯山永助
一金五拾疋　湯山彦作
半紙壱折添
一半紙五状　荘園寺
一金百疋　四溝　西島佐平
半紙壱折添
一銭四百文　湯山平作
半紙壱折添

一金壱朱　素読師匠　横山談
（三島宿之仁当所ニ寓居
一西陣糸おり壱反　木瀬川上原川　海野楢太郎
代
一金四百疋　中石田　秋本喜十郎
一同弐百疋　小田原　中垣謙蔵
（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

第五節　家の信仰

三五四　正徳三年（一七一三）五月三日　御宿村下湯山家七福神御誓願（堅）

（表紙）

七神

両（恵）美酒（ママ）
大黒天
稲荷
弁財天
毘沙門

布袋
福鹿（ママ）寿

此主　源左衛門

恵美酒
大黒天　御誓願

抑恵美酒（エビス）とハ愛敬なり、大黒とハ始末也、笑ふ門ニハ福来り、ついへを除けば宝満る、爰を以福の神とし、世の人是ヲ仰ク、夷ハ御酒を備て祭り、大黒ハ甲子ノ日黒米飯ニ二股大根ヲ備而まつる、夫婦闘諍（イサカイ）又ハ人の嗔噫をかたくきらいたまふ、衆生常ニ乾（イヌイ）の角ニ向ふて塩と水とを備へ

天童部呪ニ曰

唵摩訶迦羅耶蘇婆訶（ヲンマカキャラヤソハカ）

毎朝此文を三返宛三年誦じてみてバ、金銀泉のごとくニわひて、其家末代悪事災難をはらひたまハんとの御誓願（セイ）なり

稲荷大明神

抑稲荷大明神ハ天地開闢大元祖神の御末ニ而ましまし、人皇四拾三代元明天王御宇和銅四年辛亥二月十一日ニ稲荷山ニ移し奉る、御神託ニいわくもろ〳〵の人邪成ル心をしりぞけ、誠を以念する人ニハねがひを成就ならしめ給ふ、夫富貴貧賤ハ過去の業因とハいへども、能此御神の御内証ニ叶ふ時ハ富栄ずと云事なし、敬ふべし尊むべし、昔三条の小鍛冶宗親と云者当社信仰する事世ニ異也、其故に□親が家に常ニ童子来り、合鎚を打て□釼を作り出セリ、故ニ家栄へ今の世迄茂其名高し、ふいがう祭りハ此因縁也、立身願ふ人ハ疎ニ思ふべからず

弁財天女

およそ弁財天女の利益を讃談し奉るニいわれ有、夫請がたき人身を請ケたりと云へ共、宿縁あしく貧賤愚痴にして智福なし貧なるが故ニ盗をし偽を云て戒法を破れり、されば人間ハ貧ニましたる障碍なく、無智ニ過たる災難なし、然ニ弁財天信向の人ハ右の定業転して智福を授ケたまふ、されバ天女を信ずる心なく貧賤にて暮ス人ハ宝の山ニ入手をむなしうし、真珠をなげうつて瓦礫を取がごとくならん、能々信向し奉り智福をさづかり立身の名を取給へかし

毘沙門天

抑鞍馬山毘沙門天ハ藤原の伊勢人の草創なり、常ニ毘汰門を信じ給ふ、延暦年中ノ頃ひ都ニ希代の疫病はやり男女限りなく煩、世の中も不作ニ而万民飢死なんとす、伊勢人或夜の夢ニ都ゟ北なる山ニ行て翁ニ逢ける翁の曰我ハ是王城の鎮守汝が信ずる多門天也、世に疫病巡りて諸人煩苦めり我是を救んとほつす、汝此守を水に浮べ病人ニあたへよとて失たまふと見而夢覚ぬ、則守りを夢中ニさづかりしを諸人ニあたへけるに、飢者一人もなく其外霊験品々なり、立身願ふ人ハ殊ニ毘沙門信仰あるべし

布袋

布袋ハ天童部人にして常ニ小児を愛シ、其心直ニして

益々富貴之禅祖也、百人余の童子を集、ともにたわむれ毎日金銀五穀を施シ給へども尽ルと云事さらになし、故に福之神とす、然共姓氏詳ニ記しかたし、又唐ニ壱人の禅祖有、形こへ而常ニ布袋を負、是を布袋和尚と号、又宋朝ニ禅僧あり、形大きして腹ふくれ童子数多集て其家ニ而養ふ、其寺の宝物として大き成ル布袋あり、此袋ゟ米ヲ出スニ絶る事なし、布袋一生衣食ニあきみちゑめること不断にして、有徳なる僧といゑり

福鹿寿（ママ）

福鹿寿、是ハ天南星と云星の事なりといへり、又一説ニハ文皇帝の御宇に天竺ゟ壱人の翁下り給ふ、極て頭長く、貧賤なる者宝を願へハ何程にても福を授け禄をたまふ故ニ福禄受といへる由常ニ鶴鹿をあいし五百の鶴五百の鹿を飼たまふ、誠ニ富貴の人にや、或文ニ月の朔日ニきよき菓子と御酒を天南星ニ□（そ）なへ、福貴を願ふに必其家富さかふるといへり、俗語ニ鰯の頭も信心からといへハましてむかしゟしるす所の七福神何ぞうたがいがあらん

七福神御誓願終

正徳三年癸巳五月三日ニ写之　　廣□

（裏表紙）

若御老中
大久保長門守様御知行所　此主源左衛門
駿州駿東郡鮎沢庄御宿村
持主　湯山次左衛門

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三五五　享保一六年（一七三一）一二月　御宿村下湯山家月牌証文

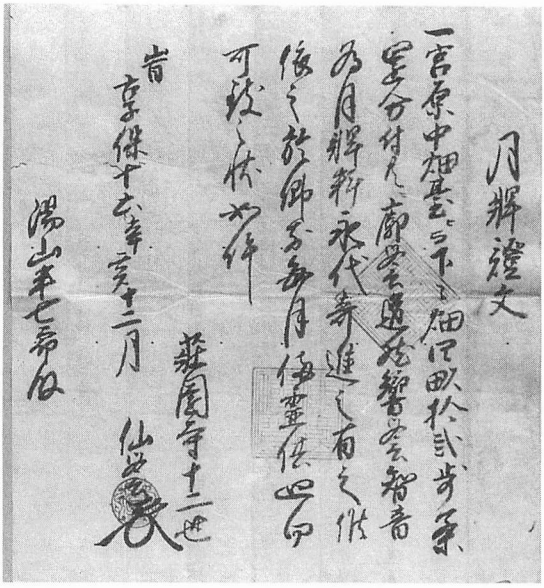

月牌証文

一宮原中畑台ニ而下々畑四畝拾弐歩茶園分付共ニ廊誉道印（朱印）

然響誉智音為月牌料永代寄進之有之候、依之於仏前毎月備霊供廻向可致之状如件

時
享保十六辛亥十二月

湯山半七郎殿

荘園寺十二世
仙誉（花押）印（朱印）

（裾野市御宿　湯山芳健氏所蔵）

三五六　寛政八年（一七九六）正月四日　茶畑村覚左衛門西国・金毘羅山・善光寺参詣につき往来手形

駿河国駿東郡下御厨
茶畑村
覚左衛門

右之者此度西国三十三所順礼金毘羅山並善光寺参詣仕度心願有之段願申候ニ付差遣申候、於何国ニも御関所無相違御通可被下、其外何カ様之儀ニ而も差支之義有之候節ハ宜敷様御取計可被下候、此段偏ニ奉願上候、以上

駿州駿東郡
寛政八辰年正月四日　茶畑村
名主　林　蔵㊞
所々御関所様
町々
村々
御役人中様
（裾野市茶畑　笠間宝能富氏所蔵）

三三七　享和三年（一八〇三）　富沢村渡邉虎杖「ちょぼくれ」（写）

此れさ皆さんお笑ひくさたか、宗祇和尚の手作の素ぶつ、おほくれなんぞを聞てもくんねい、さゝら三八やかきにかゝつて、ふらつきものだの、から〳〵ものたと、かけではゆへとも、よろつの道具をきれいにするから、諸人にすかれて、おだてにのせれハ、なかしのすみから河はた井戸はた、むやみとはたらき、おゝきな所じや、酢醤油酒屋の大桶小桶をきれいにすれとも、おのれの身しらず、骨のおれたも、しぎりのへつたも、しらないばかもの、すいふろたてれば、たきつけなんぞて一生しまうた、これを手本に皆さん聞なよ、若い時から辛ぼうしなから、じみちにかせぐと小供もてきたり、御金もふえたり、しんしようものびれば、ものをも貸したり人にもくれかば（ママ）、旦那様だのおじいさまたと尊きやうしられて、身ハ一代でも名ハまつ代だよ
ほうい〳〵〳〵〳〵〳〵
花嫁の手際に暮るさくらかな、
（前欠）
おゝく身を思ふほとわきのみ芳野の花の衰ふるもしらす、飽まて此を高値に思いらく、後には何に成るやらかく□升ならぬ、人間のみに有す深山の荒は妻かふ世話に声をからし、山を出る雲は雨を催さんといとけはしく是を思ふに、此身ほと障り静なる事はなし、恵心の作の仏一躰持とも後世を願ふ為にもあらす、持伝へたる道具なれハ御宿申計りなり極楽へ行き上品蓮台に

坐して楽みたきとおもふ欲心なければ、地獄に墜る恐もなし、死るまて生て居よふと思ふ心なれハ、月日の移るもへちまともおもわず、籬にこほれ種の朝顔御すちろふかゆかもふか、勝手次第あんな物と思ひ、時雨ふる夜の更る夜嵐の吹こふが吹まいか、我か身独りの害にもあらす、膝を屈る二枚敷土鐙壱つに埒あけ雑煮くわぬ人には聞せまいといわぬ、鶯の初音心よく聞、夜着もたぬ家にはさすまいといわぬ、依怙贔屓なしの窓も日月をやめ、寝る為の目なれハ昼も枕し、ゆきたけれは手の奴子足の乗物心のゆく処、夜ひとひたゝきありすと、盗ミせぬ身なれば人もとかめす、覚へたてなけれは忘る事なし、年をかそへた事なけれハいくつやら

あすまてと思ふに社苦もあらめ、きのふも暮しけふも今まであら楽に、人を人ともおもわねは人から人とおもわれもせず

享和三亥冬写之

虎杖
写之

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三五八　文化二年（一八〇五）九月吉日　渡邉虎杖「高皇延命十句観音経」（写）

伝記

東魏の孝静帝の時孫敬徳といふ者深く観音を信仰し、常に像を造りて礼拝しけるに、或る時賊に引れて打擲せられ苦しみけるに夢に一僧来りて曰く救観世音千返誦せよと也、すてに首を斬られんとする時至りて千返満ちたり、刀折れて身を少もやぶらす三度ひ易ふるに故の如し、丞相高歓に表を奉りて天子江奏聞して免をかふむりたり、家に帰るに像に刀の痕三ツあり勅写して世に流布せしめ給り、今ニ謂二高皇延命十句観音経一

高皇延命十句観音経

高皇とは此経天子の勅写なるゆへに尊称していふ欤、延命とはすでに死にのぞミて命をたすかり長命するなり、

理解は人々無量寿なるに苦海の夭死にしづミしに、観音の力によりて本有の無量寿を得る也、十句とハ此経十句四十二字有り、是地獄餓鬼畜生乃至仏界迄の十界の無明を破する也、観世音　是ハ若シ衆生ありて苦に遭て南無観世音と一心に称名すれハ、即時に苦を救ひ解脱を得せしめ給ふ仏也、能観の智所観の境円融無二の実相仏也、本と三因仏生を修し六即の位を歴て妙覚仏と成給ふ也、一切衆生も同しく無縁の大慈大悲に薫せられて信心を超(起)し、正因より修行して六即の位を歴のぼり妙覚仏果に到る也、南無仏　南無とは帰命と翻する也、我か重き命をなけ打て帰依する也、仏とハ本覚正因仏性也、凡心あるものは此本覚仏を具せざるものハ一人も無きなり、しかれハ各々我ハ是レ仏心ンなれハ、自我か本心に帰依し奉り自心の仏をあざむかす悪しき事をせざるなり、それゆへ華厳経に云仏に帰依し奉る無上心を発せんといへり、此正因か開けては法身の徳と名け又仏徳と名く也、今博地の理即なり

與仏有因　因とは了因仏性也、扨テ何も知らぬ愚知の衆生か彼観音の無縁の慈悲に薫せられて、信心おこりて或は知識に逢て随而仏経の一句をも聞奉り、或ハ経曲(典)を見て我本来仏心也と本智悟りの心出テ来る也、此了因か開けては般若の徳と名け　又法徳と名くる也、華厳経に曰く自法に帰依し奉る智恵如レ海と也、無量の妙義を明め得る智徳荘厳と顕ハるゝなり、彼の正因仏より顕れは與仏有因と申なり、名字即観行即の位也、然るに縁了を六即の位に配する事は前ン後互にいふ也、福智の二厳ハ位々に増長すれバ也、與仏有縁　縁とは縁因仏性也、扨衆生信心起りて或は一茎の花を献し一炷の香を焼き禅定布施の心出来る也、此縁因開けては解脱の徳と名ツけ又僧徳と名る也、華厳経に曰く自ら僧に帰依し奉る一切無碍ならんと也、罣碍は煩悩なり、此煩悩を自も解脱し人をも解脱せしむる也、即断徳荘厳と顕るゝ也、彼ノ正因仏より顕れハ與仏有縁と申也、相似即の位なり

仏法僧縁　扨此三宝を又ハ法身般若解脱の三徳といふ

也、唯名はかわれとも体ハ一ツ也、前の三因より信行縁修次第に増長し、我か本心の仏けの徳顕れ出たる時仏法僧の三徳と名くる也、此三ツの徳は人々各々の一心に万徳荘厳具足したれハ、秘密蔵とも如来蔵とも名ツくるなり、此如来蔵の三徳明に顕れ出る位を分証即といふて三日月に譬て初住の位也、是レより十地ハ十日の月等覚ハ十四日の月妙覚は十五夜の月と次第に光明盛大に上り極る也、修行成就して果徳円満する也　常楽我浄　是を涅槃の四徳をいふ、前の法身成就しては常の徳と名け般若円満しては楽の徳と名け、解説円ン満ンしてハ我浄の徳と名け、此時に菩提の智徳涅槃の断徳果々円満妙覚法身無上ウの極地究竟即の位也、此時観音を正法明如来と名け、又得自性清浄法性如来と名く、扨自身成道し給ひて一切衆生を見給へハ希有成ル哉、一切衆生皆如来の智恵徳相具して各々光明赫灼たり、唯忘想を以て隔彼ノ常楽我浄を顚倒し、二乗は惑ふて苦無常無我不浄とおもひ凡夫迷ふ、此無常ヲとめて常住とおもひ、此苦世界の五欲の苦を楽とあやまり、此無我を家相人相衆生相我慢耶慢の悪見となし、五種不浄のけがれの身三毒愚痴濁れる心を清浄心とあやまりて貪愛無明を導引となし、無間焦熱大叫喚餓鬼畜生人間の四苦八苦の海にしづみ、三毒七難のあら波うきぬしづみぬくるしめは、観音是を視そなはし給ひて彼等を度せんと本誓悲願を立給ふに、彼の妙覚十五夜の満る位高クして衆生の結縁とをければ、等覚十四夜のかけたる月の位に郤来して如意薬技三十二応の形を現し、無量の衆生の心に入いたり、三綱五倫の仁義の道乃至妻子を憐ミ父母兄弟に孝悌ある、又鬼畜其子を念ふまて皆観音の大悲にして、一ツも私の慈悲にはあらすと聖徳太子説たまへり、況や信心精進の一心称名の輩あれハ、即時に度脱し給ひて永く苦輪を度し給ふ朝念観世音暮念観世音　さる程に一切衆生にすゝめ奉る、あしたにも夕へにも唯此観音を念し奉れ、たとひ十悪業を作り渇悪不善の輩なりとも、此観音の御名を称し奉れは即ち業障を破して現前に仏を見奉ると説給へり、

此娑婆世界の大恩教主我等か大慈悲父常念恭敬し奉るへし、天台大師曰常念とは正念なりと、彼八倒の耶念をひるかへし即ち本性清浄の唯円観の実相仏と成るなり、然してともに一切衆生を度すへき也、抑其唯円観と申するは　念念従心起念念不離心　是れ円観の正文也、天台玄義に曰華厳経に曰一切世間の中チ心ロより造らすといふ事なし、如是観心を上々円頓実相観と名くと也、華厳大疏ニ釈して曰唯心造と観すれハ即ち真仏を了すといへり、十界有情の念々は彼ノ正因理即仏の画ける五陰のすかた也、心経にハ五蘊皆空と説給ふ、又ハ実相と名くと也、法華経には是法住法位世間相常住と説給ふ、不離心ととは大乗起信論に曰く十界の念念全く自性清浄心を離れず、たとへば大海の波一水を離れさるか如し、風止滅すれは湿性依然として不動なり、無明煩悩止滅すれハ依然として自性清浄也と、さてこそ観音を自性清浄法性如来と名け奉り一切三毒本性清浄極照明故と説給ふ、一切衆生覚悟の蓮花五濁の泥に染事なし、処々如此未敷の蓮華を三摩耶形とし給ひて衆生の理即即ち妙覚究竟即に同しきすかたを示給ふ、右の御手の弾指は衆生未開の蓮華の一葉をはねおこし、開示悟入の初住の光三日月の形を顕し、次第に顕示分明に月の光り増長し、妙覚究竟円満極地に至らしめんとの大慈大悲のすがた也、即此観音は人々本具の慈悲仏也仰くへしたつとむへし

右此仮名抄は或る善伊蒲の願望により天台玄疏を探り少く注を加る者也、深義は予か集注ニ詳也、見人浅々と言ふ事なかれ

明和丁亥秋　　濃陽龍淵潜士拝写

文化二壬丑年九月吉日

渡邉虎杖謹写之

行年七十齢

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三五九　文化七年（一八一〇）三月　葛山村治郎左衛門善光寺・秩父観音参詣につき往来手形

往来手形之事

一　駿州駿東郡葛山村治郎左衛門与申者此度心願御座候ニ付信州善光寺秩父観音参詣ニ罷出申候、宗旨之義者代々浄土宗拙寺檀那ニ紛無御座候間、御関所無相違御通可被下候、若行暮候節者一宿被仰付可被下候、尚又何国ニ而茂病死仕候ハヽ、其所之御慈悲を以御作法通御取捨可被下候、尤此方江不及御届候、為後日往来手形依而如件

駿州駿東郡葛山村

文化七午年三月　　仙年寺㊞

国々
御関所
御番衆中
在町川々
役人中

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三六〇　文政二年（一八一九）孟春中旬　白隠慧鶴「おたふく女郎粉引歌」（写）



おたふ（ママ）女郎粉引歌

天じや〳〵と皆様おしやる
てんのとかめもいやでそろ

文ミの数〳〵恋ひ焦(コカ)れても
　わしは当座の花はいや
数の男の思ひもこわひ
　みめ□好□□気のとくしや
器量好し□(破)□(損)れて
　男きらひの独りねを
命とりめと皆様おしやる
　わしは命はとらぬもの
那須の与市は箭さきで殺す
　おふか目本て人殺ろす
数の殿子は限りもないか
　わしかいとしは只独り
婆々か粉歌は面白かろが
　ふくかしらへは知りやるまい
知音としなら歌ふもよいが
　やぼな御客にや遠慮しや
有難たひそや天地の御恩
　あつささむさの程までも
夜と昼ともな□□ふらぬ
　ひるは働らく夜休すむ
雨露の御恩て五穀もミのる
　すへの野山の草木まて
君の御恩は山より高かひ
　賤かわら屋の果て迄も
繁昌召されよ万代までも
　風に草木のなひく様に
忘れまいそよ御主の御恩
　遠きあの世の後までも
親の御恩は海より深かひ
　恩を知らねは犬猫しや
孝行する程子孫も繁昌
　おやは浮世の福田しや
心短機(キ)な殿子の癖せに
　主の専途にや遁(ニ)け走しる

忠と言ふ字を能々見れは
　外に散らさぬ此の心
五尺余里のからたは持てと
　主心なけれは小童しや
武芸武術も第二のさたよ
　兎角主心がおもしやもの
主心なければ明き屋も同し
　きつね狸きも入り代わる
周の文武の大公望が
　言ふておかれた名言かこさる
武士の主心の定らぬ故へ
　主心定ま□修行しや
弓は鎮西八郎□□
　鑓は真田よ太刀打や九郎
縦ひ此等を欺むく人も
　主のこゝわれ専途(ママ)の時に
主心なけれは腰(コシ)ぬける

主心至善二ツはなひそ
　常に正しき此の心
唐らの大和の物知りよりは
　主心定まる人か好ひ
武士を絹布て食せておくは
　主心専途(ママ)の一小口ち
多芸多能も先つさしおひて
　主心定まる場所を知れ
主心至善定まる時は
　持斎持戒(カイ)も外にやなひ
有かたひそや主心の徳は
　太刀や剣きのはも立たぬ
弓も鉄炮も届かぬからと
　敵と言ふ字は更にない
空らも月日も海山かけて
　土も草木も皆主心
神とまります高まか原も

五欲三毒ないところ
民お新らたにするとは言へと
至善定まるまての事
出家沙門も高位も智者も
主心なければ皆民しや
宮もわら屋よわら屋も宮よ
主心一つか潮さかひ
上下万民主心かあらは
治さめされとも世は万歳
嬉れし目出度や主心の徳て
うたぬ隻手の声もきく
悟り迷ひを口には説けと
主心居らにやなんしやゝら
袈裟や衣て見かけは好ひか
主心すわらにやひよんなもの
四国西国めくるも好ひが
主心なけれはむた道よ

主心丹田気海にみつりや
仙家長寿の丹薬よ
丹を錬るには鍋釜いらぬ
元気丹田に居るまて
不死の丹薬望みな人ハ
つねに気海に心おけ
虚空界より長寿な者は
気海丹田に住む主心
気海丹田に主心か住めば
四百四病も皆消(キ)ゆる
主心お婆々はいくつになりやる
わしは虚空とおないとし
虚空おやちは死にやろと儘よ
わたしやいつても此の通り
山河大地を我か子に持ては
わしにや不足な事ハない
武士の身の上へや覚悟かおもじや

生きて一度ひ死ぬか好ひ
生きて死ぬるは容易ひ事よ
　主心お婆に出逢て問へ
主の御恩て仕立たからた
　喧嘩なとする不覚者の
武士は憶病も忠義の一つ
　一度主君に上けおくからた
我身なからも自由にならぬ
　大事〳〵と守りましよ
内証つき合ひ傍輩としにや
　狗といふ共腹ら立つな
主の為なら無間の底も
　修羅も紅蓮も辞退せぬ
命限りに切り込む諸役
　是か勇士の常の住
主心お婆々はどこらにこさる
　気海丹田の裏店かりて

気海丹田はとこらの程そ
　臍の辻から二町下も
臍のくるわに気か聚（アツマ）まれは
　とりも直さぬ大還（ゲン）丹よ
最も貴とや還丹徳は
　須弥も虚空も砕けて微塵
十方法界実相無相
　見られてもなく見てもない
生死涅盤もきのふの夢よ
　煩悩菩提の迹もない
墜（タ）して苦しむ地獄もないか
　往ひて楽しむ浄土もないそ
此に一期の大事かこさる、真正得悟の知識に逢にや、
世間多少の修行者共か、三二十年難行苦行思ひ計らす、
此場に到りや、もはや悟つた大障あいた、おらは是か
ら心の儘じや、殺生偸盗も気遣ないぞ
五逆十悪好ひなきみよ

因果むくひも無ひからと
邪見断無の我儘悟り
　よその見る目も恐ろしや
励み求めし見性の法は
　いまは地獄の種となる
本との主心は皆消(キ)へ失せて
　魔縁天狗か入代ハる
過去の縁因拙ない故に
　終に真正の明師に逢にや
悟後の修行の奥義も知らぬ
　本の凡夫かいつそ増し
今は澆末法滅の時
　邪見邪法の起るも道理
支竺扶桑の三国ともに
　真の禅宗ハ地に落ち果てゝ
殊に怪しき邪法かこさる
　曹洞黄檗済家もともに

善智賤しやと呼はるゝいろも
　人に闇する説法を聞けは
真正向上の禅法と言ふは
　坐禅説法に用事もないが
仏経祖縁も更〳〵入らぬ
　木地の儘なか真との仏け
仏け求むりや仏に迷よい
　法を求りや法縛(ハク)を受く
仏果菩提も夢中の夢よ
　生死涅槃も飛間の跡と
好きも悪しきも皆打すてて
　木地の凡夫て月日を送れ
障りや濁るそ渓河の水
　問ふな学ぶな手出(ダ)しをするな
是かまことの禅法た程に
　見ぬか仏そ知らぬか神そ
是を聞くより彼の大勢の

無智や懶墜（ランダ）の役坐（ヤクサ）のやから
扨も貴とひ教化てござる
　もはや是から我々ともは
おもひ寄らさる生き仏しやそ
　くふてはこしで寝る計りしやそ
並ひ睡（ネブ）るを脇より見れば
　大勢並らんて櫓を推す如く
如何成り行身の果ゆらん
　仏法破滅（ハメツ）の大前表よ
悟後の修行をはとの様な事そ
　おはゝ知てなら歌ふて見やれ
是は大事を御尋そふよ
　五百年来すたれた法じや
諸善智識も知らぬか多ひ
　悟後の大事は即菩提
昔し春日の大神君の
　解脱上人に御告ケかこさる

凡ソ倶盧孫（クルソン）仏より以来
　縦とひてらの智者高僧も
菩提心なきや皆々魔道
　菩提心とはとうした事そ
山ン婆女郎も歌ふておいた
　上求菩提と下化衆生
四弘（シグ）の願ン論ンに鞭打当て
　人をたすくる薬をのミ
人を助くにや法施かおもじや
　法施や万行の上ハもりしや
難有ひそや法施の徳は
　たとひ仏にも尽されぬ
法施するには見性か干要
　見性ばりでは乳房か細ひ
細ひちぶさじや好ひ子は出来ぬ
　よひ子なけれは跡絶へる
隻手音声もとわ得て置て

　此て体すりや断見外道
次に千重の荊棘叢(ケイキョクソウ)を
　残る事なく皆透過(トウクハ)せよ
お婆死んては何国へこさる
　とめてたもれよ帆懸舟
四十九曲かりほの山路を
　直くに通りやにや一分立ぬ
風の色香はとの様なものぞ
　頃に菅中の祖州西来意
最後万重の関鎖(クハンチヤウ)かこさる
　是が禅者のむなふく病ぞ
関鎖なけれハ禅宗は絶へる
　命かけても皆透過せよ
昔し黄檗(ワウハク)運ン大禅師
　常に嗟悼(サトウ)し惜ませ給ふ
扨も午頭山宗融大師
　常に横説堅説(ワウセツシユセツ)はすれと
　未だ向上の関鎖を知らぬ
　関鎖なけれハ禅しやない
鯉魚も龍門万里を越へる
　野狐(ヤコ)も稲荷の鳥居を越すそ
流石禅宗のめしやくひなから
　関鎖通らにや分立ぬ
祖山寿硲に五祖牛窓欞(ウンソウレイ)
　乾峰(ケンホウ)三種に犀牛(サイキウ)の扇子
白雲未在に南ン泉ン遷ン化
　倩女離魂に婆子(バシ)焼広ンよ
是を法屈の爪牙と名つけ
　又は奪命の神符(シンフ)共言ふ
此等逐一透過の為に
　広く内典外典を探る
無量の法財(サイ)集めておいて
　三ツの根機(コンキ)を救わにやらぬ
三ツの根機の其中々に

真の種草を求るかおも
真の種草か真実欲(ホ)しか
法窟の歩と奪命の符と
鳥の両羽を挟むかことく
是かなければ種草は出来ぬ
是が即ち仏国の因(イン)
とりも直さす菩提の大行
縦ひ虚空は尽まやろと儘よ
こちの弘願は果しやない
頼み入るそよ千歳(トセ)の後も
ひとりなりとも当家の種草
婆女か心を能く〳〵参究(サンキウ)せば
祖師の真風は地にちやせまい
油断召さるなおまめてこされ
はゝハ是から御暇ま申す
主心お婆々
粉引き歌終り

村民の長殿千秋万歳子孫繁昌
御祈祷の謎々
桶屋の正直なに
村民の長殿とはどふじや
はて村を削り取はさて
深山の熟柿なに
長殿の御家とはどうじや
果ては皆人知らす残らす
つふれて仕舞ふて天の井戸
はか残る程によ近頃申
悪しけれと長殿ばかりでも
おりやらぬよ
若し村民の長たらんす人々は毎日此謎を三復せは子孫
万歳目出度かるへし来世に付てもさ
長殿の謎々終り

宝暦庚辰冬仏成道日
沙羅樹下老衲書

こさん(印)(ト)す

のなんのかのていつかひおせわて
ほふさきか高ふてよひおなこしや
おふくは鼻はひしやけたれと
あのゝ下もの町の新へさんのゝ
(印)とんと打音之地獄の種か島　本

于時文政二巳卯孟春中旬写之

冨澤村　渡邉性

此本者本宿高田氏ニ在りしを乞求而写し置、文字かな、本書に違ひも可有欤、見人許給へ、穴堅(賢カ)

（口絵参照）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三六一　天保七年正月一〇日　千福村横山文左衛門伊勢大々講道中日記（小横）（一八三六）

（表紙）

天保七年
伊勢大々講道中日記
申正月十日立

十日出立
沼津宿元問屋ニ而皆々出合仕度仕候、其日吉原宿迄行
四ツ目屋ニ泊り申候、同行大勢ニ付組合仕相わかれ候、
蒲原宿ニ而休、それより由比宿ヲ通、さつた峠ニ而休、
奥津宿ニて昼喰仕候、江尻宿ヲ打過、浦川ニて昼休仕
候、此所浦すし名物なり、十一日夜府中宿ニ泊り、吉
野屋之泊り二丁町へ遊ニ行、夜の四ツニ帰ル、十二日
朝六ツ立安部川三十六文川越仕候、まりこ宿打過、宇

つ野屋峠ヲ越し、岡部宿ヲ越ニ行ふじゑだニて昼喰仕候、藤枝より金谷迄三里九丁馬ニ乗、嶋田宿ヲ乗越、大井川越ちん馬駄ちん共弐百七拾弐文ニて罷越申候、金谷宿より西坂の間小夜中山と言峠あり、此所ニ名物あめの餅あり、ここに夜鳴石と言大石あり、西坂ニて山田屋ニ泊り申候、掛川ヲ打越し、秋葉へ参る、森町ニ而昼休仕候、一の瀬ヲ過子なら谷ニて野口屋伝八殿へ泊り、十四日朝六ツ立、け田川船越十二文、戊亥ヲ越し麓ヲこし、山十丁目ニて休、廿五丁目ニ休足いたし、秋葉山へ参詣仕候、向下り三間茶屋ニて昼休仕候、才川ヲ般渡十二文、是ニ大酒屋あり、石打ニて休足仕候、石打より熊までの間ちかみちあり、熊村ヲ越し神沢の十文字屋八兵衛殿へ一泊仕候、十五日朝六ツ立大平を越し須山を打過西川ニて休足いたし、名物白酒あり、大野町ニて立花屋ニて昼喰仕候、それよりほうらい寺へ参詣仕候、荷物大野ゟ角谷迄先へ送ル、角谷のながとやニて休足いたし、戸祢川船渡し五文づゝ、十六日夜新白町ニ致りもつこうや庄兵衛方へ泊り、大きなる宿なり、それより滝川を越豊川稲荷へ参詣いたし、後湯宿へ出、赤坂ヲこし藤川ニて中喰いたし、岡崎ニて紀伊国屋ニ泊り、きいのくにや孫三郎、十七日朝六ツ立岡崎の宿はづれニ大橋あり、ちりうの手前に右り二四町入、鳴見ヲ打過、宮宿ニて名物うなどんあり、ここにあつた明神と言大社あり、御朱印一万石なり、それより名古屋へ行六町目ニて桑名屋半左衛門方へ一泊せり、此夜同行皆々一泊いたし朝六ツニ立、一り程行て寿木寺と言かんおんあり、それよりつしまニて山口屋ニて昼喰仕候、それより天王宮へ参詣仕候、これよりさや船ニ乗ふなちん廿九文づつ、朔日ゟ十五日迄ハつしまニて船せハいたし、十五日ゟ晦日までハさやニて船世話いたすと言事なり、これより桑名へ上り、十八日夜桑名宿ニて京屋小兵衛方へ一泊せり、桑名より一り程行をぶけ村と言ふそこに焼はまぐり名物あり、四日市を過壱り程行追分なり、かぎやニ昼食仕、これ

より白子まで行、此所にかんおんあり、此庭ニふだん桜あり、此所にて休、これより上野へ行万屋源四郎一泊せり、朝六ツ立これより松坂迄行昼休仕候、其日新茶屋ニ而一泊仕、此泊ニて皆々仕度仕候、これまで太郎兵衛出迎ニ来り、これより皆々駕ニて二見へ浜をり ニ行申候、新茶屋迄出迎えちそう酒肴いろいろいまさかなぞ色々ちそうあり、新茶やより荷物皆々太夫様まで一同馬ニて送り申候、廿一日二見へ行、二見之茶屋ニ而昼休太夫様より酒肴色々御ちそう有、それより二見へ行、さしごりヲとりニ二見茶屋へ帰り、これより駕ニ乗、太夫様迄行座付ニ御茶ニふまん吸物酒肴御膳二付引物たい吸物平、其夜やご皆五十九人きぬよきふとん、廿二日朝、もち吸物御酒御膳焼物、それより皆々朝湯仕、其日雨天故ニ御神楽ニいたし、上下はかま等ハ借用無之故講元世話人衆計上下着仕候、外ハ皆々一同上下はかま等なし、御神楽初メ中場ごろよりまき銭いたし、それより中休皆々へめい〳〵ほんへをこはをもり、三角むすび中酒肴いろいろ又それより御神楽一時計ニて相済也、其晩御譲乗膳ぶの儀はゑづの通夜喰は御引がし、御酒肴いろいろ、廿三日朝喰焼物吸物なぞいろいろ、朝喰相済宮廻り出立の時百十弐文御参銭太夫様へ納、門そとより一同駕乗外宮へ参ル、又駕ニ乗内宮迄行内宮より朝間山へ行く、くすべ峠ニて中喰、太夫様より弁当酒肴いろいろ、朝間参詣仕下こうくすべ峠より右(ママ)りへ下り、くすべ村の茶屋ニて夕喰、御膳引物吸物酒肴いろいろ御ちそう、夕六ツ時くすべ村ヲ出立、これより高はりてうちんニて出迎、古市ニて其夜太郎兵衛様御ちそう、びぜんや小三郎方ニてせり出しをとり子共三十六人なり、太夫様へハ夜の五ツ半ニ帰り、御夜喰ハ酒肴いろいろ、廿四日之朝喰、あんころ御膳引物いろいろ、此日休足いたし皆々買物なぞいたし、廿四日夕御酒肴なぞほうらい焼物なぞいろいろ、夕喰はうむどん(ママ)なり、廿五日朝喰、御茶かし御膳吸物酒肴引物なぞいろいろなり、此日出立なり、

宮川茶屋ニて御送りちそう、酒肴むすびいろいろ御ちそう、宮川船ヲ越松坂ニて大和屋与兵衛方へ一泊いたし、朝六ツ立六軒ニて各々へ別レ候

三州八橋山無量寺

業平御手作の正観音有正面の額ハ紀伊様御真筆なり、御堂の前に業平ノ竹有、又一本落もあり

かきつばたわれにほつくの思ひ有

と言句芭蕉ノ句なり、尾州鳴海の手前に桶狭間古戦場石碑七ツ有、一碑ハ今川上総之助義元戦死所、此根にひもろ杉あり

十五日
一三十六文　大野町昼喰
同
一丁五拾文　角谷ニて昼休
十五日夜
一百七拾弐文　新城泊
もつこくや庄兵衛
十六日
一四十壱文　豊川ニて昼休

同
一五十六文　藤川宿中喰
同
一三百七拾弐文　うちかへ壱筋
十六日夜
一百七拾弐文　岡崎宿ニて紀伊国屋
十七日
一五拾文　知竜問屋嘉七
同
一三十弐文　みやニて昼休
同
一四百文　うでぬき
十七日夜
一弐百文　名古屋ニて桑名屋泊り
同
一四拾四文　同所ニて酒もり
十八日
一七拾四文　つしまニて昼喰
同
一廿四文　津嶋御礼
同
一四十九文　さや船ちん礼金共
十九日
一六十文　追分かぎや休
十九日夜
一弐百文　上野ニて泊り
万や源四郎
廿日
一六十四文　松坂昼休
同
一四十八文　そうり
廿日夜
一弐百文　新茶屋泊り

廿一日　一弐百文　新茶屋より二見迄まき銭
同　一百文　駕人足祝儀
廿四日　一弐百廿四文　柳ごり
同　一廿六文　青のり
同　一百文　はし六ツ
同　弐百文　くし
同　一三十六文　守すゝ
同　一五十六文　さなだ
同　一百三十弐文　いとさなだ
同　一四十文　こま
同　一四十文　さるきんちやく
同　一百五十四文　太神様
同　一六十文　同断
同　一三十弐文　油紙
同　一三十弐文　たはこ入
同　一四十八文　きせる
同　一金壱朱ト　つほや

四十弐文　たはこ入
廿五日　一百五十文　松坂泊り　やまとや与平
廿六日　一百文　きせるづつ
同　一八文　くもず船渡し
同　一三十弐文　くもず昼喰
廿六日　一三十弐文　なべ宿はしのきハ　きりやニて休
廿六日夜　一百五十文　四日市安田屋泊り
廿七日　一百七文　うちゝ尻六筋
廿七日昼喰仕候　一七拾弐文　桑名宿船場（さかい）屋
同　一百廿文　船賃
是ハ船壱そう買切壱人分　三十壱人
同　一四十八文　桑名名物つけ物
同　一三十弐文　七り船祝儀
同　一十六文　はみがき
同　一弐百文　宮宿紀伊国屋泊り

廿八日
一金壱朱ト　鳴海手拭壱反
八拾四文
一同　壱分弐朱ト
銭弐百五十文　鳴海弐反
一同　五十文　鯉鮒昼休
一同　百五十文　岡崎泊政木屋
廿九日
一三十六文　ほそ引
一同　三十四文　酒わり
一同　六十八文　昼喰仕候後湯ニて
廿九日
一四百三十弐文　藤川より白すか迄駕賃
廿九日夜
一百七十弐文　白すか泊岡田屋
二月一日
一七拾弐文　あらい昼飯
一同　三十六文　あらい渡し船賃
一　十四文　紙
一同　十弐文　浜松昼休
一同　七文　あらい船賃
一同　三拾六文　天竜川船渡ス
一同　八文　舟賃

一同　百八十四文　袋井泊り若松屋
二日
一　六十四文　西坂宿昼飯
一同　三十弐文　小夜中山昼休
一同　百五十六文　大井川川越
一同　十六文　酒手
一同　百廿四文　ぞうり
一同　八拾文　馬乗嶋田より藤枝まで
一　百八拾文　藤枝泊桔梗屋平兵衛
三日
一　百廿四文　をかべ朝つけ壱足
一　岡部宿朝休
一同　三十六文　うつの山十だんご
三日
一　廿五文　安部川餅
一同　四拾文　同所川越
一同　七拾弐文　よろづや府中昼飯
一同　百七拾弐文　同宿よろづや泊り
四日
一同　四十八文　倉沢村昼休
一　三十弐文　岩淵たばこ

一同　三十六文　ふじ川舟賃
一同　四十文　元市場休
一同　百七十弐文　東ふじや吉原泊
一五日　一弐百文　沼津ニてかし代買
一五日　百五十文　佐野ニて茶代
万屋

〆金弐分ト
銭拾貫四百廿四文
外ニ
金壱分三朱七十六文　沼津買物
惣〆

講中道名
講元　御宿　湯山保三郎
世話人　同　湯山式右衛門
同　同　仙蔵

い組
千福　横山文左衛門

同　鈴木常右衛門
同　西嶋佐兵衛
冨沢　渡辺禮蔵
同　渡辺太吉
二ツ谷藤右衛門

伊豆佐野村
勝又嘉兵衛
佐野　植松豊二郎
同　岩崎儀右衛門
佐野　池野谷用蔵
同　大庭源右衛門
同　三好玄清
同　鈴木兵左衛門
〆拾三人組

ろ組
吉原宿四ツ目屋

申正月十日夜
一弐百文

十一日
一弐拾四文　ふし川船賃
一同　六拾四文　奥津宿ニて昼喰仕候
一同　三十弐文　浦川ニ而昼休
十一日
一百五十文　府中宿吉野屋泊り
一同　四十文　二丁町ニ而

駕ちん

十二日
一百六十四文　岡部〆藤枝迄
一同　三十六文　安部川越
一同　六十四文　藤ゑだ昼喰
一同　弐百七拾弐文三り九丁　藤枝より金谷迄
一同　三十文　小夜中山あめの餅
一同　百五十文　西坂泊り山田屋
十三日朝
一廿八文　酒肴代
一同　六十文　森町ニて昼喰仕候
十三日
一百六十四文　子なら谷野口屋伝八
一同　三十文　酒代
十四日
一十弐文　け田川船渡

一同　百文　秋葉山御札
一同　六十文　下り　三間茶屋昼喰
一同　十弐文　才川船渡し
十四日夜
一百五十文　神沢泊り　十文字屋八兵衛
正月十日出立
一壱両壱朱
一　四両也
一　銭九百文

（裏表紙）

横山文左衛門

三十四文儀右衛門かし

（裾野市千福　横山正美氏所蔵）

三六三　弘化二年（一八四五）三月二五日　御宿村湯山式右衛門母善光寺参詣諸事控帳（横）

乙弘化二巳年　湯山式右衛門母
信州善光寺参詣諸事控
三月七日発足仕候　同廿五日帰宅仕候
但シ甲州御嶽山ニ而一日退留仕候　善光寺ニ而一日
逗留仕候事

餞別受納覚

一銭三百文　○湯山保三郎
一弐百文　○湯山吟右衛門
一弐百文　○湯山栄助
一弐百文　○勝又平右衛門（上ノ）
一弐百文　○新蔵（入や）
一弐百文　○久右衛門（平山）
一百文　○関平（同）
一百文　○佐右衛門（上ノ）
一百文　○弁右衛門（上ノ）
一百文　○治右衛門（ほら）
一百文　○政吉（ふたい）
一四十八文　○勇助（中川）
一百文　○みき（札ばおみき）
一百文　○繁右衛門（平山）
一百文　佐右衛門（上ノ）
一百文　新右衛門（新田）
一百文　○源吉（宮原）
魚大あじ弐本　勘二郎右衛門（木瀬川村）
但し目之下六寸位之品
あらい芋壱升添
一百文　○猶蔵（上ノ）
一百文　○勝蔵（入や）
一百文　○利七（酒屋）
内おむらゟ

一　百　文　平山　○忠　助　内　おもんより
一　百　文　○三　光　院
一　三百文　四月三日　深良新田　小林治兵衛
一　弐百文　四月廿三日　大坂　勝又惣右衛門
一　金壱両弐分　三月七日　路用遣ス
外金壱両弐分　（自身用意分　持参）
百　文　（善光寺へ弐右衛門　燈明銭遣ス）
十弐文　同　おいさ□上ル
弐百文　（送り節入用分　茱萸沢ニて）
弐百文　母へ遣ス分

土産物遣し候控

一（箱入盆壱ツ　名号壱幅　珠数（ママ）壱ツ）　○湯山五郎右衛門
一（名号壱幅　箱入盆壱ツ　打ひも五尺　うちわ壱ツ）　○湯山保三郎
一（名号壱幅　手拭壱筋　打わ壱ツ　打ひも五尺）　○同吟右衛門
一　名号壱枚　守巾着壱ツ　○勝又平右衛門
一（名号壱枚　手拭壱筋　水入壱ツ）　○西河新蔵
一（名号壱枚　箱入盆壱ツ　甲州御嶽山守壱枚）　○関　平
一（名号壱枚　打ひも五尺　打わ壱ツ）　○久左衛門

一（名号壱枚
　真田帯壱筋小供向
　打わ壱ツ）　○政　吉

一（名号壱枚
　藤倉草り壱足）　○札ばおみき

一（名号壱枚
　打ひも五尺）　○利　七

一（名号壱枚
　御嶽山壱枚
　打わ壱ツ）　○祐　助

一名号壱枚
　打ひも五尺　○繁右衛門

一（名号壱枚
　打ひも五尺）　○忠　助

一（名号壱枚
　打ひも五尺）　○猶　蔵

一（名号壱枚
　盆壱ツ）　○弁右衛門

一（名号壱枚
　平打□□六尺
　打わ壱ツ）　○佐右衛門

一（名号壱枚
　打ひも五尺）　○長右衛門

一（名号壱枚
　打ひも五尺）　○勝　蔵

一名号壱枚
　打ひも五尺　○両右衛門

一名号壱枚
　打ひも五尺　○上ノおふてとの

一（名号壱枚
　珠数壱れん添
　搗餅壱重遣ス）　○源　吉

一（名号壱枚
　二色絵壱枚添）　○治右衛門

一（名号壱枚
　打ひも五尺）　○新田新右衛門

一（名号壱枚
　盆壱ツ）　○三　光　院

一名号壱枚
　打ひも五尺　上ノかじや清右衛門方

一（名号壱枚
　小はし弐せん）　○甚（ワかまや）之　助

一（名号壱枚
　茶台壱ツ
　書翰袋　十二枚）　○荘　圓　寺

一　名号壱枚　　木瀬川　勘二郎右衛門
　　手拭壱筋
一　名号壱枚　　深良　少林治兵衛
　　箱入盆壱ツ
　　巾着壱ツ

召仕之者江

手拭壱筋　千　助
同　断　兵右衛門
同　断　太郎右衛門
外ニ百文隠居留守居夜分仕候間別段ニ如此
同　断　泉　吉
同　断　お□
同　断　おそで
同　断　おいち
外ニ真田六尺

四月廿四日
一　名号壱枚　　（勝又惣右衛門方へ
　　手拭壱筋　　土産として遣ス
二色絵弐枚

三月廿六日帰宅之砌り
重之内受納

一　搗餅　二重（小重）　新　蔵
一　打蕎麦二重（小重）　両右衛門
一　打うとん二重（小重）　おふてとの（上ノ）
一　搗餅　四重　保三郎（湯山）
一　赤飯　四重　吟右衛門（同）
一　打蕎麦四重（小重）　関　平
一　搗餅　二重（同断）　平右衛門
一　同　二重（同断）　政　吉

一同　三重　湯山　五郎右衛門
一打蕎麦　小重ニ而　二重　上ノ　長右衛門
一四月十三日　搗餅　四重　深良　小林治兵衛
四月廿三日　搗餅　四重　大坂村　勝又惣右衛門
受納仕候

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

三六三　弘化四年（一八四七）正月　伊勢参宮金不足につき茶畑村柏木家へ借金証文

（包紙）「壱両弐分金証文
丸　　定吉」

借用申金子証文之事
一金壱両弐分㊞也　　但シ江戸判也
右者当未正月伊勢参り金ニ差支、貴殿江御無心申書面之金子只今慥ニ受㊞取申候処実正ニ御座候、此質物として我等持高之内場所屋敷地ニ而中畑三畝歩書入置申候、利足之儀ハ年内弐割以勘定、来ル十月晦日限元利共急度返済可申候、此金子ニ付貴殿江ハ少茂御苦労御損毛相懸ヶ申間敷候、為後日之証人加判依而如件

弘化四未年　　丸　借主　定　吉㊞
正月日　　証人　由右衛門㊞
同人　直　兵　衛㊞

茶畑堺河
御部屋様

覚
一金壱両弐分也
右者此度伊勢参宮仕度候ニ付書面之金子借用仕候、尤本証文認さし上可申候、為念一札如件

定　吉
由右衛門
林右衛門

御内室さま

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三六四　弘化五年正月　御宿村政吉旅先で死去につき一札

（一八四八）

（端裏書）「江戸御屋敷御年（ママ）仕之節戸塚宿ニて供政吉急病死去、宿へ入置候証文之事」

入置申一札之事

一駿州駿東郡御宿村百姓同行七人今般其元方江止宿仕候処、我等家来共政吉壱人急病差趣（ママ）り終ニ養生不相可（ママ）今七日致死去、然ル処国元遠路之儀故貴殿方旦那寺江死顕（ママ）葬り被下置候様御願申候処御承知被成下、則死顕且那寺江葬り被下忝存候、然ル上者以後国元当人家内諸親類旦那寺ニ至迄聊申分無之候、万一同様之儀出来候共我等早速罷出埒明、貴殿方江少茂御苦労相掛ヶ申間敷、為後日入置申一札仍而如件

弘化五申年
正月日

駿河国駿東郡
御宿村
親類伊豆佐野村
伊左衛門㊞
村
同断　惣左衛門㊞
組合　源　助㊞
名主　彦　兵　衛㊞

戸塚宿
久四郎殿

右之通り少茂相違無之、江戸御（ママ）屋御年始の節戸塚宿沢潟屋久四郎殿申候方ニ御座候、若江戸引当之節ハ御立入泊り休可致、此家せハ事宜敷宿ニ御座候、以上

（裾野市御宿　勝又政雄氏所蔵）

三六五　嘉永三年二月五日　御宿村湯山式右衛門母駿州両国横道参詣見舞控帳（横）

（一八五〇）

（表紙）

嘉永三戌二月五日立

駿州両国横道観音様へ
参詣式右衛門母行見舞控

同行木セ川要右衛門　湯山式右衛門

見舞受納候控

覚

二月
一餞別手拭壱筋
　外ニ砂糖壱つ添
　　湯山保三郎

同
一重之内壱組
　　湯山保三郎

一重之内壱組
　　木瀬川　丈右衛門

一蕎麦　弐重
　　湯山吟右衛門

一蕎麦　弐重
　　平山　関　平

一蕎麦　弐重
　　上ノ　平右衛門

一蕎麦　弐重
　　上ノ　直　蔵

一重之内壱組
　　湯山永助

御札遣し申候控

一御札
　　湯山保三郎

外ニ上風呂敷壱ツ添

一御札外ニあたみはし
　壱袋十せん入
　　湯山吟右衛門

一御札外ニはし三せん添
　　永　助

一御札外ニさじ壱本添
　　関　平

一御札外ニじつ壱れん
　　おみき

一御札はし添
　　隠（かじや）　居

一御札はし添
　　弁右衛門

一御札はし添
　　直　蔵

一御札はし添
　　長右衛門

一御札はし添
　　太郎兵衛

一御札はし添
　　平右衛門

一御札はし添
　　佐右衛門

一御札はし添
　　平　作

一御札はし添
　　新　蔵

一御札外ニ上風呂敷添
　　木セ川　丈右衛門

一御札外ニ茶越し（ママ）壱つ
　　荘　園　寺へ

（裾野市御宿　湯山　博氏所蔵）

三六六　安政四年正月一五日　伊豆佐野村百姓伊勢参宮金不足につき借金証文

借用申金子証文之事

一金四両也　㊞　但シ文字金也

右者伊勢参宮金差支貴殿へ御無心申借用仕候処実正ニ御座候、右質地として名所堂之前ニて預ヶ口米六俵之田地入置申候、尤利足之義者壱割五分之勘定ヲ以元利共ニ来ル十月晦日迄ニ元利共ニ急度返㊞済可申候、万一元利相滞り候ハヽ右質地分合勘定ヲ以貴殿江相渡シ可申候、其節御苦労相掛申間敷、為後日証人加判仍而如件

安政四年　　伊豆佐野村東
正月十五日　　売主　甚右衛門㊞
　　証人田中
　　源　蔵㊞

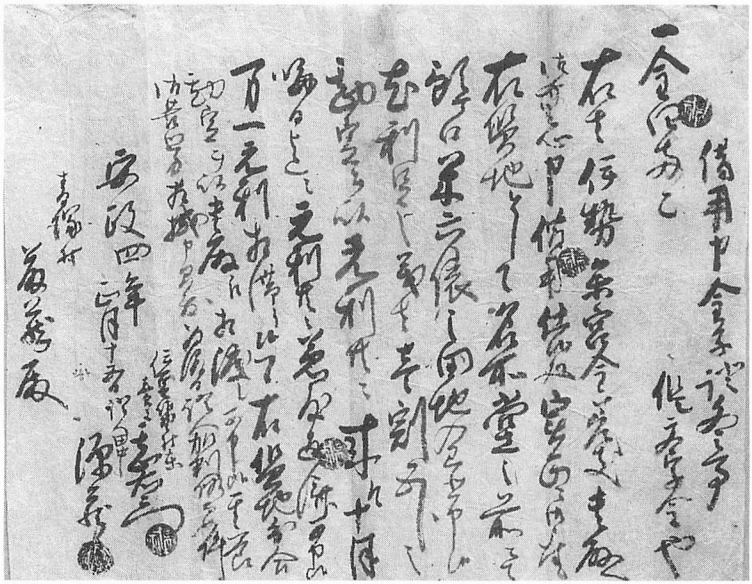

麦塚村

藤蔵殿

（裾野市麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

三六七　慶応二年五月　今里村安養山浄土院祠堂金証文（一八六六）

祠堂金証文之事

一金五両也

一台灯籠壱対

安永七戌年二月二十四日　明和七寅年三月廿五日
清七事　同人妻
春誉至岸常楽居士　光誉明岸貞照大姉

文化二丑年十二月朔日　文化十三子年十二月廿六日
喜右衛門事　同人妻
往誉徳善清光居士　生誉福根浄明大姉

天保三辰年九月十八日　文政五午天十一月朔日
重右衛門事　同人妻
騰誉遊法照級居士　光誉明触照善大姉

安政二卯年八月八日
五代目重右衛門妻
鏡誉明円清輪大姉

右書面之祠堂金令授納永代貸附置候、依之居士大姉号

㊞

令授与者也

今里村

慶応二寅年五月　安養山廿三世

念誉随善㊞

村方　重右衛門殿

世話人　永　吉殿

惣本家
延宝五辰年十一月二日　今の治郎右衛門先祖也
順誉道念居士
俗名与平次治郎右衛門弟祢宜源三郎祖父也

別家
同巳四年七月朔日　角左衛門父同先祖也
栄誉浄繁居士

一今般角左衛門殿別家重右衛門殿祠堂金相附先祖ゟ位ヲ昇進付、依之惣本家並自分本家先祖へ位を願ひ候間、任其意居士号相許ス、永世相違無之者也

治郎右衛門殿

角左衛門殿

（裾野市今里　杉本隆彦氏所蔵）

第七章　幕末維新の裾野



三六　嘉永七年（一八五四）一〇月吉日　茶畑村異国船来航につき夫役金取立帳（横）

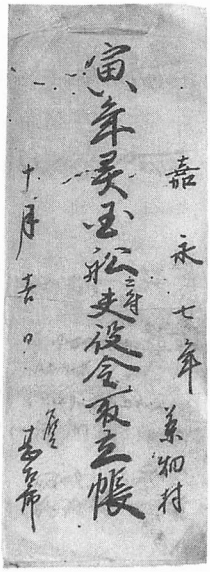

（表紙）

嘉永七年　茶畑村
寅年異国船ニ付夫役金取立帳
十月吉日　名主　甚太郎

当寅年異国船
渡来ニ付夫役金割
金三拾三両三分ト
永七拾五文五厘五毛　茶畑村分

高壱石ニ付
三百弐拾壱文弐分五厘
但五分ヲ懸ル

一六貫三百四拾三文	瀧ノ	甚兵衛
一壱貫弐拾三文		直右衛門
一七百六拾八文		村田〇
一壱貫弐百七拾壱文		傳蔵
一三貫六百五拾弐文		源治郎
一百四拾弐文		瀧蔵
一六百五拾五文		永助
一弐百九文		長左衛門後家
一四百四文		忠右衛門
一五百九拾弐文		吉蔵
一六百五文		弥助
一六百（ママ）丁五拾文		庄三郎
十月廿九日受取		
一八百拾三文		太郎兵衛

一六拾四文　源　蔵
一六百五拾六文　忠　蔵
一壱貫三百五拾九文　忠　助
一百廿七文　庄山坊子 幾世 笑山坊
一五百七文　勝左衛門
一百四拾七文　○助左衛門
一七百六拾弐文　文　蔵
一百拾六文　山ノ根 市左衛門
一壱貫五百文　吉　兵　衛
内壱貫弐百文受取
一四百六拾七文　清　蔵
一五貫三百廿四文　元右衛門
内三分受取
一七貫四百廿六文　吉左衛門
一四拾文　与右衛門分
一八文　新　助分

一三貫四百四拾壱文　善　蔵
一三百九拾四文　彦右衛門
一六百廿文　利　兵　衛
一五拾八文　甚　七
一三百四拾三文　佐　助
一六拾四文　磯　八
一四百四拾文　治五左衛門
一三拾九文　林ノ 忠　蔵
一壱貫五百廿一文　元右衛門
一弐百七拾四文　甚右衛門
一三百七拾弐文　久保田 市右衛門分
一壱貫五百六拾五文　次右衛門
内壱貫四百文　受取
一三貫七百五拾七文　長右衛門
内金壱分ト壱貫九百文　受取
百八十壱文　受取
一拾弐文　助　作
一百八拾九文　不動堂免

一五百拾七文
一拾八文
一百廿三文
一百五拾四文
一壱貫五百卅三文

十月廿九日取

一三拾四文
一弐百九文
一百廿一文
一百五拾八文
一弐百廿弐文
一七百三拾九文

高百五拾七石壱斗六升四合壱勺
〆五拾弐貫六百三拾弐文

いつさの
清左衛門
同村
源四郎
△公文名
市右衛門
△同村
利兵衛
△タキいん居
与右衛門

(公)
久文名
市左衛門
△同
弥平治
△公
茂兵衛
同
林右衛門
同
利右衛門
平右衛門

村田○

中丸組

一壱貫四百五拾六文
一拾六文
一拾四文
一四百七拾八文
一六百三拾三文
一五百七拾九文
一壱貫八百七拾文

内金壱分也　受取

一六百弐拾五文
一百壱文
一壱貫九百弐拾三文
一百拾五文
一壱貫弐百四拾三文
一三貫五百七拾八文

金弐分壱朱十月廿九日　受取
夫孫右衛門

甚左衛門
喜兵衛
幸七
庄兵衛
伊右衛門
善右衛門
弥右衛門

隠居
林右衛門
安兵衛
○
和助
与左衛門
金重
与右衛門

一百七文　仁右衛門
一百拾文　直　蔵
一五百拾八文　伝左衛門
　三百文　受取
　又弐百□八文取ル
一四拾九文　友右衛門
一五百四拾文　八左衛門
一五百三拾四文　定　吉
一八百八拾八文　安　蔵
一四百五拾壱文　文　蔵
　内三百八拾三文藤右衛門出
　残り六拾四文文蔵出
一壱貫四百九文　伊　助
一壱貫六百五拾六文　清　蔵
　同人納
一四百五拾文　武右衛門
一八百四文　甚七
　（たゝみや）
一九拾五文　源右衛門
一八百四文　仁三郎
一八百弐拾六文　由右衛門

一壱貫五拾弐文　林　助
　隠居分
一壱貫八百七拾五文　同　人
二口
〆金壱分弐朱ト四百拾九文　夫同人ゟ
　十月廿八日
　内壱分　受取
一壱貫百八拾九文　又兵衛
　同人納
一三拾文　平八分
　丸ノ
一百拾四文十月晦日　弥左衛門
一五百四拾六文　文左衛門
一壱貫七百七拾弐文　伊　八
一壱貫五百五拾三文　半　平
　金壱分受取　夫孫右衛門
　つり七拾壱文返ス
一七百八拾九文　繁左衛門
　内五百文　受取
一弐貫四百弐拾八文　弥　助
一拾七貫九百八拾九文　伊左衛門
　此金弐両弐分弐朱ト四百五文

一百三拾七文　隠居 与祖右衛門
此所百四拾九文受取　夫孫右衛門
一六百八拾八文　栄蔵
一百七拾壱文　大藪 常右衛門

十月廿九日孫右衛門ゟ受取

一百六拾三文　平松 傳蔵
一壱貫六百九拾文　冨沢村 要助
一四百八拾三文　麦塚村 源五郎
一五百六拾文　嶋田 善六

高合百六拾四石七斗七升九合四勺
〆銭五拾五貫百八拾壱文

市之瀬組

一壱貫四百拾五文　甚左衛門
一壱貫六百六拾七文　用助
一五百弐拾三文　平右衛門
一壱貫七拾九文　惣平
壱貫六百七拾弐文高五石分引
差引五百八拾九文之過
一六百拾八文　林右衛門分
一五拾八文　清右衛門
一八百八拾八文　友右衛門
八文過ノ分
一六百七拾四文　甚助
廿弐文過ノ分
△一壱貫百八拾七文　忠蔵

十月廿七日受取

一三貫百三拾壱文　○甚平
一弐貫四百六拾弐文　○隠居 佐右衛門

高合三拾五石九斗八升九合五勺
〆銭拾弐貫五拾壱文

十月廿七日
一金弐朱つり三百九十五文遣ス　彦右衛門受取
一金三朱拾四文受取　芳　蔵受取

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

三六九　慶応四年（一八六八）二月一九日　下郷組合農兵取立村々割合帳（横）

（表紙）

慶応四辰年
下郷組合農兵取立村々割合帳
二月十九日　下郷組合

下郷組合
一高弐千八百拾壱石壱斗壱升三合
此高割
拾人五分
一高五百五拾六石六斗九升　神山村
此割
弐人七厘九毛四弗
一同百九石七斗四升四合　岩波村
此割
四分九毛九弗
一同百拾九石五斗七升　石脇村
此割
四分四厘六毛六弗
一同四百六拾六石六斗三升五合　佐野村
此割
壱人七分四厘三毛
一高四百三拾八石七斗四升四合　公文名村
稲荷村
此割
壱人六分三厘八毛八弗
一同七百拾七石六斗三合　茶畑村
此割
弐人六分八厘四弗

高百石ニ付
三分七厘三毛五弗壱五
但シ弐ヲ縣ル

一同百七拾七石七斗弐升弐合　平松新田
　此割
　六分六厘三毛八弗
一同百八拾三石壱斗七升六合　麦塚村
　此割
　六分八厘四毛
一同四拾壱石三斗九合　二ツ屋新田
　此割
　壱分五厘四毛三弗

　下郷組合
家数五百七拾五軒
　此家数割
　拾人五分
　拾軒ニ付
　壱分八厘弐毛六弗壱
　但シ七ヲ懸ル
一家数百三拾七軒　神山村
　此割
　弐人五分三毛

一同弐拾壱軒　岩波村
　此割
　三分八厘三毛七弗
一同三拾四軒　石脇村
　此割
　六分弐厘壱毛弐弗
一同百拾弐軒　佐野村
　此割
　弐人四厘六毛
一同六拾五軒　公文名村
　稲荷村
　此割
　壱人壱分八厘八毛
一同百三拾八軒　茶畑村
　此割
　弐人五分弐厘壱毛
一同弐拾壱軒　平松新田
　此割
　三分八厘三毛七弗
一同三拾三軒　麦塚村
　此割
　六分三毛

一同拾四軒　　二ツ屋新田　　一四分壱厘　　二ツ屋新田
此割　　一弐分壱厘四毛　　麦塚村
弐分五厘六毛　　〆壱人　　公文名村
〆四人五分八厘弐毛　　神山村　　一八分弐厘七毛　　稲荷村
〆七分九厘四毛　　岩波村　　一四厘八毛　　平松新田
〆壱人六厘八毛　　石脇村　　一六厘八毛　　石脇村
〆三人七分八厘九毛　　佐野村　　一五厘七毛　　麦塚村
〆弐人八分弐厘七毛　　公文名村　　〆壱人　　公文名村持
稲荷村
〆五人弐分弐毛　　茶畑村
〆壱人四厘八毛　　平松新田　　一七分八厘九毛　　佐野村
〆壱人弐分八厘七毛　　麦塚村　　一弐分弐毛　　茶畑村
〆四分壱厘　　二ツ屋新田　　一壱厘六毛　　麦塚村
惣〆　弐拾壱人七毛　　〆壱人

歩厘組合
一三分七厘六毛　　神山村
岩波村

（裾野市佐野　佐野区有文書）

三七〇　慶応四年（一八六八）二月二八日　佐野村・二本松新田に親征先勢二〇〇名余宿泊につき廻状

御親征御先勢薩長御人数丸弐百人余、明廿九日昼後其村方江御出張ニ付、右御賄与して拙者共付添罷越候間、兵粮米并味噌香之者（物）、下宿ニ而夜具蒲団等急速用意いたし置差支無之様可被取計候、以上

二月廿八日戌中刻

水野出羽守内
白井梅蔵
芹沢富太郎

佐野村
二本松新田
役人中

追而膳腕汁之実等成丈ヶ用意可有之候、以上

大急廻状を以申達候、然者長州様御人数六拾人様程
佐土原様御人数四五拾人様程
右者御親征　御先勢為二本松迄御越、同村御泊りニ相成候間、御通行者聊御不都合無之様小前一同不洩様御申触可被成候、此廻状承知之旨村名下江被成印形早々順達留ゟ返却可被成候、以上

右者其御筋ゟ只今御達御座候ニ付　水野出羽守様御出役渡辺音蔵様・原川恵七郎様ゟ被申聞候間、左様御承知可被成候、以上

二月廿八日　三島宿
子上刻　問屋
年寄

幸原村・徳倉・伊豆佐野・平松・二本松
右村々
御名主中

相模街道
御殿場・竹之下・矢倉沢之内ニ而
谷山藤之丞殿　従三嶋駅
三浦十郎殿　森権兵衛
急用也
三月二日巳之中刻出ス

御殿場出張　三島駅出張
水野出羽守家来　同家内
芹沢冨太郎殿　原川恵七郎
御親征御用三月二日差出し
（慶応四年正月『御用書御配府留』より抄録）
（裾野市佐野　古谷善和氏所蔵）

三七一　慶応四年（一八六八）二月　農兵取立につき一札

農兵取立之事
一此度私義及落札ニ候処、三ヶ年之内杉名沢村江買揚人頼ミ入候得共、若其者不埒之節者無滞私罷出無相違急度相勤可申候、年々之義者組合作法通り相勤可申候、為後日之一札依如件

慶応四辰年　二月　当人
村役人
（裾野市下和田　杉本清住氏所蔵）

三七二　慶応四年（一八六八）二月　富沢村非常取極規定書（竪）

（表紙）
慶応四辰年二月
非常取極規定書
冨沢村

規定書之事
一近来不容易御時世ニ相成、殊ニ時今上方筋大事件ニ付至前（ママ）浮浪博徒之類発起、夫々ニおゐて狼籍乱妨致村々

一同難渋之余り、此度最寄村々組合取締規定左之通

一非常組与唱壮年之者相撰高百石ニ付弐人ツヽ、極置可申、尤小前ニ而者小頭壱人、大村ニ而者両三人ツヽ、人数之多少ニ寄相定置可申事

附、場所ニおゐて小頭之指揮ニ随ひ可申事

一給料之儀者壱ヶ年壱人ニ付米弐斗ツヽ、非常出張之節者別段手当可相渡事

一出火之節ハ手当無之事

附、右給料之儀者壱ヶ村限差出可申事

一浮浪・夜盗・博徒之類立入候節ハ居村者勿論立入候村方ニ而相図(合)次第早速場所江欠付(ママ)可申、且非常取締人并村役人より差図有之候ハヽ下知ニ随ひ可申、時宜ニ寄切殺打殺候旨も相防可申事

一合図之儀者村々最寄宜鋪場所江半鐘ヲ釣置、事変之節打喝(ママ)シ可申、立入候村方ニ而合図有之候ハヽ、聞附次第村々ニ而も半鐘相唱(ママ)シ、不移時刻欠付可申事

附り、出火之節ハ其村限半鐘打唱シ、外村ニ而者合図ニ及不申欠付可申事

一得物之儀者鉄炮其外何品ニ而も勝手次第取持可致事

一合図有之候節遅参・不参有之候ハヽ、遠近之差別ニ寄過料又ハ時宜ニ寄過怠役為相勤可申事

一万一非常之節怪我遇等有之候ハヽ、相当之手当可致事

一組合村々之内何れ之村方ニ事変有之諸入用何程相掛り候共、組合村々高割ヲ以無相違出金可仕事

一格(各)月勢揃致組合村々為取締廻村可致事

附、右勢揃之節兵粮之儀者一ヶ村限り名主方ニ而焚出持参可致事

一村役人ハ勿論非常組之者、得物ハ勿論一刀ヲ帯シ可申事、

右之通組合一同評義取究候上者聊無相違急度相守可申、依之一同連印規定致置候処如件

慶応四戊辰年

二月

伊豆嶋田

名主　傳兵衛
組頭　善六
同　藤吉
百姓代　次郎八

下土狩村

名主　平左衛門
同　礼助
組頭　伴右衛門
同　弥七
同　丈蔵
百姓代　定七

納米里村

名主　嘉六郎
組頭　弥平治
同　仙左衛門
百姓代　吉右衛門

竹原村

名主　要右衛門
同　仲蔵
同　与助
百姓代　源左衛門

中土狩村

名主　善左衛門
同　儀左衛門
組頭　儀兵衛
同　民蔵
同　平右衛門

上土狩村

名主　友八
同　作蔵
組頭　政蔵
百姓代　平蔵

水久保村

帳元組頭　栄助

同　与右衛門
百姓代　仁三郎

冨沢村
名主　嘉兵衛
組頭　源蔵
同　清次郎
百姓代　正五郎

一色村
名主　半右衛門
与頭　五右衛門
同　勘蔵
百姓代　伊三郎

下長窪村
名主　吟平
組頭　繁蔵
同　善兵衛
百姓代　甚蔵

（後略）

（裾野市富沢　渡邉武彦氏所蔵）

三七三　年未詳　旗本稲葉氏より異国船取計方につき書状

以　手紙致啓上候、春寒之節御座候得共、各方弥無御障珍重之事存候、然者此程異国船渡来之様子ニ付兼而被仰付置候通、四ヶ村々人数操合方之儀ニ付勝又弥右衛門致出府委細申聞　殿様ニ茂御安心ニ被　思召候、未タ江戸表ニ而者風聞而已ニ而騒立候儀者無之候間御安心可被成候、内海江乗込候次第ニ寄早々仕立飛脚を以申進候間、其節ハ即四ヶ村共御繰合可被成候、先者心配之趣ニ付不取敢此段得御意度早々如斯御座候、以上

正月十四日　　桑原岩太郎
　　河越三太夫

松井庄左衛門殿
大庭仲蔵殿

猶以勝又弥右衛門義　御用向之儀も有之候間、両三日
留置申候間、左様御承知久根村名主弥兵衛方江御通達可
被成候、殊之外異国船渡来之趣ニ付未タ御武器類も不揃
心配仕候、御遠察可被下候、何茂本文為ニ得御意如是御
座候、以上

（裾野市深良　松井保博氏所蔵）

解　説

総　説

一　編さんの趣旨

本書は裾野市史第三巻として平成二年度の『資料編深良用水』に引き続き、近世部会の編集により刊行されるものである。

近世は戦乱に明け暮れた中世が徳川氏によって統一され、兵農分離の身分秩序のもとに村切りが行われ、近世村が誕生するところから始まる。村は主として農業を生業とする家によって構成された。裾野市域においては二四ヵ村が生まれたのである。

これらの村々においてくりひろげられた人々の生活の営みの歴史を、残された文字資料によって復元させようとするのが第一の目的である。ちなみに本巻では近世の時代を上限天正十八年(一五九〇)、下限を明治四年(一八七一)の二八二年とした。また復元といっても、最終的に本書において収録可能な資料は全体量からすれば極々微小に止まらざるを得ないことをあらかじめお断りしておく。

旧来、近世といえば村の公文書に依拠した幕府(代官)、大名、旗本の政治支配の側面が強調されるのが通例であっ

た。このことは文字資料の中で、公文書が私文書に優先して第一次資料として公認されたことと関係した。三世紀に及ぶ支配領主と被支配の村々との関係史を明らかにすることは、近世という時代と社会を理解するためには基本的なことであり、重要である。年貢の収取の台帳となった検地帳、村請の年貢収取の証拠書類ともいうべき年貢割付状・皆済目録、村の構成員の戸籍と考えられる宗門改人別帳等、近世の村を掌握する上で不可欠な資料である。

本書はもちろんこれら公文書を無視するものでは決してない。支配については特に初期の近世村の苦しみながらの誕生の過程に関してはこれらを押さえたつもりである。また、文字量の膨大な帳簿類の公文書については通史編等において統計処理の方法を駆使して収録していく予定である。

叙上のような配慮の上に、本書ではむしろ視点を村に生きた人々の広義の生活の歴史を明らかに出来るような方向に転じた。広義の生活とはかつての政治・経済・文化といった領域をも生活者村人のかかわりの中で包括しようとするものである。一例を挙げれば、政治は、村役人をめぐる村政から入会争論、年貢減免等の他村、領主との関係史への広がりを持ちながら、村人同士の共同性の強い議定や村内における家から家族の自立を示す訴訟や小事件をも取り上げている。これらは、経済、文化においても同様である。制度による支配とこれに抵抗する一揆・村方騒動の対立の構造を基本的図式としたかつての近世史研究に多くを学びながらも、村に生きた人々の多様多彩な実像の生活の歴史を甦らせたいと念願している。

二　本書の構成

以上のような趣旨の下に次のような構成を採ることにした。

第一章　近世裾野の成立
　第一節　近世初期の裾野
　第二節　深良用水
第二章　村々の概況
第三章　村々の支配
第四章　村の政治と経済
　第一節　村の政治
　第二節　村の経済
第五章　村の生活と文化
　第一節　村の人々
　第二節　村の教育と文化
　第三節　村の信仰
第六章　家と家族
　第一節　家の相続
　第二節　家の経営
　第三節　家産と消費
　第四節　家族と儀礼

第五節　家の信仰

第七章　幕末維新の裾野

第一・二・三章は前述したように近世の裾野市域の村々の公的な存在状況を把握して置こうとするものである。

第一章は、中世から近世の村落秩序が創出されるまでを物語る比較的豊富な関連初期資料を充分に収めたつもりである。慶長四年（一五九九）から近世村の確立の画期といわれる寛文・延宝期までの文字資料を収録した。なお、『資料編深良用水』刊行後、新たに見い出した関係文書を補遺として追加した。

第二章は、村の公的概況報告書として領主に届け出された村明細帳、指出帳の類である。市域の村すべてを網羅出来ず、また年次もバラつきが出たが、ひととおりの村況は明らかになる。

第三章は、領主と村の支配関係を示す資料である。膨大な文書資料の中から主要と思われるものを選択した。こうした支配制度の枠をつかんだ上に広義の生活資料を包括的に収めようと試みたのが、第四章以降である。

第四章は村の政治と経済である。政治については前に触れたが、経済においても年貢以外に多様な手段を駆使して賦課されてくる税負担や増大する村入用等について紙数の関係上、その典型例のみを収載した。産業・金融に関しても、農村とはいえ商品経済の波に洗われる村の生活の一端を紹介できたと思う。また、眼を裾野市域の自然環境に転じた時、自然とのつき合いはこの地に生きた人々の暮らしに大なる影響があったはずである。人々は富士・愛鷹（あしたか）・箱根の山々や裾野の自然環境とあるいは対立し、あるいは調和して生計を立てたのである。得てして自然は人々に突如として襲いかかることがある。村の災害は、主要な自然災害や流行病等の災厄を列挙してみた。愛鷹の牧は近世裾野の自然と幕府権力が主導した人為の関係を示す事象である。

第五章は村の生活と文化である。人々の暮らしの実態にアプローチ可能な資料の収載が期待されるところである。第一節は、かつては百姓という固定した抽象的、画一的な顔しか見せなかった村に生活した人々の様々な実像を描き出そうという試みである。村人は一様ではなかった。身分・階層・家格の視点からすれば複雑な複合的構造をなしていた。村人の請負った役も一様ではない。また村を構成したのは農民ばかりではなかった。村の職人・商人すら存在した。当たり前のことではあるが、戸主だけが村を牛耳ったわけではない。年齢階梯集団若者の存在は無視出来ない。まして半数を占める女性、将来の村の担い手子供、経験の年輪に物をいわせる老人、村の人々は多角的・多面的分析視角が必要である。第二節は、村の文字の教育とそれらを基盤に展開した文化である。文字文化は着実に村に定着し、文人層を生み出した。筆子塚や句碑がその証拠である。いっぽう、村の存続と平安な暮らしを祈る信仰も多彩な行動をともなってこの地に根付いた。第三節村の信仰である。富士山の存在の意義も大きい。自然の脅威が信仰に転化した富士山信仰は須山村に独特な御師（おし）の文化を生み落とした。

第六章家と家族によって狭義の生活の実態の実証に迫る。近世初期に誕生し、漸く一八世紀に入って定着をみた家の歴史は決して明かるいものではなかった。家永続のための努力は生活の歴史の原動力となった。第一節家の相続は家族の切実な願いであり、それだけに家族に近隣、村、親類等を結集させた生活の知恵の結晶であった。家の永続には具体性としての第二節の経営があった。地主経営の資料が多く認められたが、ここでは一例を示した。第三節は家産と消費である。家が成立し再生産していくためには、当然家産を所有し、蓄積し、消費を生み出す。家産は如何に維持・蓄積され、増殖されようとしたのか。村は自給自足の停滞の中にあったわけではない。家は変動する村の経済社会の中にいたのである。皮肉にも家産・消費の実態を示す資料が家の分散（破産）時の借財返済のための家財家具等

の売り立ての明細である。家の歴史は、第四節の家・家族の儀礼を定着させていく。村に生きる人々の一生の儀礼である。如何に家の後継者を育てるか、誕生・結婚・葬送等人生儀礼は家族はもとより近隣・親戚・村と一体化した共同の事業として行われた。そして家永続の願いは第五節の信仰となったのである。村人は男女・身分・階層を問わず村を出て信仰の旅を敢行した。

第七章は裾野市域を通り過ぎて行った維新の社会事象である。

三　編さんの経緯

裾野市史近世の編さんは、関連資料の悉皆調査の上に選択・収録することを原則とする。既に市史編さん準備室の

村名		所蔵者	点数
裾野市内	千福村	鈴木常昭	23
		鈴木佳正	2
		西島義禮	406
		横山正美	736
		普明寺	17
	定輪寺村	定輪寺	2
	富沢村	服部鈴子	181
		渡邉武彦	1,889
		渡邉博文	4
	葛山村	芹澤哲哉	882
		芹澤正巳	41
		御宿秀実	20
		葛山区有	153
	上ヶ田村	柏木新吾	36
	大畑村	市川義朗	524
裾野市外	駿東郡清水町 駿東郡長泉町	中野國雄	3
	清水町	下郷組合	37
	沼津市	柏木正男	2,277
	御殿場市	山田武	8
	浜松市	竹村千幹	2
県外	神奈川県	県立文化資料館	1
	千葉県	渡邉篤太郎	13
		合計	14,234

第1表

村名		所蔵者	点数
裾野市内	須山村	杉山郁実	12
		土屋公介	14
		土屋秀文	1
		杉山文彦	1
		土屋正彦	5
		渡邉徳逸	1
		須山支所	6
		富士山資料館	29
	下和田村	真田博昭	37
		杉本清住	69
		杉本萬蔵	2
		杉山伴作	15
		杉山友芳	6
	今里村	杉本隆彦	51
		今里区有	94
	岩波村	藤森美恵子	1
		岩波森林組合	36
	深良村	一之瀬和雄	42
		大庭三郎	7
		大庭重一	18
		後藤正信	11
		小林利作	5
		小林義生	83
		志村守雄	67
		高橋政雄	1
		土屋彰	3
		土屋良雄	48
		松井保博	792
		深良区有	5
		深良支所	70
	久根村	勝又昭	19
		勝又重俊	219
		原忠由	11

村名		所蔵者	点数
裾野市内	公文名村	有井陽一	11
		市川逸朗	458
		藤原重治	1
		公文名山岳会	41
	茶畑村	笠間宝能富	1
		芹澤充寛	10
		高田勇	3
		滝頭区有	23
	平松新田村	柏木有	6
		佐野文一	1
	麦塚村	勝俣惠一朗	1,069
	伊豆島田村	柏木好男	2
		水口秋男	3
	二ツ屋新田村	水口清文	2
		二ツ屋区有	2
	水窪村	渡邉公一	59
	佐野村	岩崎達生	191
		杉山博	5
		中西保男	20
		古谷善和	66
		吉岡忠	1
		佐野区有	519
		芦ノ湖水利組合	1
	石脇村	植松吾一郎	5
		大庭和彦	278
		大庭力	49
		石脇区有	47
	御宿村	勝又茂美	24
		勝又政雄	114
		湯山悦	328
		湯山博	364
		湯山芳健	1,486
		御宿区有	6

時から所蔵者の御協力を受けて資料調査が進められ、家毎、旧村区有別の目録作成が続けられてきた。本書編集に当たって掌握された文書点数は一万四千余点に達した。これにまた悉皆を目標に続行されつつある石造物調査の成果を加えれば、一万五千点を優に上回る点数となろう。これらの基礎調査の上に検討を重ね裾野市史の近世にふさわしい構成案が前述のように練り上げられたのである。この時点から編集の難行苦行が始まった。本書に掲載可能な資料は、十数年の歳月をかけて関係者が調査した汗の結晶とでもいうべき一万四千余点の三パーセントにも満たないのである。資料選択の作業は「取」の喜びよりも「捨」の苦しみの方が痛切であった。

平成六年三月構成素案が作成され、六月から八月の夏休みを費やして第一次の選択が行われた。強引な選別を余儀なくされたが、それでも十分の一強の一五六七点が残った。これではまだまだ本書の許容能力をはるかに超えている。十二月第二次の選択が行われ、四〇八点に絞られた。しかし、これでも超過であったので平成七年四月最終ギリギリの選択として三七三点に精選した。この間、裾野市域近世村二四カ村のバランスを重視したが、資料残存密度の厚薄によってどうしても若干のアンバランスが生じた。また、資料の性格上トータルで収録することが望ましい場合においても、量的に過重なものは選択出来なかった。従って弥が上にも近世の様々な資料群の中で典型となるようなもののみを取り上げることが多かった。同様に一点で多量の頁数を必要とする簿冊類は今後に刊行される通史編等で処理することとし、掲載を断念した。右のような編集上の制約があったが、それでも構成案に対応した。特に村と家・家族の生活史を理解していただくための資料の選択が曲がりなりにも出来たのではないかと思うのである。

収録資料の確定作業と同時進行で、平成六年五月から資料の筆写が多くの関係者の協力の下に行われた。そして平成六年八月から十二月にかけて筆写原稿と原典資料との照合が行われた。翌平成七年に入ると照合済みの筆写原稿の

割付が始められ、六月までに精興社印刷への入稿が行われた。かくして、三次にわたる校正作業がスタッフの合宿によって進められ、刊行を迎えようとしている。

本書の編集を終えるに当たって御援助、御協力をいただいた関係各位に深甚の謝意を表したい。市長はじめ市当局、市史編さんに協力を惜しまれない資料所蔵者の皆さまに厚く御礼申し上げたい。本書の編さんは多くの人々の共同作業によって成就した。お世話になった資料の調査整理・筆写・撮影・印刷等の関係者の皆さんに謝意を捧げたいと思う。

（高橋　敏）

第一章　近世裾野の成立

第一章には近世前期の裾野に関する資料を収めた。中心は第一節「近世初期の裾野」であるが、第二節に「深良用水」を立節し、平成三年に刊行した市史第六巻『資料編深良用水』に収載できなかった用水開削直後の重要資料を収載した。したがって、第二節は第六巻の補遺をなすもので、利用にあたっては同書を併読されたい。

第一節には天正十八年（一五九〇）の徳川家康関東転封以後新たに駿河の領主となった豊臣系大名中村氏の時代から延宝期（一六七三〜八〇）までの資料を収めた。一般に近世村落が確立するのは寛文・延宝期（一六六一〜八〇）といわれており、当地域においても寛文期における深良用水の開削とこれに続く延宝検地が重要な意味をもつという観点から、延宝期までを収載の対象とした。なお第六巻第一章第一節にも初期資料を収載してあるので併読されたい。

以下各資料の解題を行うが、そのまえに同時期の領主支配の概要についてふれておこう。慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦い以後、駿河は再度徳川氏の支配するところとなり、翌六年には駿東郡下に沼津藩(大久保忠佐、二万石)・興国寺藩(天野康景、城付領一万石・預地二万石)が設置された。市域の村々も両藩の領分となったものが多かったと思われるが、詳細は不明である。ただ、沼津藩の場合慶長九年検地を実施しており、同年の検地帳が残存する御宿村・富沢村などは沼津藩領であったことが確実で、逆に幕領検地であった同十四年検地をうけている茶畑村や公文名村などは、興国寺藩が廃絶となる慶長十二年までは同藩領か幕領であったことが確実である。

慶長十四年以降は駿河の大半が徳川家康の第十子頼宣(駿府藩)の領分となり、同十八年に沼津藩が廃されると駿東郡一円は駿府藩領となった。しかし、元和五年(一六一九)に頼宣が紀州へ転封すると幕領となり、短期間ではあるが代官支配が展開する。元和九年までの代官として、今宮惣左衛門・佐野平兵衛・安藤弥兵衛・成瀬五左衛門・森川六左衛門らが知られている。ついで寛永元年(一六二四)駿河一国は将軍家光の弟徳川忠長の領分となり、同九年までその支配が続く。しかし翌十年になると市域では黄瀬川西岸の金沢村以南が幕領(沼津代官領)、他の大半が小田原藩領(稲葉氏)となり寛文・延宝期までこの支配形態が続くのである。

つぎに各資料についてみてみよう。一〜四は中村氏の重臣横田村詮(よこたむらあきら)が発給したものである。このうち一は慶長四年(一五九九)検地後駿河全域の郷村へ発給されたもので、本多隆成氏の研究によれば、六月から九月にかけて三七点が確認されている(『近世初期社会の基礎構造』第37表)。なお上ヶ田村宛てのものは新発見資料である。詳細な内容紹介は割愛するが、年貢の二公一民規定、公定舛の使用強制、農民の夫役規定等近世的法度の成立を考えるうえで重要な規定が多くみられる。これらの法度は基本的に同様な内容をもつものであるが、一部異同もみられる。従来この点に

ついては等閑視された傾向があるので、異同部分の併載を行った。二〜四は年貢納入や村役人交替に関する資料で、村詮がこうした点にまで介入していた点が注目される。四の宛名にある宮内左衛門は御宿村の村役人であるが、この段階では上ヶ田村の「肝煎（きもいり）」（名主クラスの村役人）もつとめていたことがわかる。また三によれば、「小百姓」の意向により村役人が更迭されたことになり、初期の村方騒動としても注目される。

五・六・八・九は定輪寺の寺領および諸役免除等に関する資料であるが、とくに差出人の名前から支配者を確定することができる。五の井出正次は駿河代官・伊豆の三島代官・駿府町奉行を兼任した有力者で、慶長十四年（一六〇九）までその職にあった。なお五は正次が志摩守を名乗った初見資料である。八の長野清定は慶長十八年の沼津藩廃絶後、東駿河の代官となった人物であり、のちに徳川頼宣に付けられて紀州へ移った。また、九の今宮惣左衛門は井出正次の下代から自立し伊豆代官となった人物で、元和五年（一六一九）のみ駿東郡下の在地資料にその名がみえる。同年には徳川頼宣が駿河から紀伊へ転封となり、その領地は幕領となったので、暫定的に駿東郡の代官をつとめたものと思われる。

七は慶長九年検地帳と同時に作成された永荒帳である。紙幅の関係上収載しなかったが、検地帳の写も現存する。駿東郡下における九年検地はすべて沼津藩の検地であるが、同藩検地の特色のひとつとして永荒帳を検地帳とは別冊に仕立てる点を指摘できる。永荒・不作といった耕作不能な異常田畑については、検地帳自体に記載される場合が多いが、沼津藩検地の場合は異なっている。類例としては小田原藩の慶長十七年検地帳があげられ、沼津藩主大久保忠佐は小田原藩主大久保忠世の弟であるので、あるいはこうした検地方式が大久保氏の特徴かもしれない。小田原藩の慶長十七年検地帳を分析された内田哲夫氏によれば、こうした区別は、普通の田畑を「本歩」、異常田畑を「新田」

として処理することによって年貢徴収の便宜を図りつつ、年貢増徴をめざしたものであったという（「小田原藩領における近世初期の検地と農民」『近世神奈川の研究』所収）。御宿村の場合も永荒帳の末尾にある「上ノ原かミあらいとうこうそうり」が上ノ原新田にあたるので、この指摘は妥当なものと考えられる。

一〇・一三・一三はいずれも幕領期の差出である。資料の表題は「指出し」（差出）となっているが、一〇・一三等は前年の年貢米の量、払方の内訳、未進の量も記されており、年貢勘定目録（年貢皆済目録）の性格も有している。一般に年貢皆済目録の成立は年貢割付状より遅れ、延宝ごろに成立し、享保期（一七一六～三五）に完成したといわれるが、その成立を考察するうえで貴重な資料である。このような差出から村明細帳・年貢皆済目録などが分化していったものと考えられる。これに対し一三は検地帳の末尾にみられるような高・反別・分米の書上げであるが、ここでは夫免引きが注目される。夫免とは、農民の夫役負担に対する軽減措置として、高・反別の十一分の一が年貢賦課対象から控除されるもので、近世初期に特徴的なものである。ただし、すべての郷村に認められていたわけではないので、茶畑村がその対象になっていた点でも興味深い。

一一・一四・一五・一七は初期の年貢割付状の代表例である。一般に割付状は検地帳とともに比較的良く残存している資料であるが、寛永期（一六二四～四三）以前のものは少ない。この点市域では在地資料として寛永以前のものが何点か発見されており、貴重である。このうち一一は市域現存最古の割付状で、差出人の安藤弥兵衛は幕府代官である。これに対し一四の村上三右衛門は駿河が徳川忠長領だった時期の代官である。また一五・一七はともに沼津代官発給のもので、各代官の支配の初年のものを収載した。一般に初期の割付状は高と取米を記載した程度で一紙にまとめられている場合が多く、時代が下るにしたがって内容が詳細になり何枚も紙を継いだものになる傾向があるが、市域の資料も同様で

ある。一・四は一紙、他は継紙となっている。ただし、徴租法は石高に対し何割という形式で賦課される厘取法で共通している。沼津代官領ではのちに田畑の面積を年貢賦課対象とする反取法に変わっていく。

一六は沼津代官から出された法度の請書で、ほぼ同様な幕府法令が五月二十四日に発令されている(『徳川禁令考』二七八一号)。ただし幕府法令では七カ条だったものが四カ条に削減されている。

一八〜二〇は小田原藩領における小物成の請取状である。糠藁代は高掛物で、天領においては高掛三役にあたるものである。糠・藁は名目で、実際には金納されている。二〇によれば、莚・縄も金納されており、ここでは「家次」(戸別)に賦課されている。

二一・二三は御宿村における初期村方騒動の一件資料の一部で、宮内左衛門が隠田を告発され、「籠舎」(禁固刑)ののち年貢を皆済するまでの経緯が記されている。なお御宿村の初期村方騒動については柴雅房氏「近世初期の村政について」(『裾野市史研究』八号)に詳しい。

二三は「村指出」という表題になっているが、のちの村明細帳とは異なり戸口の記述を欠く。高・反別のみの記載内容、作成年代などから勘案して、幕府が国ごとに作成を命じた正保郷帳の基礎資料と思われる。

二四・二五は五人組手形で、二五には五人組や五人組頭も記されている。五人組は年貢完納や治安維持などを目的につくられた隣保組織で、五戸一組を原則とした(実際には五戸でないもの、隣家ではないものも少なくない)。五人組帳では前書に領主からの法度を記し、その請書を記してから五人組の内訳を記入するのが一般的である。したがって、五人組手形は領主からの法度請書としての性格をもつ。この前書は名主が定期的に村民に読み聞かせたり、五人組内での朗読が行われ、法度の徹底が図られた。両資料はともに沼津代官に提出されたものである。

二五・二六・二八はともに沼津代官からの法度の請書である。いずれも承応二年(一六五三)のものであるから、御宿村では一年間に少なくとも三回の請書を提出したことになる。内容的には一般的な項目が多いが、二六の第一条はめずらしい規定で、江戸で遊興するため不要な訴訟を企て、村民から出張費を徴収することを禁止している。なおこれらの法度は活字化された幕府法令集にはみえず、幕法をベースに沼津代官が支配の実情に応じてアレンジを加え、時機をみて発令したものと考えられる。初期代官の支配を考える上で重要な資料である。

二七は村の刑事事件で、上ヶ田村の村役人では内済できず、御宿村の本郷(本村)の庄屋によってようやく内済されている。このような重大事件が領主の介入なく村々で処理されていることは、村の機能という点からも注目される。

二九は役高の名寄帳で、御宿村が役負担において六組に分かれていたことを示している。この組分けが何のために何を基準として行われたのか関連資料がないため不明であるが、五人組とは明らかに異なっている。役高であるから、役負担のない農民は当然記されておらず、いわゆる「初期本百姓」の名寄帳となっている。

三〇は寺請証文の一例として収載した。周知のように、江戸幕府は国民総檀家制度をとっており、寺請証文は身分証明書としての性格ももっていた。

三一は市域で現存最古の宗門改帳である。宗門改めはキリスト教禁圧を目的として始まったが、宗門改帳が毎年作成されるようになったのは寛文十一年(一六七一)の幕法以降である。したがってこの資料は宗門改帳定型化以前の資料として資料的価値が高い。一般に宗門改帳は竪帳が多いが横帳であること、「下男」・「下女」・「門(かど)」といった隷属農民の記載がみられることなど注目すべき点も多い。

三三は江戸前期における定免法の実施を示す資料で、小田原藩領のものである。幕領においては享保七年(一七二二)

より実施されたが、藩領においてはこれより早く津藩・松山藩などにおいて江戸前期より実施されている。小田原藩の場合、定免法と検見法が両用されており、この時期は定免法であったにすぎない。なお米納は田方、永納は畑方に対応している。

三三は富士郡下六七ヵ村と須山村の境論で、須山村が勝訴したものである。市域における寛文期の境論としては最大のものである。

三四は検地実施にあたって村方より不正をしない旨提出した誓約書である。宛名の諸星・野村は幕府代官で、市域の延宝検地を担当した。諸星は駿府代官であるが、この検地では沼津代官野村とともに野村の支配地を検地している。一方三五は小田原藩の延宝検地にあたり田畑の品位違いの申し出が茶畑村よりあった一件に関するものである。これら延宝検地により、近世的村落の確立をみたのである。

三六は検地後の石盛変更についての資料であるが、千福村の支配が大久保次右衛門(沼津藩主)から長野清定へ受け継がれたことも確認できる。年未詳の資料であるが、西島家の墓所に明暦元年(一六五五)五月二十五日没・俗名「土佐」の墓碑があることから、十七世紀前半のものと推察される。

第二節「深良用水」には、前述したように開削直後の重要資料の補遺を収載した。三九は深良村より千福村への通水保証手形であるが、内容もさることながら、大庭源之丞の印や惣百姓の印など、文書形式の面からも注目される。

四〇・四一は元締衆の年貢米金横領事件の発端となった撰米の請負手形・上納金目録である(事件の概要については第六巻一〇三一頁参照)。四一にある「山友手前ニ有」の山友とは元締のひとり橋本山友である。

四三は御宿村の上穀米(用水料)上納の対象となった「畑田成」(深良用水により田になった畑)の反別書上げである。

上穀米については第六巻に本宿村の手形を収載したが、市域の資料として御宿村のものを収めた。

（関　根　省　治）

第二章　村々の概況

裾野市は、中央を流れる黄瀬川をとりまくように形成された近世の二四の村々から成る地域で、その東西を箱根山地と愛鷹山が明確な境をなしている（図1）。このため、谷筋の最も低い地域は海抜七八メートルであるが、富士山に連なる須山村では海抜二、一六九メートルにも達し、非常に高低差が大きい。

また、尾根筋を村境としているため、中央部の村以外は東西に細長い村の形をしているのが特徴的である。

それらの村々を各年の郷帳によって村高の変化を追ってみると、（表2）のようになる。ここで村高といっているのは、その村の田ばかりでなく、畑も屋敷も、すべてを米の生産高で評価したものの合計である。

この表を見てみると、最も大きい深良村は千石を優に越える一方、定輪寺村は二〇石あまりである。裾野市域に属する二四の村の村高を比べただけでも、実に多種多様であることがわかるであろう。しかしこれは、近世の村々の一般的傾向であって、村高は直接その村の豊かさを示すものでもない。むしろ千差万別で、様々な個性を持った村の多様性を示しているのである。

またこれらの村々は、たとえば茶畑村と平松新田、公文名村と稲荷新田、伊豆島田村と二ツ屋新田の関係のように、本村と新しく形成された新田村の関係を持つものもある。

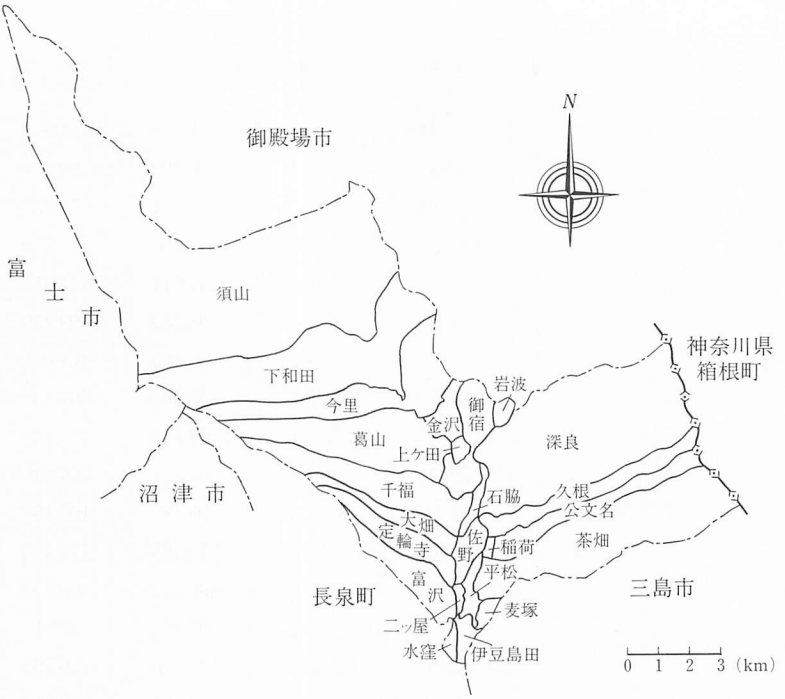

図1　近世裾野市域の村々

これらの村々の様子を知る手がかりとして本章に収録した資料は、㊀から㊱の十九点ときわめて少ない。これは、近世の裾野市域の村々の様子を最もよく示すものとして村明細帳を優先的に掲載したためである。村明細帳以外には、㉟・㊱の大畑村と富沢村の戸口・馬数書上、㊲の葛山（かづらやま）・上ケ田（あげた）・金沢（かねざわ）三ヵ村見分書上帳の三点があるが、これらも村明細帳に準ずる性格のものといえよう。

村明細帳は、村差出帳・村指出明細帳・村鏡・村鑑明細帳・御尋書上帳など様々に呼ばれるが、その性格は、一般に現在の村政要覧のようなものとして説明されることが多い。しかし、それが現在のものと決定的に異なるのは、その作成される契機であろう。すなわち、村明細帳が作成されるのは、大部分が領主の支配替わりに際して、新しい領主が支配

第2表　裾野市域の村々の石高　（単位　石）

村名	正保郷帳	元禄郷帳	天明高帳	天保郷帳	旧高旧領
須山	85.454	1.209 85.454		174.603	174.603
下和田	80.815	80.815		99.582	99.582
今里	83.989	83.988		100.284	100.285
金沢	61.319	109.497	109.497	111.436	110.976
岩波	75.613	75.613	139.202	141.017	141.017
深良	930.59	1498.259	1473.159	1498.259	1498.259
久根	318.397	425.025	425.025	425.025	425.025
公文名	214.71	281.72	337.022	357.006	355.786
稲荷新田	17.3	36.838	142.319	144.946	144.239
茶畑	460.36	623.4	757.603	764.84	764.840
平松新田	69.396	69.396	197.677	198.18	198.180
麦塚	162.213	188.848	213.116	215.483	215.483
伊豆島田	217.083	272.45	307.680	309.705	309.705
二ツ屋新田	24.817	6.5	50.91	50.91	50.91
水窪	164.904	165.824	184.633	185.703	185.703
佐野	299.75	442.35	563.252	573.801	573.801
石脇	109.506	133.908	157.219	159.57	159.570
御宿	250.935	386.45	386.45	386.45	392.453
千福	307.112	457.903	444.653	458.955	456.815
定輪寺	5. 21.059	27.044	22.044	27.044	27.044
富沢	138.595	181.231	180.831	182.299	182.299
葛山	296.296	434.317	421.044	435.836	432.703
上ヶ田	111.385	158.066	158.617	160.6695	157.677
大畑	46.02	46.033		46.7563	46.756

※正保郷帳は正保4年(1647)，元禄郷帳は元禄15年(1702)，天明高帳は天明元年(1781)，天保郷帳は天保5年(1834)，旧高旧領取調帳は明治5年(1872)の記録である。須山の1.209は十里木，定輪寺の5.は定輪寺領の高である。なお，正保郷帳では，松兵衛新田(稲荷新田)，長左衛門・四郎左衛門新田(二ツ屋新田)と表記されている。

下に入った村々の様子を知るために差出させるか、または同一の支配でも代替わりで父から子へ領知が譲られるような時である。また、領主側が村々の様子を知るために派遣した巡見使に提出される場合もある。

このため、領主側はあらかじめ必要事項を記載した雛形を村々に廻し、それに沿って村方は答える形式を取る。故に、ほぼ同じ時期に同一の項目を持った村明細帳が同じ地域内で作成される傾向にある。本文中に「無御座候」という文言が見られるのはこのためである。

一方、村方からすれば、すべて正直に答えるとこれまでの年貢が増徴されたり、新たな年貢の項目がもうけられたりする恐れがないわけではない。このため、書き方は当然村方の利となるところは丁寧に、そうでないところは簡略化するか、御座無く候、と言及しないことになる。すなわち、村明細帳は村方によって作成されながらも、きわめて公的な資料としての性格を持っており、領主側とのある種の緊張関係の中で作成されているのである。このため、村明細帳を読む現代の我々は、この点に留意し、他の資料と突き合わせながら明細帳の記述を読む必要があろう。

㊸〜㊽の延宝五年(一六七七)と貞享三年(一六八六)は、いずれも小田原藩領における村明細帳の差出時期と一致している。但し、前者は稲葉氏の小田原藩領の時期、後者はその稲葉氏が越後へ転封となり、新たに小田原藩に入った大久保氏(その祖は稲葉氏以前の小田原藩主)が領内から村明細帳を徴収した際のものである。

稲葉美濃守正則(まさのり)が小田原藩主であった寛文十二年(一六七二)、小田原藩は領内一斉に村明細帳を差出させており、これは全国的に見ても領内一斉に行われた村明細帳の作成としては最も古い事例の一つであろう。延宝五年の明細帳は、それに次ぐ古い時代のものである。

㊾の下和田村のものは、明治四年(一八七一)の写しで一部抜けていると思われる部分も存するが、当時の記録を今

に伝えるものとして貴重である。なかでも、百姓家数三八軒の内、本百姓七軒・小百姓二二軒・無田五軒と、同じ百姓身分のなかが三つの階層に分けられていたこと。村役人としての名主一軒の他に、藩主の鷹狩りと関係のあったと思われる御鳥見一軒、また、鉄砲の所持を許された村足軽二軒という身分のあったことがわかる。

一方、下和田村の特色として耕地の構成があげられる。田畑合計十八町七反四畝一歩のうち、田は僅かに九畝歩のみで、残りはすべて畑である。耕地の実に九九・五パーセントが畑である。このため、同時に書き上げられている百一匹の馬は、もちろん農作業にも一部使用したと思われるが、その大部分は、すぐあとに書かれているように杉・雑木・竹・萱・炭などを沼津や三島に輸送するために飼われていたものと思われる。

続いて書き上げられているのは、いわゆる通常の年貢の他に、村が納める品々である。山にかかる税としての山役米を五斗、薪・莚・縄は銀で、柿渋・薯蕷(いも)・鳥もち・蕨・松明などは、領主側の通知、すなわち御配符があり次第納めなければならなかったのである。また、これ以外にも川除普請・橋引き人足などの労働力の徴発もあったことがわかる。

寺社についての記載は村明細帳の記事としてよく見かけるが、小田原藩領のものはかなり詳細である。

一番最後に、これまでの下和田村の支配が書き上げられている。初めの部分が欠けていて残念だが、寛永元年(一六二四)から九年(一六三二)までの徳川忠長領前後の古い支配の様子が窺えて貴重である。

裾野市域の小田原藩領の名主の惣代を長く勤めたのが、茶畑村の名主柏木甚右衛門である。四の同村の村明細帳は、そのような意味でも、小田原藩領期の村明細帳の一つの典型と考えて良いだろう。村高が七百石を越える茶畑村は、裾野市域でも深良村に次ぐ大村である。一二一軒の家があり、それが村内七カ所に分かれて住んでいたことがわかる。

また、名主は二軒で、百姓は本百姓・中百姓・柄在家（先の下和田村の無田にあたるものと思われる）に分類されている。また、この他に馬の売買に携わったと思われる伯楽が三、医者一・桶屋三など、農民以外のものも見られる。定使は名主の伝達事項などを村内に触れ歩く役目の者である。

茶畑村の記事として目立つのは、箱根掘り抜き水の記事であろう。

畑方三八町三反五畝二一歩のうち、実に十三町八反一畝二〇歩が「箱根堀貫水ニ而亥子両年畑成田」と書かれている。この明細帳が書かれた延宝五年は巳年であるから、亥・子の年は寛文十一年（一六七一）・十二年（一六七二）にあたり、この年に深良用水によって畑の水田化が進行したことがわかるのである（『資料編深良用水』）。この後にそのための堰の詳細が書かれている。また、後に独立する平松新田が本村に対して分けて書かれているのも注意しておきたい。

一番最後は村内の神仏が小祠から願称寺（願生寺）まで、あわせて十六記載されており、江戸時代の村に暮らす人々の信仰の多様性を示している。

罡の須山村は、裾野市域で最も海抜の高い所に位置するとともに、最も面積の広い村である（図1）。また、村高一四九石二斗九升一合・反別二六町四反九畝一〇歩がすべて畑（一部屋敷を含む）で、田の無い村としても注目される。これは山方で、しかも溶岩地形という自然条件にもよるためである。

しかし、田のまったく無い村に一二〇軒・七〇五人もの人々が住み、馬一四〇匹・牛三〇匹もがいたのは何故だろうか。須山口が古くからの富士の登山道の一つであったこと、富士の道者を案内する御師の人々のいた村であったこと、その交通上の位置などを考慮するにしても、近世における須山村の生活をより研究する必要があろう。先に述べ

たように、村高に現れない村の勢いを読みとるべきである。なお富士参詣の道者(本文は導者とある)について、その賄い宿をしていること、駿州・豆州を旦那場としていることが記録されているのは重要である。この他、先の郷帳には現れなかったが、貞享三年(一六八六)段階で村内の十里木新田が、本村とは別に名主以下の村役人を有していたこと、十里木新田が富士郡と接し、十八年以前の酉年寛文九年(一六六九)に郡境の境論(三三)を起こしたことが記録されており注目される。

なお、本記録も文化十四年(一八一七)の写で、一巻の巻紙に書かれているが、写した際の村名は深山村とある。須山村の村名は、近世では両者が混用される傾向にある。

四五の佐野村は、村高五六三石二斗五升五合、家数八四、人数四五七人と裾野市域では比較的村高の大きな村である。この村でも二本松新田という家数十二軒の新田村が形成されていることに注目したい。

また、当村では深良用水によって合計九反八畝二四歩の畑が田に生まれ変わっている。その中心となったのが佐野堰で、地水のみの時は佐野・石脇・久根の三ヵ村で分水していたのが、十六年以前の亥年(寛文十一年)に箱根掘貫の水が黄瀬川に合流するようになると、新たに公文名・茶畑・麦塚・伊豆島田の四ヵ村が加わり、合計七ヵ村で分水するようになったことが記載されている。

この他、当村には八四軒の内医者一・鍛冶三・紺屋一・塗師一・酒屋一・糀屋一などの諸職が見られる。

四六の今里村も、村高九三石二斗四升一合のうち三石七斗二升七合が屋敷である他は、すべて畑方で、須山村・下和田村と同じく山方の村といえよう。家数三九に対し馬が六一匹もいるのが注目される。この馬に子が産まれ、二歳になると御殿場において領主の見分があり、時には買い上げられることもあったという。この村でも、薪を沼津・三島

に付け出して売買している。

㊽の公文名村は、村内に新田村である稲荷村を有している。本村の村高三三七石二升二合に対し、稲荷村は一四二石三斗一升九合と明確に区分され、大豆や山手役米などの年貢も区別して書かれている。しかし当村の場合、家数や村役人の区別は明細帳の上に現れていない。

なお、この明細帳は表紙にあるように、宝永五年（一七〇八）に富士山噴火後の御厨地方の復興のために尽くした幕府代官伊奈半左衛門忠順（ただのぶ）に差出されたものである。

さて、これまではすべて小田原藩領の村明細帳であったが、㊾の千福村は旗本知行所のものである。当地域は、深良用水が引かれた頃は、幕領か又は小田原藩領のいずれかであったが、元禄期を境に旗本の俸給が地方知行に切り替えられる動き（元禄の地方直しという）があり、当地域にもいくつかの旗本知行所が設定された。千福村もその一つであった。

当村では、村高一五五石余のうち三分の二を米納、三分の一を金納にしており、山方の村とは異なっている。その用水は、かろうと堰から深良用水を取水しており、明細帳の記述によれば、上ヶ田村・金沢村・葛山村・御宿村とあわせて五カ村で分水しているが、上流の四カ村で水を取られてしまい、当村は日損場であることを訴えている。田方の内早稲は少々、残りは弥六という中稲である。一方畑方は、三分の二が大麦、三分の一が小麦とあるが、夏作として粟・稗・芋・大豆・大角豆（ささげ）・小豆・茄子・陸稲（おかぼ）も作っており、そのあとに菜・大根・蕎麦など多様な畑作栽培が行われていたことがわかる好資料である。また、農作業の手順や肥料についても詳しく書かれている。

このほか、当村には養蚕を行っている百姓が十四、五軒、椹をつくっている百姓が十二、三軒あり、明細帳では自

給的なものと断っているが、このあとに書かれている馬喰一・家大工一・鍛冶一・桶屋三の存在をあわせ考えると、元禄期の駿州農村にも商品流通の波が押し寄せていたものと思われる。

なお、禅宗普明寺と十二所権現の除地十三石二斗余について、毎年八月に富士峰山伏が修行に来るためと説明している点も興味深い。

延享二年(一七四五)は、宝永の噴火で荒廃した村々の復興にあたった伊奈半左衛門の天領支配のあと、元の領知が再び小田原藩に返された画期の一つである。例によって雛形が廻されたとみえ、たいへん詳細な記述である。

㊱の岩波村は、市域では最も北に位置する。また、御厨下郷の小田原藩領十五ヵ村の村組の内に入っている。家数二四軒という小規模な村であるが、書かれている内容は大変豊富である。中でも目につくのは、村方が負担しなければならない諸役についての記述が多いことである。幕府はもとより、大名・旗本・藩の役人の通行に際しての人馬、水窪村と伊豆島田村の十分一役所・下土狩村の御蔵の普請人足と材料、蔵番の勤務、御用荷物の継ぎ送り、下郷領分村方川除普請への人足、箱根関所柵木用材および柵木結い人足、御蔵米の三島・沼津への輸送人馬、幕府の鷹匠・餌指し宿泊の際の賄い人足、朝鮮人・琉球人通行の際の道作り人足、薪・糠・藁・縄・莚・柿渋など、実に多彩である。一般的に近世の百姓の負担は、中世に比べ労働力の提供という面が薄れて品物や金銭で納められるようになったと言われるが、まだまだ百姓達は領主の命令で労働力の提供をしなければならなかったことがわかる内容である。

この他、二四軒の村に七挺もの鉄砲があったこと、村内を三島・沼津から甲州へ抜ける往還が通っていたこと、田方用水が不足の時は大坂村等から引水したこと、領主からの夫食借米の利息は年十五%もあったこと、名主・組頭等村役人の指示に従わない百姓は押し込みを行ったこと、出火の火元の者は旦那寺に押し込まれることがあったこと、

享保十八年(一七三三)には松原大明神に祈禱が行われたこと、疫病神や虫送り・行方不明の人を捜す場合は鉦や太鼓を鳴らす場合があったこと等が書かれていて興味深い。

なお、資料の最後に深良用水の水配人制度について、元禄元年(一六八八)以降の変遷が書かれており、他の資料とも比較する上で重要である。

次の**表一**の水窪村の明細帳も、先の岩波村と同時期に差し出されたものである。水窪村も家数三〇軒とそれほど大きくはないが、名主一・組頭二・本百姓五の他は、無田十六・地借り六と三分の二以上が無高の百姓で、当時としては大きな割合を占めている。これは、先に見たように当村には十分一役所があり、御用荷物・商人荷物の継場でもあったことから、それに関連した生業の人々が暮らしていたものと思われる。

十分一役所の屋敷は三畝二歩で、かつては役人の居宅が東西に二軒あったが、元禄末に小田原に召し返され、当時は「御拾分一銭御改所」として役人二名が一緒にいるという。役所の規模は、長さ五間(約九メートル)・横二間(約三・六メートル)で、岩波村の明細帳の記述なども参考にすると、三方に二尺余の庇、他は二間・九尺の曲げ座敷になっていたという。ここでは、売買のための竹木・薪その他の商品から、十分一すなわち一割もの税を徴収したのである。

水窪村がもう一つ周辺の村々と異なっているのは、深良用水に対する立場である。冒頭にあるように、水窪村の水田は地水懸かりが一七〇石余であるのに対して、箱根湖水懸かりは僅かに一石一斗二升八合のみであった。このため、宝永四年(一七〇七)に始まる上郷・中郷・下郷の大規模な水論に際しても、水窪村はこの水論に加わっていない。しかし、湖水懸かり諸入用や水配人の給分については、他村並に高割りで出しているのである。また、自村の箱根湖水

懸かり田地は少ないものの、大堰から伊豆島田村をはじめ水下九ヵ村(水窪村を含む)へ箱根湖水の通水があり、延宝元年(一六七三)には元締達が村内の野田に穴堰を掘って下流へ通水をはかった事が記されており、その意味では大変重要な位置にあるといえよう。

ところで、この水窪村の明細帳で貴重なのは、その末尾に次のように書かれていることである。それは、延享二年(一七四五)の明細帳を安永四年(一七七五)の水論の時に検使に差し出したのだが、その際「用水ならびに差し障りのある文言を除いて」提出したというのである。はじめに述べたように、村の利害にかかわる公的文書としての村明細帳の性質を良く示しているといえよう。なお、そのあとさらに弘化五年(一八四八)の水窪村名主治三郎のあとがきがあり、「この書類をたとえ不要だと思っても、粗略にならぬよう、毎年虫干しをして大切に扱うように」とある。村を研究する上で、明細帳は不可欠の資料であるが、当時を生きる人々にとっても、村明細帳というのは重要な資料であったことがわかるであろう。

次の三・三は、御普請役に差し出したもので、家数と人馬数、沼津宿までの距離という極めて限定された目的のために提出させられたものである。なお大畑村は小村であったため、隣の富沢村の名主嘉六が兼帯名主を勤めている。この時、両村とも旗本秋山十右衛門の知行所であった。

一方、山方に位置する三の葛山村は、元禄十一年(一六九八)の地方直しによって、同じく旗本松平氏の知行所となっていた。この明細帳は、これまでの小田原藩領のものが詳細にすぎるほどであったのに対し、村高・反別を前方に配し、項目ごとの記述も簡明で、戸口が一番最後に記載されている他は、極めて典型的な明細帳の様式をとっているといえよう。

葛山村は、家数一一四軒・人別五一九人と裾野市域では規模の大きい村方である。しかし、田方反別六町八反余・分米八九石余、畑方反別四六町五反余・分米二八六石余という数字に示されるように、耕地面積では田は全体の十一パーセント程しかなく、米に換算した石高でも田方は全体の二三パーセント弱と四分の一程である。また、この明細帳に用水堰・溜井が詳細に書かれているように、その水の確保に苦労しながら田作りが行われたものと思われる。このため米は貴重で、百姓夫食として畑方の作物の大麦・小麦・粟・稗・菜・大根・芋が書き上げられているのに対し、多少の誇張はあるにせよ、米食の記載は見られない。夫食の確保のため、田方のほぼ半分にあたる三町五反余では裏作に麦を作る両毛作である。また、その生産も百姓所持の鉄砲八挺・猟師筒二挺に示されるように、猪や鹿などを追い払いながら行われたものであったろう。

表の寛政九年(一七九七)の御宿村明細帳は、小田原藩の支藩であった荻野山中藩の松長御役所に宛てて出されたものである。村高三七二石余のうち、田方一九九石余・反別十六町五反余、畑方一七三石余・反別五一町一反余で、石高は田方・畑方ほぼ等しいが、反別は畑が田の三倍以上をしめる畑勝ちの村である。しかし、年貢は七四年前から皆米納を命じられたとあり、村方の苦労が偲ばれる。この他、田植えと麦刈りに惣百姓の中から毎年二人宛名主方に手間に出るとあり、当村の名主の権限の強さを窺わせる。

次の**表**の文化十三年(一八一六)の平松新田の書上げは、「御測量道筋」とあるように、村明細帳の体裁を取っているが、隣村との位置関係や道筋を中心とした書上げである。なお、延宝五年の明細帳(**図四**)では茶畑村の中にあった平松新田が、独立した一村として書上げを行っている点に注意したい。但し、名主は本村の茶畑村と同じく柏木甚蔵家で勤めている。

三七の三ヵ村書上げ帳は、旗本松平内蔵允知行所である駿東郡の葛山・上ヶ田・金沢の三ヵ村の当年の年貢高について、地元の差配をする割元であった葛山村の芹沢勝左衛門が江戸の地頭役所に提出したものである。当年は、一定期間毎年決まった年貢額を納める定免期間中であったので、多少の災害では年貢の減免を認める訳にはいかなかった。勝左衛門は「三ヵ村の百姓共が大違作といって(年貢減免を)願い出ているほどではないが」、と割元の立場を示しつつも、当年納めるべき五四八俵ほどのうち三〇八俵余を見分によって可納米とし、残りを減免する。また、手間のかかる検見とはしないことで江戸役所の決裁を仰いでいる。

三八はそのうちの一つ金沢村の明細帳である。村高一〇九石余・反別十六町四反余のうち、田は十八石余・反別一町七反余、畑方は八五石余・十四町二反余で、この村も圧倒的に畑勝ちの村である。また、極難渋村につき前々から米五俵が下されていると書かれているように、家数二七軒のうち十一軒が潰れ百姓となっているとあり、村方の疲弊が進んでいたと思われる。

三九から**六二**は、いずれも江戸幕府が倒れて後に差し出されたものである。慶応四年(一八六八)七月は江戸が東京と改称された頃で、明治と改元されるのは同年九月である。この年五月の末には徳川家達(いえさと)が駿河府中に七〇万石で封ぜられ、駿東郡の支配にも変化が起こっていた。

三九の石脇村は、村高一五七石余・反別十五町七反余のうち、田方一二七石余・一〇町七反余、畑方三〇石余・四町九反余。**六〇**の麦塚村は村高二一三石余・反別二一町八反余のうち田方一六〇石余・十二町九反余、畑方五二石余・八町九反余。どちらも田に恵まれた村である。しかし、麦塚村では三四軒の家数のうち三軒明き屋敷が出ており、気になるところである。

六一の深良村は村高千四七三石余の裾野市域きっての大村で、しかも畑方五四町余にたいし、田方九一町四反余と、圧倒的に田方優位の村であった。これは、黄瀬川・西川そして深良用水と、三水に恵まれていたことが大きい。家数二三八軒、人数は千一〇五人である。

当村は、小田原藩主であった稲葉家の分家である旗本の稲葉厚一郎の知行所としての歴史が古い。末尾の地頭所賄い金は、「お勝手賄い金として先納つかまつり」とあることから、領主財政の逼迫にともない年貢の先納が行われ、去年の暮れから毎月五〇両ずつ出金していることがわかる。出金はこの他にも臨時金などを村の主だった百姓が用立てており、年貢で相殺する形を取っているようだが、その前に書かれている地頭所よりの拝借金は五年賦のうちまだ四年分が残っており、村方借用金が諸所にあることをも併せ考えると、領主財政逼迫の付けを廻された村方の窮状が偲ばれる。

（菊池邦彦）

第三章　村々の支配

本章では、裾野市域の村々の近世の領主がどの様に村方支配を行ったか、領主と村方との関係を具体的に示す資料を中心に収録した。

ところで、有名な深良用水開削の立願状には、深良村の大庭源之丞や江戸町人友野与右衛門らとともに、幕府代官野村彦太夫と小田原藩の家臣田辺権太夫らの名前が奥書に記されていた（『資料編深良用水』）。これは、近世前期の寛

文年間（一六六一～七三）のこの地域の村々が、幕府領と小田原藩領の二つの支配に分かれていたことを示す象徴的な事実である。

このような枠組みが大きく変わったのは、元禄年間（一六八八～一七〇四）である。幕府は後に「元禄の地方直し」と呼ばれる旗本への領知の付与を推進し、駿東郡においても天領の一部が旗本知行所となった。裾野市域においてはこの傾向が著しく、大部分の幕府領は旗本知行所となり、宝永四年（一七〇七）の富士山噴火後、一部の藩領が収公されて代官伊奈半左衛門が復興をはかる時期を除くと、ほとんど藩領と旗本領に二分されるようになる。この後、沼津藩領や荻野山中藩領に編入される村々もあらわれるが、基本的な支配の構成は変わらない。

すなわち、裾野市域の村々の近世の支配を概観すると、同一の村でも時代により変化はあるものの、小田原藩領に代表される藩領の村・幕府領の村・旗本の知行所となった村の三つに大別されるのである。

まず、藩領の支配から見てみよう。

㈠は藩領に固有の法令ではないが、歴史上有名な「生類憐れみの令」のうちの一つである。生類憐れみの令とは、五代将軍綱吉の代、貞享二年（一六八五）以降に度々発せられた生類憐れみに関する法令の総称である。それは、本資料の第一条に「公儀より度々仰せ出され候」とあるところからもわかろう。当初江戸とその周辺、および幕領に出されたこの法令は、次第に藩領に及んだものと思われる。元禄二年（一六八九）の本資料は、当時小田原藩領であった茶畑村に残されているのであるから、小田原藩におけるその影響を示すものといえよう。条文の末尾には、村役人・惣百姓はもとより、小百姓・無田・門屋などと呼ばれる比較的下層の百姓や、女性・子供にまで、毎月一両度宛、名主の所に村中の者を集めて読み聞かせるように規定している。そして、この条文を守る旨茶畑村とその分村の平松新田

の惣百姓が連印をしているのである。その条文を見ると、比較的生類愛護の精神主義的傾向が見られるが、江戸等では多くの人々がこの法令違反で罰されたというから、なおざりには出来ないのである。また、たとえば火事に際し、家財道具の搬出などに構いなく牛馬の救出を優先させよ、という条文に代表されるように、百姓の生活・生存に優先する生類への憐れみを要求しているのである。しかし、この法令は希代の悪法として有名な割には、村方の文書として残っている例が少ない。裾野市周辺では小山町および御殿場市の同年の例(『小山町史』第二巻　近世資料編1、『御殿場市史資料所在目録』第一集)があるくらいである。その意味でも、大変重要な文書といえよう。

次の㊷の元禄九年(一六九六)の火の用心の配符も、同様の請印が行われている。配符というのは、小田原藩領において法令や命令の伝達を指して用いられる。近年の火事多発をうけて、五人組のうちの相互で毎晩廻り番を行うことになった。

小田原藩領の村方支配については、これ以降、㊸に寛延二年(一七四九)の駿東郡村々の中間勤め高帳、㊹に安永八年(一七七九)の村方取締り請書、㊺に天明五年(一七八五)の松尾佐久太支配継続願い、㊻に寛政三年(一七九一)の質素倹約令、㊼に享和元年(一八〇一)の博奕禁制証文請書をのせた。

㊸の中間は「ちゅうげん」と読み、江戸の藩邸と小田原城における雑役夫を村方が負担したものである。㊹の村方取締り請書は、下郷村々の風儀がよろしくないというので、安永八年(一七七九)十二月に代官が廻村して取締りを行った際のものである。大村であった茶畑村では、村惣寄り合いを行うと、人数が多すぎて物事が決まりにくいという名目で、平常の寄り合いは、なるべく五人組のうち一人ずつ代表で出るように改めている。たしかに、当時の茶畑村は安永六年(一七七七)には一三七戸・五九〇人で(『裾野市史資料叢書』一)、かなりの戸口を擁していた。しかしそ

れと同時に、十八世紀半ば過ぎの社会では百姓たちが徒党を組んで強訴をする百姓一揆がたびたびおこっており、明和七年(一七七〇)の徒党・強訴・逃散の禁令にみられるように、百姓の力を恐れた支配者側が、多人数の百姓の集まり(徒党)を嫌ったものと思われる。この時の請書は、滝頭・中尾・中丸・茶畑・市ノ瀬の村内の村組ごとに請印を行っていることに特徴がある。また、平松新田の分は別帳で行われたものと見られ、この連印には見られない。

十八世紀後半から幕末にかけて、このような村方支配に関する取締りは強化される。六九の資料によると、小田原藩では安永元年(一七七二)以来、村方困窮を名目に御趣法役と称する役人が村方に派遣されたことがわかる。彼らは、はじめ茶畑村、ついで神山村に在村し、村方の「風気」を糺し、支配の強化をはかったものと思われる。松尾佐久太に対する支配継続願いは、彼個人に対するものであると同時に、役人の頻繁な交代とその度に異なる指示の混乱に嫌気がさした村方の気持ちを示すものであろう。ちなみに、松尾佐久太は先の村方取締り請書(六八)の宛名になっている人物である。一方、七一の質素倹約令は、村方の問題であると同時に、村方に出向く藩の役人に対する供応の方に取締りの主眼があるようにも読める。七三の博奕取締り請書は、公儀(幕府)からの触れを小田原藩の地方役所が村方に触れ、これに対して村役人が藩の地方代官に請書を提出すると共に、茶畑村の惣百姓(平松新田の百姓も含む)が名主・組頭・百姓代の村方三役に対して、連印の一札を提出しているのである。

七五・七六は、小田原藩の支藩で同じ相模国の中荻野村山中(現在厚木市)に陣屋をおいた荻野山中藩の支配の一端を示す資料をのせた。七五は嘉永元年(一八四八)の御宿村の御用金の割合帳である。同藩は一万数千石の小藩で、幕末のこの時期は相当に困窮していたものと思われ、江戸屋敷の賄い金として千両を駿河・伊豆の領村に懸けたのである。負担は持ち高に応じて懸けられ、御宿村では湯山保三郎の九両余を筆頭に賦課されている。七六はその翌年の荻野山中藩

の家老の巡村の記録である。同藩の役所が駿河の松長村(現在沼津市)にあったので、そこを起点に巡村を行っている。その際の心得書が村々に通知されているが、それによると、あらかじめ差し出すべき孝行人・長寿人・地名などの書上げから、人馬・休泊施設の用意、食事の献立、出迎え方、村の境に立てる杭に至るまで、事細かに指示が出されていることがわかる。ちなみに、裾野市域では御宿村の中湯山家が本陣となっており、村境五カ所に荘園寺の和尚が書いた棒杭を立て、支配外の佐野・公文名・茶畑村の村役人も御宿に来て出迎えていることがわかる。

幕領支配に関連するものとしては、巡見使に関する資料を二つのせた。巡見使は、主に将軍の代替わりごとに全国に派遣され、幕領・私領の別なく民情および領主支配を監察するものである。㊿五は正徳二年(一七一二)の伊奈半左衛門の支配の時代の巡見使に対する心得についての布達である。この時は、幕領を対象に全国を十数地区に分け、三人一組で派遣された最初の巡見使であった。㊿六の天明八年(一七八八)のものは、小田原藩領の村々が、それ以前の宝暦十一年(一七六一)の前例について申し述べ、今回も同じ村々で人馬の継ぎ送りや休泊の賄いを行いたい旨述べている。

近世前期にはほとんど幕領と小田原藩領であった裾野市域の村々であるが、先に述べたように、元禄年間になると元禄の地方直しによって、旗本知行所の村がいくつかあらわれる。それは幕府の方針によって、これまで俸給を与えていた旗本の内、一定のものに領知を与え、自分賄いを行わせたのである。㊿四によれば、葛山村は元禄十一年(一六九八)に旗本松平大八郎の領知となった。このため、困窮した松平家の財政負担が村方に転嫁され懸けられることになる。㊿七の明和三年(一七六六)の江戸御賄い帳によると、富士郡・駿東郡の十一カ村で千五百両余の年貢の他に八二四両の江戸賄い金を用立てている。㊿三は同じ松平氏知行所の国役金の取り立てを示すものである。

このように支配村方に自己の生活を依存させる傾向は、旗本領に特に強く見られる。深良村の領主旗本稲葉氏は、

近世前期に小田原藩主であった稲葉氏の分家筋の家であるが、吉は深良村におかれたその陣屋の勝手賄いの記録である。水油・薪・白米・酒・塩・大根・玉子・まくろ(鮪)などの日用品や食品が細かく書き上げられている。

近世後期の裾野市域の村々の支配について概観すると、たとえば享和元年(一八〇一)の段階では、小田原藩領十二カ村・沼津藩領三カ村・荻野山中藩領一カ村・旗本知行所八カ村となっており、現在判明する限り幕府領は一カ村も無くなっている。この後、大畑村が一時韮山代官江川太郎左衛門の支配をうけるが、天保期には再び旗本知行所に戻り、幕府領は消滅してしまう。このように藩領・旗本知行所として幕末を迎えた裾野市域は、慶応四年(一八六八)に駿河国に入った徳川家達(いえさと)すなわち静岡藩の一円支配をうけ、明治維新を迎えるのである。

(菊池邦彦)

第四章　村の政治と経済

第一節　村の政治

本節では村の政治的動きに関わる資料を採録した。近世の村は単に領主支配の末端を担う行政機構ではない。村は領主の意向とは別に、水利や採草地などの生産条件について利害を共有する百姓達が、その維持管理・利用の調整の必要などから地縁的に結びついて成立した場合が多く、本来自治的組織としての性格を持っていた。年貢の村請制はその一つの現れである。本節はこうした村の自治組織としての性格に注目し、村自体の主体的動きに加え、村内の

個々の百姓また百姓集団の動向をとらえようとした。そのため五つの項目を設定し、それに沿って資料を収集・掲載した。

1　村役人

ここでは村役人の名称・機能・選出の過程等を示す資料を掲載した。村役人は領主支配の必要上設けられたものであるが、一方では村の代表者として領主や他村に対し村の意志を主張する役割を担っていた。ゆえに村役人は自治的組織としての村の状況を最も象徴的に体現するものである。

㐂は明暦三年(一六五七)の千福村の「割本宿」と呼ばれる村役人に関する資料である。「割本宿」は同村の複数の名主の内より一名選ばれるもので、年貢諸役負担の対外的窓口にあたり、同時に村内の百姓への割り当ての責任者でもあったことが窺える。以上のことはこの役職が行政上の必要から設けられたことを示している。宛名に見られる「組」は複数の村からなるもので、領主支配の必要上設定されたものと思われる。「割本宿」がこの「組」に対して責任を負う役職である点が興味深い。

𠮟は元禄一〇年(一六九七)の茶畑村組頭・百姓代の任命に関するものである。村役人の任命にあたっては、多くの場合この資料に見られるように候補者が村側から推薦され、それを領主が承認する形がとられた。𠮟〜𠆢は名主交代に当たっての引継文書の目録である。𠮟が享保十九年(一七三四)の深良村、𠆢が明和二年(一七六五)の茶畑村、𠆢が寛政一〇年(一七九八)の大畑村の資料である。いずれからも名主の所有する文書が公文書として認識されていることが窺えるとともに、文書の明細も興味深い。また引継ぎの手続きも𠮟が当事者間のみで処理していることに対し、𠆢は村役人一同が、𠆢では百姓代が立ち会っているなどの相違が認められる。以上のことは当初名主または村役人層に

よって独占されていた文書についての情報が、一般の百姓の村政参加とともに、広く公開されていく過程を示している。百姓代は一般百姓の利害を代表して村政を監視する役割を担ったものである。

㈢は名主見習の任命願いにあたるもので、文化八年(一八一一)当時の茶畑村における名主世襲の実態を示すものとして興味深い。㈣は文化一〇年(一八一三)の御宿村の組頭の公用日記にあたるもので、組頭の携わった年間の公務の内容が断片的に記されている。公的負担・出費の明細を記録する必要から作成されたものと思われる。名主日記に対し組頭の日記は珍しく、組頭の職掌を知る上で興味深い。

㈣は文政八年(一八二五)に佐野村名主が借金を抱えて欠落した状況で、惣百姓がその公的債務の処理を肩代わりしている実態を示している。組合内の村々での相互扶助関係を具体的に示す点でも興味深い。㈤は文政十一年(一八二八)の資料で、「名主惣代」の諸経費の明細を記したものである。「名主惣代」は、小田原藩領内で設けられたものであるが、資料はこの役職が儀礼に関わるものであったことを示している。

㈥は相役名主の入札(選挙)の際に使われた投票用紙である。入札は安政三年(一八五六)御宿村で行われたものである。投票用紙は記名の内容から実際に使われたもの全てと思われる。五一枚中三枚を除き記名が正確なことは、当時の百姓の識字率が非常に高かったことを示している。こうした名主の選出方法は近世後期に多く見られるが、背景には小百姓層の政治的発言力の増大がある。但し名主候補は村内において一定の格式を持つ家である場合が多い。㈦は安政三年(一八五六)の御宿村村役人・与親による寄合の着到帳である。着到帳とは出欠管理のために作成され、「不参」「代理」などの記載とともに寄合において全員の合議が重視されていたことを示すものである。与親とは五人組頭のことである。議題についても記されており、寄合が村政において重要な役割を担っていたことを示している。こ

うした寄合は御宿村では宝永期以前より存在していたことが確認されており、当時より名主宅で行われるのが慣例であった。

㊽は御宿村で村役人引継ぎに際して起こった争論についてのものである。旧い名主家が新しい村役人に対して検地帳の引き渡しを拒否したことから新しい村役人が領主に訴え出たものである。こうした経緯は当時検地帳が村役人の所持すべき公文書であると同時に村内における家格を証明するものと考えられていたことを示している。

2　村議定

ここで扱う村議定とは惣百姓が村中協議の上で定め、連判した種々の規約のことである。こうした体裁は本来個々の百姓の自発的意志に基づくことを示しているが、実際にはその規約の作成・承認の過程で領主や村役人の強い影響力が認められる場合も多い。

㊾は元禄十三年（一七〇〇）の茶畑村のもので、共有地の利用や共同作業に関する規約であり、村の成立条件である生産活動における百姓の結びつきを示すものである。㊿は宝暦三年（一七五三）の深良村のもので、身分格式の秩序維持・治安維持・風俗統制・年貢納入等について記している。村中協議の上で作成したとされているが、実際は領主の命令に対する請書と思われる。(51)は天明二年（一七八二）の富沢村のものである。年貢納入について記しているが、地主・小作間の取り決めが主な内容である。小前百姓が村役人に誓う形式をとっているが、背景には村役人の指示がある。

(52)は天明六年（一七八六）の富沢村のものである。領主の博奕宿の摘発に際し、該当者が自首しなかったため村中で入札を行った際のものである。しかし村方では入札の結果を封印して再度犯罪が生じた場合開封しようと定め、惣百

姓の連判を取った。入札による犯罪捜査は当時一般的に行われており、村の持つ警察権の一端を示すものである。また入札後の措置は領主の権威を利用して犯罪者への警告を意図したものと思われる。

九三は文化五年(一八〇八)の富沢村のものである。組合に属する村々全体で申し合わせたものであり、内容は異例の大凶作を背景とした虚礼廃止・奢侈禁止などである。申し合わせの手続きは、まず組合村々の役人の申し合わせによって文章が作成され、それについて各村の小前百姓が村役人宛に誓約書を提出する形式が取られた。多くの村にまたがる議定のあり方として興味深いが、背景には領主の指導があることが推察される。

九四は文化七年(一八一〇)の葛山村のもので、博奕・強訴・飲酒などの禁止について定めている。村役人が作成したものに惣百姓が連判する形式が取られているが、背景には領主の命令がある。**九五**は文化八年(一八一一)の葛山村のものである。年貢の未納分を名主が肩代わりしている状況で、名主が一般の百姓に諸事倹約を求めた際に作られた。証文は組頭・百姓代と組親が名主に差し出す形式をとっている点が興味深い。

3　村の訴訟

ここでは村に関わる訴訟問題について幅広く採録した。訴訟問題には村と村との間で争われるものと村内の百姓間で争われるものがある。前者については村の生産条件をめぐるもののほか、年貢諸負担の賦課に関わるものなど領主支配に契機を持つ場合も多い。後者については村方騒動が多く、村内の権力争いの様相を克明に伝えている。

九六は正徳五年(一七一五)に金沢村でおこった村方騒動についての訴状である。裾野地域内の村方騒動としては最も早い例に属するもので、組頭の不正を理由に百姓たちが結束してその解任を求めたものである。この要求には組頭の員数を変更すべきであるとの主張も含まれており、村役人と一般の百姓間の対立関係が窺える。**九七**は深良村でおこっ

た争論についての享保元年(一七一六)付の裁許状である。争論は二人の百姓間のもので、一方は名主と思われる。基本的には両者間の金銭貸借に関わるものだが、年貢納入・地払など村全体に絡む問題を含んでいる。

九六も享保年間に深良村でおこった争論に関するもので、八本の文書からなる。事件は深良村名主源之丞が御用金を調達するため、村内の百姓の田畑を担保に沼津・三島の商人より借り入れを行ったことに始まる。源之丞は借入金の一部を私的に流用するなどして、最終的に返済不能に陥り、欠落した。一番目の文書は土地を担保に入れた深良村の百姓達が商人達より田畑の譲渡を迫られ、領主に救済を求めたものである。二番目の文書はその前年に源之丞が領主にあてたもので、自らの家財・田畑・山林等を領主に差出すことによって未払金の処理を依願したものである。三番目の文書は一番目とほぼ同趣旨の願いが繰り返されたものである。四番目の文書は商人達が深良村の百姓達を相手取り借金返済を求めて奉行所に訴え出たものである。訴訟は最終的に評定所まで持ち込まれた。五・六番目の文書は深良村百姓が奉行所・評定所に提出した返答書である。七番目の文書は商人側が深良村百姓にあてた内済証文である。借金の不足分は最終的に源之丞の家財等を売却することなどによって充当された模様である。八番目の文書は深良村百姓が領主役人にあてたもので、事件に縁坐した源之丞の老父母の赦免と源之丞跡式の相続許可を願い出たものである。この事件は領主の御用金賦課が発端になっていることから領主と村役人、村役人と一般の百姓の関係を知る上で多くの示唆を与えている。

九九は寛保二年(一七四二)の御宿村と千福村の村境をめぐる争論の済口証文である。境界争いは村の成立条件に関わる重要な問題であった。一〇〇は明和三年(一七六六)に深良村の小前百姓達が名主・組頭の不正を挙げて、その罷免を領主に要求したものであり、一〇一はその結果名主・組頭が全て罷免され、後任の組頭を入札で選定するよう命ぜられ

たものである。表面的な経過からは偶発的事件と見られるが、その背景には村役人と小前百姓との間にそれぞれの立場からくる深刻な対立関係が存在していたことが推測される。さらに事件の結末は小前百姓の意向を無視して村政が成り立たない状況を伝えている。

一〇三は嘉永七年(一八五四)に久根村の小前百姓が結束して旗本領主に出訴したもので、村役人にあたる知行所取締役・名主・組頭の不正を挙げてその罷免を要求している。村役人の三者は縁戚関係にある。訴状では小前百姓の願いが聞き届けられない場合は年貢の直納、幕府への越訴がほのめかされている。一〇三はそれに対する村役人側の返答書であるが、小前百姓はこの訴訟の前にも徒党を組んでの門訴・越訴等を再三にわたって行っていたことが窺える。村役人側は親類縁者が村八分の扱いを受けている状況を訴え、場合によっては自ら退役することを示唆している。先の一〇一・一〇二同様小前百姓と村役人の対立を示す文書であるが、対立の一層の深刻化に加え小前百姓の主張・行動がより先鋭化している点が注目される。一〇四は安政六年(一八五九)の葛山村のもので、村内で高い格式を有していた芹沢家に対する百姓代以下小前百姓の詫状である。内容は芹沢家を村役人選出のための入札の対象としないことを誓うものである。

4　入会争論

入会地とは薪・萱・刈敷等の採集地として共同利用されている山野を指す。入会地は百姓の生活と生産を保障するものであり、村の成立基盤でもあった。そのため入会地の利権をめぐる村々の争論は訴訟問題の中でも特に多く、かつ深刻なものとなった。ゆえに本節では入会争論について訴訟の項目とは別に特に一項を設けた。入会争論は本来当事者間の問題であったが、決着がつかない場合はしばしば領主権力の介入と承認が求められた。

一〇五は御宿村に関わる入会争論の慶安五年（一六五二）の文書である。入会争論としては最も早い段階のものである。御宿村が利用権を占有している山に他村が入り込むことを領主に訴えている。一〇六～一〇八はいずれも承応三年（一六五四）に入会地利用の占有が認められる範囲について、各村が領主の承認を得ようとしたものである。入会の実態を具体的に示す早い段階の例であるため掲げた。一〇六は深良村、一〇七は佐野・久根・茶畑・公文名の四カ村、一〇八は水窪・上土狩・下土狩・竹原村の四カ村についてのものである。一〇九は万治二年（一六五九）に御宿・上ヶ田・金沢の三カ村から領主にあてた訴状である。入会地における薪刈のため葛山村内の通過許可を求めたもので、入会地に関わる争論としては異色なものである。

一一〇～一一三は寛文十二年（一六七二）の佐野村・大畑村と千福村の間の入会争論に関わる文書である。佐野村と千福村の入会争論が同時に大畑村と千福村の村境争論の性格を帯びているという特殊な争論であるため掲載した。利害の一致した佐野村と大畑村が訴訟において常に協力関係にあったことに注目したい。一一〇は佐野村の訴状、一一一は千福村の訴状、一一三は済口証文である。一一三は佐野村と久根村の入会争論についての、元禄十一年（一六九八）付の久根村からの詫状である。佐野村が利用権を示す証文を所持していたことから争論に決着がついた点が興味深い。

一一四は入会地の大野山をめぐる争論についての文書である。大野山を村分付野とする印野村がその利用を下郷村々について禁じたため、下郷村々のうち公文名・茶畑・平松新田・麦塚村が元禄十二年（一六九九）領主に訴え出たものである。一一五は富沢・一色・大畑村と平松新田・堰原新田・二ツ屋新田・二本松新田・佐野村との間の入会争論についての正徳三年（一七一三）の評定所裁許状である。争論は富沢村などが村内の入会地について新田村々の利用を禁じたことに始まっている。一一四と一一五の二つの争論は、いずれも広域にわたる入会争論であるが、その共通した背景には

新田開発の拡大がある。

近世初頭以来裾野地域の新田開発は拡大を続け、深良用水の開通によってその頂点を迎える。しかしそれが生産・人口の増大をもたらした結果、入会地の需要もにわかに増大。そのため入会地の最寄村々は入会地からの必要物資の供給が不足することに危機感を持ち、遠隔地の村々・新田村々の利用を規制したのである。入会争論はまさにこうした状況下に発生した。一五の対立が主に入会地の最寄村々と新田村々の対立であったことはこのことを端的に示すものである。

5　村の事件

ここでは村内で起こった犯罪事件に関する資料を採録した。いずれも事件の処置について村の果たした具体的役割が窺えるとともに個々の百姓の姿が垣間見られる資料である。

一六と一七は火の不始末から山火事を起こしたことに対する当事者からの詫状である。いずれも茶畑村の事件である。一六は安永九年(一七八〇)のもので、小田原藩からの召還が近村村役人のとりなしで許されていることがわかる。一七は天明三年(一七八三)のもので、村掟の適用例として興味深い。また事件の当事者が女性・十五歳以下の子供であるとの理由で罰金刑から夫役負担に減刑されている点も興味深い。当時十五歳は成人の一つの目安とされていたことが推察される。

一八は博奕宿を営んでいた住職が摘発された事件で、天明八年(一七八八)村役人に対し内分に済ますよう嘆願したものである。犯罪事件の処分に対する村の役割を具体的に示唆するものとして興味深い。一九・二〇は文政八年(一八二五)に箱根宿の者が深良村内の山にて無断で薪を刈取、更にそれを船に積み込む際深良用水の水門口を破壊した事

件についてのものである。二九は深良村から領主宛の訴状、三〇は箱根宿からの詫状である。事件の経過の中で村・領主の対応を具体的に示す資料として興味深い。

（柴　雅房）

第二節　村の経済

本節は主に経済的な観点から、村やそこに生活する人々の活動や実態がわかる資料を村入用、諸負担、産業、金融、災害、愛鷹牧に分類し収録した。近世の村は領主支配の末端機構としての面と、自治的集団の生活の場としての面があり、この両面が相互に関係し合いながら運営されている。村の経済も領主支配との関係が強い年貢・諸役などの負担と、生活の糧としての生産・流通活動の両面が見られるが、これを厳密に区別することは難しい。近世社会は負担の義務と生業の権利が一体となったところに特徴があり、負担をすることは生産・流通に必要な権利の獲得と不可分な関係にある。また、村人相互の助け合いのための貸し付けや農村金融も見落とすことができない近世村落の経済活動である。近世の人々の生活や経済活動を大きく規定するものに自然がある。自然は人々に恵みを与える一方、時には大きな災害をもたらす。本節では自然と人々との関わりあいにも注目して資料を収録している。

1　村入用

村入用帳は村の一年間の公費としての諸経費を書き上げたもので、当時の村政経費や年貢以外の諸負担などがよくわかる資料である。その費用は農民の持高に応じて割り付けられたり、家ごと割り付けられて村民が負担したので、利害が絡んで紛争の原因になる場合もあった。村入用帳の費目は雑多であるが、地域性と時代を反映しており、村入

用帳の変化を追えば村の変化を辿ることができる。なお、紙数の関係上、典型例のみしか収録できなかった。

一三は元禄十四年（一七〇一）の御宿村の村入用帳で、整った形の村入用帳としては早い時期のものである。この村入用帳では、名主のもとで雑務を行った定使や御蔵番、組頭等の給料や駿府に御城米を納めるのにかかる経費、「沼津御陣屋」＝沼津代官所の水夫の給料の負担、村中の道や橋や郷蔵の修復の費用、高札場の立て替え費用や奈良の大仏の勧化を村で行っていることなどもわかる。御宿村の地域性が反映されている費目としては、用水に関する費目がある。「両堰」とは深良用水の一部である御宿古堰・新堰のことであり、また「箱根掘抜入用」は、箱根山を貫く隧道の維持のための費用である。最後に村人全員が連名で印を押して、村入用帳の内容を承認している。

一三は嘉永六年（一八五三）に茶畑村が急な村入用が生じたためか、富沢村の用助に十両を借用した際の覚である。借り主の茶畑村甚太郎は名主であり、村で必要な金子に不足が生じたときは名主が立て替えるのであるが、立て替えが不可能のときは、他村の有力農民や商人に借用することになる。富沢村用助は米屋を営んでいた在村商人である。

幕末期の典型的な村入用帳として、嘉永七年（一八五四）の一三を載せた。「異国船掛リ」「下田立人足」などの異国船渡来に関する費用が書き上げられており、また「座頭」や「浪人」が富沢村に立ち寄っていることもわかり当時の世相が窺える資料である。また「不動様神酒代」「愛鷹様御はつ穂」「風祭リ酒代」など、村の祭礼や行事についても知ることができる。

2　村の諸負担

近世の村は年貢の他にも種々の負担を負っている。本節ではこれらの諸負担に関する資料を収録した。ただし、助郷役に関する資料については、紙数の関係で本編では収録できなかったので通史編で紹介したい。

二四は炭の運上に関する資料である。裾野市域での炭焼きは、主に箱根山付きの村々で行われたようであるが、万治元年（一六五八）には茶畑村では一一六俵の炭を焼いており、その十分の一を小田原藩に納めている。炭焼きに関する資料は「村の産業」にも収録されているので参照してもらいたい。小田原藩ではこの他にも、種々の生業に対して運上を課していたが、二五は元禄七年（一六九四）の柿渋代上納の覚である。柿渋とは渋柿の実から採取した液で、木や麻・紙などに塗って防水・防腐に用いたものであり、これも炭と同様に柿渋の生産にともなう税負担である。

二六は税負担ではなく、宝暦七年（一七五七）の駿河国にあった小田原藩領十六ヵ所に関わる「御借用金出入」にかかった経費の書上げである。事件や訴訟が起こると藩の役所や江戸へ出かける必要が生じ、そのために宿泊などに多くの費用がかかった。この一件では十六ヵ村に関わるため、かなり多くの人と馬が小田原や江戸に出向いているが、この資料の出された三年前の宝暦四年に、小田原藩は財政窮乏のため領内村々に御用金を課しているので、この御借用金出入と関係があるかもしれない。二七は公金貸付の資料で、明和六年（一七六九）に小田原藩領の四ヵ村が駿府町奉行所から高六〇一石余りの田地を質物にして金三百両を借用している。これは領主財政の悪化を村々に転嫁したものであり、このころの小田原藩はかなりの財政窮乏に陥っていたことを示す資料である。なお「但し文字金也」とあるのは、この三百両は元文小判であることを示している。

二八は水窪村の伝七が沼津藩の江戸屋敷に奉公に出たときの請状である。差出人が富沢村名主であるのは、本来この小人奉公が富沢村に対する負担であったのを、水窪村の伝七がこれを請け負ったためであろう。二九は村内の者が入牢した場合は、親類や身寄りのものがその費用を出すこと、さらに親類・身寄りがいない場合は、村でその費用を出金することを命じた申渡しの請書である。入牢者の賄い費用も状況により村の負担となった。

一三〇～一三三は安政七年（一八六〇）の葛山村の困窮に関する資料である。一三〇は前半で村人の暮らしの状況を上・中・下、さらに「極難」に分けて書き上げ、後半は領主の御用金等の負担額を村人ごとに書き上げたものと考えられる。領主の村に対する御用金や先納金の上納による結果、村人がいかに困難な状況になり、負担を強いられていたか知ることが出来る資料である。一三一は、村外の有力農民である御宿村湯山半七郎に金一二〇両を借金した質地証文であり、その翌年にも二四六両を御宿村半七郎に借用している（一三三）。この困窮の原因は、「村の災害」に収録した資料からわかるように自然災害による被害も無視できないが、領主である旗本松平氏からの上納金の要求が大きな要因である。

3　村の産業

裾野市域の村々の産業としては、黄瀬川流域を中心に稲作が行われていたが、その他にも種々の物品が生産されている。たとえば箱根山や愛鷹山では炭や小竹などが生産され、集散地であり消費地でもあった沼津や三島に出荷されている。また、裾野市域は沼津・三島と甲州を結ぶ位置にあり、流通でも重要な役割を果たしている。ここでは流通や稲作以外の種々の生産に関する資料を収録した。

まず流通に関する資料では、一三三は寛文十三年（一六七三）に茶畑村の者が伊豆嶋田村の「十分一番所」を通らずに、伊豆佐野道を通り三島に物を運び込んでいるので、今後このようなことを起こさないことを誓ったものである。御厨地域の村々は生産した物品を沼津や三島の商人に売り出したが、その際、御厨の南の出入口であった伊豆嶋田村や水窪村に置かれた「十分一番所」を通過し、運上金を納入しなければならなかった。この「十分一番所」は安永六年に沼津藩が成立し、水窪村・伊豆嶋田村が沼津藩領になったのにともない天明二年（一七八二）に二ツ屋新田と平松新田に移されている（一三七）。

元文三年に沼津宿・三島宿と甲州郡内を結ぶ継場であった水窪村・佐野村・神山村・茱萸沢村の四カ村が、口銭を払わずに荷物を送っている甲州郡内領の村々、沼津宿・三島宿の荷問屋や須走村、無断で寄馬をしている中山村他七カ村を訴える一件が起こっている。[一三五]は元文五年(一七四〇)にこの一件における幕府評定所に提出された訴状である。継場とは馬を置き、物資の継ぎ送りを行っていた簡単な宿駅で、そこでは駄賃稼ぎを行い、速い輸送が必要な鮮魚などの五十集荷物は「附通」といい継ぎ送りしないで輸送され、手数料として口銭を徴収していた。水窪村他三カ村は、継場として口銭を徴収する権利や周辺の村が勝手に荷物を継ぎ送ったり馬を出すことの禁止を主張している。この一件は[一四九]の文政一〇年(一八二七)にも再燃しているが、この時には桑葉の輸送も行われていたことがわかる。これらの一件から三島・沼津と甲州間の物資輸送がかなり盛んに行われており、裾野市域の村々を商人が盛んに往来していたことがわかる。

しかし、この継場の口銭の取り立ては、沼津宿・三島宿などの商人のみに関することではなく、周辺の村々でも影響を受けていた。[一四]は文化七年(一八一〇)に、一色・納米里・長窪の三カ村が年貢米の三分の一を金納にするため沼津宿や三島宿に米を売り払うのに、水窪村・佐野村の口銭徴収が迷惑であるとして訴えた一件である。近世後期になると年貢の納入も金納になり、米を金子に換えなければならなかったので、農民にとっても継場の口銭徴収は不都合なことであった。

村の中でも生活に必要な種々の商品が流通していた。寛政二年(一七九〇)に茶畑村では寛政の改革による諸色値段引き下げの触れを受けて(一三九)、諸品の売買値段を書き上げている(一三八)。引き上げ前と後の大豆・塩・豆腐・わらんじ(草鞋)・男草履・岡地・薪・地酒の値段や炭の相場が書き上げられており、当時の物価がわかる。

つぎに生産に関する資料を見ていくと、一三四は享保二〇年(一七三五)の「小竹」販売についての資料である。沼津宿三枚橋町の商人が世話人となり、大坂心斎橋の今津屋が一手に買い上げることや、小竹の代金などを茶畑村ほか五カ村に通達したものである。一三六は天明元年(一七八一)の「蚕種」の売り広めに関する資料で、佐野村の文蔵が甲州郡内領の種屋と協力して御厨へ蚕種を売り広めるために、小田原藩に対して販売することの許可を佐野村役人に依頼している。このことからも甲州の村々との関係の深さを確認することができる。一四〇は寛政五年(一七九三)の富沢村の「薩摩芋」に関する資料。作付け面積、生産量、売り渡し値段とともに、夥しく猪が喰い荒らすので困っていることを沼津藩に報告している。愛鷹山付きの村々は猪や鹿の害に苦しめられていた。

一四一・一四七・一五〇は「酒造」に関する資料である。一四一は寛政七年(一七九五)の佐野村酒造人勘兵衛の酒造仕込届、酒造の規模は七斗五升と小さい。一四七は近江国日野町から三八年前に金沢村へやってきて「酒商売」をしてきた利兵衛が、親の病気を理由に生国へ帰ることを希望した文政九年(一八二六)の願書で、酒の売り掛けなどの取り扱いに迷惑が掛からないように行うことが記されている。近江商人と考えられる利兵衛は、かなり手広く酒商売を行っていたようであり、名主役までも勤めていることは注目される。一五〇は天保元年(一八三〇)幕府の造高三分の一減高命令に対する御宿村半七の酒造高諸道具の書上げである。これにより半七は酒造道具を三分の一休ませることになったが、それでも当時の半七は酒造米高一六六俵余(六六石余)の大量生産を行っていたことがわかる。一三一・一三三で葛山村に対して大変な額の金子を貸し付けている御宿村湯山半七郎(酒屋半七郎)は、この半七の孫である。

「炭焼き」に関する資料は、村の諸負担の中でも一三四で取り上げているが、一四二は寛政九年(一七九〇)、愛鷹山における炭焼きに関する資料。愛鷹山南東表の百沢(桃沢)から本洞一ッ橋までは用水元なので炭焼きを行うことは差し障

りがあると山付きの十八カ村から韮山役所に願い出ている。愛鷹山付きの村では用水の関係から炭焼きは消極的であったようである。これに対して箱根山付きの茶畑村では、積極的に炭焼きが行われている。一四三は茶畑村が寛政十一年に炭山を五カ年の期限付きで湯ヶ島村庄三郎へ三〇両で売却しており、一四四でも同年に炭山の入札を行い、大平村（現在天城湯ヶ島町）重兵衛が金八〇両余りで落札している。茶畑村では他村の炭焼き職人に炭山を売却することで収入を得て、村の川除普請入用にあてていた。一四八は深良村の炭商売に関する資料である。文政一〇年（一八二七）に深良村和田の勇吉が江戸の炭問屋へ荷物を滞らせ訴訟となり、沼津宿の商人の仲介で内済ができたことを村役人に報告している。その内済の内容は、上炭二〇〇俵ずつを三カ年送るというもので、深良村ではかなりの炭焼きが行われていたことを窺わせる資料である。

裾野市域の村々には、深良用水を中心に多くの用水が流れていた。この用水を利用した生業に「水車稼ぎ」がある。水車は灌漑用にも利用されるが、製粉・精米に使用された。一四五は茶畑村中丸の水車の持ち主三名が、水下の者に対して差し障りないようにすることを茶畑村・平松新田の村役人に誓ったものである。文化三年（一八〇六）には茶畑村の中の中丸のみで三名の水車の所有者がいたことがわかる。

村の中には多くの職人がおり、職人の活動によって村の生活が成り立っていた。一五一は嘉永三年（一八五〇）に、小田原藩領の村々にいた職人たちが小田原藩の作事方役所から渡された鑑札の威光を借り増長したために起こった一件で、大工・木挽き・屋根職・畳職・桶職・石職・経師職・綿打などがいたことがわかる。職人に関しては、第五章第一節の「村の人々」でも収録している。

4　村の金融

ここでは無尽・頼母子講などの農村金融や報徳米金融通に関係する資料を掲載した。近世の講には、領主財政の建て直しを目的とした講、年貢の上納に差し詰まった農民が年貢金をかき集めるために行われた講、また伊勢講など寺社参詣も目的とした講など多種多様な講が存在していた。

無尽・頼母子講は、親(親司)と称する発起人が数人から十数人の仲間を募集して講をつくり、定期的に会合などを行いながら一定額の掛け金を出し合い、初回は親が、以後は講中で籤を行い落札し、落札者は以後落札の権利を失い掛け金のみを出し、講中全員が落札するとその講は解散するという互助的な融通組織である。

一三二は裾野市域では早い時期の無尽で、延享三年(一七四六)定輪寺村の伊兵衛が年貢諸役の不足を調達するための無尽である。一三三は天保五年(一八三四)の定輪寺が親司となっている無尽で、深良村の文明寺が金十五両を落札し、その代わりに田地を質入れして、その利金を満会まで会合ごとに差出すことを約束している。一三五は天保一〇年の荻野山中藩「殿様利運講」で、荻野山中藩が財政補塡の目的で実施した講であろう。御宿村分を七口に分け、村内外の有力農民が掛け金を出している。一三六は富沢村の彦右衛門を講親とする頼母子講連名帳で、連名している農民に苗字が記されているのが興味深い。一三七は「小田原難村講」と名付けられた佐野村と二本松新田の無尽である。万延元年(一八六〇)から慶応四年(一八六八)にわたって書き継がれているが、掛け金を納められなかったことを示している「不納」も見え、満会まで講を運営していくには種々の苦労があったことが推察される。

厳しい凶作の時は、農民達の相互扶助では対処できない事態も発生する。このようなときは領主の御救いに頼ることになるが、一三四は今里村で実施された二宮金次郎(尊徳)の報徳仕法に関する資料である。天保八年(一八三七)はいわゆる天保の飢饉の翌年で、今里村は夫食米として米十六俵余(代金二五両余)を無利息五ヵ年賦で借用している。ま

た裏書では、天保十二年にこれを皆済したことが記され、さらに、翌天保十三年には報徳金として五両余を二宮金次郎に納めている。

5　村の災害

ここでは村民を苦しめた自然災害に関する資料を掲載した。一五八は宝永の富士山の噴火に関する資料である。須山村の土屋伊太夫は富士山御師で、宝永四年（一七〇七）一〇月三日から十二月九日までの地震や山鳴り、砂降りの様子や人々の様子も克明に記されており、非常に興味深い記録である。裾野市域の村々の噴火による被害については、一七六によると葛山村にも砂が降っており、少なからず損害を被っている。そのため翌宝永五年閏正月には御厨の小田原藩領は幕府直轄地となり、代官伊奈半左衛門忠順が御厨地域の復興に当たった。

一五九は元文三年（一七三八）の富沢村の年貢減免願いである。この原因は風損であり、時期的に台風による影響であろう。風損に関する資料としては一七七の安政三年（一八五六）の御宿村の「風荒破損書上帳」を掲載した。被害状況がよくわかる資料である。

一六〇も富沢村の不作が続いていたことを示す資料で、延享二年（一七四五）に「定免」を願い出ている。定免法は年貢徴収の一つで、実際に米の収量検査を実施して年貢量を決定する検見取法に対して、過去数年間の平均年貢量によって算出した年貢量を、豊凶に関係なく一定期間年貢を徴収する方法である。富沢村では過去に高い水準で設定された年貢量を、この一〇カ年の作柄状況にあった新たな年貢量に変更を願い出たものである。不作の理由としては、山方のために冷水を用水にしているため田地が冷えてしまうこと、猪鹿が耕地を荒らすことが記されている。富沢村は猪鹿対策のため、山際には猪鹿除けの柵を設けていることが村絵図にも記されており（一八一）、恒常的に猪鹿の被害を

受けていた。さらに、富沢村の人々を脅かす動物には狼がいた。一六四は文化四年（一八〇七）に愛鷹山牧場において、狼・野犬防ぎの御用を勤めることの免除を願い出ているものである。なお、これに関連する資料は「愛鷹牧」にも収録されているので参照してもらいたい。

一六一は大畑村の明和八年（一七七一）の年貢用捨願いである。大畑村は深良用水の恩恵を受けることができず、愛鷹山からの水に頼るのみであったので、日照りの時には苦労したと思われる。一六三は天明四年（一七八四）、すなわち天明の大飢饉の時の富沢村飢人書上帳で、七家二六人が「飢人」として夫食米代金を沼津藩から受け取っている。沼津藩が救恤策を実施していたことがわかる資料である。一六三も関連する資料で、天明八年（一七八八）に富沢村が一〇ヵ年賦で三〇両の拝借を願い出ている。

自然の変調に大きな影響を受けた当時の人々は、細かい自然の変化にも気を配らなければならなかった。一六五は文化一〇年（一八一三）に大畑村の竹が実を結んだことを韮山役所に報告したものである。竹が実を結ぶと残らず枯れてしまうからである。小竹を沼津に出していた村人にとっては大問題であった。一六六は文化十三年に葛山村・上ヶ田村・金沢村が大風の被害によって年貢の減免を願い出たものである。厚原役所は旗本松平氏の陣屋で現在の富士市内にあった。この中で「御年貢引当之煙草・油草等格別之皆無ニ御座候」とあり、煙草や菜種を栽培し、年貢として納入していたこともわかる。

一六七は文化十四年の茶畑村と平松新田の囲籾の書上げである。囲籾は囲米ともいい、寛政の改革以降農村で推進された備荒貯蓄であり、籾を郷蔵に詰め置き凶作に備えた。「下郷組合」は小田原藩の支配区分で、北は神山村から南は麦塚村までの一〇ヵ村で構成されていたが、当時はその世話人に佐野村と岩波村の名主が勤めていたこともわかる。

近世の村を脅かすものに病気があった。一六八は文政三年（一八二〇）に葛山村で疫病が流行し、老若男女四〇人余りも死去するという非常事態に陥り、一軒につき金一両二分ずつの拝借金を願い出たものである。このため多くの百姓が潰れ、耕作されない荒れ地が多くなっていることも訴え出ている。これ以後、葛山村の困窮は悪化していった。一六九は天保の飢饉に際して、御宿村の半七が困窮した村人を救うために行った施金米の覚である。半七は酒造を営み、困窮した葛山村に対して貸し付けを行う等豪農とよぶに相応しい人物である。施行は村落支配の円滑化をはかるためにも行う必要があった。

一七〇は再び葛山村の困窮に関する資料である。葛山村は村人の減少による手余り荒所の増加に対して、年貢負担の縮小をはかるために領主に土地を返上した。これに対して、百姓代の弥兵衛が返上した土地の下げ渡しを願い出たものである。弥兵衛は冥加金一分を上納することで、この荒れ地を耕作する権利を得ている。この弥兵衛と同様に荒所の開発人となったものを書き上げたのが一七一で、弥兵衛の他に十二人の「作人」＝開発人がいたことがわかる。天保期の後半には復興の方向に向かっていたといえよう。

しかし、葛山村の復興に水を差す天災が発生した。安政の東海地震である。嘉永七年（一八五四）十一月四日に発生した大地震は、東海地方に大きな損害をもたらした。大きな被害を受けた葛山村は、領主から二十五両余の御救い金を下されている。これを被害状況に応じて割り合ったのが一七二である。また、安政三年に郷蔵の修復も行われているが、その費用も書き上げられている。一七三はこの地震による困窮のため助郷役の免除を願い出たものだが、地震の損害状況がよくわかる資料である。

一七三は茶畑村の地震による被害状況の書き上げたものである。名主の甚太郎の居宅を筆頭に、居宅本潰の八二軒を

含めて二一九軒が被害に遭っており、地震の恐ろしさを教えてくれる資料である。この茶畑村を始め小田原藩領の村々も、領主に御救いの拝借金を得るために活動しており、その雑用費の覚が一七四である。その結果、八ヵ村で合計金三三〇両二分の貸付金を下されている。この地震の被害は居宅などの建物ばかりではなく、耕地にも被害を与えている。一七五は麦塚村における「地震荒」の取り調べで、川端の耕地に被害が出ていることがわかる。

このような自然災害に匹敵する大きな被害をもたらすものに火災がある。一七六は明治三年（一八七〇）の下和田の大火の被害状況を書き上げたものである。

6　愛鷹牧

ここでは愛鷹牧と愛鷹山の自然を村々がどう受け入れて、また利用したのかがわかる資料を収録した。

愛鷹牧は、下総国の小金牧・佐倉牧・安房国の嶺岡牧などの旧来の牧に加えて、寛政九年（一七九七）に設置された幕府の牧である。ここでは馬の放牧・飼育が行われ、幕府の役人用の馬に供したり、一般にも馬を払い下げている。この牧の現地での管理責任者が牧士であり、地元の有力農民が採用され、幕府から扶持をもらい苗字帯刀を許された。愛鷹牧は、当初西から「霞野牧」「元野牧」「尾上牧」の三牧からなり、弘化三年（一八四三）年に「尾上新牧」が設置され四牧となった。

愛鷹牧設置以前の山付きの村々の様子を見ると、一七九は宝暦四年（一七五六）の葛山村の牛馬の保有状況がわかる資料である。牛が四匹に対して馬が六九匹と圧倒的に馬が多かった。愛鷹山麓は馬を育てるのに適し、馬の放牧に耐えられるだけの自然があり、幕府もここに目を付けたのであろう。しかし、自然が豊かな愛鷹山には、当然多くの野生動物も生息しており、時にその動物達は村人の脅威となった。一八一の絵図に表されているように、愛鷹山付きの村々

には猪鹿除の土手が設置され農作物を守っていたが、それだけでは不十分であり、猟師が農作物を荒らす猪鹿などを駆除していたことが一八〇の安永三年(一七七四)今里村の鉄砲改めや、一八七の文化元年(一八〇四)富沢村の鉄砲代金の借用証文からもわかる。このように愛鷹山麓の村々には、猪・鹿から農作物を、また狼・山犬から馬を守るために鉄砲が必要であった。一八五の牧の設置後の享和三年(一八〇三)の千福村・定輪寺村の鉄砲改めでは、馬の外敵である狼や山犬の退治の御用を勤めたことが記されている。

村が鉄砲をどこから調達したかわかる資料として、一八九の神山村鉄砲師が葛山村の芹沢勢五郎から鉄砲代金六両二分を受け取ったときの一札を載せた。一九〇も関連資料で「鉄砲折紙」は保証書であろうか。「いなべ」は鋳鍋で玉をつくるのに用いたものであろう。

一九二は弘化四年(一八四七)の野犬を打ち留めた時の記録であり、誰が何匹の野犬を打ち留めたかがわかる。しとめられた野犬は尾が切り取られ、その本数が打ち留めた証拠として書き上げられている。この時打ち留められた野犬の総数は三八八匹であった。当然、この野犬狩りは幕府の御用として行われたものであり、許可された者以外は牧に入ることはできなかった。一九三は安政四年(一八五七)、許可無く牧に入った猟師は見つけ次第取り押さえる命令に対する請書である。

一八二は愛鷹牧が設置された寛政八年(一七九六)に、愛鷹山付き村々から普請人足ならびに勢子人足を出すことを承知した旨の請書である。御牧場掛り岩本石見守は幕府の御小納戸頭取(野馬掛)で、当時幕府の馬政を掌握していた人物である。一八三は放牧している馬を捕獲するための土手を築くにあたっての請負手形で、茶畑村ほか四カ村に掛かっていた土手普請を、水窪村の与右衛門ほか二名で請け負っている。愛鷹牧の設置には愛鷹山付きの村ばかりでなく、

かなり広い範囲の村々が関わっていた。一八四は寛政十一年に牧付きの村々十三ヵ村から出された勢子人足・捕馬牽人足の宥免願いである。この十三ヵ村は尾上牧に付いていた村々で、惣代を岡宮村と富沢村の名主が勤めていた。愛鷹牧の設置は周辺の村々にとって新たな、そして大きな負担となった。

一方、愛鷹牧の設置による恩恵としては「払馬」すなわち馬の払い下げがある。一八六は文政元年(一八一八)の三牧の払馬の書上げで、馬の特徴と代金、払い下げを受けた人がわかる資料である。「元」「尾」「霞」はどこの牧の馬かをあらわしており、三牧の残馬は六九四匹で、前年と比較して四五匹増加していることも記されている。

牧士に関する資料では、一八八は牧士に任命されるにあたり、牧士としての心得や牧場の維持、払馬など職務に関する文政十二年(一八二九)の起請文である。十二名の牧士が連名で野馬方役所へ提出している。横山文左衛門は千福の豪農で、代々愛鷹牧士を勤めている。牧士の役は幕府の御用であり苗字帯刀が許される身分であったが、もともとが百姓の身分であるので「威光ヶ間敷」振る舞いがあったとしてトラブルが発生することもあった。一九一は牧士の心掛けについての請書で、今後このようなことが起こらないように誓ったものである。

一九四は幕府の野馬掛交代の通達である。八月五日付けで野馬役所から牧士上席及び上席介の三名へ、八月八日付けで上席の二名からその他の牧士に連絡されている。「捕手」は牧士の元で馬の捕縛などの作業に従事したもので、一〇名から十三名が任命され、一両二分の給金が支給された。なお、年未詳としたが、牧士の構成からこの子年は元治元年と推察される。一九五も牧士上席から他の牧士への通達で、一九四と同様の人物が出てくるので万延元年と推察できる。各牧の見廻り、犬の尾の見分、狼の剝ぎ皮見分などの職務を執行していることがわかる。

(井口俊靖)

第五章　村の生活と文化

第一節　村の人々

近世の村は、従来、領主と百姓(本百姓)との関係に視座を置いて論じられることが多く、支配の単位としての側面に関心が集まりがちであった。また、村人の生活の単位としての側面に着目される場合でも、支配の単位としての側面との関連において論じられることが多かった。さらに、近世の村が、兵農分離、商工と農の分離という身分政策の所産として形成されたことから、領主、商人、職人を排除し、百姓によって構成されるものとして認識されている。したがって、近世の村に対するこのような視角や認識からは、村に生活する人々についても、領主による支配の対象であり年貢負担者である百姓の存在しかとらえられていなかった。また、百姓の家は十七世紀後半の小農民経営自立の結果、単婚小家族という構成をもって生まれてきたといわれているが、百姓の家を構成する家族や隷属民については、ほとんど視野に入らず、百姓の家そのものあるいは家を代表する戸主しか把握されてこなかった。

しかしながら、村には百姓以外の人々も生活していた。独立した家と認められずに百姓に隷属していた門屋(かどや)、家来、奉公人、兵農分離という観点から村人としては視野に入ってこなかった在地の職人、村筒、定使、村の中では重要な位置を占めながらも、とりわけ初期においては領主と直接的に向き合うことが少なく資料が僅少であるゆえに重視されてこなかった若者、村共同体の中に埋没した存在として見落とされがちであった子供、老人、女性など様々な人々

が存在していたのである。

このように、近世の村は、支配の単位であると同時に生活の単位であり、百姓が支配され、年貢を納めているだけの平板なものではなく、様々なものをかかえこみながら膨らんでいく重層的なものなのである。したがって、本節では、支配の対象としてではなく、村の中で生活する存在としての村人という視点から様々な人々の存在を示すような資料を可能な限り収録した。

1　身分・階層

ここでいう身分・階層とは、個人ではなく家を単位とするものであり、自立した家を形成しているか、自立した家を形成せず特定の家に隷属しているか、さらに自立した家を形成する場合にはいかなる家格にあるかを基準にして決定されるものである。なお、この地域の身分・階層の呼称については、本巻第二章に収録された各村の村明細帳の家数の項目にも記されているので、参照されたい。

まず、家格に関する資料から見ていこう。家格は自立した家相互の関係を示すものであるが、所持する石高、本家―分家関係、村への定住の時期などを基準として、百姓・無田、本家・別家などの家格が決定される。

二〇三は、二ツ屋新田開発者菅沼四郎左衛門の墓碑の銘文である。村の開発者の系譜をひく家や旧家は、草分けあるいは草切りともよばれ、村内において特別な地位を占めていた。菅沼四郎左衛門は、伝承によれば須山村出身であり弟長左衛門とともに家を二軒構えてこの地を開発したという。そして、このことが二ツ屋新田の名前の由来になったという。また、いわゆる正保郷帳には、「一高弐拾四石八斗一升七合　畑方　同所　長左衛門　四郎左衛門　新田」とある。郷帳中の「同所」は、伊豆島田である。ここから二ツ屋新田が十七世紀前半には四郎左衛門らによって開発

され、伊豆島田を本村としてスタートしたことが確認される。さて、銘文中の「志主村中」、「寛政八丙辰年……二百遠忌之日」という文言は、墓碑の建立が菅沼家の系譜を示すのみならず、村人全体が、村の開発者たる菅沼四郎左衛門を偲ぶことを通じて村の開基をとらえ、自らにとっての村として二ツ屋新田を再認識したことを示していよう。また、寛政六年（一七九四）には三三の灯籠が菅沼佐五兵衛の門人たちによって奉納され、文政元年（一八一八）には三四の菅沼藤蔵筆子塚、万延元年（一八六〇）には三七の灯籠が菅沼佐兵衛の門人たちによって奉納されている。このように、墓碑とともに門人奉納灯籠、筆子塚が建立されたことは、菅沼家が二ツ屋新田の開発者の子孫という系譜とともに、教育を通じて村を支配する家柄であったことを示している。

二〇七は、文政九年（一八二六）の茶畑村の無田から小百姓への身分上昇に関する資料であり、与祖右衛門と宇八の小百姓取立をその内容としている。このうち与祖右衛門の場合からは、別家が小百姓であるから本家の与祖右衛門も小百姓であるべきとの根拠により小百姓取り立てを願い出ていることから、百姓身分決定の基準に本家―別家（分家）関係の論理が持ち込まれており、単純な石高所持や役負担のみによって身分が決定されているわけではないことが窺える。また、宇八の場合は、舎護神宮抱主就任を根拠に小百姓昇進を願い出ており、村の祭祀が百姓身分と密接に結びついている一例である。

一九七は、貞享三年（一六八六）の定輪寺「門前者」の請書である。「門前者」は、寺領内に在住し、寺院を領主として年貢・諸役を納入するほか、山林管理や寺院の様々な雑役に従ったが、隷属度が強かった。内容的には、三条目と四条目で主な役割である寺領内の山林管理、五条目では隠田の禁止、六条目では新開田畑の許可が規定されている。

村の中には、特に近世初期において、独立した家と認められず、個別的に本百姓層に隷属している家来、門屋など

の農民や譜代下人も存在した。十七世紀後半になると、家来や門屋の中に主家から自立する者が現れた。一九八は、御宿村の「家頼」(家来)が、代金三両とさらに一年間の奉公という条件で自立を実現しようとしている。元禄四年(一六九一)という時期からしても隷属民の自立の典型例といえる。二〇四は、寛政一〇年(一七九八)の茶畑村の門屋自立に関する資料である。門屋も家来同様に特定の家に隷属しているが、「つや・同女子とミ」とあるように家族を形成し、移住の際の手続きも百姓と同様であるので、家来と比較して隷属度は低いといえよう。

また、商品経済の進展とともに、譜代下人も終身的隷属から解放され年季奉公人となり、主家からの緊縛が弱まり、移動性が強くなり、取逃・欠落といった問題が出てきた。これに対し、奉公人の年季中の労働を保証する目的から、一九九、二〇六のような奉公人請状が作成された。いずれも人主・請人が立ち、奉公人の身元の保証と取逃・欠落時の代人・代金などの保証を明記している。奉公人が現実に欠落した状況を具体的に示すのが、一九九〜二〇二である。一九九〜二〇一は、天明七年(一七八七)にあった、富沢村の奉公人平七の欠落に関する資料である。一九九は、事件の前年に出された平七の奉公人請状で、請人として源兵衛と平左衛門の両名を立て岡右衛門が人主となり、平七の「取逃欠落」に対し「早速尋出」すことを主人嘉六(富沢村渡辺家)に約束している。二〇〇は、平七の欠落について、村の若者が平七の主人嘉六に詫びた一札である。この資料より、欠落の原因が傍輩の若者との喧嘩であったことがわかる。若者が平七の欠落を詫びたことは、平七が若者組に加入していることを示す。また差出人の中に主人が代印を押捺している者がいることからも、奉公人が若者組に加入し村の成員として認められていたことがわかる。なお、二〇一において平七の親類で人主の岡右衛門が主人嘉六に一札入れ、平七の行方について「構無御座候」と捜索を放棄している。一九九の請状では、請人が欠落時の代金ないし代人について責任を負い、捜索することになっているが、この一件では現実にはそ

の両方を若者組が責任を負っている。二〇三は、欠落した茶畑村の無田百姓の帰参に関する資料である。欠落した者の離村中の状況を知る上で興味深い。この資料よりわかる通り、欠落した者の多くは都市へ流入して奉公人となる場合が多かった。この時期には、欠落人は、帰村した際に厳罰には処せられず、詫びをいれるだけで済んでいる。

欠落は領主権力にとっても、年貢負担者確定の上から深刻な問題であった。特に初期においては、逃散や走りとの関連もあり、失踪者対策は非常にきびしく、領主権力が直接介入した。一九六は、正保四年（一六四七）の資料だが、公儀の介入をめぐって欠落人の証人が村役人に一札入れたものである。その他の十八世紀以後の欠落関係の資料は、欠落が村内部の問題として処理されることを前提とした内容なので、一九六のこのような内容は近世初期の領主権力による欠落への直接的介入をよく表現している。

村には、他所より定着した人々も存在する。二〇五は、寛政十二年（一八〇〇）の葛山村福寿院の僧侶の宗旨証文である。資料中に「醍醐三宝院御門主御末流真言宗修験道」とあり、この僧侶が修験者であることがわかる。修験者はもともと各地を遍歴する存在であったが、江戸時代に入ると、幕府は彼らを村々や各地の霊山に定着させる政策をとった。さらに聖護院門跡を修験道本山派本山、また醍醐寺三宝院門跡を修験道当山派本山とし、この両者を中心に彼らの組織化を進めた。そして、移住には本山の許状保持を条件として統制を加えた。二〇五は本山の許状ではないが、寛光という僧侶が醍醐寺三宝院を本山とする当山派に属することを証明したものである。

2　村役

ここでは、村筒および定使に関する資料を収録した。

二〇八、二〇九は、村筒に関する資料である。近世においては、兵農分離政策により、農民の武装解除がなされ、鉄砲所

持も当然のことながら制限された。しかし、近世を通じて幕府や藩が鉄砲統制を村々に対して行っていたことは、村に相当数の鉄砲が存在したことを示していよう。二〇八は、小田原藩の鉄砲改帳である。この地方では、猟師以外にも愛鷹牧やその他の獣害を防ぐ必要もあり農民の鉄砲所持が認められていた。そして、彼ら在地の鉄砲所持者は、箱根関所警備の必要性などから小田原藩により掌握されていた。ここでは、平野裕久氏「小田原藩における鉄砲改めについて―御殿場地方の事例を中心に―」(『地方史研究』二一〇号)をもとに、小田原藩の鉄砲掌握という観点から村筒の存在を概観しておく。小田原藩の在地の鉄砲掌握は、稲葉氏時代に、「鉄砲打」が諸役免除を条件に「村足軽」として軍役体系の末端に組織されたことに始まる。稲葉氏時代には、村筒は本百姓層の負担であり、村足軽―脇筒という構成をもつ村足軽制度により把握されていた。次の大久保氏時代には、無田層も村筒を負担し、猟師鉄砲と獣害対策用の玉を込めない威鉄砲との区分が生まれ、鉄砲改帳による掌握が行われた。しかし、在地小頭に依拠した把握となり、改帳の登録者と実際の鉄砲所持者とが異なるなど現実には厳密な把握がなされなかった。その後、天保九年の関八州鉄砲改めをうけて、翌一〇年には鉄砲所持の厳密な掌握がはかられることになる。さて、二〇八は、貞享三年という時期から、大久保氏時代では最古で唯一の貞享期の鉄砲改帳であることがいえる。「脇筒」という表現が見られることから、この段階では未だ稲葉氏時代の村足軽―脇筒という制度を踏襲していることもわかる。また、本巻第四章に収録した一八〇は、十八世紀の大久保氏による鉄砲改帳であり、鉄砲改めが形骸化した時期のものである。

沼津藩領の村筒については、沼津藩の在地支配そのものの研究が進んでいないこともあって未だに全体像は解明されていない。二〇九は、文化四年(一八〇七)の沼津藩領の鉄砲郷筒への申渡しであるが、沼津藩の鉄砲統制の特色と同時に、未だに研究の進んでいない水野氏時代の沼津藩の在地支配の実態を明らかにする手がかりともなろう。なお、

二〇九の内容としては、第一条で猟師四〇人を郷筒として編成したこと、第四条で一年に一度鉄砲稽古を行うこと、第八条において郷筒に異動があった場合の届出を明記している点が注目される。

幕末になると、村筒は、海防あるいは京都警備の必要性から小田原藩や沼津藩の兵制に組み込まれていくこととなる。嘉永六年(一八五三)のペリー来航時の下田防備に動員された沼津藩・小田原藩の藩兵は、彼ら村筒が動員されたものである。また、元治元年(一八六四)には、小田原藩領の村筒が京都警備に動員されている。

二一〇、二一一は、定使の請書である。二一〇は天保十四年(一八四三)、二一一は嘉永三年のともに御宿村のものである。定使とは、近世の村や町に置かれ、書状の伝達や触れ歩きを主な仕事としたが、その他の雑用にも従事した。村政が煩雑化してくると定使の役割は大きなものとなってくる。ここに収録した二つの資料は、「御年貢諸払方ニ差支」(二一〇)あるいは「身上不如意」(二一一)を理由に定使を願い出ることを内容としていることから、経営の成り立たなくなった家の救済的要素を持っていたとも考えられる。

3　職人

村には、農民ばかりではなく、職人身分の人々も生活していた。この項では、村々に在住していた職人に関する資料を収録した。なお、職人に関する資料については、本巻第四章第二節3村の産業所収の資料も併読されたい。

二一二、二一三は、正徳六年(一七一六)の御宿村平左衛門鍛冶頭就任に関する資料であるが、この地域の鍛冶の存在を示すと同時に職人集団としての「鍛冶中間」の実態を示す資料として重要である。二一三は、平左衛門が湯山治左衛門に対し双方の先祖の関係を根拠とし、「御入用之諸道具無賃代」を条件として鍛冶頭就任への支持を獲得しようとしたものである。平左衛門は、鍛冶頭就任により湯山家との関係を再確認し、二一三に示されている御厨・根方における製

品の販売権の独占を図ったものと考えられる。二三は、御厨・根方惣百姓がこの地域の「鍛冶中間」による製品値上げに反対して平左衛門の鍛冶頭就任を願い出た願書である。ここに出てくる「鍛冶中間」とは、この地域、すなわち「北ハ甲州境籠坂、東方ハ箱根山、南ハ豆州三嶋、西ハ富士川」の範囲で散在する鍛冶の形成した職人集団である。差出人が御厨・根方惣百姓であることなどから、「鍛冶中間」がこの領域内の百姓に対して「鎌・鍬・刀・斧」などを生産・供給する一方、製品の価格決定すなわち販売の独占権を保持していたことがわかる。但し、この場合には買い手の百姓が価格決定に反対したため、御厨・根方における製品の販売の独占権、すなわち「鍛冶中間」の特権領域の保持に重大な問題となっている。ところで、このような職人集団の特権領域に関わる問題では、領域外の職人集団の製品の流入など職人集団の対外的な緊張関係が問題となるが、二三は、百姓が値上げ反対の職人を鍛冶頭として支持して、「鍛冶中間」内部の緊張関係をついている点で興味深い。

二四は、天明五年(一七八五)の伊豆島田村の塗師に関する資料である。内容的には、仕上げの方法が記されていることから、漆器の生産技術を知る上でも重要な資料といえよう。ところで、「春けい」すなわち春慶塗りとは、木地を黄色または紅色に染め、透明な透き漆をかける漆塗りの技法である。

その他、この地域の職人としては、上ヶ田村の木地挽の存在が特筆される。この木地挽に関する資料は、『御殿場市史』第三巻六一二頁～六一四頁に中畑村の3―①～⑥文書として収録されているので併読されたい。木地挽は、もともと各地を遍歴する存在であったが、近世に入り定着するようになるという。上ヶ田村の木地挽は『資料編古代・中世』の四五四、六〇二、六七四文書に見られるように戦国期にはこの地域に定住していた。その後、3―③にあるように、近世初頭元和七年(一六二一)頃までは、木地役を負担していたことが確認されるが、元文五年(一七四〇)に中畑村の

半七に家職とともに文書を譲渡する頃には、木地挽は廃業状態であったらしい。

（厚地淳司）

4　若者

村人の構成を考えるとき、従来、本百姓、無田といった身分・階層や村筒・定使の村役、鍛冶、塗師等の職人たちのいわば戸主層からの視点が主たるものであった。ところが一歩分析を進め、村に生きた人々を構造的に見れば、種々の村の機能を担った人々の存在が浮かび上って来るのである。家や家族から離れ別世界をつくりあげていた年齢集団の人々である。若者がその典型であろう。

若者は若者組と表現されるように一人前の青年男子をもって構成される。若さの行動力を集団のエネルギーに燃焼させる若者は、村落生活において重要な働きを担った。村の緊急時の火事その他の災害への出動・救助、村人が氏神の子であることを確かめる村の祭礼の執行等の村の年中行事、特に娯楽をともなう付け祭の興行の実行、そして休日等の取り決めへの関与、あるいは村人の婚姻・性にも発言権を有していた。いわば村落共同体の代弁者としての役割を担っていた。その実行に当たって村役人と衝突したり、エネルギーを暴発し、小事件を頻発させることにもなった。皮肉にもそれらが文書の作成となって今日に伝えられている。

二五・二六は、寛政七年(一七九五)七月の盆休みに茶畑村地先で興行された角力に際しての佐野村の若者と豆州塚原新田の若者の喧嘩に関するものである。双方の支配の韮山代官手代、小田原藩家来の身分上の吟味が行われるなど若者の喧嘩にしては大事件となった。二五は三島宿、麦塚村、石脇村の扱人が入っての双方の内済証文である。二六は喧嘩の原因となった角力興行の請元茶畑村與八の小田原藩役人に対する詫状である。寛政改革では風俗の取締りに重き

が置かれ、祭礼の執行、中でも華な付け祭を厳しく規制している。茶畑村與八は私領ということもあってか村役人を説得し、「盆中若もの打寄リ花角力ニ而も為取」ようと企図したものであろう。当然その背後には茶畑村の若者の存在が考えられる。

二七は典型的若者条目である。葛山村若者は天明年中、寛政年中に既に「取極メ書」を作成していたが、文化九年（一八一二）これに加筆の上、十五カ条「口上」として成文化した。若者条目が成文化されて来る背景には、それまで伝統的口承の世界で村共同体の機能を平穏に果たしていた若者が、村落社会の変動の中で秩序に種々衝突する局面が目立ち始めたことと関係がある。条目の内容は、公儀御法度・村内農耕慣行の順守、村の娯楽である角力・芝居の興行、他村若者とのつき合い、火の用心、若者会計等である。公儀御法度の厳守等、上から取締りの側面もあるが、この条目自体が惣若者・中老が若者頭に出したもので若者内部の自治的性格を見落とせない。「諸事差廻し銭」、「仲間廻し金」等の独自の会計は、若者が独立した組織であることを示している。

二八は、深良村南堀八幡宮祭礼に対して狂歌落書したものが若者に糾明され、詫びた一札である。祭礼の執行に重大な権限をもつ「若者中」の威力を示すものである。

二九は、公文名・稲荷両村の喧嘩口論等を禁止する申し合せであるが、通常の村の議定類とは異なり、惣百姓に加えて三〇名の若者が爪印を連ねているのである。村の風俗の匡正には戸主の惣百姓では効果がなくなったのであろう。村役人の若者の掌握を企図するものでそれだけに若者の力量を示しているともいえよう。

三〇は、下和田村の若者の暴発に関する取替証文である。若者の不埒・不心得の所業は村内で納まらなければ、他村の関係者が立ち入って内済したのである。

出へく事」に認められるように若者組としての組織を強化する条項が充実している。

せの形式である。第一ヵ条の「年々正月十一日初出会可仕、且平日臨時出入共同様遅参不参無之様相互ニ申合早々罷

三一は茶畑村の若者条目である。三七の葛山村のそれと参照してほしい。条目は差出し、宛先のない独自の申し合わ

5　子供と老人

子供と老人の存在を見落としてはならない。近世の村の子供は、間引きや子殺しの暗黒で語られることが多かった。果たして事実なのか。子供の実像にアプローチするためには、まだまだ関連資料の収集は不充分である。ここでは多角的視点を提出する意味で典型となるものを収録した。なお、第六章第四節家族と儀礼の中でも子供・老人に関する資料を収録しているので参照してほしい。

三三は、元禄一〇年（一六九七）の女子と正徳元年（一七一一）の男子の墓碑である。童女・童子の法名を刻んだ子供の墓碑が散見されるが、この二基は最も古い部類のものと考えられる。墓碑は戸主をはじめ大人を対象に建立されるものとされてきた。一人前に成長出来ず幼くして亡くなった子供に対しては葬送儀礼も簡略にすまされたといわれる。ところが、この二基は既に十七世紀末から子供が手厚く葬られ、墓碑まで建立されていたことを示している。子供は将来の村・家の後継者になるべく誕生して来る。子供を如何に育て、一人前にするかは村・家の課題であった。その子供を喪った悲しみはまた大きかった筈である。子供の墓碑は、村・家における子供の発見を示すものである。

三三は、八歳の子供が親から二十五年季の奉公人に出されるという事実を示す請書である。働かされる子供である。

三五は、麦塚村に起こった捨て子病死一件に関する記録である。捨て子に対するきめの細かい措置を実行させ、報告させる領主地頭の村支配に注目すべきであろう。

老人については二四の茶畑村甚左衛門九二歳の長寿に関する領主下賜米請取状のみを取り上げた。老人の研究は今後の課題である。

6　女性

近世の村の女性も長く歴史に描かれることは少なかった。言うまでもなく女性の果たした役割は大きく、正当に登場させなかったのは編者の力量不足以外の何ものでもない。私文書に注目した資料の発掘に努めていかなければならないであろう。それに加え紙数の制約もあり、典型例にとどめた。

二六は、元禄五年（一六九二）の茶畑村の女性二人の箱根宮ノ下湯治を示す関所手形である。十七世紀末女性の湯治の旅が行われていたのである。市域に残る多くの巡礼供養塔に女性の名前が刻まれていることも併せて考える必要がある。

二七は、茶摘みを生業とする女性たちを示す貴重な記録である。文字資料に女性名が列記されることは珍しく、茶摘み労働を支えた女性の存在を示すものである。

二八は、女性と若者の関係史を示す一事例である。婚姻や性を管理する若者の存在を明らかにするものでもある。

二九・三〇は、識字力を有する家刀自が書き記した村と家の記録である。女性自身が執筆したものとして貴重である。

二九では、上湯山家の跡取り娘のいゑが村や家の事件の他に幕末維新の時勢の移り変りを記録に止めている。いゑは嘉永五年（一八五二）十九歳である。

三〇は、下湯山の家刀自半七郎の妻せいの「勝手賄帳」である。下湯山家の台所をきりまわすにふさわしい家例・食に関するメモである。

第二節　村の教育と文化

（高橋　敏）

本節においては、村の教育や文化の営みが、可能なかぎり立体的・複合的に提示できるよう心掛けた。当地域の教育は、恐らく、日常の営みの中から蓄積された生活者としての術を、村や家において教え、育み、相伝していくことを基本としている。そしてその発展線上に、主として村の有力層を中心として展開された、実用的知識の習得をはかる教育があったと思われる。しかし時には特徴的な個性が移り住むことなどにより、非実用的な思想・信条が混入することもあり、実用性を主軸としながらも、そこに収斂しきれない多様な要素を包摂していた。

文化は俳諧を中心として有力農民・手習師匠・僧侶・神職など、様々な身分・職能の者により形成されていった。また、当地域のそうした活動の核に、定輪寺（裾野市桃園）に葬られた中世の連歌師宗祇への思慕があることは、一つの特色であろう。地域的には、東駿河・北伊豆が多いが、多少の広がりも見られる。また、十九世紀に入ると、須山村（裾野市須山）を中心として国学への傾倒もあった。

なお、石造物資料は、二〇三・二三の二点を除き、第五章の二・三節に集中している。その凡例的事項について一点補足したい。側面の左右の表記は、各刊行物において必ずしも一定しているとは言いがたい。本巻においては、先に刊行した『資料編深良用水』との整合性を考慮し、資料本体からではなく、資料採録者の視点からのそれとした。ご留意をいただきたい。

1　村の教育

菅沼家はもと須山村に住していたと伝えられるが、二ツ屋に出て開墾をし、同地の有力地主となった。しかし単に資産家というに止まらず、地域の教育に貢献した。

二三は寛政六年(一七九四)三月に造立された門人奉納灯籠である。現在市域において確認されている筆子・門人が造立した石造物の中で最も古い。師匠として刻まれた佐五兵衛は、家伝によれば家祖四郎左衛門からして六代目と言い、寛政五年(一七九三)二月六日、六二歳で没している。本資料は没後一年余に、恩顧の門人が故人の遺徳を偲び造立したものである。

佐五兵衛の嫡男が藤蔵利昌である。二四はその筆子塚である。藤蔵は俳号を玄夫と称し、手習師匠であるとともに、俳諧を嗜んだ。二四三・二四四に玄夫の名で作品が載録されている。二三六は藤蔵の跡を継いだ佐兵衛の墓碑である。二三七は、佐兵衛門人が、没後一年の命日を期して造立した奉納灯籠である。

このように菅沼家は少なくとも三代にわたり手習師匠として教育を行った。こうした継続的教育活動を資料的に実証できるのは、管見の限り市域においては菅沼家の事例のみである。ただし、その教育内容を具体的に知るための文献資料が十分に伝存されていないのが惜しまれる。

菅沼家以外にも多少の手習師匠が知られている。それらは一般に地域の名望家であり、いわゆる読み・書き・算盤を中心とした実用的な教育を行っていたと思われる。

寺子屋師匠柳澤文溪(清継・肖像画ならびに教本、口絵参照)にもそうした実用性の一面を指摘できる。しかし、江戸の生まれ、家系は武士、そして聾者、など、その出自来歴は他と異なるところがあった。その事跡は単なる手習師匠の域を越えた広がりと深まりを持つ。なお、文溪の伝記的事項については、大庭景申『手習師匠　柳沢文溪』(一九

八五　裾野市深良地区郷土資料室運営委員会)をご参照いただきたい。

三五は、文溪が、石脇村の門人大庭彌四郎に与えた「挙善禁悪箇条」という日常の規範である。表題に示された通り善・悪の二元論に基づき、必ず善に到らねばならぬという強い意志を矜持し、十六箇条が書き連ねられている。原文は萩原村(御殿場市)に寓居していた頃作成したという。当時同村は風紀が乱れ、「役人衆愚弱ニ而小百姓ニ被二侮軽一」という状況で、これに対し文溪が「村役人之述作」という体裁でものしたという。村役人・小百姓挙げて連印し、この規矩に則り、村落秩序の再生がはかられるはずであったが、役人の中に大酒好色の者がおり、文溪の諫言にもかかわらず連判せず、実施されることはなかった。根底には倫理意識による村落の復興という発想があるが、単に徳目を説くというのではなく、博奕・喧嘩・口論・不孝・不義・遊興・酒狂などの悪逆には刑罰を課し、また、忠勤・孝行・貞心・出精などの善行には褒賞を授けるという具体的規制であり、実践を求められたならば行動が実質的に制約される内容である。弱者に対する憐憫の情が示される一方で、こうした規制を村人の相互監視によって維持しようという徹底性も感じられる。総体として、峻厳な道徳家としての側面が窺われる。大庭彌四郎のようにその教えに共感する者と、大酒好色を続け諫言に従わぬ者と、両様の反応が生じたのはごく自然な推移であろう。

ただし、この箇条に示された内容と、寺子屋師匠としての文溪の思想・信条との間には懸隔がある。

三六は、門人が造立した文溪の墓表である。そこには明確に「帰依法華経」とあり、その他にも、いかに文溪がその宗旨に傾倒していたかを示す事跡が刻まれている。つまり文溪の思想の基軸には法華経があったと理解でき、それは寺子屋師匠としての文溪も、基本的に包摂するものであったと推定される。とすれば、彼が剃髪し、日蓮宗安楽寺(裾野市久根　現在廃寺)二三世日行となって同寺で行った教育は、文溪の教育活動のなかでも非常に重要な意味を持

つこととなろう。

ところで、文溪が安楽寺で教育活動をなしたことは既にこれまでにも知られていた。ところが、実は文溪以前同寺において寺子屋教育がなされていた。安楽寺の本寺にあたる本妙寺(三島市)の住職日能が、隠居して安楽寺に移り、地域の教育にあたったのである。同僧は一定の評価を得たとみえ、弘化三年(一八四六)七月四日付で、同寺内に筆子塚が造立されている。文溪以前に寺子屋教育の実践があったことは、文溪の教育活動にとっても微妙な影響を与えたことであろう。結論のみ記せば、文溪は安楽寺における教育において十分その思いを達することができなかった。同寺を去った文溪は墓表に記された通り、いわば彷徨し、再び当地に戻り、明治十七年(一八八四)二月二一日深良村の小林由太郎宅で没した。この小林由太郎は、文信とも称し、文溪をよく支えた有力門人であるが、墓表建立に際しても中心的役割を果たした。また宗旨上の門弟ともなり、後に深良村に、日蓮宗の堂宇「車返霊場」を開いた。

なお、墓表の文面は顕彰の意味合いを含み、内容については今後より一層の実証的研究が必要とされるところである。それを含め、文溪の実像と、これを支えた人々の事跡の究明は通史編に向けての重要な課題である。

さて、筆子・門人が当地域で実際に学んでいた教材についても何点かを採録した。

㈢は、安永四年(一七七五)正月の「童児教訓書」であるが、幼童の勉学に対する心構えが説かれている。社会の軽佻浮薄に流されることなく、勤勉に努力することが求められているが、とりわけ「物書」、すなわち文字の習得がいかに重要であるか、さまざまな例が挙げられながら、説諭されている。文字文化の普及と、それに順応しようとする庶民の姿が窺われる。

㈢は、「商売往来」「翰墨蒙訓」「国尽」の三つの教材が、一冊にまとめられている。「商売往来」は、商売をする

際に、繁多に用いられる語句を列挙している。同時にそれは、消費社会を生きる庶民にとっても、大切な教養であった。「翰墨蒙訓」の翰墨とは、筆と墨のことであり、転じて文学を意味する。手紙文に引いた時、情趣があり、かつ要領を得た文例がならべられている。「国尽」は、日本の当時の国名を、地域別に記している。

二三九は「柏木今女」と署名があることからもわかるように、女児の手本である。女子教育の様子を知るうえでも参考となる資料である。「近郷村書」と題されているが、これはいわゆる村名付(附)で、身近な村名・字名から周辺に及ぶというのが一般であり、本資料もそれに倣っている。

二四〇の「名頭(ながしら)」は、名前として使用される頻度が高い漢字を列記したものである。これに、本資料中にも見える「右衛門　左衛門　兵衛　次郎　太郎」などを続ければ、一つの名前となる。なお、村名付(附)・国尽も併載されており、基礎的教養として一体化され、教授がなされていた可能性を示す。

2　村の文化

文字は、安定した生活を保障する一つの手段として庶民に浸透していったが、他方、それを巧みに操ることにより、日常に彩りを添える庶民文化の媒介としても意味を深めていった。まず俳諧にそれを見たい。

二四一は地方文人の遊芸である「笠付」の資料である。元禄年間のものであるが、庶民への文化の普及を伝える。相模・駿河・伊豆と広域に展開している者たちが、俳諧によって共通の境界に遊んでいる。ただこの遊芸には、賞金を懸け選句を当てることを競うような賭博的な要素もあったため、幕府から禁令が出されている(『御触書寛保集成』二七八五他、参照)。

連歌師飯尾宗祇は、文亀二年(一五〇二)七月三〇日湯本(神奈川県足柄下郡箱根町)で没し、定輪寺(裾野市桃園)に

葬られた(『資料編古代・中世』参照)。墓塔と伝えられる石造物も、若干移動したが、現在同寺境内にある。当地域において詩歌の嗜みのある人々にとって、崇敬の対象であった。その三百年遠忌をめぐる種々の催事は、そうした意識が一つの頂点を形づくっていることを示している。

二四二と二四三は、ともに寛政四年(一七九二)七月の資料である。今日宗祇の没年とされている年次からすれば、三〇〇年とは一〇年ほどのずれがある。とはいえ両資料とも、それに関わった人々の意識よりすれば、間違いなく三百年遠忌を期しての営為であった。二四三は、遠忌にあたり宗祇の霊前に手向けられた俳諧の数々を、渡邉虎杖が書き留めたものである。その中の作者の一人「波文」は、渡邉家(裾野市富沢)に短冊が残る。また、二四四にも名がある。二四三は、自然石を上手にあしらった奉納灯籠である。造立者と思われる「渡邉虎杖」「柏木官里」「官鼠」「石眠」は、各々自作を刻んでいる。この四名の俳諧は、二四二にも見える。ただし全て別の作品である。渡邉虎杖は富沢村の者である。二四七に墓碑を収めた。柏木官里は茶畑村で、二四六に墓碑を所収した。俗名は林蔵信雄である。俳諧を介するなどして虎杖と官里は、親密に交際したものと思われる。官鼠は「嵐雪四世六花庵」と名乗っている。「嵐雪」は松尾芭蕉の高弟、服部嵐雪である。大宮(富士宮市)生まれの俳人渋谷六花が師事した。そして、その門弟の松木乙児が、始めて「六花庵」を称した。官鼠は六花庵としては二世である。嵐雪より数えれば四世と自負した。三津村(沼津市)の生まれと伝えられる。また、石眠は「二十三世　前主」と見える。定輪寺の伝によれば、二三世は芙蓉盧山で、寛政十二年(一八〇〇)八月十六日に没している。石眠は芙蓉の俳号であろうか。いずれにしても、余生を俳諧に親しむ僧侶の姿を示している。定輪寺現住職としては二六世至山と見える。これは至山竺道で、文化十四年(一八一七)一月二一日に没している。

さて、宗祇の三百年遠忌は地元の人々のみの関心事ではなかった。二四五は享和元年（一八〇一）に、江戸と三島宿（三島市）の文人等によって造立された遠忌の記念碑である。江戸の土田友巴延年は幕府の坊主衆の一人である。土井頼母寿輔と定輪寺の関係については「駿河志料」にも見える。三島宿の川口平右衛門久忠は加屋町の名主、横山玄與穏通は医師であり、手習師匠でもある。世古六太夫利恭は三島宿本陣の主人である。三枝権左衛門当恒は手習師匠と推定される。いずれも三島宿を代表する文人であったととらえられる。江戸の文人が三島宿のそれと共作した背景には、同宿が交通の要衝として、また三嶋明神（現三嶋大社　三島市）を中心とした参詣・遊興の地として発展し、平素からの親交があったことが考えられる。加えて三島宿は、宗祇が東常縁より「古今集」の講義を受けた地とされている。宗祇によって三嶋明神への祈念と報謝から「三嶋千句」が独吟されてもいる。したがって、三島宿の文人にとっても宗祇は重要な先人の一人であったのだろう。ところで、「光明寺　楊山」は、曹洞宗光明寺（裾野市公文名）の十四世住職梧鳳揚山である。同寺は定輪寺の末寺であるが、戦国期に大きな混乱があった。しかし、この時期には本末関係が円満に維持されていたことがわかる。また、職人が信州高遠領（ほぼ長野県上伊那郡に相当する地域）出身の石工である点も重要であろう。市内において、この他にもいわゆる高遠石工の事跡を確認でき、仙年寺（裾野市葛山）には客死した石工の墓もある。

なお、二百年遠忌に関しては掲載すべき資料がない。三百年遠忌は、当地域のこの一〇〇年間における、文芸の普及を示す一つの指標であろう。

二四四は、寛政十二年（一八〇〇）六月に須山村富士浅間社（裾野市須山）に奉納された句額である。二六六にも見られる通り、同年、庚申の年は、六〇年に一度の御縁年であり、須山村に多数の道者が訪れた。この句額はその賑わいの反映

でもある。ここでも上席に官鼠の名が見える。また、「石竜亭素山」は須山村の名主渡邉隼人祐である。二五〇に、国学の影響が感じられる辞世の刻まれた墓碑を所収した。戒名からすると、浄土宗の天岳(獄)寺(裾野市須山　現在廃寺)の檀家であった可能性が高い。「麦阿」は、同寺の僧侶ではないかと捉えられる。また、菅沼玄夫、柏木官里の名も見える。

二五一は、慶応元年(一八六五)初秋、浄土宗浄土院(裾野市今里)に奉納された句額である。その中心となったのは同寺二三世住職、念誉皆阿である。同人の句、十三作が載せられている。また、「鏡誉」は「圓蓮社鏡譽上人智阿清水善了老和尚」であり、まだ住職になっていないが、既定の事実として浄土院二四世を名乗り、四作がある。「ふから正阿」は「成蓮社等誉上人正阿春旭覚応和尚」であり、同宗松寿院(裾野市深良)の二一世住職で、二作がある。明治二〇年(一八八七)一月二二日没している。「中畑　西誉」は同宗善龍寺(御殿場市)の「棟蓮社西誉上人方阿開導梁岸大和尚」で、現住を含め五代前の住職である。西誉の記した文書が善龍寺に多数残されているとされ、教養人であったことを窺わせる。二作が見える。明治七年(一八七四)一月五日に没している。この句額は全七七作であるが、この四名で二一作にのぼる。このように、この句額の多くの部分を浄土院と、その近隣の浄土宗寺院の僧侶が占めている。これらから同宗僧侶による緩やかな文化的連携が想定される。なお、念誉は翌年浄土院を去り、他寺に移っている。その他の作者としては、「伊豆サノ　連水」は滝の本連水、すなわち勝俣猶右衛門(常久)であり、「御宿　竹雍」は湯山半七郎である。また、小築菴春湖、月本為山、一夜庵烏谷によって評点がなされていることも重要であろう。なおこの句額の究明により、僧侶が文芸活動に携わることの意味を窺い知ることができる。重要な課題として検討の途上である。

文字文化の成熟は、体系的思想への興味と、その習得にも連接していると思われる。

二四八・二四九は同年同月に、須山村の渡邉真文と御師土屋正澄が、竹村茂雄に入門したことを示す。真文の身分は「富士山禰宜」と記されているが、同人の墓碑には「富士山南口前大祝」と刻まれている。ところで、竹村茂雄は、当地域に多大な影響を与えた熊坂村（田方郡修善寺町）の国学者である。富士参詣登山に関わる神職が国学者に入門するのは、一方では、権威づけしようとする世俗的志向も否定できないであろう。しかし、須山村が明治初年に一村挙げて神葬祭に移行したとされることからしても、国学思想の果たした役割は決して小さくはなかった。真摯な学びの姿も十分に想像し得る。なお、渡邉真文にも門人があり、教育者としての一面もあったとされる。また、真文・正澄の両名は、竹村門下を知る手掛かりとなる門人歌集「門田之抜穂」によってもその名を確認できる。「名簿」は残らぬが、真文の父渡邉正（隼人祐）、深良村の藤森勇右衛門繁樹は、同書の中に氏名が見え、竹村門人となっていた可能性を示す。

第三節　村の信仰

本節においては、村に生きる者が、信仰を介して一生のうちに経験したであろう多様な精神世界を、できる限りありのままに伝えられるよう心掛けた。また、当地域の特色として富士山をめぐる信仰があり、須山村の御師の盛衰を中心として構成した。

1　村の信仰

まず寺院について見たい。二五三は寛文四年（一六六四）の源広寺の奉加覚帳である。同寺は現在廃寺であり、どこに

存在したのかもつまびらかでない。半右衛門・次左衛門・宮内左衛門は何れも御宿村(裾野市御宿)の湯山氏である。同氏が中心となり氏寺的な寺院として源広寺を開創したとも言われる。しかし後に離檀し、源広寺は廃寺となったが、再び荘園寺(同)として再興したのだともされる。もしそうであるとすれば、少なくとも寛文四年までは源広寺として存在していたことを示す資料といえよう。しかし、確証はなく検討課題である。

二六〇は、寛政七年(一七九五)における不動堂(裾野市茶畑)再建の際の覚書である。この堂宇は曹洞宗耕月寺(三島市)に属する。地域に根差した小さな宗教施設の再建の様子がよくわかる。また、了定は長崎の出身であり、雲水修行の後、同所に居住したと思われる。

当地域に影響を与えた仏教系の宗教者として、白隠慧鶴・唯念・木食観正が挙げられる。ただし、これらはいずれも庶民の中にわけ入り、仏法の精髄を真剣に伝えようと努めた僧侶らであって、いわゆる葬式仏教の定式化の中に、安穏としていた者たちとは明らかに一線を画する。

白隠は原(沼津市)の生まれで、臨済宗妙心寺派の僧。松蔭寺(沼津市)五世住職である。臨済宗中興の祖とも称せられる。教理に精通しながらも決して高踏とならず、庶民教化にも少なからず影響があった。また、その説諭には鋭い社会批判を内包していた。二五八にもその一端が示されている。なお、本資料は二六〇の末尾の部分と、内容的に相似する。しかし、そこには「兎にも角にも」から「頭にさまよふ程によ」までが書写されていない。『白隠和尚全集』の記述は二六〇と同系統の資料に基づくと見做せる。以上から、異なるテキストを示す意味合いも含め本資料を所収することとした。

木食とは、木の実や果実を主として食する、木喰戒を実践する僧侶の総称である。この内、観正は、神奈川県伊勢

原市付近から駿東郡域にかけて、多くの石碑を残したとされる。二六三は石脇にあるその一例である。現在までのところ市域内においては、他に二点、葛山と伊豆島田に確認している。

唯念は、駿河・甲斐・相模・伊豆に多くの事跡を残している。善光寺聖でもあった。その筆になる名号碑は一〇〇〇を越えるという。二六七もその一例である。現在無住であるが、時宗願生寺（裾野市茶畑）の境内にあり、市内の名号碑のなかでも出色の出来栄えを示している。唯念は制度上浄土宗に属するが、その碑が時宗寺院の中にあるのは、念仏という共通の枠組みがあるとはいえ、唯念の教えの性格をよく表現しているともいえよう。また、念仏講中として二二ヵ村が名を連ねているが、これに当地域の「大念仏講中」の創始を想定する考えもある。

二七〇は、嘉永三年（一八五〇）三月に深良村（裾野市深良）に建てられた唯念の名号碑である。また、二六九は、この石像物の造立の経緯をうかがうことのできる文書である。名号碑に「世話人」として名を刻まれた松井庄左衛門以下の五名は主要な寄付者であり、二六九に名の見えない大庭仲蔵も、大庭氏の重要な縁戚であろう。実際に造立のため奔走したと思われる三名は「発起世話人」と文書にのみ記されるに止まっている。また造立に関与した、文明寺、松寿院はともに市内深良にある寺院である。松寿院は唯念と同じ浄土宗であるが、文明寺は曹洞宗である。民衆の信仰の記念碑に対する意識、また宗教者の関与の仕方、を知る上で興味深い。

唯念名号塔は、市域内において現時点までに、この二点を含め十八点を確認している。地区別では深良七点、岩波、伊豆島田が各二点、久根、石脇、公文名、茶畑、佐野、水窪、富沢、が各一点である。深良とその周辺に集中していることが分かる。なお、裾野市域ならびにその周辺の唯念名号碑に関する参考文献として、松田香代子「黄瀬川と裾野市の民俗」（『裾野市史研究』六）がある。

仏教信仰の庶民的広がりを示す一つの事象として、観音順礼信仰が挙げられようが、その関係資料を比較的多く採録した。

二五三の西国三十三所順礼供養塔は、元禄五年(一六九二)の資料である。戦国時代に在地権力として葛山氏が存在したが、荻田氏はその四天王の一人と伝承されている(「駿河志料」巻之六十六)。しかし荻田弾右衛門との関連は定かではない。

二五四は、正徳三年(一七一三)五月に造立された坂東秩父横道の順礼供養塔である。興禅寺(裾野市深良)は曹洞宗寺院で、「自謙」は十四世住職牧厳自謙である。庶民の石造物造立に対する、僧侶の関与の在り方を示す一例である。ところで、「下男」・「下女」の名が碑面に刻まれている点がとりわけ注目される。日常の身分秩序と全く峻別されているということではないが、宗教的世界における平等の意識が含意されていることは確かである。

二五七は、元文四年(一七三九)の駿豆順礼供養塔であるが、女性の名前や、「母」、「内」と見え、全十三名中八名が女性である。

二五九は、天明六年(一七八六)一〇月の横道順礼供養塔であるが、全十八名中十四名が女性である。宗教的世界における女性の地位を知る上で一つの手掛かりとなる。ただしこの資料では実名はなく、全て「母」、「内」と記されるに留まっている。この点についても留意が必要であろう。

二六五は、享保十七年(一七三二)一〇月十八日付、駿州御厨三筋道の三三ヵ所の聖域にちなんだ順礼歌集である。観音順礼信仰は、その浸透の結果として、少なくとも二つの傾向を見せたのではないかと推定される。一つは地域化であり、いま一つは広域化である。地域化はより身近かな場所に霊場を設定する傾向である。当地域においてもそれは

見られ、享保年間以前に地域霊場が成立していたことは確実である。しかし本資料の意義は、その場所が順を追って具体的に把握できることにある。順礼地の二七番から三一番までが市域内の寺院である。この内、二七番のみその所在が確定されていない。慈眼庵、文明寺など、いくつかの候補地が考えられるが、判然としない。二八番久根村の観音堂(院)、二九番葛山村(御宿村に区分されることもあり)の浄土宗依京寺(口絵参照)には、ともに宝暦五年(一七五五)に建てられた霊場標石がある。三〇番天泉寺は天台宗、三一番蓮光寺は時宗である。

もう一つの傾向は広域化である。二六四は文政一〇年(一八二七)の順礼供養塔であるが、各地域の札所を併せ、二百二十二番と記されている。

二六八は順礼者の客死についての資料である。永助の両親が、旅先での順礼同行者の死に際し、「不実之取計」をしたとして、永助が詫状を入れ、両親は興禅寺に「入寺」することとなった顛末が記されている。

さて、近世の村人にとって、流行病はもっとも恐怖すべき災厄の一つであった。その回避・制圧のため、あらゆる信仰が試みられた。次にその関係資料について述べたい。

二六五・二七二は、中・北駿に展開している吉田信仰にかかわる資料である。当地域のこの信仰に関しては、高橋敏「幕末民衆の恐怖と妄想」(『静岡県史』別編一　民俗文化史　第二章第一節)、杉村斉「駿東(中・北駿)地域の吉田信仰」(『裾野市史研究』七)をご参照いただきたい。

二六五は、吉田社(京都市)から勧請した祭神を、少なくとも文政十三年(一八三〇)より以前から、神山村、岩波村、石脇村、佐野村、久根村、公文名・稲荷村、茶畑村、平松新田、伊豆佐野村、麦塚村、二ツ屋新田、の十一ヵ村で持ち回り、祭礼をなしていたことを示している。この内、神山村は現在御殿場市、伊豆佐野村は三島市に属し、他は裾

野市である。また神山と岩波はこの時点では別々に祭っているが、現在は共催している。したがって資料所蔵者名も「十カ村引継書類」となる。なぜこの祭神が勧請されたかについては、疫病流行に対峙するためであるとの伝承がある。

疫病と吉田社の勧請の関係をより直截的に示すのが二三の資料である。安政五年（一八五八）の七月に、コレラと思われる「三日ころり」が深良村の近隣に迫った。結局同村では死者を出すような実害はなかった。しかし、村人は恐怖心に囚われ、様々な民間信仰に頼った。そして八月には吉田社を勧請することとした。そうした経緯が記述されている。中心となったのは、名主の大庭新七と小林治兵衛であった。

二一は同年八月に、三峯山（埼玉県秩父郡大滝村）に使いを送った際の入用帳である。今日三峯信仰は、主に火事・盗賊避けとして信心を集めている。しかしこの時点では、ころりを回避したいという特別の思いが込められていた。「御眷属」は大口真神（おおくちまがみ）のことであり、秩父山中に棲む狼を神格化したものである。ころりは「くだ狐」の仕業と噂されたこともあってか、この御眷属が大きな威力を発揮すると信じられた。御眷属一疋で五〇戸が安泰ともされた。これを受け取った宮内左衛門は上湯山家、保三郎は中湯山家、吟平は下湯山家の主人である。すなわち御宿村の三湯山家がこの三峯行に深く関与していた。また、実際に長途した「御宿村　市左衛門」は勝又氏である。毎月十九日は御眷属の霊力を増す行事が執り行われるため、市左衛門らはそれに合わせて出立したと考えられる。甲斐方面へ北上し三峯山に到ったこともわかる。そして、十九日ないしは二〇日に拝受している。現在、御宿八幡神社（裾野市御宿）を取り囲むように、三峯・諏訪・稲荷・痘瘡・御獄の五摂社があり、この三峯社がその際造営されたものではないかと推定される。

二六三も安政五年（一八五八）八月の資料で、御宿村における村高・家数・人数の書上帳である。「氏神」「屋敷鎮守」などとあり、ころりとの関連性も考えられる。また、「飼犬一匹　保三郎」と記されており、奇妙な印象を与えるが、興味深い。なお、「氏神　八幡宮脇宮　正一位稲荷宮」とあるが、これは御宿八幡神社五摂社の一つである稲荷社と思われる。湯山保三郎が「鍵取」をしていた。

どのような経緯で浸透したかは不詳であるが、秋葉信仰も見られる。二六二は、文化八年（一八一一）十二月に造立された灯籠である。二六三はその設置場所について、本来高札の左右や、中瀬、上之四ツ辻辺が候補地であるのを、下湯山家の半七が、「本家」安右衛門の地先に「仮立」をしてほしいと願い出ている資料である。

その他の貴重な資料として、二六四がある。飢饉山渇命寺難儀院の開帳という架空の事実によって、享保十七年（一七三二）に主として畿内以西を襲った飢饉の世相を鋭く風刺している。「虫附雲霞観音　西国之写」とあるのは、この時大量発生したいなごの被害を投影している。米価は暴騰し、翌年早々には、江戸で米商人宅が打こわしにあった。本格的な打こわしとしては最初の事例とされる。そうした世情騒然とした中で何者かがものした落書を、湯山安右衛門が書き控えたものである。渇命寺住職になぞらえられた「貧連社損誉上人雑吸和尚」の名は、浄土宗寺院を連想させ、あるいは将軍菩提所、増上寺を意識してのこととも考えられる。

近世においては女性であるということ自体が今以上に大きな制約となり得る。加えて身体的障害をともに生きざるを得なかった人々はどのように営為していたのだろうか。二六五は、その一端を窺い知ることのできる資料である。瞽女とは、三味線を携え巡行し、歌唱することなどを生業としていた盲目の女性のことである。

2　富士山をめぐる信仰

富士山は高く聳え、またその容姿は多くの人々に感銘を与える。当地域における富士山をめぐる信仰といった場合、少なくとも二つの意味合いがある。

第一には、その姿を間近に望むことができる裾野市域において、それが日常の崇敬対象となることであり、ごく自然の性向であろう。

もう一つは、富士参詣の道者に関係するものである。近世になると江戸をはじめ諸国の人々は、富士山をぜひとも訪れてみたい聖地としてより強く意識するようになった。その参詣登山道の一つが市域をほぼ縦断していた。このため須山村を中心として、道者にかかわる神主・禰宜・御師などの宗教者の活動が、重要な意義を持つようになった。その多くは聖俗混淆であった。

第一の傾向に関する資料として二七五がある。茶畑村の浅間社の縁起であるが、同社はもと、俳人官里を生んだ柏木家の氏神であったとも伝えられる。縁起が同家に伝存した背景として、こうした経緯も考えられる。また、安政の大地震の際倒壊し、それを機に現在地へ移転したとも伝えられる。さて、資料中には聖徳太子、役行者などの神秘的な挿話が鏤められているが、赫夜姫（かぐやひめ）に関する記述がかなり重要な位置を占める。これは富士山が「神体女神」と記されていることとも深く関連しよう。他方、大日（如来）も頻出するが、二九二にも「浅間太神御本地大日如来」と見えるように、浅間信仰とそれは密接な関係にあった。また、平安時代の終わり頃の人とされる末代上人の名も織り込まれている。死してミイラとなり元村山（富士宮市）に祀られたという富士修験の行者であり、後世のそうした人々の精神的支柱となった。さらに、これを書写か、あるいは著作かしたのは曹洞宗定輪寺の十九世悦巌鐸禅である。柏木家が定輪寺の有力檀家であったことと、関連性があるのかもしれない。こうしてみると、さまざまな宗教意識の融合の所産

としてこの縁起があることが理解できる。そしてそれは、この地域の人々の富士山に対する多種多様な思念と祈願の写し絵でもあろう。この資料を所収することにより、市内各所に点在する浅間神社とそれに対する信仰を代表させることとした。

この一点を除き、他は富士山をめぐる信仰の第二の問題、富士参詣登山道、とりわけ須山口に関する資料である。諸般の事情により現時点では未だ十分な資料蓄積がなされているとは言いがたい。とはいえ、渡邉篤太郎・杉山郁実家文書などの新収もあり、これに主として『富士の歴史』(一九二八)・『須山村郷土誌』(一九三二)を参考としつつ、以下解説したい。

まず、須山口について基礎的知識を把握したい。現在、富士登山口は、静岡県の須走口(駿東郡小山町)・御殿場口(御殿場市)・富士宮口(富士宮市)、ならびに山梨県の吉田口(富士吉田市)からのルートが知られている。しかし近世においては、駿河では須走口・須山口(裾野市)・村山口(富士宮市)・大宮口(富士宮市)、甲斐では吉田口・河口口(南都留郡河口湖町)の六カ所があった。この駿河方面の口を表口ないしは南口、甲斐方面のそれを裏口ないしは北口と称することがあった。そしてさらに細分化した呼称として、須走口が東口、須山口が南口、村山口と大宮口が表口、吉田口と河口口が北口とされた。すなわち、近世においては南口ないしは表口とも呼ばれた須山口という登山道が存在した。しかもその登山者数は毎年千四、五〇〇人にも上り、吉田口に次いで利用者の多い登山道であったとする説すらある。

しかし、明治十六年(一八八三)に御殿場口が開かれた。同口からの道筋は三合目で須山口からのそれと接合していた。さらに明治二二年(一八八九)に東海道線(現御殿場線)御殿場駅が開業した。これにより須山口は急速に衰退した

とされる。その後須山の人々の努力にもかかわらずその登山道を維持することはできず、現在ではその多くが埋もれ、あるいは樹海に覆われ、資料に残る宗教・宿泊施設の位置すら十分には確認できない。このような基本的な説明を敢えて付さねばならぬ所以でもある。

さて、近世において隆盛していたと思われる須山口であるが、その近世の中においても盛衰の歴史があった。とりわけ、たとえば二七七に「亥ノ砂降」と見える、宝永四年（一七〇七）の富士山噴火は須山口にも甚大な被害をもたらした。噴火口はまさに登山道上に出現し、したがって登山道はその区間吹き飛ばされ、中絶した、と伝承される。

その後二六・二八〇等によれば、元文五年（一七四〇）の庚申の年に登山道は一旦復興した。庚申年は富士参詣登山にとって特別な意味をもつ。伝説では、富士山が姿を現したのが神武天皇よりして六代目、孝安天皇治世下の庚申年であったという。その故事から同年は「ご縁年」とされ、登山に先立っての潔斎が簡略にされたり、女人登山がある制約のもとで許されたりと、恩典もあり、別して参詣者が多かった。二八〇によれば元文五年からは多くの参詣者を集めたが、ただしその宿泊施設である道者宿等の権益は、名主の祖八が独占したという。そうした事態が八年ほど続いたが、祖八は突然、一切の道者のあつかいをやめた。そして自分以外の者があつかうことも許さなかった。その後、村内や近村の者が細々と登山を続けたとされるが、登山道は荒廃した。そして、その本格的な復興は安永年間まで待たなければならなかった。

二七六・二七七は、安永五年（一七七六）六月二三日の組頭平兵衛による失言と、その後の事態の推移を記した資料である。平兵衛は駿東郡御厨・富士郡村々と須山村の間で以前に取り交わされた、山論についての裁許絵図面を、幕府役所に差出すため、同所に出向いた。そこで尋ねに答えて、須山口は宝永の噴火後衰退し、現在同口より登山する者はいな

いと発言し、「印形」まで為してしまった。これを知った須山村の人々は、そのまま認定されてしまったのでは須山口が廃絶すると、その発言を無効とすべく請願を始めた。そうした過程で、村の代表が友左衛門から友右衛門に、弥右衛門から惣助に代わるなどしたが、結局年内には解決しなかった。二七七の出入控書は、ここで終わっている。直接的な問題は平兵衛の失言の訂正であるが、俯瞰的に見れば、衰亡した須山口の再開に向けての村人の願望の発露と、その具体的な努力ということではなかろうか。

二七八の安永八年(一七七九)十二月五日の幕府裁許状もそうした動向のなかで把握することができる。須走村の富士浅間社(駿東郡小山町)神主・師職と、富士本宮浅間社(富士宮市)の大宮司・別当・公文・案主との間に、富士山の八合目以上の支配に関して争いが生じた。加えて、上吉田村(山梨県富士吉田市)の名主および富士本宮浅間社(富士宮市)大宮司・別当・公文・案主との間にも、地所に関して出入があった。須山村は直接的当事者という立場からは距離がある。しかし須山村にとってこの裁許が重要であったとすれば、その中で須山口登山道の存在が明確に認定されていたことであろう。

二七九・二八〇は安永九年(一七八〇)の登山道整備・再開に関連した資料である。前年の十二月、幕府役人の桑原伊豫守(盛員)は須山口登山道の存在について認知する裁許状を下した。これは二七八の裁許を指すとも考えられるが、なお検討の余地もあり、その点に関してはひとまず留保したい。しかし、いずれにしてもこの桑原伊豫守の裁許を承けて、須山村名主惣治郎他三名は、安永九年(一七八〇)二月、小田原藩に対して登山道整備のための普請を願い出た。これが二七九である。惣治郎は二七六の安永五年(一七七六)七月の時点では百姓代であったが、名主になっている。村内の権力の均衡に何らかの異変があったことが想定される。また、ここで注目されるのは、普請内容のなかに石室五カ所なら

びに室丹生大明神社の修築があることで、登山道の具体的様子を窺い知ることができる。現在登山道は、宝永の噴火口を迂回するようにして形成されているが、少なくともこの時分までにはこうしたルートが確立されていたものと推定される。また、宛所の森田才右衛門は、市域の資料によく見かける名であるが、文政八年(一八二五)の「小田原藩家中分限帳」の「御広間」に同名があり、「御切米八石御扶持三人分」とある(『小田原市史』史料編　近世Ⅰ　藩政)。同一人であるか否かは不明であるが、少なくとも同族であろう。また、村山三宝院(富士宮市カ)は例年八月に登山していたが、下山に際しては須山口を用い、室丹生大明神社で祈禱を捧げることを習慣としていた。

安永九年(一七八〇)四月に作成された二一〇の申上書においては、須山村が道筋を整備することにより、道者がそちらに流れ、最も影響を受けるであろう須走村(駿東郡小山町)からの反発を見越して、あえてその普請が「新規之導者」獲得を目的とするものではないと繰り返し述べている。富士参詣登山の生業としての一面が端的に示されている。二一一の、同年同月付、裁許絵図面に関する願書は、こうした出入の中で用いられた絵図の扱いに関しての資料である。

その後道筋は維持され、一定の道者を集め続けたと推定されるが、御師の生計はおしなべて困窮していたともされる。御師の人数については、二七六の安永五年(一七七六)七月付願書の中に十二軒と見える。また、二七七の富士山道再開に関する出入控書の中の、同年八月付資料に「拾弐軒之御師職」とある。九月六日付の資料には、十三人とある。さらに二七九の安永九年(一七八〇)二月付資料に「神主壱人御師拾弐軒」とも見える。すなわち、十二、三軒の御師が活動していたと思われる。しかし宝永噴火後、生活の困窮ゆえに御師株を譲り渡す者があり、結局渡邉隼人祐・土屋平太夫・同久太夫の三人に収斂していったともされる。二八二の天明八年(一七八八)二月の御師株売渡証文はその過程を

示すものであろうか。買い取った惣治郎は、名主と思われる。檀那場として記された六カ村はいずれも現在の裾野市域である。その代金は一両二分と見える。この惣治郎家が、新しい「隼人祐」の家系となる。以下、茂右衛門(一太夫・源正・素山)、五郎(源真文)、隼雄と継承されていったと推定される。そして須山口の興亡を司る中心的役割を果たしていくこととなる。

二五は寛政八年(一七九六)に、先達・強力等、富士参詣登山にかかわる者たちが、その従事の仕方について誓約し、連判した資料である。五月二八日は、参詣登山が本格化する直前に当たり、例年この時期になされたとされる。「富士泥棒」などと悪名を残す不埒な従事者もあり、駄賃や、商い物の値段など不当な利潤を得ることがないよう規制している。当然喧嘩、博奕も戒められている。また中には、「山中ニ而やりはなし」、すなわち途中で道者を置き去りにするような者もあり、それを禁ずる一項もある。こうした連判状を毎年取り交わし秩序の維持に努めていた。しかし視点を変えれば、こうした規制を必要とするほどに参詣登山が盛況を呈していた証左ともいえよう。なお、この時点でも石室は五カ所と見え、その位置は、二合目、四合目、五合目、六合目、八合目であった。新たな石室設置の抑制とともに、その可能性についても示されている。

元文五年(一七四〇)に次ぐ庚申の年は、寛政十二年(一八〇〇)である。二六は名主茂右衛門(渡邉隼人祐)が、その御縁年の状況を書き留めた資料である。女人登山と悪天候の関係が問題とされている(石川純一郎「富士浅間信仰と御縁年」(『静岡県史』別編一　民俗文化史　第三章所収)参照)。道者の数は、男五三八〇人、女十八人であった。「六月廿日頃より同月廿九日迄大賑合」とあり、群参の様子が窺われる。また、二四の通り、六月には須山村富士浅間社(裾野市須山)に句額が奉納されている。

その後も例年ある程度の活況を呈していたと思われる。そうした中で二八においては、朝廷・公家などの権威への志向性が見られる。ことの始まりは、文化六年(一八〇九)七月、讃岐国鵜足郡勝浦村(香川県仲多度郡琴南町)の浄土真宗本願寺派長善寺の僧侶、意戒法印が渡邉隼人祐宅に宿泊したことである。同僧が富士山頂で汲んだ神水(銀明水か金明水)を、隼人祐に託して京都に送った。一〇月頃には意戒も京都に上り、これを堂上諸家に謹呈したが、これが好評を得た。そこで翌七年も隼人祐から神水を献上したが、陶器に入れて送ったため、途次破損し、結局一滴も届けられなかった。堂上方はこれを残念がり、評議して錫器を隼人祐らに下し、これに神水を汲んで献上するよう求めることとした、という。そしてその際、御前の供御水を入れて下すよう取り計らったのだとされる。翌八年(一八一一)、この堂上方の一人と思われる「岩倉三位」は、関東下向の伝奏平松時章に随員した宇野正親にこれを託した。そして八月二八日それは隼人祐にもたらされた。これが「仙洞御所御膳水一器」である。隼人祐らは狂喜・恐縮し、九月一・二日にその水で洗米を調え、須山村の富士浅間社に奉献し、神楽を執行した。そして九月九日には、帰京のため三島宿(三島市)に宿泊した宇野正親に、岩倉家献上のための富士山神水を錫器に入れ奉った。なお、岩倉三位とは岩倉家九世の具集(ともあい)のことである。堀河康親の次男に生まれ、岩倉家に入り十一世となったのが具視である。文化九年(一八一二)にも、春に一旦行き違いもあったが、七月に再び供御水が届けられた。九月十四日には小田原藩にそれが献上され、同十九日には、前年同様、洗米を調え須山村富士浅間社に供え、神楽が執行された。御厨領内の村々の役人らが参詣した。

ところで、この神水の献上は、他方で須山村富士浅間社神主家の再興のための活動と同時平行的に進められた。神主の家格であった三郎兵衛の家は、文化九年の時点では百姓となっていた。そこで同年五月、村方三役が領主に、神

主家再興の許しを願い出た。その文中に引用されているのが、二七四の慶長十六年(一六一一)十一月付の須山村富士浅間社の棟札である。そこにすでに神職として「(渡邉)三郎兵衛尉」が見え、村役人らはこの三郎兵衛の名が代々受け継がれ今に到っているとした。すなわちこの棟札を、三郎兵衛家がかつて神主であった支証として用いた。そして三郎兵衛の次男十蔵を神主にしたいとした。この願いは聞き届けられ、文化一〇年(一八一三)、渡邉隼人祐、村役人一同、三郎兵衛、十蔵の一行は、京都に赴き、吉田家に参上し神主家再興を願い出た。この時富士山頂の神水が携行され、禁裏に献上されたのである。

これらの活動には多額の費用を要したが、願いは成就した。二八九では文化一〇年(一八一三)四月十一日に渡邉對馬正源満が神主として認められている。なお、「對馬」は二七四の棟札に見える受領名と同じである。またこの際、渡邉隼人祐は吉田家より、御師から祝への昇任が許された。しかし、なぜかすぐさまそれを号することは憚られたらしい。文化十四年(一八一七)三月、村役人らが、小田原藩の寺社役に渡邉隼人祐が祝を名乗ることを願い出て、ようやく許された。隼人祐は同年十一月二四日に没しているが、その墓碑、二五〇には、「冨士山南口前大祝」と刻まれている。吉田家から神主・祝が与えられたことと、堂上方への神水献上・御膳水頂戴、の関係は重要な検討課題として究明の途次である。

その他、意戒について言えば、文化七年(一八一〇)十二月に堂上方の古歌の書写を隼人祐に送っている。また、長善寺には同僧に関する資料を数点伝存し、駿河・甲斐に関係する掛軸もあり、その足跡を確認できる。さらに、熊坂村(田方郡修善寺町)の国学者竹村茂雄と意戒の多少の交流も窺われる。隼人祐と茂雄の間には親密な交わりがあり、何点かの書簡が残されている。その中に、茂雄が隼人祐に対して、意戒の竹村宅への立寄りを要請している資料があ

る。また、膳水の一部は茂雄にも頒けられている。

さて、これらの事実は何を意味するか。登山道の物理的な復興はまがりなりにも達成され、例年一定の道者を確保できるようになった。となると、それをなお揺るぎないものとするためにも、その権威化がはかられる。参詣登山道を整備するとは、単に道を均し、休息施設を調えるということではなく、それに相応しい格式・儀礼を備えるということでもあったのだろう。

以上、主として隼人祐が書き残した資料に依拠して記したが、個々の事実関係についてはなお確認が必要である。特に、困難かもしれないが、堂上方からの裏付けが課題であろう。

二九一は、弘化二年(一八四五)十一月に、須山村富士浅間社で太々神楽が執行されたことを示す。同社を支える神主・祝・御師の組織は整えられていたと思われる。十一軒の御師の家も確認できる。

さて、二九二は安政七年(一八六〇)の御縁年を翌年に控え、告知・宣伝のための引札である。ただし、須山口の物ではなく、大宮(村山)口のものである。表口にあえて「根本」と冠したのは、須山口を始めとして他にも表口を称する登山道があったために、差別化するためである。強い自負心が感じられる。また、巧妙な宣伝文句でもある。

二九三には安政七年(一八六〇)の須山口の様子が、「隼人祐」によって記されている。この隼人祐は隼雄と思われる。

この年にも建札がなされた。二六六の寛政十二年(一八〇〇)のそれには期間が、「例年之通六月朔日より七月廿六日迄之間」とあり、一方安政のそれには「従平年従六月朔日七月廿六日迄ニ候処、任御縁年先例従五月中八月迄之間」とある。「任御縁年先例」と断りながらも、実は期間が拡大している。また、その差出人は寛政が「冨士山南方司　須山口年行司」であるのに対し安政は「南口須山　神主　年行司」となっている。建札場所についても若干の相違があ

るが、この内新たな設置場所として特に問題になったのが吉原宿(富士市)である。そこは西国から道者が訪れた場合、今泉(富士市)から十里木(裾野市)、さらに須山と到る重要地点であった。しかし同時に村山・大宮方面への通過点でもあった。須山村の御師らは、事前に韮山代官所(田方郡韮山町)に伺いをたて、許可を得た上で吉原宿に建札を依頼した。しかし、予想されたことではあったが、村山の法印から異議申し立てがあり、このため六月五日八太夫が村山を訪ね、「三宿(吉原・蒲原・由比)之義ハ曲而遠慮」という相手の意向を確認した。これを承けて建札の位置を興津宿(清水市)に移動した。すなわちより西国側に移したことになる。この件は六月半ばまでに一応落着した。

ところで、須山口御師らが吉原宿に建札しようとしたのは西国からの道者を同口に誘導しようとしてのことであったが、実際には「当年ハ伊勢・伊賀辺之導者多分ニ参可申与存候処、一向参不申候」という有様であった。そうした事態をもたらした一因として、村山法印らによる巧妙な宣伝・勧誘があった。法印らは「富士川端」まで出張し、「当御縁年開帳ハ表口ニ限り、外口ハ八合目以上登山差留メ」と吹聴し、また、「わらし施行」をしていた。これは旅籠屋の客に対して表口出張所と記した「切手」を渡し、富士川端でこれをわらじと交換するもので、無料でわらじを貰った道者は皆大宮(村山)口へと赴くこととなる。この事実を知った須山口では、そうした周旋をしていた岩本村(富士市)の法印般若院宅を訪れ、「掛合」に及んだが、法印は他の登山口の者が八合目以上の登山をさし止められるなどと言った覚えはないとし、納得のいく答えは得られなかった。そこで須山口では村山に対し「察問」するべきではないかと一同決したが、そうこうするうちに七月の上旬となり、参詣登山の季節を過ぎたため、うやむやにたち消えとなった。

前述、二九二の大宮(村山)口の引札が須山になぜ残ったのかを考えた場合、こうした激しい客引きの争いを十分考慮

する必要があろう。たとえば、様々な可能性の一つとして、対抗する登山口の資料収集によるとも考えられる。

なお、東国から訪れた道者は、「駿河志料」を参考にすれば、三島宿から佐野村(裾野市佐野)、葛山村(同葛山)、今里村(同今里)を経て須山村に到った、という。また、安政御縁年における村内の建札場所の一つには「隼人門前灯籠之際」とあり、隼人祐の地位が窺われる。

その他、大鳥居が四月三日に建前された。また、神輿ならびにそれを納める仮殿も造られ、五月朔日棟上がなされた。

女人登山に関しては当初慎重であったが、他の登山口の状況も勘案し、六月二〇日頃よりは緩和された。まずは一合目までを限りと決められたが、一方で「夫より上ハ極内々ニ而、役場をも廻り道致し為相登候ハヽ、役人ハ知ぬ分ニ致置」という有様で、終わり頃になると七、八合目辺りまでも登る者があったという。また、吉田口からは頂上に到る者まであったと記している。女人登山と天候不順の因果性についても、完全にではないが、徐々にそうした観念から解放されつつある様子を看取できる。

また、村山口からの登山者であるが「イギリスミンストル」に関する記述がある。これは英国公使オールコックのことで、富士登攀についてはその著『大君の都』にも見える。一行は万延元年(一八六〇)七月十九日、神奈川(横浜市)のイギリス領事館を出発し、二三日には吉原宿に到着した。そして、二四日には村山(富士宮市)の大鏡坊に、二五日には六合目の石室に宿泊し、二六日山頂に立った。その後大宮・吉原・沼津・三島を経て熱海で一〇日余過ごし、江戸に帰った。

以上の経過を見るかぎり須山口とこの異人登山とはまったく接点がない。ところが、この資料の中に、七月十九日、

村山大鏡坊から組頭三平に、この異人登山に関し飛脚があったことが記されている。大鏡坊が言うには、異人一行は村山口から登山し、一旦三島宿へ帰り、その後須走口・吉田口へ参詣するとした。そして、となると須山口のみ除外されることとなるので、三島宿に行くのを止めさせ、十里木街道から須山口へ抜けるよう願い出てはと勧めている。隼人祐自身は話が合理性に欠け得心がいきかねたが、もしそれが事実で須山口のみ除外となれば不本意であり、かつ、「異人参候ハヽ、格別村内助成ニも可相成」という打算もあり、平太夫を三島宿へ遣わし、ことの真偽を確認させたが、須走・吉田両口参詣のことは全くの虚偽であった。大鏡坊は村山で最も大きな宿坊であり、前述の通りオールコック一行が二四日に宿泊している。その際大変な歓待をしたとされる。過失か故意か、なぜこのような虚報をなしたかについては検討課題である。

この虚報への敏感な反応を見ても、異人登山が須山口の人々にとって大きな関心事であったことがわかる。隼人祐ら三名は二五日に出立し、翌日異人登頂のその場に居合わせている。異人の様子については、山頂での拝礼をせず、また、鶏・豚を食べていたと記している。さらに、後の伝聞として、内院(富士山頂)へ鉄砲を打ち込んだとも書き留めている。

オールコック一行の富士登山自体は既によく知られている。しかし、以上の記述は須山口からの記録として貴重である。

その他、神職に関しては次のような資料を所収した。

二六三は、寛政元年(一七八九)正月に富士本宮浅間社(富士宮市)の第七代案主信胤が、渡邉隼人祐に与えた「相伝箇条」である。その各々の箇条の多くが庶民の素朴な願望に照応していよう。ところで、『浅間神社の歴史』(一九七二九)

によれば、信胤は享和元年（一八〇一）十一月二七日に家督を譲って隠居したとされる。とすればこの時点でなぜ「前案主」と記されているか検討の余地があろう。

二六四は「六根清浄太祓」であるが、吉田神道流の祈禱語の一典型を表現している。二六七の「神子朝日」は、未収資料に「朝比」とも見える。渡邉隼人祐と関係のあった者であろうが、未詳である。二九〇は杉山幸大夫が吉田家から与えられた免許状である。木綿手繦は、神事に奉仕する際、袖をかかげるのに用いられる。

以上、本巻所収の資料を介して、須山口参詣登山道の歴史を概観することを中心として、若干の解説を付した。

（伊東誠司）

第六章　家と家族

本書編さんの主たる目的のひとつは、近世の村を構成した家と家を基盤に生活した家族の実態に迫ることにある。本章では家と家族を究明する手がかりとして、相続・経営・家産と消費・儀礼・信仰の五節を立て関連資料を選択した。分類にあたっては重複等若干問題があったが、家と家族を総体として把握するものとして御理解をいただきたい。

第一節　家の相続

言うまでもなく、村は年貢収取に典型的に示されているように、領主にとって支配を貫徹するための基本単位であった。いっぽう、農民にとっては、生産・経営・消費から、文化・信仰に至るまで広義の生活の基本単位であった。

家は近世社会を有機体にたとえれば生命維持の細胞のようなものであった。近世の村は家をもって構成される。

よく近世の村は一定の耕地の保有と耕作権を幕藩領主に保障された均一の本百姓によって構成されていると言われるが、事実はそうとばかりは言えない。第一章で明らかなように、近世村は前代の残滓をひきずっており、領主の小農を自立させようとする政策と独立を目ざす下人や農家の二、三男の要求等が加わって多くの百姓の家を生むが、保有田畑・経営規模の大小、家柄・家格の差別等、村落内の諸権利関係においては決して対等ではなかった。村明細帳の記載に明らかなように、長百姓、小百姓、無田、水呑といった身分・階層が公的に存在していたのである。

中でも村の成立当初には前代の影響が根強く、特に村役人、名主をめぐって有力な土豪的百姓の間に対立が絶えなかった。領主と村を結ぶ支配・被支配の政治的関係は村請制の下では名主を通してのみ行われ、名主役は領主はもとより村の百姓にとっても重大な利害が絡むものであった。

二九四・二九五・二九七・二九八・二九九・三〇〇・三〇四・三〇五は、元和二年(一六一六)から宝永四年(一七〇七)の約一世紀に及ぶ御宿村の名主役をめぐる葛藤とこれに深く関わる家格の関係史を明らかにしてくれる貴重な資料である。御宿村の歴代の名主を勤め、村政のリーダー役を担った湯山三家(上・中・下)の関係を示すものでもある。

二九四は、村の成立当初の元和二年、湯山三家の関係を「三蕪(かぶ)ながら古来よりノ百姓跡ニ而座敷同座ニ御座候」と右・左・上の三座同座と確定した覚である。村切りそして近世村の誕生にあたって前代からの百姓得分を三分し、三家による三座の家格を確定し、対立抗争を回避しようとしたものであろう。ちなみに座にもとづく村内の家格については三〇八の千福村の大番振る舞いの席書が参考になる。

ところで、御宿村湯山家の三座は同座とはいえ、名主役をどこが占めるかに重大な利害が絡んでいた。

二九五は、代々名主右近跡を正統とする村中吟味の上の村役人惣百姓の連判である。注目すべきは本名主の家の根拠として代々の正統な嫡流相続と並んで水帳・名寄帳の襲蔵を挙げていることである。この二点は以後も名主役選任をめぐって繰り返し争点となった。二九七は相続者が幼年のため一度名主を降りた右近系の次左衛門（下湯山家）が複数制名主にあっても本名主であることを主張したもので、二九八では本名主家の権益として水帳を所持することを支配の沼津代官に認めてもらったものである。二人の相役名主は水帳の写しか所持できないとしている。しかし、名主は水帳正本の所持と相続の正統性だけの形式主義で勤まるものではない。家の経営、存続の上に激動する村政をリードすることは生易しいものではなかった。水帳正本の襲蔵を理由に本名主たることを沼津代官に公認させた源左衛門も二九九に明らかなように「身代不手廻」のため名主の座を相役・惣百姓に委ね、三〇〇にあるように平次郎（中湯山家）に預け置かざるを得なくなっている。ところが、又々身代が持ち直せば、三〇四・三〇五のように本名主の正統性を家譜から導き出し、名主役復帰を主張するに至るのである。この執拗なまでの家格の自己主張は何であったのか、家格を永続に守ろうとする願いはその根拠となる文書を作成、保存させ、集大成として家譜を編集させることになった。家永続のアイデンティティこそ近世村落社会の支えとなった。

家の相続は領主はもとより村にとっても最重要な課題であった。これらを示すものは二九六・三〇一・三〇二・三〇三・三〇六・三〇七である。相続者を確定することは村役人にとって不可欠な職務であったろう。また、それ以上に家の当事者にとっては死活問題である。中でも当主が血縁関係にないものに相続させるときにはそれなりの契約書をつくらせることが多かった。相続の問題は家産をめぐる紛争を惹起したということでもある。

三〇一は女子が家産相続を要求した事例である。三〇三・三〇三は茶畑村柏木家の分家、隠居に際しての家産相続である。

田畑屋敷の不動産から現金まで詳細な取り決めが村役人、他村の扱人立会いの下でなされている。三一六は久根村勝又家の分家創出に際しての居宅家財その他家産相続の状況を詳しく伝えている。三〇六は佐野村百姓跡式に茶畑村柏木家の家来身分の者を貰い受けようとするものである。三〇七は大畑村の百姓が富沢村の百姓の従弟を養子に迎えるものである。持参金や家産の実況について克明に銘記している。もちろん養子には二、三男が望まれたが、その後種々紛議を生じた。

三一一は養子の実家に相続人がいなくなったための貰い返し、三一四は養子の不埒による家内騒動、三一三は嫁・姑の争いを示すものである。それにしても、養子相続は安心できなかったのか、三一三の「地所大切ニいたし農業出精仕、質物抔ニ書入候義決而仕間敷」の文言にあるように厳重な一札がとりかわされたのである。

三一八・三一九は幕末動乱期の家格を示すものである。献金等による領主からの名主格、脇差の免状である。

第二節　家の経営

家を存続させるためには農家経営がなくてはならない。稲作を主とした農家の実情を記録した資料は稀少である。いっぽう地主経営に関する帳簿類は十九世紀に入ると多く作成された。それらの具体例として三一〇の御宿村湯山家の文化一三年(一八一六)の「田地反別預ヶ口覚帳」を取り上げた。預ヶ口とは小作に出すに当たっての地主の取り分のことである。これから年貢の御蔵納を差し引いたものが地主の作徳となる。上田反当り一・八石の預口は一・五石の石盛りを上回っており、検地時から収穫量の飛躍的増大がない限り小作の経営は破綻することになる。十四件反別にして二町一反余、この預口九六俵一斗、内四八俵御蔵納(年貢)、四八俵一斗が蔵納(地主作徳)となる計算である。一

俵四斗とすると二町一反で十九石三斗の収入となり、経営が充分成り立つ数字であるが、反当り一・八石以上収穫しない限り収益とならない小作の経営は苦しかったと見做すべきであろう。小作側の資料がないのが残念である。

三一は茶畑村柏木家の奉公人給金覚帳である。男子二、女子一の奉公人である。給金はかち男二両、馬士一両三分二朱、女子は一両二分である。男子に比して女子が低い。

ところで、近世の村がすべて農業で暮らしを立てていたと考えるのは事実と違う。後期ともなると多様な経営に手を出す者も出て来た。三二・三三は御宿村中湯山家(保三郎)が沼津宿の者と四〇〇石積の船を購入して海運業に乗り出そうとしたものである。これには深良村の松井家、小林家も関与している。また三五で上湯山家式右衛門も沼津宿に進出し、出店を持とうとしている。三四は富沢村の米屋用助が旗本稲葉金之丞駿州知行所四ヵ村の御蔵米の払米五〇〇俵を二三一両二分で落札した際の一札である。百姓身分の在村米商人の力量である。

第三節　家産と消費

近世村落の人々の暮らしにおいて生きる活力を与えたものは家産と消費への飽くない欲求であったろう。村の経済が自給自足を前提にした停滞と封鎖の状況にあったと考える向きはないであろう。実態は村内外から活発な経済活動に触発され、消費の拡大と家産の変動が村落内に浸透し、競争原理さえ認められる経済社会であった。それだけ家の永続は困難を極めたのである。

三六は寛文二年(一六六二)葛山村の田畑永代売買証文である。田畑永代売買禁止令を無視して十七世紀後半に家産化した田畑の永代売買が行われていたのである。

三七・三八は婚姻に際しての嫁の一五〇両の持参金をめぐる関係者の取り決めである。元禄期の村は確実に金遣いの経済の下にあった。

本書のねらいのひとつは旧来注目されることの少なかった家産と消費の実態にアプローチすることにあった。しかし、衣・食・住の狭義の生活を知ろうにもなかなか難しい。

三九は御宿村下湯山家の下女の普請に際して主人安右衛門が記録した貰物覚帳である。下女の住の実情を窺わしてくれる貴重な資料である。近世後期になると家産と消費に関する資料も多彩になって来る。中でも恰好な資料が百姓分散(破産)による家財家具等の家産売り立ての記録であるのが何とも皮肉である。

三〇は小農藤右衛門の分散時の道具・家の書上げである。僅か金一分余の決算金は厳しい現実である。三一の御宿村中湯山家平治郎の家財払物は多種多彩で富裕農民の消費生活を彷彿させてくれる。中でも豊かな食生活を窺わせる多種の食器類、優雅な文人趣味を想像させる書画骨董類に注目したい。三二は平治郎が家産を整理した上での借財配分の記録である。三六一両もの売払い代金をもってしてもなお四五二両も不足している。年貢や無尽金等を優先的に返済し、村内外の債権者にかかわる残余については、彼らが小額の返金を受け入れている。助け合いの共同性が貫かれているようである。

三三は御宿村利七の村役人・組合・親類立ち会いの分散時の家財取調べである。唐机、文庫、そろばんに注目したい。読み書き算用の文字文化習得のあらわれである。天保十一年(一八四〇)の利七の家族構成は利七三七歳、女房三一歳、伜亀太郎十二歳、父六二歳、母五四歳である。文政六年(一八二三)の持高は二七石二斗三升八合、上層の農民である。天保十五年(一八四四)に何があったのか、分散に追い詰められたものであろう。ちなみに利七家はその後も

存続したが、明治三年（一八七〇）の持高が僅か七斗三合に激減していることから、このとき家産の大半を失ったものと思われる。一見前代からの家柄・家格がそのまま維持され、平穏と思われる村落も構造においては変動の中に置かれていたともいえよう。

この意味で三三六・三三七・三三八の茶畑村柏木家の事例はより大がかりである。金融破綻から生じた経営の立て直しのために、まず日常不必要と思われるぜいたく品・家財・諸道具の売り立て、次に田畑の売買を行おうとするものである。売り立ての諸道具類の詳細に往時の消費・生活・文化の実態を垣間見ることが出来るのも皮肉である。

三三四は久根村勝又家の女性きくの居宅普請の記録である。普請に関する儀礼・費用・諸道具が明らかとなる。

三三五は、御宿村湯山吟右衛門の娘二人、伴一人を同行した伊豆山入湯の記録である。三三九は富沢村服部家のハレの食事献立である。

第四節　家族と儀礼

家を永続させることによって村の永続を実現しようとするためには、まず家族の再生産を図らねばならない。こうして近世村落における家の確立は家の永続のための数々の儀礼を定着させていった。十九世紀に入ると家族をめぐる儀礼は多彩となり、これらを記録した資料は豊富と言ってよいほど家々に襲蔵されている。今日まで歴史資料として正当に取り上げられていないが、今後生活史を解明する上で課題も大きい。本書においては、豊富な関連資料の中から家族儀礼の代表例を人の一生のエポックに従って選択した。出来る限り地域の平均を心懸けたため、人物を特定し一貫性をもって収録することは出来なかったことをお断りしておく。（高　橋　敏「近世村落の家と家族の儀礼史料」

静岡県史　資料編　24民俗二）

誕生の儀礼は三二六の久根村勝又市太郎の事例を採った。近隣・村・親類等からの祝儀、これらに対する返礼、子供の誕生は家族はもとより村内外を挙げて祝福されていることが明らかである。三四一は女子の初雛の記録である。水窪村の渡邉おいせ子の事例である。雛人形贈答の習俗が盛大に行われている。

三四九は乳児養育を村内の豪農に嘆願したものである。捨て子・拾い親の習俗とは違い、切実な親の子を思う愛情が伝わってくる。村の子育てを考えさせられる資料である。

七歳の儀礼は三三一の公文名村市川喜代女、三三三の千福村横山健吾の事例を取り上げた。難病の疱瘡を済まして漸く子供として育ったことを祝う家族と村の人々の喜びを伝えている。

元服の儀礼としては御宿村湯山柳太郎十五歳の祝儀受納帳、三三三を参考にしてほしい。元服は必ずしも一般化していたとは思われず、むしろ成人儀礼としては伊勢参宮に代表される若者の修行の旅の方が慣行化していたと見做すべきであろう。

三四三の御宿村湯山仙輔の伊勢参宮、三四五の茶畑村柏木熊次郎の大山参詣を挙げておいた。一人前の成長を願い、歓迎する家族、村人の喜びが詳細なハレの儀礼の記録から読み取れよう。

人の一生にとっても、家にとっても最大の儀礼のひとつは結婚であろう。多くの記録が残されているが、三四四深良村松井おちかの事例と三四七御宿村湯山半七の詳しい記事を収録した。それぞれ儀礼はもとより祝儀その他の贈答の詳しい記録から家の交友関係をも明らかにしてくれる。なお、三四〇は入聟の際の縁付手形の実例である。

そして人は最後に死を迎える。葬送の記録として三四八の久根村勝又市太郎の八歳の死と三五〇の御宿村湯山よし五一歳

の葬儀を取り上げた。家族は、村人は死をどのように迎え、送ったのであろうか。八歳の男子の夭折は、三四の誕生の儀礼に劣らず手厚く行われている。子供を失った家族の悲しみを村全体が共有している。また、家刀自の死と葬送は家族・村・親族を挙げて盛大厳粛に執り行われている。

家族儀礼の記録は、家族そして子供、女性、老人等なかなか見えて来なかった人々がどのような存在であったのか、またどのように扱われていたのか、を明らかにする上でも不可欠な資料である。膨大にのこるこれら私文書をどのように調査し、分析していったらよいのか、今後の大きな課題である。

第五節　家の信仰

近世初期に誕生した家の前途は決して明かるいものではなかった。家を如何に永続するかは、日常の勤勉さを説く通俗道徳を実践する経営だけでは安心することが出来なかった。家族を守り、家を永続することへの願望は村の構成員である農民にとって階層、家格を問わず切実なものであった。

三五四は正徳三年(一七一三)御宿村下湯山家の当主次右衛門が書き写した「七福神御誓願」である。現世利益への関心の高まりを示すものであろう。

家永続の願いは当然祖先崇拝・祭祀に連なる。これを担ったのは、宗門改めで支配の一翼となった葬式仏教の村の寺院であった。三五五は、享保十六年(一七三一)の下湯山家の先祖供養のための月牌料寄進証文である。菩提寺荘園寺は「廓誉道然響誉智音」の毎月の廻向を条件に畑地の寄進を受けたのである。こうした永代供養のための祠堂金の寄進は家の仏事儀礼として定着していった。

三六七の今里村浄土院の祠堂金証文は祠堂金によって居士・大姉の法号を授与し、分家の家格を本家並に昇格させるという事例である。祠堂金その他、寺院への貢献度に応じて戒名その他のあの世での扱いを決めようというものである。この背景には家永続と家格の維持、上昇を乞い求める家信仰の根強さがあるように思われる。

村に生きる人々は、村内の寺社の信仰だけで満足していたわけではなかった。より強い霊力や効験に対する願望は飽くことがなかったと言ってよい。そのためには村を出て一時ではあるが漂泊の旅を敢行したのである。

西国・板東・秩父の百番、四国八十八所の札所廻りや信州善光寺・讃州金毘羅山等が全国各地から信仰の旅人を集めていた。村人の信仰の旅を今日に伝えるものには順礼供養塔に代表される石造物があるが、文字資料でも確認される。

三六六は寛政八年（一七九六）茶畑村覚左衛門の西国・金毘羅・善光寺の参詣の長途の旅に当たっての身元を保証した往来手形である。三六九も葛山村治郎左衛門の文化七年（一八一〇）の善光寺・秩父観音参詣の往来手形である。「若行暮候節者一宿被仰付」「病死仕候ハヽ其所之御慈悲を以御作法通御取捨可被下」の文言は信仰の旅の覚悟を示すとともに旅人を迎える村々町々の保護を約束させるものでもあった。

いっぽう多くの参詣者を講中に組織し、大々的に信仰の旅を楽しんだのが伊勢参宮であった。多くの記録が残されているが、ここでは三六一の千福村横山文左衛門の道中日記を収録した。参宮の旅を袖日記に逐一メモすることは民衆の読み書きを知る上でも貴重であるが、それに増して旅先の名所・旧跡・神社仏閣はもとより、名物・食事・宿・待遇等の生活感にあふれた記載は旅の実態を伝えてくれる。また、宿代・食事代・駕籠代・舟賃・土産代等旅の費用についても詳細に記録している。このことは厳しい信仰の旅から見聞を広め、金のかかる楽しむ旅に変わって来たこと

を示している。三六三・三六六によって、伊勢参宮が富裕な農民の儀礼から広く村人誰にも敢行出来る旅に大衆化したことが明らかになろう。弘化四年(一八四七)茶畑村の定吉は伊勢参り金に差し支えて柏木家の御部屋様(内室)から二割の高利で一両二分借りている。また、安政四年(一八五七)伊豆佐野村の甚右衛門は麦塚村の勝又藤蔵から四両の伊勢参宮金を借用している。借金の理由に「伊勢参宮金」が堂々と罷り通る時世であったのである。

ところで女性の旅はどうであったろうか。順礼供養塔に明らかになるところもあろうが、ここでは文書資料として御宿村湯山式右衛門(中湯山)の母の二事例を挙げた。

三六二は弘化二年(一八四五)の「信州善光寺参詣諸事控」である。三月七日発足、二五日帰村の十八日に及ぶ旅であるが、この間善光寺に僅か一日にしか滞在していない。相当な強行軍であったろう。式右衛門の母はこのとき五十一歳である。内容は、近隣・親戚からの餞別、これに対する土産の詳細な記録である。記帳したのは母本人ではなく式右衛門であろう。母は貰った餞別には「南無阿弥陀仏」の名号に何か別の一品を添えて返礼している。身近かな召仕の者までを含む律儀さである。

三六五は地方霊場駿州・伊豆両国横道順礼の記録である。これも見舞(餞別)に対する返礼の御札配りである。式右衛門の母の旅は村の代参儀礼とも思える機能を果たしている。

三五七・三五八・三六〇は村の文人層の家信仰に関わるものである。三五八は俳人の富沢村渡辺虎杖が筆写した白隠ゆかりの「高皇延命十句観音経」である。三六〇は虎杖とは別人の渡辺家のものが書き写した白隠慧鶴の「おたふく女郎粉引歌」である。白隠は、チョボクレ、和讃、俗謡等を使って民衆への説教、説法を行っている。本資料は「主心お婆々粉引歌」との混同が認められるが、白隠の教化が伝わっていく過程を知る上で貴重であろう。末尾の「謎々」は白隠の村

落支配層（豪農）の家永続を「村人の長殿」の「子孫繁昌」として「桶屋の正直」と対比して謎にかけて警告したものである。白隠の教化のその後を示すものといえる。

（高橋　敏）

第七章　幕末維新の裾野

この章は近世裾野の村々を駆け抜けていった幕末維新に関する資料の中から、村の動向を示すものを収録した。嘉永六年（一八五三）のペリーの来航は、日本全体に大きなインパクトを与えたが、裾野市域の村々でも、名主達はこのことに関する情報を小田原藩や江戸の旗本から得ていた。三七三は深良村と久根村の領主である旗本稲葉氏の用人から、異国船渡来の情報を深良村にあった陣屋を仕切っていた松井庄左衛門・大庭仲蔵に伝えたものである。松井氏・大庭氏は稲葉氏に取り立てられていたが、ともに深良村の農民出身であり、勝又弥右衛門は久根村の元名主である。この書状は年未詳であるが、内容からペリーが再来し、日米和親条約が締結された嘉永七年（一八五四）と推察される。

異国船渡来の情報は、他領の名主達もそれぞれ領主から伝えられたと思われるが、このことは村人全体には「負担」という形で実感されることとなった。三六八は嘉永七年の茶畑村における異国船来航にともなう夫役金の取立帳である。この年は一月にペリーが再来し、十月にロシアのプチャーチンが乗るディアナ号が下田に来航している。夫役は本来は労働に従事する労役であるが、近世後期以降は、徴発に代えて金や米を納めることが一般的であった。これを村高に応じて割り当てているが、茶畑村分は金三三両三分余とかなり多い。これを農民の持高に応じて割り付けている。

農民は組ごとに記載され、周辺の村から入作している農民も書き上げられているが、この負担の割合を見れば、当時の茶畑村の土地保有状況もわかる。また、一三の富沢村の嘉永七年「村入用控帳」にも異国船掛りの諸費用が書き上げられているが、海防に関する負担は領主によってかなり差があった。ペリー来航以降、村の負担は海防の負担ばかりでなく領主の上洛や長州征伐などの出費により増大していく。

慶応三年(一八六七)一〇月十四日、将軍徳川慶喜は大政奉還の上表を朝廷に提出、十二月九日には朝廷は王政復古を宣言し、翌慶応四年一月には鳥羽・伏見の戦いが行われ戊辰戦争が始まった。二月になると沼津藩は尾張藩の説得に応じ、新政府に勤王証書を提出している。一方、小田原藩も藩主は新政府に恭順するが、藩内は佐幕論と勤王論に分裂してしまう。このような状況下において小田原藩領の村々では「農兵」が編成されている。

農兵といえば韮山代官の農兵が有名であるが、この幕府農兵は海防や治安維持を目的に江川英龍が創設を論じ、江川英敏によって文久三年(一八六三)に設置され、実際に一揆鎮圧に動員され活躍した。土佐藩・水戸藩・長州藩などの雄藩や譜代藩もこれにならい農兵を設置したが、小田原藩の農兵も従来の村筒を再編成し、幕末の動乱に対応しようと試みたものであった。三九は慶応四年(一八六八)二月の御厨下郷組合における農兵の取り立てに関する資料である。まず下郷組合に高割で割り当てられた農兵十五人分を村高で割り、つぎに家数で割り当てられた十五人分も村ごとに軒数で割って、両者を合計して村ごとの農兵の取り立て人数を出している。端数は三〜五ヵ村を合わせて一名立てている。もっとも割り当て通りに村から農兵を出したのではない。三七は下和田村で農兵に取り立てられた者が、杉名沢村の者を代わりに農兵にしたことがわかる資料である。村内での農兵の取り立ては落札で行われている。この小田原藩の農兵は藩が混乱したために実際には機能しなかったようである。

江戸をめざして東進する官軍の先発隊は、二月二八日に小田原に到着しているが、その別動隊二〇〇名余が翌二九日に佐野村・二本松新田に出張することになり、沼津藩から両村の役人に食事や宿泊の準備を命じたのが[三七〇]である。また、周辺村々の名主にも、通行に不都合がないように村人すべてに連絡する旨の廻状がだされており、新政府に恭順の意志を表した沼津藩の動きもわかる。「佐土原様」とは日向国(現在の宮崎県)佐土原の小藩で、藩主は島津家の分家の佐土原島津家である。この藩は戊辰戦争では大きな働きをしている。

裾野市域にとって慶応四年二月は、まさに歴史の大きな渦に巻き込まれた時といえるが、この時に沼津藩領の村々では「非常取極規定書」がつくられている([三七二])。この中で近来は容易ならざる時世であると強く認識されており、浮浪博徒などの乱暴狼藉から村を守るために「非常組」という壮年の者からなる自警団的な組織を設けている。その取締り規定には、非常組の人数や給料、半鐘の設置などが定められており、村を守るためには「鉄砲其外何ニ而も勝手次第」に用い、村役人と非常組の者は刀を帯びることなども取り決めている。

その後の小田原藩は、幕府遊撃隊の影響で佐幕に傾き、五月には「箱根戦争」が起こるなど混乱している。その後新政府に恭順するが、この責任を取り家老は割腹、藩主も蟄居となり支藩の荻野山中藩から新たな藩主を迎えている。一方沼津藩は、慶応四年七月に徳川家達の入封にともない上総国菊間に移封され、沼津藩領の村々は静岡藩に組み入れられている。また、第五章第一節の[三九]で、御宿村の女性が幕末維新の時世の移り変わりを記録しているので参照してもらいたい。

(井口俊靖)

掲載資料所蔵者別一覧

〔文書〕

湯山芳健氏所蔵文書

裾野市御宿三〇七

〔資料番号　年月日　表　題　頁〕

七　慶長　九年　八月　御宿村永荒帳……一五〇
二六四　元和　二年　正月　吉日　御宿村百姓三座の覚……六八七
一九六　正保　四年　正月一八日　御宿村欠落人につき一札……一五五
二一　正保　五年　四月一四日　御宿村宮内左衛門隠田一件につき訴状……六一
三一　慶安　元年　八月　九日　御宿村宮内左衛門隠田一件につき手形……六三
一〇五　慶安　五年　二月二四日　山論につき御宿村より小田原藩へ下知願……三五六
二五　承応　二年　二月二五日　御宿村、代官より法度請書……六五
二六　承応　二年　三月一一日　御宿村、代官より法度請書……六七
二七　承応　二年　七月　二日　御宿村新田夫殺し一件につき手形……六九
二八　承応　二年一二月二二日　御宿村、代官より法度請書……七〇
二九五　明暦　二年　二月　御宿村名主家につき申上書……六七七
二九　明暦　三年　三月一一日　御宿村惣百姓役高名寄帳……七三
一〇九　万治　二年　三月一六日　入会山通行につき金沢村他二ヵ村訴状……三五九
三〇　万治　二年　八月　御宿村上野原新田六右衛門家寺請証文……七四
三一　寛文　二年一一月一三日　御宿村宗門改帳……七五
二五三　寛文　四年一〇月　吉日　御宿村源広寺奉加覚帳……六〇三
二九七　寛文一〇年　三月　御宿村本名主につき口上書……六八九
三四　寛文一一年　正月一六日　御宿村五人組手形……八四
三五　延宝　二年　三月二三日　御宿村検地につき起請文前書……八七
二九八　延宝　二年　三月　御宿村水帳につき証文……六九〇
二九九　延宝　二年一一月一七日　御宿村名主退役につき口上書……六九〇
三〇〇　延宝　三年　御宿村名主役預り証文……六九一
一九八　元禄　四年一二月　晦日　御宿村百姓家来暇につき一札……一五六

三〇四　元禄一四年一二月二三日　御宿村名主役につき覚……六九七
一三一　元禄一四年一二月　御宿村諸役諸入用割帳……三七三
二四一　元禄年間　笠付勝句写……一六八
三〇五　宝永　四年　二月二七日　御宿村開闢より数代の名主筋安右衛門家の事……六九八
三五四　正徳　三年　五月　三日　御宿村下湯山家七福神御誓願……八三三
六六　正徳　五年　正月　金沢村組頭諸事私欲につき罷免願……三七
二一三　正徳　六年　二月　鍛冶頭就任願いにつき御宿村平左衛門一札……一五三
二一三　正徳　六年　二月　御宿村平左衛門鍛冶頭任命願書……一五三
二一七　享保　四年　六月二五日　御宿村茶摘価払帳……一四三
三五五　享保一六年一二月　御宿村下湯山家月牌証文……八三五
三五五　享保一七年一〇月一八日　駿州御厨三筋道三十三所順礼歌……六〇七
三五六　享保一八年　三月二九日　落書「(江戸市中寺社)開帳」(写)……六一〇
三九九　享保一八年一〇月　御宿村下湯山家下女家普請につき貰物控帳……七三
五五　寛政　九年　三月　御宿村明細帳……一七五
三四三　文化　七年　正月　吉日　御宿村湯山仙輔参宮見舞受納帳……六八一
八三　文化一〇年　正月　吉日　御宿村組頭年中御用出勤控……一九五
三八　文化一二年　七月二三日　御宿村娘・若者不儀一件内済勘定帳……一四七
三一〇　文化一三年　正月　吉日　御宿村下湯山家田地反別預ヶ口覚帳……七一〇
三四五　文化一三年　正月　下和田村ちょ縁付手形……七八六
一五〇　天保　元年一二月　御宿村半七酒造高諸道具御改御請印帳……四三三
一六九　(天保七年)　御宿村施金米覚帳……四五二
一五五　天保一〇年　六月　荻野山中藩殿様利運講連名控帳……四三二
三〇九　天保一四年　三月　御宿村百姓縁付手形……七〇二
二一〇　天保一四年一二月　御宿村定使役につき請書……一五三
三三三　天保一五年一二月　八日　御宿村利七家財取調代附帳……七一五
五五　嘉永　元年　九月　荻野山中藩江戸屋敷賄金千両の内御宿村割合帳……二二七
三二五　嘉永　元年一〇月　御宿村百姓沼津出店人

別送りにつき一札……七八
荻野山中藩家老巡村諸用留……二六五
御宿村百姓養子相続につき一札……七〇四
御宿村定使役につき請書……一五三
御宿村湯山半七婚礼諸入用控帳……七九八
御宿村湯山唫右衛門伊豆山入湯諸入用帳……七九三
御宿村相役名主入札……三〇四
御宿村風荒破損書上帳……四七三
御宿村村方組親出会着到帳……三〇六
三峯山行諸入用帳……六七七
御宿村村高家数人数書上帳……六三二
荻野山中藩領主御主法金御請につき脇差免状……七〇六
御宿村湯山せい勝手賄帳……一五八
御宿村湯山よし葬式諸事控……八二五
御宿村半七郎西洋筒献納につき名主格免許状……七八
御宿村半七郎西洋筋入筒献上につき脇差免状……七九
御宿村湯山柳太郎元服御祝儀受納帳……八三〇
御宿村水帳村役人へ引渡しにつき願書……三〇九

渡邉武彦氏所蔵文書

裾野市富沢八

富沢村年貢割付状……一四
富沢村年貢割付状……一五
富沢村年貢割付状……一七
富沢村勘兵衛ら沼津代官領辰之御撰米金納請負手形……二三
富沢村勘兵衛沼津代官領辰之御撰米上納金目録……二三
定輪寺門前者寺内法度等につき請書……一五

二〇一　元禄　八年　二月一七日　富沢村はつ家産相続につき一札……六九二
二一三　元禄一二年　二月　富沢村三助年季奉公につき請書……五八
二一七　元禄一五年一二月　吉日　富沢村百姓嫁私金につき一札……七元
二一八　元禄一六年　二月一一日　富沢村百姓嫁私金借用につき一札……七三〇
一一五　正徳　三年　六月　四日　平松新田他三新田・佐野村と富沢村他二ヵ村入会山論につき裁許状……三五五
二〇七　享保　元年　八月二〇日　大畑村百姓聟遺跡貰いにつき証文……七〇〇
一五九　元文　三年　九月　富沢村風損につき年貢米二五俵免除願……四四二
一六〇　延享　二年　八月　富沢村麦作違作につき定免願……四四二
一五三　延享　三年　二月二六日　定輪寺村伊兵衛無尽定証文……四三〇
一六一　明和　八年　九月　大畑村旱魃につき年貢用捨願……四四三
二三一　安永　四年正月大吉祥日　「童児教訓書」……五六三
二五三　安永　五年　七月　大畑村戸口・馬数書上……一六五
二五三　安永　五年　七月　富沢村戸口・馬数書上……一六五
一八一　安永　九年　七月　拾六ヵ村猪鹿除囲土手麁絵図……四八二
九一　天明　二年一二月　富沢村年貢納方などにつき取極連印一札……三七
一六三　天明　四年　正月　富沢村飢人改書上帳……四四四
九三　天明　六年一〇月　富沢村不埒者入札開札封印につき連判証文……三九
一九九　天明　六年一二月　岩波村平七奉公人請状……五七
二〇〇　天明　七年　七月一七日　奉公人平七欠落につき若者共連名一札……五七
二〇一　天明　七年　七月　奉公人平七欠落につき親類一札……五八
一六三　天明　八年一一月　富沢村不作につき金三〇両拝借願……四四六
二四二　寛政　四年　七月二九日　宗祇翁三百遠忌手向吟……五七
一四〇　寛政　五年一一月　富沢村薩摩芋当年作方大積……四一〇
一八二　寛政　八年一一月　愛鷹山牧場取立につき駿東・富士郡村々請書……四八二
一四一　寛政　九年一一月　愛鷹山炭焼出しにつき山付村々願書……四三
二三三　寛政一〇年　八月　上浣　「商売往来・翰墨蒙訓

二四六　嘉永　二年一二月　七日　久根村勝亦市太郎誕生祝儀覚帳……七九
一〇二　嘉永　七年　五月　二日　久根村取締役・名主役不正一件につき小前惣代より役儀罷免願……三五〇
一〇二　嘉永　七年　五月　役儀不正一件につき久根村取締役返答書……三五二
二四八　安政　三年　五月一三日　久根村勝又市太郎葬式入用控帳……八〇六
三一六　安政　六年一二月二〇日　久根村分家弥三郎居宅普請諸入用并家財諸道具代金取調控帳……七〇七

勝俣恵一朗氏所蔵文書

裾野市麦塚一七九

二五八　宝暦一〇年　小春　吉辰　白隠慧鶴「長殿の謎々」(写)……六三
二三五　天保一二年一二月二一日　麦塚村捨子病死の始末につき申上……三五九
一七五　安政　二年　八月　麦塚村安政元年地震荒反畝歩取調書上帳……四六九
三六六　安政　四年　正月一五日　伊豆佐野村百姓伊勢参宮金不足につき借金証文……八六五
六〇　慶応　四年　七月　麦塚村指出帳……一九六

松井保博氏所蔵文書

裾野市深良二四一四

二四四　文政　九年　八月　深良村松井おちか婚礼につき諸色覚……七八七
七四　天保一四年一一月　旗本稲葉氏御陣屋勝手控帳……二四八
二六九　嘉永　三年　三月二〇日　深良村町田講中念仏供養塔建立につき諸入用覚帳……六二四
六一　慶応　四年　七月　深良村明細帳……二〇〇
二七三　年未詳　旗本稲葉氏より異国船取計方につき書状……八八三

湯山悦氏所蔵文書

裾野市御宿二三九

四三　貞享　四年一〇月　御宿村箱根水掛畑田成上穀米出反歩帳……九五
三三一　天保　五年　七月　御宿村平治郎家財払物代付帳……七二四
三三三　天保　五年　八月　御宿村平治郎田畑山林

家財諸道具売払借財配分割合帳……七四八
三三　天保一〇年　九月一一日　御宿村湯山保三郎へ四百石積船売渡証文……七四四
三三　天保一〇年　九月　保三郎他三社丸船一艘買入につき最合持出金取替せ書付帳……七五五

市川義朗氏所蔵文書
裾野市大畑七七―一
八一　寛政一〇年　九月一八日　大畑村名主諸帳面・書物引継ぎ覚……二五三
一六五　文化一〇年　七月　大畑村竹の実結につき書上……四八
二〇六　文政　三年一二月　大畑村百姓清助奉公人請状……五二
三一〇　天保一五年一一月二一日　隠居扶持米仕分証文……七〇三

大庭和彦氏所蔵文書
裾野市石脇四七〇―七
三三　寛文　七年一〇月　石脇村年貢割付状……八三
五〇　延享　二年　六月　岩波村明細帳……一四三
六六　寛延　二年　駿東郡小田原藩領村々歩中間勤高割賦帳……二七
三五五　安政　六年　正月　柳澤清継案述「挙善禁悪箇条」……五七

志村守雄氏所蔵文書
裾野市深良一七三四
九八　享保一九年一一月　深良村名主不埒金一件訴状……三三
九〇　宝暦　三年　九月　旗本稲葉氏申渡深良村百姓請書帳……三三
一〇〇　明和　三年　二月　深良村名主諸事不埒につき吟味願……四五
一〇一　明和　四年　四月　深良村村役人残らず退役後、組頭入札につき連印一札……四九

市川逸朗氏所蔵文書
裾野市公文名一二一―二
四八　貞享　三年　四月一七日　公文名村・稲荷村差出帳……三〇
二九　文政　五年一〇月　喧嘩口論禁止等につき公文名・稲荷村惣百姓・若者取究書……五三

二五一　文久　三年一一月一五日　公文名村市川喜代女七歳日待祝儀受納臨時入用帳……八二七

大庭重一氏所蔵文書

裾野市深良二六三〇

三三　慶安　三年一〇月二六日　深良村指出……六三
七九　享保一九年　六月　深良村跡名主へ諸帳面・書付引渡証文……二六六
二七三　安政　五年　八月　吉旦　深良村吉田宮勧請寄進名細控帳……六三〇

杉本清住氏所蔵文書

裾野市下和田八一七

四三　延宝　五年　七月　下和田村明細帳……一〇一
二七一　慶応　四年　二月　農兵取立につき一札……八八〇
一七八　明治　三年　二月一〇日　下和田村焼失帳……四七四

服部鈴子氏所蔵文書

裾野市富沢一二四

三三四　天保一二年一一月　七日　富沢村米屋用助蔵米購入につき手付金差出証文……七二七

一三三　嘉永　六年　六月二一日　茶畑村村入用金借用覚……三七七
三二九　年未詳　富沢村服部家献立表……七七五

定輪寺所蔵文書

裾野市桃園一五四

五　慶長　六年一一月二三日　定輪寺領・門前諸役免除井出正次手形……四八
六　慶長　七年一二月一〇日　定輪寺への徳川家康寄進状写……四九

杉本隆彦氏所蔵文書

裾野市今里七八八

二六七　慶応　二年　五月　今里村安養山浄土院祠堂金証文……八六六
二一〇　慶応　三年　七月　下和田村若者心得違につき取替証文……五三五

土屋良雄氏所蔵文書

裾野市深良四七二

二一八　文政　五年　八月　深良村南堀八幡宮祭礼の狂歌楽書につき詫状……五三
二六八　天保一五年　六月　西国順礼者病死につき一札……六三

渡邉公一氏所蔵文書

裾野市水窪七二

五二　延享　二年　七月　水窪村書上銘細帳……一四九

二四一　文化　五年　二月　水窪村渡邉おいせ子初雛祝儀万覚帳……七八

有井陽一氏所蔵文書

裾野市公文名一一七

一　慶長　四年　六月　吉日　横田村詮法度……四五

一之瀬和雄氏所蔵文書

裾野市深良三七〇

九七　享保　元年一二月　五日　深良村貸金出入裁許状……三三〇

岩崎達生氏所蔵文書

裾野市佐野二八七

四六　貞享　三年　四月一六日　佐野村・二本松新田指出帳……一二九

植松吾一郎氏所蔵文書

裾野市石脇九六

六五　正徳　二年　八月　代官伊奈半左衛門宛巡見使派遣触書……二二四

大庭力氏所蔵文書

裾野市石脇四七六

五九　慶応　四年　七月　石脇村差出帳……一九一

笠間宝能富氏所蔵文書

裾野市茶畑三五一―一

三五六　寛政　八年　正月　四日　茶畑村覚左衛門西国・金毘羅山・善光寺参詣につき往来手形……八三五

勝又政雄氏所蔵文書

裾野市御宿一七四

三六四　弘化　五年　正月　御宿村政吉旅先で死去につき一札……八三三

御殿場・裾野・三島市　吉田神社十ヵ村引継書類

三六五　文政一三年　六月　四日　十(十一)ヵ村吉田宮祭礼当番引継札……六一七

浄土院所蔵
裾野市今里八五六
二五一　慶応　元年　初秋　今里村浄土院奉納句額……五九
杉山郁実氏所蔵文書
裾野市須山五一一―一
二九〇　文化一四年　正月　須山村富士浅間社御師杉山幸太夫四組木綿手纏懸用免許状……六七三
須山浅間神社所蔵
裾野市須山字柳沢
二四四　寛政一二年　六月　須山村富士浅間社奉納句額……五九一
古谷善和氏所蔵文書
裾野市佐野四九八
二七〇　慶応　四年　二月二八日　佐野村・二本松新田に親征先勢二〇〇名余宿泊につき廻状……八七九
渡邉徳逸氏所蔵文書
裾野市須山二五八―二
二七六　安永　五年　七月　富士山道再開につき深山村願書……六四一
市立富士山資料館保管文書
裾野市須山二二五五―三九
二七四　慶長一六年一一月吉祥日　須山村富士浅間社棟札……六三四
三三　寛文　九年一一月一二日　富士郡六七ヵ村と須山村の境論裁許状……八三
一五六　宝永　四年一一月　須山村土屋伊太夫富士山噴火事情書……四四〇
二七七　安永　五年　八～一二月　富士山道再開につき深山村出入控書……六四三
二七八　安永　八年一二月　五日　富士山八合目支配等出入につき裁許状……六五〇
二八五　寛政　八年　五月二八日　富士山須山口掟取極連判帳……六六一
二八六　寛政一二年　三月　深山村「富士山一件日記」……六六五
二八九　文化一〇年　四月一一日　深(須)山村富士浅間社神主渡邉對馬正神道裁許状……六七三
二九三　安政　七年　三月　渡邉隼人祐「富士山御縁年記録」……六七五

裾野市役所深良支所所蔵文書

裾野市深良六五七

一九　文政　八年　六月　箱根宿の者深良村山内不法薪刈取一件につき訴状……三七〇

一二〇　文政　八年　八月　箱根宿の者深良村山内不法薪刈取一件詫状……三七三

佐野区有文書

裾野市佐野

一三　寛文一二年一二月一八日　千福村・佐野村山出入につき済口証文……三六一

一三五　元文　五年　六月一三日　甲州往来商人荷物継送の口銭取につき水窪村他三ヵ村訴訟熟談一札……四〇一

一三七　明和　六年一二月　小田原藩領四ヵ村駿府町奉行所御貸付金借用手形……三八七

一三六　天明　元年　五月　郡内鹿留村種屋蚕種売弘めにつき証文一札……四〇六

二五　寛政　七年　七月二八日　茶畑村地先角力興行、若者喧嘩内済証文……五五

一四一　寛政　七年一〇月　佐野村酒造仕込改につき届……四一一

一四六　文化　七年一〇月　継場口銭一件につき水窪村・佐野村・神山村取替一札……四一六

一三〇　文政　二年　三月　百姓分算につき書上……七三三

一四九　文政一〇年　九月　二日　甲州往来荷物継送の口銭につき評定所掛り一件……四一九

一五七　万延　元年　三月　小田原難村講連名帳……四三六

三六九　慶応　四年　二月一九日　下郷組合農兵取立村々割合帳……八七六

今里区有文書

裾野市今里

四七　貞享　三年　四月一六日　今里村指出帳……一三六

一八〇　安永　三年一〇月　今里村鉄砲改帳……四八〇

一五四　天保　八年　三月　今里村報徳米拝借証文……四三三

葛山区有文書

裾野市葛山

五四　安永　六年　八月　葛山村明細帳……一六六

一七一　天保一〇年　九月　葛山村手余り荒所開発

人控帳……四五五
一七六　安政　二年一〇月　葛山村安政元年地震による困窮につき助郷役免除願……四七一

公文名山岳会所蔵文書
裾野市公文名
一〇七　承応　三年　三月一一日　山境につき佐野村他三ヵ村連判手形……三五八
一一三　元禄一一年一一月二二日　佐野村と山出入につき久根村詫状……三六二

石脇区有文書
裾野市石脇
一〇六　承応　三年　三月一一日　深良村持山境書上手形……三五七

深良区有文書
裾野市深良
一四八　文政一〇年　六月　江戸問屋と荷物滞り訴訟につき内済議定書取交わし証文……四一八

柏木正男氏所蔵文書
沼津市添地町二一三
裾野市史編さん室寄託
一〇　（元和六年）　九月二四日　茶畑村指出……三三
一三　（元和八年）　九月一一日　茶畑村指出……三四
一三　（元和八年）　九月一二日　茶畑村指出覚……三五
一八　（正保二年）　二月二三日　茶畑村小物成請取状……六〇
一九　（正保二年）　二月二九日　茶畑村小物成請取状……六〇
二〇　正保　二年一二月二九日　茶畑村家次代納金請取状……六一
一〇八　承応　三年　三月一五日　水窪村他三ヵ村入会山につき差上書……三五八
一二四　万治　元年一二月二五日　茶畑村炭十分一税受取手形……三六〇
一三三　寛文一三年　六月一六日　拾分一出し物、三島へ隠通り間敷旨茶畑村百姓連印手形……三九
一七　延宝　五年　四月　四日　茶畑村検地色付相違につき一札……八九
四四　延宝　五年一一月　茶畑村明細帳……一〇四
二〇八　貞享　三年　四月　茶畑村脇筒書上……五一三
六三　元禄　二年　正月二九日　生類憐みの令茶畑村請書……二〇七

三二六　元禄　五年　六月一〇日　茶畑村女二人関所通行手形……五四三
二七五　元禄　五年　九月　吉日　茶畑村浅間社「富士大縁起」……六二四
三五　元禄　七年　七月二一日　小田原藩領村々柿渋代上納覚……三八〇
三〇三　元禄　八年一二月一七日　茶畑村甚右衛門、又四郎へ相渡し田畑反別帳……六九三
六三　元禄　九年　正月　火の用心配符触茶畑村請書……二一
七八　元禄一〇年　六月一九日　茶畑村組頭・百姓代任命願……六五
一一四　元禄一二年　四月　印野村と大野山争論につき下筋村々訴状……三六三
八九　元禄一三年　二月一五日　茶畑村村議定……三一〇
三〇三　元禄一四年　八月二〇日　茶畑村甚右衛門隠居扶持田畑山林書付覚帳……六九五
三〇六　宝永　六年　二月　伊豆佐野村百姓跡式につき手形……六九九
一二四　享保二〇年一二月　小竹上方廻し分取り扱い、沼津町人覚……四〇〇
一二六　宝暦　七年一二月　小田原藩領村々借用金出入雑用帳……三八一
八〇　明和　二年一一月　茶畑村名主諸帳面・書物請取帳……六九
三四〇　安永　六年　二月　茶畑村へ入聟につき縁付手形……七七
六八　安永　八年一二月　村方取締りにつき茶畑村請書……二三
一一六　安永　九年　二月　六日　茶畑村山火事失火の者より村役人へ書付……三六七
一三七　（天明二年）　五月一三日　拾分一番所建替につき二ツ屋新田・平松新田百姓家借用願……四〇八
三四　天明　二年一一月　茶畑村甚左衛門長寿につき下賜米請取状……五八
一一七　天明　三年　二月　九日　茶畑村出火者始末口上書……三六七
三四　天明　五年　三月　吉日　伊豆島田村ぬしや茶畑村御宮塗上仕方書上……五四
六九　天明　五年　四月　小田原藩領村々松尾佐久太支配継続願……三八
七〇　天明　八年　三月　巡見使通行につき下郷村々など賄一体願……三一〇
一一八　天明　八年　九月　茶畑村願称寺住職博奕詫状……三六九

一三八　寛政　二年　三月二〇日　茶畑村諸品引下げ売買値段書上……四〇八
一三九　寛政　二年　三月　茶畑村諸色値段引下げの触につき承知一札……四一〇
二〇二　寛政　三年　二月　茶畑村欠落無田百姓帰参につき一札……五〇九
七一　寛政　三年　九月一〇日　小田原藩領村々質素倹約令……三三一
二六〇　寛政　七年　三月　茶畑村滝ヶ頭不動堂再建の覚……六一四
二一六　寛政　七年　八月一〇日　角力興行若者喧嘩請元詫状……五一八
一八三　寛政　八年一二月　牧場大込土手仕立につき請負手形……四八三
二〇四　寛政一〇年　三月　茶畑村門屋一色村へ引越につき一札……五一〇
一四三　寛政一一年一〇月　茶畑村炭山、湯ヶ島村百姓へ売渡につき証文……四一三
一四四　寛政一一年一二月一二日　茶畑村炭山入札控帳……四一四
七三　享和　元年　七月一七日　博奕御禁制につき茶畑村・平松新田請書……三三五
一四五　文化　三年　四月　茶畑村水車持主、田地用水につき水下の者へ差障りなき旨一札……四一五
八三　文化　八年　四月一一日　茶畑村名主見習任命願書……二九四
五六　文化一三年　平松新田書上帳……一七九
一六七　文化一四年一一月　下郷村々郷蔵囲籾高書上……四五〇
八四　文政　八年　七月　佐野村名主大借用欠落一件片付方取極め一札……三〇〇
二〇七　文政　九年　正月　茶畑村無田、小百姓仰付けにつき一札……五一一
八五　文政一一年　正月　吉日　小田原藩領名主惣代順番帳……三〇三
三一　天保　三年　正月　吉日　茶畑村柏木家年々奉公人給金覚帳……七三三
二六六　天保　九年一二月　瞽女泊り仕役覚帳……六一九
三六三　弘化　四年　正月　伊勢参宮金不足につき茶畑村柏木家へ借金証文……八六三
三四五　嘉永　二年　三月　朔日　茶畑村柏木熊次郎大山参詣祝儀帳……七八八
一五一　嘉永　三年　二月　六日　茶畑村職人鑑札の威光を借り故障申掛一件につき願書……四二五

一三六　嘉永　七年　二月　四日　茶畑村柏木家借用金取調覚帳……七六七
一三七　嘉永　七年一〇月　吉日　茶畑村異国船来航につき夫役金取立帳……八七一
一三五　嘉永　七年一一月　茶畑村地震潰家御見分書上案内帳……四六一
一七四　安政　元年一二月二三日　神山村他七ヵ村大地震につき拝借金雑用控……四七七
一三七　安政　三年　七月　茶畑村甚太郎家財諸道具払物取調帳……七九九
一三四　安政　三年一〇月　茶畑村養子不埒につき歎願書……七〇五
一三一　年未詳　茶畑村若者条目……五三六
一三九　年未詳　茶畑村柏木今女「御手本」……五七八
一三八　年未詳　茶畑村柏木家借財返済割合帳……七三三

竹村千幹氏所蔵文書

浜松市城北二―一三―三一

二〇四八　文化一四年　二月　須山村御師士屋正澄国学者竹村茂雄へ入門につき名簿……五九八
二〇四九　文化一四年　二月　須山村御師士屋正澄国学者竹村茂雄へ入門につき名簿……五九七

渡邉篤太郎氏所蔵文書

千葉県松戸市新松戸六―二三―一〇三

二〇三　天明　八年　二月　富士山御師株売渡証文……六五八
二〇三　寛政　元年　正月　吉日　神職渡邉隼人へ富士本宮浅間社前案主より相伝箇条授与状……六五九
二〇四　寛政　八年　二月一四日　神職渡邉隼人へ六根清浄太祓授与状……六六〇
二〇七　文化　三年一〇月一五日　須山村富士浅間社神官職分仮免状……六七一
二〇九一　弘化　二年一一月　須山村富士浅間社太々神楽執行許可状……六七三

〔金石文〕

菅沼家墓地

裾野市二ツ屋

二三三　寛政　六年　三月　二ツ屋村菅沼佐五兵衛門人奉納灯籠……五五五

二〇三　寛政　八年一二月　三日　二ッ屋新田開発者菅沼四郎左衛門墓碑……一五九
二〇四　文政　元年　八月一五日　二ッ屋村菅沼藤蔵筆子塚……一七〇
二〇六　安政　六年一二月　六日　二ッ屋村菅沼佐兵衛墓碑……一七六
二〇七　万延　元年一二月　六日　二ッ屋村菅沼佐兵衛門人奉納灯籠……一七六

定輪寺

二〇三　寛政　四年　七月二九日　裾野市桃園一五四　宗祇翁三百遠忌奉納灯籠……一九一
二〇五　享和　元年　宗祇翁三百遠忌記念碑……一九五

柏木家墓地

二〇六　文化　八年一一月一六日　裾野市茶畑　茶畑村俳人柏木官里辞世……一九六

願生寺

二〇七　天保一四年　八月　吉日　裾野市茶畑八〇二―三　茶畑村他二ヵ村建立

光明寺

二〇九　天明　六年一〇月　吉日　裾野市公文名三四三　公文名村横道巡礼供養塔……二〇三

祖師堂

二一八　明治一八年　二月一〇日　裾野市深良　柳澤文溪師墓表……一七七

東光寺

二一三　元禄一〇年　八月　九日　裾野市麦塚一八八―一　観秋童女・冷性童子墓碑……一五七

渡邉家墓地

二〇七　文化　九年　七月一九日　裾野市桃園　定輪寺　富沢村俳人渡邉虎杖辞世……一九七

唯念名号碑……二〇三

渡邉家墓地

裾野市須山　祖霊社

二五〇　文化一四年一一月二四日　須山村御師渡邉隼人祐辞世……五九八

裾野市葛山

二五三　元禄　五年　七月一五日　葛山村西国三十三所順礼供養塔……六〇五

裾野市岩波

二五四　正徳　三年　五月吉祥日　岩波村坂東秩父横道順礼供養塔……六〇六

裾野市久根

二五七　元文　四年一一月　吉日　久根村駿豆順礼供養塔……六一三

裾野市御宿

二六一　文化　八年一二月　吉日　御宿村秋葉山灯籠……六一五

裾野市石脇

二六三　文政　二年　三月二一日　石脇村木食観正碑……六一六

裾野市麦塚

二六四　文政一〇年　八月　麦塚村西国四国横道善光寺秩父坂東二百二十二番順礼供養塔……六一七

裾野市深良

二七〇　嘉永　三年　春　穀日　深良村町田唯念名号碑……六二七

あとがき

本巻は、高橋敏国立歴史民俗博物館教授を担当専門委員として編集に着手されました。「資料編近世」は深良用水編に続き、近世資料編としては二冊目となりますが、深良用水編とちがって村を中心とした広範囲な資料掲載となりました。

裾野市内には貴重な近世資料が膨大な数有り、その中から三七三点の資料に絞る事は大変な時間と労力が必要であった事と思います。

この様な中、高橋専門委員を始め、菊池邦彦・関根省治・柴雅房・井口俊靖・厚地淳司・伊東誠司の各調査委員が「資料編近世」編集のため調査開始以来御多忙中にもかかわらず打合せ、フィールドワーク等に積極的に参加していただきました事には心より感謝申し上げる次第です。

本巻を利用していただくについて、皆様方が、より使いやすく、又、判りやすくするために皆様方の村及び家が近世の時代どの様な構成の基に文化・宗教・政治の全般に渡りどの様な係わりを以て生活をしていたのか、又、多事な事象が起こり如何に解消していったか先人の努力の足跡を留めた利用しやすい資料編となっております。

最後になりましたが、資料調査・フィールドワーク等編集作業にあたりましては、資料所蔵者を始め関係各位の格別なる御理解と御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。又、印刷に際しましては、株式会社精興社様から多

大な御支援をいただきました事に謝意を表します。

平成八年三月

市史編さん室長　藤森秋親

裾野市史編さん関係者

市史編さん委員会

委員長	杉山政康	助役
副委員長	勝又　壽	学識経験者
委員	伊藤政秋	同
同	鈴木　強	同
同	芹澤充寛	同
同	羽田　勲	同
同	長岡安成	教育委員長
同	渡辺藤男	前教育委員長
同	有光友學	専門委員代表
同	芹澤　仁	教育長
同	川口陽市	企画調整部長
同	小野恵津子	総務部長
同	長田敏博	財政課長
同	大庭章生	企画調整課長
同	倉澤正行	学校教育課長

市史編さん専門委員

代表	有光友學	横浜国立大学教授
	高橋　敏	国立歴史民俗博物館教授
	中野國雄	日本考古学協会会員
	福田アジオ	新潟大学教授
	安田常雄	電気通信大学教授
	四方一瀾	国士舘大学教授

市史編さん調査委員

厚地淳司	静岡県立沼津東高等学校教諭
井口俊靖	加藤学園暁秀高等学校教諭
伊東誠司	一橋大学大学院社会学研究科博

	士課程	
岩崎信夫	東京都立目黒高等学校教諭	
岩田重則	東京学芸大学講師	
大串潤児	一橋大学大学院社会学研究科博士課程	
菊池邦彦	東京都立航空工業高等専門学校助教授	
斎藤弘美	日本民俗学会会員	
坂本紀子	早稲田大学大学院文学研究科博士課程	
柴　雅房	静岡県立沼津城北高等学校教諭	同
新谷尚紀	国立歴史民俗博物館助教授	同
杉村　斉	三島市郷土館館長	同
瀬川裕市郎	沼津市歴史民俗資料館学芸員	同
関根省治	静岡県立富士宮北高等学校教諭	同
西川尚男	沼津市立長井崎中学校教諭	同
仁藤敦史	国立歴史民俗博物館助手	同
東島　誠	東京大学大学院人文科学研究科博士課程	
松崎真吾	湘南学園中高等部非常勤講師	
松田香代子	日本民俗学会会員	
宮村田鶴子	日本民俗学会会員	
湯川郁子	白梅学園短期大学非常勤講師	

地区協力員

		（旧村名）
西地区	植松甲子男	石脇村
	杉山光正	佐野村
	加藤信雄	大畑村
	水口清文	二ッ屋新田
	歌崎久作	定輪寺村
	水口忠栄	伊豆島田村
	関野政雄	水窪村
	中西保男	二本松新田

東地区
同　藤原善次　稲荷村
同　清水四郎　茶畑村
同　芹澤　文　茶畑村
同　飯塚政高　麦塚村
同　星野直司　平松新田
深良地区
同　大庭三郎　深良村
同　倉澤秀雄　深良村
同　小林秀年　深良村
同　高橋利治　深良村
同　一之瀬和雄　深良村
同　長田　稔　深良村
同　藤森茂良　深良村
同　増田一男　深良村
富岡地区
同　杉本隆彦　今里村
同　西島秀雄　千福村
同　西島義禮　千福村
同　土屋誠吾　御宿村
同　勝又茂美　御宿村
同　勝又秋男　御宿村
同　勝又常一　葛山村
同　芹澤正巳　葛山村
同　柏木　仁　上ヶ田村
同　真田林蔵　下和田村
須山地区
同　杉山末雄　須山村
同　手綱拓史　須山村

事務局

教育長　芹澤　仁
教育次長　鎌野公種
市史編さん室長　藤森秋親
〃　主　幹　中村恒之（～平成六年度）
〃　主席主査　中野鈴子（～平成六年度）
〃　同　米山富美子
〃　主　査　市田弘志

〃　主　事　亀﨑浩子
〃　事務員　濱田　明
〃　同　永野武信
〃　同　今関裕美

本巻担当者氏名

○監修
高橋　敏

○編集・校正・執筆
第一章　関根省治
第二章　菊池邦彦
第三章　菊池邦彦
第四章　柴　雅房・井口俊靖
第五章　厚地淳司・高橋　敏・伊東誠司
第六章　高橋　敏
第七章　井口俊靖

○筆耕・校正協力者
松田仙三・米田雅子・黒田康子・中澤惠子
根本弘美

○筆耕協力者
勝又昭三・勝又花子・勝又　壽・鈴木　強
高木トシ・高橋具美・滝井みよ子・平野久子
渡辺光男・田辺　章・山下由委・赤尾賢子
小川うめ・佐藤安子・高田悦子・森　操子
渡辺あつ子

○校正協力者
髙久智広・田中伸一・新田美香

○口絵写真撮影
堤　勝雄

○扉絵
鈴木芳子　裾野市立鈴木図書館名誉館長

裾野市史　第三巻　資料編　近世

平成八年三月二十五日　発行
©
編　集　裾野市史編さん専門委員会

発　行　裾野市
静岡県裾野市佐野一〇五九番地
電話　〇五五九（九二）一一一一

印　刷　株式会社　精興社
東京都千代田区神田錦町三丁目九番地